昭和八年一月十日印刷
昭和八年一月十五日發行

國譯一切經 律部十九

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者 渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所 大東出版社
東京市芝區芝公園七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝(二一)一一六番
(三〇四〇)

製本所 雨角製本所

索引

(頁數は通頁を表す)

—律部十九索引終—

所の衣も、句を作さんに日數の多少は事に准じて應に知るべし。若し苾芻一日に衣を得、二日に衣を得んに、彼苾芻は十日內に於て前の所得の衣は應に持すべく、後の所得の衣は應に捨……等を(なす)べきなり。或は此を翻ずべし。若し作法せずして十一日明相出時に至らんに、二日中所得の衣は皆泥薩祇波逸底迦なり。」是の如く乃し三日……等に至りて衣を得んにも、事に准じて應に知るべし。若し苾芻、一日に二衣を得て乃し二日……等に至りて衣を得んに、應に前に同じて作法すべく、若し作法せずして十一日明相出に至らんに、皆泥薩祇波逸底迦なり。若し苾芻一日に衆多衣を得んに、若しは前若しは後なりとも應に一衣を持すべく、餘は皆作法するなり。若し作法せずして十一日明相出時に至らんに、皆泥薩耆波逸底迦なり。若し苾芻、一日に衆多衣を得て二日已去亦衆多衣を得んにも、作法は前に同ず。若し作法せずして十一日明相出時に至らんに、得罪は前に同じ。此等は皆是れ前の染が後に相續して過を生ずるに由りての故なり。若し[40]苾芻、泥薩祇衣を犯じつゝ、此衣を捨せず、宿を經ず、其罪を說悔せざらんに、若し餘衣を得んに皆捨墮を犯ず。若し苾芻、其泥薩祇衣は捨せりと雖、而も宿を經ず、罪を說悔せざらんに、餘の所得衣は並に捨墮を犯ず。若し捨衣し宿を經つゝも罪を說悔せざらんに、所餘の衣を得んに並に捨墮を犯ず、前の染に由りての故なり。若し苾芻、長衣を畜へ已りて捨墮を犯じつゝ三事を爲さゞらんに、凡そ所得の衣若しは鉢・鉢絡・水羅・腰條……乃至、所得の沙門の資具、養命の緣あるに隨うて、並に泥薩祇波逸底迦なり、前の染に由りての故に。若し捨衣し、經宿し、其罪說悔せんに、所餘の衣を得んとも並に皆無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。(此の初戒に明せる所の犯相三事法式の如くに、自餘の諸戒にして相似せるの事は更に重言せず、其の不同なるは事に隨ひて別出せり。)

【四〇】若苾芻犯泥薩耆衣此衣不捨不經宿其罪不說悔若得餘衣皆犯捨墮とあり。長衣をもちて作法せざりし時は十一日明相出時に到らばその長衣は泥薩祇衣即ち捨墮衣となる。即ち、其の犯罪衣は僧中に於て捨せなければならぬ。而して引き續いて捨墮罪を悔過すべきでなく、一日を經なくてはならぬ。一日を經て其の捨墮罪を悔過すれば如法である。しかし僧中に捨衣せず(不捨)、一日を經ず(不經宿)、其罪を悔過せざる(其罪不說悔)には、十一日十二日に供養衣を得るとも皆捨墮罪になるとの意なり。西藏律には、「比丘が衣を捨する時、それを捨て、離れしめて、罪を說悔して、他人に與ふれば、そこに罪はなきなり」とあり。藏律に離れしめてとは經宿の語に相當す。

る所の舊衣は何が所作せんと欲すべきかを辨せざりき。佛言はく、「所有舊衣及び餘の長衣は、應に親教師及び軌範師處に於て委寄想を作して之を持用すべし」。時に諸苾芻は爲に分別せず、久しきを經て持し畜へければ、世尊知しめし已りて諸苾芻に告げて曰はく、『我れ十利を觀じて重ねて汝等が爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして作衣已に竟り、羯恥那衣復出せるに、長衣を得んには十日を齊りて分別せずして應に畜ふべし。若し過ぎて畜へんには、泥薩祇波逸底迦なり」と』。

「若し復苾芻にして作衣已に竟り、迦恥那衣復出せるに」とは、作衣竟りて羯恥那衣を出せるに非ざるあり、羯恥那衣を出して作衣竟れるに非ざるあり、羯恥那衣を出して作衣も亦竟れるあり、作衣竟れるに非ず羯恥那衣を出せるにも非ざるあり。初句は、若し苾芻、浣染縫刺して作衣已に竟れるも、然も僧未だ羯恥那衣を出さゞるなり。第二句は、若し苾芻、作衣未だ竟らざるも、僧已に羯恥那衣を出せるなり。第三句は、若し苾芻、作衣已に了り、僧復羯恥那衣を出せるなり。第四句は、若し苾芻、作衣未だ竟らず、羯恥那衣も未だ出さゞるなり。「長衣を得んには十日を齊りて」と言へるは、謂はく、是れ十夜なり。長衣とは、謂はく、受持衣の外に別に餘衣あらんに、分別法を作して應に畜ふべきなり。「若し過ぎて畜へんに泥薩祇波逸底迦なり」とは、此物は應に捨すべく、其罪は應に說くべきなり。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、月の一日に衣を得んに、苾芻は十日內に於て應に[三九]持すべく、應に捨すべく、應に作法すべく、應に他に與ふべきなり。若し持せず、捨せず、作法せず、他に與へざらんに、十一日明相出時に至りて泥薩祇波逸底迦なり。若し苾芻、一日に衣を得て二日に衣を得ず、三日に衣を得て乃し十日に至り衣を得んに、持する……等を爲さずして十一日明相出に至らんに、九日中の所得の衣は皆泥薩祇波逸底迦なり。是の如くして乃し八日……等に至りて得たる

【三九】持するとは受持の作法をなすなり。捨するとは前の受持衣を捨するなり。作法するとは捨せる受持衣を分別することなり。若し分別せざらんには他に施與すべきなり。

是の如く世尊は諸の聲聞弟子の爲に學處を制したまひ已れり。佛、王舍城竹林中に在りて住したまひき。爾の時具壽大迦攝波は此城側なる阿蘭若小室中に在りて住せり。時に居士あり、毎に長夜に於て是の如きの念を作せり、「善い哉、我れ何の時に於てか大迦攝波に遇ふことを得ん、彼は是れ人天の供養する所、我當に食を施すに一上衣を以てすべしとて、手づから被服と爲せるに而も此願未だ滿さず」。時に彼居士は便ち上衣を持して具壽阿難陀の處に詣り、是の如きの語を作さく、「大德、阿難陀、頗し聖者大迦攝波は今何處に在るかを知れりや」。阿難陀報じて曰はく、『賢首、我聞けり、「聖者は阿蘭若小室中に在りて住せり」と』。居士曰はく、「大德、聖者は何の時に當に此に來るべきや」。阿難陀報じて言はく、「久しからずして當に至るべし、十五日長淨せん時に於て定んで當に此に至るべし」。居士曰はく、『大德は時を知りたまへり、我れ長夜に於て是の如きの念を作せり、「慶哉、我れ何の日に於てか大迦攝波に遇ふことを得ん、彼は是れ人天の供養する所、我當に食を施すに一上衣を以てすべしとて、手づから被服と爲せり。我に此願あるも猶ほ未だ滿足せず。大德、我が擬せる施衣は現に持して此に至れり、既に俗累に居して多く嬰纏あれば、幸に願はくは大德、迦攝波の來るを見て、爲に此衣を持して以て供養を申べられんことを、「我を哀愍して故に之を披著したまはんことを」と』。時に阿難陀便ち是念を作さく、「我れ衣を受けんには世尊の教に違せん、若し受けざらんには施主の福を障へ、大迦攝波は又衣利を闕かん。我今衣を持して往いて世尊に問ひまつらん、世尊は此を以て緣と爲して當に開許せらるゝことあるべけん」。時に阿難陀は爲に其衣を受けしに、居士辭去せり。阿難陀便ち彼衣を持して世尊所に詣り、雙足を禮し已りて具に以て佛に白すに、佛、阿難陀に告げたまはく、「善い哉善い哉、阿難陀、我未だ聽さゞる者、今汝預じめ知れり。若し婆羅門・居士ありて苾芻に衣を施さんには、彼諸苾芻は須らく應に爲に受くべし、應に舊衣を捨すべく、當に新者を(受)持すべきなり」。時に諸苾芻は此語を聞くと雖、仍未だ捨せ

前に施主たらんことを請ふ必要もなしとする。これ有部律行事として最も留意すべき所である。

……彼坐せる苾芻にして其事を自言せんには、二法の中に於て應に一々法に隨ひて彼苾芻を治すべし、……若しは僧伽伐尸沙、若しは波逸底迦なり……或は鄔波斯迦の所說の事を以て彼苾芻を治せよ。是を不定法と名く」と。二不定法竟る。

三十[三四] 泥薩祇波逸底迦法

初に頌に攝して曰はく、

「持と離と畜と浣衣と　取衣と乞と過受と
同價及び別主と　遣使と衣直を送るとなり」。

[三五]有長衣不分別學處第一

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に諸苾芻は多く三衣を畜へ、毎に齒木を嚼む時、手足を洗濯し、[三六]二師を禮拜し及び世尊を禮し、寺宇を掃灑し、或は牛糞を塗り、或は村に入りて乞食し、或は飲食を噉ひ、教を受け法を聽く(時に)於て、此等の時に於て各別に衣を著し、舒張叠して多く營務あり、善品を修し讀誦し思惟するを廢せり。時に少欲苾芻は見て共に嫌恥すらく、「云何が苾芻、多く長衣を畜へて正業を修するを廢せる」。諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は諸苾芻を集めたまひ…… 廣く說けること前の如し……問うて實を知り已り、種々に多欲にして足せず、養ひ難く滿ち難きを呵責し、少欲知足にして養ひ易く滿ち易く、量を知りて受け杜多行を修するを讚歎して、諸苾芻に告げて曰はく、『……廣く說き……乃至、我れ十利を觀じて諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、作衣已に竟り、羯恥那衣復出さんに、長衣を得んには分別して應に畜ふべし。若し分別せずして畜へんには、泥薩祇波逸底迦なり」」

【三四】 泥薩祇波底迦法(naiḥsargika pāyattika)。捨墮律部八、註(八の一)參照。
【三五】 捨墮法第一有長衣不分別學處。十三資具衣以外に餘分の衣を有しつゝ、適當なる處置をせざるを制す。
【三六】 二師。和尙と阿闍梨即ち親教師と軌範師となり。
【三七】 作衣等。律部八、註(八の四二・四三)參照。
【三八】 分別。舊律の說淨に當るも、藏律には相當語なし百一羯磨(寒五・七五左)に十三資具衣以外の自餘の長衣に二師及び餘の尊類に於て委寄を作すべし。應に其物を持して餘の苾芻に對して是の如きの說を作すべし、「具壽、存念せよ、我は某甲なり、此長衣ありて未だ分別を爲さゞれば是分別すべきなり、我今具壽の前に於て分別を作し、鄔波駄耶を以て委寄者と作して我今之を持せん」と。第二第三亦是の如くに說くなりとあり。此下に義淨は「但此の如き一途の分別衣法ありて更に舊律に言ふが如き展轉淨施・眞實淨施の事なし。設ひ餘文にありとも有部の教にあらず」と。註してをる。即ち二師前に於て述べて委寄するの想をなして其離著を表し、以て已に屬するの累を離るゝなり。然も

の所有行法は、我今當に說くべし。彼れ得法し已らんに應に人に出家を與へ、及び圓具を受け、及び依止と作るべからず。求寂を畜ふるを(得)ず、是れ先より畜へたりと雖與に圓具を受くべからず。應に苾芻の破戒・破見・破威儀・破淨命を見るとも應に詰責して與に憶念を作すべからず。應に苾芻を教授すべからず、應に苾芻尼を教授すべからず、設し先に差せんにも亦應に往くべからず。共に褒灑陀及び隨意事を作すを(得)ず、單白・白二・白四を作すを(得)ず。若し更に餘に毘奈耶を解せんとする者あらんにも、衆中に於て毘奈耶を說くを(得)ず、其得法の苾芻にして教に依はざらんには越法罪を得ん。若し此苾芻にして心に恭敬を生じ、隨順して違ふことなからんには、應に界內に於て衆に從ひて[二九]解を乞ふべく、若し衆にして彼人悉く皆依ひて實に違背することなきを知らんには、應に爲に解を作すべきなり。前に同じく集僧し已るに、其得法の苾芻は常の威儀の如くして敬を致し已り、上座の前に於て蹲踞合掌して是の如きの言を作せ、『大德僧伽聽きたまへ、我名は某甲なり、僧伽は與に覓罪自相法を作せり。我心恭敬し隨順して違ふことなかりき。今、界內に於て衆に從ひて解を乞はんとす。僧衆、我が爲に羯磨を作したまはんことを。其事皆捨して敢へて違逆せじ。唯願はくは僧伽、我が爲に覓罪自相羯磨を解きたまはんことを、慈愍の故に』。是の如くに再三せんに、次に一苾芻は爲に羯磨を作すべし』[三〇]。其不定法は、初と第二事と多く相似せり、中に於て別なるは、卽ち初の如きは室羅伐城に在りて鄔陀夷苾芻と故二笈多とは是れ犯を起せる人、鹿子母毘舍佉鄔波斯迦は而ち其事を說けるなり。第二は王舍城に在りて[三一]室利迦苾芻と長者婦[三二]善生と[三三]鄔褒灑陀鄔波斯迦となり。前は三事に據るもの、是れ婬を行ずるに堪へたる屛障の處なればなり。後は是れ二事なり、婬を行ずるに堪へざる處に在ればなり、此を異相と爲す。應に是の如くに說くべきなり、『若し復苾芻にして獨一女人と屛障に非ざる、婬を行ずるに堪へざる處に在りて坐し、正信の鄔波斯迦ありて二法の中の隨一に於てして說かんに……若しは僧伽伐尸沙、若しは波逸底迦なり

【二九】 解を乞ふとは、覓罪相羯磨を加して制裁せる僧伽作法を解除して本比丘に復せんことを願ふなり。

【三〇】 第二不定法。本文に第三事とあるも、宋・元・明・宮本によりて第二事と改む。

【三一】 室利迦(Sirika)。十誦律に尸利比丘とせり。

【三二】 善生(Sujātā)。十誦律に修闍多居士婦とせり。

【三三】 鄔褒灑陀(Upoşadha)。十誦律に布灑陀居士婦とせり。

よ、是を不定法と名く」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、鄔陀夷、若しは更に餘の是の如きの流類あるなり。「獨」とは、唯獨の苾芻なり。「一女人」とは、更に餘の伴の女・男・黃門なきなり。「女人」とは、若しは婦・童女にして不淨行を行ずるに堪へたるなり。「屏障に在り」とは、五種屏處あり、一に牆、二に籬、三に衣、四に叢林、五に闇夜なり。「坐」とは、若しは牀若しは座の乃し高さ一尋內に至れるなり。「婬を行ずるに堪へたる處」とは、謂はく處として不淨行事を作すに堪へたるなり」。「正信鄔波斯迦ありて」とは、謂はく、佛法僧に於て深く敬心を起して[三六]不壞信を得、四眞諦に於て疑惑あることなくして見諦果を得、假令失命の因緣にも故妄語せざるなり。「三法」と言へるは、是れ數を擧げたるなり。「一々法に隨ひて說く」とは、謂はく、四他勝・十三僧殘・九十墮罪にして、此罪中の隨一に於て犯あるなり。然して此正信鄔波斯迦は罪に於て識らず、亦復犯罪の因起を識らず、但彼苾芻の自ら上人法を得たりと稱し、女人と共に身相觸れ、或は時に飮酒し、掘地し、壞生し、或は非時食せるを見んに、此は是れ不定事にして揩准なきが故に、彼苾芻は應に如法治して其をして說悔せしむべきなり。

此中の犯相、其事云何。若し正信の鄔波斯迦にして、「我れ彼苾芻の女人と共に獨行せるを見たるも住・坐・臥せるを見ず」と云ひ、或は「我れ行・住せるを見たるも坐・臥せるを見ず」と云ひ、或は「行・住・坐せるを見たるも臥せるには非ず」と云ひ、或は「行・住・坐・臥せるを見たり」と云はんには、此等は皆鄔波斯迦の所說に依りて之を治するなり。若し正信の鄔波斯迦にして、彼苾芻の女人と共に行・住せる等を見て之に對問せん時、而も苾芻其事に順はざらんには、應に[三七]覓罪相羯磨を與ふべきなり。應に是の如くに與に座を敷きて犍稚を鳴らし、先に爲に衆に言白し、衆既にして集まり已らんに、一苾芻をして其羯磨を作さしむべきなり。佛、諸苾芻に告げたまはく、「[三八]其覓罪自相苾芻

[三六] 不壞信。四不壞淨、三寶及び戒を信じて壞せざるなり。

[三七] 覓罪相羯磨。律部九、註(一三の二二・二七)以下の本文參照。罪を自白せざる比丘に對して、眞實の罪相を自白するまで比丘の資格を奪ふ作法なり。

[三八] 覓罪自相苾芻行法。罪の當相を覓めんとて羯磨作法によりて比丘の資格を奪はれたる比丘の行法。律部八、註(一三の三〇)參照。

即ち爲に妙好の牀座を敷設し、進みて迎へて曰はく、「善來、大德、此處の牀座に宜しく應に坐に就くべし」。時に鄔陀夷は即ち便ち坐に就くに、笈多禮し已りて遂に鄔陀夷と膝を壓して坐せり、法を聽かんが爲の故に。時に鄔陀夷は即ち美妙の言辭を以て其が爲に法を說けり。時に鹿子母毘舍佉は說法の聲を聞いて是の如きの念を作さく、「此は是れ大德鄔陀夷にして、彼れ笈多の爲に妙言辭を以てして法要を宣ぶるなり、美なること新蜜の如し、我當に彼に就りて其說法を聽くべし」。時に毘舍佉は即ち笈多の處に詣りしに、鄔陀夷と膝を壓して坐せるを見、見已りて念を生ずらく、『此は出家人の應に作すべき所には非じ、若し不信の人ありて斯事を見んには、定んで「苾芻は女人と與に私屛處に於て共に非法を行ぜり」と謂ひて、[二四]長衆譏嫌せん。我今宜しく此因緣を以て世尊に白して知らしめまつるべし』。時に毘舍佉は便ち佛所に詣り、佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、具に上事を以てして世尊に白さく、『唯願はくは世尊、今より已去は諸の聖衆の爲に其學處を制して、「應に屛處にて獨、女人と與に一處にして坐すべからず」との憶念を生ぜしめたまはんことを、慈愍の故に』。爾の時世尊は毘舍佉の請を受け已りて默然して住したまへり。時に毘舍佉は佛默然したまへるを見て禮し已りて去りぬ。爾の時世尊は此因緣を以て苾芻衆を集めたまへり、二事の爲の故に。一には我が諸の聲聞弟子をして、此事の應に作すべからざることを識知せしめんが爲の故に、二には諸學處を制せんが故なり。爾の時世尊は知りて而して故に問ひたまひ……廣く說けること前の如し……乃至、『我れ十利を觀じて諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、獨一女人と與に屛障に於て婬を行ずるに堪へたる處に在りて坐し、[二五]正信鄔波斯迦ありて三法中の隨一に於てして說かんに……若しは波羅市迦、若しは僧伽婆尸沙、若しは波逸底迦なり……彼坐せる苾芻にして其事を自言せんには、三法中に於て應に一々法に隨ひて治すべし、……若しは波羅市迦、若しは僧伽伐尸沙、若しは波逸底迦なり……或は鄔波斯迦の所說の事を以てして彼苾芻を治せ

【二四】長衆。長は多の義、衆多なり。

【二五】正信鄔波斯迦。可信優婆夷なり、律部八、註（七の一五九）參照。

莎訶更に語ること勿れ」。

浣盆應に默然すべし

夫便ち問うて曰はく、「此の明呪、其義云何」。答へて曰はく、「若し更に我を打たんには當に其義を說くべし」。夫曰はく、「若し義を說かざらんには更に相打たじ」。浣盆此より氣を掩ひて言なかりき。諸苾芻、往時の月子婆羅門とは卽ち我身是なり。彼浣盆とは卽ち闡提是なり。往時に我が族望を恃みて人を欺誑せるに、今者還我宗を恃みて諸の同梵行者を欺けるなり。是故に汝、諸苾芻よ、應に勢力に憑恃して人を欺蔑すべからず、當に自ら心を攝し謙下して住すべし」。

「諸大德、我已に十三僧伽伐尸沙法を說けり。九は初に便ち犯じ、四は三諫に至るなり。若し苾芻にして一々犯に隨ひて故に覆藏せんには、覆藏せる日に隨ひて、衆は應に與に[一八]不樂波利婆沙を作すべし。波利婆沙を行じ竟らんに、衆は應に與に[一九]六夜摩那埵を作すべし。摩那埵を行じ竟らんに餘は[二〇]出罪あり、應に二十僧中にて是苾芻の罪を出すべし。若し一人を少いて二十衆に滿たさらんには、是苾芻の罪は除くを得ず、諸苾芻は皆罪を得ん。此は是れ出罪の法なり。[二一]今問ふ、諸大德、是中淸淨なりや不や。……第二第三に亦是の如くに問ひて……諸大德、我れ衆の淸淨なるを知れり、其默然せるに由りての故に、我今是の如くに持つ」と。

[二二]二　不　定　法

頌に攝して曰はく、

「若し屛障中　　婬欲を行ずるに堪へたる處に在ると

及び非障處に在りて　　第三人あることなきとなり」。

爾の時世尊は室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽鄔陀夷は日の初分時に衣を著し鉢を持し、城に入りて乞食して次に故二なる[二三]笈多の舍に至れり。是時笈多は遙に鄔陀夷の來れるを見て、

【一八】不樂波利婆沙。本文には隨覆藏日應與作不樂波利婆沙…とあり。波利婆沙は別住と譯す。藏律には「比丘がそれらの中でいづれの一なりとも犯せる時に、いやしくも知りながら隱す時は、彼は欲せぬながらも別住をなすべきなり。欲せずながら別住を作して後に、六日間に大衆を喜ばすことを行ふべし」とあり。卽ち大衆は遺憾ながらも別住法を加し與へなければならぬとの意なり。

【一九】六夜摩那埵。摩那埵(mānāpya)は意喜と譯す。六日の間衆僧を喜ばす作法、卽ち別住を了りて僧と共住しながら懺法を行ふなり。行法は律部十四、註(二三の二三)本文參照。

【二〇】出罪。律部十四、註(二三の二四)阿浮呵那の本文參照。

【二一】今問ふ已下の文は戒本に存する文なり、此處に此文を引くは、これ廣律なるものは戒本に依りて因緣廣解を附せるものなることを推し得るの證なり。

【二二】二不定法(dvāv aniyatau)。

【二三】笈多(Guptā)。掘多とも音寫す。童子迦葉の母なり。

婦言はく、「大伯、幾の物を奉上せんに本情に稱ふを得るや」。其伯答へて曰はく、「五百金錢を得んに呪を以て相與へん」。其婦卽ち便ち五百金錢を以て奉じ禮足して請うて曰はく、「幸に願はくは恩慈もて我に家呪を賜はんことを」。其伯報じて曰はく、「我が歸るの日を待ちて當に持し來るべし」。婦旣にして許を蒙り情に明呪を欣びて、其夫に語げて曰はく、「仁が家兄久しく此に至れり、何ぞ發遣して故居に還らしめざる」。夫云はく、「賢首、汝、路糧を辦じ並に飲食を設けよ、我れ商旅を求めて資もて行人に贈らん」。卽ち便ち外に出でて商旅を求覓せるに、新婦遂に五百金錢を持して法術を求請せり。伯、物を受け已るに卽ち呪を說いて曰はく、

「(一七)半城の人共に悉し　　親族並に皆知れり
浣盆應に默然すべし　　莎訶、更に語ること勿れ」。

明呪を說き已るに新婦に報じて曰はく、『此呪の義は深し、汝當に熟誦すべし。如し其我弟にして更に鞭打せん時、卽ち便ち報じて曰へ、「且らく杖を行ずること勿れ、我れ爲に家呪を誦するを待て」と。若し呪義を問はんに便ち可しく答へて言ふべし、「若し更に瞋呵せんには我當に廣說すべし」と』。其夫外に出でて商旅を覓め得、如法に贈りて月光を送り、歸鄉して舍內に還來せり。其婦念を生ずらく、「我れ呪を得たりと雖未だ驗ありや不やを知らず、我今可しく試むべし」とて、洗浴の具も並に預じめ安ぜず、飲食・所須も亦爲に辦へざりき。夫從いで水を索めしに、報じて曰はく、「水なし」。「我今極めて飢えたり、可しく飲食を與ふべし」。報じて言はく、「食も亦未だ作さず」。卽ち便ち瞋怒して之を罵りて曰はく、「比兄在りし爲に我れ汝を治せざりき」とて、遂に便ち手を擧げて其妻を打たんと欲せり。妻曰はく、「君宜しく且らく止めて、家呪を誦するを聽くべし」。報じて曰はく、「誦し看よ」。卽ち呪を說いて曰はく、

「半城の人共に悉し　　親族並に皆知れり

【一七】 半城人。藏律には「他の多くの人々や他の家々にも知られ、村人、同族の人にも知られておる、故に默然せよ、浣盆よ」とあり。半城の半に相應する語及び莎訶に相應する語は藏律に無し。しかし、莎訶は svāhā の音寫、眞言の結句にして、成就、吉祥、圓寂、警發の義なれば、今は結句にあらざるも、警發の義に見るべきならん。律部八、註(七の九一)の本偈と相違せるは注意すべし。

を習ひて其家巨富にして多く資財あり。貧富恒なく、業命何ぞ定まらん」。時に諸商人既にして交易し已り、諸貨物を持して石砌城に還り、月光に告げて云はく、「我れ室羅伐城に於て汝が弟浣盆に見えぬ、四明論を善くして大臣が女聟と爲り、其家巨富にして多く財產ありき」。彼兄聞き已りて便ち母に告げて曰はく、「我聞けり、浣盆は室羅伐に在り、勢力豪富にして常人に異るあり」。其母之を聞いて情に不喜を生ぜり。後に異時に於て月光の家資漸く貧悴を見せるに、母便ち告げて曰はく、「汝前に聞けるが如くんば、浣盆は是れ汝が弟なり、彼既に巨富ならんに、汝宜しく往いて所有錢財を看るべし、或は相濟はるべけん」。月光報じて曰はく、「前には婢兒と云へるに今兄弟を成ぜりや」。母命に違せず、便ち室羅伐城に往けり。時に浣盆聞くらく、「大兄あり其名は月光、諸商旅と與に此城に來至せり」と。卽ち便ち疾く商人の處に往き、既にして迎見し已り歡喜跪拜して兄に白して言さく、「我自ら名を立てゝ名けて月靜と爲せり、浣盆の字は復口に陳ぶること勿れ」。兄答ふらく、「是の如し」。便ち其兄を引いて所住の宅に詣り、其婦に報じて曰はく、「此は是れ我が大兄なり、汝可しく心に存して好く須らく供侍すべし」。婦既にして聞き已りて敎に依ひて供給せり。其月光は器量溫雅にして爲に共住し易きに、浣盆が稟性は獷暴にして祇承すべきこと難く、妻室處に於て常に楚毒を行じければ、時に新婦便ち月光に白して曰さく、「伯は家弟に於て一乳の所資なるに、何の意にてか伯は則ち寬恕仁慈にして弟は乃し剛獷惡性なる」。伯便ち報じて曰はく、「家弟の稟性是の如きなり、汝復未だ家呪を誦せず、此に緣りて苦楚して共に相煎迫するなり」。婦言はく、「大伯、幸に願はくは恩慈もて我に家呪を賜へ」。時に月光は伽他を說いて曰はく、

「明呪は人に惠まず、　呪を以て換へて方に與へんには
或は時に承事するを得　或は復珍財を獲ん
若し是の如くせさらんには　縱ひ死すとも傳授せじ」。

漸次に遊行して室羅伐城に至りぬ。時に此城中に[一五]大臣婆羅門あり、唯一女ありて儀容端正にして人の樂觀せる所、年漸く長成して婚禮を爲すべかりき。時に婆羅門遂に是念を作さく、「我が少女には族望を求めず、錢財を覓めず、容色の爲に而ち婚娉を作さず、若し其人ありて能く我所に於て、四明論を學して善く通達せんには我當に之に娉ふべし」。是時月靜は他鄕に客遊して情、學業に存せり、婆羅門の所に詣りて之に白して曰さく、「我今意に大師處に就て四明論を習はんと欲す」。問うて曰はく、「汝、何よりして來れる」。答へて曰はく、「我れ石砌城よりして來れり」。問うて曰はく、「彼城の人物は汝並に識れりや不や」。答へて云はく、「我識れり」。問うて曰はく、「汝、大婆羅門月子を識れりや不や」。月靜聞き已るに覺えず啼泣せり。彼便ち問うて曰はく、「汝何の故に啼くや」。答へて云はく、「彼は是れ我尊なりしに、身已に亡歿したれば」。師之に報じて曰はく、「彼は是れ我友なり、久しく與に別離せるに今已に亡しと云はんとは、誠に悲悼すべし」とて、因りて卽ちに攝受せり。彼便ち銳意、四明を勤學せるに、稟性聰敏なりければ未だ歲月を盈たざるに、所習の論に於て咸く皆洞曉せり。時に婆羅門便ち是念を作さく、「我に宿願あり、所生の女には族望を求めず、錢財を覓めず、容色の爲にせず、若し其人ありて能く我所に於て四明論を學して、善く通達せんには我當に之に娉ふべし」[一六]。卽ち便ち種々瓔珞を以て其女を嚴飾して宗親を召命し、門に火祀を設け、左手に女を携へ右手に缾を持ち、吉祥水を以て月靜の手に注ぎて之に告げて曰はく、「摩納婆、今我れ女を以て汝に授けて妻と爲さん。」月靜之を受けて火を旋りて三匝せるに、餘の婆羅門は同聲に呪願すらく、「願はくは長壽無病なるを得て宗門吉昌ならんことを」。卽ち便ち廣く賓會を設けて共に婚禮を成じければ、爲に大臣愛念し、家室を撿挍して所有取與は咸く皆委付せり。其家巨富にして多く珍財あり、遠近の商人臻湊せざるはなかりき。時に石砌城の商人、諸貨物を持して室羅伐城に到りしに、便ち浣盆を見て共に相謂ひて曰はく、「此の浣盆は今者乃ち大臣が女夫と作り、善く衆藝

【一五】大臣婆羅門。國王の補臣婆羅門、卽ち國師婆羅門の義なるべし。律部八、註（七の八七）弗盧醯大學婆羅門の下參照。

【一六】婚姻法式。

相供給せしむべけん」。時に彼婦女旣にして是語を聞いて卽ち便ち驚惱し、遂に私念を生ずらく、「此婆羅門は稟性暴惡なり、我れ敎に依はざらんには當に欻辱せらるべけん」。其夫に報じて曰はく、「我實に知らざりき、此使女は君が私愛ありしを。今より已去乃し戲笑に至るまで亦敢へて麁言せじ」。而ち彼孩子を浣盆の中にして外に棄てんと欲せるに由りて、家人此に因みて名けて[一三]浣盆と作せり。其浣盆孩子、凡そ所餐の膳は父と同食し、請喚處あらんには携へて以て供行せり。後に異時に於て其婆羅門は身疾病に嬰りければ、長子月光に告げて曰はく、「我亡からん後汝乏くる所なきも浣盆童子は年幼稚に在れば、當に須らく憂念して苦樂是れ同じくすべし」。時に月光は父敎を敬受せり。其父藥餌を加へたりと雖、瘳損を見ずして因りて卽ちに命終せり。頌ありて曰へるが如し、

「積聚せるは皆消散し　崇高なるは必らず墮落し
合會せるは終に別離し　有命は咸く死に歸せん」。

時に婆羅門旣にして身亡り已るに妻子親族悲號啼泣し、雜色の繒綵を以て喪轝を嚴飾し、屍林に送り往いて如法に燒き已り、本處に還歸して憂を懷きて住せり。時に月光は浣盆に命じて曰はく、「爾來我と共に一處に同食せよ」。其母報じて曰はく、「汝應に婢兒と共に同食すべからず」。兒、母に告げて曰はく、「比來常に是れ我が弟なりと云へり、如何ぞ今日忽ちに婢兒と作せる」。便ち子に報じて曰はく、「汝が父在りし時は稟性暴惡なりければ、誰か復敢へて對ひて喚ぶに婢兒と作さんや」。時に浣盆は斯語を聞き已るに、親母の所に往いて其母に白して曰さく、「我豈に實に是れ婢の所生ならんや」。母便ち報じて曰はく、「皆往業に由りてなり、誰か復婢兒なる、强弱相欻んずるは自ら是れ常事のみ。此の婆羅門婦は極めて是れ惡行なれば、汝今宜しく自ら他鄕に活く[illegible]し」。時に浣盆卽ち便ち母を辭して他邑に客遊し、卽ち自ら名を改めて號して[一四]月靜と爲せり。是時月靜は

【一三】浣盆。藏律も洗濯盥に相當するの語なり。梵文 Kuṇḍalaka（洗浣器）なりしか。

【一四】月靜。藏律には月寂靜の語に相當せり。

存せんには、幸はくは能く意を降して我と共に交歡せんことを」。婆羅門曰はく、「汝今何ぞ用つて此交歡を作さんとするや、我當に汝に五百金錢を與へ、汝を放して良と爲すべし、長く賤稱なけん」。使女答へて曰はく、「大家、我れ放を蒙ると雖賤名を免れじ、愍念の心あらんには交歡せんこと是れ勝れたり」。婆羅門曰はく、「汝が所願に隨はん、月期若し過ぎて身淨なるの時來りて我に報ずべし」。後に異時に於て月期ありて身淨なりければ、即ち便ち主に白さく、「我今身淨なり」。是時家主共に交密を行ぜるに、便ち即ち娠ありき。時に婆羅門の婦既にして自ら審察して夫と婢と竊に交通あるを知り、即ち婢所に於て鞭打し楚毒すること特に常時に異り、弊衣麁食もて身口に充さゞりき。使女自ら念ずらく、「豈ぞ薄福の有情ありて我胎內に託せる。初めて娠ありし日より、婆羅門婦即ち便ち我に於て其杖木を加へ、惡衣食を與へんとは」。後の時、月滿ちて便ち一男を誕みしに、使女念を生ずらく、「此は是れ薄福の有情なり、初め娠ありし日より、婆羅門婦は極めて楚毒を加へて、我をして衣食自ら軀に充たざらしめたれば、若し其長大せんに飢貧更に甚しからん」。是念を作し已るに即ち孩兒を取へ、浣盆中に置れて外に棄てんと欲せり。時に婆羅門見て問うて曰はく、「賢首、此の浣盆內は是何物なりや」。答へて言はく、「物なし」。婆羅門曰はく、「可しく將ち來るべし、看ん」。乃ち盆內を見るに新生の孩子ありければ、問うて言はく、「汝、棄てんと欲せりや」。使女悲啼して之に告げて曰はく、「此は薄福の物なり、處胎の後は大家即ち便ち倍嚴酷を增し、弊衣惡食自ら軀に充たざりき、若し其長大せんに飢貧更に甚しからん、此因緣に由りて我今棄てんと欲せるなり」。婆羅門曰はく、「此に復何の辜かあらん、是れ我が過ならくのみ」とて、美言もて慰喩して其をして收養せしめ、其婦に報じて曰はく、「汝豈に憶せざらんや、我前に病に遭ひて命須臾に在りしに、而も汝及び子は皆問はざりしを。我今日に於て存命するを得たるは、皆是れ使女恩養の力なり。汝若し此に於て好惡共に同じくせんには善し、若し爾らざらんには我當に彼を立てゝ以て家長と爲し、汝を婢使と爲して

此中の犯相、其事云何。[六]諸苾芻の如法に諫むるを知りつゝ……(別諫せん)時……得罪の輕重は亦前に說けるが如し。

時に諸苾芻は咸く皆疑ありて佛に白して言さく、「世尊、此闡陀苾芻は何の因緣ありてか如來の[七]族望勢力に依託して、諸の善好苾芻の前に對ひて自ら恃み傲り漫りて麤辱語を作せる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『闡陀苾芻は但に今日我に恃託して、故に諸苾芻を憍れるのみには非じ、過去世に於ても亦我に恃託して、諸の善好の婆羅門・居士中に於て、自ら己身を衒ひて亦憍慢を爲せり。汝今應に聽くべし。[八]往昔時に於て[九]石砌城中に婆羅門あり、名けて[一〇]月子と曰ひ、同類族に於て女を娶りて妻と爲し、未だ久しからざるの間に便ち一息を誕み、其が與に字を立てゝ名けて[一一]月光と爲せるに、年漸く長大して頗る家業を知れり。後に異時に於て其婆羅門の身病苦に嬰りしに、彼が妻子は捨てゝ問はざりき。其家に婢あり、是の如きの念を作さく、「此婆羅門は日々中に於て[一二]百過手を擧げて以て衣食を求めて我等に資給せり、今病苦に遭ふも妻子問はず、彼既に是れ我曹が主なり、相看侍せざらんには是れ應しからざる所なり」。卽ち便ち往いて醫人の處に詣りて告げて言はく、「賢首、仁、月子婆羅門を識れりや不や」。醫人報じて言はく、「我先に曾て識れり、今者如何」。其婢報じて曰はく、「今、病苦に遭へるも妻子問はず、仁今我が爲に可しく藥方を處むべし」。醫人答へて曰はく、「彼が妻子にして既に其問はざらんには、更に何人ありてか爲に瞻養を作せる」。「婢曰はく、「唯我れ看侍せるのみ」。醫人卽ち爲に病に依りて處方し、婢親しく供給して藥餌を蒙加せしに、病痊瘳するを得たり。時に婆羅門便ち是念を生ずらく、「我れ疾苦に遭へるも妻子問はざりき、我今活くるを得たること皆是れ使女の恩なり、既に劬勞あり寧ぞ報ぜざるべけんや」。使女に命じて曰はく、「賢首、我れ病苦に遭へるも妻子問はざりき、我今活くるを得たること皆是れ汝が恩なり、汝何をか求めんと欲せる、皆所願に隨はん」。使女答へて曰はく、「大家若し我處に於て私愛を

【六】本文に知諸苾芻如法諫時得罪輕重亦如前說とあり。前卷の終りの犯相を照合して、更に少しく補ひて譯出せり。

【七】族望。氏族と門望（家柄）。

【八】闡陀比丘本生譚。律部八、註（七の八六）の本文對照。

【九】石砌城。藏律によるにTakṣaśilā（德叉尸羅國）の譯なり。

【一〇】月子。藏律には月稱の語に相當せり。

【一一】月光。藏律には日月の語に相當せり。

【一二】本文に此婆羅門於日々中百過擧手以求衣食資給我等とあり。

る」。種々に訶責し已りて(言はく)、「……乃至、我れ十利を觀じて諸弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、惡性にして人語を受けず、諸苾芻は佛所說の戒經中に於てして法の如く律の如くに勸誨せん時、諫語を受けずして言はん、「諸大德、我に向ひて少許をも若しは好若しは惡を說くこと莫れ、我も亦諸大德に向ひて若しは好若しは惡を說かじ。諸大德、止めよ、我に勸むること莫れ、我を論說すること莫れ」と。諸苾芻は是苾芻に語げて言はん、「具壽、汝、諫語を受けざること莫れ、諸苾芻は戒經の中に於てして法の如く律の如くに勸誨するの時、應に諫語を受くべし。具壽、法の如くに諸苾芻を諫めよ、諸苾芻も亦法の如くに具壽を諫めん。是の如くにして如來應正等覺佛の聲聞衆は便ち增長するを得て共に相諫誨せん。具壽、汝應に此事を捨つべし」と。諸苾芻是の如くに諫めん時捨てんには善し、若し捨てざらんには應に可しく再三慇懃に正諫すべし。(正諫せん)時に教に隨ひて應に詰めて是事を捨てしむべし。捨てんには善し、若し捨てざらんには僧伽伐尸沙なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、是れ闡陀なり、若しは更に餘に是の如きの流類あるなり。「惡性にして人語を受けず」とは、若し善苾芻、隨順言を以て正理に違せずして正しく勸諫せん時、自ら己情を用ひて相領納せざるなり。「諸苾芻」とは、謂はく、此法中の人なり。「佛所說の戒經中に於て」とは、佛とは謂はく大師なり、戒經中に於てとは四波羅市迦・十三僧伽伐尸沙・二不定・三十泥薩祇波逸底迦・九十波逸底迦・四波羅底提舍尼・衆多學法・七滅諍法なり、經とは是れ[五]比次略詮の義なり。是の如き等の法律に依りて勸誨せん時、他語を受けず、自ら惡性を守りて堅執して住するなり。「諸大德、我に向ひて若しは好若しは惡等を說くこと莫れ」とは、謂はく、好事も勸むるを須ゐず、惡事も相遮する勿れとなり。此等は皆是れ別諫の詞なり。「大德、止めよ」とは、更に重ねて慇懃に語……乃至、三諫を受けざることを彰はせるなり。……廣く說けること前の如し。

【五】比次略詮。次第を立て要略して詮示する義。

てして法の如く律の如くに正諫せるの時、自ら受語せずして是の如きの說を作さく、「汝、諸具壽、我に向ひて若しは好若しは惡を說くこと莫れ、我亦諸具壽に向ひて……乃至少許をも若しは好若しは惡を說かじ。諸具壽、止めよ、我を諫むること莫れ」。時に諸苾芻は便ち爲に別諫せるに、別諫せるの時闡陀は遂に便ち其事を堅執して是の如きの語を作さく、「我說は是れ實にして、餘は皆虛妄なり」と。僧は今白四羯磨を以て彼闡陀を諫めんとす、「諸苾芻は佛所說の學處經中に於てして法の如く律の如くに正諫するの時、自ら諫語を受けずして是の如きの說を作すこと莫れ、諸具壽、我に向ひて若しは好若しは惡を說くこと莫れ、我も亦諸具壽に向ひて……乃至少許をも若しは好若しは惡を說かじと。具壽闡陀、汝今應に自身に諫語を受けざることを捨つべし」と。若し諸具壽にして、僧が具壽闡陀の與に白四羯磨を作して、「汝、具壽闡陀、諸苾芻が佛所說の學處經中に於て法の如く律の如くに正諫するの時、自身に諫語を受けざること莫れ。具壽、自身に當に諫語を受くべし。諸苾芻は法の如く律の如くに具壽を諫め、具壽も亦法の如く律の如くに諸苾芻を諫めんに、是の如くして如來應正等覺の苾芻僧衆は便ち增長するを得ん。謂へ、展轉して相諫め、展轉して相教へ、展轉して說悔するに由りての故なるを。汝、具壽闡陀、應に自身に諫語を受けずして僧の諫事に違せんことを捨つべし」と、其事を曉喩せんことを忍許せんには默然したまへ、若し許さゞらんには說きたまへ。此は是れ初羯磨なり』と。第諫第三も亦是の如くに說くなり、結文は准知せよ』。時に諸苾芻は佛の敎を受け已りて法に依りて諫めたるに、諫むるの時に當りて闡陀苾芻は前の所說の如くにして云へらく、「我說は實に爾り、餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は此因緣を以てして具に世尊に白さく、『「大德、我等は敎を奉じて白四法を以て闡陀を諫めたる時、然り彼は諫語を受けずして云はく、「我說は實に爾り、餘は皆虛妄なり」と』。爾の時世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、知りて而して故に問ひたまはく、「……廣く說けること前の如し……汝、闡陀、何の故にか堅執して捨てざ

の如く律の如くに諸苾芻を諫めよ。展轉して相諫め、展轉して相敎へ、展轉して說悔せんに、是の如くして如來應正等覺の苾芻僧衆は便ち增長するを得ん。具壽、汝、諫に違すること莫れ」と』。時に諸苾芻は佛の敎を聞き已りて佛に白して言さく、「是の如し、世尊」。卽ち佛の敎の如くに彼闡陀を諫むらく、「……廣く說けること前の如し……乃至、汝、諫に違すること莫れ」。時に諸苾芻別諫せる時、具壽闡陀は前の所說の如くに堅執して住して云はく、「唯此事のみ實にして、餘は皆虛妄なり」。時に苾芻は此因緣を以て具に世尊に白さく、『大德、我等は佛所敎の如くに已に別諫を作して彼闡陀を諫めしも、彼苾芻は先の所說の如くに堅執して住して云はく、「我が所言は其事實に爾り、餘は皆虛妄なり」と』。世尊告げて曰はく、「汝等應に白四羯磨を作して彼闡陀を諫むべく、若し更に餘あらんには亦應に是の如くに諫むべし、『……座を敷き揵稚を鳴らして常の如くに集衆し、衆集し已るに一苾芻をして應に是の如くに作さしむべし、『大德僧伽聽きたまへ、此具壽闡陀は、諸苾芻が佛所說の[三]學處經中に於てして法の如く律の如くに正諫せるの時、自ら受語せずして是の如きの說を作さく、「汝、諸具壽、我に向ひて若しは好若しは惡を說くこと莫れ、我も亦諸具壽に向ひて……乃至少許をも若しは好若しは惡を說かじ。諸具壽。止めよ、我を諫むること莫れ」。時に諸苾芻は便ち爲に別諫せるに、別諫せるの時闡陀は遂に便ち其事を堅執して是の如きの語を作さく、「我說は是れ實にして、餘は皆虛妄なり」と。[四]若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今白四羯磨を以て彼闡陀を諫めんとするを。汝、具壽闡陀、諸苾芻が佛所說の學處經中に於てして法の如く律の如くに正諫せるの時、自身に諫語を受けずして是の如きの說を作すこと莫れ、「諸具壽、我に向ひて若しは好若しは惡を說くこと莫れ、我も亦諸具壽に向ひて……乃至少許をも若しは好若しは惡を說かじ」と。具壽闡陀、汝今應に自身に諫語を受けざることを捨つべし。白是の如し』。次いで羯磨を作すべし、『大德僧伽聽きたまへ、此具壽闡陀は、諸苾芻が佛所說の學處經中に於

【三】學處經。戒本なり。

【四】本文に若僧伽時至聽者僧伽應許僧伽今以白四羯磨諫彼闡陀とあり。傍線せる伽時等の十一字を宋・元・明・宮本には時到僧忍聽僧の六字と爲す。今改めず。

卷の第十六

惡性違諫學處第十三[一]

爾の時薄伽梵、憍閃毘國瞿師羅園[二]に在しき。時に具壽闡陀は既にして犯罪し已るも如法に說悔せざりき。時に親友苾芻は其是の如きを見て、爲に其をして利益安樂ならしめんと欲して告げて言はく、「具壽闡陀、汝が所犯の罪は應に如法に說悔すべし」。答へて言はく、「若し犯罪せんには彼即ち自ら當に如法に說悔すべけん」。親友告げて曰はく、「汝が身に犯罪せるに誰をして悔せしめんと欲するや」。答へて曰はく、「追悔するあらんには彼當に說悔すべし」。告げて曰はく、「汝既に犯罪せり、應に追悔を生ずべきなり」。答へて曰はく、「諸具壽、我に向ひて若しは好若しは惡を說くこと莫れ、我も亦諸具壽に向ひて若しは好若しは惡を說かじ。具壽、止めよ、我に勸むる莫れ、我を論說すること莫れ。諸具壽、汝(等)は種々姓・種々類よりして來りて出家せること、猶し種々樹葉の、風吹いて一處にせんが如し。然り、具壽等も亦復是の如し、我が世尊、無上覺を證したまひしに因りて、汝(等)は種々姓族より來りて出家を求めしなり」。時に苾芻、彼闡陀が是の如きの說を作せるを聞いて、咸嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「云何が苾芻にして諸苾芻と與に同じく佛法を一にし同じく學處を一にしつゝ、法の如く律の如くに他の諫悔せん時、自身に諫語を受けざる」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、『汝、諸苾芻、應に闡陀を別諫すべし、若し更に餘類あらんに亦應に是の如くに諫むべし、「汝、闡陀、苾芻と與に同じく佛法を一にし同じく學處を一にしつゝ、法の如く律の如くにして諫悔せん時、自身に諫語を受けざること莫れ。具壽、自身に當に諫語を受くべし。諸苾芻は法の如く律の如くに汝を諫むるなれば、汝も亦法

【一】僧殘法第十三惡性拒諫戒。

【二】憍閃毘國瞿師羅園。律部八、註(六の一四六)、律部十三、註(三の七七)參照。

はく、別諫の詞にして前に廣く說けるが如し。「若し別諫せん時捨てんには善し、若し捨てざらんには」とは、謂はく、苾芻應に再三に諫誨するに白四法を以てすべきなり、亦廣く前に（說けるが）如し。「僧伽伐尸沙」とは、亦前に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。苾芻は彼れ如法に爲に驅擯羯磨を作せるを知りつゝ、而も後に說いて愛・恚等ありと言はんに、皆惡作を得ん。苾芻別諫せん時若し捨てんには善し、若し捨てざらんには窣吐羅底也を得ん。餘は並に前の破僧處に說けるに同じ。

世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、知りて而して故に問ひたまはく……廣く說けること前の如し……乃至、「我れ十利を觀じて諸の聲聞弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復衆多の苾芻にして村落城邑に於て住して他家を汙し惡行を行じ、他家を汙せるを亦衆も見・聞・知し、惡行を行ぜるを亦衆も見・聞・知し・惡行を行ぜるを亦衆も見・聞・知せんに、諸苾芻は應に彼苾芻に語げて言ふべし、「具壽、汝等は他家を汙し惡行を行じ、他家を汙せるを亦衆も見・聞・知し、惡行を行ぜるをも亦衆は見・聞・知せり。汝等可しく去るべし、應に此に住すべからず」。彼苾芻は諸苾芻に語げて言はん、「大德は愛・恚・怖・癡あり、是の如きの同罪苾芻あるに驅者あり不驅者あり」。時に諸苾芻は彼苾芻に語げて言はん、『具壽、是語を作すこと莫れ、「諸大德は愛・恚・怖・癡あり、是の如きの同罪苾芻あるに驅者あり不驅者あり」と。何を以ての故に、諸苾芻は愛・恚・怖・癡なければなり。汝等は他家を汙し惡行を行じ、他家を汙せるを亦衆も見・聞・知し、惡行を行ぜるをも亦衆は見・聞・知せり。具壽、汝等應に愛・恚等の言を捨つべし』。諸苾芻の是の如くに諫めん時捨てんには善し、若し捨てざらんには應に再三慇懃に正諫すべく、敎に隨うて應に詰めて是事を捨てしむべし。捨てんには善し、若し捨てざらんには僧伽伐尸沙なり』。

「若し復衆衆苾芻」とは、謂はく、阿濕薄迦・補捺伐素……乃至多人なり。「聚落中に於て」とは、謂はく、枳吒山なり。「他家を汙す」とは、二因緣ありて他家を汙すなり。云何が二と爲す。一には謂はく共住、二には謂はく受用なり。何をか共住と謂へる。謂はく、女人と同一牀に坐し、同一盤にて食し、觴を同じくして飲酒するなり。何をか受用と謂へる。謂はく、同じくして樹葉華果及び齒木等を受用するなり。「惡行を行ず」とは、麤重罪惡の法を行ずるなり。「家」とは、謂はく、婆羅門・居士等の舍なり。「見」とは、謂はく、眼識なり。「聞」とは、謂はく、耳識なり。「知」とは、謂はく、餘識なり。「諸苾芻」とは、謂はく、此法中の人なり。「應に彼苾芻に語ぐべし」とは、謂

阿濕薄迦曰はく、「謂へ、具壽阿難陀并に諸大德は枳吒山に往いて我等が與に驅遣羯磨を作せるに、而も其中に於て不驅者ありしを」。諸の少欲苾芻は是語を聞き已りて阿濕薄迦等を嫌責して曰はく、云何が汝等は諸大德の枳吒山に往いて如法に驅擯せるを知りつゝ、而も故ほ彼に愛・恚・怖・癡ありて、是の如きの同罪苾芻あるに驅者あり不驅者ありと說ける」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「汝、諸苾芻、應に可しく阿濕薄迦等の苾芻を別諫すべし、若し更に餘に是の如きの流類あらんに、應に是の如くに諫むべし、「汝、阿濕薄迦・補捺伐素、諸大德の枳吒山に往いて如法に驅擯せるを知りつゝ、故ほ彼に愛・恚・怖・癡ありて是の如きの同罪苾芻あるに驅者あり不驅者ありと說くこと莫れ。然り、具壽等は惡行を行じ他家を汚し、衆皆聞見して衆共に了知せり。汝等應に愛あり等の言を捨つべし」。時に諸苾芻は佛の敎を聞き已りて奉持して去り、一々に具に說いて佛所敎の如くせり、「…… 乃至、汝等應に愛あり等の言を捨つべし」。時に諸苾芻は之を別諫せるの時、其阿濕薄迦等は先の所說の如くに堅執して住すらく、「我等が言の如く其事實に爾り、餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は此因緣を以てして具に世尊に白さく、『大德、我等は敎を奉じ已りて別諫を作せるに、其阿濕薄迦等は先の所說の如くに堅執して住して云はく、「我等が所言は其事實に爾り、餘は皆虛妄なり」と』。世尊告げて曰はく、『汝等應に可しく白四羯磨して彼二人を諫むべし、若し更に餘に斯の如きの流類あらんには是の如くに應に諫むべし、「……座を敷き揵を鳴らして常の如くに集衆し、衆既にして集まり已るに一苾芻をして白羯磨を作さしめよ、其羯磨の文は事に准じて應に作すべし」と』。時に諸苾芻は佛の敎を受け已りて法に依りて作して彼二人を諫めしに、諫むるの時に當りて彼二人は先の所說の如くに堅執して住して云はく、「我等が所言は其事實に爾り、餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白さく、「我等は白四法を以て阿濕薄迦等を諫めたるも、然も彼れ諫時に諫語を受けずして云はく、「我等が所言は其事實に爾り、餘は皆虛妄なり」。爾の時

禮し已りて諸苾芻の所に詣り、其所犯に隨うて應に說悔すべきには人に對ひて說悔し、應に責心悔すべきには皆自ら責心し、既にして罪を除き已りて諸の淸淨苾芻と共に一處にして住し、衆僧の所有如法の制令は皆隨うて之を護りぬ。時に詰問苾芻は枳吒山住處に於て座を敷き揵を鳴らして大衆を集め已るに、時に詰問苾芻は阿濕薄迦等に容許の事を問め、既にして容許し已るに罪の虛實を問へり。彼便ち答へて言はく、「所問の我罪は其事皆實なり」。是時大衆は卽ち便ち與に驅遣羯磨を作せり。……其羯磨の文は事に准じて應に作すべきなり。羯磨を作し已るに、時に具壽阿難陀及び諸耆宿は並に來路に循ひて室羅伐城に還れり。時に阿濕薄迦等の苾芻は是の如きの念を作さく、「仁等當に知るべし、地に於て倒れたる者は還地に從うて起くるを。我應に宜しく室羅伐城に往き、世尊所に詣り容恕を求哀して（次いで）苾芻僧伽に及ぼすべし」。時に阿濕薄迦等は夜に至り過ぎ已りて明日晨朝に衣鉢を執持して村に入りて乞食し、本處に還來して食事既に了り、房舍及び餘の臥具を囑授し、便ち衣鉢を持して室羅伐城に往けり。既にして住處に至りしに、時に諸の舊住耆宿苾芻は皆共語せず、及び黃赤等の苾芻と亦共語せざりき。時に阿濕薄迦卽ち便ち問うて曰はく、「具壽、耆宿大德は理として言はざる可けんも、仁等は我に於て何に因りてか語らざる、我等は身に惡行を造り口に惡言を說けるも、仁等も皆悉く同じく作せるにはあらずや、何の故にか今時共に言說せざる」。彼便ち答へて曰はく、「事實に爾りと雖、然も我は此に至りて、其所犯に隨ひ應に說悔すべきには人に對ひて說悔し、應に責心すべきには皆已に責心し、既にして罪を除き已りて諸の淸淨苾芻と共に一處にして住し、衆僧所有の如法の制令は皆隨うて之を護りぬれば、復更に惡行を行ぜる人とは言談聚集せざるなり」。時に阿濕薄迦等は是語を聞き已るに、便ち嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「諸大德等は愛あり恚あり怖あり癡あり、是の如きの苾芻あるに驅者あり不驅者あり」と。時に諸苾芻は是語を聞き已りて之に問うて曰はく、「爾は何人に於てか愛・恚・怖・癡ありと說ける」。

集僧し、應に彼の阿濕薄迦・補捺伐素を詰問すべし。若し集まるを肯んぜざらんには、其傲慢にして衆を敬はざるに由りての故に、卽ちに應に與に驅遣羯磨を作すべし。彼若し來集せんには、其詰罪人は應に容許を求むべし。若し許さゞらんには與に驅遣羯磨を作し、若し問ふことを許さんには、應に當に詰問すべし。若し「我れ罪を見ず」と云はんに、便ち是れ衆を慢れるなれば、卽ちに、應に與に驅遣羯磨を作すべし。若し「罪を見る」と言はんには、僧伽は卽ちに應に與に驅遣羯磨を作すべし。我が所說の詰問苾芻の所有行法の如くに依行せざらんには越法罪を得ん』。時に具壽阿難陀丼に諸の耆宿苾芻は、佛の敎を聞き已りて奉辭して去り、其中路に於て詰問苾芻を差せり。時に枳吒山に半豆盧呬得迦苾芻[17]（譯して黃赤と爲す）等あり、是れ彼阿濕薄迦等の惡行の同伴なりき。彼れ具壽阿難陀丼に諸耆宿苾芻の此に來至して、阿濕薄迦等の與に驅遣羯磨を作さんと欲すと聞いて、便ち是念を作さく、「但是れ彼人、身に惡行を造り口に惡說を陳べたればなり、我等も皆作せり。當に知るべし、具壽阿難陀及び諸耆宿大德苾芻は此に來至して、阿濕薄迦等の與に驅遣羯磨を作し已り、尋いで我等が爲に亦驅遣を作さんを。我等宜しく應に室羅伐城に往いて、世尊所及び苾芻衆に詣り懺摩を請乞すべし。[18]（懺摩と言ふは此方に正に譯せんに、容恕容忍を乞うて首謝するの義に當るなり。若し前人に觸誤して、歡喜を乞はんと欲せんには皆懺摩と云ふ。大小を問ふことなく咸此說に同ず。若し悔罪せんには、本、阿鉢底提舍那と云ひ、阿鉢底とは是れ罪、提舍那とは是れ說にして、應に說罪と云ふべし。懺悔と云ふは、懺は是れ西音、悔は是れ東語なれば、請恕に當らず復說罪にも非ず、誠に由致なきなり。）復更に議して曰はく、「我等去かん時諸大德等は路に於て相見て、必らず先に我等が爲に捨置羯磨を作し、後に當に彼の阿濕薄迦等の爲に驅遣羯磨を作すべし。我等宜しく應に別に方便を設けて其難を免れんことを冀ふべし、[19]可しく預じめ衣幞を作りて所有利養は並に共に平分し、聲を聽いて住すべし。若し諸大德にして大門に入らん時、我等は卽ちに小門よりして出でん」と。咸此計を然りとせり。未だ久しからざるの間に、具壽阿難陀丼に諸大德は枳吒山に至り、住處に來詣して大門よりして入れるに、時に黃赤等の苾芻は後門よりして出で、急ぎ長途を趣きて室羅伐城に詣り、佛足を

【一七】明本には此細註を缺く。

【一八】明本には此細註を缺く。義淨三藏の註なり。

【一九】本文に可預作衣幞所有利養並共平分聽聲而住とあり。衣幞は供養物をつゝむもの。

中に往き、衣鉢を安置して世尊所に詣り、雙足を禮し已りて一面に在りて住し、具に鄔波索迦が陳べし所の事を以てして世尊に白せり。爾の時佛は具壽阿難陀に告げて曰はく、『汝今宜しく老宿苾芻六十許の人と共に枳吒山に往き、阿濕薄迦・補捺伐素の與に[一六]驅遣羯磨を作すべし。應に是の如くに作すべし。彼山に至らんと欲せんに宜しく路次の一處に於て住まりて應に差して詰問すべし。苾芻にして若し五德なからんには卽ち差すべからず、設し差せんには應に捨すべし。何をか謂ひて五と爲す。謂はく、愛・恚・怖・癡あると、詰と不詰とに於て解了すること能はざるとなり。若し五德あらんに此卽ち差すべく、差せんには應に捨すべからず。何をか謂ひて五と爲す。謂はく、愛・恚・怖・癡なきと、詰と不詰とに於て善く能く解了するとなり。是の如くして應に差すべし。常の如く集僧し已らば應に先に彼に問ふべし、「汝、某甲苾芻は枳吒山に往いて阿濕薄迦・補捺伐素を詰問することを能くするや不や」。彼れ「我れ能くす」と答へんに、一苾芻をして白羯磨を作さしめよ。是の如くに應に作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、此の詰問苾芻某甲は彼の枳吒山に往いて阿濕薄迦・補捺伐素苾芻を詰問せんことを樂欲せり。若し僧伽にして時至らば僧許可したまへ、僧は今某甲苾芻を差して詰問人と爲し、枳吒山に往いて阿濕薄迦・補捺伐素苾芻を詰問せんとするを。白是の如し」。次で羯磨を作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、此の詰問苾芻某甲は枳吒山に往いて阿濕薄迦・補捺伐素苾芻を詰問せんとす。僧は今此の詰問苾芻某甲を差し、此の苾芻某甲は枳吒山に往きて、當に阿濕薄迦・補捺伐素苾芻を詰問すべし。若し諸具壽にして詰問苾芻某甲の枳吒山に往いて當に阿濕薄迦・補捺伐素苾芻を詰問すべきを許さんには默然したまへ、若し許さゞらんには說きたまへ。僧は今詰問苾芻某甲を差して、枳吒山に往いて阿濕薄迦・補捺伐素苾芻を詰問せんとす。僧は已に詰問苾芻某甲を差すことを許し竟りぬ、其默然せるに由りての故に。我今是の如くに持つ」。諸苾芻よ、我今當に詰問苾芻の所有行法を說くべし。其詰問苾芻は枳吒山に往いて、座を敷き揵を鳴らして常の如くに

【一六】驅遣羯磨。律部十三、註(三の一四一)驅出羯磨の下參照。

阿難陀は是の如きの念を作さく、「我れ憶す、昔日曾て此山に至りしに人民豐樂して乞食得易かりき。今者此山は前に同じく豐樂なるに、何の意にてか乞食するも適に施者なく、空鉢にして出でゝ一掬の食をも亦與ふる者なきや。豈に此に於て佛弟子ありて、巷陌中に於て女人を罵詈して共に身相觸し、此因緣に由りて遂に我をして今乞食得ざらしめたるには非ざらんや」。時に枳吒山の諸婆羅門・居士は五百人あり、常聚處に於て事ありて須らく集まるべかりき。時に阿難陀は常集處に往いて諸人に告げて曰はく、「仁等知れりや不や、我れ憶す、昔日曾て此山に至りしに人民豐樂して乞食得易かりき。今者此山は前に同じく豐樂なるに、何の故にか乞食するも適に施者なく、空鉢にして入り還空鉢にして出でゝ一掬の食をも亦與ふる者なきや」。時に此會中に鄔波索迦あり、名けて[一五]水羅と曰ひ、卽ち便ち前んで阿難陀の手を執り共に一邊に向ひて白して言さく、『大德、知れりや不や、此枳吒山に苾芻あり、阿濕薄迦・補捺伐素と名け、汙家法を作し、惡行を行じ、諸女人と共に言談戲笑し……廣く說けること前の如し……乃し諸の過失を造るに至りて、謗議を起さしむらく、「此の所有舊住苾芻に於ては食を以て共に相拯給すること能はず、況んや復餘人をや」と。若し其尊者因みて佛所に至らんに、願はくは此事を以て具に世尊に白したまはんことを』。是時尊者は是語を聞き已るに默然して之を許へり。時に鄔波索迦は彼尊者が默然して許ひ已れるを知りて、卽ち便ち請じて曰はく、「唯願はくは大德、我家中に至りて一微供を受けたまはんことを」。時に具壽阿難陀は默然して之を受けぬ。時に鄔波索迦は卽ち將ゐて舍に詣り、勝座に安置して妙飮食を奉じ其をして飽足せしめぬ。時に具壽阿難陀は食し已りて鉢を洗ひ、還り來りて座に就くに、時に鄔波索迦は便ち卑座を敷き、尊者の前に於て法要を說くを聽かんとせり。時に尊者阿難陀は鄔波索迦の爲に種々に法を說いて示敎讚喜し、辭別して去りぬ。時に具壽阿難陀は住處に還り至り、僧の常牀褥等を囑授し已り、衣鉢を執持して行いて室羅伐城に至り、旣にして彼に至り已るに手を洗ひ足を濯ぎて給園

【一五】水羅。漉水囊なり。律部十三、註(三の一四〇)參照。

多に教へて共をして善を行じ共惡を遮止せしむること勿れ、何を以ての故に、彼は是れ法と律とを知れる人なり、所有言說は皆是れ大師の教法に隨順すればなり……廣く說きて……乃し、「堅執して住することを(捨つべし)」に至るまでは皆是れ別諫の辭なり。若し捨てざらんには僧は應に三諫して……廣く說くこと上の如くして羯磨法を作すなり。

此中の犯相、共事云何。若し諸の助伴苾芻にして、彼苾芻の和合僧を破せんと欲せるを知りて、……廣く說けること前の如し……惡方便を作し、彼と共に伴と爲り、邪に順じ正に違せんに皆惡作を得ん。餘の有犯の相は、前の破僧處に廣く說けるが如し、應に知るべし。

[10]汚家學處第十二

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に[11]枳吒山に二苾芻あり、一に[12]阿濕薄迦と名け、二に[13]補捺伐素と名け、三に[14]半豆盧呬得迦と名け、汙家法を作し、惡行を行じ、諸女人と共に言談戲笑し、掉擧倡逸し、共身を摩打し、同一の牀に坐し、共一の盤にて食し、觴を同じくして飲酒し、或は自ら花を採り人をして花を採らしめ、或は自ら鬘を結び人をして鬘を結ばしめ、歌舞伎樂し、他の戲笑するを見て物を以て之に與へ、或は高く衣を抄ひて身を跳ねて返擲し、或は象叫を爲し、或は馬鳴を作し、或は牛吼を爲し、或は孔雀聲を作し、或は鸚鳥鳴を爲し、或は水を拍ちて聲を作して諸の戲笑を爲し、或は所餘の倡伎の具を作りて彼女人と共に非威儀を作して諸の過失を造れり。時に枳吒山に婆羅門・居士及び諸人衆あり、惡行を爲せるを見て不信心を生じ諸の謗議を起すらく、「此の所有舊住苾芻に於ては、食を以て共に相拯給すること能はず、況んや復餘人をや」。爾の時具壽阿難陀は迦尸國に於て人間に遊行し、次いで枳吒山に至りて住し、日の初分に於て衣鉢を執持し枳吒山聚落に入りて乞食を行ぜしに、空鉢にして出で、一掬の食をも亦與ふる者なかりき。是時具壽

〔一〇〕僧殘法第十二汚家學處。
〔一一〕枳吒山(Kiṭāgiri)。迦尸國にある邑の名、僧祇律に迦尸國山聚落とせり。
〔一二〕阿濕薄迦(Assaji)。
〔一三〕補捺伐素(Punabbasu=ka)。
〔一四〕半豆盧呬得迦(Paṇḍu=lohitaka)。十誦律には般茶と盧伽との二人とし、巴利律にも二比丘とせり。黃赤比丘と譯す。西藏律には黃赤比丘事として一人とせり。

語(者)なり、法と律とに依りて言說を作し、知りて方に說き知らずして說けるに非ざればなり、彼が愛樂せん(所)は我も亦愛樂するなり」と曰へりや不や』。彼れ佛に白して言さく、「實に爾り、世尊」。世尊告げて曰はく、「汝は沙門に非ず、隨順行に非ず、不清淨なり、不應爲なり、出家人の所應作には非じ」。世尊種々に呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、『……廣く說けること前の如し……乃至、我れ十利を觀じて諸の聲聞弟子の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし『若し復苾芻若しは一若しは二若し多にて彼苾芻と共に伴黨と爲り、邪に順じ正に違し隨順して住せん時、此苾芻、諸苾芻に語げて言はく、「大德、彼苾芻の所有論說の若しは好若しは惡を共ふこと莫れ。何を以ての故に。彼苾芻は是れ法と律とに順じ、法と律とに依りて語言して虛妄なければなり、彼が愛樂せん(所)は我も亦愛樂するなり」と。諸苾芻は應に此苾芻に語げて言ふべし、「具壽、是說を作すこと莫れ、彼苾芻は是れ法と律とに順じ、法と律とに依りて語言して虛妄なければなり、彼が愛樂せん(所)は我も亦愛樂するなりと。何を以ての故に。彼苾芻は法と律とに順ぜるに非ず、法と律とに依りて語言せずして皆虛妄なればなり、汝、破僧を樂ふこと莫れ、當に和合僧を樂ふべく、應に僧と和合して歡喜して諍ふなく、心を同じくし說を一にして水乳の合せるが如くすべし、大師の敎法をして光顯するを得せしめて、安樂にして久住せん。具壽、可しく破僧の惡見と、邪に順ひ正に違し勸めて諍事を作し堅執して住することを捨つべし』。諸苾芻にして是の如くに諫むる時捨てんには善し、若し捨てざらんには應に可しく再三慇懃に正諫すべく、敎に隨ひ應に詰めて是事を捨てしむべし。捨てんには善し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり』と。

「若し復苾芻」とは、謂はく、提婆達多なり。「一二多」とは、謂はく、孤迦里迦等なり、一二人已去を之を名けて多と爲す。「邪に順じ正に違す」とは、彼と共に伴と爲り、其邪見に順じ正理に違失するなり。「諸苾芻」とは、謂はく、此法中に在るなり。「若しは好若しは惡……」とは、提婆達

く、是れ別諫して教の如くに廣く說くなり。「捨てんには善し、若し捨てざらんには應に可しく三諫すべし……乃至、廣說して……僧伽伐尸沙なり」とは、事、前に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻、方便を興して破僧せんと欲せんに、皆惡作罪を得ん。若し別諫せん時、事捨てざるには、皆麁罪を得ん。若し白四羯磨を作して法の如く律の如く佛の所教の如くに諫誨せん時捨てんには善し、若し捨てざらんには白了れるの時麁罪を得、[七]初番を作して了せるの時亦麁罪を得、若し第二番了せん時亦麁罪を得、若し第三番羯磨結了せるの時にして捨てざらんには僧伽伐尸沙を得るなり。若しは非法にして衆和合を作し、若しは如法にして衆不和合を作し、若しは似法にして衆和合を作し、若しは似法にして衆不和合を作し、若しは法の如く律の如く佛所教の如くならずして秉法せんには、並に皆無犯なり。時に彼苾芻にして若し座上に於て大衆に告げて「大德、我は苾芻某甲なり、僧伽伐尸沙罪を犯ぜり」と言はんには善し、若し說かざらんには乃し其罪未だ如法說悔せざるに至る已來に、若し復餘苾芻と共に白羯磨乃至、白四法を作さんに、一一に皆惡作罪を得るなり。又無犯とは、初めて過を造れる人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[八]隨順破僧違諫學處第十一

爾の時世尊は即ち本座に於て、諸の聲聞弟子の爲に破僧隨伴學處を制せんと欲して諸苾芻に告げて曰はく、「汝、諸苾芻、且に未だ起つべからず、僧伽に少しく事業あれば」。世尊は知りて而して故に問ひたまひ……廣く說けること前の如し……世尊は即ち便ち孤迦里迦等の四人に問うて曰はく、『汝等は實に提婆達多が和合僧を破せんと欲して破僧の方便を作し、勸めて諍事を作し堅執して住せるを知りつゝ、汝は共に伴と爲り邪に順じ正に違して、諸苾芻に告げて「[九]大德、彼苾芻の所有論說の若しは好若しは惡を共ふこと莫れ。何を以ての故に。而り彼苾芻は是れ法（語者）なり、律

【七】初番。三羯磨中の第一羯磨なり。

【八】僧殘法第十一隨順破僧違諫學處。破僧せんとする苾芻に隨順して、如法僧伽の諫誨を受けざるを禁ずるなり。

【九】本文に大德莫共彼苾芻有所論說若好若惡とあり。今、有所の二字を前文に準じて所有として改めたり。次下も爾り。

て大勢力あらん」と』。即ち孤迦里迦等に告ぐらく、「汝等當に知るべし、沙門喬答摩は我が與に授記せり、「提婆達多は伴四人と共に邪に順し正に違せり、今より已去我が弟子の和合僧伽を破し并に法輪を破して大勢力あらん」と』。時に提婆達多は破僧事に於て更に勇猛を増せり。諸苾芻聞いて具に世尊に白すに、爾の時世尊は此因緣を以て苾芻僧伽を集めたまひ……廣く說けること前の如し……乃至、世尊は提婆達多苾芻に問うて曰はく、「汝實に和合僧伽を破せんと欲して鬪諍事を作し堅執して住せりや」。提婆達多白して言さく、「大德實に爾り」。爾の時世尊は提婆達多に告げて曰はく、「汝は沙門に非ず、隨順に非ず、不淸淨なり、不應爲なり、出家人の所作事には非じ」、世尊は是の如く種々に呵責し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『我れ十利を觀じて諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、方便を興して和合僧を破らんと欲し、破僧事に於て堅執して捨てざらんに、諸苾芻は應に彼苾芻に語げて言ふべし、「具壽、和合僧を破らんと欲して堅執して住すること莫れ。具壽、應に衆僧と與に和合共住して歡喜して諍ふなく、心を同じくし說を一にして水乳の合するが如くすべし、大師の教法をして光顯するを得せしめて安樂にして久住せん。具壽、汝可しく破僧事を捨つべし」。諸苾芻、是の如く諫めん時、捨てんには善し、若し捨てざらんには應に可しく再三慇勤に正諫すべく、教に隨うて應に詰めて是事を捨てしむべし。捨てんには善し、若し捨てざらんには僧伽伐尸沙なり』と』。

「若し復苾芻」とは、提婆達多、若しは更に餘の是の如き流類あるを謂へるなり。「和合」と言へるは、謂はく、是れ一味なるなり。「僧伽」とは、謂はく、是れ如來の聲聞衆なり。「破せんと欲す」とは、謂はく二分と爲さんと欲するなり。「方便」とは、進趣を爲して勸めて諍事を作さんと欲するなり。「堅執して住す」とは、謂はく、提婆達多と助伴四人として鬪諍事の爲に攝受して住するなり。「諸苾芻」とは、謂はく「此諸人なり。「彼苾芻」とは、謂はく、提婆達多なり。「言ふ」とは、謂は

時に諸苾芻は爲に別諫を作せるに、別諫せる時彼は其事に於て堅執して住して是の如きの語を作せり、此事實に爾り、餘は皆虚妄なり」と。若し僧時到らば僧許可したまへ、僧は今白四羯磨を以て孤迦里迦等の四人を諫めんとするを、「汝、孤迦里迦等、彼苾芻の和合僧を破らんと欲して鬪諍事を作し執受して住せるを知りて、彼不和合事に隨順せり。諸苾芻は……是の如きの諫を作せる時、汝等は諸苾芻に向うて是の如きの語を作すこと莫れ、大德、彼苾芻の所有言說の若しは好若しは惡を(共ふこと莫れ)。何を以ての故に。而り彼苾芻は是れ法語者なり、是れ律語者なり、法と律とに依りて言說を作し、知りて說いて知らずして說けるには不ず、彼が愛樂せん(所)は我も亦愛樂するたりと。何を以ての故に。彼苾芻は法語者に非ず、律語者に非ず、而り彼芻苾は非法・(非)律に於て執受して住し、知らずして說き、是れ知りて說けるに非ざればなり。諸具壽、破僧事を樂ふこと莫れ、當に和合僧を樂ふべく、應に僧と共に和合して歡喜して諍ふなく、心を同じくし說を一にして水乳の合するが如くすべし、大師の敎法をして光顯するを得せしめて安樂にして住せん。諸具壽、汝今應に破僧不和合事に隨伴することを捨つべし」と。白是の如し』。次いで羯磨を作すには白に准じて應に爲すべし』。諸苾芻は旣にして敎を奉じ已りて白して言さく、「是の如くに言べて我等は當に諫むべし」。卽ち白四羯磨を以て彼の孤迦里迦等を諫めしに、時に彼四人は堅執して捨てずして云はく、「此は眞實にして餘は皆虚妄なり」と」時に諸苾芻は緣を以て佛に白さく、『大德、我等は白四羯磨を以て彼の孤迦里迦等を諫めしに、時に其事を堅執して心に棄捨することなくして云はく、「此は眞實にして餘は皆虚妄なり」と』。佛、諸苾芻に告げたまはく、「提婆達多は伴四人と共に邪に順じ正に違せり、今より已去我が弟子の和合僧伽を破し幷に法輪を破して大勢力あらん」。時に提婆達多は是語を聞き已りて便ち是說を作さく、『沙門喬答摩は我が與に授記して諸苾芻に告げて曰はく、「提婆達多は伴四人と共に邪に順じ正に違せり。今より已去我か弟子の和合僧伽を破し幷に法輪を破し

里迦等の四人は、彼苾芻の和合僧を破らんと欲して鬪諍事を作し堅執して住せるを知りつゝ、共に伴と爲り邪に順じ正に違すること莫れ。諸具壽、汝等は諸苾芻に於て是の如きの語を作すこと勿れ、「諸大德、彼苾芻の好を論じ惡を論ぜるを共ふこと莫れ。何を以ての故に。而り彼苾芻は是れ法律語(者)なり、法と律とに依りて言說を作し、知りて說いて知らずして說けるに非ざればなり、彼が愛樂せん(所)は我も亦愛樂するなり」と。何の以ての故に。具壽、然り彼苾芻は法律語(者)に非ず、法と律とに依りて言說を作せるに不ず、知らずして說いて是れ知りて說けるに非ざればなり。具壽、汝破僧事を愛樂すること莫れ、當に和合僧を樂ふべし。應に和合僧伽と共に歡喜して諍ふことなく、心を同じくし說を一にして水乳の合せるが如くすべし、大師の敎法をして光顯するを得せしめて安樂にして住せん。具壽、汝今應に破僧不和合事に隨順することを捨つべし』。時に諸苾芻は之を別諫せるの時、彼の助伴人は肯へて語を受けず堅執して捨てずして云はく、「此は眞實にして餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白さく、『大德、我已に孤迦里迦等を別諫せり。我等爲に別諫を作せるの時、孤迦里迦等は其事を堅執し心に棄捨することなくして云へり、「此事眞實にして餘は皆虛妄なり」と』。佛、諸苾芻に告げたまはく、『汝等應に孤迦里迦等の與に白四・羯磨を作して、衆に對ひて之を諫むべく、若し更に餘に是の如きの流類あらんに、前に同じくして衆を集めて白羯磨を作すべし。應に是の如くに作すべし、『大德僧聽きたまへ、此の孤迦里迦・褰荼達驃・羯吒謨洛迦底灑・三沒達羅達多は、彼苾芻の和合僧伽を破せんと欲して鬪諍事を作し堅執して住せるを知りて、彼の不和合事に隨順せり。諸苾芻は……是の如きの諫を作せる時、汝等は諸苾芻に向うて是の如きの語を作すこと莫れ、「諸大德、彼苾芻の所有言說の若しは好若しは惡を共ふこと莫れ。何を以ての故に。而り彼苾芻は是れ法語者なり是れ律語者なり、法と律とに依りて言說を作し、知りて說いて知らずして說けるに非ざればなり、彼が愛樂せん(所)は我も亦愛樂するなり」と。

するに由りての故に。我今是の如くに持つ」と』。

時に諸苾芻は旣にして佛の敎を奉じ已りて、卽ちに白四羯磨を以て彼の提婆達多を諫めしに、時に提婆達多は堅執して捨てずして云はく、「此は眞實にして餘は皆虛妄なり」。時に提婆達多に助伴四人あり、共に相隨順して破僧事を說いて諸苾芻に告げて曰はく、「〔六〕大德、彼苾芻の所有言說の若しは善若しは惡を共ふこと莫れ。何を以ての故に。然り彼苾芻は是れ法語者なり、是れ律語者なり、法と律とに依りて方に言說を爲し、知りて說いて知らずして說けるに非ざればなり、彼が愛樂せん(所)は我も亦愛樂するなり」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白さく、「……廣く說けること上の如し……乃至、我も亦愛樂するなり」と。世尊告げて曰はく『汝等苾芻、當に助伴四人の與に別諫法を作すべく、若し更に餘に是の如きの流類あらんには亦應に呵諫すべし。應に是の如くに作すべし、『汝、孤迦里迦・騫荼達驃・羯吒謨洛迦底灑・三沒達羅達多、彼苾芻の和合僧を破らんと欲して鬪諍事を作し堅執して住せるを知りて、汝等は共に助伴を爲して相隨順して破僧事を說くこと莫れ、諸苾芻に向うて是の如きの語を作すこと莫れ、「諸大德、彼苾芻の所有言說の若しは好若しは惡を共ふこと莫れ。何を以ての故に。而り彼苾芻は是れ法語者なり、是れ律語者なり、法と律とに依りて方に言說を爲し、知りて說いて知らずして說けるに非ざればなり、彼が愛樂せん(所)は我も亦愛樂するなり」と。何を以ての故に。具壽、而り彼苾芻は法律語(者)に非ず、法と律とに依りて言說を作せるに不ず、知らずして說いて是れ知りて說けるに非ざるに堅執して住すればなり。汝、和合僧を破することを愛樂すること莫れ、當に和合僧を樂ふべし。應に僧伽と和合して歡喜して諍ふなく、心を同じくし說を一にして水乳の合せるが如くすべし、大師の敎法をして光顯するを得せしめて安樂にして住せん。具壽、汝今可しく破僧不和合事に隨順することを捨つべし」と』。時に諸苾芻は敎を奉じて作さんとし、卽ち別諫を以て彼四人を諫めんとて是の如きの說を作さく、『汝、孤迦

〔六〕本文に大德莫共彼苾芻所有言說若善若惡何以故…とあり。共の字はおほやけにする意、是非を云々するなり。

「爲らすべし。應に先に言白して後に總じて集僧すべし。僧伽集まり已らんに一苾芻をして白羯磨を作さしめよ、應に是の如くに作すべし『大德僧伽聽きたまへ、此の提婆達多は和合僧を破せんと欲して鬪諍事を作し非法にして住せり。時に諸苾芻已に別諫を作せるに、別諫せるの時其事を堅執して肯へて棄捨せずして云はく、「此事眞實にして餘は皆虚妄なり」と。若し僧時到らば僧許可したまへ、僧は今提婆達多の與に白四羯磨を作して其事を曉諫せんとするを、「汝、提婆達多、和合僧を破せんと欲して鬪諍事を作し執受して住すること莫れ。提婆達多、應に和合僧伽と與に歡喜して諍ふなく、心を同じくし說を一にして水乳の合するが如くすべし、大師の敎法をして光顯するを得せしめて安樂にして住せん。汝、提婆達多、應に破僧事を捨つべし」。白是の如し』。次に羯磨を作せ、『大德僧伽聽きたまへ、此の提婆達多は和合僧を破せんと欲して鬪諍事を作し[五]非法にして住せり。諸苾芻已に別諫を作せるに、別諫せるの時其事を堅執して肯へて棄捨せずして云はく、「此事眞實にして餘は皆虚妄なり」と。僧今提婆達多の與に白四羯磨を作して其事を曉諫せんとす、「汝、提婆達多、和合僧を破せんと欲して鬪諍事を作し執受して住すること莫れ。提婆達多、應に和合僧伽と與に歡喜して諍ふなく、心を同じくし說を一にして水乳の合するが如くすべし、大師の敎法をして光顯するを得せしめて安樂にして住せん。汝、提婆達多、應に破僧事を捨すべし」と。若し諸具壽にして提婆達多の與に白四羯磨を作して、「汝、提婆達多、和合僧を破せんと欲して鬪諍事を作し非法にして住すること莫れ。汝、提婆達多、應に和合僧伽と與に歡喜して諍ふことなく、心を同じくし說を一にして水乳の合するが如くすべし、大師の敎法をして光顯するを得せしめて安樂にして住せん。汝、提婆達多、應に是の如きの破僧事を捨すべし」と、其事を曉諫するを忍許せんには默然したまへ、若し（忍）許せざらんには說きたまへ。此は是れ初羯磨なり』。第二第三にも亦是の如くに說きて、「僧は今已に白四羯磨を作して提婆達多を諫め竟んぬ、僧伽は已に聽許したまへり、其默然

【五】本文に執受而住とあり、宋・元・明・宮本には堅執而住とあるも、今、前の白文に非法而住とあれば、羯磨文にも同語とすべきを以て改めたり。次の文も亦同じ。

とも人見知せず、我等が所爲は彼皆預じめ了すればなり」。是時天授は其伴に告げて曰はく、「仁等宜しく應に共に方便を設くべし」。友人報じて曰はく、「云何が方便せん」。天授報じて曰はく、「我今彼の耆年宿德の諸上座處に詣り、當に種々上妙の資具を以て所須を供給して闕乏せしめざるべく、［三］少年苾芻にも亦與に供給して歡喜を生ぜしめ、或は衣鉢・鉢帒・腰條を以てして、其讀誦・作意をして相應ならしめん」。友人報じて曰はく、「斯は好方便なり」。是時天授は廣く矯誑を爲して僧伽を破せんと欲せるに、諸大苾芻は天授が所爲進趣の、僧輪を破せんと欲せるを覺知し、此因緣を以て具に世尊に白さく、「天授は僧輪を破せんと欲するの意あり」と。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、『汝等宜しく應に天授を［四］別諫すべく、若し更に餘の是の如き流類あらんに應に諫めて曰ふべし、「天授、汝和合僧を破せんとて鬪諍事を作して堅執して住すること莫れ。天授、應に和合僧伽と與に歡喜して諍ふなく、心を同じくし說を一にして水乳の合するが如くすべし、大師の教法をして光顯するを得せしめて安樂にして住せん。天授、汝今應に破僧事を作すことを捨つべし」と。時に諸苾芻は佛の教を奉じ已りて、尋いで卽ち提婆達多を別諫せんとて告げて言はく、「天授、汝、和合僧を破せんとて鬪諍事を作して非法にして住すること莫れ。天授、應に和合僧伽と與に歡喜して諍ふなく、心を同じくし說を一にして水乳の合するが如くすべし、大師の教法をして光顯するを得せしめて安樂にして住せん。天授、汝今應に破僧事を作すことを捨つべし」。時に諸苾芻別諫せるの時、提婆達多は其事を堅執して心に棄捨することなくして云はく、「此事眞實にして餘は皆虛妄なり」。時に諸苾芻は具に此緣を以てして世尊に白さく、『大德、我已に提婆達多を別諫せり、我等爲に別諫を作せる時提婆達多は堅執して捨てずして云はく、「此事眞實にして餘は皆虛妄なり」と』。爾の時佛は諸苾芻に告げたまはく、『汝等應に提婆達多の與に白四羯磨を作して衆に對ひて之を諫むべく、若し更に餘の是の如きの流類あらんには應に是の如くして諫むべし。當に坐具を敷き次いで犍稚を

【三】本文に少年苾芻亦與供給令生歡喜或以衣鉢鉢、帒腰條教其讀誦作意相應とあり。衣鉢等の資具を與へて此等を求むる辛勞なからしめ、以て、その讀誦し禪思するに適應ならしめんとの意なり。

【四】別諫。僧伽作法とせずして二三人して屏處にて諫むるなり。別は別人（二三人以下）の意なり。

し……此は是れ第四大師にして世間に在りて住す。復一師あり惡說法律に依止し親近しつゝ、自ら所依の法は是れ善說法律なりと言はん。彼諸弟子は共住に由りての故に是れ惡說法律なりと知りつつ……廣く說けること前の如し……此は是れ第五大師にして世間に在りて住す。汝、諸苾芻、我が所持の戒は淸淨にして過なければ、我今自ら持戒淸淨にして過失あることなしと謂ふなり。汝、諸弟子は須らく我を擁護すべからず、我亦汝をして覆蓋せしめんとの心もなきなり。此は是れ第一の我にして世間に住せり。又復諸苾芻、我れ淨命に住すれば、我今自ら活命淸淨にして過失あることなしと謂ふなり。汝、諸弟子は須らく我を擁護すべからず、我亦汝をして覆蓋せしめんとの心もなきなり。此は是れ第二の我にして世間に住せり。又復諸苾芻、我が智見淨なれば……廣く說けること前の如し……此は是れ第三の我にして世間に住せり。又復諸苾芻、我善く授記を閑ひて實の如くに了知すれば……廣く說けること前の如し……此は是れ第四の我にして世間に住せり。又復諸苾芻、我が所依は善說法律なれば、我今自ら善說法律と謂ふなり……廣く說けること前の如し……此は是れ第五の我にして世間に住せり。諸苾芻、我今苦言もて慇懃に汝に告ぐ、汝等應に可しく至心に奉行すべし。猶し陶師の坏器を燒かんに、時に同じく薪を爇しつゝも、火好からんには成就し、惡からんには破壞するが如くなり。汝等宜しく當に我言に善順して後悔を貽すことなかるべし』。

爾の時天授は四伴に命じて曰はく、『汝等四人は今應に我と共に彼沙門喬答摩の和合僧伽を破し、并に法輪を破すべし。我れ代を歿せるの後善名稱を獲、聲十方に滿ちて是の如きの說を作さん、「沙門喬答摩は世間に現在したまひき、然り而して提婆達多は大威勢ありて、孤迦里迦・褰荼達驃・羯吒謨洛迦底灑・三沒達羅達多と共に、彼の和合僧伽を破し并に法輪を破せり」と』。時に孤迦里迦は天授に告げて曰はく、「我今汝と與に斯事を辦ふることをせじ。何を以ての故に。然り薄伽梵の聲門弟子は大威力ありて天眼明徹して他心を鑒察し、其事遠しと雖而も能く遙見し、彼身近きに在り

卷の第十五

破僧違諫學處第十の二

爾の時薄伽梵は【一】常集堂に詣り、大衆の中に於て座に就いて坐して諸苾芻に告げて曰はく、『此世間に於て五種の師あり。云何が五と爲す。如し一師ありて戒實には不淨なるに自ら戒淨なりと言はん。然も諸弟子は共住に由りての故に不淸淨なるを知りつゝ遂に相告げて曰はん、「我が大師は戒實には不淨なるに而も戒淨なりと謂へり。若し其我等說いて餘人に向はんに、師若し聞かん時便ち不樂を生ずれば、我復云何がしてか相依止するを(得べき)。我等宜しく默すべし、彼自ら當に知るべし。又復我師は常に飲食·衣服·臥具·湯藥·病緣所須を以て我に資給せり、我等宜しく應に共に相擁護すべし」。然して彼師主は是の如きの念を作さん、「我が諸弟子は我が過失を覆へり」と。此は是れ第一大師にして世間に於て住す。復一師ありて實には【二】命、不淨なるに自ら命、淨なりと言はん。彼諸弟子は共住に由りての故に不淸淨なるを知りつゝ遂に相告げて曰はん、「我が大師は命、實には不淨なるに自ら命、淨なりと謂へり、若し其我等說いて餘人に向はんに、彼若し聞かん時便ち不樂を生ずれば、我復云何がしてか相依止するを(得べき)。我等宜しく默すべし、彼自ら當に知るべし。又復我師は常に飲食·衣服·臥具·湯藥·病緣所須を以て我に資給せり、我等宜しく應に共に相擁護すべし」。然して彼師主は是の如きの念を作さん、「我が諸弟子は我が過失を覆へり」と。此は是れ第二大師にして世間に於て住す。復一師あり智見不淨なるに自ら智見是れ淨なりと言はん。彼諸弟子は共住に由りての故に智見不淨なるを知りつゝ……廣く說けること前の如し……此は是れ第三大師にして世間に在りて住す。復一師あり授記を閑はざるに、自ら善く授記を閑ひて實の如くに了知せりと言はん。彼諸弟子は共住に由りての故に授記を閑はざるを知りつゝ……廣く說けること前の如

【一】常集堂。明本に常食堂とす。前卷の終には諸本皆常食堂とせる故に今も常食堂とすべきが如し然れども常食堂を常集堂とせることは、これ講堂即ち食堂（食厨屋にあらず）なるを示せる文據とも考へ得るが故に今改めず。

【二】命不淨。邪命侍なり。比丘にして如法の乞食によりて命を支へずして、田園を耕作し湯藥を調合し卜筮を用ひて活命する如きをいふ。

たまふべし、我當に乘執すべけん。世尊は宜しく應に少しく思慮を爲して、現法樂を受けて寂靜にして住したまふべし」。世尊告げて曰はく、「汝癡人、舍利子・大目連の如きにてすら我尚ほ苾芻僧伽を以てして見に付囑せざるに、況んや汝癡人、人の涕唾を食へるに而ち相付囑せんをや」。是時天授は便ち斯念を作さく、「世尊は舍利子・大目連を讚歎して、我を喚ぶに癡人・死屍・食唾愚人と爲せり」と。此は是れ天授初めて佛所に於て殺害心を起せるもの、不忍意を作して「我は是れ提婆達多なり」とて、便ち三たび頭を振ひ佛を捨てゝ去りぬ。爾の時具壽阿難陀は、世尊の後に在りて扇を執りて佛を扇げり。爾の時世尊は天授の去れるを知り已りて阿難陀に告げて曰はく、「汝今可しく羯蘭鐸迦池 【三九】近竹林所に詣り、但是苾芻をして皆集めて常食堂中に在らしむべし」。阿難陀は佛の教を奉じ已りて、即ち便ち往いて竹林中に詣り、隨近の所有苾芻をして皆集めて常食堂中に在らしめ、已にして世尊所に往いて佛に白して言さく、「世尊、近竹林中の所有苾芻は悉く皆集めしめぬ、願はくは佛、時を知しめさんことを」と。

【三九】近竹林所。竹林並に竹林の近邊に住する比丘所に至りてとの意。次の文に隨近所有苾芻とあり、又近竹林中所有苾芻とあるものも同樣に解すべく、竹林並に竹林に隨近して住せる所有苾芻の意。即ち竹林精舍、並に同一結界地内に住居する比丘を總集するの意なるべし。

是の如くして知り已るに、猶し壯士の申臂を屈する如き頃に梵宮より沒して恐畏林に詣り、具壽大目連の所に至り雙足を禮し已りて之に白して曰さく、『「大德知れりや不や、提婆達多は利養を貪らんとの纒遶心の爲の故に、便ち是の如きの邪惡の念を起し來りて佛に白して言さく、「世尊は今者年衰老耄せり、諸四衆、苾芻・苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦の爲に教授して勞倦せり、今可しく諸大衆を以て我に付囑して我をして教授せしむべし、我當に秉執すべけん。世尊は宜しく應に少しく思慮を作し、現法樂を受けて寂靜にして住すべきなり」。時に提婆達多纔に此念を生ずるや神通卽ちに失せり。善い哉、大德目連、應に佛所に往いて具に其事を白したまふべし』。時に大目連は默して其說を許へるに、時に迦俱陀梵天は其許へるを知り已りて、隱れて現ぜざりき。時に大目連は梵天去れる後に、卽ち其事の如くして勝定に入り、猶し壯士の申臂を屈する如き頃に、恐畏林より沒し竹林中に至りて世尊所に詣り、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。時に大目連は彼梵天所告の語を以て具に世尊に白すに、爾の時世尊は大目連に告げて曰はく、「汝、豈に先に提婆達多に邪惡心ありしを知らざりしならんや。梵天は後より來りて相告語せるならくのみ」。(目連白さく)、「大德、我已に先に知れり、梵天は後に告げしのみ」。爾の時世尊は大目連と共に、此中間に於て別に餘事を說きたまへり。時に提婆達多は其四件と共に……一は[三六]高迦梨迦、二は褰荼達驃、三は羯吒謨洛迦底灑、四は三沒達羅達多なり……佛所に來詣せり。爾の時世尊は遙に提婆達多の來れるを見て大目連に告げて曰はく、「汝當に善く其言を護るべし、[三七]天授將に至らんとす、此の癡人は親しく我前に在りて自ら已が大を陳べん」。時に大目連は佛足を禮し已りて卽ち便ち入定し、譬へば壯士の申臂を屈するが如き頃に、竹林より沒して恐畏林に往きぬ。是時天授は佛所に至り已り、佛足を頂禮して一面に在りて立ちて佛に白して言さく、「世尊は今者年衰老耄したまへり、諸の四衆、苾芻・苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦の爲に教授して勞倦したまへり、今可しく諸大衆を以て我に付囑し、我をして教授せしめ

【三六】 高迦梨迦(Kokālika)。宋・元・明・宮本には孤迦里迦とせり。此等四件黨については律部八、註(七の五八)六群比丘の下參照。

【三七】 天授。提婆達多(Devadatta)の譯。

入りて乞食せるに、「提婆達多は……乃至、五百苾芻と與に斯の供養を受けたり」と聞けり』とて、具に其事を陳べしに、世尊告げて曰はく、「汝、諸苾芻、彼の提婆達多が斯の供養を受けたるを愛樂すること勿れ、何を以ての故に、提婆達多は今供養のために殺害せらるればなり。芭蕉の、子を著けたるが如く、竹葦の、實を生ぜるが如く、騾の懷姙せるが如くに、皆自ら軀を害ふなり。提婆達多も亦復是の如くに、他の依養を受けたれば必らず自ら身を害はん。汝、諸苾芻、若し提婆達多にして利養を得ん時は、此の癡人は能く長夜に於て無利益苦惱の事を受けん。是故に汝、諸苾芻よ、當に名聞利養を希求すること勿れ、設之を得んには、心に貪著すること勿れ」。爾の時世尊は伽他を說いて曰はく、

芭蕉にして若し子を結び　竹葦にして其實を生じ
騾にして懷姙せん時の如き　斯皆還りて自ら害せん。
利養及び名聞は　愚人の愛樂する所
能く衆の善法を壞せんこと　劒の人頭を斫るが如くならん」。

時に諸苾芻は佛說を聞き已るに、奉持して而ち去りぬ。爾の時提婆達多は既にして是の如きの恭敬供養を得たるに、卽ち便ち邪惡の念を發起すらく、「世尊は今者年衰老耄し、諸の四衆、苾芻・苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦の爲に教授して勞倦せり、今可しく諸大衆を以て我に付囑し、我をして教授せしむべし、我當に秉執すべけん。世尊は宜しく應に少しく思慮を爲し、現法樂を受けて寂靜にして住すべきなり」。提婆達多纔に此念を生ずるや神通卽ちに失し、神通失せりと雖然も自らは知らざりき。爾の時[三三]一迦俱陀苾芻あり、是れ佛弟子たりしが、曾て佛邊に於て善く淨行を修して[三四]四梵住を學し、欲に於て欲を除きて多く修習し已り、命終の後生じて梵宮に處せり。時に具壽大目連は[三五]江豘山恐畏林に在りて住せしに、時に迦俱陀は天眼を以て提婆達多の神通退失せるを觀見し、

【三三】迦俱陀苾芻。律部十三、註(三の七九)柯休の下參照。迦俱羅とも音寫す。
【三四】四梵住。四無量心なり、此四法は能く大梵天の果を招くが故なり。律部八、註(四の二一二)參照。
【三五】江豘山恐畏林。破僧事(寒三・五九左)に爾時大目連在二揭伽國膠魚山恐怖鹿林中一…」とあり。これ五分律第十(律部十三、註一〇の六四本文)に婆伽國、首摩羅山、恐怖林とあり、巴利律(vin.3,198)に…bhaggesu viharati Sumsu=māragire Bhesakaḷāvane mi=gadāye とあるに相當す。隨つて江豘山は膠魚山であり、首摩羅山(失收摩羅)である。而して有部毘奈耶卷四十二(張九・七八右)には憍閃毘失收摩羅山とある故に、揭伽國はコーサムビ國にありしものと推すべきである。律部十三、註(一〇の六四――六六)參照。

東西北洲・四大王衆・三十三天及以諸處に往いて、前に同じく取り已りて餘人に分布せん。爲に當に先に摩揭陀主を化すべし、彼れ化を受け已らんには、辛苦を勞せずして、能く多人を伏せん」。復是念を生ずらく、「此の未生怨太子は父亡ぜん後は當に國王と爲りて大自在あるべし、我今宜しく應に先に此人を化すべし、艱苦を勞せずして、能く多人を伏せん」。時に提婆達多は卽ち便ち化して上妙の象身と作り、太子が後門より安庠として入りて前大門より出で、前大門より入りて後門より出で、或は上馬と作りて前に同じくして出入し、或は苾芻と作りて鬚髮を剃除し、僧伽胝を披、手中に鉢を持して前に同じくして出入せり。時に未生怨太子は是の如きの念を作さく、「此は是れ提婆達多が神變事を現ぜるなり」と。時に提婆達多は遂に卽ちに身を變じて童兒形と爲り、諸の瓔珞を具して便ち太子が懷中に向ひ宛轉として住せり。是時太子は遂に童兒を捉へて抱持して嗚唼せるに、便ち洟唾を以て其口中に內れぬ。時に提婆達多は利養を貪らんとの纒遶心の爲の故に遂に其唾を咽みぬ。是時太子は斯に因りて惡邪の心を發起して是の如きの念を作さく、「奇なる哉、提婆達多は佛大師に比するに其德殊勝なり」とて、轉深く信敬して供養を申べんと欲せり。是時、太子は旦暮二時に於て每に恒に從ふるに五百寶車を以てして、提婆達多の所に往いて禮敬を爲し、食時に於ける每に五百釜の上妙の飲食を奉ぜり。時に提婆達多は上首と爲りて五百の苾芻は斯の供養を受けぬ。時に衆多苾芻あり、晨朝時に於て王舍城に入り次に行いて乞食して聞けり、「提婆達多は自ら是の如きの勝妙の供養を受けたり、未生怨太子は旦暮二時に於て每に恒に從ふるに五百の寶車を以てして、提婆達多の所に往いて禮敬を申べ、食時に於ける每に五百釜の上妙の飲食を以てして之に供養し、提婆達多は其上首と爲り五百の諸苾芻と與に斯の供養を受けたり」と。時に諸苾芻は是事を聞き已るに、本處に還り至りて飲食し訖り、食後時に於て衣鉢を收擧し、洗足し已りて世尊所に往き、佛の雙足を禮して一面に在りて坐せり。時に諸苾芻は佛に白して言さく、「世尊、我諸苾芻は晨朝時に於て城に

獲ん、受・想・行・識にも亦復是の如し」。時に提婆達多便ち是念を作さく、「上座阿若憍陳如も亦我が爲に神通事を說くことをせず」。便ち之を捨てゝ去り、復往いて彼の馬勝苾芻・跋陀羅・婆澀波・大[二九]名稱・圓滿・無垢・牛王・[三〇]妙臂に詣り、是の如くすること乃し五百上座に至りて、皆其所に詣りて神通法を請ぜり。是時五百上座苾芻は皆佛心を觀じ、佛、提婆達多が惡念を生ぜんと欲せるを知しめせるを見、亦復各々に諸の上座苾芻の心を觀じて、提婆達多が惡念を生ぜんと欲せるを知りて、便ち提婆達多に告げて曰はく、「汝可しく色に於て理の如くに觀察すべし、方に神通幷に餘の勝德を獲ん、受・想・行・識にも亦復是の如し」。時に提婆達多は是の如きの念を作さく、「斯等の五百上座苾芻も皆我が爲に神通法を說くことをせず。豈に諸人先に言契を作せるには非ざらんや。曾て一として我に神通を敎ふるものあることなし」。時に提婆達多は復是念を作さく、「誰か能く我が爲に神通法を說くものやある」。是時[三一]具壽十力迦攝波は王舍城[三二]鷹窟中に在りて住せり。時に「提婆達多便ち此念を生ずらく、「十力迦攝波は性、諂誑なく所言眞實にして、是れ我家の弟阿難陀の鄔波駄耶なれば、彼能く我が爲に神通法を說かん」。是念を作し已るに卽ち便ち往いて十力迦攝波の處に詣り、其足を禮し已りて一面に在りて立ち白して言さく、「上座、願はくは我が爲に神通道法を說きたまはんことを」。時に具壽十力迦攝波は佛心及び諸の上座を觀ぜず、提婆達多が惡邪の念を起さんと欲せるを知らずして、便ち提婆達多の爲に神通法を說けり。時に提婆達多は初夜後夜に警策修習し、後夜分に於て世俗道に依りて初靜慮を獲て卽ちに神通を發し、一を轉じて多と爲し多を轉じて一と爲し、或は現はれ或は隱れ、山石壁障も身皆通過して礙を爲す能はざること猶し虛空の如く、地に入ること水の如く、水を履むこと地の如く、虛空の中に在りて跏趺して坐すること猶し飛鳥の如く、或は時に手を以て日月を摩捫せり。時に提婆達多は斯德を具し已るに便ち是念を作さく、「今、諸苾芻は乞食得難ければ、我れ爲に先に贍部林中に往き、香美の果を取りて自ら食し餘に分たん。爲に

より勝れたる意。

【二九】大名稱。尊者耶舍(yaśa)なり。

【三〇】妙臂(Subāhu)。耶舍の四友の一人、善肘・善臂・善博とも譯す。

【三一】十力迦攝波(Daśabala Kāśyapa)。陀娑婆羅と音寫す、阿難の師なり、有部破僧事(寒三・五六右)にも出づ。

【三二】鷹窟。有部破僧事(寒三・五八左)に「當時十力迦攝波在二王舍城先尼迦窟中一……」とあり。鷹窟は先尼迦窟の譯、更に本律十七卷(張八・七八左)には西尼迦窟として。而して是を西藏律に對照する「王舍城中軍有窟」とあれば、これsenāなり。こゝにこれを鷹窟とせるはśyenaと見たるによるものならん。

時に諸苾芻にして神通を得たる者は[二二]贍部林に往き……此林に由りての故に贍部洲の名を得たり……既にして彼林に至り贍部果の色香味具せるを取りて鉢に盛滿し已り、之を持して歸りて自ら充足するを得、餘あらんに分布して諸苾芻に與へぬ。或は復餘苾芻ありて此林を去ること遠からざるに、[二三]頻羅果林・[二四]劫畢他果・[二五]菴摩洛迦果あり、前に同じく持ち歸りて餘と共に分ち食せり。或は苾芻ありて[二六]東毘提訶に往き、或は[二七]西瞿陀尼、或は[二八]北倶盧洲に往きて自然の香稻を取り、前に同じく持ち歸りて餘と共に分ち食せり。或は四大王衆天に往き、或は三十三天に往きて天の妙食を取り、前に同じく持ち歸りて餘と共に分ち食せり。或は餘方豐樂の處に往きて其好食を取り、前に同じくして共に分てり。時に提婆達多は是の如きの念を作さく、「今、儉歲に遭ひて乞食得難ければ、時に諸苾芻にして神通を得たる者は贍部林に往き……廣く前に說けるが如し……乃至、其好食を取りて前に同じくして共に分てり。我若し神通力を獲得したらんには、亦能く前の如くに取り歸りて共に食したらんに」。尋いで便ち思念すらく、「誰か能く力ありて我に神通を敎ふるものやある、我今宜しく應に世尊所に往いて其事を諮問すべし、所說あるに隨うて我當に受持すべし」。時に提婆達多は晡後時に於て靜處より起ち、世尊所に往いて佛足を禮し已り、一面に在りて立ちて佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは我が爲に神通事を說きたまはんことを」。爾の時世尊は提婆達多の邪惡の念を生ぜるを知りて告げて曰はく、「汝可しく先に尸羅を淨め定慧を勤修すべし、神通事に於ては方に修習すべけん」。時に提婆達多は是の如きの念を作さく、「世尊は我が爲に神通事を說くを肯んじたまはざるなり」。便ち卽ち敬を致して佛を辭して去り、便ち往いて彼の阿若憍陳如の所に詣り、共に言談し已りて之に白して曰さく、「唯願はくは上座、我が爲に神通事を解說したまはんことを」。時に具壽阿若憍陳如は卽ちに佛心を觀じ、佛、提婆達多が惡念を生ぜんと欲せるを知しめせるを見て、遂に提婆達多に告げて曰はく、「汝可しく色に於て理の如くに觀察すべし、方に神通幷に餘の勝德を

【二二】贍部林(Jambusaṇḍa)。倶舍論十一に大雪山の北、香醉山の南に大池水あり無熱池と名く、此池の側に贍部林あり、樹形高大にして其果甘美なり、此林に由りての故に贍部洲と名くとあり。即ち諸弟子は王舍城より此林に來りて贍部果を取り來れりとすべきである。

【二三】頻羅果。律部十、註(三三の六五)毘羅樹の下參照。

【二四】劫畢他果(kapiṭhana)。梨なり。

【二五】菴摩洛迦果(āmalaka)。餘甘子なり、菴沒羅とは異る(毘奈耶雜事卷一(寒一・四右)。初食の時稍苦澀なるが如きも、水を飲むに及びて美味即ち生ず、事に從うて名を立てゝ餘甘と號せり、有部百一羯磨第八(寒五・六九右)。

【二六】東毘提訶。須彌四洲の内東大洲を毘提訶(videha)といふ。弗婆提とも音寫し、東勝身と譯す。

【二七】西瞿陀尼。須彌四洲の内、西大洲を瞿陀尼(Avaragodāniya)といふ。西瞿耶尼とも音寫し、牛を以て市易にあつるが故に西牛貨と譯す。

【二八】北倶盧洲。四洲の一、北大洲を北鬱單越とも鬱多羅拘樓(uttarakuru)とも音寫し、勝とも高上作とも譯す、餘方

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして彼[一七]苾芻の四波羅市迦を犯ぜるを見て、時に無犯の想を作し、無犯の解を作し、無犯の忍可を作しつゝも便ち是語を作さく、「彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見たり」と、是說を作さんに時に僧伽伐尸沙を得ん。若し苾芻にして彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見て、時に僧伽伐尸沙の想を作し、是の如きの解、是の如きの忍可を作しつゝも便ち是語を作さく、「彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見たり」と、是說を作さんに時に僧伽伐尸沙を得ん。若し苾芻にして彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見て、時に[一八]波逸底迦の想を作し、是の如きの解、是の如きの忍可を作しつゝも便ち是語を作さく、「彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見たり」と、是說を作さんに時に僧伽伐尸沙を得ん。若し苾芻にして彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見て、時に[一九]波羅底提舍尼の想を作し、是の如きの解、是の如きの忍可を作しつゝも便ち是語を作さく、「彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見たり」と、是說を作さんに時に僧伽伐尸沙を得ん。若し苾芻にして彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見て、時に[二〇]突色訖里多の想を作し、是の如きの解、是の如きの忍可を作しつゝも便ち是語を作さく、「彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見たり」と、是說を作さんに時に僧伽伐尸沙を得ん。若し苾芻にして彼苾芻の僧伽伐尸沙を犯ぜるを見て、時に無犯の相を作し、無犯の解を作し、無犯の忍可を作しつゝも便ち是語を作さく、「彼苾芻の波羅市迦を犯ぜるを見たり」と、是語を作さんに時に僧伽伐尸沙を得ん。是の如くに……乃至、突色訖里多を犯ぜるを見たるにも、各に五番あること應に知るべし、廣く說けること上の如し。無犯とは、謂はく、如實に說けると最初犯の罪と癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[二一]破僧違諫學處第十の一

爾の時世尊は王舍城羯蘭鐸迦池竹林中に在りて住したまひき。時に儉歲に遭ひて乞食得難かりき。

【一七】 本文に若苾芻見ニ彼苾芻ノ犯ニ四波羅市迦ヲ時、作ニ無犯想ヲ、作ニ無犯解ヲ、作ニ無犯忍ヲ、可ニ便作ニ是語ヲ、見ニ彼苾芻犯ニ波羅市迦ヲ、作ニ是說ヲ時得ニ僧伽伐尸沙ヲとあり。加點は縮藏・大正藏にして訓點は新藏なり。今の譯文は此等と相違せり。後の文も改めたり。

【一八】 波逸底迦(pāyattika)。能燒熱又は墮と翻ず。明了論には波羅逸尼柯とせり。

【一九】 波羅底提舍尼(pratideśanīya)。向彼悔と譯す、宋・元・明・宮本には波逸底提舍尼とせるも、今改めず。明了論には波胝提舍尼とせり。

【二〇】 突色訖里多(duṣkṛta)。惡作と譯す、舊律の突吉羅なり。明了論には獨柯多とせり。

【二一】 僧殘法第十破僧違諫學處。

入せり。此實力子は阿羅漢を證して八解脫に居し、上人法を得て大神通を現ぜるに、云何が汝今[一五]異分事波羅市迦法を以てして之を謗讟せる」。彼二答へて曰はく、「實に我過に非ず、是れ眼の過失ならくのみ、宜しく爾目を挑るべし」。諸苾芻曰はく、『世尊說きたまへるが如し、「應に須らく詳審して善く其事を問ふべし、何所が見、何の相もて見、何處にて見たるか」と。汝等二人、何の事に因みて往いて之を見るを得たりや』。時に諸苾芻は旣にして勘問し已るに、二人は遂に卽ち具に上事を以て諸苾芻に告げぬ。時に諸苾芻にして少欲者なるあり、並に共に譏嫌して其事を呵責すらく、「如何が汝今清淨苾芻の實に犯あることなきを知りつゝ、便ち異分波羅市迦法を以てして之を謗毀せる」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、爾の時世尊は卽ち此緣を以て苾芻衆を集めたまひ……廣く前に說けるが如し……乃至、「……諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻、瞋を懷きて捨てずして、故に淸淨苾芻に於て異非分波羅市迦法を以て謗りて彼淨行を壞らんと欲し、[一六]後に異時に於て若しは問はれ若しは問はれざるにも、「此は是れ異非分事なり」と知りつゝ少相似法を以てして彼苾芻を毀謗せんが爲に、瞋恚に由りての故に」と、是語を作さんには僧伽伐尸沙なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、友・地の二人なり、復更に餘に是の如きの流類あるなり。「瞋を懷く」とは、謂はく、先に忿恨ありて捨てざるなり。「故に」とは、瞋心歇まざるなり。「彼の淸淨無犯の苾芻に於て」とは、謂はく、曾て他勝罪を犯ぜざるなり。「異非分事」とは、異とは謂はく涅槃なり、生死に乖くが故なり。謂はく、四波羅市迦法は是れ其分に非ざるなり。「波羅市迦」とは、此四の中に於て隨うて一事を以てして彼を謗るなり。「謗る」とは、其事を誣說するなり。「彼淨行を壞る」とは、意に其をして淨行を虧失せしめんと欲するなり。「……乃至、僧伽伐尸沙を得る」とは、廣く前に說けるが如し。

【一五】異分事波羅市迦法。重罪波羅市迦法に異れる小事を以てして重罪なりとするなり、律部八、註(七の六)參照。

【一六】本文に後於異時若問若不問知此是異非分事以少相似法而爲毀謗彼苾芻由瞋恚故作是語者僧伽伐尸沙とあり。傍線せる以少相…彼苾芻の十二字を宋・元・明・宮本には謗我の二字のみとなす。今改めず。

るなり。汝、諸苾芻、應に是の如くに學すべし」。

[一三]假根謗學處第九

爾の時佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林中に在りて住したまひき。時に具壽實力子は鷲峯山に在りき。此を去ること遠からざるに石砌池あり、其池岸に於て是れ實力子が晝日遊所なりき。時に蓮華色苾芻尼は具壽大目連善知識に因りての故に、善說法律に於て而ち出家を爲し、諸煩惱を斷じて阿羅漢を成ずるを得たり。彼便ち數々世尊所に詣りて恭敬供養して餘の耆宿尊德苾芻に及び、具壽實力子に於て特に尊敬を生じ、實力子に由ひて勞苦を憚らず、遂に寂靜等持の妙樂を捨てゝ、[一四]如法に僧の爲に授事人と作りて房舍臥具を分てり。後に他日に於て是蓮花色苾芻尼は、世尊を禮し已りて次いで更に諸大德僧に參覲し、因みて實力子の所に至りて禮拜を申べ、聽法の爲の故に一面に在りて坐せり。時に友・地二苾芻は實力子と前世に怨結せり。友・地二人多く糞掃衣を得たるに遂に是念を生ずらく、「我れ何處に於てか當に此衣を洗ふべき」。遂に便ち卽ち石砌池邊に往いて衣服を浣はんと欲し、既にして彼に至り已るに、遂に二鹿の池水を飲み已りて不淨行を作し婬欲事を行ぜるを見ぬ。是時大兄、其弟に告げて曰はく、「弟よ、今こそ此を見よ、實力子は蓮花色苾芻尼と共に不淨行を作し婬欲法を行ぜり、我等宜しく往いて諸苾芻に告ぐべし」。弟、兄に報じて曰はく、「妹尼は前に已に我等が爲の故に衆に擯斥せられしに、我今豈に倶に擯を受けんと欲せんや」。兄、弟に報じて曰はく、「前は是れ虛說なりしも今は是れ實陳なり、汝豈に實力子の蓮花色尼と共に不淨行を作し婬欲を行ぜるを見ざらんや」。弟便ち默然せり。兄弟倶に往いて諸苾芻に告げて曰はく、「世間の人、誰か是れ可信なる、我今兄弟して共に實力子が蓮花色尼と與に婬欲事を作せるを見たり」。時に諸苾芻は是語を聞き已りて友・地に告げて曰はく、「具壽、汝今一向に人天の路を棄てゝ專ら三惡道中に趣

【一三】僧殘法第九假根謗學處。

【一四】如法とは、苾芻尼僧に選差せらるゝ意なり。

ち獨覺の聖者あり、乞食を行ぜるに因みて來りて其家に至りければ、即ち便ち食を請ぜり。食し已るに、其女は所謗の事を憶して邪惡の願を發すらく、「我今日汝が謗讟を被れるが如く、未來世に於て假令汝が阿羅漢果を得んとも、我亦汝を謗りて終に相捨てざらん」。時に彼二兒は見て問うて曰はく、「汝、何の願をか發せる」。具に其事を以て彼二兒に答へしに、兒曰はく、「我も彼時に於て爾が兄弟と爲りて共に其事を證せん」と』。佛、諸苾芻に告げたまはく、『汝が意に云何、異念を生ずること勿れ、彼時の實語とは即ち實力子是なり、彼異母とは即ち友女苾芻尼是なり彼時の二兒とは即ち友・地二苾芻是なり。實力子は其昔日に母を惡謗せるに由りての故に、多千歲に於て㮈落迦に在りて燒煮の苦を受け、彼餘殘の業にて五百生中に於て常に惡謗に遭ひ、今日に於て阿羅漢を獲たりと雖、仍ほ惡謗を被れり。汝、諸苾芻、此に由りて應に知るべし、純黑の業には純黑の報を得、純白の業には純白の報を得、黑白の雜業には黑白の雜報を得んことを。汝等當に純黑・雜業を離れて白品を勤修すべし。汝、諸苾芻、當に是の如くに學すべし。

〔二〕汝、諸苾芻、其實力子は先に何の業を作してか分衣人中にて最も第一と爲りし。汝等應に聽くべし、乃往過去に此賢劫の人壽二萬歲の時に於て、迦攝波佛あり世に出現して十號具足したまへり。時に實力子は彼佛の敎に於て俗を捨てゝ出家し、形壽を盡すに至るまで梵行を勤修せるも、而も勝果に於て竟に所護なかりければ、命終の時に於て即ち便ち發願すらく、「我れ迦攝波佛最上福田の敎法の中に於て出家して俗を捨せるも、殊勝の果に於て竟に所護なかりき。佛の所記の如くんば、未來世の人壽百歲の時に於て〔三〕摩納薄迦ありて必らず當に成佛すべしと。我れ彼敎に於て當に出家を爲し、諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證すべし。我が今日の鄔波駄耶の如きは、迦攝波佛の弟子の中にて僧臥具を分つこと最も第一たれば、我も來世に於て釋迦牟尼無上正覺の弟子の中に於て、僧臥具を分つこと亦第一と爲らん」と。願力に由りての故に、我法の中に於て僧臥具を分つこと亦最第一た

【二】 實力子本生譚第三。

【三】 摩納薄迦(mānavaka)。摩納とも摩納婆とも音寫す、年少の淨行者なる義。

母言はく、「是れ虛なり」。子云はく、「世人共に我は實語を爲すを知れり、豈に母の所說に隨うて口に妄言を出すべけんや」。母曰はく、「我腹中に於て汝を懷けること九月なりしに、此小事に於て汝從はれざらんや。設ひ僞に證を作さんにも、口說を勞するなけん。父若し汝に問はんには、但可しく點頭すべきのみ」。其子孝順にして母心に違せざりければ、遂に便ち許可せり。母、異時に於て其夫に告げて曰はく、「君が愛婦は他の男子と共に邪惡事を行ぜり」。夫云はく、「賢首、汝復惡意を生ぜり」。婦曰はく、「君若し信ぜざらんには應に實語に問ふべし」。父、是念を作さく、「我が此童兒は世人の共に是れ實語の者なりと許せり、豈に我所に於てして妄語を作さんや、必らず斯事なけん」。時に彼童兒は父を去ること遠からざるに遊戲して住しければ、其父喚び來りて膝上に置いて之に問うて曰はく、「汝は異母の、他の男子と惡事を行ぜるを知れりや」。但、女人は情僞學ばずして知れり、卽ち便ち手を以て其子の口を掩ひて之に告げて曰はく、「彼は是れ汝が母なれば言說を須ゐざれ、若し事、實ならんには但可しく點頭すべし」。彼卽ち點頭せり。爾の時に當りて、口より臭氣を出せるに、便ち四遠に於て惡聲流布すらく、「彼は實語に非じ、是れ妄語の人なり、異母邊に於て其虛事を證せり」。實語の名卽ち便ち隱沒しければ、時人皆喚びて妄語者と爲せり。其父見已りて後妻に告げて曰はく、「汝は惡行を行ぜり、應に此に住すべからず」。便ち驅りて出さしめしに、旣にして逐はれ已りて二兄の處に往けり。兄之に問うて曰はく、「汝何の意にてか來れる」。妹、兄に報じて曰はく、「我れ夫主に斥逐せられしなり」。「汝に何の過かありし」。「私を行ぜりとて我を抂げしなり」。「汝若し私を行じたらんには此に住まるべからず」。「我實に私なきに、但實語に由りて證せられたればなり、彼は是れ妄語にして實語者には非じ」。兄曰はく、「如何がして知るを得るや」。「若し信ぜざらんには、宜しく當に竊に近住の隣人に問ふべし」。時に彼二兄は私に〔一〇〕隣伍に問へるに、諸人皆云はく、「彼に惡行なかりき」。時に彼兄弟は淸白を知り已るに、情に恨惱を懷けり。後に異時に於て忽

【一〇】隣伍。周の制、五家を隣と爲す故に隣伍といふ。

「聖子、何の意にてか頬を支へて長思せる、憂色を帶ぶるに似たり」。報じて言はく、「賢首、我今舍中に多く財物あるも現に子息なければ、如し其沒せん後は並に官に收められん。既にして此緣あり、寧ぞ愁惱せざらん」。其妻報じて曰はく、「若し我過に由りて男女なからんには、君今宜しく更に餘妻を娶りて子息あらしむべし」。報じて言はく、「賢首、若し人、家內に二妻あらんには、乃し麨漿に至るをも亦飲むことを得ずして、常に室中に於て紛紜鬪諍せん」。婦、夫に報じて曰はく、「君可しく求め來るべし、若し彼顏狀にして妹と同じからんには、我れ妹想を作して之を看ん。若し女と相似たらんには、我れ女の心を作して瞻視せん」。時に異村に於て一長者あり、婦を娶りて未だ久しからざるに便ち二男を誕み、復一女を生ぜり。後に異時に於て長者夫婦は並に皆命過せしに、時に前の長者は婦を求めんが爲の故に彼二兄の處に至り、其妹を娶らんことを求めしに彼便ち嫁與せり。世間の法爾として新を得ては故を棄つるなり。時に彼長者は心、後妻に親しみしに、時に彼の前婦は其親密なるを見て心に嫉妬を生ぜり。未だ多日を經ざるに前妻娠ありしに、其夫に白して曰さく、「君が後妻は情に異念あり」。其夫告げて曰はく、「賢首、汝は惡意を生ぜり」。婦便ち默然せり。遂に後の時に於て一男子を誕み、長じて五歲に至りしに、智慧分明にして所有語言咸悉く實に依りければ、時人遂に名けて實語者と爲せり。其母便ち念ずらく、「我れ子を生めりと雖、然も夫主は尙ほ後妻を愛せり、我今何の方便を作してか離別せしめん」。其夫に白して曰さく、「君、後妻に於て極めて愛念せりと雖、彼は君が所に於て貞素の心なし」。其夫報じて曰はく、「賢首、汝復惡意を生ぜり」。婦便ち默然せり。別に方計を設けて其子に告げて曰はく、「汝豈に婦人の苦事を知らざらんや」。子、母に白して曰さく、「我曾て知らず」。卽ち子に告げて曰はく、「謂へらく是れ嫉妬ならん」。子、母に報じて曰はく、「此は善事に非じ」。便ち子に語げて曰はく、「我れ汝が異母に於て惡名を彰露せんと欲す、汝當に證を爲すべし」。子、母に白して曰さく、「實なりとやせん、虛なりとやせん」。

れり。時に警夜人は其光を見已りて商主に報じて曰はく、「汝今知れりや不や、此の苾芻は聖行成就せるを、我れ夜中に於て火聚の如くに大光明を放てるを見ぬ」。是時商主聞き已りて深く敬ひ、便ち其所に詣り雙足を禮し已りて是の如きの白を作さく、「聖者、食を求めたまはゞ、我は福を求めんことを願へり、幸に商旅に於て我が微供(みく)を受けて、食し已らんに隨うて去きたまはんことを」。時に彼れ默然して其請食を受け、相隨へて漸次に大海邊に至れり。商主問うて言はく、「聖者、我が商旅今海中に入らんと欲す、仁隨ひ去くや不や」。獨覺報じて言はく、「賢首(けんじゅ)、汝は妻子の爲に大海に入りて諸の珍寶を求めんと欲せるも、我何が爲にする所ありてか共に入らんや」。是時商主は彼が食を設け已り、新妙氎を以て之に奉上せり。時に彼大德は但神通を現じて說法せず、彼商主を憐愍せんと欲せんが爲の故に、猶し鵝王の如くに空界に飛騰し、身より水火を出して大神通を現ぜり。凡夫の類若し神變(じんぺん)を見んに、速に即ち歸心せんこと大樹を崩すが如くなれば、遙に彼足を禮し誓願を發して言はく、「我れ是の如きの眞實福田所に於て供養を設け、此業所招の異熟の果にては願はくは我當に富貴家に生ずるを得べく、當に是の如きの殊勝の威德を得べく、當に此に勝(まさ)れる大師に奉事するを得べけんことを」と。汝等當に知るべし、彼時の漁人とは即ち實力子是なり。昔獨覺聖人に供養して大誓願を發せるに由り、今勝れたる富貴家に生在するを得て受用豐足し、我法中に於て出家して俗を離れ、諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證し、[八]我れ大師と爲りては彼の百千倶胝(くてい)の獨覺に勝れ、能く我に承事(じょうじ)して厭背を生ぜざりき。又、諸苾芻よ、此實力子は阿羅漢果を得たりと雖、然も尙ほ惡言毀謗に遭へること、我今當に說くべし、汝等善く聽け。[九]諸苾芻よ、過去世の時一村の中に大長者あり、同類族に於て女を娶りて妻と爲し、意を得て相親しみ歡樂して住せるに、多歲を經たりと雖竟に男女なく、遂に便ち手を以て頰を支へ心に憂を懷きて歎ずらく、「我今舍內に多く珍財あれども竟に紹嗣なければ、我身沒せん後は定んで官に收められん」。其婦之を見て即ち便ち問うて曰はく、

【八】本文に我爲二大師一勝レ彼百千倶胝、獨覺能承二事我一不レ生二厭背一とあり。加點は縮藏・大正藏なり、訓點は新藏なり。今改めたり。
【九】實力子本生譚第二。

信じ、(8)或は聞いて信ぜざるに、而も「我見たり」と言ひ、或は(9)聞いて疑ひ、或は(10)聞いて疑はず、(11)或は但自ら疑ひつゝ、而も「我見たり」と云はんに、是說を作さん時僧伽伐尸沙を得ん。是を十一に犯を成ずと謂ふ。云何が六事に無犯なる。謂はく、彼れ(1)見ず(2)聞かず(3)疑はざるも、見等の解あり見・聞等の想ありて、「我れ見・聞・疑せり」と是の如きの說を作さんには無犯なり。或は(4)見て忘れ、或は(5)聞いて忘れ、或は(6)疑ひて忘れつゝも、見等の解あり見等の想ありて「見・聞せり」等と言はんに亦皆無犯なり。是を六事に無犯なりと謂ふなり。若し(不清淨にして)清淨に似たる人を謗らんに、十一事に犯を成じ、六事に無犯なること亦復是の如し。

時に諸苾芻は悉く皆疑ありければ、疑を除かんが爲の故に佛に白して言さく、「世尊大德、具壽實力子は曾て何の業を作してか、彼業に由りての故に異熟果を招きて富貴家に生じ、多く財寶に饒にして受用豐足し、俗を捨てゝ佛に依りて出家と爲りては諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證し、房舍を分つ中にては說いて第一と爲せるに、勝果を得たりと雖而も謗讟せられしや」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等善く聽け、我當に汝が爲に彼因緣を說くべし。諸苾芻、若し自ら業を作らんに、必らず外の地水火風の四大の處に於て果報成熟せず、但、自己の蘊・界・處中に於て善惡業の果報は成熟するなり」。即ち頌を說いて曰はく、

「假令、百劫を經とも　所作の業は亡びじ
因緣會遇せん時　果報還りて自ら受けん」。

[六]『諸苾芻、過去世に於て一聚落中に大商主あり、名けて漁人と曰へり。時に彼商主は貨物を齎持して諸の商人と共に將ゐて大海に詣りて珍寶を求めんと欲せり。爾の時世間に佛の出世せるなく、獨覺の聖者ありて世間に現じ、貧賤を拯恤せんとて常に麁鄙の飲食臥具を受けられば、當時は唯此のみ勝福田たりき。時に彼獨覺は此商主に投じて人間に遊行せるに、其夜中に於て火光定[七]に入

【六】實力子本生譚第一。

【七】火光定(tejodhātu)。火界、即ち火光三昧なり。

しは問はれ若しは問はれざるに」とは、謂はく、謗を說き已るに情に悔恨を生じて他問に由らざるなり。「此事無根なるを知りつゝ謗れり」との「謗る」とは、諍なり。諍に[五]四種諍あり、謂はく、鬭諍と非言諍と犯諍と事諍となり。「瞋に由りての故にと是語を作さんには」とは、正しく謗辭を出せるなり。「僧伽伐尸沙」とは、已に前に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し清淨苾芻を謗らんに、十事に犯を成じ、五事に無犯なり。云何が十と爲す。謂はく、(1)其事を見ず、(2)聞かず、(3)疑はざるに、便ち是の如きの虛誑想を作して實には見等なきに妄に「我に見・聞・疑あり」と言はんに、是說を作さん時僧伽伐尸沙を得ん。或は(4)聞いて忘れ、(5)或は疑ひて忘れつゝも、是の如きの解を作し、是の如きの想を作して、「我れ聞けり、(我れ)疑ひて忘れず」と云はんに、是說を作さん時僧伽伐尸沙を得ん。或は(6)聞いて信じ、(7)或は聞いて信ぜざるに、而も「我見たり」と言ひ、或は(8)聞いて疑ひ、(9)或は聞いて疑はず、(10)或は但自ら疑ひつゝ、而も「我見たり」と云はんに、是說を作さん時僧伽伐尸沙を得ん。是を「十事に犯を成ず」と謂ふなり。云何が五事に無犯なりや。謂はく、彼れ(1)見ず(2)聞かず(3)疑はざるも、見等の解あり見等の想ありて「我れ見」聞・疑せり」と是の如きの語を作さんには無犯なり。或は(4)聞いて忘れ、或は(5)疑ひて忘れつゝも、聞・疑の想ありて「聞けり」等と言はんにも亦犯あることなきなり。如し清淨人を謗らん時は、十事に犯を成じ五事に無犯なり。若し清淨にして不清淨に似たる人を謗らんにも亦復是の如し。若し不清淨人を謗らんに、十一事に犯を成じ六事に無犯なり。云何が十一なる。謂はく、(1)見ず、(2)聞かず、(3)疑はざるに、是の如きの解を作し是の如きの想を作して、實には見等なきに妄に「我に見聞疑あり」と言はんに、是の如きの說を作さん時僧伽伐尸沙を得ん。或は(4)見て忘れ、(5)或は聞いて忘れ、(6)或は疑ひて忘れつゝも、是の如きの解を作し、是の如きの想を作して、「(我れ)見、聞き、疑ひて忘れず」と云はんに、是說を作さん時は僧伽伐尸沙を得ん。或は(7)聞いて

【五】四種諍。律部十三、註(三の三九—四二)に次第相當す。

此惡說に由りての故に　常に自身を斬るなり。
若し惡人を讃じ　賢善者を毀謗せんに
口に由りて衆過を生じ　定んで安樂を受けじ。
猶し博奕人の如し　財を失せんに是れ小過なるも
他の淸淨者に於て　謗毀せんには大愆を成ぜん
百千歲を經て　肉胞獄に墮在し
復此獄中に於て　更に四萬歲を受けん。
若し惡心を以て語り　善人を謗毀せんに
斯惡業の緣に由りて　當に地獄に墮すべけん」。

爾の時世尊は呵責を作し已りて諸苾芻に告げて曰はく、「我れ十利を觀じて……廣く說けること前の如し……我れ毘奈耶の中に於て諸聲聞の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『[三]若し復苾芻、瞋を懷きて捨せずして、故に淸淨苾芻に於て無根波羅市迦法を以て謗りて彼が淨行を壞らんと欲し、後に異時に於て若しは問はれ若しは問はれざるにも、「此事是れ無根なるを知りつゝ彼苾芻を謗れり、瞋恚に由りての故に」と、是語を作さんには僧伽伐尸沙なり』。

「若し復苾芻」とは、是れ友・地苾芻、若しは更に餘の斯の如きの流類あるを謂へるなり。「瞋を懷きて」とは、謂はく、情に忿怒を生ぜるなり。「捨せず」と言へるは、謂はく、瞋恚息まざるなり。

「淸淨苾芻」とは、謂はく、實力子なり。「[四]無犯」とは、謂はく、其事を犯ぜざるなり。「無根を以て」とは、謂はく、見根・聞根・疑根の三根なきなり。「波羅市迦法」とは、四事中に於て其一を隨說するなり。「法」とは、已に前に說けるが如し。「謗る」とは、不實事を說くなり。「彼行を壞らんと欲し」とは、彼人の淸淨學處を損せんと欲するなり。「彼れ異時に於て」とは、謂はく、是れ別事なり。「若

【二】肉胞獄。皰は身皮のカサ、胞皰は身皮のみならず身肉共裂くるなり。されば肉胞とは胞皰の義なるべく、八寒地獄の第二なる尼刺浮陀獄(nirarbuda)ならん。

【三】本文に若復苾芻懷ㇾ瞋不ㇾ捨、故於㆓淸淨苾芻㆒以㆓無根波羅市迦法㆒謗、欲ㇾ壞㆓彼淨行㆒後於㆓異時㆒若問若不問、知㆓此事是無根謗㆒彼苾芻由㆓瞋恚㆒故、作㆓是語㆒者僧伽伐尸沙とあり、加點は縮藏・大正藏にして訓點は新藏なり。知此事是無根謗彼苾芻由瞋恚故の加點訓點は誤まれり。今改む。

【四】戒文中に無犯なる文字なし、淸淨苾芻の文字を無犯苾芻として釋せるなり。

後世を懼れず　　惡として造らざるあることなし。
寧ろ熱鐵丸を呑み　　猛焰、身を燒いて遍からんとも
破戒の口を以て　　彼の信心の食を噉はざれ」。

爾の時に當りて虛空中に於て諸天衆あり、伽他を說いて曰はく、

「實力、三有を超えたるも　　尙ほ毀謗を招けり
是故に有智の人は　　應に生死を樂ふべからず。
段食眞に厭ふべし　　苦の中に最も極と爲す
猶し子の肉を食するが如し　　諸の煩惱を增長す」。

「如何が汝今淸淨苾芻の實に犯罪せざるを知りつゝも、無根波羅市迦法を以てして見に誹毀せる」。爾の時世尊は此因緣を以て……廣く說けること前の如し……乃至、友・地苾芻に告げて曰はく、「汝、二癡人、淸淨苾芻の實に犯罪せざるを知りつゝも、無根波羅市迦法を以て誹毀を行ぜりや」。彼二は佛に白さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々を以て呵責したまはく、「汝が所爲は非なり、淸淨行に非ず、隨順行に非ず。爲すべからざる所なり」。諸苾芻に告げて曰はく、『應に知るべし、三種の人ありて定んで泥犂獄[一]に墮つるを。云何が三と爲す。若し人自ら破戒を行じ他に破戒を勸めんに、此を初人と謂ひ、定んで泥犂獄に墮つるなり。若し人自ら不淨行を行じつゝ、淸淨苾芻に於て無根波羅市迦法を以てして之を誹毀せんに、此は是れ第二人、定んで泥犂獄に墮つるなり。若し人是の如きの見を作し、是の如きの語を作して、「欲は是れ淨なり」と言ひ、「欲は是れ妙なり、欲は受用すべし、欲は過失なし」と言ひて、惡欲の境に於て極めて愛著を生ぜんに、此は是れ第三人、定んで泥犂獄に墮つるなり』」。世尊は爾の時伽他を說いて曰はく、

「若し人、世中に生へんに　　口常に刀劍を出し

【一】泥犁獄。niraya の音寫、無幸處と譯す。㮈落迦(naraka)は惡人居處の義、泥犁・㮈落迦共に地獄の義なり。

て見、何の因緣を以てして往いて其事を見たる」と』。爾の時世尊は是語を作し已りて、卽ち便ち室に入りて寂定にして住したまへり。時に諸苾芻は佛の寂定に（入りたまへるを）見てより、便ち共に「實力子は是れ清淨人なり」と憶持し、友女苾芻尼には其自言せるを以て共に擯斥を爲し、友・地二苾芻には其事を審問せり、「汝、如何が見、何處にて見、何の因緣を以てして往いて其事を見たる」と。時に諸苾芻は具に之に問ひしに、時に彼二苾芻は是の如きの說を作せり、「諸具壽、我は彼實力子の不淨行法波羅市迦を犯ぜるを見ず、然れども具壽實力子は乃し三日に至りて我に麁惡食を與へしに由りて、氣力衰羸して極めて相惱亂しければ、我れ欲・瞋・癡・怖を以ての故に是說を作せるのみ。其具壽實力子は、實に是れ清淨にして過咎あることなく、不淨行を作さず、波羅市迦を犯ぜざるなり」。爾の時世尊は、晡後時に於て靜處より起ち、苾芻衆中に於て座に就て坐したまへり。時に諸苾芻は佛に白して言さく、『世尊、我等諸苾芻は佛世尊が室に入りて寂定したまへるを見てより、便ち共に「實力子は是れ清淨人なり」と憶持し、友女苾芻尼には其自言に由りて已に滅擯せしめ、友・地二苾芻には其事を審問せり、「汝、如何が見、何處にて見、何の因緣を以てして其事を見たる」と。我等具に之に問へるに、時に彼二苾芻は是の如きの說を作せり、「諸具壽、我は彼實力子の不淨行法を犯じて波羅市迦を得たるを見ず、然れども具壽實力子は乃し三日に至りて我に食次を與ふるに惡食を食せしめたるに由り、氣力衰羸して極めて相惱亂しければ、我れ欲・瞋・癡・怖を以ての故に是說を作せるのみ。其具壽實力子は實に是れ清淨にして過咎あることなく、不淨行を作さず、波羅市迦を犯ぜざるなり」と』。爾の時世尊は是說を聞き已るに諸苾芻に告げて曰はく、「云何が彼二癡人は少飮食因緣の爲に故妄語を作して清淨苾芻を毀謗せる」。世尊は卽ちに爾時に於て、伽他を說いて曰はく、

一若し人故妄語せんに　實法に違越し

卷の第十四

無根謗學處の二

爾の時薄伽梵、實力子に命じて曰はく、「汝、斯語を聞けりや不や」。佛に白して言さく、「我聞けり、薄伽梵、我聞けり、蘇揭多」。佛言はく、「實力子、其事如何」。實力子、佛に白して言さく、「世尊、我が虛實は唯佛のみ知りたまふ所なり」。佛言はく、『實力子、此時中に於て是說を作すこと勿れ、應に是言を作すべし、若し實ならば「實なり」と言ひ、若し虛ならば「虛なり」と言へ』。實力子曰はく、「我曾て憶せず、薄伽梵、我曾て憶せず、蘇揭多」。爾の時具壽羅怙羅は世尊の後に於て扇を執りて佛を扇げり。時に羅怙羅は佛に白して言さく、『世尊、彼實力子に何ぞ勞はしく問はるゝや、現に友女苾芻尼の親しく佛前に在りて「實力子は共に惡行を爲し、波羅市迦を犯ぜり」と云ひ、兄弟二人も面に實なり」と證言せるを見るをや』。佛、羅怙羅に告げたまはく、『「我今汝に問はん、汝が意に隨うて答へよ。羅怙羅、若し苾芻尼にして我所に來至して是の如きの說を作さん、「大德、聖者羅怙羅は不軌事を作し我と共に不淨行を行じて波羅市迦を犯ぜり」と。時に友・地苾芻即ち便ち證して云はん、「實に爾り、薄伽梵、實に爾り、蘇揭多、妹の所說の如し、我等先より知れり」と。羅怙羅、我れ是語を聞いて卽ち汝に問うて「其事、虛なりや實なりや」と云はんに、汝云何が答ふるや』。羅怙羅、佛に白して言さく、『「世尊大德、若し憶せんには「憶す」と云ひ、若し憶せざらんには「憶せず」と云はん』。世尊告げて曰はく、『汝且に癡人なり、能く「憶せず」と云はんには、何ぞ實力子淸淨苾芻の實に罪過なくして「憶せず」と云へるを恠しめる』。爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、『實力子の如きは實に罪過なし、汝等應に知るべし。友女苾芻尼は自ら犯罪せりと言へり、應に當に滅擯すべし。其友・地二苾芻には應に可しく詳審して善く其事を問ふべし、「汝、如何が見、何處に

名けて[29]友女と曰ひ、[30]王園寺に住せり。時に友女は二兄の處に往き、至り已りて各其足を禮して一面に在りて坐せり。時に彼二人は妹の來れるを見たりと雖、相瞻視せず亦共語せざりければ、是時友女は二兄に問うて曰はく「何の意にてか二聖は我が來り至れるを見つゝも、相瞻視せず共に言語せざる」。[31]彼の二答へて曰はく「妹、我は實力子に乃し三朝に至るまで我に食次の極めて是れ麁惡なるを與へて我をして食噉せしめたるに、汝今云何がして我を助けずして自ら安んじて住せる」。友女報じて曰はく「聖者、我今何の所作をか欲すべき」。報じて言はく『妹、汝今宜しく往いて世尊所に詣りて是の如きの白を作すべし「大德、彼の聖者實力子は不軌事を作し我と共に不淨行を行じて波羅市迦を犯ぜり」と。我亦當に往いて是の如くに語ぐべし「妹の所言の如くに其事實に爾り、我等先より知れり」と』。友女報じて曰はく「我今云何がして彼れ實に是れ清淨の苾芻にして曾て愆犯なかりしを知りつゝ、云何が輙ち無根の他勝法を以てして之を毀謗せんや」。彼の二報じて曰はく、「……乃至汝にして若し我等が爲に是の如きの語を作さゞらんには、我等終に汝を瞻視せず共に言說を爲さじ」。是時友女は是語を聞き已るに俛仰すること須臾にして二兄に告げて曰はく「我當に爲に作すべし」。兄言はく「妹、汝且らく此に住まれ、我等先に世尊所に至るべければ、汝は後に隨うて來れ」。時に二苾芻は世尊所に往いて佛足を禮し已りて一面に在りて坐せり。時に彼友女は兄の至れるを斟酌して便ち佛所に詣り、禮し已りて立ちて世尊に白して曰さく「大德、彼の聖者實力子は不軌事を作し我と共に不淨行を行じて波羅市迦を犯ぜり」。時に友・地苾芻は卽ちに便ち佛に白さく「實に爾り、薄伽梵、實に爾り、[32]蘇揭多、妹の所說の如し、我等は先より知れり」と。時に實力子は亦復此大衆の中に在りて住せりき。

【二九】友女（Mettiyā bhikkhunī）。律部十三、註（三の四六）參照。

【三〇】王園寺（Rājakārāma）。本律卷三十（張九・二三右）にある王園寺は正しく舍衞城なり。今は王舍城にありとするなり。且、本律卷三十三（張九・三五左）にある王園寺も王舍城なり。十誦卷十一（張三・七一左）の王園寺王舍城にありとし、（同七二左）の王園精舍は舍衞城にありとす。

【三一】本文に彼二答曰、妹我被二實力子乃至三朝一與二我食次一極是麁惡令二我食噉一、汝今云何不レ助二於我一自安而住とあり。加點は縮藏・大正藏、訓點は新藏なり。今、此等の加點訓點に依らず。

【三二】蘇揭多。Sugata の音寫、修伽陀とも書し、善逝と譯す、如來德號の一。

く當に速に去るべし、更に復來ること勿れ』。時に諸苾芻は是事を聞き已りて便ち往いて佛に白すに、佛言はく、「應に實力子を差して[24]分食人と爲すべし。若し更に是の如きの流類あらんに、亦應に差遣して分食人と作すべし。五法を具せざらんには卽ち應に差すべからず、若し差せんには應に捨すべし。云何が五と爲す、謂はく、愛・瞋・癡・怖あると分と不分とを知へざるとなり。此を翻ぜるには應に差すべし。前の作法に准じて是の如くに應に差すべく、一苾芻をして白羯磨を作さしめよ』。[25](廣くは百一羯磨中の如し)

時に實力子は衆に差せられて分食人と爲り已るに、彼れ僧伽の爲に三種食を分てり、謂はく、上と中と下となり。時に客苾芻あらんには、初日に上食を與へ、第二日に中食を與へ、第三日に下食を與へ、第四日に至りて乞食を行ぜしめぬ。時に實力士は諸苾芻の若しは客若しは主の爲に、房舍及以臥具・飲食所須を分授せるに、現住の者に隨うて老より少に至り、次第して與へて曾て虧失せることなかりき。時に實力子と二苾芻の一を[26]善友と名け二を[27]大地と名けたるとは、生々の中よりして常に怨惡たりしが、南國より來りて王舍城に至れり。時に二苾芻は餘苾芻に問うて曰はく、「誰か是れ僧伽の[28]知食次者なる」。報じて言はく、「是れ具壽實力子なり」。時に彼二人は實力子の處に詣りて之に報じて曰はく、「我等二人に次に隨うて食を與へよ」。時に實力子は初來の日に於て便ち二人に上妙の食次を與へぬ。時に彼施主問うて曰はく、「明日誰か當に我家に至りて食すべきや」。答へて言はく、「是れ友と是れ地となり」。施主聞き已りて是の如きの念を作さく、「彼二苾芻は是れ惡行たりと聞けり、若し來り就りて食せんに、當に隨宜なるを設くべし」。第二日に至りて中の食次を與へしに、施主に事ありて復好食なかりき。第三日に至りて麁の食次を與へしに、時に彼二人は是の如きの語を作さく、「我今極苦なり、云何が實力子は三日の中、故心に我に麁惡飲食を與へて、共に相惱亂して大苦を受けしめたる。我當に彼が與に無益事を作すべし」。彼二人に妹なる苾芻尼あり、

【二四】 分食人(巴)bhattuddesaka)。供養の食を指示し配分する比丘。

【二五】 百一羯磨第十卷に分飯人白二の語あるも、選差白二羯磨を記せず。差分臥具人白二羯磨を以て代表せしめたるが如し。

【二六】 善友。諸律に慈比丘(Mettiya)とす。

【二七】 大地。諸律に地比丘(Bhummajaka)とす。

【二八】 本文に時二苾芻問餘苾芻曰誰是僧伽知食、次者報言是具壽實力士とあり。縮藏・大正藏の加點誤まれり。僧伽知食次者とすべく、知食にて切るは不可なり。食配分の次第を典知する比丘の義なり。

るや不や」と。彼答へて「能くす」と言はんに、此苾芻は白羯磨を作すべし[三三]。(廣くは百一羯磨中の如し。)

時に實力子は衆に差せられて分臥具人と爲り已るに、所有衆僧の房舍臥具は皆同類に依りて之を處置し、經師は經師と共に同じく、律師は律師と共に同じく、論師は論師と共に同じく、法師は法師と共に同じく、禪師は禪師と共に同じくせり。彼(等)意に隨うて同じく住するを得たれば、言議違ふことなく、所修の善品は日夜に增長して蓮の、池に處して其水充盈せんに日に開發せらるゝが如くなりき。時に諸苾芻あり。半更にして方に至りしに、時に實力子は神通力を以て一指より光を放ちて臥具を分てり。復餘の諸苾芻衆にして情に實力子の勝上人法の神通希有なるを樂見せんと欲せる者あり、故に一更に至りて來りて投宿せるに、時に實力子は二指より光を放ちて爲に臥具を分てり。一更半に至れるありしには三指より光を放ち、二更にして至れるには四指より光を放ち、半夜にして至れるには五指より光を放ちて與に臥具を分てり。時に諸苾芻は既にして殊勝の神通事を見已りて各是念を作さく、「我等は應に大聲聞の威德を具せる者をして爲に臥具を分たしむべからざるに、而も更に脅を以て牀に著け意を縱にして睡眠せんこと是れ不應作なり」とて、彼各初夜・後夜に睡眠を減省し端思して住せるに、勤策に由りての故に未だ證せざる者は皆證し、已に證せる者は退かざりき。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「諸苾芻、我弟子中にして僧臥具を分たんこと、此實力子を最も第一と爲す」と。世尊の聖教既にして弘廣し已るに、時に婆羅門居士は苾芻衆の爲に諸の飲食を設けぬ。時に六衆苾芻は美好上妙の飲食あるを知りては、卽ち便ち彼に往いて之を噉食せるに、時に信心の婆羅門等ありて是の如きの語を作さく、「聖者、大德耆宿は何の意にてか來らざる」。六衆報じて曰はく、「此の如きの麁飡に彼豈に來り食せんや」。施主報じて曰はく、『世尊は我を「供養中に於て最も第一と爲す」と記したまへり、彼の諸の耆舊にして寧ぞ食はざるべけんや。聖者、仁は善說法律の中に於て俗を捨して出家しつゝ、口言を愼まずして無慚の語を出さんとは。宜し

【三三】百一羯磨中、差分臥具人羯磨なり(寒五・五〇左)。

に還り至りて飯食し訖るに、衣鉢を執持して王舍城に詣り、前の威儀の如くして手足を洗ひ已りて佛所に往詣せり。爾の時世尊は無量百千苾芻衆中に於て爲に法を說きたまひしに、世尊遙に實力子の來れるを見て告げて言はく、「善來、今正に是れ時なり、汝が意に隨うて坐せよ」。時に實力子は佛足を禮し已りて一面に於て坐せり。時に王舍城中の諸苾芻衆は同類に依りて僧臥具を分つことをせざりき、所謂、經師は律師と與に、經師は論師と與に、經師は法師と與に、經師は禪師と與に、律師は論師と與に、律師は法師と與に、律師は禪師と與に、律師は經師と與に、論師は法師と與に、論師は禪師と與に、論師は經師と與に、論師は律師と與に、法師は禪師と與に、法師は經師と與に、法師は律師と與に、法師は論師と與に、禪師は經師と與に、禪師は律師と與に、禪師は論師と與に、禪師は法師と與にして、經師・律師・論師・法師・禪師に於て同類を以て一處に聚めしむることをせざりき。是の如くして同類に依ることをせずして房舍臥具を分與せるに、時に諸苾芻は共に相將護して所受の業を失し、各善品をして增長するを得ざらしめて、蓮花の水なきに日に衰損を見るが如くなりき。爾の時世尊は便ち是念を作したまはく『此實力子は先佛の所に於て宿正願ありて是の如きの念を作せり「我當に云何がして僧伽の爲に〔三〕分臥具者と作るを得べき」と』。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、『汝、諸苾芻、應に實力子を差して僧伽の與に分僧臥具人と作すべし。若し更に餘に是の如き流類ありて五法を具せんには、應に差して分臥具人と作すべし。若し五法なきには即ち差すべからず、設差せんには應に捨すべし。云何が五と爲す、愛あり・瞋あり・癡あり・怖あり・分と不分とを知へざるとなり。若し五法を具せんには應に差すべく、已に差せんには應に捨すべからず。云何が五と爲す、謂はく、愛なく・瞋なく・癡なく・怖なく・分と不分とを知ふるとなり。是の如くに應に差すべし、常の如くに揵稚を鳴らし座具を敷きて先に言白し已り、次いで總じて僧を集め、衆に對ひて應に問むべし。當に勸喩して云ふべし、「汝某甲、僧伽の與に分臥具人と作ることを能くす

【三】分臥具者。僧臥具を與知する比丘なり。律部十三、註(三の一三)參照。

して其志願を滿すを聽すべし」。親友、旨を承けて太子に報じて曰はく、「父母は慈を垂れて許して道に入らしめたり」。實力聞き已るに慶喜彌増し、稍に飲食を加へて漸く康健を益しければ、辭して父母を違れて彼林中に詣り、馬勝苾芻に禮謁して一面に在りて坐し、白して言さく、「大德、我が尊親は已に聽許せられき、幸に願はくは慈悲もて出家法を與へ、進んで圓具を受け、敎ふるに威儀を以てして大德の所に於て善く梵行を修め(しめ)たまはんことを」。時に具壽馬勝は報じて言はく、「是の如し」。卽ちに出家を與へ幷に圓具を受け、尋いで之に告げて曰はく、「汝今知れりや不や、苾芻の作業に其二種あるを、謂はく、讀誦と修定となり、汝は讀誦を爲むとやせん、修定を爲むとやせん」。便ち師に報じて曰はく、「鄔波駄耶、二種倶に作さん」。便ち晝日に於て專心に讀誦し、若し靜夜に在りては繫念して禪思し、是の如くすること久しからずして善く三藏に閑に、精勤策勵して須臾にも捨するなかりければ、煩惱斷除して阿羅漢果を證せり。時に馬勝苾芻の所有弟子門人は、其意樂に隨ひ所學差別せるを悉く受けしめ已るに、餘の村坊城邑聚落に詣りて而ち安居を作せり。八月十五日に至り前安居滿じ作衣已に竟りければ、衣鉢を執持して波波城の水蛭林所に往き、衣鉢を安置し足を濯ぎ手を澡ひ、其師所に詣り雙足を禮し已りて一面に在りて坐せり。時に彼諸人は各所證に隨ひて具に其師に白し、復更に餘の三藏の要義を問ひ、而して師に白して曰さく、「我等既に鄔波駄耶に見えて親しく承けて諮決せり、我等往いて世尊に見え奉らんと欲す」。報じて言はく、「具壽、汝が意に隨うて去れ」。時に實力子は馬勝苾芻に白して曰さく、「鄔波駄耶、我已に如來法身に見ゆるを得たるも未だ色身を覩まつらざれば、我今往いて佛の色身を覩まつらんと欲す」。答へて言はく、「意に隨へ、汝今當に知るべし、如來應正等覺は是れ大珍寶にして世間に出現したまへり、實に逢遇し難きこと〔三〕烏曇跋羅花の時に乃し一たび現ずるが如くなり」。時に實子力既にして許去を蒙りければ、明日に至り已り日の初分に於て衣鉢を執持し波波城に入りて次に乞食を行じ、本處

【三】烏曇跋羅花(udumbara)。靈起華と譯す、優曇鉢とも烏曇とも略稱し、靈瑞華ともいはる。葉は梨に似て果は大さ拳の如く其味甘く、三千年に一たび現ずと傳へらる。

めん」。馬勝報じて曰はく、「斯れ極めて善い哉」。時に實力子、是語を聞き已るに、恭敬歡喜して奉辭して去りぬ。便ち本宮に歸りて父母に白して曰さく、「二親當に知るべし、我已に正信もて今出家せんことを願ふ」。父母報じて曰はく、「汝今知れりや不や、我唯一子にして常に愛念せる所、覿視して厭くたきを。假令命盡きんとも尙ほ離るゝを欲せず、況んや復形存しつゝ而ち當に見に別るべきをや」。太子白して曰さく、「聽されんには善し、若し許さゞらんには我今日より更に飮食せじ」。此語を聞くと雖亦未だ聽されざりければ、時に實力子は一日斷食し、是の如く二三して乃し六日に至るまで飮まず食はざりき。時に彼父母、其子の所に詣りて之に告げて曰はく、「汝幼童よりして常に安樂を受け、諸の苦事に於て曾て未だ經ざる所なれば、梵行修し難く獨身住し難く隨宜臥具にては蘭若には居し難し。形壽を盡すに至るまで猛獸同處し、形壽を盡すに至るまで他に從うて食を乞ひ、形壽を盡すに至るまで諸の欲樂を斷ち、形壽を盡すに至るまで永く嬉戲を絕たん。太子、汝應に此に住して諸の欲樂を受け、情に隨ひて布施して諸の福業を修すべし」。太子、是語を聞くと雖默して對ふる所なかりき。時に彼父母は諸の親屬をして實力子に勸めしめしに、時に諸の親屬同じく來りて勸喩し、父母所言の如くに悉く皆向說せるも、然も實力子は默然して答ふるなかりき。時に彼父母は實力子の親友知識をして亦同じく勸喩せしめ、前に父母所告の言の如くに悉く皆向說せるも、然も實力子は前に同じく默然し、第二第三せるも亦言の答ふるなかりき。時に彼知識は其堅固にして第二第三せるも一も言の答ふるなきを見て、時に諸親友は實力子が志意堅固なるを知り、王及び妃に詣りて具に情理を陳ぶるらく、「某等慇懃に誘喩せるも執志移さず、此容色を觀ずるに必らず退轉するなくして恐らくは太子を損せん、願はくは聽許を垂れんことを。出家して俗を離れんに明智共に稱り、若し捨家を許さんに其壽命を全うせん、後欣樂せざらんには本宮に還歸せんも、若し生緣を離れなば更に何の所趣ぞや」。父母報じて曰はく、「必らず是の如くならんには、宜しく出家

力子は御者に告げて曰はく、「汝今宜しく應に速に嚴駕すべし、林處に詣りて彼苾芻を觀んと欲すればと」。御者、命を銜みて駕駟を嚴整し、太子車に乘ずるに導從して往けり。既にして林處に至りて徒步して行き、便ち馬勝住處に詣り、遙に尊者馬勝の跏趺し入定せるを觀て是の如きの念を作さく、「我今彼苾芻をして殊勝の定を亂さしむべからず、彼の出定するを待ちて我當に就りて禮すべし」。是念を作し已りて隨處に而ち住せり。時に尊者馬勝は晡後時に至り方に始めて出定せり。時に實力子卽ち漸く前行し、雙足を頂禮し一面に在りて住して白して言さく、「大德、是れ大師とやせん、是れ弟子とやせん」。馬勝報じて言はく、「我は是れ弟子にして大師には非じ」。復之に問うて言はく、「師と弟子と優劣如何」。馬勝報じて曰はく、「極めて優劣あり、太子當に知るべし、妙高山王を芥子に比し、大海水を以て牛跡に同じ、亦猶ほ白日を彼螢光に等しとするがごとくならんや」。時に其壽馬勝は伽他を說いて曰はく、

「妙高を芥子に比し　大海を牛跡に同じ
空を藕絲の穴に方べ　白日を螢光に擬せんとも
世間の所有物も　譬喩と爲し(う)べからず
弟子を師に望めんにも　其事亦是の如し」。

時に實力子、是說を聞き已りて便ち是念を作さく、「苾芻の、功德差別を說くが如くんば、豈に更に妙覺の世尊及び殊勝の法あるに非ざらんや」。是の如く知り已るに馬勝に問うて曰はく、「大德、我今頗し此の善說法律に於て出家し圓具して苾芻性を成ぜんに、大德の所に於て梵行を修するを得るや不や」。馬勝報じて曰はく、「太子、汝の父母は聽許せりや不や」。實力子曰はく、「大德、未だ曾て聽許せず」。馬勝報じて曰はく、「若し如來及び如來弟子にして他に出家を與へんに、父母聽さゞらんには宜しく輙ち度すべきなし」。實力子曰はく、「大德、我れ方便を以てして必らず許されし

熟せる癰の如くに唯[一七]鈹もて決かんことを待てるのみ、今正に是れ時にして敎化するに堪任せり」。復觀じたまはく、「此人は佛化を受くるとやせん、弟子化を受くるとやせん。神力化を受くるとやせん、威儀化を受くるゝやせん」。乃し弟子に由りて威儀もて方に能く濟度せんことを觀知したまへり。時に馬勝苾芻は人天の中に於て威儀最勝なりければ、世尊卽ち馬勝苾芻に告げて曰はく、「汝可しく時を知るべし、當に波波國中の實力太子を觀ずべし」。時に馬勝苾芻は默然して敎を受け、旣にして明日、日の初分時に至り、衣鉢を執持し王舍城に入りて次第乞食し、食事旣にして訖るに、食後時に於て牀席を擧め已り、衣鉢を執持して漸次に遊行し、波波國に至りて[一八]水蛭林に於て住せり。還日の初分時を以て衣鉢を執持し、波波城に入りて次第乞食せるに、足を擧ぐるにも足を下すにも觀視するにも屈伸するにも、衣鉢を擎持して威儀進趣悉く皆[一九]庠審なりき。時に實力子は高樓上よりして遙に之を見て(思へらく)、「行步安庠なること曾て未だ有らざる所、威儀進止に虧失あることなし」と。旣にして遙に見已りて是の如きの念を作さく、「此國內諸出家人に於ては此の威儀は實に見ざる所なり、然り、出家は聚落內に於ては威容を整肅するも、蘭若中に在りては則ち是の如くせざらん、今我宜しく應に人をして林野處に居せんにも能く是の如きや不やを伺察せしむべし」。是念を作し已りて卽ちに使者をして此苾芻の所至の處に隨はしむらく、「若し蘭若に居して人徒を簡絕せんに、彼が此容儀に別異ありや不や」と。使者、敎を奉じて馬勝の後に隨ひ私に之を觀察せり。時に馬勝苾芻は城中に食を得て水蛭林に詣り、衣鉢・水羅を一面に置き已りて、衣塵を振ひ去り、羅を以て水を濾して手を澡ひ足に濯ぎ、黃落葉を取り之を地に布きて却坐して食し、飯食し已るに殘葉を收め棄てゝ衣鉢を擧置し、更び手足を洗ひて結跏して坐せり。譬へば[二〇]盤龍の如くにして、威儀寂靜に身を正して住せり。時に彼使人旣にして觀察し已りて還りて太子に白して曰さく、「城內にて彼苾芻の威儀庠序なるを見たるも、旣にして林野に至りては前に勝ること百倍せり」。時に實

【一七】鈹。大針。

【一八】水蛭林。藏律には「パーパ國に於ける安樂密林に住したまへり」とせり。

【一九】庠審。本文に詳審とあるも、宋・元・明・宮本によりて改む。次の安庠も本文には安詳とせり。

【二〇】盤龍。わだかまれる龍、盤は蟠なり。

沙門・婆羅門に於て、頗し一人の能く一二三四句の神驗呪術の明、藥方法を持てるありて、生死中無明の牢獄に於て、多劫を用ひずして我をして出離せしめんかな」。諸佛常法として世間を觀察して見聞せざるなく知らざる者なし、恒に大悲を起して一切を饒益して大護者と爲り、雄猛第一にして、二言あることなく定慧に依りて住し、三明を顯發し善く三學を修め善く三業を調へ、四瀑流を渡し四神足に安んじ長夜の中に於て四攝行を修し、五蓋を捨除し五支を遠離し五道を超越し、六根具足し六度圓滿し、七財普く施して七覺の花を開き、世の八法を離れ八正路を示し、永く九結を斷じ九定に明閑に、十力を充滿して名は十方に聞え、千自在の中に最も殊勝たり、四無畏を得て大音聲を震ひて師子吼を作し、晝夜六時に常に佛眼を以て諸の世界を觀じたまふらく、「誰か增し誰か損せりや。誰か重苦厄難の事に遭ひ、誰か惡道に趣ける。我今勝方便を以て三惡道より拔濟して出さしめ、人天趣に安きて涅槃に住せしめん。欲泥に陷れる者は常に拯救を思へば、聖財なき者には聖財を得せしめん。佛世間に出でんに誰か當に益を獲べき、誰か無明の瞖ありて其眼を覆へる、大智藥を以て目をして開明ならしめん、善根なき者には善根を種ゑしめ、善根を種ゑたる者には其をして成熟せしめ、其成熟せる者には解脫を得せしめん」と。說ありて言へるが如し、

「假使大海の潮に　或は期限を失せんとも
佛は所化の者に於て　濟度して時を過たじ。
母の一兒あらんに　常に其身命を護らんが如く
佛は所化の者に於て　愍念せんこと彼に過ぎたり。
佛は諸の有情に於て　慈念して捨離せず
其苦難を思濟せんこと　母牛の犢に隨ふが如し」。

爾の時世尊は便ち是念を作したまはく、「此實力子は曾て佛所に於て諸の善根を種ゑたれば、猶し

「非と爲すや」と（問はんに）、我報じて言はん、「非なり」と。「是と爲し非と（爲す）や」と（問はんに）、我報じて言はん、「是なり非なり」と。「是にも非ず非にも（非ざる）や」と（問はんに）、我報じて言はん、「是にも非ず非にも（非ず）」と。若し後世の一異を問はんにも、亦是の如くに答ふるなり』。時に實力子は是語を聞き已るに、便ち是念を作さく、「此の大師は正路に背き邪道を行ぜり、猶し險途の多く怖畏あるが如くにして、智者の棄つる所、應に修習すべからじ」。伽他を說いて曰はく、

「惡慧もて惡法を說き　　實愚にして大師と稱す
　此法將た是たらんに　　何者をか非法と名けん」。

是の如く知り已るに、空器を擊たんに但虛聲あるのみなるが如くなりければ、之を棄てゝ去りぬ。時に實力子は復更に往いて尼揵陀愼若低子の所に往いて之に白して曰さく、「大師、何者が是れ仁が所宗の法理なる、諸弟子に於て何を以て教誨し、梵行を勤修せんに何の果をか獲得すべき」。彼師答へて曰はく、「太子、我が所宗は是の如きの見を作し、是の如きの說を作すなり、「若し諸人等の苦樂の事を受くる所あるを見るに、皆先世所造の業因に由るなり。苦行力を以て能く宿業を除いて新業を造らざらんに、生死の隄を決きて無漏法を證して諸業便ち盡き、諸業盡くるが故に諸苦亦盡くるなり」と』。時に實力子は是語を聞き已るに、便ち是念を作さく、「此の大師は正路に背き邪道を行ぜり、猶し險途の多く怖畏あるが如くなり、智者の棄つる所、應に修習すべからじ」。伽他を說いて曰はく、

「惡慧もて惡法を說き　　實愚にして大師と稱す
　此法將た是たらんに　　何者をか非法と名けん」。

是の如く知り已るに、空器を擊たんに但虛聲あるのみなるが如くなりければ、之を棄てゝ去り、本宅に還歸して高樓上に昇り、手を以て頰を支へて是の如きの念を作さく、「此世間の人・天・魔・梵・

人頂骨食外道種族・四萬九千露形外道種族・四萬九千邪命外道種族あり、七種想・七種阿蘇羅・七種畢舍遮・七種天・七種人あり、七百七池あり、七百七夢あり、七百七岸あり、七百七峯・七種勝生・十種增長・八大人地あり。是の如くして八萬四千大劫を經んに、所有愚智は皆苦邊を盡さん。譬へば人あり、〔一六〕細絲叢を以て虛空中に擲げんに、還地に墮つるが如し。是の如きの愚智、八萬四千大劫を經て、輪迴往復して苦の邊際を盡すなり。此世間に於ては實に沙門・婆羅門の能く是說を作すなし、我れ戒禁を制して諸弟子をして常に勤めて苦節して梵行を堅修せしめ、未熟の業は能く成熟せしめ、業旣に熟し已るに能く衆惡を捨てゝ苦の邊際に至り、必定して能く諸有の苦樂を斷じて劫の增減を說くこと此事皆無きなり、然して必らず、須らく生死に流轉すべきなり」と』。爾の時實力子は是語を聞き已りて便ち是念を作さく、『此の大師は便ち正路に背き邪道を行ぜり、猶し險途の多く怖畏あるが如し、智者の棄つる所、應に修習すべからじ』。伽他を說いて曰はく、

「惡慧もて惡法を說き　實愚にして大師と稱す
此法將た是たらんに　何者をか非法と名けん」。

是の如く知り已るに、空器を擊つが如くに但虛聲あるのみなりければ、之を棄てゝ去りぬ。時に實力子は復更に往いて脚俱陀迦多衍那子の所に詣りて之に白して曰さく、『大師、何者が是れ仁が所宗の法理にして、諸弟子に於て何を以て敎誨し、梵行を勤修せんに何の果をか獲得すべき』。彼師答へて曰はく、『太子、我が所宗は是の如きの見を作し、是の如きの說を作すなり。若し人あり來りて我所に至り、「後世ありや」と。是の如きの問を作さんに、我報じて言はん、「有り」と。「(後世)なきや」と(問はんに)、我報じて言はん、「無し」と。「亦有り亦無きや」と(問はんに)、我報じて言はん、「亦有り亦無し」と。「有るにも非ず無きにも非ざるや」と(問はんに)、我亦報じて言はん、「有るにも非ず無きにも非ず」と。若し「是と爲すや」と我に問ふあらんに、我報じて言はん、「是なり」と。

巖窟七日、種族中の大德至高十、大人地八、其等へ八萬四千大劫の間、補處し輪廻して苦を盡すべしとあり。
【一五】以人頂骨食外道種族。人の頂骨を以て食とする外道種族。
【一六】細絲叢。細き糸玉。

『太子、我が所宗は是の如きの見を作し是の如きの說を作すなり、『若し自ら殺し他をして殺さしめ、自ら斫り他をして斫らしめ、自ら煮、他をして煮せしめ、自ら盜・邪行・妄語・飮酒し、及以人をして殺等を爲さしめんとて故に墻を穿ち鏁を開き、守りて險途に捉へ諸の劍輪を持して群品を殺害し、大地上の所有有情に於て悉く皆斬斫し、其命をして斷ぜしめて大肉聚と爲し、殑伽河已南にて斯惡業を作し、殑伽河已北にて大福會を設けんに、此に由りての故に罪福の因ありて罪福の報を招くことあらじ。又復布施・持戒・少欲知足に由りて而ち當果を獲るにもあらじ』と』。時に實力子は是語を聞き已りて便ち是念を作さく、『此の大師は正路に背き邪道を行ぜり、猶し險途の多く怖畏あるが如し、智者の棄つる所、應に修習すべからじ』。伽他を說いて曰はく、

『惡慧もて惡法を說き　　實愚にして大師と稱す
此法將た是たらんには　　何者をか非法と名けん』。

是の如く知り已るに、空器を擊つが如くに但虛聲あるのみなりければ、之を棄てゝ去りぬ。時に實力子は復更に往いて阿市多雞舍甘跋羅の所に詣りて之に白して曰さく、『大師、何者が是れ仁が所宗の法理なる、諸弟子に於て何を以て教誨し、梵行を勸修せんに當に何の果をか獲べき』。彼師答へて曰はく、『太子、我が所宗は是の如きの見を作し是の如きの說を作すなり、『此七事身は能作なく所作なく、能變化なく所變化なく、損害すべからずして其體恒存す。何をか謂ひて七と爲す、所謂、地身・水身・火身・風身・苦身・樂身・命身にして、一處に聚在せること猶し蘆束の如し、運動轉變するも互に相惱まさず、罪福苦樂も亦相忤はず。假使人ありて他の首を斬截すとも彼は苦痛なく、其身中孔隙の內に於て刀劍隨ひ過ぎて其命を損せず、此に於て實に能殺所殺・能問所問・能憶所憶もなし。其四方に於て一萬四千の〔一四〕緣生產門あり、復六萬六千……乃至、五三二一半業の差別あり、又六十二行・六十二中劫・二千地獄・三千諸根・三十六精氣・四萬九千龍族・四萬九千妙翅鳥族・四萬九千〔一五〕以

【一四】緣生產門。宋・元・明・宮本には勝生產門とせり。以下八大人地までの文意諦らめ難し。破僧事第二十卷末（寒三・九一右）には是七種物無人能造亦不相妨、於善於惡及苦樂不苦不樂、此之七事作與不作俱無記驗亦無報無有死者亦無殺者、萬四千種樂更有六萬、三業二業一業半業等惡、若能具造如是種種諸惡即得解脫生死苦難とあり。今破僧事の文と對照するも領解し難し。後の研究にまつ。藏律には一こゝに於て殺すとか殺さしめるとか、勸發するとか勸發せしめるとか、念ずるとか念ぜしめるとか、分別するとか分別せしめるとかといふ何物もなし。愚人とか賢者とかいふもの〻生處（即ち）尊者は萬四千なり、大尋思者六萬、六百、業五、業三、業二、業（一）、業半、業六十二、中尋思者六十二、地獄有情百二十、根百二十、塵界六十二、龍族四萬九千、命翅鳥族四萬九千、遍行族四萬九千、遍誓族（？）四萬九千、尼乾子族四萬九千、有想處七、無想處七、尼乾子處七、阿修羅七、食肉鬼七、天七、人七、大湖七、湖七百、大夢七、夢七百、大盡七、盡七百、七百、大增長七、增長七百、大取去七、取去七、大巖窟七、

て邪道を行ぜり、猶し險途の是れ怖畏すべきが如し、智者の棄つる所、應に修習すべからじ」。伽他を說いて曰はく、

「惡慧もて惡法を說き　　實愚にして大師と稱す
此法將た是たらんには　　何者をか非法と名けん」。

是の如く知り已るに、空器を擊つが如くに但虛聲あるのみなりければ、之を棄てゝ去りぬ。時に實力子は復更に往いて末塞羯利瞿舍利子の所に詣りて之に白して曰さく、「何者が是れ仁が所宗の法理なる、諸弟子に於て何を以て敎授し、梵行を勤修せんに當に何の果をか獲べき」。彼師告げて曰はく、『太子、我が所宗は是の如きの見を作し是の如きの說を作すなり、「一切有情は因なく緣なくして而も煩惱あり、一切有情は因なく緣なきに煩惱の爲に逼らる。一切有情は因なく緣なくして而も清淨あり、一切有情は因なく緣なきに而も清淨を得。一切有情は因なく緣なくして而も無知あり、一切有情は因なく緣なきに無知事を了す。一切有情は力なく勤なく勇なく進なく自なく他なし。一切有情の諸の有命の者は威勢あることなく、六生中に於て常に苦樂を受くるも此を過ぎては便ち無きなり」と』。時に實力子は是語を聞き已りて便ち是念を作さく、「此の大師は正路に背き邪道を行ぜり、猶し險途の是れ怖畏すべきが如し、智者の棄つる所、應に修習すべからじ」。伽他を說いて曰はく、

「惡慧もて惡法を說き　　實愚にして大師と稱す
此法將た是たらんには　　何者をか非法と名けん」。

是の如く知り已るに、空器を擊つが如くに但虛聲あるのみなりければ、之を棄てゝ去りぬ。時に實力子復更に往いて珊逝移毘刺知子の所に詣りて之に白して曰さく、「何者が是れ仁が所宗の法理なる、諸弟子に於て何を以て敎授し、梵行を勤修せんに當に何の果をか獲べき」。彼師告げて曰はく、

王に白して曰さく、「大王、當に知るべし、太子は我を見るに目もて正視せず、手を以て頬を支へて愁悴して住せるを」。正親しく顧みて問ふらく、「汝今何の意にてか憂を懷いて樂しまざる」。白して言さく、「父王は我をして屠獵事を作さしめんとせり、豈に憂へざるを得んや」。王曰はく、「畋獵の事、爾は愛まざるか」。白して言さく、「實に愛む所に非じ」。王曰はく、「今より已去は更に出畋すること勿れ」。時に實力子便ち是念を生ずらく、「俗徒多難にして衆苦逼迫し、常に煩惱に羈絆せらる。出家は閑寂にして乃し盡形に至るまで、純一無雜にして梵行を圓滿せり。我今宜しく應に正信心を以て、家より非家に趣きて塵俗を離るべし」。爾の時波波國に外道六師ありて遠からずして住せり、所謂、[八]哺刺拏迦攝波子・[九]末塞羯利瞿舍梨子・[一〇]珊逝移毘刺知子・[一一]阿市多雞舍甘跋羅子・[一二]脚倶陀迦多演那子・[一三]尼健陀愼若低子等にして、一切智に非ざるに一切智なりとの慢を懷き、諸人衆をして渴仰歸誠せしめき。爾の時實力子は便ち往いて彼六師の所に詣り、哺刺拏迦攝波に白して曰さく、「何者が是れ仁が所宗の法理なる、諸弟子に於て何を以て教授し、梵行を勤修せんに當に何の果をか獲るべき」。彼師告げて曰はく、『太子、我が所宗は是の如きの見を作し是の如きの說を作すなり、「施もなく受もなく亦祠祀もなく、善惡の行もなく業因緣もなく異熟果もなく、今世もなく後世もなく、父もなく母もなく、亦化生の有情もなく、此世間に於て阿羅漢・正趣正行・此世他世もなし、現法中に於て自ら覺悟するを得て正證圓滿して皆悉く了知し、我生已に盡き梵行已に立し所作已に辦じて後有を受けずとは、此事も皆無きなり。此に於て命あるを之を名けて生と爲し、此身謝し已り五大分離して更に生理なきを之を名けて死と爲し、地は地に歸し、水は水に歸し、火は火に歸し、風は風に歸して、諸根空に歸す。四人舉きて焚燒せん處に至り、火を以て燒き訖るに但殘骨ありて更に所知なけん。愚智は此に同じて與ふる者を施と名け、取る者を受と名くるも、諸の「有り」と說けるは皆是れ虛妄なり」と』。時に實力子、是語を聞き已るに便ち此念を作さく、「此の大師は正路に背き

【八】 哺刺拏迦攝波子(Pūraṇa Kāśyapa)。富蘭那迦葉。
【九】 末塞羯利瞿舍梨子(Maskari Gośāliputra)。末伽梨拘賒黎。
【一〇】 珊逝移毘刺知子(Sañjayi Vairaṭiputra)。珊闍夜毘羅胝。
【一一】 阿市多雞舍甘跋羅子(Ajitakeśa kambala)。阿耆多翅舍欽婆羅。
【一二】 脚倶陀迦多演那子(Kakuda Kātyāyana)。迦羅鳩馱迦旃延。
【一三】 尼健陀愼若低子(Nirgrantha Jñātiputra)。尼犍陀若提子。

子は敢へて命に違せず、衆に隨うて出でぬ。諸人議して曰はく、「今此太子は父若し歿せん後當に必らず王たるべし、我等今の時心を盡して承事せんに、能く後に於て祿位增長せしめん」とて、卽ち便ち合圍の處に安在せり。時に彼諸人は多く群鹿を擁せるに、太子遙に群鹿驚走し身は箭に中てられ口を張りて至れるを見て、便ち是念を作さく、「假使人あり心に慈悲なく後世を懼れざらんとも尙ほ此に於て毒惡の心を起さず、況んや殺戮を加ふるをや」。此を去ること遠からざるに守園人あり、太子は彼が情を護らんが爲に、便ち三箭を放ちて遙に群鹿を射たるに、或は脞間に入り或は角際を穿ち、箭便ち地に墮ちて曾て傷損なく、諸有麞鹿は圍合所に至るに悉く皆放ち出しければ、意に隨うて逃竄せり。時に諸の群從は皆是念を作さく、「太子久しきより來善く弓矢を習へり、今日定んで應に多く麞鹿を殺すべし」。及び至りて詳かに觀ずるに曾て一をも獲ざりければ、皆是念を作さく、「或は太子已に車乘をして先に載せて歸還せしめたるなるべし」。時に彼諸人、太子に問うて曰はく、「獲る所の麞鹿は今何處に在りや」。太子報じて曰はく、「猛獸驚奔して幾ど將に我を殺さんとせり」。彼守園人、諸人に報じて曰はく、「君等何に因りてか不害の人を遣して共をして守當せしめたる。若し此(人)にして殺さんと欲せんには一も遺すを得ざりしも、直爾として遙に看て其走り出づるに任せたり」。諸人聞き已りて皆共に瞋嫌すらく、「我極めて難辛し身體傷損して群鹿を擁聚せるに斯ち皆放散せんとは、我宜しく共に害ふべし」。又更に議して曰はく、「若し此を害はんには波波國王は定んで當に我を殺すべし、宜しく棄てゝ歸るべし」。是時太子便ち是念を生ずらく、[七]「此等は我と塵を撫でゝ共に戲れしに、鹿を獲ざりしが爲に我を荒林に棄てぬ。我若し王と爲らんに、此諸人に於て不饒益を爲さん」。是念を作し已りて徐に本城に歸り、旣にして宮中に至り手を以て頰を支へ愁思して住せり。時に彼の內人共所に來至せるに、時に太子は目を以て觀ざりければ、內人見已りて入りて

【七】本文に此等與我撫塵共戲爲不獲鹿棄我荒林とあり。藏明本に撫塵を撫麋とせり。彼律には「童子思へらく、彼等は我等の友達並に大人と共に遊びたるに、鹿のみによりての故に、我を稠林に追放し捨てゝ去れり…」とあり。撫塵又は撫麋に相應する語なし。撫塵は共に戲れし時の形容なり。

にして供養し已りて王所に送歸せり。是時童子は年漸く長大しければ、備に書・算・手印・技術を教へしに悉く皆明了せりき。又刹帝利王種族の法として、所有業藝は咸く習學せしめしに……所謂、乘騎象馬・控御兵車・刀器干戈鉤索の類・手足奇巧斫射の儀なり……通解せざるはなかりき。時に同日に生まれし五百童子も前の如くに技藝亦皆明達せり。其父爾の時春夏冬に於て爲に三殿并に三苑園を造り、三種婇女は謂はく上と中と下となりき。後に一時に於て其實力子は昇りて高樓に處し諸伎女を將ゐて共に娛樂を爲せるに、毎日三時に五百童子常に來りて集まり見ぬ。曾て他日に於て其五百人は外に出でゝ畋獵せるに、竟日馳騁して一も獲る所なかりければ、遂に林野に住し、明日出遊して多く所得あり暮に至りて方に還りければ便ち相議りて曰はく、「日既に將に暮れんとすれば赴集せんに緣なし、明朝に至るを待ちて方に太子に見えん」。第三日に至りて衆人方に見えしに、時に太子、衆人に告げて曰はく、「仁等は我と同生して常に共に遊戲せるに、何の意にてか三日して方に來れる」。白して言さく、「我等畋に出でたればなり」。太子曰はく、「彼何をか飮食せる」。答へて曰はく、「水を飮み草を食ふなり」。曰はく、「何をか謂ひて畋と爲す」。答ふ、「廣く諸鹿を殺すなり」。太子曰はく、「仁等應に他の、苦を受くるを見て心に歡喜を生ずべからざれ」。諸人議りて曰はく、「此太子自ら畋に出でざるに由りて、我諸人に於て便ち譏賤を生ぜるなり、我當に彼をして亦共に畋遊せしむべし」。時に彼諸人は大王の所に至りて白して言さく、「大王、王の太子生まれてより深宮に處せり、若し敵國來らば必らず怖懼を生ぜん、何の意にてか太子をして遊獵せしめざる。若し數出畋せんに心便ち勇健となり、敵國と戰はんにも情に退怯なけん」。時に勝軍王は此議を聞き已りて實力子に告げて曰はく、「汝今可しく出で試みて畋遊を學ぶべし」。答へて言はく、「願はず」。王曰はく、「汝は是れ刹帝利種なれば應に兵戈を習ふべし」。時に太

妙の珠瓔は以て爲に嚴飾して天婇女の歡喜園に遊ぶが如くし、常に牀座に處して足地を履まず、目に惡色を覩ず耳に惡聲を聞かざりき。九月を經已りて便ち一息を誕みしに、顏貌奇特にして人の愛樂する所、額廣くして眉長く、鼻高くして脩直に、頂は圓きこと蓋の如く、色は美なること金の如く、手を垂るゝに膝を過ぎければ衆に稱歎せられき。三七日を過ぎて宗親を聚會せしに、其父は兒を以て諸親に示して曰はく、「此兒今者當に何の字をか立つべき」。其兒生まれ已るに自然に淨潔にして、未だ牀褥を離れざるには便利を爲さゞりければ、諸人議して曰はく、「中國の法、若し天然に淨潔ならんには之を名けて實と爲す、然り此童兒は識を稟けてより清淨にして、未だ牀褥を離れざるには便利を爲さず、淨潔人に過ぐれば便ち實物を成じ、復是れ壯力大王の子なれば、應に與に字を立てゝ〔五〕實力子と名くべし」。其實力子誕生せるの日に、五百壯士は各並に男を生み、其家族に隨ひて而ち名字を立てぬ。時に勝軍王は卽ち太子を以て八養母を授け、二は乳哺に供へ、二は襁持と作し、二は爲に澡浴し、二は共に歡戲し、給するに乳・酪・〔六〕醍醐・石蜜を以てせるに、速に長大ならしめて蓮の池より出づるが如くなりき。時に相師あり母懷の中より孩子を覩見して卽ち便ち念を生ずらく、「此孩子は是れ二足の福田なり、若し人、此に於て少しく供養を興さんに、彼人當に勝功德利を獲べけん」。是念を作し已りて乳母に告げて曰はく、「幸くは慈悲を見して我に孩子を授けたまはんことを、我れ情に隨うて少時供養せんと欲すれば」。乳母報じて曰はく、「我は孩子に於て實に自在なし、汝得んと欲せんには可しく王に白して知ら(しむ)べし」。是時相師は大王所に詣りて王に白して言さく、「王の聖子は是れ勝福田なり、若し人此に於て少しく供養を興さんに、彼人當に勝功德利を獲べけん、幸くは我に授けられんことを、我れ微か供養を伸べんとす」。時に王報じて曰はく、「可しく汝が意に隨ふべし」。時に彼相師は便ち抱いて舍に歸り、先に沐浴し已りて次いで妙香を塗り、上價衣を以てして身上を覆ひ、酥・蜜・乳粥を以て寶器中に盛り、持して以て奉上し、既

〔五〕實力子(Darva Malla-putra)。陀驃摩羅子、沓婆摩羅子とも音寫す。
〔六〕醍醐(sarpimaṇḍa)。宋・元・明・宮本には飫餬となす。今改めず。乳より製せる味中第一のもの。

無根謗學處第八[一]

爾の時、薄伽梵、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に[二]波波國中に[三]一壯士大臣あり、名けて勝軍と曰ひ、大富多財にして受用豐足し、所有資産は毘沙門王の如くにして、王族に非ざりしと雖時に諸壯士は灌頂法を作して扶けて以て王と爲し、勝族女より納れて以て妃と爲し歡樂して住せり。歳月を淹へりと雖竟に男女なかりければ、子を求めんが爲の故に神祇に祈禱し、諸天廟及び同生天に遍くして後嗣を希望せるも所願を遂げざりき。然り、世に云へるあり、「乞求に由りての故に便ち子を獲んとは此誠に虚妄なり、斯ち若し是れ實ならんには人皆千子ありて轉輪王の如くならん」と。然り、三事に由りて方に子息あり。云何が三と爲す。一には父母交會事と、二には其母の身淨にして應に娠あるに合ふべきと、三には食香現前するとなり。彼王、業縁にて合會せし時、一天あり勝妙の天より下りて蘊を王妃に託せり。是れ最後生にして、勝行を樂修し、解脱の性ありて涅槃に趣向せんとし、生死を厭背して諸有の中に於て皆欣樂せざるなり。若し聰慧の女人ならんには五別智あり……廣く說けること上の如し……乃至、娠右脅に在りければ喜んで王に白して言さく、「大王、當に知るべし、我が懷孕せる所は必らず是れ宗族を光顯せん、現に右脅に居すれば是れ男なること疑はじ」。時に王聞き已りて卽ちに大歡慶して是の如きの語を作さく、『[四]我れ久しきより來常に繼嗣の我が洪業を紹ぎ、我既にして長養せんに終に返報を懷ひて廣く爲に惠施し宗親を福利し、我れ世を歿せんの後は我名を稱揚して爲に……「願はくは我れ父母所生の處に福を以て莊嚴せんことを」と呪願せんことを思ひき』、是時彼王は妃を高樓に置きて意に隨うて住せ(しめ)、其時節に適ひて所須を供給し、常に女醫をして爲に飲食を調へしめ、冷熱度に合ひて諸味具足し、奇

【一】僧殘法第八無根謗學處。

【二】波波國。有部雜事第三十七卷(寒二・七七左)に世尊是時欲レ往ニ俱尸那城壯士生地一漸至ニ波波邑一の文あり。毘舍離よりクシナガラ城への途中にある pāvā 聚落にして末羅人の一首都なり。

【三】一壯士大臣。壯士とは Malla (末羅)の譯、卽ち、クシナガラの末羅に對してパーバに住せる末羅の一大臣なる意なり。

【四】本文に我從久來常思繼嗣紹我洪業我既長養終懷反報廣爲惠施福利宗親我歿世後稱揚我名而爲呪願願我父母所生之處以福莊嚴とあり。

受ありしや」と』。婆羅門曰はく、「沙門釋子は怨嫌を固守せり」とて、咸共に譏罵すらく、「斯の如きの類は正法を焚燒し沙門の行を失せり、形勝の大樹をも事なきに斬伐せんとは」と。諸苾芻聞いて緣を以て佛に白すに、佛は此緣を以て諸苾芻を集めたまひ……廣く說けること前の如し……乃至、『……諸苾芻の爲に其學處を制せん、當に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、大住處を作り、有主にして衆の爲に作らんに、是苾芻は應に苾芻衆を將ゐて往いて處所を觀ずべく、彼苾芻衆は應に處所の是れ應法なりや、淨處なりや、諍競なき處なりや、進趣ある處なりやを觀ずべし。若し苾芻、應法ならざる處、不淨の處、諍競ある處、進趣なき處に於て、大住處を作り、有主にして衆の爲に作らんに、諸苾芻を將ゐて往いて處所を觀ぜず、是の如き處に於て大住處を造らんには僧伽伐尸沙なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、是れ六衆なり、餘の義は上の如し。「大寺を作る」とは、大に二種あり、一は施物大、二は形量大なり。此中、大とは謂はく施物大なり。「住處」とは、謂はく、行住坐臥の四威儀を容るゝを得るなり。「有主」とは、謂はく、女・男・半擇迦等の、爲に施主と作れるなり。「衆の爲に作る」とは、謂はく、如來及び苾芻僧衆の爲なり。「應に苾芻衆を將ゐて等」とは、應に苾芻を將ゐて其處所の、淸淨なりや、諍なきや、是れ進趣ありやを觀じ、還りて大衆に白して聽許を乞求し、衆は白二を秉して其營作を許すべきなり。……並に廣說せること前の如し。犯相の輕重、一二共作……乃至、癡狂と心亂と痛惱所纏も亦前房に廣く其事を說けるが如し。

[二七]を絣ひて共に相謂ひて曰はく、「難陀・鄔波難陀、此地中に於て僧伽の與に寺を造り、此處に佛世尊の與に而ち香殿を作り、此處に門樓を作り、此處に溫室を作り、此に淨厨を作り、此に靜慮室を作り、此に看病堂を作らん」と。既にして布置し已るに之を捨てゝ去りぬ。彼の諸學生の常所作事として、日日中に於て每に一人をして晨朝に早起せしめ、彼樹下に於て灑掃清淨し、新牛糞を以てして之に塗飾せり。即ち是日に於て彼樹下に詣るに其樹を見ざりければ、即ち便ち走せて其師に報じて云はく、「樹を見ず」と。時に餘の學徒は「樹なし」と言へるを見て之を調りて曰はく、「先生、知れりや不や、此人定んで是れ昨日醋を以て飯に和して食し、熱氣眼を衝いて其樹を覩ざりしならん」。師即ち更に幹事學生をして往いて其樹を觀せしめしに、彼れ其所に至りて亦樹を見ざりければ、還りて師に報じて曰はく、「彼が所說の如く其樹實に無し」。既にして此說を聞いて博士自ら五百學徒を率ゐ、舊樹邊に往きて詳に其事を觀ぜるに、憶念する者ありて之に報じて曰はく、「此は是れ先生が常に講說したまひし處なり、此は是れ我等が業を蘊める處なり」。時に彼學徒は共に思念し已りて憂を懷いて住せり。時に行人あり來りて其處を過りて問うて言はく、「先生、何爲ぞ憂惱せる」。報じて曰はく、「君、今知れりや不や、此處に曾て形勝の大樹ありしに、忽ちに昨夜に於て誰が誅へるかを委にせざればなり」。報じて言はく、「先生、我れ昨黃昏に六衆あり客作者を將ゐて咸く斧钁を持てるを見たり、豈に是れ彼而ち剪伐せるに非ざらんや」。此言を聞くと雖憂懷未だ歇まざりき。是時六衆來りて其處に詣り、博士に問うて曰はく、「先生、何の故ぞ、憂色を帶ぶるが似きは」。答へて言はく、「聖者、此處に先に形勝の大樹ありしに、知らず、何の意にて昨夜銷忘せるかを」。六衆聞き已りて即ち便ち大笑せるに、婆羅門曰はく、「豈に是れ仁等が此樹を伐れるならんや」。六衆報じて曰はく、『癡人、我等故に汝を惱亂せんと欲してなり、豈に汝曾て此言を作して我等を調弄せるを憶せざらんや、「此は是れ第一乞食人なり、此は是れ第二乞食人なり、鉢袋開張せり、多く容

【二七】絣。宋・元・明・宮本には拼の字となすも今改めず。拼は抨なり、彈なり。絣は繩墨を振ひ弦を急張するなり。基を定むるなり。

門舍に往いて告げて曰はく、『賢首、仁今當に知るべし、王は我願を與せり、「唯王宅を除き、自外の園田は情に隨うて造寺せよ」と。賢首、所費の錢財、宜しく當に授けらるべし』。時に彼卽ち便ち多く財物を與へしに、既にして物を得已るに之を持して去り共に相謂ひて曰はく、「何處に於て毗訶羅を造らんと欲す」。一人議して曰はく、『憍閃毗より瞿師羅園に向ふ此中間に於て、一大樹ありて形狀愛すべし、婆羅門あり此樹下に於て五百童子に敎へて學業を受け、每に苾芻ありて此を經過せんに、時に諸の學徒は常に調弄を爲すらく、「咄、苾芻、此は是れ初の乞食人なり、此は是れ第二の乞食人なり、鉢帒開張せり、多く容受ありしや」と、常に我を欺笑したれば我今彼を惱まさん、當に其樹を代りて寺の所須に充つべし』。是議を作し已るに卽ち便ち往いて【二六】客作行中に詣り、五百傭人を雇ひて共に價直を論り、便ち諸人を將ゐて寺所に來り詣れり。傭人告げて言はく、「聖者、我に作處を示せ」。卽ち便ち告げて曰はく、「且らく小食を餐へ」。食し已るに問うて言はく、「聖者、何處ぞや當に作すべきは」。報じて言はく、「且らく油をも身に塗れ、片時にして當に作すべけん」。次いで晡食を與へ黃昏時に至りしに、告げて言はく、「聖者、當に價直を還すべし」。報じて言はく、「癡人、汝等今日大に生活を作せるに、我より價を索めんとは」。傭人報じて曰はく、「豈に聖者にして我をして作業せしめたらんには我れ作さゞりしならんや」。闡陀報じて曰はく、「賢首、汝可しく籠を持ち钁を把り斧を執るべし、我當に一倍して汝に價直を還すべければ、當に我に隨ひ來るべし、汝に作處を示さん」。便ち諸人を將ゐて彼の大樹に詣り、報じて言はく、「可しく此樹を伐るべし」。傭人告げて曰はく、「此は是れ形勝の大樹なり、我に二頭なければ誰か能く輙ちに伐らん」。報じて曰はく、『癡人、王は我願を與せり、「唯王宮を除き、自外の所有は隨うて造寺に充てよ」と。何に緣りてか伐らざる』。時に諸傭人卽ち便ち共に議るらく、「我今爲に斫らんも、所有罪罰は彼自ら當に知るべけん」。卽ち便ち樹を伐り、斬斫して碎かしめ、幷に其根を掘りて河内に棄て、其地を平治し繩を以て基

【二六】客作行。賃傭をなす人人の集處。

ざれ、我れ爲に王に詣りて其地を求覓せん」。闡陀念じて言はく、「我今先に當に誰にか參請すべき、國王に見ゆとやせん、大臣とやせん、參請の法は王よりしてせずして應に使者よりすべきなり」。是時闡陀は大臣家に向うて而ち爲に參請せるに、大臣問うて曰はく、「聖者闡陀、何の意にてか此に來れる」。大臣に報じて曰はく、「今、某甲婆羅門ありて僧伽の爲に住處を營造せんと欲せり、然れども地たるや皆王に屬して營造するに處なし、我今此が爲に敢へて王に白さんと欲す、幸に願はくは仁慈もて我を助けて成就せ（しめ）たまはんことを」。大臣報じて曰はく、「聖者、王若し閑居せん(時)、我當に相喚ぶべし」。彼れ異時に於て王に機事なく但大臣のみありければ、一人に命じて曰はく、「汝宜しく往いて聖者闡陀を喚ぶべし」。彼人、命を奉じて往いて喚びしに、王門に來至して守門人に告げて曰はく、「汝今宜しく去いて大王に啓白すべし、「苾芻闡陀門外に來至して大王に見えんと欲す」と。時に守門者卽ち爲に奏知せるに、王聞いて入らしむらく、「大德闡陀、誰か復遮止せんや」。旣にして王所に至り卽ち便ち呪願すらく、「願はくは王、無病長壽ならんことを」。王爲に座を設くるに、卽ち便ち坐に就けり。時に彼大臣は爲に王に白して言さく、「法師闡陀は是れ釋迦子なり、俗を捨てゝ出家し善く三藏に閑に、辯才無礙にして大福德あり」。王曰はく、「我先に之を知れり、善來、聖者、何に因りてか至るを得たる」。闡陀白しき言さく、「大王、某甲婆羅門あり、僧伽の爲に住處を興建せんと欲せるも、然も地は是れ王物なれば、我今此が爲に大王に諮白せんとてなり」。王曰はく、「聖者、情の欲する所に隨ひ、必らず此に樂しまんには僧園と作すに任さん、我當に外に出づべければ、必らず其爾らざるは唯王宅を除かんのみ、餘外の園田は情に隨うて造立せよ」。闡陀呪願して曰はく、「願はくは王、無病長壽ならんことを」とて、辭退して去りぬ。

爾の時闡陀は住處に還り至りて六衆に告げて曰はく、「『難陀・鄔波難陀、仁等隨喜せよ、王は我願を與せり、「唯王宅を除き、餘の有園田は情に隨うて造寺せよ」と』。是時六衆卽ち便ち共に婆羅

辭して去らんとせるに、婆羅門告げて曰はく、「大德、時時の間に於て我舍に過り賜はらんことを」。闡陀報じて曰はく、「我實に數數相過るを得んと欲するも、而も守門人は暴獄卒の如くにして卒に前進するを聽さゞるなり」。時に婆羅門は守門者を喚びて告げて云はく、「汝、法師闡陀を見んに應に遮止すべからず」。門人答へて曰はく、「爾り」。是時闡陀便ち即ち思念すらく、「若し更に餘の黑鉢者の入るあらんに、機宜を識らずして施主をして信を失せしめん。我今宜しく預じめ方便を設けて、其をして入らしめざるべし」。守門者に報じて曰はく、「男子、汝今知れりや不や、此婆羅門は我れ大緣を以て敬信を生ぜしめたるを」。門人報じて曰はく、「我已に之を知れり」。告げて云はく「汝、今より後、諸餘の黑鉢をして輙ちに此門に入らしむる勿れ、若し入らしめんには我當に汝に重杖を與へて替ふるに別人を以てすべし」。彼便ち報じて曰はく、「仁が此門に入れるすら我が欲せる所には非ざりき、豈に餘者をして輙ちに進ましめんや、請ふ慮を爲すこと勿れ」。是時闡陀は時時の間に於て其舍に來詣し、婆羅門夫婦の爲に妙法を宣揚して、三歸を受け五學處を持たしめぬ。時に婆羅門は家の所有を盡くし、皆悉く心を竭くして持して以て奉施し、所須の者に隨ひて咸く悋惜することなかりしに、是時闡陀は一も受くる所なかりき。後に異時に於て來りて其宅を過り、婆羅門の爲に七種有事福業を讃說せるに、彼婆羅門は福利を說くを聞いて深く歡喜を生じ、闡陀に白して曰さく、「聖者、我今有事福業を修せんと欲す」。報じて言はく、「賢首、今正に是れ時なり、意に隨うて當に作すべし」。婆羅門曰はく、「何の事をか作さんと欲すべき」。闡陀報じて言はく、「宜しく衆僧の爲に住處を營造すべし」。即ち便ち念を生ずらく、「我已に屢曾て家貲總べて施さんとせり、然り而して聖者は乃し縷綫に至るまで曾て爲に受けざりき、今時許へりと雖復衆僧の爲なり、斯の少欲を觀るに殊に深く敬重す」と。白して言さく、「大德、我今實に衆多の財物あれば僧伽の爲にせんと欲す、然れども地は皆王に屬すれば造寺せんに處なし」。闡陀報じて曰はく、「賢首、仁變ふるを須ゐ

さず、餘物を求めんと欲せんに豈に得べけんや」。時に一長者あり新に兒息を誕みて大歡慶を爲し、諸鼓樂を奏し多く舞伎を將ゐて門前に在りて過ぎしに、彼の守門者は伎樂を貪り觀て便ち其門を離れければ、是時闡陀は卽ち便ち竊に入れり。時に彼が威儀庠序として離欲人の如くなりければ、時に婆羅門旣にして遙に見來りて之に告げて曰はく、「善來、大德闡陀、宜しく此坐に於て暫時停息せらるべし」。然れども闡陀は陳べんとする所未だ方便を得ざりければ、婆羅門に告げて曰はく、[二三]「我已に門を巡りて乞うて片麨を得たり、仁可しく爲に羅すべし」。時に婆羅門は小婢に告げて曰はく、「汝可しく羅を取りて爲に此麨を羅すべし」。其女卽ち便ち敎を奉じて爲に羅せり。是時闡陀は羅せる所の麨に於て之に就いて觀察せるに、婆羅門問うて曰はく、「仁、觀んとする所は何ぞや」。闡陀告げて曰はく、「我れ蟲を觀んと欲せるなり、若し蟲あらんには我れ食ふべからざればなり」。婆羅門報じて曰はく、「若し蟲あるを食はんには當に何の過あるべきや」。報じて曰はく、「世尊の言へるが如し、若し殺生せん者は數習ふに由りての故に、身壞命終せんに地獄に墮して諸の苦惱を受け、設ひ人と爲るを得んとも、短命多病なり」。然して闡陀苾芻遍く三藏に閑に無礙辯才にして善く能く法を說きければ、卽ち婆羅門の爲に法要を宣說し、十惡業道廣く爲に敷陳せり。時に婆羅門は旣にして法を聞き已りて心に敬信を生じ、卽ち便ち舍に入りて種々の上妙の[二四]噉嚼香美の飲食を辦へしめて闡陀に供養せり。闡陀見已りて卽ち便ち念を生ずらく、[二五]『我れ聞けり、「木釜一たび煮んに便ち休む」と。若し此食を受けんに卽ち前食とやせん、亦後食とやせん』。告げて言はく、「施主、我已に他所施の麨を受得せり、豈に見に棄てゝ美食を噉ふべけんや」。婆羅門曰はく、「我が宗族の法、先に麁食を得て後に美妙に逢はんに、前の惡食を棄つるも實に愆犯なきなり」。闡陀報じて曰はく、「婆羅門族は戒行を持たざれば意の爲す所に隨はんも、我は戒品を受けたれば云何が他の信施を受けつゝ輙ちに輕棄せんや」。時に婆羅門は此語を聞き已りて倍深信を生ぜり。闡陀卽ち便ち見て

【二三】 本文に我已巡門乞得片麨、仁可爲羅、時婆羅門告小婢言汝可取羅爲羅此麨、其女卽便奉敎爲羅、是時闡陀於所羅麨就之觀察…とあり。羅は水羅卽ち濾水囊なり。

【二四】 噉嚼香味飲食。十誦律によるに噉は五種佉陀尼、食は五種蒲闍尼なりとして噉と食と區別せり。今毘奈耶雜事卷十(寒一・三八右)によるに五種可噉食(根莖葉華果)と五種可噉食(麨飯麥豆飯魚肉餅)とに分てり。これに由りて有部律にては十誦の噉は嚼に當り、十誦の食は噉に當れり。律部十一、註(三六の一〇四・一〇三)參照。

【二五】 本文に我聞木釜一煮便休、若受此食卽爲前食亦爲後食とあり。藏律には、具壽闡陀は謂へらく、「若し受けるならば喩へば木製の木にて煮たるが如くにて、我のこの最初が最後となるのであると、かく考へ分別して言ふに、「施主よ…」とあり。藏文と漢譯文と其意相違せるは注意すべし。木釜一煮便休とは、木釜で物を煮る時は木釜が燒けてしまふから最初が最後であるとの意なり。

じて言はく、「極めて善し、然れども我衆の內誰か是れ聰明利智にして善く機宜を識れる。聖者闡陀は卽ち其人なり、我等宜しく應に共に其所に詣るべし」。旣にして、倶に至り已りて之に白して曰さく、「具壽闡陀、仁今知れりや不や……卽ち具に上事を以て次第して告知し……唯、大德ありて智慧辯才にして善く機宜を知り、知事に充つるに堪へたり」。闡陀告げて曰はく、「善い哉善い哉、此大福田は自他倶に利し、衆意に違するなくして共に隨喜を成ぜん」。是時具壽闡陀便ち房外に於て洗足し已り、卽ちに房中に入り結跏して坐して是念を作さく、「何の方便を以てして我れ僧伽の爲に能く大寺を建つべき」。復更に思惟すらく、「今此間人世天諸衆は世尊所に於て普く敬信を生ぜり、彼某甲家は具壽阿愼若憍陳如に於て心に敬信を生ぜり、彼家は具壽馬勝所に於て、彼家は[一八]䟦陀羅所に於て、彼家は婆澁波所に於て、彼家は大名所に於て、彼家は[一九]滿慈所に於て、彼家は[二〇]無垢所に於て、彼家は[二一]牛王所に於て、彼家は舍利子所に於て、彼家は大目連所に於て、是の如きの及び餘の諸大苾芻にも皆施主ありて別に敬信を生ぜるに、我既にして好施主の當に憑るべきなし、誰に告げてか能く造寺せん。時に此城中に一婆羅門あり、大富多財なるも然も稟性慳澁にして乃し器を滌げる水に至るまで亦人に惠まざれば、若し能く彼を化して信を生ぜしめんには、可しく僧伽の爲に大住處を造るべけん」。是時闡陀は天明に至り已るに、衣を著し鉢を持して憍閃毗に入り、乞食は行じて先に一二家に於て片麨を得已るに、便ち往いて彼婆羅門家に詣りて其舍に入らんと欲せり。時に守門者告げて言はく、「法師、此は是れ婆羅門家なり、宜しく輙ちに入るべきなし」。闡陀報じて曰はく、「佛世尊の(言へる)が如し、乞食せん人は但五處を遮す、一には[二二]唱令家、二には婬女家、三には沽酒家、四には旃荼羅家、五には王家なり、豈に此家は是れ前の五種なるべけんや」。時に守門者報じて言はく、「法師は大に譏弄せらる、此は唱令……乃至、王家に非じ、然り是れ某甲婆羅門の宅なり、仁入るべからず」。是時闡陀便ち是念を作さく、「衣裾を執らんことを求むとも倘ほ近づくを聽

【一八】 䟦陀羅。五比丘の一人䟦提耶なり。本律卷三十(張九・二一右)には吠陀羅とし、卷二十七(張九・七右)には賢善とせり。律部十三、註(三の七三)林中快哉を叫びたる䟦提とは相違す。

【一九】 滿慈(Pūrṇajit)。本律第二十七卷(張九・七右)には尊者名稱の下に圓滿の名を出せるに相當す、故に耶舍四友の一なり。律部十、註(二三の一六)參照。

【二〇】 無垢(Vimala)。毘摩羅とも音寫す。耶舍四友の一。

【二一】 牛王(Gavāṃpati)。憍梵波提と音寫す、耶舍四友の一。

【二二】 唱令家。十誦律第四十八卷(張六・二四右)に賊家・栴陀羅家・屠兒家・婬女家・沽酒家を五不可行處とせり。唱令家に相當するもの十誦律になし。藏律によるに「樂師の處」とあり。

作らんには僧伽伐尸沙を得ん。若し彼苾芻にして營作苾芻所に往いて、「汝今房を作らんこと極めて是れ善好なり、我が所教の如くに相違背せざれ、若し草木泥等に少闕するあらんに我當に供給すべし」と是の如きの語を作さんに、若し有諍處に於て、或は進趣なき處に於て、或は僧聽許せず、或は時に過量ならんに、二人皆窣吐羅底也を得ん。若し總べて前過を具せんに、二人倶に僧伽伐尸沙を得ん。若し彼苾芻にして營作苾芻所に至りて、「汝今房を作れるも極めて不善たり、我が所言の如きとは皆相違背せり、闕少する所あらんとも皆供給せじ」と、是の如きの語を作さんに、其營作人は前の如くに罪を得て、彼苾芻は無犯なり。若しは先に成ぜる屋及び舊受用せる房を得、或は舊室を修營せるには無犯なり。又、無犯とは、謂はく、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[16]造大寺學處第七

佛、[17]憍閃毘瞿師羅園に在しき。時に六衆苾芻、他寺中に於て止住するの時常に嫌賤を起せり。是時難陀は鄔波難陀に語げて曰はく、「當に此寺を觀ずべし、棟宇傾隤し墻壁崩毀せること猶し象舍の如きを、停居すべからず」。時に諸苾芻聞いて告げて曰はく、「諸具壽、仁等は唯他の舊寺に住するを知りて、自ら功力して能く片石をも安き及び小庵をも造るなきに、而も復流言して他事を譏嫌せんとは」。是時六衆互に相謂ひて曰はく、「難陀・鄔波難陀、我今極めて黑鉢者に輕賤せられぬ、我等宜しく應に別に餘寺を造りて黑鉢者をして曾て見ざる所たらしむべし」。復相告げて曰はく、『我等若し皆共に營作せんには、彼黑鉢人は我瑕隙を得て便ち是語を作さん、「六衆苾芻は並に皆營作せること傭力人の如くにして、我等をして乞食するの時人に輕賤せられしむるを致せり」と。我今宜しく應に自衆內に於て、差して一人の聰明利智にして善く機宜を識り、能く細針を以て麁杵を引入し、少しく言說を作して、多く珍財を獲ん者を請ずべし。我當に請じて授事人と作すべし』。鄔波難陀報

【一六】僧殘法第七造大寺學處。

【一七】憍閃毘瞿師羅園。律部八、註(六の一四六)倶・睒彌の下、及び律部十三、註(三の七七)瞿師羅園參照。

に、時に諸苾芻は彼苾芻の言を信じて、往いて觀察せざること(ある)べからず、諸苾芻は應に共に往いて觀察すべく、或は時に衆僧は可信者の衆多苾芻をして往いて房處を看せしめよ。若し前の如きの不淸淨あり、諍競あり、進趣なき處ならんには、應に作るを許すべからず。若し處淸淨にして諸の妨難なきには、彼苾芻は應に住處に歸り、如法に集僧し已りて上座前に於て蹲踞して住して是の如きの語を作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、彼某甲營作苾芻の小房を造らんとする處、我等親しく已に觀察せり。處所淸淨にして諸の妨難なければ、僧伽は今可しく時を知るべし」。次に、一苾芻をして白羯磨を作さしめて應に是の如くに作すべし、「大德僧伽聽きたまへ、此某甲營作苾芻の造房處に於て淸淨なるを觀知せり。此營作苾芻の造房處に於て事皆應法にして淸淨なり。今僧伽に從うて聽許を乞へり。若し僧伽時至らば應に聽許すべし。僧伽は今營作苾芻某甲の與に、應法淸淨處に於て房舍を作すことを許さんとす、白是の如し」。次に羯磨を作さんに、白に准じて應に爲すべし。若し彼苾芻にして、既に衆許し已らんに意に隨うて當に作すべし、疑惑の言を致すこと勿れ。「僧伽伐尸沙」とは、此罪、僧に依りて而ち除滅し……乃至、出罪するを得て、別人に依りてには非ず。無殘と有殘とは已に上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。若し苾芻にして不淨處・諍競ある處・進趣なき處に於て、自ら作り人を使ひて小房を作らん時、此三の中に於て一過あるに隨ひて皆窣吐羅底也を得ん。若し僧許さゞるに而ち作らんには亦窣吐羅底也なり。若し過量に作らんには亦窣吐羅底也なり。若し總べて前過を具して而ち房を作らんには、僧伽伐尸沙を得ん。若し苾芻あり、餘の苾芻處に往いて是の如きの語を作さん、「仁當に我が爲に諍競なく、進趣ある處に於て僧の聽許を求むべし、過量に小房を造作せしむること勿れ」。時に彼苾芻爲に小房を作るに、諍競ある處に於て、或は進趣なき處に於て、或は僧聽許せず、或は過量に作らんに、彼營作苾芻は皆窣吐羅底也を得、若し總べて前過を具して而ち房を

の如き處に於て過量に作らんには僧伽伐尸沙なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、是れ此法中の人なり、餘の義は上の如し。「自ら乞ふ」とは、自ら草木を乞ひ、車乘及以人功を求覓するなり。「小房」とは、其中に於て四威儀を容るゝを得るなり、謂はく、行・住・坐・臥なり。「作る」とは、或は自ら作り、或は人をして作らしむるなり。「無主」とは、謂はく、男・女或は半擇迦等にして其施主と爲るなきなり。「己の爲に作る」とは、謂はく、自身の爲なり。「當に應量作すべし、此中、量とは」とは、長さ佛の十二張手なり。「佛」とは、謂はく、是れ大師なり。此の一張手は中人の三張手に當り、[一四]十二張手は長さ中人の十八肘なり。廣さ七張手とは、謂はく、寛きこと中人の十肘半なり。「是の苾芻」とは、謂はく、造房人なり。「應に苾芻衆を將ゐて往いて處……等を觀ずべし」とは、若し先に自ら觀察せざらんに、應に卽ちに諸苾芻を將ゐて往くべからず。若し自ら處所を觀じて蛇蠍蟲蟻等ありて窟穴處を爲さんに　是を不淨と名け、應に[一五]求法すべからず。若し清淨ならんには、次に當に所依の處を觀察すべし。若し王家及以天祠、或は長者宅・外道家・苾芻尼寺に近からんに、或は好樹ありて須らく伐るべからんには、是を諍競ありと名け、應に求法すべからず。若し此患なからんに、其四邊に於て下、一尋に至り往來するを得べきかを亦須らく觀察すべし。若し河井あり、或は崖坎に臨まんには、是を進趣なしと名け、應に求法すべからず。若し處清淨にして諍競なく進趣あらんには、彼苾芻は應に寺中に往いて座を敷きて槌を鳴らし、先に言を以て白すべし。衆集まり已るに、大衆の中に於て革屣を脫して偏露右肩し、其大小に隨うて敬を致し已るに、上座の前に於て蹲踞して住し合掌して是言を爲すなり、「大德僧伽聽きたまへ、我は某甲營作苾芻なり、造房處に於て已に清淨なるを觀察せり。我某甲營作苾芻は清淨處に於て小房を造らんと欲して僧の聽許を求めんとす。唯願はくは大德僧伽、我某甲營作苾芻に清淨處に於て房を造らんとするを聽したまはんことを、慈愍の故に」と、是の如く三たびに至らん

【一四】此文は佛の十二張手は中人の三十六張手、肘を以て言はゞ中人の十八肘となるとの意なり。されば有部律の一肘とは一尺八寸なり。

【一五】求法。大衆に處所の點檢を求め乞ふ作法をいふ。

だ短きを嫌ひ、或は寛狹を嫌ひ、或は復朽故して修理に堪へざりければ、悉く皆棄捨して更に新屋を造り、自ら使人と作り多く營務ありて便ち習誦を廢し思惟を妨礙せり。復長者居士より數々草木車乘及び營作人を乞求して、諸の施主を惱ませり。時に具壽摩訶迦攝波は此城邊の阿蘭若處に在りて住せるに、諸苾芻の多く房舍を造り……乃至、諸の施主を惱ませるを聞き、是事を聞き已りて世尊所に往き、佛の雙足を禮して一面に在りて坐し、佛に白して言さく、「世尊、聞くならく、衆多苾芻ありて多く房舍を造りしに、或は廣狹を嫌ひて復更に新を造り、善品を修するを妨げ……乃至、諸の施主を惱ませり……前の如くに具に白し……唯願はくは世尊、哀愍の爲の故に諸苾芻に房舍を造るの法式を敎へたまはんことを」。爾の時世尊は具壽迦攝波の是語を說くを聞き已りて、默然して而ち許ひたまへり。時に迦攝波は佛許ひたまへるを知り已りて禮足して去りぬ。時に迦葉波は夜曉に至り已るに、同梵行者を將護せんと欲せんが爲の故に、衣鉢を執持して人間に遊行せり。爾の時世尊は此因緣を以て諸苾芻を集め、乃至、問うて言はく、「汝、諸苾芻、汝實に諸房舍を造りつゝ或は寛狹を嫌ひて廣く營爲を作し……乃至、諸施主を惱ませりや」。諸苾芻言さく、「實に爾り、世尊」。爾の時世尊は種々に多欲無厭にして滿ち難く養ひ難きを呵責し、少欲知足にして滿ち易く養ひ易く、趣に得ては身に供へて杜多行を修し、威儀齊整にして量を稱りて受くるを讃歎したまひて、諸苾芻に告げて曰はく、「我れ十利を觀じて……乃至、諸苾芻の爲に毘奈耶の中に於て其學處を制せん、當に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして自ら乞うて小房を作り、無主にして己の爲に作らんに、當に應量作すべし。此中、量とは長さ佛の十二[一三]張手、廣さ七張手なり。是の苾芻應に苾芻衆を將ゐて往いて處所を觀ずべく、彼の苾芻衆は應に處所の是れ應法なりや、淨處なりや、諍競なき處なりや、進趣ある處なりやを觀ずべし。若し苾芻、應法ならず、不淨の處、諍競ある處、進趣なき處に於て、自ら乞うて房を作り、無主にして自ら己の爲ならんに、諸苾芻を將ゐて往いて處所を觀ぜずして、是

【一三】　張手。律部八、註（六の一〇九）修伽陀搩手參照。

以て往いて語げ、言を以て還り報ぜんには、僧殘を得ん。若し苾芻、自ら言使を受け、言を以て往いて語げ、書を以て報ぜんには、僧殘を得ん。若し苾芻、自ら言使を受け、書を以て往いて語げ、言を以て還り報ぜんには、僧殘を得ん。若し苾芻、自ら言使を受け、書を以て往いて語げ、書を以て還り報ぜんには、僧殘を得ん。若し苾芻、自ら言使を受け、書を以て往いて語げ、若しは期處を以てし、或は定時を以てし、或は現相を以てして還り報ぜんには、倶に僧殘を得ん。是を言使兼書に五差別ありと謂ふなり。若し苾芻、自ら言使を受け、言を以て往いて語げ、言を以て還り報ぜんには、僧殘を得ん。若し苾芻、自ら言使を受け、言を以て往いて語げ、手印を以て還り報ぜんには、僧殘を得ん。若し苾芻、自ら言使を受け、手印を以て往いて語げ、言を以て還り報ぜんには、僧殘を得ん。若し苾芻、自ら言使を受け、手印を以て往いて語げ、手印を以て還り報ぜんには、僧殘を得ん。若し苾芻、自ら言使を受け、手印を以て往いて語げ、若しは期處を以てし、或は定時を以てし、或は現相を以てして還り報ぜんには、僧殘を得ん。是を言使兼手印に五差別ありと謂ふなり。言兼書印に於て二の五不同あるが如くに、是の如く書兼言手印に於て、手印兼言書及び言書手印に於ても、更互に相兼ねんこと應に爲に廣く說くべきなり。若し[一]門師苾芻にして施主家に至り、「此女長成せり、何ぞ出で適がざる」、「此男既に大なり、何ぞ妻を取らざる」と、是の如きの語を作さんには、皆惡作罪なり。若しは「此女何ぞ夫家に往かざる」と言ひ、若しは「此男何ぞ婦舍に向はざる」と云はんに、亦皆惡作を得ん。門師苾芻にして施主家に至りて違逆の言を作さんに、皆惡作を得ん。若し無犯とは、謂はく、初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

[二]造二小房一學處第六

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に衆多苾芻あり廣く房舍を造りしに、或は太だ長く太

【一】門師苾芻。國師苾芻なり。有部毘奈耶藥事(寒四・五一左)に善財童子の記ある中、「…立レ彼爲二門師一諸婆羅門中尊…時王國師便作二是念一…」とあり。

【二】僧殘法第六造小房學處。

集處にて、虚事を說くと雖人亦信受するを、是を自在と名く。不自在とは是れ卑下の義、自の男女に於て取與に力なく、若し官司に往き或は衆人集處にて、實事を說くと雖人信受せざるを、是を不自在と名く。苾芻、自在人邊に於て語を受け、往いて自在(人)に語げ、自在(人)に還り報ぜんに僧殘を得ん。苾芻、自在(人)邊に於て語を受け、往いて自在(人)に語け、不自在(人)に還り報ぜんに、二麁罪と一惡作とを得ん。苾芻、自在(人)邊に於て語を受け、往いて不自在(人)に語げ、自在(人)に還り報ぜんに、二麁罪と一惡作とを得ん。苾芻、自在(人)邊に語を受け、往いて不自在(人)に語げ、不自在(人)に還り報ぜんに、一麁罪と二惡作とを得ん。苾芻、不自在(人)邊にて語を受け、往いて不自在(人)に語げ自、在(人)に還り報ぜんに、二惡作と一麁罪とを得ん。苾芻、不自在(人)邊にて語を受け、往いて自在(人)に語げ、不自在(人)に還り報ぜんに、二惡作と一麁罪とを得ん。苾芻、不自在(人)邊にて語を受け、往いて自在(人)に語げ、自在(人)に還り報ぜんに、二麁罪と一惡作とを得ん。(苾芻)、不自在(人)邊にて語を受け、往いて不自在(人)に語げ、不自在(人)に還り報ぜんに、三惡作を得ん。苾芻、復三緣ありて媒嫁事を爲さんに、三を受得して言を以て報ぜずと雖亦媒事を成ずるなり。云何が三と爲す。一に期處、二に定時、三に現相なり。何をか期處と謂へる。彼人に告げて云はく、「若し我れ某園中、或は某天祠、或は衆人集處に在らんに、汝則ち當に知るべし、其事成就せるを」と、是を期處と名く。云何が定時なる。「若し小食時に於て、或は中時に於て、或は晡時に於て我を見んに、汝則ち當に知るべし、其事成就せるを」と、是を定時と名く。云何が現相なる。「若し我れ新に剃髮し、或は新大衣を著し、或は錫杖を執り、或は時に鉢を持して酥油を盛滿せんに、汝則ち當に知るべし、其事成就せるを」と、是を現相と名く。是を三緣と爲し、言を受得して言を以て報ぜずと雖、亦媒事を成ずるなり。復三事あり、使を爲すの時亦媒事を成ず。云何が三と爲す。一には言、二には書、三には手印なり。若し苾芻、自ら言使を受け、言を

自ら語を受け、一は「我但往いて語げんも還り報ぜじ」と云ひ、一は便ち還り報ぜんに、其往いて語げて還り報ぜる者は偸殘を得、其還り報ぜざる者は二麁罪を得るなり。若し二苾芻にて自ら語を受け、一は「我往いて語げず亦還り報ぜじ」と云はんに、其往いて語げて還り報ぜるは偸殘罪を得、其往いて語げず還り報ぜざるは一麁罪を得るなり。若し一苾芻にして一男子一女人と共に路を同じくして去かんに、若し彼男子、苾芻に語げて『聖者、頗し此女人に語げて「汝能く此男子が與に婦と爲れ、或は暫時共住せよ」と言ひ、或は復女人、苾芻に語げて『聖者、頗し此男子に語げて「汝能く此女人が與に夫と爲れ、或は暫時共住せよ」と、是の如きの語を作すを能くするや不や』と言はんに、若し此苾芻にして此言を受け已りて、即ち便ち爲に語げて還り報ぜんに偸殘を得ん。行既に爾るが如く、立及び坐臥にも此に准じて應に知るべし。是の如くに若し二苾芻・二男・二女して、若しは三苾芻・三男・三女して(共に路を同じくして去かんに)……等、乃至廣く說けること(前の如し)……偸殘罪を得るなり。若し二苾芻にして一は前行し一は隨行し、前行者は自ら語を受け、往いて語げ、還り報ぜんに、前行者は偸殘を得るも隨行者は無犯なり。若し前行苾芻にして自ら語を受け、隨行苾芻をして往いて語げしめ、實を得已りて前行苾芻自ら還り報ぜんに、前行苾芻は二麁罪を得、隨行苾芻は一麁罪を得るなり。若し前行苾芻自ら語を受け、前行苾芻自ら往いて語げ、隨行苾芻をして還り報ぜしめんに、前行苾芻は二麁罪を得、隨行苾芻は一麁罪を得ん。若し前行苾芻自ら語を受け已りて、隨行苾芻をして往いて語げて還り報ぜしめんに、隨行苾芻は二麁罪を得、前行苾芻は一麁罪を得ん。前行苾芻の如くに、隨行苾芻が所作の事業、得罪の多少は、是の如くに應に知るべきなり。隨行苾芻は前行者を遣はさんに、所作の事業、得罪の多少は、准じて說かんに應に知るべきなり。二家長者あり、一は自在にして一は自在ならざりき。自在と言へるは是れ主たるの義、自の男女に於て取與情に隨ひ、若しは官司に往き或は衆人

若し第二離を作せるを之を和せんに二惡作を得、若し第三離を作せるを之を和せんに三惡作を得ん。若し第四第五第六離を作せるを之を和せんに、次いでの如くに一二三麁罪を得ん。若し第七離を作せるを和せんに、僧殘を得ん。若し餘の四婦及び十私通にして七種離の中にて隨一に離別せるを、若し苾芻更に重ねて和合せんには皆僧殘罪を得るなり。頌に攝して曰はく、

「自受と從使受と　二苾芻と四儀[九]と
前後に相隨行すると　尊卑と緣と及び事となり」。

若し苾芻自ら語を受け、自ら往いて語げ、自ら還り報ぜんに僧伽伐尸沙を得ん。若し苾芻自ら語を受け、自ら往いて語げ、使をして還り報ぜしめんにも僧伽伐尸沙なり。若し苾芻自ら語を受け、使をして往いて語げしめ、自ら還り報ぜんに僧伽伐尸沙なり。若し苾芻自ら語を受け、使をして往いて語げしめ、使もて還り報ぜんに僧伽伐尸沙なり、若し苾芻、使邊より語を受け、自ら往いて語げ、自ら還り報ぜんに、或は使邊より語を受け、自ら往いて語げ、使をして報ぜしめんに、或は使邊より語を受け、使をして往いて語げしめ、自ら還り報ぜんに、或は使邊より語を受け、使をして語げしめ、使をして報ぜしめんに、並に僧殘を得るなり。若し苾芻、[一〇]使使邊より語を受け、自ら往いて語げ、自ら還り報ぜんに、或は使使邊より語を受け、自ら往いて語げ、使をして報ぜしめんに、或は使使邊より語を受け、使をして語げしめ、自ら還り報ぜんに、或は使使邊より語を受け、使をして語げしめ、使をして報ぜしめんに、並に僧殘を得るなり。若し二苾芻にて自ら語を受け、二俱に往いて語げ、二俱に還り報ぜんに、俱に僧殘を得ん。若し二苾芻にて自ら語を受け、二俱に往いて語げ、皆還り報ぜざらんに、二俱に二麁罪なり。若し二苾芻にて自ら語を受け、俱に往いて語げず、俱に還り報ぜざらんに、二俱に一麁罪なり。若し二苾芻にて自ら語を受け、一は「汝、我意を傳へ、往いて語げて還り報ぜよ」と云ひ、言に依ひて作さんには二俱に僧殘なり。若し二苾芻にて

【九】四儀。行と住と坐と臥となり。

【一〇】使使邊。つかひの使なり。

を是を父護と名く。母護も亦爾り。云何が兄弟護なる。若し女人の父母及び夫並に皆亡歿し、或は時に散失せんに、兄弟家に至りて住止を爲して兄弟衞護するを、是を兄弟護と名く。姉妹も亦然り。云何が大公護なる。若し女人の父母宗親並に皆亡歿し、其夫疾患或は復癲狂し流移し散失して大公に依りて住せんに、大公告げて曰はく、「新婦、汝可しく歡懷すべし、我邊に於て住せんに我れ汝を憐念せんこと已が子を觀るが如くせん」とて、大公卽ち便ち如法に守護するを、是を大公護と名く。大家護も亦然り。云何が親護なる。七祖より已來の所有眷屬を並に名けて親と爲し、此を過ぎんには親に非ず。若し女人の父母兄弟姉妹夫主並に皆亡歿し、或は癲狂等にて、或は他土に流離せんに、便ち餘の親に於て依止して住するを、名けて親護と爲す。云何が種護なる。謂はく、婆羅門・刹帝利・薜舍・戍達羅の女ならんに、種に依りて住するを名けて種護と爲す。云何が族護なる。謂はく、婆羅門等の中に於て別に氏族あり、[六]頞羅墮社・高妾婆蹉等なり、女にして此護に由れるを名けて族護と爲す。云何が王法護なる。若し女人の親も族も並に無くして唯一身のみあり、王法に由れるが故に人の敢へて欺くなきを、是を王法護と名く。又、[七]法護なる者あり、若し女人あり孀居して節を守り、潔行貞心ならんに人欺犯せず、是を法護と名く。「僧伽伐尸沙」とは、義上の如し。

此中の犯相、其事云何。前の諸婦の如きは離別の狀に其七種あり。頌に攝して曰はく、

「正鬪及び已鬪と　折草と三瓦を投ぜると
依法と非我妻と　普く多人に告げ語るとなり」。

[八]云何が七と爲す。一に正に鬪ひて卽ちに離れ、二に鬪ひて後に方に離れ、三に草を折りて三段せんに離れ、四に方に瓦を擲げんに離れ、五に法に依りて親に對はんに離れ、六に我婦に非ずと言はんに離れ、七に普く衆人に告げんに離るゝなり。若し苾芻にして他の俗人の、初の三婦に於て鬪諍等に因りて離別を作せるを見ん時、若し初離を作せるを、之を和して合せしめんには一惡作を得、

【六】頞羅墮社・高妾婆蹉。藏律に「族といふは Kuśa 種と、Badsa 種と、Sandila 種と、Bharadvaja 種と、五種と五魚種と、Gautama 種となり」とあり。頞羅墮社は Bharadvaja なるも高妾婆蹉は高妾(Kuśa)と婆蹉(Badsa)との二つに分つべきものなるべし。

【七】法護。僧祇律には自護とせり、律部八、註（六の二五）參照。

【八】七種離婚相。

曰はく、

「七婦とは謂はく水授と　財娉と王旗得と
自樂と衣食住と　共活及び須臾となり」。

水授婦とは、謂はく、財物を取らず、女の父母水を以て彼女の夫の手中に注ぎて告げて曰はく、「我今此女を汝に與へて妻と爲さん、汝當に善く自ら防護すべし、他人をして輙ち欺犯あらしむる勿れ」と、是を水授婦と名く。財娉とは、謂はく、財物を得んに女を以て之に授くるなり……上に廣く說けるが如し……是を財娉婦と名く。王旗婦とは、刹帝利灌頂大王の如し、兵旗を嚴整して不臣國を伐ち、既に戰勝し已りて宣令して曰はく、「意に隨うて獲る所の女を妻室に任充せん」。此れ王旗力に由りて女を獲て妻妾と爲すなり。又若し人ありて自ら賊主と爲り、村城を打破して女を獲て婦と爲さんにも、是を王旗婦と名く。自樂婦とは、若し女・童女にして自ら行いて彼の得意の男處に詣り告げて言はく、「我今仁が與に妻と爲らんことを樂ふ」と。彼便ち攝受せんに是を自樂婦と名く。衣食婦とは、若し女・童女にして彼男子處に詣り告げて曰はく、「汝當に我に衣食を給すべし、我當に汝が與に妻と爲らん」と、是を衣食婦と名く。共活婦とは、若し女・童女にして彼男處に詣り告げて言はく、「我が所有の財及び汝が財物は併せて一處に在きて共に活命を爲さん」と、是を共活婦と名く。須臾婦とは、謂はく、是れ暫時に而ち婦事を爲すなり、是を須臾婦と名く。云何が十種私通なる。謂はく、十人の所護たり、父護と母護と兄弟護と姉妹護と[三]大公護と[四]大家護と[五]親護と種護と族護と王法護となり。頌に攝して曰はく、

「十護とは謂はく父と母と　兄弟及び姉妹と
大公と大家と　親と種と族と王法となり」。

云何が父護なる。若し女人の其夫身死し、或は禁縛せられ、或は時に逃叛せんに、其父防護する

【三】大公護(śvaśurarakṣitā)。丈夫護。
【四】大家護(śvaśrūrakṣitā)。丈母護。
【五】親護(jñātirakṣitā)。知人護なり。後文に餘親とあれば、親屬に非ずして親しき知人と解すべきなり。

らんには、黑鹿子に於て卽ち便ち前に同じく廣く嫌罵を生ぜり。若し男家あり取りて婦を得已るに、孝養恭勤して能く家業を辦じ夫妻相順せんには、黑鹿子に於て卽ち便ち前に同じく廣く稱讚を生ぜり。時に黑鹿子は室羅伐城に於て、美惡の聲譽俱時に彰顯せり。後に他日に於て黑鹿子は三寶中に於て倍敬信を生じ、遂に善說法律の中に於て而ち出家を爲せり。旣にして出家し已るに還復前の如くに、其親友に於て廣く媒嫁を行ぜるに、其黑鹿子は再び城中に於て善惡聲出でぬ。此は但緣起なり、然り、世尊は尙ほ未だ諸の聲聞弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制したまはざりき。

爾の時六衆苾芻は亦媒嫁を行じて、男意を持して女に語げ、女意を持して男に語げ、乃し男女私通するに至り亦媾合を爲せり。時に外道等咸く譏嫌を作さく、「仁等應に知るべし、此沙門釋子は不應作を作し、亦媒嫁を行ぜり、我と何ぞ殊らん、誰か復能く朝・中の飲食を持して此禿頭沙門釋子に施さんや』。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は卽ち此緣を以て諸苾芻を集めたまひ、知りて而して故に六衆に告げて曰はく、「汝實に男意を持して女に語げ、女意を持して男に語げ、及以私通し媒嫁事を爲せりや」。白して言さく、「是實なり」。爾の時世尊は六衆苾芻を呵責して曰はく、「汝は沙門に非ず、隨順に非ず、淸淨行に非ず、善威儀に非ず、出家人の所應作には非じ」。是時世尊は種々に呵責し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『我れ十利を觀じて……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん。應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、媒嫁事を作さんとて男意を以て女に語げ、女意を以て男に語げ、若し爲に婦及び私通事を成じ、乃至、須臾の頃なるにも僧伽伐尸沙なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、黑鹿子及び六衆苾芻なり、餘の義は上の如し。「媒嫁」と言ふは、謂はく、爲に使して往還するなり。「男意を以て女に語げ、女意を以て男に語ぐ」とは、謂はく、彼此男女の意を持つて更相に告知するなり。「若し爲に婦及び私通事を成ず」とは、七種婦・十種私通あり。云何が七種婦なる。謂はく、水授と財娉と王旗と自樂と衣食と共活と須臾となり、頌に攝して

卷の第十二

媒嫁學處第五

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に一長者ありて黑鹿子と名け、佛法僧に於て深く敬信を生じ、三寶に歸依して五學處……不殺生・不偸盜・不欲邪行・不妄語・不飲諸酒なり……を受けぬ。此城中に於て多く知識せる婆羅門・居士の得意の處あり、若し彼家中に女あり長成して婚娶を行ずるに堪へんには、便ち黑鹿子に問うて言はく、「汝、某家に童男あるを知れりや不や」。報じて言はく、「有るを知れり」。彼復問うて言はく、「彼の童子は策勤無惰にして善く家業を營み、妻子に於て多く衣食を給するを能くするや不や、辛苦をして少なからしめて作務せしむるや不や」。若し黑鹿子報じて「彼に男ありと雖性多く爛惰にして家業を營まず、其妻子をして安樂に衣食匱しきことなからしむる能はず」と云はんに、此語を聞く時は卽ちに娉與せざりき。若し其が報じて「彼家の童子は策勤無惰にして善く家業を營み、能く妻子に於て多く衣食を給して辛苦せしめじ」と云はんに、此語を聞く時は卽ちに便ち娉與せり。若し婦を求めんには黑鹿子に問うて曰はく、「仁、彼家に女娉あるを知れりや不や」。報じて言はく、「有るを知れり」。彼卽ち問うて言はく、「彼の童女は策勤無惰にして能く家業を營むや不や」。若し「能くせず」と言はんに、卽ちに其女を娶らず、若し「能くす」と言はんに、便ち媾りて婚姻せり。若し人嫁女にして彼夫家に至るも女意に稱はざらんに、是時女族は黑鹿子に於て卽ち便ち嫌罵して是の如きの說を作さく、「我と黑鹿子とは得意相知にして親友處たれば媒娉を作さしめたるに、翻りて我女をして此艱辛を獲せしめ、所求の衣食は充濟すること能はざら（しめ）たり」。若し夫家に向ひ衣食充足して女營勞せざるには、黑鹿子に於て卽ち便ち稱讚せり。若し男家あり娶りて婦を得已るに、其婦にして家事に勤めず夫心に稱はざ

【一】僧殘法第五媒嫁學處。

【二】黑鹿子。十誦律には鹿子長者の兒迦羅と名くとあり。迦羅（Kāla）卽ち、黑は名なり。

行・具戒、梵行・具戒・善法」と云ひて三三合說して、若し「我等が類の如きに婬欲法を以て供養せんに……「と云はんには僧伽伐尸沙を得るなり。若し苾芻、婬を行ずるに堪へたる女人に對し、染纏心を以てして」姉妹、此は供養中の最たり、我等が類の如きは具戒の人なれば應に可しく供養すべきなり」と、是の如きの說を作して而も婬欲法と合說せざらんには窣吐羅底也を得ん。「最」の(言)既に爾るが如くに、……乃至、「極廣大」の(言)にも准じて說くこと應に知るべし。是の如くして一々に別說し、二二合說し、三三合說せんには皆窣吐羅底也を得ん。若し苾芻、婬を行ずるに堪へたる女に對して、染纏心を以てして「姉妹、此は供養中の最たり、若し苾芻ありて是れ具戒人ならんには應に可しく供養すべし」と、是の如きの說を作して婬欲法と合說すとも、「我等が類の如きに」と云はざらんには窣吐羅底也を得ん。餘は前に說けるが如し。若し苾芻にして……廣く說けること前の如し……「我等が類の如きに」と云はず、婬欲法と合說せざらんには、突色訖里多[三七]を得ん。一々別說等は上に准じて應に知るべし。如し婬を行ずるに堪へたる女に對せんには根本罪を得、若し堪へざる者に對せんには方便罪を得ん。若し婬を行ずるに堪へたる男子半擇迦に對せんには窣吐羅底也を得、若し堪へざる者に對せんには惡作罪を得ん。若し傍生類に對せんには、有力にも無力にも皆唯惡作のみなり。又無犯とは、最初犯の人と癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

【三七】突色訖里多(duṣkṛta)。突吉羅罪又は惡作罪ともいふ。

と前の如し……」。諸苾芻聞き已りて呵責し、便ち往いて佛に白すに、佛は此緣を以て諸苾芻を集め……「……乃至、諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻にして染纏心を以て女人の前に於て自ら身を歎じて言はく、「姉妹、若し苾芻にして我が相似の、尸羅を具足し勝善法ありて梵行を修せる者の與には、可しく此の婬欲法を持つて之に供養すべし」と、若し苾芻是の如くに語らんには僧伽伐尸沙なり』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、鄔陀夷なり、復更に餘の是の如き等の類あるなり。「染纏心を以て」とは、其四句あり……廣く說けること前の如し。「女人」と言へるは、謂はく、婦及び童女にして、善惡言に於て能く其義を解せるなり。謂はく、自身を歎じて供養せんことを求索して「姉妹……等、此は是れ供養中の勝なる者、謂はく是れ第一なり」と言ふなり。「我が相似……の與に」とは、自ら其身を指せるなり。「尸羅を具足し」とは、謂はく、戒蘊を具するなり」。勝善法あり」とは、謂はく、定蘊を具するなり。「梵行」と言へるは、謂はく、慧蘊を具するなり。」此の婬欲法を將つて」と言へるは、此中の法とは言はく、其の非法に目け、此の婬欲を將つてして餘事には非ざるなり。婬欲とは、謂はく、不淨行なり。餘は上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。十八事あり、謂はく、最・勝・殊・妙・賢・善・應供・可愛・廣博・極最・極勝・極殊・極妙・極賢・極善・極應供・極可愛・極廣博なり。若し苾芻、染纏心を以て堪能女に對し、「姉妹、供養の中に於て此事は最たり」と是の如きの語を作し、「我類の如きは戒行を具足すれば、應に婬欲法を以て我を供養すべし」と謂はんには僧伽伐尸沙を得るなり。「最」の言を說かんに其事既に爾るが如く、……乃至、極廣大も准じて說くこと應に知るべし。「具戒」の（言）既に然り、善法と梵行の（言）にも亦復是の如し。一々に別說し、或は「我は是れ具戒・善法、具戒・梵行、善法・具戒、善法・梵行、梵行・具戒、梵行・善法」と云ひて二二合說し、或は「我は是れ具戒・善法・梵行、善法・梵

が當時來り退いて集まりしならんには、我亦仁と共に是の如き是の如きの事を作せるならんに」と。……餘は並に前に同ず。云何が讚歎なる。……乃至、是の如きの語を作さん、「聖者、若し女人あり仁と共に是の如きの事を作さんに、彼れ現樂を得及び天樂を受けん。我も亦仁と共に是の如きの事を作さんに、亦現樂を得及び天樂を受けん」と。……餘は並に前に同ず。云何が瞋罵なる。謂はく、是れ婬を行ずるに堪ふる女の善惡言を解せるが來りて苾芻に對し是の如きの語を作さん、「汝應に驢畜等と共に婬欲事を作せ」と。斯の罵辱を作さんに、若し苾芻、染愛心を以て受樂意を作し印可して住して、所說に隨うて時に言を以て報答せんに、若し葉婆と與に合說せんには僧伽婆尸沙を得、若し合說せざらんには窣吐羅底也を得ん。若し無力の女なるには窣吐羅底也を得、若し男子半擇迦にして婬を行ずるに堪へたるには窣吐羅底也を得、堪へざるには惡作を得ん。若し傍生趣なるには有力にも無力にも皆惡作罪なり。無犯とは、若しは[33]葉縛（大麥を言へるなり）と說き、或は[34]葉摩尼（帷幔を言へるなり）と說き、若しは方國に於て鄙惡の言を說くと雖然も諱む所に非ざるには皆是れ犯に非ざるなり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。

[35] 索供養學處第四

爾の時佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻は常所作事として、毎に晨朝に於て恒に一人をして逝多林門に在りて看守して住せしめぬ。時に鄔陀夷は諸人衆來りて寺中に入れるを見て、卽ち便ち引導して房舍を指授し佛及び僧を禮せ（しめ）……廣く說けること前の如し……乃至、女の爲に法を說いて自ら其身を讚ずらく、「姉妹、此は是れ第一供養中の最たり、[36]我が相似の如きは持戒修善せり、應に婬欲法を以てして供養を爲すべきなり」と。此語を說く時、女人中に於て情に相許せるは卽ち便ち歡笑せるも、其樂しまざる者は出でて譏嫌して言はく、「……廣く說けるこ

【三三】葉縛。yava（大麥）の音寫。

【三四】葉摩尼。yavanika（覆ひ隱すもの、帷幔なり）の音寫。藏律には葉縛と葉摩尼との間に、更に yavasa（草の名なり）語を置けり。

【三五】僧殘法第四索供養學處。

【三六】我相似。我等が類の義なり。後文に如我類具足戒行とも、如我等類具戒之人ともあればなり。

童女の是れ堪者にして善惡言を解せるが來りて苾芻に對し是の如きの語を作さん、「聖者、仁が二[三]瘡門は實に是れ善好にして形狀愛すべし」と。若し苾芻、是說を聞き已るに、染纏心を以て愛樂意を作し印可して住し、所說に隨うて時に言を以て報答せんに、若し葉婆と與に合說せんには僧伽婆尸沙を得、若し合說せざらんには窣吐羅底也を得ん、是を善說と名く。云何が惡說なる。……廣く說けること前の如し……乃至、女人來りて苾芻に對し是の如きの語を作さん、「聖者、仁が二瘡門は實に是れ好ならず形狀惡むべし」と。……餘は上に說けるが如し。云何が直乞なる。……廣く說けること前の如し……乃至、女人來りて苾芻に對し是の如きの語を作さん、「聖者、來りて我と共に是の如き是の如きの事を作したまへ」と。……餘は上に說けるが如し。云何が方便乞なる。……廣く說けること前の如し……乃至、女人來りて苾芻に對し是の如きの語を作さん、「若し男子ありて女人と共に是の如き是の如きの事を作さんに此男必らず女の愛重する所と爲らん、仁若し我と共に是の如き是の如きの事を作さんに我今亦當に極めに相憐愛すべし」と。……餘は上に說けるが如し。云何が直問する。……廣く說けること前の如し……乃至、女人來りて苾芻に對し是の如きの語を作さん、「聖者、若し女人あり男子と共に是の如き是の如きの事を作さんに此女人は必らず男子の愛念する所と爲らん、我今仁と共に是の如きの事を作さんに仁能く我に於て憐愛を生ずるや不や」と。……餘は前に說けるが如し。云何が曲問なる。……廣く說けること前の如し……乃至、是の語を作さん、「聖者、若し男子あり女人と共に是の如きの事を作さんに此男子は必らず女人の愛する所と爲らん、我今仁を愛せんに仁は我處に於て能く是の如きの事を作すや不や」と。……餘は並に前に同ず。云何が引事なる。……廣く說けること前の如し……乃至、是の如きの語を作さん、「聖者、我曾て某處園中天祠の所、大衆聚集せるに於て、諸の男子と共に美妙の食を噉ひ好蜜漿を飲み、香華を布列し勝牀座を敷き、便ち通夜に於て庭に明燈を列ね、諸の男子と共に是の如きの事を作せり。若し聖者

【三】 二瘡門。穀道と水道。

作さんに此女必らず男の愛重する所と爲らん、汝若し我と共に是の如きの事を作さんに我今亦當に汝を憐愛すべし」と是の如きの語を作すに至らんに。若し葉婆と與に合說せんには僧伽婆尸沙を得、若し合說せざらんには窣吐羅底也を得ん、是を方便乞と名く。云何が直問なる。……廣く說けること前の如し……乃し「姉妹、若し男子あり女人と共に是の如きの事を作さんに此男子は必らず女人の愛念する所と爲らん、我今汝と共に是の如きの事を作さんに汝能く我に於て憐愛を生ずるや不や」と是の如きの語を作すに至らんに、……餘は並に前に同ず。云何が曲問なる。……廣く說けること前の如し……乃し「姉妹、若し女人あり男子と共に是の如きの事を作さんに此女人必らず男子の愛する所と爲らん、我今汝を愛せんに汝、我處に於て能く是の如きの事を作すや不や」と是の如きの語を作すに至らんに、……餘は並に前に同ず。云何が引事なる。……廣く說けること前の如し……乃し「姉妹、我先に曾て某處園中天祠の所、大衆聚集せるに於て、諸女人と共に美妙の食を噉ひ好蜜漿を飲み、香華を布列し牀座を敷き、卽ち通夜に於て庭に明燈を列ねて彼女人と共に是の如きの語を作せり。若し姉妹にして當時來赴して集まりしならんには、我亦汝と共に是の如きの事を作せるならんに」と是の如きの語を作すに至らんに、……餘は並に前に同ず。云何が讃歎なる。……廣く說けること前の如し……乃し『姉妹、若し男子あり汝と與に是の如きの語を作さん、「姉妹、若し男子あり汝と與に是の如きの事を作さんに、彼れ現樂を得、及び天樂を受けん」と。我も亦汝と共に是の如き是の如きの事を作さんに亦現樂を得、及び天樂を受けん』と是の如きの語を作すに至らんに、……餘は並に前に同ず。云何が瞋罵なる。謂はく、若し苾芻にして染纏心を以て堪能女の善惡言を解せるに對して是の如きの說を作さく、「汝應に蛇及び驢畜等と共に婬欲事を作すべし」と斯の罵辱を作さんに、若し葉婆と與に合說せんには僧伽婆尸沙を得、若し合說せざらんに窣吐羅底也を得ん。是を瞋罵と名く。前に苾芻にして婦・童女に對して其九事を說けるが如くに、若し婦・

人と共に、鄙惡不軌なる婬欲相應語を作して夫妻の如からんには僧伽伐尸沙なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、優陀夷なり、或は復餘類なり。「染纒心を以て」とは、其四句あり……廣く說けること前の如し。「女人」と言ふは、謂はく、婦及び童女にして、善惡言に於て能く其義を解せるなり。「鄙惡語」とは、其二種あり、一には是れ波羅市迦に因りて起り、二には是れ僧伽伐尸沙に因りて起るとなり。云何が此を名けて鄙惡語と爲すや。答ふ、自性ありて鄙なると、因りて起りて鄙なるが故なるとなり。惡とは、謂はく、罪過なり、謂はく、婬欲交會の言を說くなり。「夫妻の如し」とは、猶し夫婦の非法語を說くが如きなり。「僧伽婆尸沙」とは、廣く上に說けるが如し。

此中の犯相、其事云何。其に九事あり、謂はく、善說と惡說と直乞と方便乞と直問と曲問と引事と讃歎と瞋罵となり。云何が善說なる。若し苾芻、染纒心を以て[29]堪能女の善惡言を解せるに對して、「姉妹、汝が[30]三瘡門は實に是れ善好にして形狀愛すべし」と是の如きの說を作さんに、若し[31]葉婆と與に之を合說せん時は僧伽婆尸沙を得、若し葉婆と與に合說せざらんには窣吐羅底也を得ん、是を善說と名く。云何が惡說なる。若し苾芻、染纒心を以て堪能女の善惡言を解せるに對して、「姉妹、汝が三瘡門は實に是れ好ならず、形狀惡むべし」と是の如きの說を作さんに、若し葉婆と與に之を合說せん時は僧伽婆尸沙を得、若し葉婆と與に合(說)せざらんには窣吐羅底也を得ん、是を惡說と名く。(葉婆とは正しく西方にて男女交合不軌を說くに目くるの言なり。若し此方の音に准ぜんには言はく、多鄙媟なり。又復方音は隨處に不定なる故に本字を存せるなり。然るに西方にては教授して此言を說く時亦朶く道はざるなり、鄙の惡を以ての故に但、葉字婆字と云へるのみ)。云何が直乞なる。謂はく、若し苾芻にして乃し「姉妹、來れ、我と共に是の如き是の如きの事を作さん」と是の如きの語を作すに至らんに、若し葉婆と與に之を合說せん時は僧伽婆尸沙を得、若し合說せざらんには窣吐羅底也を得ん、是を直乞と名く。云何が方便乞なる。……廣く說けること前の如し……乃し「姉妹、若し女人ありて男子と共に是の如きの事を

[29] 堪能女。婬事に堪ふる女。

[30] 三瘡門。穀道と水道と口。

[31] 葉婆。藏律に「夫婦事に伴ふ印符の連繫なる名を呼ぶならば…」とあり。後の義淨の註に、西方にて男女交合を說く不軌の言にして多鄙媟の義なりとせり。

本罪を得、若し衣の隔あらんには方便罪を得ん、是を舉上と名く。云何が下と爲す。若し苾芻、婬を行ずるに堪へたる女を捉へて、樓閣上より擎げて下に向はしめて或は象馬車乘牀座の上に至り、擎げ下して乃し足指、地に著くに至らんに、得罪は前に同ず、是を名けて下と爲す。云何が遍抱なる。若し苾芻、婬を行ずるに堪へたる女人に於て、手を以て捉へて其頂を搦めて乃し足指に至らんに、身分に觸るゝに隨うて得罪せんこと前に同ず。凡そ女人に觸れんに、若し是れ婬を行ずるに堪ふる者ならんには、衣の隔なき時は根本罪を得、衣あるには方便罪を得るなり。若し（婬に）堪へざるには、衣なきには麁罪を得、衣あるには惡作を得るなり。若し苾芻、染纒心を以て男黄門の婬を行ずるに堪ふる者に觸れんに、衣なきには麁罪、衣あるには惡作なり。若し堪ふるなきには、有衣も無衣も俱に惡作を得るなり。若し傍生に觸れんに、堪ふると堪ふるなきと並に惡作を得るなり。若し染心なくして母女姉妹に觸れんに並に皆無犯なり。若し女人にして水に漂はされ、或は時に自ら縊り、或は毒藥等を噉へる見て、爲に救濟せん時觸るゝには皆無犯なり。又無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

[二八] 說鄙惡語學處第三

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に鄔陀夷苾芻は……緣起、前に同ず……乃至、所說の法に隨うて染觸心を被り、染心旣にして生ぜるに便ち女人に對して麁惡語を說き……謂はく、是れ鄙惡婬欲相應なり……猶し夫妻の、俗事を論說するが如くなりき。時に諸女中相愛せる者あり鄙言調戲して身に相拊拍せるも、若し愛せざる者は便ち房外に出でて譏嫌の言を作さく、「誰か知らんや、水內に更に火光を出し、歸依處に於て反りて恐怖を生ぜんとは」。……廣く說けること前の如し……乃至、『……其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し復苾芻にして染纒心を以て女

【二七】 麁罪。偷蘭罪なり。

【二八】 僧殘法第三說鄙惡語學處。

して纏に非ざる。謂はく、染心あるも極染心現在前せる時に非ざるなり。云何が纏にして染に非ざる。謂はく、心、外境を緣じて繫著する所あるも未だ染心を起さゞるなり。云何が染纏俱心なる。謂はく染心・極染心ありて、前境を貪求して心に繫著あるなり。云何が染纏俱非なる。謂はく、前相を除けるなり。「女人」とは、若しは婦若しは童女の欲事を行ずるに堪へたるなり。「身相觸るゝ」とは、謂はく、身を以て身に就りて摩觸事を作すなり。「手を捉る」とは、謂はく、腕已前なり。「臂を捉る」とは、謂はく、腕已後なり。「髮を捉る」とは、謂はく、是れ頭髮及び相繫れる[24]綫帶なり。「一々身分」とは、謂はく、諸支節なり。「受樂心を作す」とは、情に欲樂を受くるなり。「僧伽伐尸沙」とは、廣く說けること前の如し。

此中、犯相とは其事云何。其九事あり、云何が九と爲す、謂はく、觸と極觸と憑と捉と牽と曳と上と下と遍抱となり。云何が觸と爲す。若し苾芻、染纏心を以て婬を行ずるに堪へたる女人と共に、故に彼頭に觸れて衣の隔あることなからんに僧伽婆尸沙を得ん、衣の隔あらんには窣吐羅底也を得ん。頭既に爾るが如くに、若し肩・背・臍・腨……乃至、足指に觸れんに、衣あると衣なきと皆上に說けるが如し。觸既に爾るが如くに、極觸・憑・捉も亦復是の如し。云何が牽と爲す。若し苾芻、染纏心を以て婬を行ずるに堪へたる女を捉へて、遠くより牽いて近きに至り、近きより推して遠からしめんに、得罪は前に同ず。云何が曳と爲す。謂はく、苾芻、女人を捉へて右畔より曳いて左邊に向ひ、或は左邊より曳いて右畔に向ひ、或は足より頭に至り、或は頭より足に向ふなり。云何が上と爲す。謂はく、女人を捉へて地より上に擧ぐること足指を過ぎんに、若し衣の隔なからんに[25]根本罪を得、若し衣の隔あらんに[26]方便罪を得ん。足指にして既に爾り、若し脛膝及び餘の身分より乃し頂に至り、若しは擧げて牀座若しは象馬車輦に上せ、或は樓閣に上せんに、若し苾芻に染纏心ありて觸樂を受け快意の想を作さんに、身分を以て觸著するの時に隨うて、若し衣の隔なきには根

【二四】綫帶。糸八十すぢを綫とす、即ち網の如くに編める紐。

【二五】根本罪。こゝにては僧殘罪をいふ。

【二六】方便罪。僧殘罪の方便罪、即ち、僧殘偸蘭罪にして未遂罪なり。

哉たり、若し遮せざらんには我等終に足を以て重ねて來りて逝多園林を遊踐せざらん」。苾芻報じて曰はく、「我共に遮止して更び然らしめじ」。時に諸女人共に嫌うて去りしに、時に具壽鄔陀夷は便ち行笑して房を出でければ、諸苾芻見て問うて曰はく、「大德、鄔陀夷、所爲鄙媟にして沙門を汚辱せり、何の意にてか情を恣にしつゝ更に歡笑を爲せる」。鄔陀夷報じて曰はく、「我れ何事をか作せる、我豈に飮酒し葱蒜を噉はんや」。諸苾芻曰はく、「麁重の事すら汝尙ほ之を爲せり、飮酒噉蒜何ぞ作さゞるを疑はん」。報じて曰はく、「我れ何事をか作せる」。諸苾芻曰はく、「此の婆羅門居士婦女は譏罵して去れり、豈に過に非ざらんや」。報じて曰はく、「汝等は但黑鉢を執持し家を巡りて乞求するをのみ解して、慳嫉心に纏ふこと日に增甚を見、乃至、他の爲に四句の法をも說くこと能はず、他の演說せるを見ては更に嫉嫌を起せり」。諸苾芻曰はく、「我れ具壽を觀ずるに、數爲に說けりと雖曾て一人の能く見諦せる者なし」。報じて曰はく、「且らく根をして熟せしめて漸くに諦門に入ら(しめ)んとてなり」。諸苾芻にして少欲者なるあり皆共に譏嫌して呵責して曰はく、「云何が苾芻の所作非理にして應に恥愧を懷くべきに、翻りて貢高を起せる」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白し、世尊は此に因りて諸苾芻を集め、知りて而して故に問ひたまはく、「汝、鄔陀夷、實に是の如きの鄙惡事を作せりや」。白して言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝が所爲非なり、沙門に非ず、隨順に非ず、不淸淨にして爲すべからざる所なり」。爾の時世尊は種々に呵責し已りて諸苾芻に告げたまはく、『我れ十利を觀じて……乃至、我今諸の聲聞弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべし、「若し苾芻、染纏心を以て女人と身相觸れ、若しは手を捉り、若しは臂を捉り、若しは髮を捉り、若しは一々身分に觸れて受樂心を作さんには僧伽婆尸沙なり」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく、優陀夷、或は復餘の類なり。「染纏心を以て」とは、是れ染心にして纏心に非ざるあり、是れ纏にして染に非ざるあり、或は俱に有ると俱に無きとたり。云何が染に

二には如來所說の微妙法律は聞くを得べきこと難し、三には人身得難し、四には中國には生れ難し、五には諸根具し難し、六には信心發し難きとなり。姉妹、此は是れ難事なり、汝已に之を得たり、當に信心を起すべし、親に佛に對ひて坐にして法要を聽くが如くせよ、我當に爲に說くべし』。是時諸女卽ち便ち鄔陀夷の足を禮敬し、一面に在りて坐して專心に聽法せるに、時に鄔陀夷卽ち爲に法を說き、所說の法に隨うて便ち染心を生ぜること、猶し呪師の呪術を善くせずして鬼病者を呪せんに、所呪に隨うて時に鬼に打たるゝが如くにして、其鄔陀夷も亦復是の如くに所說の法に隨うて染觸心を被り、染心旣にして生ずるに坐よりして起ち、卽ち便ち手を以て女身を摩觸せり。時に諸女中、相愛せる者あり染言もて調戲して身手相觸れたるも、若し愛せざる者は卽ち房外に出でて簷廊を徐步し、共に嫌賤を生じて譏議を作して言はく、「誰か知らんや、水內更に火光を出し、歸依處に於て反りて恐怖を生ぜんとは。我等昔日、此僧房こそは安隱涅槃にして惱を離れて礙なしと謂へるに、然るに更に此に於ても諸の災患恐怖憂惱あらんとは」。彼れ譏嫌せる時苾芻聞き已りて問うて言はく、「姉妹、汝誰をか嫌罵せる」。答へて言はく、「我れ汝等を罵れり」。報じて言はく、「我れ何事を作してか汝をして嫌を生ぜしめたる」。答へて言はく、「我等昔より來、賊處及び猖狂人に逢へりと雖鄔陀夷が所說の如き鄙語を聞かず、我の身體は夫主の時に摩觸するあるを被ると雖未だ鄔陀夷の如くに强ひて欻逼せられざりき。若し我が父母兄弟姉妹夫主にして聞かんには、乃し我等に逝多林を望むをすら聽さゞるに至らん、況んや園中に入りて禮敬を申べんをや」。諸苾芻報じて曰はく、「姉妹、彼苾芻は禁戒を具持せるも、是れ大臣の子にして性として愛欲多ければ、此方便を作して用つて染心を暢べたるなり」。女人答へて言はく、「聖者、如し牛角にして利しと雖豈に反りて自腹を破るべけんや、設ひ染心あらんとも寧ぞ自ら梵行を虧くるを得んや」。諸苾芻曰はく、「姉妹、且らく住めよ、我當に遮止すべければ」。答へて言はく、「聖者、若し爲に遮止せんには深めて是れ善

淨天眼を得たること最も第一たり、汝應に至心に其足を禮敬すべし」。次いで尊者阿難陀が所住の房に至りて告げて言はく、「諸妹、此は是れ佛の堂弟なり、位を捨てゝ出家し、世尊の所に於て親奉して供侍するに、長夜を經と雖勞倦心なく、大智聰明にして聖に稱歎せられ、如來所說の一切經典は聞くに悉く能く受くること缾瀉水の之を異器に置くが如くにして、大師が衆弟子の中に於ては多聞總持なること最も第一たり、汝應に至心に其足を禮敬すべし」。次いで尊者難陀が所住の房に至りて告げて言はく、「諸妹、此は是れ佛の親弟なり、俗を捨てゝ出家せるも、若し出家せざらんには力[二一]輪王たりしなり。大師が衆弟子の中に於ては、善く諸根を護りて能く外境を防ぐこと最も第一たり、汝應に至心に其足を禮敬すべし」。次いで具壽羅怙羅が所住の房に至りて告げて言はく、「諸妹、此は是れ佛の子なり、俗を棄てゝ出家せるも、若し出家せざらんには當に轉輪王と爲すべかりしなり。大師が衆弟子の中に於ては、學處を愛重して奉持して失なきこと最も第一たり、汝應に至心に其足を禮敬すべし」。次いで難陀・鄔波難陀・[二二]阿說迦・補捺婆素迦・闡陀が所住の房に至り、(告げて言はく)、「此は是れ我(等)が房なり、汝當に觀禮すべし」。既にして觀看し已るに之に命じて坐せしめぬ。其鄔陀夷は是れ[二三]婬染行なりければ、其房中に於ては、瑩飾莊嚴して壁は皆彩畫し、氈綿褥を以て臥床に安在し、諸の妙箱篋には用つて資具を貯へ、机案の上に於ては香水缾丼に諸の杓器を著けり。時に鄔陀夷、諸女に告げて曰はく、「姊妹、先に小食を餐ふとやせん蜜漿を飲むとやせん」。諸女報じて曰はく、「大德、豈に河水ありて而ち逆流せんや、理應に我等先に供養するあるべきに、寧ぞ返りて大德が施を受くべけんや。善い哉、聖者、我に須むる所あり幸はくは當に施さるべし」。卽ち便ち問うて曰はく、「爾が須むる所何」。諸女報じて曰はく、「未だ曾て法を聞かざれば願はくは我が爲に說きたまはんことを」。鄔陀夷曰はく、『善い哉、姊妹、世尊說きたまへるが如し、「諸の世間に於て其六事ありて希有にして遇ひ難し、云何が六と爲す、一には諸佛の出世には逢遇すべきこと難し、

インドラの所領なりと傳へらる﹅なりとの意。西明の學については寄歸傳第四、西方學法の下參照。

【一九】 阿尼盧陀(Aniruddha)。阿㝹樓陀・阿那律とも音譯す。律部十四、註(一五の二四)參照。

【二〇】 堂弟。父方のいとこ。

【二一】 力輪王。明本に轉輪王とす。

【二二】 阿說迦。六群比丘の名を列ぬ。Aśvaka の音寫、馬勝・馬師・馬宿等と譯する故に、舍利弗の師なる馬勝比丘と混同しやすし。今は六群比丘の一人なる馬師なり。

【二三】 婬染行。藏律に「愛欲行」とせり。所作すべて染愛を帶ぶるをいへるものなるべし。

に至りて告げて言はく、「諸妹、[一六]此は是れ大婆羅門勝妙の族にして、九百九十九の具はれる犂牛と二百餘碩の碎金の大麥と六十億金錢とを捨て、十八封邑あり、僕使傭人のみにて十六聚落ありて興易商估し、妻は[一七]迦畢梨と名けて身は金色の如く儀容美麗にして與に等しき者なかりしも、此の如きの衆事並に皆棄捨せること洟唾を損つるが如くして、後夜時に於て百千の上服を捨てゝ麁氈の僧伽胝を著し、佛に歸し出家して林藪に住せり。假使狂象なりとも目を擧げて之を視んに便ち狂醉を捨せり。少欲知足にして杜多行を修し、大師が衆弟子の中に於て威德尊重なること最も第一たり、汝應に至心に其足を禮敬すべし」。次いで尊者舍利弗が所住の房に至りて告げて言はく、『諸妹、此は是れ貴族婆羅門の子、俗を捨てゝ出家し、[一八]年始めて十六にして帝釋の聲明經て心に悟辨し、諸の外論者は並に皆摧伏せり。世尊說きたまへるが如し、

「一切世間の智は　唯如來を除きては
身子が智の　十六分の一にも及ばじ。
一切人天の智は　皆舍利子の如しとせんも
如來智の　十六分の一にも及ばじ」。

大師が衆弟子の中に於ては大智慧ありて辯才を具足せること最も第一たり、汝應に至心に其足を禮敬すべし』。次いで尊者大目乾連が所住の房に至りて告げて言はく、「諸妹、此は是れ輔國大臣婆羅門の子なり、貴勝位を捨てゝ出家と爲り、大神力ありて能く足指を以て帝釋宮を動ぜり、大師が衆弟子の中に於て大威德ありて大神通を具せること最も第一たり、汝應に至心に其足を禮敬すべし」。次いで尊者阿尼盧陀が所住の房に至りて告げて言はく、「諸妹、此は是れ佛の[二〇]堂弟なり、亦貴位を捨て佛に隨うて出家して大勢力あり。曾て商主あり、大海中に於て厄難に遭遇せるに、其名字を稱して船安隱なるを得、珍財を損せずして故居に還り到れり。大師が衆弟子の中に於ては、

【一六】本文に此是大婆羅門勝妙之族、捨九百九十九具犂牛、二百餘碩碎金大麥、六十億金錢、有十八封邑僕使傭人、有十六聚落興易商估…とあり。苾芻尼毘奈耶第一(張一〇・八左)にも同記あり。藏律に九百九十九具犂牛二百餘碩碎金大麥の文なし。犂牛はすきうし、碩は石(コク)なり。碎金大麥は金麥なり。

【一七】迦畢梨。跋陀迦毘羅(Bhadra-Kapilānī)にして、有部苾芻尼毘奈耶卷一(張一〇・九左)には劫比羅城の劫比羅婆羅門の女妙賢とし、迦攝波の妻となる因緣を詳記せり。律部十一、註(三七の五九)參照。

【一八】本文に年始十六帝釋聲明經心悟解諸外論者並皆摧伏とあり。帝釋の二字、宋・元・明・宮本に諦精とせり。藏律に「インドラの文法書を聰明にして」とあるにより、宋・元・明本に諦精とせるは誤まれり。聲明とはśabdavidyā(攝拖苾馱)の譯、五明論の一なり。帝釋の聲明とは、南海寄歸傳第四に時有㆑意言法藏㆒天帝領㆓無說之經㆒、或復順㆑語談詮とあり。更に至㆓於勝義諦理㆒迥經㆓名言㆒、復俗道中非㆑無㆓文句㆒と述べておる。されば眞俗二諦の聲明は共に天帝釋即ち

「若し人眞金を以て　日に百千兩を施さんとも
如かじ、暫し寺に入りて　誠心に一たび塔を禮せんには」。

「姉妹、此は是れ如來所居の[一五]香殿なり、然り、佛世尊は晝夜六時に常に佛眼を以て世間の、誰か增し誰か減じ、誰か苦厄に遭ひ誰か惡道に向ひ、(誰か)欲泥に陷沒し、誰か化を受くるに堪へたりや、何の方便を作して拔濟して出さしめんかを觀察したまひ、聖財なき者には聖財を得せしめ、智安膳那を以て無明の膜を破し、善根なき者に善根を種ゑしめ、善根ある者には其をして增長せしめて人天の路を安き、能く苦際を盡して涅槃の城に趣か(しめ)たまへり」。時に鄔陀夷は伽他を說いて曰はく、

「假使大海の潮に　或は期限を失せんとも
佛は所化の者に於て　濟度して時を過たじ
母の一兒あらんに　常に其身命を護らんが如く
佛は所化の者に於て　愍念せんこと彼に過ぎたり。
佛は大悲の心を以て　遍く生死の內に於て
常に所化の者に隨ふこと　母牛の犢を憐むが如し」。

「然り、佛世尊應正等覺は十力・四無所畏を具足して、師子吼を作して群迷を覺悟したまへり。汝應に至心に尊足を禮敬すべし」。次で餘房に至りて之に告げて曰はく、「此は是れ上座阿若憍陳如が所住の房なり。諸妹、然り此世間は盲冥にして識なく、旣にして將導に罕にして長夜に輪廻せり。爾の時世尊初めて正覺を成じたまひ、妙智藥を以て爲に法眼を開き、三たび法輪を轉じて其をして啓悟せしめたまへり。大師が衆弟子の中に於て最も上首たり、耆年宿德にして善く梵行を修し、法衣を受持せること此を初首と爲す、汝應に至心に其足を禮敬すべし」。次いで尊者大迦葉波が所住の房

【一五】香殿(gandhakuti)。毘奈耶雜事第二十六(寒二・二六左)に義淨註して曰はく、「西方名二佛所住堂一爲二健陀俱知一、健陀是香、俱知是室、此是香室・香臺・香殿之義…」とあり。

多門外に於て經行遊適せり。此城の常法として、若し婆羅門・居士・居士婦にして共に都城を出で芳林内に往いて周遍遊觀せんには、諸の華果を持して逝多林に入りて、世尊の足並に諸大德を禮せり。時に衆多居士・居士婦ありて逝多林に至りしに、鄔陀夷見已りて是の如きの言を作さく、「善來、姉妹、猶し初月の、時に一たび現ずるが如くなり」。諸女答へて曰はく、『大德、世尊說きたまへるが如し、「若し人、[一三]八無暇中に居在せんに、淸淨行に於て修習すべきなけん」と。我ら女身は諸の障難多くして家業を鎭營すれば、復是れ第九の無容暇事なりとす』。時に鄔陀夷是語を聞き已りて諸女に報じて曰はく、『汝豈に聞かざらんや、

[一四]「昔、婆竭王あり　廣く衆事業を營み
所作の事未だ畢らざるに　其命已に終亡せるを。
汝等家業を營まんに　其事竟る時なけん
死は是れ人の共に嫌へるも　寧ぞ知らん忽ちに來至するを」。

と』。諸女聞き已りて答へて言はく、「大德、我れ此に緣りての故に來りて寺中に入り、世尊の足幷に諸の上座大德の苾芻を禮せんとせるなり」。鄔陀夷曰はく、「善來、姉妹、世尊說きたまへるが如し、「不堅身を以てして堅法を求めよ」と。汝等寺中に來り入りて隨喜し禮拜せんこと、實に善事たり。汝等此寺中に於て頗し苾芻を引導人と爲し、房舍及び塔廟を指授せんことを請ずるや不や」。諸女報じて曰はく、「大德、豈に我れ手づから明炬を執りつゝ而も更に燈燭を求めんや、今大德を捨して別に餘人に引導を爲さんことを請ぜんや」。時に鄔陀夷便ち是念を作さく、「若し我れ其が爲に房舍を指授せんに善品を廢修せん、若し指授せざらんに交闕くる所あり、城に入りて乞食せんにも誰か當に與へらるべき、正修を廢すと雖宜しく應に指授すべきなり」。便ち手足を洗ひ即ちに香華を執りて引導して進みぬ。伽他を說いて曰はく、

【一三】八無暇。本律第九卷の註(一八)參照。

【一四】婆竭王。宋・元・明・宮本には娑竭王とす。

苾芻、故に〔一〇〕空中に於て髈を搖りて泄精せんには窣吐羅底也を得ん、若し精泄れざらんには惡作罪を得ん。若し苾芻、精にして戰動せん時、遂に便ち意を攝しつゝも而も精泄れんには窣吐羅底也を得ん。若し泄れざらんには惡作罪を得ん。若し精已に泄れたるも尙ほ身中に在らんに、而ち方便を加へて精をして泄れしめんには窣吐羅底也を得ん。若し泄れざらんには惡作罪を得ん。若し苾芻、他の揩身を受け、因みて而ち精泄れんには窣吐羅底也を得ん、若し染心あるも而も泄れざらんには惡作罪を得ん。若し苾芻、生支を量りて作心して受樂し、因みて而ち精泄れんには窣吐羅底也を得ん、若し泄れざらんには惡作罪を得ん。若し苾芻、染心を以て生支を觀視せんに惡作罪を得ん。若し苾芻、染欲心を以て己が生支を以て流に逆うて持たんに窣吐羅底也を得ん、若し流に順じて持たんには惡作罪を得ん。若し苾芻、染欲心を以て己が生支を以て風に逆うて持たんに窣吐羅底也を得ん、若し風に順じて持たんには惡作罪を得ん。無犯とは、若しは走り、若しは跳戲し、若しは浮き、若しは坑塹欄楯を越え、若しは行くに脞に觸れ衣に觸れ、若しは浴室に入り、若しは故二を憶し、若しは可愛色を見、或は疥癢を搔きて、受樂心なくして而も精流泄せんには斯れ皆無犯なり。又、無犯とは、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纒となり。

〔一一〕觸女學處第二

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻共に相告げて曰はく、「我等每に晨朝に於て恒に一人をして逝多林門に在らしめ、若し婆羅門・長者居士ありて來往經過せんに、爲に法要を說き、論議せん者あらば我當に折伏すべし、名稱遠く聞えて衆に欽仰せられしめん」。此六衆苾芻は〔一二〕六大城の所有氏族種類及び諸の工巧に於て名諱差別して、處として知らざるなく、人として識らざるなかりき。時に具壽鄔陀夷は晨朝時に於て齒木を嚼み、僧伽胝を披、窣覩波を禮し已りて、逝

〔一〇〕空中。中空の物。

〔一一〕僧殘法第二觸女學處。

〔一二〕六大城。根本說一切有部毘奈耶頌卷下（寒六・一一一右）には室羅伐城・娑雞多・婆羅痆斯・占波・薜舍離城・王舍城とせるも、十誦律卷四十（張五・五七右）には瞻波國・舍衞國・毘舍離國・王舍城・波羅㮈・迦維羅衞城とせり。十誦律の迦維羅衞城を有部律には娑雞多とせるなり。僧祇律卷三十三には八大城とせり。（律部十註三三の一一〇）

如き等の類には五精あるべし。「夢中を除く」とは、若し夢中に在らんには無犯なり。「僧伽」とは、若し此罪を犯ぜんに、應に僧伽に依りて其法を行じ、及び僧伽に依りて出罪を得べくして[七]別人に依らざればなり。「[八]阿伐尸沙」と言ふは、是れ餘殘の義なり。若し苾芻、四波羅市迦法中に於ては隨うて其一を犯ぜんには、餘殘あることなく共住するを得ざるも、此十三法は苾芻にして犯ずと雖而も餘殘あり、是れ可治の故に名けて僧殘と曰ふなり。

此中の犯相、其事云何。五事の別あり、一に樂の爲の故に、二には呪の爲の故に、三には種子の爲の故に、四には樂の爲の故に、五には自試の爲の故なり。云何が樂の爲なりや。若し苾芻、泄精の樂の爲の故に、[九]內色處に於て染欲心あり、方便を起して生支を發動して精を泄らして樂を受けんには僧伽伐尸沙を得ん。方便を加ふと雖、若し精泄れざらんには窣吐羅底也を得ん。是の如くに若し生支を遙動する樂の爲の故に而ち故に泄精し、或は摩觸捉搦の樂の爲の故に而ち故に泄精し、或は生支の頭を出す樂の爲の故に而ち故に泄精せんに、得罪の輕重は廣く上に說けるが如し。樂の爲に既に爾るが如く、若しは呪の爲に、種子を求めんが爲に、樂の爲に、或は試力の爲に而ち泄精せんには、得罪の輕重は上の如し。若し苾芻・樂の爲の故に青精を出さんと欲し、內色處に於て染欲心ありて方便を起して其精を泄らさんに、或は黃・赤・厚・薄等を求めんに、得罪は上の如し。內色既に爾り、外色も亦然り。頌に攝して曰はく、

若しは舞及び空に於けると　精動と身中泄と
揩摩して出づる時樂しむと　染意もて生支を量ると
或は時に染心もて視ると　或は逆流順流
及び逆風順風とにして　應に罪の輕重を知るべし。

若し苾芻、作舞時に因みて泄精せんには吐羅罪を得、若し精泄れざらんには惡作罪を得ん。若し

【七】別人。四人已上の和合を僧伽と云ひ、四人已下なるには別人と稱す。出罪は二十人僧以上を要する故に、今は二十人已下をいへるものなりん。

【八】阿伐尸沙(avaśeṣa)本文には伐尸沙とあるのみなるも、宋・元・明・宮本には阿伐尸沙とせり。今改めたり。ここに阿の一字あるは注意すべし。

【九】內色處。眼耳鼻舌身の五根は內身に屬すれば、色聲香味觸の五境の外色なるに對して內色といふ。

時に諸苾芻は卽ち便ち共に阿難陀の所に詣り、到り已りて白して言さく、『具壽阿難陀、知れりや不や、佛世尊が諸の聲聞の爲に毘奈耶に於て其學處を制したまへるが如くんば、「若し復苾芻、故に泄精せんには僧伽伐尸沙なり」と。我等は睡夢中に於て泄精して皆想心ありければ、咸く追悔を生ずらく「豈に我等は僧伽婆尸沙を犯ぜるには非ざらんや」と。此に由りての故に來りて大德に請問せるなり、陳説する所の如くに我當に之を持すべし』。時に阿難陀は此語を聞き已りて、諸苾芻を將ゐて世尊所に詣り、佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、阿難陀は佛に白して言さく、『世尊大德は諸苾芻の爲に其學處を制したまへり、「若し復苾芻、故に泄精せんに僧伽伐尸沙を得ん」と。此諸苾芻は睡夢中に於て泄精して皆想心ありければ、彼の諸具壽は咸追悔を生ずらく「將た我れ僧殘罪を犯ぜるには非ざらんや」と。知らず、諸苾芻は犯なりとやせん不犯なりとやせん』。世尊、阿難陀に告げて曰はく、「彼の諸苾芻にして想心もて緣慮せんに、我は(犯)なしとは云はじ。然れども夢中に在りて是れ實事に非ざれば、應に夢中を除くべし」。爾の時世尊は能く戒を持つ者を讃じ、戒を敬重する者を讃じて諸苾芻の爲に隨順法を説きたまひ、善品に於て增長を得せしめ已りて諸苾芻に告げて曰はく、『前は是れ創制にして今は是れ隨開なり、是故に我今諸苾芻の爲に毘奈耶に於て重ねて學處を制せん、應に是の如くに説くべし、「若し復苾芻、故心にて泄精せんに、夢中を除き、僧伽伐尸沙なり」と』。

「苾芻」とは、義上の如し。「故心」とは、謂はく、故に作意するなり。「泄らす」とは、謂はく、精正しく流泄して其本處を移すなり。「精」[四]とは五種あり、謂はく、青・黄・赤・厚・薄なり。此中、青とは、謂はく、是れ輪王と及び輪王長子の灌頂法を受けたるとは其精俱に靑きなり。所餘の諸子は其色皆黄なり。[五]輪印大臣は其色皆赤く、已に長成せる人は其精厚く、未だ長成せざる人は其精薄し。[六]若し人、女欲に傷つけられ、若しは重物を擔ひ、或は長途を涉り、或は身根損壞せんに、斯の

【四】十誦律(張三・一六左)に五種を列ぬ、青・黄・赤・白・薄なり。本律と少異あり。

【五】輪印大臣、十誦律(張三・一六左)によるに赤者轉輪王最上大臣とあれば、轉輪王の印可せる大臣の義なるべし。四分律(列三・一二右)には何者精黑色、轉輪聖王第一大臣精也とあり。藏律には「赤は大臣に屬する輪輞の(精)なり」とあり。

【六】本文に若人被女欲所傷若擔重物…とあり。十誦律には或有人多行婬故…或擔重故…とあり。傷つけらるとは婬逦事の事なるべし。藏律には「女に傷けられ(疲らされ)て」とあり。

て樂を取れり、此因緣に由りて熱惱を除くを得て安樂にして住し、乞食を以て苦と爲さゞるなり」。時に諸苾芻は是語を聞き已るに喜ばず嫌はずして之を捨てゝ去り、世尊所に往いて佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、具に上事を以て佛に白すに、佛は此緣を以て二事を觀じての故に苾芻衆を集めたまへり。云何が二と爲す、一には我が諸の聲聞弟子をして所作の事是れ非法なるを知らしめんと欲せるが故に、二には此に由りて緣と爲して我れ諸の聲聞の爲に學處を制せんと欲せるが故に。諸佛常法として知りて而して故に問ひたまひ……乃至、廣く說けること(前の如し)。爾の時世尊は時を知りて而ち鄔陀夷に問うて曰はく、「汝實に是の如きの不端嚴事を作せりや」。答へて言さく、「實に爾り」。世尊は種々を以て呵責して言はく、「汝が所爲は沙門に非ず、隨順法に非ず、清淨行に非ず、出家人の所應作に非じ。云何が癡人、我が善說法律の中に於てして出家を爲し、離貪・(離)瞋・(離)癡・心慧解脫の微妙の法を說くを聞きつゝも、而も汝斯の不善事を作さんとは。癡人、寧ろ手を以て畏るべき黑蛇を執へんとも、染心を以て自ら生支を捉へて故に不淨を泄らさゞれ。云何が汝癡人、其兩手を以て彼信心の婆羅門・諸長者等の施す所の飲食を受けたる。云何が手を以て此非法を作しつゝ將つて安樂と爲せる」。世尊は此の種々呵責を作し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『我れ十利を觀じて……廣く說けること前の如し……諸の聲聞弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、當に是の如くに說くべし、「若し復苾芻、故に泄精せんには僧伽伐尸沙なり」。

爾の時世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已るに、時に諸苾芻あり、睡夢中に於て泄精し、各追悔心を生じて安樂ならざりければ、共に相謂ひて曰はく、『汝今知れりや不や、世尊は諸苾芻の爲に毘奈耶に於て其學處を制したまへり、「若し苾芻、故心を以て泄精せんには僧伽伐尸沙を得ん」と。我等睡れる時夢中に泄精して時に泄精想ありき、豈に我等は僧伽伐尸沙を犯ぜるには非ざらんや。宜しく應に共に具壽阿難陀の所に詣り、具に其事を陳べて彼が所說の如くに我當に奉持すべし』。

卷の第十一

十三僧伽伐尸沙法[一]

頌に攝して曰はく、

「泄と觸と鄙と供と媒と　小房と大寺と謗と
片似と破僧事と　隨從と汙と慢語となり」。

[二] 故泄精學處第一

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽鄔陀夷は[三]常所作事として、若し聚落・村坊の寺內止住の處に在りては、晨朝に早起して庭宇を灑掃し、新牛糞を以てして之を塗拭し、方に房外に向うて手足を淨洗し齒木を嚼み已り、日の初分に於て衣鉢を執持して聚落中或は村坊內に入り、次に行いて乞食せり。然も身根を善護せず正念に住せざりき。既にして食を得已りて遂に本處に還り、飯食し訖るに衣鉢を收め足を洗ひ已り、便ち房中に入りて以て自ら消息せり。若し彼れ欲意現在前せん時は、卽ちに手づから生支を執り泄精して樂を取れり。時に衆多苾芻あり、房舍を看行して遂に鄔陀夷所住の處に至り、共に相慰問して一面に在りて坐せり。時に諸苾芻は鄔陀夷に問うて曰はく、「具壽、衆事に堪忍し諸の病惱なく安樂行せりや不や、乞食を以て勞苦を爲さゞるや」。卽ち諸苾芻に報じて曰はく、「我今衆事に堪忍し病惱あることなく乞食得易く安樂にして住せり」。諸人問うて曰はく、「具壽、衆事に堪忍し憂惱なきを得て安樂にして住せりとは何の意ぞや」。鄔陀夷曰はく、「具壽、知れりや不や、我が常業として、若し聚落・村坊の寺內止住の處に在りては、晨朝に於て早起して庭宇を灑掃し……廣く說けること前の如し……乃至、手づから生支を執り泄精し

【一】僧伽伐尸沙法。明了論には僧伽胝施沙とせり。律部八、註(五の一・三五)及び後註(八)參照。僧殘と譯するも、本律に於ては更に衆教罪と譯せり(張一〇・八〇右)、(寒一・四〇右)(寒五・五八左)參照。

【二】僧殘法第一故泄精學處。

【三】常所作事。日々のつとめ。

てか今熱せる」。世尊告げて曰はく、『汝等當に知るべし、彼池水は五百の熱捺落迦を經遊して方に此に至れり、斯緣に由りての故に、遂に變じて熱を成ぜるなり。若し目連に「何に因りてか熱せる」と問ひたらんには、彼便ち具に不冷の因緣を答へしならん。汝諸苾芻、然り彼目連は是の如きの想を作して說きたれば、時に犯なきなり』。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。是時具壽大目連は諸苾芻に告げて曰はく、「具壽、我れ[五九]無所有定に入りしに、[六〇]曼陀雞池水の岸に諸象王ありて吼叫するの聲を聞けり」。鄔波難陀、衆中に坐して此說を聞き已るに是の如きの言を作さく、『上座、正理を虧くこと勿れ、法眼を害すること勿れ、我未だ證せずと雖豈に聖教なからんや。世尊說きたまへるが如くんば、「若し無所有定に入らんには、必らず當に色聲の諸境を遠離すべし」と。如何が入定して而も聲を聞くを得んや。授記せる所は必らず是處なけん……』。……廣く說けること前の如し、……六衆は罪を詰めて稚を鳴らし衆を集め(しめ)て大目連の與に捨置羯磨を作さんとせり。時に舍利弗は往いて佛に白さしめ、諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「汝諸苾芻、大目連の所言の如きは妄なきなり。復現に無所有處定に入らんには諸の色聲の想悉く皆遠離すと雖、然も大目連が獲得せる靜慮は解脫勝妙の[六一]等持なれば、速かに出でゝ速かに入り、是れ出定せりと雖定中に在りと謂ひて便ち其事を以て諸苾芻に「我れ定中に在りて象の吼叫するを聞けり」と告げたるなり。汝諸苾芻、此大目連は實想を以て說けるなれば無犯なり』。又無犯とは、謂はく、最初犯の人、或は癡狂と心亂と痛惱所纏となり。妄說上人法學處了る。

【五九】無所有定。第三靜慮なり。

【六〇】曼陀雞池水(Mandākini)。本文に曼陀羅池水とあるも、宋・元・明・宮本によりて曼陀雞池水と改めたり。曼陀吉尼池なり。雪山の北に在りて善住象王の浴する池。四分律には伊羅婆尼象が雞陀池水に入るの聲を聞けりとなす。

【六一】等持。三摩地(samādhi)の譯、心を一境に住して平等に維持する故に心一境性とも名け、定散二心に通ず。

知せずして忽ちに僧食を設くべし」。卽ち市肆に往いて多く淨肉を買ひ、大鑊內に於て加ふるに酥油を以てして好美粥を作り、既にして備に辦へ已り往いて城門に至りて守門人に告げて曰はく、「汝今當に知るべし、若し苾芻にして飮食を乞ふ者を見んには、我家に詣らしむべし」。答へて言はく、「善い哉、我當に去かしむべし」。彼、苾芻の行いて乞食せんと欲するを見て、報じて言はく、「聖者、某甲長者は今日中前に乞者に食を施さん」。時に乞食者は既にして告ぐるを聞き已るに、皆悉く彼長者の宅中に往けり。時に彼長者は各美粥を以て鉢に滿して苾芻に授與せるに、苾芻受け已りて並に本處に還り情に隨うて飽食せり。時に天氣陰凝にして寒風慘烈たりければ、諸苾芻は共に相謂ひて曰はく、「鉢膩洗ひ難し、我等宜しく應に溫泉所に詣り暖水にて之を洗ふべし」。卽ち泉邊に往いて各其鉢を洗ひしに、一少年苾芻ありて便ち是念を作さく、「此溫水は何處よりか來れる」。斯を去ること遠からざるに鄔波難陀も亦自ら鉢を洗ひければ、時に少年者便ち其所に到り、敬を致して問うて曰はく、「大德鄔波難陀、此溫水は何處よりか來れる」。時に大目連も亦溫泉に在りて鉢を洗ひければ、鄔波難陀は少年に敎へて曰はく、「汝今可しく往いて少欲者に問ふべし」。時に彼少年は目連の所に至り、威儀を齊整し恭敬を倍加して問うて言はく、「大德、此溫水は何處よりか來れる」。報じて言はく、「具壽、[五七]無熱惱大池處より來れり」。鄔波難陀適此說を聞いて白して言さく、「上座、正經を害すること勿れ、法眼を虧くこと勿れ、我未だ證せずと雖豈[五八]阿笈摩なからんや。佛所說の如くんば、無熱大池の所有諸水は八功德を具せり、所謂、冷・美・輕・輭・淸淨・香潔と飮むに喉を損はざると・腹に入らんに患なきとなり。記する所の言の如くんば、便ち初德に違せん。然り而して鉢を持して食を乞はんに、身飢を濟はざらんや。虛誑心を以て妄に他事を記して……」。……廣く說きて……乃至、往いて世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「汝諸苾芻、溫泉水は實に無熱池よりして來りて此に至れり」。苾芻、佛に白して言さく、「若し其此水にして彼より來らんには、何の意に

【五七】無熱惱大池(Anavatapta)。阿耨達池なり。律部十三、註(七の一二六)參照。
【五八】阿笈摩。大聖の敎勅なり。

人に告げて曰はく、「世間諸人は咸く皆無智の海に漂沒せり、唯、佛世尊のみ授記事に於て出言したまはんに妄なきなり、餘の所說は參差あるべし。然り人の生む所は男に非ずんば卽ち女なり、豈に復狗及び獼猴を生ぜんや」。諸人聞き已るに默然して答へざりき。是時六衆なる難陀・鄔波難陀は共に相告げて曰はく、「我且に時に隨うて諸人衆に答へぬ、然れども、少欲目連は自ら其罪を犯ぜり……」。……廣く說けること前の如し……乃至、報じて曰はく、「五部罪中、意に隨うて當に詰むべし」。白して言さく、『上座應に知るべし、豈に自ら彼外道門徒に「懷妊の婦生まんに必らず是れ男なり」と記せるを憶せざらんや。[五四]今旣にして男を生みぬ、可しく相慶賀すべし、沙糖石蜜は意を恣にして餐啖せよ。然り、鉢を持して食を乞はんに、飢を濟はざるべけんや。更に虛心を以て妄に他事を記し、遂に我等をして乞食得ざらしめんとは。仁旣に犯罪せり、應に如法悔すべし』。目連報じて曰はく、「具壽、我れ罪を見ず」。是時六衆は授事人を喚びて揵稚を鳴らし衆僧を集め(しめ)んとせるに……廣く說けること前の如し……乃至、世尊告げて曰はく、「汝諸苾芻、其四處ありて思量すべからず、若し强ひて思はんには心則ち迷亂し或は發狂せしめん。云何が四と爲す、一に[五五]神我を思量し、二に世間を思量し、三に有情の業異熟を思量し、四に諸佛の境界を思量するなり。然り、大目連が授記せる時は其は實に是れ男なりしに、彼れ後の時に於て業異熟に由り之を轉じて女と爲せるなり。[五六]若し彼長者にして大目連に、「我婦產せん時は男たりや女たりや」と問ひたらんには、時に大目連は記して「是れ女なり」と言へるならん。汝諸苾芻、目連は當時現事に據りて記せるなり、故に犯あることなし」。

佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。此城內に於て一長者あり、說言あるを聞くらく、「若し預じめ告げずして僧に飲食を設けんには、彼卽ち忽然として財食交報い求むる所增長せん」と。時に彼長者は卽ち是念を作さく、「錢財を覓めんと欲せんには此は好方便なり、我今宜しく預じめ告

【五四】本文に今旣生男可相慶賀沙糖石蜜恣意餐啖…とあり。宋・元・明・宮本には生男を生女とせり。正しく女字に改むべきが如きも、文の前後よりして嘲笑の意あれば、今改めざる方文意に適せん。

【五五】神我。我の體常住にして靈妙不思議なりとして外道はこれを神我と稱し、神我獨尊なりと執するなり。

【五六】本文に若彼長者問大目連我婦產時爲男爲女、時大目連記言是女…とあり。是女の二字を宋・元・明・宮本には是男とせるは誤れり。

大目連の滿鉢を持して去れるを見て卽ち便ち念じて曰はく、『我に唯一施食の家あるに、還沙門釋迦子に教化侵奪せられんこと、此れ好事に非じ。我今宜しく往いて長者邊に到りて其所以を問ふべし、「彼沙門と共に何の籌議をか作せる」と』。卽ち便ち疾く疾く往いて其家に至りて問うて言はく、「長者、沙門目連は家に來至せりや不や」。長者報じて言はく、「來至せり」。告げて曰はく、「仁が問へる所何」。報じて言はく、『我れ「婦今懷妊せるは男たりや女たりや」を問へるに、報じて言はく、「是れ男なり」と』。時に露形者は善く卜筮に明かにして是れ女なりと卜知しければ、卽ち便ち面を廻らし掌を翻して笑へるに、長者見已り進んで問うて言はく、「何の意にて面を廻らし、掌を翻じて笑ふぞや」。報じて言はく、「我れ是を觀ずるに、女にして男あるを見ざればなり」。時に彼長者は面に瞋相を現じ額に三峯を起して之に告げて曰はく、『汝、拔髮露形たるもの何の知見する所ぞ、豈に大目連の智にして汝に及ばざらんや。聖者は「必らず定んで男を誕まん」と授記せるに、汝が淺識もて强ひて「女を生まん」と云はんとは』。彼れ罵られ已りて還更に之を算ふるに、尅定して是れ女なりければ、卽ち便ち色を作して長者に告げて曰はく、『假令、沙門瞿答摩が記して「是れ男なり」と云はんとも、此は是れ男ならじ、必らず定んで女を生まん』。彼卽ち月滿ちて便ち女を生みぬ。時に彼長者及び諸の家眷は咸譏嫌を起して廣く謗議を興すらく、『寧ろ彼外道が記事の虛からざることよ、沙門の言皆是れ妄なるには同ぜじ。目連は「男なり」と記せるに、反りて更に女を生まんとは』。是時流言囂しくして城郭に遍かりき。時に諸人等便ち市肆街衢の所に於て咸共に譏嫌すらく、「諸人知れりや不や、……寧ろ外道に親まんとも、沙門釋迦子を信ぜざれ」。時に六衆苾芻方に入りて乞食せるに、此嫌言を聞いて便ち彼に告げて曰はく、「仁等誰をか嫌へる」。答へて言はく、「我は汝等を嫌へるなり」。報じて云はく、「我に何の過ありてか汝をして譏嫌せしめたる」。諸人報じて曰はく、『聖者目連は外道婦に「當に男を生むべし」と記せるに、今遂に女を生みたればなり』。六衆聞き已るに諸

便ち此雨を吹き、杖林内或は[五二]羯陵伽蘭若林中に於て雨をして偏澍せしむるなり、此は是れ第二の雨らざる因緣なり。復次に苾芻、若し雲起り風驚しきを見んに、時に星曆人は記して「天雨らん」と言はんも、然も此時に於て行雨天神縱逸して住し、時時の間に於て甘雨を澍がざるなり、此は是れ第三の雨らざる因緣なり。復次に苾芻、……乃至、星曆人記して「天雨らん」と言はんも、諸の有情は惡法を愛樂して非分に貪を起し邪見に住するに由り、此事に緣りての故に時時の中に於て天降雨せざるなり、此は是れ第四の雨らざる因緣なり。復次に苾芻、……乃至、星曆人記して「天雨らん」と言はんも、然も[五三]羅怙羅阿修羅王大海より出でて、便ち兩手を以て其雨水を捧げて大海中に棄つるなり、此は是れ第五の雨らざる因緣なり。而して星曆人は知らざれば、記して「天雨らん」と言ふなり。苾芻當に知るべし、目連が「雨らん」と記せる時に、羅怙羅阿修羅王は手を以て雨を捧げて大海中に棄てしなり。然れども雨なきには非ざりき。豈に彼れ當時「稼穡皆成熟するや不や」と問言したらんには、爾の時目連卽ちに事に依りて答へしならん。苾芻當に知るべし、大目連は無犯なることを。若し此に異らんには越法罪を得ん』。

世尊、廣嚴城獼猴池側高閣堂中に在しき。時に無衣外道の門徒ありて此城に於て住せるに、其婦懷妊せり。是時具壽大目連は城に入りて乞食し、次に外道門徒家に至りぬ。時に彼家主旣にして尊者を見て便ち是念を作さく、「此大目連は衆に共聞せらる、是れ第三聖にして知見せざるなければ、我今應に我婦の懷妊せるは男たりや女たりやを問ふべし」。是念を作し已りて目連に問うて曰はく、「聖者、我婦の懷妊せるは女たりや男たりや」。尊者報じて曰はく、「賢首、腹内なるは是れ男なり」。凡そ諸の世人は富盛を聞く時は悉く皆歡喜す。卽ち便ち慶躍して好上妙香の美飮食を以て鉢中に盛滿して尊者に授與し、復便ち請じて曰はく、「餘日に更に來りたまはんことを」。報じて言はく、「無病ならんことを」とて、之を辭して去りぬ。此外道門徒の舍に近く露形人ありて物の師首たりしが、

【五二】羯陵伽(Kaliṅga)。西域記に深林巨木干霄蔽日ともあり林戴聯綿動數百里等ともありて此國の內外林樹鬱々たるを知るを得。今こゝに杖林とは王舍城のyaṣṭivanaにして、羯陵伽蘭若林とは羯陵伽國內外の林樹鬱蒼たるを示せるものなるべし。

【五三】羅怙羅阿修羅王。阿修羅王なる羅怙羅(Rahu)なり。律部十四、註(三〇の六六)四瞼の下參照。四阿修羅王の一。

と唱令せんに、目連が記せる所の天雨は、尙ほ多くして地に流水ありしをや。然も彼聖者は豈に汝等が僞に「種うる所の苗稼は悉く皆成熟せん」と。是の如きの記を作せりや』。答へて言はく、「爾せざりき」。六衆報じて曰はく、「若し是の如くならんには、彼に何の過ありてか汝等に譏らるべき」。彼卽ち言なくして默然して住せり。六衆苾芻共に相謂ひて曰はく、「難陀・鄔波難陀、我且に時に隨ひて諸人衆に答へたるも、然も少欲目連は自身に犯罪せり、我等は彼に就りて其をして說悔せしめん」。寺中に還り入りて食し訖り、衣鉢を收め已りて便ち往いて彼大目連の所に詣り白して言さく、「上座を畔睇しまつる」。目連答へて言はく、「無病ならんことを」。彼復重ねて言はく、「上座、願はくは我れ詰罪せんと欲するを容許せられんことを」。答へて曰はく、「『五部罪中、意に隨うて當に詰むべし』。白して言さく、『上座知れりや不や、…外の所記には「十二年中天旱して雨らず」とせるに、仁は「七日已りて後に天當に降雨すべし」と記せるを。上座應に可しく衣を褰ぐべし、泥汚せしむること勿れ。鉢を持して食を乞はんに豈に身に充たざらんや。何の故にか虛心もて妄に他事を記して、遂に我等所行の處をして、謗毀途に盈ちて乞食得ざらしめたる。仁既に犯罪せり、應に如法悔すべし」。目連報じて曰はく、「具壽、我れ罪を見ず」。是時六衆共に相謂ひて曰はく、『仁等知れりや不や、世尊說きたまへるが如し、「若し罪を見ざらんに、應に與に不見罪捨遣羯磨を作すべし」と。誰か是れ授事人なる、揵稚を鳴らさしめよ』。……廣く說きて……乃至、舍利弗は上座たりければ往いて佛に白さしめしに、佛、諸苾芻に告げたまはく『五因緣ありて天降雨せず、而も星曆人は善く了知せざれば記して「天雨らん」と言ふなり。云何が五と爲す。苾芻當に知るべし、若し雲興り電擊ち雷震ひ風驚しからんに、時に星曆人は記して「天雨らん」と言はんも、然も此大地に其火界あり、虛空に上騰して雨をして乾燥せしむるなり、此は是れ第一の雨らざる因緣なり。復次に苾芻、若し雲起り風驚しきを見んに、時に星曆人は記して「天雨らん」と言はんも、然も虛空に於て大風ありて起りて

じて疑を決すべし、佛の所教に隨ひて汝當に奉行すべし」。時に諸苾芻は此因緣を以て往いて世尊に白すに、世尊告けて曰はく『凡そ戰鬪時には非人先に戰ひて後次で人に於てするなり。若し非人戰ひて勝たんに人も亦勝を得んこと當に爾るべし。目連が「栗姑毗は尅んで勝を得ん」と記せる時は、廣嚴城の非人戰に勝ちて、王舍城の非人如かざりしなり。旣にして河岸に至りしに、王城の非人勝を得て廣嚴城の（非人）如かざりき。但、初勝を記して後を記せざりしも、若し是の如くに始終を作して問ひたらんには、目連當時具に其事を答ふべかりしなり。汝、諸苾芻、大目連は無犯なり。若し苾芻、是の如きの心を作して事を記せんには無犯なり、若し此に異らんには越法罪を得ん』。

佛、廣嚴城獼猴池側高閣堂中に在しき。時に諸外道は俗の與に授記すらく、「十二年中天旱して雨らず」と。具壽大目連は衣鉢を執持して廣嚴城に入り、次に行つて乞食せるに、時に城中の人問うて言はく、「聖者、何の時にか天雨るべき」。目連報じて曰はく、「七日を過ぎ已らんに天當に降雨すべし」。諸人は「七日を過ぎ已らんに、聖は天雨らんと記せり」と說くを聞きて、是時諸人は倉廩內に於ける所有穀麥を咸く田中に種ゑしに、七日を過ぎ已りて雲騰り雷震へるも唯少雨を降せるのみにて、纔に塵を掩ふを得て卽ちに便ち停息せり。時に諸人等便ち市肆街衢の所に於て皆共に譏嫌すらく、「諸人知れりや不や、寧ろ外道を信ずとも沙門釋迦子を信ぜざれ、常に袈裟を以て體を覆へること樺樹の皮の如くして、實に知覺するなきを」。時に六衆苾芻方に入りて乞食せるに、此嫌言を聞いて便ち之に問うて曰はく、「仁等は誰をか嫌へる」。答へて言はく、「我は汝等を嫌へるなり」。告げて曰はく、「我等何の過ありてか汝をして譏嫌せしめたる」。諸人報じて曰はく、『大目連は明言して記せるらく、「七日を過ぎ已らんに必らず當に降雨すべし」と。我等聞き已りて、倉廩內に於ける所有穀麥を咸く田中に種ゑしに、而も天雨らざりき」。六衆報じて曰はく、『汝等常に外道に親しめり、若し彼に記せられんには、雲興り電擊ちつゝ纔に少しく霑灑せんにも、卽ちに便ち「天時に大雨せり」

野干も迫られんに力猛虎に同ずるを」。彼の諸人衆、此語を聞き已るに、自ら理たきを知りて默然して答へざりき。時に六衆苾芻共に相謂ひて曰はく、「我等且に時機に應じて戰勝事に答へ、彼人衆をして大嫌を作さゞらしめたるも、然も大目連には所犯の罪あれば、我今應に詰めて其をして說悔せしむべし」。是時六衆苾芻は旣にして住處に還り、食し已りて大目連の所に詣り、合掌恭敬し禮足して白して言さく、「我等今者少事を諮詰せん、唯願はくは慈悲もて聽許を垂れ賜はんことを」。目連報じて曰はく、「[五〇]五部の罪、意に任せて之を擧げよ」。六衆白して言さく、『尊者は栗姑毗の與に「戰勝つを得ん」と記せるに、而も廣嚴城は他の所破を破れり、豈に是れ勝ならんや。鉢を持して食を乞はんに自供せざるべけんや。而も更に妄語して虛しく他事を記し、實狀を見ずして衆をして譏嫌せしめ、遂に我等所行の處をして謗議途に盈ちて乞食得ざらしめんとは。仁旣に犯罪せり、應に如法悔すべし』。目連報じて曰はく、「具壽、我れ罪を見ず」。是時六衆共に相謂ひて曰はく、『仁等知れりや不や、世尊說きたまへるが如し、「若し罪を見ざらんには應に與に[五一]不見罪捨置羯磨を作すべし」と。犯じつゝ「見ず」と云へり、是れ容隱し難し、誰か是れ授事人なる、揵稚を鳴らさしめよ』。授事問うて曰はく、「何の所爲をか欲せる」。答へて曰はく、「少欲の目連にして犯ありつゝも見ざれば、今應に與に捨置羯磨を作すべきなり」。時に授事人便ち六衆と與に、上座の所に往きぬ。時に具壽舍利子は衆の上座たりき。時に授事人、上座に告げて曰はく、「須らく揵稚を鳴らすべきや」。上座問うて曰はく、「何事をか作さんと欲せる、正法をして毀損あるを致さしむる勿れ、誰が爲に遍住法……乃至、出罪を作さんとするや」。報じて言はく、「是の如き等の事なし、但、尊者大目連妄に他事を記して……廣く說けること上の如し……見罪を肯んぜざれば、我等は法に依りて與に又見罪羯磨を作さんとするなり」。舍利弗言はく、「具壽、汝等非法を作して耆宿有德の苾芻を惱亂すること勿れ。大師世尊は一切智を具へたまひ、一切事に於て大自在を得たまへば、汝今應に往いて佛を請

【五〇】五部罪。波羅市迦、僧伽伐尸沙、波逸底迦、波羅底提舍尼、突膝吉栗多の五篇、律部八、註(七の四四)五衆罪參照。

【五一】不見罪捨置羯磨。不見罪擧羯磨なり、律部十、註(二四の一二•一二三)參照。

是れ[四九]第三聖にして少事なりとも而も見知せざることあることなしと。我等宜しく應に彼聖者に、兩國の交戰誰が勝を得るかを問ふべし」。卽ち便ち往いて問うて白言すらく、「聖者、摩揭陀未生怨王は來りて我國を破らんとし、今出でゝ相禦がんとす、兩陣交戰せんに誰が當に勝つべきや」。尊者報じて曰はく、「汝等は勝を得ん」。彼既にして聞き已りて共に相謂ひて曰はく、『聖者目連は我等が與に記せり、「戰當に勝を得べし」と』。諸人聞き已りて歡喜踴躍し、情に彼敵を欺きて其不備を掩ひ、卽ちに與に共に戰ひて遂に便ち大に破り、軍兵瓦解せるに北ぐるを逐ひ追奔して殑伽河の岸に至らんと欲せり。廣嚴城の人は既にして勝を得已るに倍勇銳を生ぜり。時に未生怨王は便ち是念を作さく、「此城中の人は心懷兇猛なり、今若し河を渡らんに彼來りて我を取へんこと、網もて魚を取ふるが如くして盡く當に殺害すべし」。是念を作し已るに遍く軍衆に告ぐらく、「咸可しく心を併せて兵を廻らして共に戰ふべし」。衆は王教を聞いて各是念を作さく、「我等國を辭して來りて廣嚴を伐ちしも、今者應に破られて活くべからじ」とて、咸卽ち心を同じくし兵を廻らして戰ひしに、時に此城人遂に便ち退敗し、走げて城中に入り門を閉ぢて自ら固めぬ。其摩揭陀王は既にして勝を得已るに、軍を收め旅を率ゐて王舍城に還れり。後に城中に於て諸の栗姑毗は街衢巷陌に於て共に譏嫌を起すらく、「彼大目連は我に戰勝を記せるに、今我が此城は總べて敗喪せられぬ、何の戰勝ぞや」。是時六衆苾芻は城に入り乞食して彼の譏嫌を聞き、而ち之に問うて曰はく、「汝等今者何人をか譏嫌せる」。諸人答へて曰はく、「汝等を譏嫌せり」。六衆報じて曰はく、「我等何の罪過を作してか汝をして譏嫌せしめたる」。諸人報じて曰はく、「聖者、大目連は我に戰勝を記せるに、今我が此城は總べて他に破られぬ、豈に戰勝ならんや」。六衆答へて曰はく、「汝初め鬪戰して何國が勝を得たりや」。諸人報じて曰はく、「我等鬪戰の初時に勝を得たり」。六衆答へて曰はく、「汝戰うて勝を得たらんには卽ちに却き廻るべかりしなり、誰ぞ更に汝をして他の軍衆を逐はしめたるは。汝豈に聞かさらんや、

【四九】第三聖。明かならず。舍利弗・目連は佛弟子中最も重要なる代表的弟子なるを以て、世尊を第一聖、舍利弗を第二聖、目連を第三聖とする意ならんか。

…乃至、八解脱を得たり」と是の如きの語を作して、「是れ我なり」と言はざらんには、是苾芻は窣吐羅底也を得ん。如し衆多苾芻あり、阿蘭若村に在りて住し、常に非人に嬈亂せられたるも、中に苾芻ありて四果を得たる者は非人に嬈亂せられざりしに、苾芻妄心もて、「苾芻あり、彼村に在りて住して非人に嬈亂せられざりき」と是の如きの語を作して、「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得ん。若し衆多苾芻あり、俗舍中に在りて勝妙の座に坐して其食を受けたるは皆四果を獲たる(者)なりしに、苾芻妄心もて、「苾芻あり、彼舍中に於て勝妙の座を受けたり」と是の如きの語を作して、「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得ん。[四七]若し諸苾芻にして阿蘭若村に在りて住し、少しく自相に定を得、世俗道を以て煩惱を伏除し、欲貪瞋恚亦現行せざりしに、(「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得ん。)若し苾芻妄心もて、「苾芻あり、彼村に在りて住し、少しく自相に定を得、……乃至、煩惱皆現行せざりき」と是の如きの語を作して、「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得ん。

頌に攝して曰はく、

「記戰して言と違せると　　旱時天雨少きと
業力にて男、女と成れると　　溫泉と象聲を聞くとなり」。

佛、廣嚴城獼猴池側高閣堂中に在しき。時に摩揭陀國の未生怨王は廣嚴城の[四八]諸栗姑毗と先に違逆あり、未生怨王は乃ち四兵、象・馬・車・歩を嚴整して、佛栗氏國に往いて、共に鬭戰せんと欲せり。時に佛栗氏國人は廣嚴城栗姑毗に告げて曰はく、「摩揭陀國未生怨王は四兵を嚴整して此に來りて戰はんと欲せり」。時に彼聞き已るに亦四兵を嚴り城を出で、拒逆せり。兵衆出づる時、具壽大目連は衣鉢を執持して日の初分に於て廣嚴城に入りて乞食を行ぜんと欲せり。時に此城中の栗姑毗衆は遙かに大目連を見て共に相謂ひて曰はく、「君等知れりや不や、尊者大目連は我比曾て聞くに、

[四七] 本文に若諸苾芻在阿蘭若村住得少自相定以世俗道伏除煩惱欲貪瞋恚亦不現行不言是我者得窣吐羅底也若苾芻妄心作如是語有苾芻在彼村住得少自相定乃至煩惱皆不現行不言是我者得窣吐羅底也とあり。傍線せる不言是我者等の十一字は不要なるべきも、本文を重んじて削除するを控へたり。

[四八] 栗姑毗(Licchavi)。梨車、離車毗とも音寫し、薄皮又は貴族公子と譯す。跋耆卽ち弗栗恃國聯邦の上首となり、毗舍離卽ち廣嚴城は其首都なり。廣嚴城の起原に就ては善見律(寒八・五五右)に詳し。

飲食するなり。我亦彼の勝妙の座にて食するを得たり」と、是の如きの語を作さんには、是苾芻は波羅市迦を得ん。若し衆多苾芻あり、阿蘭若村中に在りて住し、少しく自相に於てして心に定を得、世俗道を以て煩惱を伏除して欲貪瞋恚而ち現行せざらんに、苾芻妄心もて「我も亦彼の阿蘭若に在りて住し、少しく自相に定を得、世俗道を以て煩惱を伏除し、欲貪瞋恚亦現行せざりき」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。若し苾芻妄心もて自ら己を顯はさんと欲して、「苾芻あり、親に諸天を見たり」と、是の如きの語を作して「是れ我なり」と言はざらんには、窣吐羅底也を得ん。是の如くに……乃至、「……羯吒布單那を見たり」と（言ひて）、「是れ我なり」と言はざらんには、窣吐羅底也を得ん。……乃至、糞掃鬼には惡作罪を得ん。若し苾芻妄心もて、「苾芻あり、諸天の聲を聞けり」と、是の如きの語を作して「是れ我なり」と言はざらんには、窣吐羅底也を得ん。是の如くに……乃至、「……羯吒布單那の（聲）を聞けり」と（言ひて）、「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得ん。……乃至、糞掃鬼には惡作罪を得ん。若し苾芻妄心もて、「苾芻往いて天處に詣れり」と是の如きの語を作して、「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得ん。……乃至、羯吒布單那處には窣吐羅底也を得。……乃至、糞掃鬼には惡作罪を得ん。若し苾芻妄心もて、「苾芻あり、諸天來り就れり……乃至、羯吒布單那（來り就れり）」と是の如きの語を作して、「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得、若し糞掃鬼には惡作罪を得ん。若し苾芻妄心もて、「苾芻あり、常に天處に往いて諸天と共に言談議論せり……乃至、羯吒布單那（處に往いて諸天と共に言談議論せり）」と是の如きの語を作して、「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得、若し糞掃鬼には惡作罪を得ん。若し苾芻妄心もて、「苾芻あり、諸天來り就りて言談議論せり……乃至、羯吒布單那（來り就りて言談議論せり）」と是の如きの語を作して、「是れ我なり」と言はざらんには窣吐羅底也を得ん、糞掃（鬼）は前に同ず。若し苾芻妄心もて、「苾芻あり、無常想を得たり……前に廣く說けるが如し…

能く自相を知ると　方便して其身を顯はすとなり」。

若し苾芻にして是の如くに樂欲し是の如くに忍可して、「我れ諸天……乃至、羯吒布單那を見たり」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。……乃至、「我れ糞掃鬼を見たり」と（言はんに）は、窣吐羅底也を得ん。若し苾芻にして是の如くに樂欲し是の如くに忍可して、「我れ諸天……乃至、羯吒布單那の（聲）を聞けり」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。……乃至、「（我れ）糞掃鬼「の聲を聞けり」と言はんに）は、窣吐羅底也を得ん。苾芻妄心もて「我れ天處……乃至、羯吒布單那處に詣れり」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。……乃至、「糞掃鬼處に（詣れり」と言はんに）は、窣吐羅底也を得ん。若し苾芻妄心もて、「諸天は我所に來至せり……乃至、羯吒布單那は我所に來至せり」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。……乃至、「糞掃鬼は（我所に來至せり」と言はんに）は、窣吐羅底也を得ん。若し苾芻妄心もて、「我れ諸天と共に常に狎習を爲して共に言談を作せり……乃至、羯吒布單那と（共に常に狎習を爲して共に言談を作せり）」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。若し「糞掃鬼……」と云はんには、窣吐羅底也を得ん。若し苾芻妄心もて、「諸天來りて我と共に常に狎習を爲し共に言說を作せり……乃至、羯吒布單那……」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。若し「糞掃鬼……」と云はんには、窣吐羅底也を得ん。若し苾芻妄心もて、「實には無常想を得ざるに而も我れ得たりと言へり」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。……乃至、「俱解脫[四六]を得たり」と妄言せんに、皆波羅市迦を得ん。若し苾芻妄心もて、「多苾芻あり、若しは村坊或は阿蘭若處に在りて住して多く非人に嬈亂せられしに、中に於て若し預流・一來・不還・阿羅漢果を得たる者は、非人は卽ち嬈亂せざりき。我れ彼處に在りしも非人の嬈亂する所を被らざりき」と、是の如きの語を作さんには波羅市迦を得ん。若し苾芻妄心もて、「某舍中に於て他請食を受けんに、雜綵勝妙の座を敷設して若し四果を得たる者は方に其座に就て

【四六】俱解脫。慧と定との二障卽ち煩惱障と解脫障とを離れて滅盡定を得るに至れるをいふ。鈍根の羅漢は唯慧によりて煩惱障を離るゝのみなれば之を慧解脫と云ふ。利根の羅漢は解脫障卽ち滅盡定に入るゝ障る法（不染汚無知の一種）を、煩惱障と共に離るゝ故に滅盡定に入るを得るなり。

を除くを、之を名けて上と爲す。「寂靜」とは、謂はく、是れ涅槃なり。「聖者」とは、謂はく、佛及び聲聞なり。「殊勝證悟」とは、謂はく、四沙門果にして預流・一來・不還・阿羅漢なり。「智」とは、謂はく、四智にして苦智・集智・滅智・道智及び餘の諸智なり。「見」とは、謂はく、四聖諦見なり。「安樂住」とは、謂はく、四靜慮にして、是れ[四一]修にして生に非ざるなり。「我知れり」とは、謂はく、四諦法を知るなり。而して「我見たり」と言へるは、謂はく、天を見、龍を見、藥叉を見、[四二]揭路荼・健達婆・緊那羅・[四三]莫呼洛迦・鳩槃荼・[四四]羯吒布單那・[四五]畢舍遮鬼を見たり、我れ天聲……乃至、畢舍遮鬼(聲)を聞けり、我れ天處……乃至、畢舍遮處に住せり、彼の諸の天・龍……乃至、畢舍遮は我所に來至せり、我れ諸天等と與に常に狎習を爲して共に言談を作せり、彼の諸天等も亦我に來り就りて常に狎習を爲して共に言談を作せりと(言ふなり)。其實に未だ證せざるに而も我證せりと言へるは、謂はく、無常想を得たり……廣く說き……乃至、八解脫を得たりと(言ふなり)。「彼れ異時に於て」とは、謂はく、是れ別時なり。「若しは問はれ」とは、謂はく、他に問はるゝなり。「若しは問はれざるに」とは、謂はく、自ら悔恨を生じて憂惱を懷くなり。「自ら清淨を欲して」とは、謂はく、出罪を希ふなり。『是の如きの語を作さく、「具壽、我實に知らざるに……」と』とは、謂はく、意識なり。「我實に見ざるに」とは、謂はく、眼識なり。「虛誑妄語せんには」とは、是れ名を異にして說くなり。「增上慢を除く」とは、謂はく、增上慢を除くなり、人實に未だ證得せざるに自ら已に得たりと謂ふもの、誑心なきに由りての故に根本罪を犯ぜざるなり。「此」とは、謂はく、其人を指すなり。「苾芻」とは、謂はく、苾芻の性に住するなり……廣く說けること上の如し……乃至、應に差して十二種人と作すべからざれば、是故に名けて「應に共住すべからず」と爲すなり。

此中の犯相、其事云何。頌に攝して曰はく、

「見相と阿蘭若と　　舍中と妙座を受くると

【四一】修にして生に非ずとは、修習類法にして自性法に非ずとの意なるべし。

【四二】揭路荼(garuḍa)。迦留羅とも音寫し、金翅鳥と譯す、八部衆の一にして、龍を取りて食す。

【四三】莫呼洛迦(mahoraga)。摩睺羅迦とも音寫し、大胸腹行と譯す。八部衆の一、人身蛇首の大蟒神なり。

【四四】羯吒布單那(kaṭapūtana)。極臭鬼と譯す、餓鬼の一種。

【四五】畢舍遮鬼(piśāca)。律部十、註(二五の一〇七)參照。

り、「若し復苾芻にして……廣く說き……乃至、波羅市迦を得ん、應に共住すべからず」と。此の諸苾芻は阿蘭若に在りて住し、[三八]邊際臥具の勤策相應なるを受けて、少しく自相に寂止方便を得、作意して煩惱を折伏して欲染瞋恚復現行せざりき。時に彼卽ち便ち更に相告語すらく、「具壽、汝今知れりや不や、阿蘭若中にて應に得べき所の者は我今已に得たり、我生は已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦はりて後有を受けじ。我今宜しく蘭若住處を捨して聚落中に往くべし」。卽ち便ち靜（處）を捨てゝ村住處に就れり。時に彼數々諸の女人に見え、又淨人及び諸の求寂に見えて共に雜住を爲せるに、煩惱還起りて欲染現行しければ、彼の諸苾芻各疑念を生ずらく、「將た我れ波羅市迦を犯ぜるには非ざらんや」と。故に來りて我に問へるも、我れ決するを敢へてせざれば咸此に來至せり。大德世尊、將た彼は極重罪を犯ぜるには非ざらんや」。世尊告げて曰はく、「阿難陀、[三九]增上慢を除く、彼れ犯あることなし」。爾の時世尊は種々に方便して戒を愛樂する者の爲に、戒を尊重する者の爲に、隨順し勸喩して爲に法を說き已りて諸苾芻に告げて曰はく、「汝、諸苾芻、是の如くに應に知るべし、前は是れ創制、此は是れ隨開なり。我今諸の聲聞弟子の爲に當に是の如くに說くべし」、『若し復苾芻にして實に知なく遍知なく、自ら上人法・寂靜・聖者・殊勝證悟・智見・安樂住を得ざるを知りつゝ、而も「我知れり、我見たり」と言ひ、彼れ異時に於て若しは問はれ若しは問はれざるに、自ら清淨を欲しての故に「諸具壽、我實に知らず見ざるに知れりと言ひ、見たりと言ひて虛誑妄語せり」と是の如きの說を作さんには、增上慢を除きて、此苾芻は亦波羅市迦を得ん、應に共住すべからず』。

「苾芻」とは、義・上の如し。「知なし」とは、謂はく、色・受・想・行・識を知らざるなり。「遍知なし」とは、謂はく色・受・想・行・識を遍知せざるなり。「上人法」とは、上とは、謂はく色界欲界の上に在り、無色界、色界の上に在り。人とは、謂はく凡人なり。法とは、謂はく[四〇]五蓋等なり。能く此蓋

【三八】邊際臥具。最下の臥具。

【三九】增上慢。律部八、註（四の一六五）參照。

【四〇】五蓋。心性を蓋覆して善法を生ぜざらしむるもの、貪欲・瞋恚・睡眠・掉悔・疑法なり。

中にて應に得べき所の者は我今已に得たり、我生は已に盡きて梵行已に立し、所作已に辦はりて後有を受けじ。我今可しく蘭若處を捨して聚落中に住すべし」。便ち靜林を捨てゝ村に就りて住せり。時に彼數々諸女人に見え、又淨人及び諸の求寂に見えて共に爲に雜住せるに、煩惱還起りて欲染瞋恚は還復現行せり。時に彼諸人は各是念を作さく、「世尊は諸弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制したまへり」、『若し復苾芻にして實に知なく遍知なく、自ら上人法・寂靜・聖者・殊勝證悟・智見・安樂住を得ざるを知りつゝ、而も「我知れり我見たり」と言ひ、彼れ異時に於て若しは問はれ若しは問はれざるに、自の淸淨を欲しての故に、「諸具壽、我實に知らず見ざるに知れりと言ひ見たりと言ひて虛誑妄語せり」と是說を作さんには、波羅市迦を得ん、應に共住すべからず』と。時に諸苾芻は卽ち相告げて曰はく、「我等は阿蘭若に住して飽臥具の勤策相應なるを受けて、少しく自相に寂止方便を得て煩惱を折伏し……便ち靜林を棄てゝ聚落に來至せり。……旣にして諸境を觀じて煩惱現行せり……前に廣く說けるが如し……豈に、我等他勝罪を犯ぜるには非ざらんや。我等共に具壽阿難陀の所に詣り事を以て陳べ告げ、彼が所說の如くに我當に奉行すべし」。卽ち便ち彼に到り具壽阿難陀に問うて曰はく、[37]『(我等は言へり)』、『具壽、知れりや不や、佛世尊の諸弟子の爲に其學處を制したまへるが如くんば、「若し復苾芻にして……乃至、波羅市迦なり、應に共住すべからず」と。我等阿蘭若に在りしには煩惱起らざりしに、今聚落に來りては煩惱還生ぜり……廣く說けること前の如し……我皆疑あり、豈に我等波羅市迦を犯ぜるには非ざらんや。當に具壽阿難陀に問ふべし、彼が所說の如くに我當に奉行すべし』と。是事に由りての故に我等は今具壽の所に來至して、詳に諮決せんと欲せり、豈に我等は波羅市迦を犯ぜるには非ざらんや』。爾の時、具壽阿難陀は諸苾芻の是事を說くを聞き已りて、遂に諸人を將ゐて世尊所に往き、佛足を頂禮して一面に在りて坐せり。時に具壽阿難陀は佛に白して言さく、『世尊、大德は是の如くに諸苾芻の爲に毘奈耶に於て其學處を制したまへ

【三七】本文に卽便到彼問具壽阿難陀曰具壽知不如佛世尊爲諸弟子制其學處若復苾芻乃至波羅市迦不應共住我等…とあり。具壽知不の具壽は阿難を呼べるにあらず、禪定を得たりと思へる比丘達が互に對ひて言ひ合へる言葉なり。故に今文意を明かにせん爲に少しく補へり。

りて世間に住在すと名く。諸苾芻、如し大賊ありて百衆なく千衆なく百千衆なく、城邑聚落に往いて牆を穿ち鑰を辯いて他物を偷盜せず、亦路を斷じ・村を燒き・王の庫藏等を破らざるも、然も[30]僧祇の薪草・花果及び竹木等を取りて、賣り已りて自ら活き或は餘人に與ふるを、是を第二大賊ありて世間に住在すと名く。又諸苾芻、其大賊ありて百衆なく千衆なく百千衆なく、城邑聚落に往いて牆を穿ち鑰を辯き他物を偷盜せず……乃至、僧祇の草等を取りて活命し人に與へざるも、然も自身に於て實に未だ上人法を證得せざるに妄に已が有せりと說くを、是を第三大賊ありて世間に住在すと名く。汝、諸苾芻、第一大賊第二大賊は大賊と名けず、是を小賊と名く。汝、諸苾芻、若し實に上人法なきに自ら「得たり」と稱せんには、[31]人・天・魔・梵・沙門・婆羅門の中に於て是れ極大賊たり』伽他を說いて曰はく、

「實に阿羅漢に非ざるに　　說いて我身は是なりと言はんに

諸の人天の中に於て　　是を名けて大賊と爲す」。

爾の時世尊は種々に彼苾芻を呵責し已りて諸苾芻に告げて曰はく、『我れ十利を觀じて諸弟子の爲に、毘奈耶に於て其學處を制せん。應に是の如くに說くべし、『若し復苾芻にして實に知なく遍知なく、自ら上人法・寂靜・聖者・殊勝證悟・智見・安樂住を得ざるを知りつゝ、而も「我知れり我見たり」と言ひ、彼れ異時に於て若しは問はれ若しは問はれざるに、自の淸淨を欲しての故に「諸具壽、我實に知らず見ざるに知れりと言ひ見たりと言ひて虛誑妄語せり」と是の如きの說を作さんに、波羅市迦を得ん、應に共住すべからず』と』。

爾の時世尊は諸苾芻の爲に學處を制したまひ已るに、[32]時に衆多苾芻ありて阿蘭若に在りて住し、[33]麁臥具の[34]勤策相應なるを受けて、少しく[35]自相寂止方便を得、[36]世間作意もて煩惱を折伏して欲染瞋恚復現行せざりき。時に彼卽ち便ち更に相告げて言はく、「具壽、汝今知れりや不や、阿蘭若

【三〇】僧祇、僧伽に屬する(saṅghika)卽ち大衆所有の義なり。

【三一】人天等。律部十、註(二三の四二)・律部十三、註(二の三三)參照。

【三二】本文に時有衆多苾芻在阿蘭若住受麁臥具勤策相應得少自相寂止方便世間作意折伏煩惱欲染瞋恚不復現行とあり。少自相寂止方便…を後の本文には少於自相而心得定以世俗道伏除煩惱欲貪瞋恚而不現行とあり。

【三三】麁臥具。後註(三八)に邊際臥具とあり、最下等なる敷具をいへるなり。

【三四】勤策相應。勤策は求寂と共に沙彌の譯語なるも、今は沙門相應の意に解すべきなり。

【三五】自相寂止方便。自分の相の上に禪定に類似せるものを得てとの意。

【三六】世間作意。後の文に世俗道とあるに同じ。世間有漏の努力を以てとの意。

時に捕漁村の五百苾芻は既にして安居し了り、衣鉢を執持して亦此村に至りしに、顏色鮮好にして容貌肥盛なりき。時に阿難陀は遙に諸苾芻を見て、同梵行者に於て憐愛心を起し、遙に善來と唱して卽ちに前みて迎接し、爲に衣鉢並に餘の雜物を持し、……前の如くに具に問ひ……乃至、問うて言はく、「捕漁村に於ては飮食求め易く安樂に行ぜりや不や」。苾芻報じて曰はく、「我れ彼に於て住して實に安樂を得、所求の飮食は得易くして難からざりき」。阿難陀報じて言はく、「具壽が目驗肥充して容色光澤あり、准知するに飮食定んで是れ求め易かりしならん」。時に阿難陀卽ち便ち問うて曰はく、「今既に時世飢饉にして飮食求め難く、父母妻子も尙ほ相濟はざるに、何の故に仁等は食得易かりしや」。彼便ち答へて曰はく、『我れ眷屬に於て自ら相讃歎して「此苾芻は無常想を得たり……乃至、八解脫を得たり」と云ひたればなり』。阿難陀問うて曰はく、「陳ぶる所の事は實たりとやせん虛なりとやせん」。答へて言はく、「是れ虛なり」。問うて言はく、『具壽、仁等豈に少飮食の爲に實に上人法なきに自ら「得たり」と稱す合けんや』。彼便ち答へて曰はく、「從[二九]合ふとも合はざるとも、我等已に作せり」。時に諸苾芻にして少欲を樂ふ者は、皆共に譏嫌して非法を呵責すらく、『云何が汝等は飮食を貪らんが爲に、實に上人法なきに自ら「得たり」と稱せる』。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は此緣を以て苾芻衆を集め、知りて而して故に問ひたまひ……前に廣く說けるが如し……佛、勝慧河邊の諸苾芻に問うて曰はく、『汝、諸苾芻、實に上人法なきに自ら「得たり」と言へりや』。彼れ佛に白して言さく、「實に爾り、大德」。爾の時世尊は種々に諸苾芻を呵責したまはく、『汝、沙門に非ず、隨順行に非ず、爲すべからざる所、非威儀にして出家者の所作に非じ。汝、諸苾芻、應に知るべし、世間に三大賊あるを。云何が三と爲す。諸苾芻、如し大賊ありて若しは百衆若しは千衆若しは百千衆にて、便ち往いて彼城邑聚落に到り、牆を穿ち鎰を解いて他物を偷盜し、或は時に路を斷じて傷殺し、或は時に火を放ちて村を燒き、或は王の庫藏を破り、或は城坊を劫掠するを、是を第一大賊あ

【二九】本文に彼便答曰從合不合我等已作とあり。從は縱の同音寫なるべし。

芻は[二三]初靜慮・二靜慮・三靜慮・四靜慮を得、[二四]慈・悲・喜・捨・[二五]空無邊處・識無邊處・無所有處・非想非非想處を得たり。此は四果・六神通・[二六]八解脫を得たり」と」。後に異時に於て彼の諸眷屬來りて相看問せるに、時に諸苾芻は眷屬の來れるを見て、即ち便ち更互に共に相讃歎すらく、「汝、諸眷屬は大に善利を獲ん、汝が聚落中には是の如き勝妙の僧衆ありて此に於て安居するを得たれば、此苾芻は無常想を得たり……廣く說き……乃至、八解脫を得たり」と。時に諸眷屬は既にして說くを聞き已りて白して言さく、「聖者、仁等は是の如きの勝果を證得せりや」。答へて言はく、「皆得たり」。時に俗の諸人は得果者なりと聞いて咸く愛樂を生じ、自の父母妻子親屬に於ては而ち拯濟せざるとも、諸苾芻に於ては各飲食を以て共に相供給せり。

爾の時世尊未だ涅槃に入らずして世に安住したまひては、諸弟子の與に二時に大集したまへり、一は謂はく五月十五日にして安居せんと欲する時、二は謂はく八月十五日にして隨意了れる時なり。若し前安居者ならんには、敎勅を受け已るに往いて城邑村坊聚落に詣りて而ち安居を作し、隨意了るに皆來りて集會し、證獲せる所に隨うて皆悉く白知し、其未證の者は證法を請求するなり。薛舍離に近く安居せる苾芻は、三月既にして滿じて作依已に竟るに、顏色憔悴し形容羸瘦して、衣鉢を執持して竹林村に往けり。既にして村に至り已るに、時に具壽阿難陀は遙に諸苾芻を見て、同梵行者に於て憐愛心を起し、遙に善來と唱して卽ちに前んで迎接し、爲に衣鉢・錫杖・君持並に餘の雜物の沙門資具を持して、又問ふらく、「具壽、仁等は何處に安居して而ち來至するを得たりや」。答へて言はく、「我れ[二七]佛栗氏聚落に於て三月安居して今此に來至せるなり」。阿難陀曰はく、「諸仁、彼に於て安居三月せる內、飲食を乞求するに勞苦せざりしや」。答へて曰はく、「彼處に於て安樂住を得たりと雖、然も飲食を乞ふに甚だ大艱辛せり」。爾の時阿難陀は卽ち便ち報じて曰はく、「實に爾り、具壽が[二八]目驗は羸羸し容貌は憔悴したれば、准知するに飲食定んで是れ求め難かりしならん」。

なし(viom. 1, 110)。死體の空に歸するを觀ずるなり。
＊無常想以下は、無常に於て苦想・苦に於て空想・空に於て無我想・食を厭離するの想、諸世間に於て愛樂なきの想・過患の想・斷除の想・離欲の想・滅の想・死の想・不淨の想・青瘀の想・膖脹の想…等の意に解すべきなり。

【二三】初靜慮等。四禪なり、律部八、註(四の二一一)參照。

【二四】慈・悲・喜・捨。四無量心なり、律部八、註(四の二一二)參照。

【二五】空無邊處等。四無色定なり、四禪と合はせて四禪八定といふ、律部八、註(四の二一三)參照。

【二六】八解脫。律部八、註(四の二三四)參照。

【二七】佛栗氏聚落。跋耆村(Vajji)なり、跋耆國は十六大國の一なれば、今は毘舍離附近の跋耆村と解すべきか。鼻奈耶卷一(寒九・五一左)には跋耆村跋渠沫江とあり。

【二八】目驗。明本に自驗とせり。今惟ふに驗は瞼の同音寫にして眼瞼(まぶた)の義なるべし。

卷の第十

妄說自得上人法學處第四の二

爾の時薄伽梵は五百漁人に出家圓具を與へ已りて、薜舍離より[1]竹林聚落に詣り、[2]升攝波林あり之に依りて住したまへり。時に飢饉に逢ひて乞食得難く、父母は子に於て尙ほ相濟はざりき、況んや餘の乞人をや。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「今時飢饉にて乞食得難く、父子も尙ほ相濟はざれば、汝等宜しく應に各親友得意の處に隨ひて、薜舍離の隨近聚落に於てして安居を作すべし、我は阿難陀と與に此林に於て住せん」。苾芻聞き已るに、「唯然り」とて、敎を受けて各親友に隨うて薜舍離の隨近聚落に於てして安居を作せり。時に彼の五百善來苾芻は斯事を見已りて共に相告げて曰はく、『仁等當に知るべし、世尊說きたまへるが如し、「今時飢饉にして乞食得難く、父子も尙ほ相濟はず、況んや餘の乞人をや。汝等宜しく應に各親友に隨うて、薜舍離の隨近聚落に於てして安居を作すべし、我は阿難陀と與に此林に於て住せん」と。我等此に於ては依止して安居事を作すを得べき眷屬あることなし。然り捕漁人村に於ては我が眷屬あれば、宜しく往いて相問め、其村外に於て權に草室を爲りて安居を作すべし』。時に五百苾芻は卽ち便ち往いて捕漁村所に至り、其眷屬に問めて權に小室を爲りて村外に居停せり。時に諸苾芻共に相謂ひて曰はく、『我等少聞にして未だ學識あらざれば、若し諸親屬來りて相請問せんには、我等云何がして其が爲に法を說かんや。若し彼來らん時我等は宜しく應に更相に讚歎すべし、「汝 諸眷屬は大に善利を獲ん、汝が聚落中には是の如きの勝妙の僧衆ありて此に於て安居するを得たれば。此苾芻は[3]無常想・[4]於無常苦想・[5]於苦空想・[6]於空無我想・[7]厭離食想・[8]於諸世間無愛樂想・[9]過患想・[10]斷除想・[11]離欲想・[12]滅想・[13]死想・[14]不淨想・[15]靑瘀想・[16]膖張想・[17]膿流想・[18]蟲食想・[19]血塗想・[20]離散想・[21]白骨想・[22]觀空想を得たり。此苾

【一】竹林聚落。薜舍離城近くの竹芳邑（veḷuvagrāma）なり。
【二】升攝波林（siṃsapā）。律部十、註（二九の五一）尸舍樹葉の下參照。巴利辭典には堅實なる大樹とせり。
【三】無常想（aniccasaññā）。
【四】於無常苦想（anicce dukkha s.）。
【五】於苦空想（dukkhe anattā s.）。
【六】於空無我想（suññā anatta s.）。
【七】厭離食想（āhāre paṭikkūla s.）。
【八】於諸世間無愛樂想（sabbaloke anabhirata s.）。
【九】過患想（ādīnava s.）。
【一〇】斷除想（pahāna s.）。
【一一】離欲想（virāga s.）。
【一二】滅想（nirodha s.）。
【一三】死想（maraṇa s.）。
【一四】不淨想（asubha s.）。死體の不淨を觀ずるなり。以下皆然り。
【一五】靑瘀想（vinīlaka s.）。
【一六】膖張想（vyādhiyaka s.）。
【一七】膿流想（vipubbaka s.）。
【一八】蟲食想（vikkhāyitaka s.）。
【一九】血塗想（lohitaka s.）。
【二〇】離散想（vikkhittaka s.）。
【二一】白骨想（aṭṭhika s.）。
【二二】觀空想。十不淨觀中に

「如來教法の中には　　　　族姓をば問はじ
　但過去世の　　　　所作の善惡業をこそ觀ずるなれ」。

若し汝等が情に希願ありて、佛法中に於て出家を求め並に近圓[六七]を受け苾芻と爲らんことを欲せんには、汝等宜しく應に世尊所に往いて求めて出家せんことを請ずべし、世尊は時を知しめして汝が所願を滿したまはん」。諸人白して言さく、「聖者、若し是の如きを得んには、我當に佛を請じて出家を求むべし」。時に舍利弗は遂に五百善男子を將ゐて往いて佛所に詣り、佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、佛に白して言さく、「世尊、大德、此の五百善男子は深心に希願して、善說法律に於て求めて出家し並に近圓を受けて苾芻と爲らんと欲せり。惟願はくは世尊、憐愍の爲の故に其に出家を與へ並に近圓を受けたまはんことを」。爾の時世尊は五百人に告げて、「善來、苾芻、可しく梵行を修すべし」と曰ふに、佛の言下に於て鬚髮自ら落ち、法衣身に著しく瓶鉢手に在り、威儀具足して百歲の苾芻の如くなりき。頌して曰はく、

「世尊善來と唱へたまふに　　　　髮落ち衣鉢具はり
　諸根咸く寂定に　　　　念に隨うて悉く皆成じぬ」。

【六七】近圓。具足戒を受くるなり、梵に upasampanna（鄔波三鉢那）といひ、義淨は寄歸傳三に於て「鄔波は是れ近、三鉢那は是れ圓、謂はく涅槃なり。今大戒を受けんに即ち是れ涅槃に親近せるなり……」と註せり。

黑白の雜業には雜異熟を得るなり。是故に苾芻應に純黑及び黑白の雜業を離るべし、當に勤修して純白の業を學すべし」。時に諸苾芻は佛說を聞き已りて歡喜し信受せり。

時に彼五百漁人は共に相告げて曰はく、「仁等親しく彼の劫比羅が、大法師と爲りて善く三藏を解し、辯才無礙にして百千人を化し、能く聞者をして悉く歡喜を生ぜしめたるに、但、惡口に由りて傍生中に墮せるを聞けり。我等常に惡業を爲して慈悲あることなく、廣く有情を殺して以て自ら活命せり、我等が死後は何處に生を受けんや、我等今時に若し下賤の家に生在せざりしならんには、亦如來の善說法律に於てして出家を爲し、勇猛心を發して勤求して倦まず、四軛[六五]を超度し四瀑流を越えしならんに」。是語を作し已るに、各手を以て頰を支へ憂を懷いて住せり。諸佛常法として、未だ涅槃に入らずして世に安住したまはんには、爲に所化の有情を憐愍せんと欲して、晝夜六時に常に佛眼を以て諸の世間を觀じたまふなり。……廣く說けること上の如し。諸大聲聞も亦復是の如し。時に具壽舍利弗は聲聞慧眼を以て世間を觀察せるに、便ち五百漁人、心に厭離を生じ憂を懷いて住せるを見ぬ。卽ち便ち往いて五百人所に詣りて之に告げて曰はく、「賢首、何の意にてか汝等は手を以て頰を支へ憂を懷いて住せる」。時に諸の漁人答へて言はく、「聖者、我今云何ぞ愁苦せざるを得んや。我等親しく彼の劫比羅が大法師と爲りて善く三藏を解し、演說するに滯ることなくして百千人を化し、能く聞者をして悉く歡喜を生ぜしめたるに、但、惡口に由りて傍生中に墮せるを聞けり。我等は常に惡業を爲して慈悲あることなく、廣く有情を殺して以て自ら活命せり。我等が死後は何處に生を受けんや。我等今時若し下賤の家に生在せざりしならんには、亦如來の善說法律に於てして出家を爲し、勇猛心を發して勤求して倦まず、四軛を超え四流を越えしならんに、斯ち我に分なし、寧ぞ憂苦せざらんや」。是時舍利弗而ち之に告げて曰はく、「賢首、牟尼法主の聖教の中にては、家門氏族を以て勝れりと爲さず、但、正行を以て先と爲すたり」。卽ち頌を說いて曰はく、

【六五】四軛。欲・有・見・無明の四瀑流に同じ。有情と有情とを和合して種々の苦を受けしむるが故に軛といへり。

住せるに、世尊の處に大光明あるを見て便ち疑念を生じ、天曉に至り已りて世尊に白して曰さく、「昨夜中に於て豈に梵世諸天及び天帝釋或は四天王あり、或は諸餘の威德天衆ありて來りて世尊を禮せりや」。世尊告げて曰はく、「諸苾芻、是れ梵天及び餘の天衆に非じ。汝等苾芻豈に彼摩竭大魚の十八頭ありて、我れ彼が爲に三句の妙法を說けるを見ざりしならんや」。苾芻、佛に白さく、「我等皆見たり」。佛言はく、「彼れ中夜に於て來りて我所に至りければ、我れ爲に法を說きしに、見諦を得已りて天宮に還り詣れり」。時に苾芻復佛に白して言さく、「此の前身は摩竭魚なりしに、天子曾て何の業を作してか四天王處に生ずるを得たる。復何の業に由りてか親しく佛所に於て四眞諦を證せる」。世尊告げて曰はく、「諸苾芻、彼の魚天子が自ら作せる所の業は、增長して時に熟し緣變ずるも現前せること、猶し瀑流の迴轉すべからざるが如くにして、決定して報を感じて餘の代受なきなり。汝、諸苾芻、彼の魚天子の凡そ自ら作せる所の惡業は、外界の地・水・火・風に於て其をして受報せしむることあらじ、然り自身の蘊・界・處中に於てして異熟を受くるなり」。即ち頌を說いて曰はく、

「假令百劫を經とも　所作の業は亡びじ
因緣會遇はん時　果報還自ら受けん」。

「汝、諸苾芻、[六二]生受業あり、[六三]後受業あり。云何が生受業なる。此れ前身に於て摩竭魚と爲り、我邊に於て敬信心を起せるに由りての故に、彼業は異熟して四大王衆天に生存せるなり、是を生受業と名く。云何が後受業なる。即ち劫比羅が迦攝波佛正等正覺の敎法の中に於てして出家を爲し、讀誦し受持して人の爲に演說し、蘊・界・處・十二緣生及び[六四]處・非處に於て悉く皆善巧なりければ、彼の積集せる善根業力に由りて天上に生ずるを得、今我所に於て四眞諦を見たるなり、是を後受業と名く。苾芻當に知るべし、若し純黑業には純黑の異熟を得、若し純白業には純白の異熟を得、若し

【六二】生受業。順次生受業なり。此生に業を作りて次生に果を受くるもの。
【六三】後受業。順後次受業なり。此生に業を作りて二生以後に於て果を受くるもの。
【六四】處・非處。物の道理非道理を知る智力即ち、如來十力中の處非處智力を云へるが、如きも、今は心々所法の生長する處即ち六根六境と然らざる非處即ち六識との相卽相入する種々作用に就て、說くこと極めて善巧なりきとの意なるべし。

性に隨らて、其が爲に法を說いて諦理を悟らしめたまへり。是時天子は旣にして法を聞き已るに、卽ちに座上に於て預流果を得たり。旣にして見諦し已るに世尊に白して曰さく、「大德、佛世尊に由りて我をして解脫の果を證得せしめたまへり、此れ父母・人王・天衆・沙門・婆羅門・親友・眷屬の能く作す所に非じ。我れ世尊善知識に遇ひまつりしが故に、地獄・傍生・餓鬼趣の中より拔濟して出さしめ、人天勝妙の處に安置したまへり。當に生死を盡して涅槃の路を得べけん。血海を乾竭し骨山を超越し、無始より積集せる 五八薩迦耶見も、金剛の智杵を以てして之を摧碎して預流果を得たり。我今佛法僧寶に歸依しまつる、唯願はくは世尊、我は是れ 五九鄔波索迦なりと證知したまはんことを。始めて今日より乃し命存に至るまで五學處を受けて、殺生せず……乃至、飮酒せざらん」。卽ち佛前に於て頌を說いて曰はく、

「我れ佛力に由りての故に　永く三惡道を閉ぢて
勝妙の天に生ずるを得　長く涅槃の路に歸せり。
我れ世尊に依りての故に　今淸淨眼を得て
眞諦の理を證見せり　當に苦海の際を盡くすべし。
佛は人天に超えたまへり　生老死の患を離れ
六〇有海の中にて遇ひ難きに　我逢ひて今果を得たり。
我れ莊嚴身を以て　淨心もて佛足を禮しまつり
六一除怨者を右遶して　今往いて天宮に赴かん」。

時に摩竭魚天子は旣にして所願を稱ひて　猶し商主の多く財利を獲たるが如く、亦農夫の多く稼穡を收めたるが如く、勇健者の怨敵を降伏せるが如く、重病人の衆疾を除去せるが如くなりき。時に彼天子は佛を辭して去り、便ち天宮に往きぬ。時に諸苾芻は初後夜に於て警覺し專心思惟して

【五八】薩迦耶見(satkāyadṛṣṭi)。薩迦耶達利瑟致と音寫し、有身見と譯す。五見中の身見にして、五蘊積聚和合の身に於て眞實の我ありとして我々所の見を起すをいふ。

【五九】鄔波索迦(upāsaka)。近事男・淸信士・善宿男と譯し、三寶に親近し奉事する義なり。鄔波斯迦(upāsikā)は近事女なり。

【六〇】有海。三有生死海なり。三有は三界の異名。

【六一】除怨者。世尊なり。

便ち熱血を嘔き、因りて卽ちに命過して㮈落迦に生じぬ。劫比羅苾芻は十八種の惡口を作して、學・無學人及び諸苾芻を罵れるに由りての故に、命終の後に摩竭魚中に生じて其形惡むべかりき」。

時に諸大衆は佛說を聞き已りて共に相謂ひて曰はく、「諸人當に知るべし、彼れ劫比羅苾芻は大法師と爲り、辯才無礙にして能く法を說き、百千衆の聞く者をして歡喜せしめしに、但惡口に由りて惡道中に生ぜり、我等命終せんには當に何處に生ずべき」とて、是思惟を作して憂を懷いて住せり。爾の時世尊は大衆の意樂・煩惱・根性の差別を觀察して、其所宜に隨うて爲に法を說きたまひ、既にして法を聞き已るに[五二]煗・頂・忍・世間第一法を得、或は預流・一來・不還果を得る者あり、或は出家して諸の有漏を盡して阿羅漢を獲、或は[五三]聲聞菩提に於て、或は[五四]獨覺菩提に於て、或は[五五]無上菩提に於て心に希願を生ぜるあり、復大衆をして三寶の所に於て極信心を生ぜしめき。爾の時世尊は大利益を爲し、廣く調伏し已りて之を捨てゝ去りたまへり。

時に摩竭大魚は便ち自ら念を生ずらく、「我今應に世尊の所に於て三句法を聞きつゝ而ち更に食すべからず」とて、卽ち便ち食を斷ちぬ。傍生趣は火力增强にして飢渴に逼らるれば、世尊所に於て敬重逾深く、卽ちに便ち命過して四大王衆天に生ぜり。凡そ天に生ぜん者は若しは男若しは女なりとも、卽ち我れ何より死し、今何に於て生じ、何の業を作せるに由りてとの三念を生ずるなり。便ち前身を憶すらく、「我れ傍生趣より死して、今四大王衆天に生ぜり、佛所に於て敬信を生ぜるに由りての故に」と。時に彼天子は便ち是念を作さく、「我今應に留住して宿を經て方に世尊に見ゆべからず」。是時天子は是念を作し已りて卽ち身を莊嚴し、諸の瓔珞を具して光明殊妙に、便ち[五六]衣角を以て妙天花を盛り……所謂、嗢鉢羅花・鉢頭摩花・拘物頭花・分陀利迦花・[五七]曼陀羅花なり……初夜分を過ぐるに來りて佛所に詣り、便ち天花を布いて佛に供養し已り、雙足を頂禮して一面に在りて坐せるに、是の彼天子の光明赫奕し周邊して高閣堂中を照曜せり。爾の時世尊は彼天子の意樂・根

【五二】煗・頂・忍・世間第一法。四善根にして見道の爲の修行なれば四加行位ともいふ。斷道の行位なり。
【五三】聲聞菩提。聲聞の覺。
【五四】獨覺菩提。獨覺の覺。
【五五】無上菩提。無上覺、卽ち佛果位なり。
【五六】衣角。被著せる衣の一端を云へるに非ず、密絹の方一揲許りなるをいふ。
【五七】曼陀羅花(mandārava)。小白團華、圓華、適意華・悅意華と譯す。柔輭華、天妙華ともいふ。

く、「是は好方便なり、座に昇るを見ん時母當に重ねて來るべし」。報じて言はく、「好し」。便ち後の時に於て前に同じく屈請し、螺を吹き鼓を擊ちて七衆俱に集まりしに、其母遂に來りて座の後邊に於て默然して坐せり。時に劫比羅卽ち高座に昇り式に准じて誦經せるに、初に正經を誦し後に邪法を陳べぬ。時に諸苾芻告げて言はく、「具壽、汝、正を破して邪を興すこと勿れ、……乃至、當に惡趣に生ずべけん」。便ち母言を憶し口に刀劍を出して苾芻に報じて曰はく、「汝が口は象口の如し、若しは法・非法・律・非律と(言はんとも)何の識知する所ぞ、汝の(口)は馬口の如し、駱駝口・驢口・牛口・獼猴口・師子口・虎口・豹口・熊口・羆口・猫口・鹿口・水牛口・猪口・狗口・魚口・愚人口の如し。汝復寧ぞ法及び非法を知らんや」。時に諸苾芻共に相告げて曰はく、「此旣に口に刀劍を陳ぶるなり、我等宜しく行るべきなり」。其の不忍者は悉く皆捨て去り、其の容忍者は座に在りて聽きて是の如きの念を作さく、「若し正法を陳べんに我宜しく之を聽くべし、若し邪宗を說かんに彼當に苦を受くべし」。時に劫比羅は學・無學の諸の聖苾芻に於て、十八種の惡口罵詈を作して便ち高座を下り、其母に白して曰さく、「母、今喜べりや不や」。母、子に告げて曰はく、「我今大に喜べり、宜しく共に歸るべし」。劫比羅曰はく、「我歸ること能はじ、我れ迦攝波佛無上正覺の教法の中に於て情に愛尙する所なれば」。母曰はく、「汝豈に聞かざらんや、婆羅門の典として父母の言教は輒ち違ふべからざるを。汝今卽ちに應に我と共に舍に歸るべし」。便ち母に報じて曰はく、「我去くこと能はじ、若し我れ生死の中に流轉せんとも、願はくは重ねて是の如きの母に遭ふ莫らんことを。惡知識に由りての故に、我をして學・無學の聖人所に於て麤獷の言を出さ(しめ)たり。此惡業に緣りて必定して當來には苦の異熟を招かん」。是時彼母旣にして喚ぶに得ず、便ち婆羅痆斯の街衢巷陌の人衆處に於て是の如きの語を作さく、「諸人當に知るべし、迦攝波弟子は我兒を强奪せり、仁當に我を助くべし」。諸人聞き已りて共敬信の者は共に相安撫し、不信の人は便ち調弄せり。是時老母は恥辱懷に纒ひて

は人皆識知せり、可しく他郷に往いて方に出俗を爲すべし」。苾芻言はく、「善し」。遂に即ち將ゐて餘方に往き、其に出家を與へ並に圓具を受けぬ。便ち教へて習學せしむるに、三藏倶に明かにして大法師と爲りて詞辯滯なく、若し經法を闡誦せんには必らず衆寶の師子座に昇り、[五〇]雙螺を吹き大皷を振ふに、王及び士庶悉く皆雲集し聞く者歡喜せり。時に劫比羅は便ち自ら念を生ずらく、「我が勤學其功已に成れり、宜しく婆羅痆斯の迦攝佛の所に往いて、大師に親奉して承事供養すべし」。既にして城に至り已るに、母は子の來れるを聞いて即ち便ち尋ね覓めて鹿林中に至り、子に見えて問うて曰はく、「汝已に迦攝波佛の沙門弟子を摧伏せりや」。便ち母に白して曰さく、「我れ教を解せりと雖而も未だ果を證せず、彼の諸弟子は教證倶に明かなり、我復何が能く輙ち相摧折せん」。其母報じて曰はく、「汝必らず須らく摧くべし」。母に驅催せられて自ら免るゝ能はず、便ち母に白して曰さく、「若し寶座を莊嚴し、皷を擊ち螺を吹くを聞かんに、大衆集まれる時母當に來至すべし」。母報じて言はく、「善し、時至らば我來かん」。後に異時に於て劫比羅は次に法座に昇り大衆皆集まりしに、母皷震を聞いて驚いて鹿林に往き、高座の邊に於て默爾して住せり。是時法師便ち高座に昇り、初に正法を演べて後に邪言を雜へぬ。時に諸苾芻聞いて告げて曰はく、「具壽、汝、佛教を謗毀し魔幟を建てゝ法幢を摧くこと莫れ、此身を捨し已らんに當に惡趣に生ずべけん」。即ち言對することなくして便ち高座を下り、遂に母に白して曰さく、「此事を見たりや不や」。答へて言はく、「見たり」。劫比羅曰はく、『豈に已に言はざらんや、「我は但教を解せるのみ、彼は教證倶に閑なり」と。豈に我れ彼に於て能く爲に挫折せんや』。母曰はく、「我當に汝に激論の方便を教ふべし。汝若し更に說法を爲さん時、先に正法を談じて後に邪宗を述べよ。彼の諸苾芻にして訶諫の言を作し、善惡事を引きて語るを聽さゞらんには、汝當に口に[五一]刀劍を陳べて不義の言を出すべし、彼の諸沙門は惡名稱を畏れて卽ち自ら默然せん、時に俗の諸人は其を墮負せりと謂はん」。便ち母に報じて曰は

【五〇】雙螺。本文及び麗本に雙蠡とせるも、宋・元・明・宮本によりて改む。

【五一】刀劍。刀劍語なり。十八種の惡口罵詈の言辭をいふ。

羅は[四七]諸明處に於て周遍思量して其慧辯を盡せるも、「云何の流は止まり、云何の道は行ずべきか」との其義を測るなかりき。即ち便ち四顧すらく、「餘人の我を見聞する（者）あること勿れ」と。遂に是念を作さく、「若し此處に於て證義人あらんには即ちに我身をして交挫折せられしめん」。便ち矯詐を行じて苾芻に報じて曰はく、「我れ此頌を觀ずるに、宗緒綿長にして其義深遠なれば、汝宜しく且に婆羅痆斯に向ふべし、我れ少緣ありて當に鹿苑に行くべし、倉卒に爲に其義を陳ぶべからず、後の時重ねて會して解かんに亦難からじ」。既にして別を言ひ已りて鹿林中に詣るに、諸苾芻の讀誦し禪思して出道を勤求せるを見て、深く敬信を生じて即ち自ら思念すらく、「誰か復後世を顧みずして情に慘毒を懷き、斯の智者に於て過心を興覓して共に狂論を申べんや」。是念を作し已りて遂に本居に還るに、母見て問うて曰はく、「汝已に迦攝波の弟子を摧破せりや」。[四八]即ち母に白して曰さく、「母の意趣を看ふに、現居の封邑を亡失するを得んことを欲まるゝや」。母、子に告げて曰はく、「說く所は何の義ぞや」。兒即ち報じて曰はく、「試みに鹿林に往かんとして路に苾芻に逢ひ……並悉く前の如し……」と。具に母に報ぜしに、母既にして聞き已りて報じて曰はく、「若し是の如くならんには汝今宜しく佛法を學すべし」。白して言さく、「何の事をか學せんと欲すべき」。報じて曰はく、「彼の論議の法は俗旅に敎へざれば、汝可しく出家して共に從うて受學すべし」。復母に白して曰さく、「寧ろ勝族を雜類中に容れんとも、小因緣の爲に出家に投ぜんや」。母之に報じて曰はく、[四九]「學得已るを待ちて後に當に歸俗すべし、豈に頭上に於て蔓草を生ぜんや」。其兒稟性仁孝なりければ、母に驅逼せられて便ち出家せんと欲し、遂に鹿林に至り苾芻處に到りて告げて言はく、「大德、我れ出家せんと欲す」。時に彼の苾芻便ち是念を作さく、「此の婆羅門は善く能く激論すれば、若し出家せんには佛法を紹隆せん」。是念を作し已りて報じて曰はく、「善い哉、汝が意樂に隨へ、榮名富盛は皆悉く無常なり、能く捨して出家せんに斯を最善と爲す」。劫比羅曰はく、「我れ此處に於て

【四七】諸明處。四明論（四吠陀）なり。

【四八】本文に即白母曰看母意趣欲得亡失現居封邑とあり。

【四九】本文に待學得已後當歸俗豈於頭上生蔓草也とあり。蔓草を生ぜんやとは、佛弟子若婆羅門等の頂髻を切りて剃髮すれば、時に頭髮は蔓草の如くなるに譬へて、比丘となるべからざることを示せるなり。

に共に相侵奪せられん。汝今宜しく往いて彼沙門を折くべし」。便ち母に白して曰さく、「慈父亡せる日、誡めて以て遺言すらく、「日月の光臨まん(處)、更に餘人の汝と等しき者なければ、我命終せん後は諸の論場に於て汝疑懼なけん、唯、迦攝波佛の聲聞弟子を除く。何を以ての故に、彼が宗は寛廣にして甚深なること測り難く、世論もて伏すること能はず、俗智もて知ること能はず、衆は其心を一にして名利を求めざればなり、汝共に論ずること勿れ」と。母便ち報じて曰はく、「汝が父在りし日は是れ沙門の奴なりき、豈に汝今時還奴と作らんや、宜しく卽ちに行いて其鋒鋭を挫くべし」。劫比羅稟性仁孝にして母言に違することなかりければ、便ち鹿園に往きぬ。其中路に於て一苾芻に逢ひ、卽ち便ち問うて言はく、「苾芻、何處より來りしや」。報じて言はく、「仙人墮處施鹿林より來れり」。問うて曰はく、「仙人墮處に幾許の苾芻ありや」。答へて曰はく、「二萬を強逾せん」。問うて曰はく、「苾芻の衆其數已に多し、所有經典未だ知らず、多きか少きかを」。報じて曰はく、「苾芻の經典、總じては三藏あり」。問うて曰はく、「其の一々藏の數量や如何」。報じて言はく、「一藏の頌は[四四]十萬あり」。問うて曰はく、「在家俗侶にして頗し聞くことを得るや不や」。報じて言はく、「二藏を聞くを得ん、謂はく、論及び經なり。毘奈耶教は是れ出家の軌式にして、俗は聞くべからざるなり」。劫比羅便ち是念を作さく、「其の激論の法は他の知るを許さゞらん」。斯念を作し已りて苾芻に白して曰さく、「仁今我が爲に且らく少多の佛家要義を說きたまへ」。苾芻便ち念ずらく、「[四五]此の婆羅門は是れ論難者にして、我を稱量せんとて而ち斯問を發せりとやせん、當しく解せずして而ち見に請ぜりとやせん、我今之を試みん」とて、伽他を誦して曰はく、

[四六]「何處の流は當に止まるべく　何處の道は應に行ずべく
世間の苦樂の事は　何處が當に窮盡すべき」

伽陀を說き已りて之に報じて曰はく、「婆羅門、汝當に我が爲に斯の頌義を解くべし」。時に劫比

【四四】十萬。南海寄歸傳卷一に三藏各有ニ十萬頌ー唐譯可レ成ニ千卷ーと言へり。

【四五】本文に此婆羅門是論難者爲稱量我而發斯問爲當不解而見請耶我今試之とあり。

【四六】律部十四、註(一五の一二〇)本文の偈と對比すべし。

申べんことを請ずべし」。卽ち便ち共に往き、既にして王所に至り王を呪願し已りて便ち王に啓して曰さく、「我等曾て師邊に於て少しく文字を學せり、敢へて親しく王所に對ひて論端を建立せんと欲す」。王、臣に告げて曰はく、「卿今宜しく往いて彼論師に命ずべし」。大臣答へて曰はく、「彼師已に死せり」。王曰はく、「此緣に由りての故に場中に如びて鳥雀今並びて競ひ來れるなり。然り彼大師に頗し兒息及び兄弟ありしや」。大臣白して言さく、「子あり、劫比羅と名く」。王曰はく、「宜しく命び來るべし」。命を奉じて便ち喚びしに、既にして王所に至り王を呪願し已りて一面に在りて坐せり。大臣、王に白さく、「此は是れ大師の子なり、劫比羅と名く」。王言はく、「善來、今諸方の論師ありて遠近より咸く萃まりて、我所に於て論端を興建せんと欲せり、汝、彼と共に相酬對せんことを能くするや不や」。便ち王に白して曰さく、「敢へて論難を申べん」。便ち論場を立てゝ其をして激難せしめ、王便ち駕を整へて親しく得失を觀ぜり。卽ち諸の來論人をして並に宗主と爲さしめ、劫比羅をして共へて敵論たらしめしに、所有詰問は事に隨うて窮研しければ、諸の立論人は、咸口を杜ぎぬ。凡そ論義に答へざらんには、卽ち負處に墮するなり。時に王は既にして無礙辯才を見て、極めて希有を生じ之を歎じて曰はく、「此兒、年弱歲に在るも德群英に冠たり」とて、歡喜驚嗟して特に優賞を異ち、大象に乘ぜしめて灌頂し、尊號を稱げて論王と曰へるに、衆に瞻仰せられぬ。其劫比羅の母遙に憂念を生ずらく、「豈に我小兒は爲性輕躁たれば封邑を奪はれて面に歸ることなからんや」と、是思惟を作して愁を懷いて住せり。時に劫比羅既にして灌頂を蒙り大論王と爲り、群彥相隨へて共に本宅に還れるに、其母怱遽して之に告げて曰はく、「汝已に諸論師を摧破せりや不や」。便ち母に報じて曰はく、「並に已に破し訖りぬ、唯迦葉波佛の聲聞弟子を除く」。其母卽ち便ち面を廻らして手を揮へり。時に劫比羅卽ち母に白して曰さく、「何の意にてか慈尊は面を廻らして手を揮へる」。母曰はく、「汝今知れりや不や、所有封邑は猶ほ未だ安んずること能はず、終には苾芻

【四三】本文に王曰由此緣故如場中鳥雀今並競來…とあり。

はく、「豈に古の大師、義なくして說かんや。然り、我れ忖度するに少しく〔四二〕依希あり」。其父聞き已りて便ち卽ち思念すらく「世間の人は皆子の勝れんことを欲めり、今劫比羅は道藝我に勝れり、當に五百童子を以てして之に委付すべし」。便ち子に告げて曰はく、「汝今道藝我に勝れり、此五百人は汝當に敎誨すべし」。卽ち父命に依りて五百人に敎へしに、父は學徒を捨てゝ復餘事なく、心の所樂に隨うて在處に遊行せり。彼れ異時に於て施鹿林所に往き、一苾芻に詣りて白して言さく「聖者、此の文句は其義云何」。苾芻答へて曰く、「賢首、汝今應に是の如きの問を作すべからず、若し此問を作さんに義周悉せじ、應に是の如くに問はんに方に圓滿するを得べし」。時に婆羅門既にして敎訶せられて便ち卽ち念を生ずらく、「我が致せる所の問は尙ほ堪任せず、況んや能く之と共に敵論を爲さんをや」とて、苾芻處に於て敬信の心を生じ、時時の中に於て家に就りて食せんことを請ぜり、時に婆羅門は後に便ち染患しければ、其子に告げて曰はく、「日月所臨の處、更に餘人の汝と等しき者なければ、我が命終の後は諸の論場に於て汝疑懼することなけん、唯、迦攝波佛の聲聞弟子を除く、何を以ての故に、彼が宗は寬廣にして甚深なること測り難し、世論もて伏すること能はず、俗智もて知ること能はず、衆は其心を一にして名利を求めざればなり、故に汝應に共に論激を爲すべからず」。子言はく、「甚だ善し」。時に婆羅門の所患漸く增し、湯藥を加ふと雖日に就ち羸困せり。說ありて云へるが如し、

「積聚せるは皆銷散し　崇高なるは必らず墮落せん
合會せんに終に別離し　有命は咸く死に歸せん」。

時に婆羅門は卽ち便ち命終せり。其子は諸眷屬と與に五綵の繒轝を以て送りて屍林に至り、火を以て焚き訖りて憂を懷いて住せり。諸餘の論師は彼が父死せるを聞いて共に相告げて曰はく、「仁等當に知るべし、彼の善論せる婆羅門は今已に身死りぬ、我等宜しく往いて訖栗枳王に詣り、論事を

よ、Ricaといふ語の義は何ぞや」とあり。
〔四二〕依希。明本に依俙とせり、惟ふに依稀の同音寫なるべきも、今改めず。髣髴せしむることを得たりとの意なり。

ことを請ぜよ」。彼の婆羅門便ち論宗を立て、巧詞を申說して五百頌あり、辯捷明利にして聽く者知ること罕なりき。時に劫比羅設摩一たび聞くに悟會して便ち是非を斥るらく、「此は是れ相違、此は是れ不定、此は不成就なり」と。時に婆羅門既に破せられ已りて默然して住せり。凡そ論議者にして酬答する能はざらんには、卽ち[三七]負處に墮するなり。時に王は勝てるを見て便ち大に歡喜して問うて言はく、「大師が住は何處に在りや」。白して言さく、「大王、某聚落に在り」。報じて言はく、「大師善く談論を爲せり、彼の聚落は用つて論功に賞せん」。卽ち便ち王に謝し、歡喜して去りぬ。既にして富盛なるを得て遂に新妻を取り、未だ久しからざるの間に便ち一息を誕みしに、初生の日より黃髮頭を被へり。三七(日)既にして終るに廣く親族を召び、兒子の爲に嘉名を建立せんと欲して、父、親に告げて曰はく、「今我が此兒に何の字を立てんと欲すべき」。宗親告げて曰はく、「此は是れ[三八]劫比羅設摩の兒にして、又初生の時より髮[三九]劫比羅色を作せり、應に此子の與に劫比羅と名くべし」。既にして爲に字を立て、撫育滋養し、哺するに乳酪を以てして閒ふるに諸酥を以てし、時に隨ひて勝妙の物を服玩しければ、便ち速に長大せること蓮華の池を出づるが如くなりき。[四〇]既にして成立し已るに便ち敎へて書・印・算・數・俗務・取與を習學せしめしに、皆悉く明了なりき。次で婆羅門の威儀法式、灰を執り土を執り及び瓶器を持し洗沐する法の淸淨軌儀、甕聲　蓬聲、四明諸論、所謂頡力明論・耶樹明論・娑摩明論・阿闥明論を敎へしに、自ら祠祀を解し、他に祠祀を敎ふると、自ら讀誦を解し、他に讀誦を敎ふると、物を施し財を受くるの所有方軌との此の六事を明らめ、大婆羅門を成じて博く衆典に通じ、自宗を顯發して他論を斥破し、聰敏智慧なること大明炬の如くなりき。後に異時に於て劫比羅設摩は五百婆羅門子に婆羅門典を誦することを敎へしに、時に子、劫比羅も亦習學することを敎へぬ。便ち父に白して曰さく、「[四一]頡利遮の字は其義云何」。父之に告げて曰はく、「汝が所問の字は其義甚深なり、先師共に傳へたるも卒に解了し難きなり」。復父に問うて曰

【三七】　負處(nigrahasthāna)。論議に負けること、墮負とも墮負處ともいふ。

【三八】　劫比羅設摩(Kapilaśarma)。

【三九】　劫比羅色(kapila)。黃赤色。

【四〇】　本文に既成立已便敎習學書印算數俗務取與皆悉明了、次敎婆羅門威儀法式執灰執土及持瓶器洗沐之法淸淨軌儀、甕聲蓬聲、四明諸、婆所謂、頡力明論耶樹明論、娑摩明論阿闥明論、自解讀誦敎他讀誦、自解詞祀敎他祠祀、所有方軌、明此六事成大婆羅門博通衆典顯發自宗斥破他論聰敏智慧如大明炬とあり。甕聲は宋・元・明・宮本には甕聲とするも今改めず。甕聲は呪術發端の句、蓬聲は乃ち神祇を命召するの言なり。甕聲は藏律に「稱讚すること」、蓬聲は「嗚呼(ho)といふこと」とあり。四明諸論は四薛陀にして、頡力明論(ṛgveda)・耶樹明論(yajurveda)・娑摩明論(sāmaveda)・阿闥明論(atharvaveda)なり。四薛陀總じて十萬餘頌、口に相傳授して紙葉に書すべからずとす。初は作業を明し、二は讚頌を陳べ、三は祭祀法式四は治國養身を明す(張一〇・九左註)。

【四一】　頡利遮。藏律には「父

我今汝と倶に去いて師を尋ねん」。彼便ち敎を受けて共に中國に往き、所至の城邑にて大論場を興せるに、諸の來論者は皆挫折せられ、其車輦を壞ち慙を懷きて歸り、或は灰瓶を以て其頭上を打ちて、敎射處の鳥鳥の散飛するが如く、或は繒蓋幢幡もて遠近より迎接せるありて咸弟子と稱し隨從して行けり。時に婆羅門は漸次に遊行せるに、過ぐる所の城邑にて皆上首と爲せり。婆羅痆斯城に至りて便ち自ら念を生ずらく、「我今何の故にか其根本を捨てゝ枝條を取れる。凡そ聰明ありて激論を解かん者及び餘の學士は咸く王庭に在れば、我今宜しく應に自ら王所に詣るべきなり」。是念を作し已りて卽ち便ち往いて訖栗枳王に詣り、既にして王所に至り王の爲に呪願すらく、「願はくは王、諸怨を降伏して長命無病ならんことを」と。是言を作し已るに一面に在りて坐して王に啓して曰さく、「大王當に知るべし、我れ本國に於て頗る亦師を尋ね、曾て少多の書論文字を習ひたれば、王所に於て論端を建立して、敢へて諸人と共に略激難を申べんと欲す」。王既にして聞き已りて大臣に命じて曰はく、「今我が國中に談論者にして此人と共に酬對を爲すに堪ふるありや不や」。白して言さく、「有り」。問ふ「何處に在りや」。白して言さく、「某聚落に在り。婆羅門あり劫比羅設摩と名け、善く四明及び餘の書論を解し、能く己が義を立てゝ善く他の宗を破り、大智聰明にして火の燄を騰ぐるが如く、衆人中に於て上首たり」。王言はく、「可しく喚びて將ゐ來るべし」。大臣、敎を奉じて便ち論師を喚ぶに、既にして王所に至りて呪願すらく、「……前に同じ……」。……一面に在りて坐するに、大臣啓して曰さく、「此は是れ所喚の解論大師なり」。王曰はく、「善い哉大師、頗し能く我に對ひて婆羅門と共に相問難するや不や」。答へて曰さく、「我能くす」。王、臣に勅して曰はく、「卿今宜しく論場を嚴飾して、立敵兩朋に善く處置を爲すべし」。大臣、敎を奉じて嚴飾せるに、王便ち駕を整へて親しく論所に至れり。王既にして坐し已るに大臣啓して曰さく、「大王、誰をして前宗を作さしめんと欲するや」。王曰はく、「婆羅門は遠く南國よりせり、主客の禮として前宗を作さん

【三六】立敵。因明の三支を以て自宗を建立する立論者と、立論者の所對なる敵論者とをいふ。卽ち竪者と敵者となり。

うて曰はく、「諸の餘方國は我並に略聞せるも、中國の軌儀は未だ曾て說けるを見ず」。卽ち頌に說いて曰はく、

「智慧は東方に出で　兩舌は西國に在り
敬順は南國に生じ　惡口は北方に居せり」。

時に諸の學徒は童子に問うて曰はく、「汝の中國は其事云何」。童子答へて曰はく、「我が中國は特に諸方に勝れ、甘蔗・香稻・果實充足し、畜產豐饒にして快樂安隱に、人物繁多にして咸慈濟を重んじ、聰明福德にして技藝人に過ぎ、殑伽河ありて吉祥清潔に、河の兩岸に於て其水平流する(所)十八處ありて仙人住止し、各大精苦して現に昇天を得るなり」。復之に問うて曰はく、「中國の地に頗し聰叡辯才にして善く談論を能くせんこと我師の如きありや不や」。答へて曰はく、「現今中國に一論師あり、師子王の如くに自在無礙なり、我師之に見えんに自ら慚恥を懷かん」。時に彼童子、中方を讃美せるに、諸人旣に聞いて悉く皆往かんことを樂へり。時に諸童子は各薪木を持して本師舍に至り、薪を安置し已りて其師處に詣り、各師に白して言さく、「此の童子は中方を讃美せるに、我諸人をして悉く皆去かんことを樂はしめぬ」。[三三] 其師報じて曰はく、「中國は美妙なりと人皆甚言せり、但耳聞せりとて宜しく卽去することなかるべし」。諸徒曰はく、『彼童子は說けり、「現今中國に一論師あり、師子王の如くに自在無礙なり、我師若し見えんに必らず慚恥を懷かん」と』。其師報じて曰はく、「地、珍寶豐にして人多く、[三四]俊乂ならん、我豈に自ら[三五]匾宇の內唯我一人にして更に勝る丶者なしと說かんや」。復師に白して曰さく、「若し是の如くならんには我今去らんことを樂ふ、一には遍く方國を觀じ、二には仙河に洗沐して大論師に於て伏膺して業を受け、諸論を降伏して談吐激揚し、名譽を發起して多く財利を獲ん」。時に婆羅門は性、緣務を少きて學徒を愛愍せしかば、諸人に報じて曰はく、「汝等宜しく應に我が資具を將つべし、鹿皮・踈服・三拒・君持並に祠祀器なり、

【三三】本文に其師報曰、方國美妙人皆甚言、但可耳聞無宜卽去とあり。方國を宋・元・明・宮本によりて中國と改めたり。
【三四】俊乂。すぐれて賢し。
【三五】匾宇。天下なり。

在りて立ちて白して言さく、「世尊、此魚何の緣にてか能く人語を解して、佛世尊と共に宿命事を論ぜる」。爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、「汝今此の摩竭魚の宿世の緣を聞かんと欲せりや不や」。時に阿難陀白して言さく、「世尊、我等聞かんことを樂ふ、今正に是れ時なり、唯願はくは爲に此魚の宿世の所有因緣を說きたまはことを。我等苾芻及び諸大衆は、法を聞くを得已りて信受し奉持しまつらん」。佛、阿難陀に告げたまはく、『汝當に諦聽すべし、至極作意して善く之を思念せよ。[二九]過去世に於て此[三〇]賢劫中人壽二萬歲の時、佛世尊ありて世に出現したまへり、迦攝波如來・應・正遍知・明行圓滿・善逝・世間解・無上士調御丈夫・天人師・佛・薄伽梵と號し、[三一]婆羅痆斯城仙人墮處施鹿林中に在して、大苾芻衆二萬人と倶なりき。時に彼城中の王を[三二]訖栗枳と名け、時世安樂にして穀稼豐稔し、人民衆多にして畜產滋盛し、鬪諍あることなく兵甲休息し、亦病苦及び諸の賊盜なく、正法もて國を理めて大法王たりき。其國中に於て婆羅門童子ありて言はく、「本國より遠く南方に詣らんに、彼に婆羅門あり博く衆藝に通じ善く四明を解せり、遠近の諸方より皆來りて歸湊す」。是時童子便ち其所に詣り、到り已りて敬を致して一面に於て坐せるに、彼婆羅門曰はく、「善來、童子、汝何より來り何の求覓する所ぞ」。答へて言はく、「我れ中國より來れり、大師の足下に於て親しく道業を承けんと欲す」。師之に問うて曰はく、「何の書を學ばんと欲するや」。答へて曰はく、「四明論を學ばんとす」。報じて言はく、「善い哉、應に是の如くに學すべし、此は是れ婆羅門の應に作すべき所の事たり」て是時童子は即ち便ち受學せり。凡そ諸の學者は休假日に至りて、或は河池に往いて沐浴し。或は城市に往い觀望し、或は香薪を採りて以て祭祀に充てぬ。是時童子は休暇日に至り、諸の學徒と共に薪木を採りしに、便ち路中に於て共に相問うて曰はく、「君等は皆是れ婆羅門の姓なるも何處より來りしや」。一人報じて曰はく、「我は東方より來れり」。一人は曰はく、「我は西國より來れり」。一人曰はく、「我は北方より來れり」。時に彼童子曰はく、「我は中國より來れり」。諸人問

[二九] 摩竭魚本生譚。
[三〇] 賢劫(bhadrakalpa)。過去莊嚴劫・未來星宿劫に對し現在住劫を賢劫と名く。住劫の二十增減中に千佛出生すれば稱讚して賢劫といふ。
[三一] 婆羅痆斯(Bārāṇasī)は迦尸國の都、仙人墮處施鹿林(Ṛṣipatana Mṛgadāva)は仙人苦行者の住止する施鹿林なる意、即ち鹿野苑なり。
[三二] 訖栗枳(Kṛki)。

答へて言さく、「我知れり」。「汝、此業は自身に受くるなるを知れりや不や」。答へて言さく、「現に受くるなり」。「誰か是れ汝が惡知識なりしや」。答へて言さく、「我母なりき」。「彼れ何處に生ぜりや」。答へて言さく、「捺洛迦に生ぜり」。「汝は何趣に生ぜりや」。答へて言さく、「傍生中に在り」。「此に於て死に已らんに當に何處に生ずべきや」。答へて言さく、「我れ此に於て死なんに捺洛迦に生ぜん」。時に摩竭魚は是語を作し已りて卽ち便ち啼泣せり。爾の時世尊は伽他を說いて曰はく、

「汝、傍生趣に墮しては　我今奈何ともするなし
[三八]無暇中に處在して　啼泣すとも當に何ぞ益すべき。
我今汝を悲愍す　汝宜しく善心を發して
傍生身を厭離すべし　當に天上に昇るを得べけん」。

時に摩竭魚は是語を聞き已りて、世尊所に於て深く敬信を生ぜるに、世尊は卽ちに爲に三句法を說いて告げて言はく、「賢首、諸行は皆無常なり、諸法は悉く無我なり、寂靜は卽ち涅槃なり、是を三法印と名く」と。

是時大會各希有を生じて共に相議して曰はく、「何の意にてか此魚、世尊垂問して宿世を憶せしめ、復人語を爲して佛と共に酬答せる。諸人當に知るべし、大聖如來は威德尊重にして、我等庸微なれば諮問することを敢へてせじ、我宜しく共に尊者阿難陀の處に詣りて、其所由を問うて說の如くに信受すべし」。時に敬信者は卽ち便ち共に阿難陀の所に詣り白して言さく、「尊者、何の意にてか此魚善く人言を解して佛世尊と共に宿命事を論ぜる」。時に阿難陀は諸人に報じて曰はく、「汝今宜しく往いて世尊に請問せよ」。諸人答へて曰はく、「如來世尊は威德嚴重にして、我等庸愚なれば輕觸をも敢へてせじ」。阿難陀曰はく、「我亦汝と同じく佛の威嚴を懼るゝも、今汝等の爲に略して其事を問ひまつらん」。時に具壽阿難陀は卽ちに座より起ちて世尊所に往き、雙足を禮し已りて一面に

【三八】無暇中。八無暇有暇經（大正藏一七・五九〇）に(1)地獄に墮せんには聖行に住せんと欲すとも修習するに暇なし、(2)餓鬼・(3)傍生・(4)長壽天に生まれんにも修習の暇なく、たとひ人趣に生ずとも(5)邊地下賤に生まれ、(6)聾盲瘖瘂に生まれ、(7)邪倒の見を信ずるものは聖行修習に暇なく、(8)更に正見を生じつゝも將導する人なき無佛の世に生まれてはやはり無暇人なりと說きたまへりとせり。今劫比羅は(3)の傍生趣に生ぜる故に無暇中に處在すれば、聖行を修習するを得ずとて啼泣すとも救ひ難しとの意なり。

[二五]尊者大名・[二六]尊者無滅・尊者舍利弗・尊者大目連・尊者迦旃波・尊者阿難陀・[二七]尊者頡離伐底の是の如き等の諸大聲聞及び諸苾芻衆と共に河側に往きたまへり。時に諸大衆は遙に世尊並に苾芻衆の遠くよりして來りた」まへるを見て、諸の不信者は共に相議して曰はく、「諸人當に知るべし、我れ沙門瞿答摩は諸の喜・樂を斷ぜりと聞けるに、彼も亦愛好して來りて此魚を觀ぜんとせり」。諸の敬信者は便ち是說を作さく、「諸人應に知るべし、佛世尊の如きは久しく喜・樂を除きたまへり、豈に今日此魚に緣りての故に、諸大衆の爲に大慈悲を降して、希奇微妙の法を說かんと欲したまへるに非ざらんや」とて、共に頌を說いて曰はく、

「牟尼は久しく喜樂心を捨したまへるに　無信の人は誹謗を生ぜり
最勝今此處に來りたまへるは　必らず時衆の爲に微言を說きたまはんとなり」。

是時大衆は世尊の至りたまへるを見て悉く皆驚起せり。佛世尊は菩薩たりし時、師僧父母の尊重處に於て常に恭敬を起したまへるに由りての故なり。爾の時世尊は大衆中に入り苾芻の前に在りて座に就て坐し、便ち五百漁人に告げて曰はく、「賢首、汝等は先身に曾て惡業を作せり、此緣に由りての故に生じて卑賤の漁捕人中に在るなり。汝今更に復手づから刀網を執り、殺害業を爲して自ら活命せんに、今此に於て死せんに何處に生を受くるぞや」。漁人請じて曰はく、「我今何の所作を欲すべきかを知らず」。世尊告げて曰はく、「汝今宜しく魚鼈等の水族の類を放つべし」。彼、佛に白して言さく、「世尊の敎の如くせん」とて、卽ち便ち放捨せり。爾の時世尊は神通力を以て魚鼈等をして、水に游ぐが如くして勝慧河に入らしめたまひしに、唯摩竭魚のみ獨留まりて去らず、前生事を憶して能く人語を作して佛と共に酬答せり。爾の時世尊は摩竭魚に告げて曰はく、「汝は是れ劫比羅なりや不や」。答へて言さく、「我は是れ劫比羅なり」。世尊復問ひたまはく、「汝曾て身語意に惡行を作せりや不や」。答へて言さく、「曾て作せり」。「汝頗し此の三種惡行は惡異熟を招くを知れりや不や」。

【二五】 尊者大名(Mahānāma)。五比丘の一人、摩訶男なり。
【二六】 尊者無滅(Aniruddha)。阿奴律陀卽ち阿那律なり。
【二七】 尊者頡離伐底(Kāṅkṣā-Revata)。離婆多なり。

と欲す、若し諸具壽にして樂うて如來に隨從して去らんと欲せんには當に衣を持すべし」と」。時に具壽阿難陀は佛の敎を承け已りて諸苾芻に告げて曰はく、「諸具壽、佛は今河岸に往いて遊行せんと欲したまへり、若し諸具壽にして隨從せんと樂はんには當に可しく衣を持すべし」。時に諸苾芻は既にして敎を奉じ已りて倶に佛所に來るに、爾の時世尊は勝慧河に往きたまひ、自ら調伏せる故に調伏に圍遶せられ、自ら寂靜の故に寂靜に圍遶せられ、解脫して解脫に圍遶せられ、安隱にして安隱に圍遶せられ、善順にして善順に圍遶せられ、阿羅漢にして阿羅漢に圍遶せられ、離欲にして離欲に圍遶せられ、端嚴にして端嚴に圍遶せらるゝこと、栴檀林の栴檀に圍遶せらるゝが如く、猶し象王の衆象に圍遶せらるゝが如く、師子王の師子に圍遶せらるゝが如く、大牛王の諸牛に圍遶せらるるが如く、猶し鵝王の諸鵝に圍遶せらるゝが如く、妙翅鳥の諸鳥に圍遶せらるゝが如く、婆羅門の學徒に圍遶せらるゝが如く、猶し大醫の病者に圍遶せらるゝが如く、大將軍の兵衆に圍遶せらるゝが如く、大導師の行旅に圍遶せらるゝが如く、猶し商主の賈客に圍遶せらるゝが如く、大長者の人衆に圍遶せらるゝが如く、大國王の諸臣に圍遶せらるゝが如く、轉輪王の千子に圍遶せらるゝが如く、猶し明月の衆星に圍遶せらるゝが如く、猶し日輪の千光に圍遶せらるゝが如く、持國天王の[二一]乾闥婆衆に圍遶せらるゝが如く、增長天王の[二二]拘畔茶衆に圍遶せらるゝが如く、醜目天王の龍衆に圍遶せらるゝが如く、多聞天王の藥叉衆に圍遶せらるゝが如く、[二三]淨妙王の阿蘇羅衆に圍遶せらるゝが如く、猶し帝釋の三十三天に圍遶せらるゝが如く、梵天王の梵衆に圍遶せらるゝが如くにして、猶し大海湛然として安靜なるが如く、猶し大雲靉靆として垂布せるが如く、猶し象王の狂醉を屛息せるが如くに、諸根を調伏して威儀寂靜に、三十二相もて而ち莊飾を爲し、八十種好以て自ら嚴身し、圓光一尋にして朗かなること千日に踰ぎ、安かに歩み徐に進むこと寶山を移すが如く、十力・四無畏・[二四]大悲三念住の無量功德皆悉く圓滿して、諸大聲聞・尊者阿愼若憍陳如・尊者馬勝・尊者婆瑟波・

【二一】乾闥婆(gandharva)。八部衆の一、天の樂神なり。

【二二】拘畔茶(kumbhāṇḍa)。人の精氣を噉ふ鬼、增長天王の領鬼なり。

【二三】淨妙王。阿修羅王の名なる毘摩質多羅(vimalacitra)なり。譯して淨心・綺畫・寶飾とする故に、今、淨妙とせるは此意を含めるものと考へらる。

【二四】大悲三念住。佛大悲を以て衆姓を攝化するに常に三種の念に住す。衆生佛を信ずとも佛喜心を生ぜず。佛を信ぜざるも佛憂惱を生ぜず、同時に一類は信じ一類は信ぜざるとも佛は喜心と憂惱とを生ぜずして、常に正念正智に安住するをいふ。

時に彼光明は遍く三千大千世界を照して佛所に還り至れり。若し佛世尊にして過去事を説きたまはんには光、背より入り、若し未來事を説きたまはんには光、胸より入り、若し地獄事を説きたまはんには、光、足下より入り、若し傍生事を説きたまはんには光、足跟より入り、若し餓鬼事を説きたまはんには光、足指より入り、若し人事を説きたまはんには光、膝より入り、若し[一八]力輪王事を説きたまはんには光、左手掌より入り、若し轉輪王事を説きたまはんには光、右手掌より入り、若し天事を説きたまはんには光、臍より入り、若し聲聞事を説きたまはんには光、口より入り、若し獨覺事を説きたまはんには光、眉間より入り、若し[一九]阿耨多羅三藐三菩提事を説きたまはんには光、頂より入るなり。是時は光明、佛を遶ること三匝して臍よりして入れり。時に具壽阿難陀は合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、如來應正等覺にして煕怡微笑したまはんには因縁なきには非じ」。即ち伽他を説いて佛に請じて曰さく、

「口より種種に妙光明を出して　大千に流滿せること一相に非ず
十方諸刹土に周遍して　日光の盡虚空を照すが如し。
佛は是れ衆生の最勝の因なり　能く憍慢及び憂慼を除きたまふ
縁なきには金口を啓きたまはず　微笑當に必らず希奇を演ぶべし。
安詳審諦なる牟尼尊は　樂うて聞かんと欲せん者には能く爲に説きたまふ
師子王の妙吼を發すが如し　願はくは我等が爲に疑心を決きたまはんことを。
大海内の[二〇]妙山王の如く　若し因縁なきには搖動したまはじ
自在に慈悲もて微笑を現じたまへり　渇仰せん者の爲に因縁を説きたまはんことを」。

爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、『是の如し、是の如し、阿難陀、因縁なきには如來應正等覺は輙ちに微笑を現ずること非じ、汝今應に可しく諸苾芻に告ぐべし、「如來は河岸に往いて遊行せん

【一八】力輪王事。明かならず、藏律には「力轉輪王の王事」とあり。

【一九】阿耨多羅三藐三菩提（Anuttara-samyak-sambodhi）。無上正眞道、又は無上正遍知・無上正等正覺とも譯す。

【二〇】妙山王。妙高山の略、山中の最高なれば王といへり、これ蘇迷盧・修迷樓・須彌は sumeru の音寫にして譯して妙高とするなり。

佛は所化の者に於て　愍念せんこと彼に過ぎたり。
佛は諸の有情に於て　慈念して捨離せず
其苦難を思濟せんこと　母牛の犢に隨ふが如し」。

爾の時、世尊は是の如きの念を作したまはく、「此の摩竭魚は今苦厄に遭へるも、先佛の所に於て已に善根を植ゑたれば、我れ魚に因みて故に大教網を施して有情を化度せん、宜しく勝慧河側に往くべし」。諸佛常法として未だ涅槃に入らずして世に安住したまふは、所化の有情を憐愍せんが爲にして、時には[一六]捺洛迦・傍生・餓鬼・人天の諸趣に往き、或は屍林に往き、或は河處に往きたまふなり。今此事に由りて世尊は勝慧河の邊に往かんと欲したまひ、卽ち便ち微笑したまふに、口中より五色の光を出して、或時は下照し、或は復上昇せり。其光の下れるは無間獄並に餘の地獄に至り、若し炎熱を受けたるには皆淸涼を得、若し寒氷に處せるには便ち溫暖を獲たり。彼の諸有情は、各安樂を得て皆是念を作さく、「我れ汝等と與に地獄より死して餘處に生ぜりとやせん」。爾の時世尊は彼有情をして信心を生ぜしめ已りて復餘相を現じたまふに、彼れ相を見已りて皆是念を作さく、「我等は此よりして死にて餘處に生ぜしにあらず、然り、我必らず無上大聖の威德力に由りての故に、我身心をして現に安樂を受けしめたまひしなり」。旣にして敬信を生じて能く諸苦を滅し、人天趣に於て勝妙身を受け、當に法器と爲りて眞諦理を見たり。其の上昇せるは、[一七]色究竟天に至りて、光中に苦・空・無常・無我等の法を演說し、幷せて二伽他を說いて曰はく、

「汝當に佛の敎に於て　勤めて出離の道を求むべし
能く生死の軍を破せんこと　象の草舍を摧くが如くならん」。
「佛の法・律の中に於て　勇進して常に修學せんに
能く生死を捨して　苦の邊際を盡すを得ん」。

種ありとせり。

【一六】捺落迦(naraka)。惡人居處の義、地獄なり。

【一七】色究竟天。色界十八天中の最上天にして、形體を有する天處の究竟にして有頂天ともいふ。阿迦貳吒・阿迦尼瑟吒(Akaniṣṭha)天はその音譯なり。

頭なるあり、或は象頭なるあり、或は馬頭・駱駝頭・驢頭・牛頭・獼猴頭・師子頭・虎頭・豹頭・熊頭・羆頭・猫頭・鹿頭・水牛頭・猪頭・狗頭・魚頭なるありき。時に四遠の諸人遞に相告語すらく、「勝慧河側の五百漁人は大足網を張り一魚を捕得して牽いて岸上に在けり、其形奇大にして十八頭三十六眼あり」。諸人聞き已り、時に無量百千[六]倶胝那庾多衆ありて競ろて河所に集まれるに、或は情に喜樂を生じて彼に往いて觀瞻せるあり、或は先世の善根もて警悟して去らしむるあり、廣嚴城內に外道六師あり亦喜樂を生じて共に魚所に至り、大衆雲集し注目詳觀して共に相告げて曰はく、「仁等各並に此頭を識れりや不や」とて、希有心を生じ[七]指撝して住せり。諸佛常法として世間を觀察したまふに見聞せざるなく知らざる者なく、恒に大悲を起して一切を饒益したまひ、救護中に於て最も第一たり最も勇猛たり、二言あることなく定慧に依りて住し、三明を顯發し善く三學を修し善く三業を調へ、[八]四瀑流を度り四神足に安んじ長夜の中に於て四攝行を修し、[九]五蓋を捨除し[一〇]五支を遠離し五道を超越し、六根具足し六度圓滿に、[一一]七財普く施し七覺の花を開き、[一二]世の八法を離れ八正路を示し、永く[一三]九結を斷じ[一四]九定に明閑に、十力を充滿して名は十方に聞え、諸の自在の中最も殊勝たり。諸の無畏を得て魔怨を降伏し、大雷音を震ひて師子吼を作し、晝夜六時に常に佛眼を以て世間を觀察したまふらく「誰か增し誰か減じ、誰か苦厄に遭ひ誰か惡趣に向ひ、誰か欲泥に陷り誰か化を受くるに堪へたりや、何の方便を作してか拔濟して出さしめん」と。聖財なき者には聖財を得せしめて[一五]智安膳那を以て無明の膜を破し、善根なき者には善根を種ゑしめ、善根ある者には其をして增長せしめ、人天の路を置けて安隱無礙に涅槃の城に趣か(しめ)たまへり。說ありて言へるが如し、

「假使大海の潮に　或は期限を失せんとも
佛は所化の者に於て　濟度して時を過たじ。
母の一兒あらんに　常に其身命を護らんが如く

[六] 倶胝那庾多衆(koṭi, nayuta)百倶胝は一阿由多、百阿由多を一那由多とす。一倶胝を十萬・百萬・千萬とするありて一定し難し。
[七] 指撝。共にさしまねくなり。
[八] 四瀑流。欲・有・見・無明。
[九] 五蓋。貪・瞋・睡眠・掉悔・疑。
[一〇] 五支。次に五道を超越すとある故に即ちこれ欲界超越なれば、貪・瞋・身見・戒取見・疑の五下分結を云へるものと考へらる。此五惑は欲界に於て起して欲界を超越すること能はざらしむるものなればなり。されば五支にはあらざるべし、律部八、註(四の二四〇)十賢聖住處の下(1)參照。
[一一] 七財。信・戒・聞・慚・愧・捨・慧の七聖財。
[一二] 世八法。利・衰・毀・譽・稱・譏・苦・樂。
[一三] 九結。愛・恚・慢・癡・疑・見・取・慳・嫉。
[一四] 九定。九次第定なり、律部八、註(四の二三九)參照。
[一五] 智安膳那。智慧の藥なり。後文に大智藥とあり。安膳那(巴 añjana)は眼藥にして有部藥事、(寒四・二右)には花・汁・粖・丸・蘇毘羅石の五

卷の第九

一 妄[一]說自得上人法學處第四(の一)

頌に攝して曰はく、

最初に劫比羅と　漁人衆五百と
苾芻蘭若に住せると　自ら顯記して相違せるとなり。

爾の時薄伽梵、廣嚴城[二]獼猴池側高閣堂中に在しき。時に五百漁人ありて、勝慧河の邊に於て結侶して住せり。時に彼の漁人に二の大網あり、一は小足と名け、二は大足と名け、買魚人少きには便ち小足を用ひ、買魚人多きには即ち大足を用ひ、若し大節會には即ち二網俱に張りぬ。彼異時に於て廣嚴城中に大節會あり、買魚者衆かりければ二網俱に施し、五百人を分ちて以て二朋と爲し各一網を持ちしに、小足を施せる者多く魚・鼈・[三]黿・鼉の類を獲て、岸上に委積せること大穀聚の如くなりき。時に[四]摩竭大魚あり海中にて眠睡せるに、潮の泛濫に隨うて遂に勝慧河中に入り、大足を持てる者即ち便ち網して得たりき。時に二百五十人して共に其網を牽き、網逼りて魚身即ち便ち睡覺めしに、網並に人を曳いて流に隨うて去りければ、各大に驚き叫びて小足人に告げて曰はく、「我等幷に網は並に魚に牽かるれば、仁可しく俱に來りて我と共に相濟ふべし」。彼既にして聞き已り俱に來りて共に牽きしに、五百諸人も網と與に同じく去りて持得すること能はざりき。時に五百人聲を發し大に叫びて隣近人に告げて曰はく、「諸人當に知るべし、我(等)五百人及び大足網は並に魚に牽かれて流に隨うて下らんとすれば共に來りて相濟へ」。時に近住者の若しは放牛羊人・[五]採樵蘇人・正道活命人・邪道活命人及び餘の諸人百千萬衆俱に來りて網を牽きぬ。時に彼諸人の身體傷損し其網破裂し、極大艱辛して方に牽いて岸に上げぬ。其摩竭魚は一十八頭三十六眼ありて、或は人

【一】 波羅市迦法第四妄說自得上人法學處。

【二】 獼猴池側高閣堂(Markaṭahradatīre Kūṭāgāraśālā)。大林重閣講堂と獼猴池側高閣堂とは同一なりと考へらるゝも、智度論卷三には毘舍離に摩訶槃(mahāvana=大林)と獼猴池岸精舍との二處ありとすれば同異俄かに定め難し。

【三】 黿鼉。おほすつぽんとわにの一種。

【四】 摩竭大魚。摩伽羅魚(makara)なり、鯨魚と譯し海中の魚王とす。

【五】 採樵蘇人。樵蘇は雜木及び草なり。

於て食を持して去き、父旣にして食し已りて其子に告げて曰はく「汝當に衣を浣ふべし、我れ困れたれば且らく眠らん」とて、卽ちに便ち睡著せり。然れども父の頭上に髮なかりければ、多く蚊蟲ありて來りて其頂を唼へり。子、衣を浣ひ已りて來りて父邊に至り、其頭上に多く蚊蚋あるを見て卽ち便ち爲に拂へるに、蚊子血を貪りて打ち去るも還來りければ、怒りて言ひて曰はく、「今我れ存在せり、豈に蚊蟲をして我父の血を飲ましめんや」とて、浣衣棒を將りて以て蚊蟲を打ちしに、蚊は散飛せりと雖父の頭遂に破れ、因りて命絕えぬ。時に天あり、伽陀を說いて曰はく、

「寧ろ智者と怨惡たらんとも　　愚人と共に親友を結ばざれ
　猶し癡子の蚊蟲を拂はんとて　　棒もて父頭を打ちて因りて命過せるが如くなり」。

汝、諸苾芻、異念を生ずること勿れ、彼時の浣衣老人とは卽ち莫訶羅是なり、彼時の子とは卽ち父を推せる苾芻是なり。往時に復父を殺せりと雖無間罪に非ざりき。今時も亦爾り、父命を斷ぜりと雖、無間罪に非ず波羅市迦を犯ぜざるなり』。又、無犯とは、最初にして未だ制戒せざると癡狂と心亂と痛惱所纏となり。故斷人命學處了る。

ちに命終せり。子、父の死を見て遂に大號哭し、之を路左に置き其衣鉢を持して逝多林に往きぬ。諸苾芻見て告げて言はく、「善來、摩訶羅の子、汝の老父は今何處に在りや」。彼便ち啼哭せるに苾芻問うて曰はく、「具壽、何の故にか啼哭せる」。報じて言はく、「我父已に死にたり」。諸苾芻告げて曰はく、「具壽、諸行は無常なり、是れ生滅の法なり、汝は善說法律に於て家を捨てゝ出家せるなれば、當に自ら裁抑すべし、憂苦を生ずること勿れ」。報じて言はく、「我れ父を推せるに地に倒れ、因りて卽ちに命終せり、當に我れ父を殺せるなるべし」。苾芻報じて曰はく、「汝が所言の如くんば深く啼哭すべけん、一に無間罪を得、二に波羅市迦を得て、阿鼻地獄に在りて長時に苦を受くればなり」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「彼は犯あることなし。然れども諸苾芻は應に行路中に在りて困乏せる者あらんに、强ひて推して去かしむべからず。我今諸の行路苾芻の爲に其行法を制せん、若し道行時に疲極者を見んには、當に與に按摩して勞を解き、爲に衣鉢及び諸の資具を擎ぐべし。去くことを能くせんには善し、若し去くこと能はざらんには當に可しく先に行くべし。住處に至り已りて鉢を洗ひ葉を請け、蟲なきやを觀察して可しく爲に食を請ずべし。來ること能はざらんには、食を持して往いて迎へ、食を絕せしむること勿れ。若し非時に在らんには、非時漿を送れ。道行苾芻は我が所制の如くせよ、依行せざらんには越法罪を得ん」。時に諸苾芻は悉く皆疑あり、俱に往いて佛に白して言さく、「[三八]世尊、何の因緣の故にか彼の摩訶羅の子は父の命根を斷じつゝも無間罪に非ず、亦波羅市迦にも非ざる」。佛言はく、『汝、諸苾芻、此人は但に今日父を殺して無罪なりしのみには非じ、往昔時に於て已に曾て父を殺して重罪を得ざりき。汝等應に聽くべし、過去世に於て一聚落中に浣衣人あり、唯一子ありて年漸く長大せり。時に聚落中に大節會あり、時人多く倂せて衣服を洗濯せり。是時父子は多く垢衣を得たるに、父、子に告げて曰はく、「旣に多衣を洗はんに歸りて食すること能はざれば、汝可しく飯を持して彼池邊に向ふべし」。子、後の時に

【三八】 摩訶羅子本生譚。

に於てして、恐怖せしめんと欲して驚呼の聲を作すべきなり。若し苾芻にして是の如きの心を作して彼が身を打たんには越法罪を得ん」。

[三六] 云何が老苾芻なる。佛、室羅伐給孤獨園に在しき。此城中に於て一長者あり、同類族に於て女を娶りて妻と爲し、後に一男を誕みて年漸く長大せり。是時長者は貲財損失して親族乖離し、其妻既にして亡せければ便ち子に告げて曰はく「我今衰老して復家中の事業を知ること能はず、我れ汝と別れて情に出家を希はんと欲す」。子、父に白して曰さく、「若し是の如きには我も亦出家せん」。父、子に報じて曰はく、「斯れ亦善い哉」。遂に即ち父子相隨へて[三七]給園中に詣り、一苾芻處に至り即ち禮足し已りて白して言さく、「聖者、我れ出家せんと欲す」。苾芻問うて曰はく「豈に此童子も亦出家を願へりや」。答へて曰さく、「亦願へり」。障難なきやを問ひて倶に出家を與へぬ。佛教の常式として、老者は利を受け、小者は事を知れるに、是時父子二人常に驅役せられければ、子は父に白して曰さく「我れ衆に欺かれぬ、常に作務せしめて爲に學業なし、今可しく共に他方に往いて經典を受習すべし」。父言はく、「善い哉、汝と與に同じく去らん」。所到の處にて其年小なる爲に還驅馳せられ、即ちに事を知らしめければ、子、父に白して曰さく、「室羅伐城ならば事を知らしむると雖、然も法主世尊は親しく彼に在して、時時の中に於て、「某甲苾芻は阿羅漢を證せり、某甲苾芻は不淨觀を成ぜり」との授記を說きたまふを聞き、勝光大王・勝鬘夫人・仙授・世主・毘舍佉母及び餘の長者婆羅門等は並に皆敬信すれば、我等は彼に至りて若しは法若しは食皆同じく受用せん、今彼に還らんと欲す」便ち餘方を棄てゝ室羅伐に至り、住處に到らんと欲して午時既にして逼りて揵稚の聲を聞きければ、便ち父に報じて曰はく、「揵稚の聲促れり、宜しく應に急ぎ往くべし」。父老いて疲困し速に行くこと能はず、其子强ひて推して其をして路を進ましめしに、子、是念を作さく、「推し行かんには益あり」とて復更に强ひて推せり。是時老父は面を地に覆せ塵土口に滿ちて、因りて即

【三六】前卷の註(一七)の本偈に老苾芻とあるを標擧せるなり。

【三七】給園。給孤獨園の略なり。

口に驚喚を出して善く身を防ぎ　　五百の羣寇は皆奔散せり」。

時に苾芻を請悉せる者、賊伴に告げて曰はく、「仁等何の故にか輒ちに自ら驚走せる」。賊徒答へて曰はく、「汝豈に聞かざらんや、六十人の出家せるありて皆弓矢を善くせるを。如何ぞ我等奔走せざらんや。然して我等は先に曾て犍稚・棒等を聞かざりき、是の如き器仗は必らず當に相殺すべければなり」。彼便ち答へて曰はく、「此等は皆是れ實の器仗には非じ」。諸賊問うて曰はく、「此は是れ何物なりや」。報じて曰はく、「犍稚とは木鳴して以て僧を集むるなり、棒槌とは是れ犍稚を打つ物なり、時輪とは用ひて日影を觀ずるなり、僧伽胝等及以條索は是れ衣服所須なり、俗は三衣を盛貯するに擬し、搭鉤は門を開くの鑰にして、我等應に驚怖すべからざれば、還りて可しく共に偸むべし」。時に群賊悉く皆寺に復るに、彼に賊帥あり登梯して上らんとせり。是時寺內に摩訶羅苾芻ありて守護者と爲りしに、彼が昇梯せるを見て便ち是念を作さく、「此の頑賊は我衣鉢を劫ひて露形ならしめたり、今若し縱に捨らんには還我等をして露形にして住せしめん、我當に彼が與に恐怖相を現ずべし」。卽ち便ち除行して犍稚木を取りて賊の頭上を打ちしに、賊は木打を被りて梯より落ちて死せり。摩訶羅卽ち便ち大喚すらく、「賊あり賊あり」。時に諸苾芻は便ち聽經を廢して爭うて上閣に昇りて問うて曰はく、「賊何處に在りや」。摩訶羅報じて曰はく、「此寺邊に於て梯上に昇りければ、我れ驚怖を示せるに並に已に逃奔せり」。諸人報じて曰はく、「賊をして逃奔せしめたらんには斯甚だ善しと爲す」。天曉に門を開いて賊の上れる處を尋ねしに、便ち賊、頭より血を流して死せるを見たりき。衆旣にして見已るに各驚怖を懷き共に相告げて曰はく、「前なるは賊に遭へるには非じ、今こそは是れ賊に遭へるなれ、人を打殺せるに由りて遂に我輩をして他勝罪を犯ぜしめたり」。時に諸苾芻は便ち追悔を生じて緣を以て佛に白すに、佛言はく、「汝等は無犯なり。然れども諸苾芻は應に是の如きの心を作して彼が身上を打つべからず、其の所擲の物は可しく傍邊に在き或は背後

【三五】本文に群賊悉皆復寺とあり。宋・元・明・宮本には復寺を溜去とせるも今改めず。

未や、大小行處は並に掃拭せりや未や」と。若し衆の上座にして前の所制の如くに依行せざらんには越法罪を得ん」。

爾の時、給孤獨園の舊住苾芻は被賊苾芻に告げて曰はく、「諸具壽、我等は有るに隨うて多少の衣鉢は共に相分給せるも猶未だ周贍せず、然り、被賊處の造寺長者は信心淳厚なれば、宜しく應に彼に往いて重ねて與に相見ゆべし、必らず衣服を以て共に相濟給せん」。此語を聞き已りて便ち共に籌議すらく、「諸具壽、善い哉、同梵行者の此說や。然り、我等曩は前に來りし時忽遽して長者に白さざりき、今可しく更に去いて彼に告げて知らしむべし、或は多少の衣服を濟はるべけん」。即ち便ち長者の處に至りしに、長者見已りて禮して問うて曰はく、「聖者、何ぞ相告げずして遂に即ちに他行せる」。苾芻報じて曰はく、『長者、世尊の說きたまへるが如し、「夫、乳を搾らんには應に少許を留むべし」と。當時我等は是の如きの念を作せり「寺は今賊に遭へり、長者見已らんに物を出して寺に供へ、復我等に給して必らず傾竭を致さん。相惱觸せんを恐れしが故に白知せずして、便ち室羅伐城に往き同梵行處に於て衣服を求覓せるなり」』。長者白して言さく、「聖者、寺中、賊に遭はんとも豈に我家內も亦賊に遭へるならんや。善い哉、聖者、我を哀愍せんが爲に重ねて來りて相見えられぬ」と。既にして倍恭敬を生じて、人別に各[三三]十三資具を奉じぬ。彼賊聞き已りて還復重ねて來り、便ち夜中誦經の時に於て門を扣いて喚べり。時に諸苾芻は是れ賊至れりと知りて共に相告げて言はく、「諸具壽、昔時の矯賊今更に再び來れり、宜しく佛の教に依りて大驚叱を作すべし、與に門を開くこと莫れ」。即ち便ち高聲に唱言すらく、「急ぎ揵稚・棝棒・時輪・僧伽胝・七條・五條・衣帒・搭鉤・條索物を將ち來れ」。諸賊聞き已るに便ち大に驚惶し奔走して散りぬ。時に諸天あり伽陀を說いて曰はく、

[三四]「兩足牟尼は能く教を說いて　諸弟子をして賊を恐怖せしめ

【三三】十三資具。僧伽胝・嗢呾羅僧伽・安呾婆娑・尼師但那・裙・副裙・僧脚欹・副僧脚欹・拭面巾・拭身巾・覆瘡衣・剃髮衣・藥直衣なり。

【三四】兩足牟尼。兩足尊なる釋迦牟尼佛の義。

卽ち便ち寺を出づるに、時に諸苾芻は旣にして賊に遭ひ已りて共に相議して曰はく、『諸具壽、世尊說きたまへるが如し、「凡そ乳を聲らんには盡さしむべからず」と。今此長者、若し賊に遭へるを見んには、物を出して寺に供へ、復我等に與へて定んで當に傾竭すべけん、宜しく室羅伐城の同梵行處に往いて衣服を求覓すべし』。(一人)曰はく、「我等形露せり、如何がして涉途せんや」。一人告げて曰はく、「晝は草叢に入りて夜に當に涉路すべし」。(便ち)長者に白さず、是に於て便ち行いて漸く室羅伐城に至りしに、彼の諸苾芻は初夜後夜に警覺思惟して善品を勤修せるに、露形者の來りて門前に至れるを見て憧惶顧望せり。彼の諸苾芻遙に之に問うて曰はく、「汝等露形拔髮の輩にして何に因りてか斯に至れる、此は是れ毘訶羅にして汝が住處には非じ」。答へて言はく、「具壽、我は是れ苾芻にして露形外道には非じ」。復問うて曰はく、「豈に是の如きの形相あらんや」。苾芻答へて曰はく、「賊に偷劫せられしなり」。問うて曰はく、「汝が名は何等なりや」。答へて「我名は佛護なり」、「法護なり」、「僧護なり」、……等と曰へるに、彼便ち答へて曰はく、「善來、善來、具壽」とて、卽ちに爲に門を開き、彼便ち寺に入りしに、或は[二九]三衣を以て、或は[三〇]二裙、或は[三一]僧脚崎、或は漉水羅、或は鉢・腰條を以てし、其所有に隨うて皆共に周く給せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『凡そ夜中に於ては未だ善く語識せざらんには、應に輒ち與に門を開くべからず。可しく種族名字を問うて、若し體悉せんには方に爲に門を開くべし。然り、誦經時には應に苾芻をして守護を爲さしむべく、若し賊至れるを知らんには應に驚怖を現じ叱喝の相を作すべく、與に門を開くこと勿れ。是の如きの語を作せ、「犍稚を將ち來れ、並に椎杵・[三二]時輪・僧伽胝・七條・五條・衣帒・搭鉤・條索等の物と及に來れ」。是語聲を聞かんに、賊便ち驚き去らん。若し衆首たらん上座の所有行法は我今之を制せん。凡そ衆集まりて誦經せんと欲する時、上座は應に知事人に問うて曰ふべし、「門已に閉ぢたりや未や、寺內遍く看たりや不や、守護人を差せりや未や、誦經人を請ぜりや

【二九】三衣。僧伽胝(saṃghāṭī)・嗢呾羅僧伽(uttarāsaṅga)・安呾婆娑(antarvāsa)なり。

【三〇】二裙、裙は泥洹僧又は泥縛些那(nivāsana)の譯なり。十三資具として正裙と副裙とを持つ故に今二裙を與へしなり。

【三一】僧脚崎(saṃkakṣikā)。掩腋衣なり。

【三二】時輪(velācakra)。薜攞斫羯羅(ヘイラシヤカラ)と音寫す、時を計る器なり。

(用ふる)とやせん」。苾芻即ち便ち將ゐて庫屋を示して告げて言はく、「此庫中に於ては銅器を充滿せり」。既にして此を知り已りて賊便ち出でんと欲して報じて言はく、「聖者、向來、仁が善品を廢し我が生業を妨げぬ、今且らく辭去して後更に禮を申べん」。報じて言はく、「善し」。賊乃ち禮足して去り諸賊所に詣りて告げて曰はく、「我れ彼寺に於て親しく已に觀察せり、賊物豐贍せること富商客の如くなり、宜しく偷取すべし」。中に一人あり諸賊に告げて曰はく、『我曾て「六十人の、善く弓矢を閑へるありて此に於て出家せり」と說くを聞けり、造次に輙ち偷劫を爲すべからず。若し衆集まりて聽經せんに方に可しく寺に入るべし』。諸人問うて曰はく、「知らず、何日に當に誦經せんと欲すべきかを」。其の諳委人、諸賊に告げて曰はく、「八日已に過ぎぬれば、月の半に當に誦すべけん」。即ち便ち指を屈して日を數へて住せり。十五日に至り、上座自ら 波羅提木叉[二六]を說き、長淨[二七]を爲し已り、誦經者をして 師子座[二八]に昇らしめ、纔に伽他を誦して曰はく、

「佛、給園中に在して　能く一切の惑を斷じ
諸根皆寂定にして・　衆に告げて是の如くに言へり
我れ人天衆に於て　微妙の法を宣示せり
聞き已りて說の如く行ぜんに　苦の邊際を盡すを得ん」。

時に賊徒は門を扣いて喚びぬ。苾芻問うて曰はく、「汝は是れ何人ぞや」。報じて言はく、「聖者、我は是れ善男子なり」。時に諸苾芻便ち是念を作さく、「或は聚落人此に來りて聽法せんとするならん、我れ爲に門を開かん」。其門既にして開くに、賊徒競ひ入りて爭うて財物を取らんとせり。苾芻告げて曰はく、『汝向に報じて「是れ善男子なり」と言へるに、今來りて寺に入りて便ち我財を竊まんとするや』。賊便ち報じて言はく、「聖者、我に二名あり、外に在りては善男子と名け、寺に入りては劫賊と名く」。苾芻告げて曰はく、「汝が名を作せる者は是れ好人には非じ」。物を偷み得已りて

【二六】　波羅提木叉。戒經なり。
【二七】　長淨。Poṣadha（褒灑陀＝布薩）の譯、百一羯磨（寒五・四九右）に褒灑是長養義、陀是清淨洗濯義と註せり。戒經によりて所犯を省みて犯罪を悔過するなり。
【二八】　師子座(siṃhāsana)。如來は人中の獅子なれば、如來座を師子座といふ。今、此誦經者は如來の代官なれば、此座に坐して誦するなり。

委なりしが諸人に告げて曰はく、「汝等は彼に大に物あるを知らざるなり、有ることを知れる所以は、此の造寺長者は信心淳善にして唯一寺を造りて所有福業は皆其中に在り、此聚落及び餘村坊に於ても更に別寺なければ、諸人の福業も亦皆臻湊せり。時に諸苾芻は此に於て安居して多く利養を獲たり、若し信ぜざらんには可しく共に親觀すべし」。諸人報じて曰はく、「若し爾らんには汝可しく先に行くべし、我當に後に去るべし」。報じて言はく、「善好なり」。卽ち便ち衣服を整理し、緩步從容して口に伽他を誦しつゝ制底を旋行して便ち寺內に入りぬ。

時に門首に[二二]莫訶羅苾芻あり、賊見えて禮足して問ふらく、「聖者、此は是れ誰が寺なりや、房宇莊嚴は人をして愛樂せしめ、生天を願ふ者の是れ其の梯隥たり」。苾芻報じて言はく、「賢首、是れ某長者の興建せる所なり」。問うて言はく、「聖者、此は是れ[二三]毘訶羅たりや、是れ[二四]毘伽多たりや」。苾芻問うて曰はく、「何をか毘訶羅と謂ひ、何をか毘伽多と謂へる」。報じて曰はく、「若し資具充滿せるは是れ毘訶羅、所須闕乏せるは是れ毘伽多なり」。苾芻報じて言はく、「賢首、若し是の如くならんには、此は是れ毘訶羅にして毘伽多には非じ、此住處に於ては資產豐盈して受用具足すれば」。賊便ち報じて曰はく、「聖者、若し飯に足せんには應に土を餐ふべからず、若し衣に足せんには樹皮を著せざらん、仁が衣服も應に多少を有すべし」。時に莫訶羅は稟性愚直なりければ、便ち賊手を携へ共に房中に進みて報じて言はく、「汝、架上の衣物の多少を觀よ」。問うて言はく、「聖者、此は是れ仁が物たりや、僧物たりや」。報じて言はく、「賢首、是れ我が私物なり」。問うて言はく、「聖者、仁は是れ上座たりや、是れ法師たりや」。報じて言はく、「賢首、我は上座にも非ず、亦法師にも非ず、我は是れ[二五]求寂にして僧の下に居せるなり」。報じて曰はく、「仁が所有の物我已に之を知れり、然り、衆庫に於て貯積ありや不や」。報じて言はく、「賢首、我れ最下に居せるも尙ほ什物豐足せり、何に況んや僧中をや」。報じて言はく、「聖者、大衆の廚內煮食の物は瓦器を用ふるとやせん銅釜を

【二二】莫訶羅苾芻。莫訶羅(mahallaka)は愚老、半路修行と譯す、愚直にして老邁せる比丘なり。

【二三】毘訶羅(Vihāra)。住房なり。

【二四】毘伽多。藏律に「貧乏」とあり、梵音 vigata(缺減の意)なるか。

【二五】求寂。śrāmaṇera の譯、沙彌と音寫し、或は勤策男と譯す。前に莫訶羅苾芻といひてこゝに求寂といへるは、これ愚比丘なるが故に比丘の最下位、沙彌の最上位に居せる故なるべし。

彼れ明日に於て諸の美膳を辦へて衆僧に供養し、衆僧食し已りて其が爲に呪願して方に住處に歸るに、夜中後に於て非時漿を設け、既にして澡漱し已るに長者は手づから香鑪を取りて上座前に於て大衆に白して曰さく、「聖者、此の住處は我れ身の爲にせず亦親屬の爲にせず、然る本意は但四方僧伽の爲に造立せるなれば、願はくは哀愍せられて此に於て夏安居したまはんことを」。諸苾芻、長者に告げて曰はく、『世尊法主は今現在して室羅伐城に在し、時々の中に於て、「某甲苾芻は阿羅漢を證せり、某甲苾芻は不淨觀を成ぜり」との授記を說きたまへるを聞いて、[15]勝光大王・[16]勝鬘夫人・[17]仙授・[18]世主・[19]毘舍佉母及び餘の長者婆羅門等は並に皆敬信せり。我等は彼に往いて若しは法若しは食皆同じく受用せんとて我等は往かんと欲す」と』。長者白して言さく、「法義の利を受けんことは惟仁の所知なり、衣食資身は我願はくは供給せん、幸はくは可しく心を留めて此に於て停住せらるべし、[20]四事の供養は當に闕乏することなから(しむ)べし」。上座告げて言はく、『諸具壽、世尊說きたまへるが如し、「若し其施主にして敬信あらんには、應に須らく悲愍して信心を增長すべし」と。我今此に於て住せんと欲す』。既にして留意を作し、卽ち便ち此內外に於て觀察せるに、遂に香花樹に滿ち美果枝に盈り、淸沼茂林皆愛樂すべきを見たれば、上座告げて曰はく、「諸具壽、今此住處は花果豐盈せるも、若し[21]前安居せんには果實未だ熟せざれば、我等宜しく後安居を作すべし」。既にして籌議し已りて遂に後安居せり。時に彼長者は唯一寺を造りて所有福業は皆其中に在り、此聚落及餘の村坊に於ても更に別寺なかりければ、諸人の福業も亦皆臻湊せり。時に諸苾芻は此に安居して多く利養を獲たれば、隨意事訖れるにも此に於て住せり。時に迦栗底迦賊あり共に相議して曰はく、「我等當に何の業をか作さんに、一歲中に於て劬勞を假らずして衣食豐足すべき」。是說を作すありき、「我等宜しく應に苾芻物を偸むべし」。餘賊報じて曰はく、「彼れ一日中に百の門閫を過ぎて辛苦して乞索しつゝも僅に軀に充つるを得んのみ、彼何の有する所ぞ」。中に一賊あり苾芻に諳

【一五】勝光大王。波斯匿王。

【一六】勝鬘夫人。Mallikā(末利)の譯、有部雜事卷七(寒一・二五右)に詳し。勝光王二大夫人の一。

【一七】仙授。ṛṣidatta(梨師達多)の譯、勝光王の大臣、篤信者なり。

【一八】世主。purāṇa(富蘭那)の譯、前代・先世とも、故舊とも譯す。梨師達多と兄弟にして共に勝光王の大臣、篤信者なり。

【一九】毘舍佉母。毘舍佉鹿子母(Viśākhā-migāramātṛ)なり。律部八、註(七の一四九)參照。

【二〇】四事供養。衣服・飮食・臥具・湯藥の沙門資緣を供養するなり。

【二一】前安居後安居。律部八、註(八の一四七・一四八)參照。

て妙石門あり、廊宇周環して悉く皆嚴飾せるに、見る者歡喜せり。此住處に於て六十苾芻を請じて夏安居し竟り、隨意事を作し已りて緣に任せて去りぬ。時に彼施主は寺の空虛なるを見て、人をして守護せしめぬ。賊徒ありて牀褥等を盜まんを恐れてなり。復六十苾芻ありて人間に遊行し、斯聚落に屆りて停處を求覓せり。時に一人あり苾芻に報じて曰はく、「聖者、何ぞ寺に住せざる」。報じて言はく、「賢首、何處に寺ありや」。答へて曰はく、「村外の林中に好住處あり」。苾芻便ち往いて守護人を見たるに、彼遙に見已りて告げて言はく、「善來」。即ちに房舍・牀褥・被枕及び小坐牀並に【一二】三柜木を給與して告げて言はく、「聖者、可しく先に水を濾すべし、我今暫く往いて長者に白して知ら(しめ)ん」。長者に告げて曰はく、「仁今福德倍更に增長せん、六十の客苾芻ありて寺所に來至せり」。長者聞き已りて驚喜交して家人に報じて曰はく、「汝等可しく酥・蜜・沙糖・石榴・石蜜・蒲萄・胡椒・乾薑・【一三】蓽茇の非時漿と作すに堪ふる物を取りて、持して寺中に往くべし。客僧伽ありて住處に來至したれば、非時漿を作して共をして飽飲せしめんと欲す」。家人聞き已るに、處分せらるゝ如きは咸將つて寺に至れり。時に諸苾芻は既に水を濾し已り、各威儀を任ちて隨處にして住せり。是時長者便ち寺中に往き、遙に苾芻の蓮華聚の如くに寺內に充滿せるを見て、倍信心を益じて深く歸向を加へ、伽他を說いて曰はく、

　若しは村若しは林中　若しは高き若しは下き處に
　衆僧居住せるは　愛樂心を生ぜしむ。

非時漿を作り調和既に訖りて自ら手づから授與せるに、諸苾芻衆は漿を飽飲し已れり。爾の時長者は衆僧の足を禮し、自ら香鑪を執り諸の僧衆を引いて、出でて【一四】制底を遶りて住處に還歸し、上座の前に在りて長跪して住し、上座爲に法要を說けるに、長者白して言さく、「明日中時に唯願はくは聖衆は我宅中に就りて、哀みて微供を受けたまはんことを」。苾芻之に許へるに禮足して去りぬ。

【一二】三柜木。宮本に三拒木とせるも今改めず。柜は溜水を受くる器。今は濾水の爲に三叉とせる木器をいふ。藏律に相當語なし。

【一三】蓽茇。律部八、註(三の一〇二)參照。

【一四】制底。支提とも音寫す、前註(五の三七)窣堵波參照。

ぬ。時に十六人共に相謂ひて曰はく、「諸具壽、豈に一人の斯の營作を助けたるなからんや」。時に一人あり是の如きの語を作さく、『我れ是念を生ぜしなり、「我困れぬ、且らく眠らん、餘の十六人は豈に撿校すること能はざるべけんや」と』。諸人も悉く皆是の如きの語を作しければ、詳く此を聞き已りて共に相謂ひて曰はく、「此の一人は我等が庭に於て凡そ所作あるには常に先首と爲れるに我れ相助けず、彼定んで瞋を生ぜしならん、我等食し竟りて從うて歡喜を乞へん」。食し已るに詳く其所に至りて俱に共に〔一〇〕懺摩し、其の少年なるは卽ち便ち禮足し、若し老大なるは手づから其肩を撫して告げて言はく、「具壽、汝、容恕すべし」。時に彼默然して應對せざりければ、親友者あり指を以て〔一一〕擊攊せるに、彼笑うて告げて曰はく、「喜を施せり、喜を施せり」。諸人各念ずらく、「此は好方便なり」とて、若しは一若しは二……乃至、諸人して悉く共に擊攊せるに、時に彼が風氣上衝して卽ち便ち命殞しければ、諸人は死を見て悲號大哭せり。時に諸苾芻怪みて之に問ふらく、「何謂ぞ汝今共に聚まりて啼哭せる」。彼便ち報じて曰はく、「大德、我曹皆日十七衆ありしに、今は但十六なり、寧ぞ悲啼せざらんや。又我が得意の同梵行人死にて愛別離苦あり、復他勝罪あり、云何ぞ悲惱せざるを得ん」。時に諸苾芻は聞き已りて去りしに、彼十六人は各一邊に在りて憂を懷いて住せり。餘の苾芻あり、其が同伴の、擊攊して死を致せるを知りて、見に責めて曰はく、「具壽、汝十七衆は草を燒く火の疾く燃え疾く滅するが如くに、或時は戲樂し、或は復憂愁せり」。彼（等）は憂火の爲に心を燎かれて、此語を聞くと雖竟に酬對せざりき。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「彼の諸苾芻は殺心なかりし故に無犯なり。然れども諸苾芻は應に相擊攊すべからず、若し擊攊せんには越法罪を得ん」。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。此を去ること遠からざるに一聚落あり、彼に長者あり大富饒財にして諸の僕使多く、淨信心ありて意樂賢善なりき。彼れ僧伽の爲に一住處を造り、其狀高大にし

〔一〇〕懺摩。梵音 kṣamaya 忍恕を請ふなり。追悔の義にあらず。義淨は寄歸傳二（大正五四・二一七下）に懺摩を追悔と譯ずるを非なりとして舊譯諸師を難ぜり。
〔一一〕擊攊。こそぐるなり。

屍林處に於て、豈に彼の手を斬り足を截てる六十人を見ざらんや」。答へて言はく、「我見たり」。圓滿曰はく、「我れ教化を爲して多く鹽醋を得、人各飽食して悉く已に命終したれば、當生處に於ては母の新乳を飮まん」。諸苾芻尼聞いて告げて曰はく、「癡人、他勝罪を以て腹中に塡滿しつゝ而も我等をして共に隨喜を生ぜしめんとは」。時に圓滿聞き已りて追悔して便ち是念を作さく、「將た我れ他勝罪を犯ぜるには非らんや」。此因緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく『此苾芻尼は無犯なり、若し故心ありて他をして死なしめんには他勝罪を得ん。然り諸苾芻尼は應に病人處に於て其に醋を與へ、飮みて命終せしむべからず。「此の病人は斯藥に由りての故に早く差ゆるを得せしめん」と、應に是心を作すべからんには無犯なり。若し苾芻・苾芻尼にして「此藥に由りての故に當に命終せしむべし」と、是の如きの念を作し、若し因りて死なんには他勝罪を得ん』

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に具壽大目連は十七衆童子を將ゐて其に出家を與へ、並に圓具を授け、鄔波離を以て首と爲せり。此十七人、若し一人の知事と爲る者あらんには、彼十六は盡く皆相助けぬ。彼れ異時に於て法事の起れるありて通夜に誦經せるに、是十七人共に來りて撿校せり。復別の日に於て僧伽に浴室事起れるありしに、彼亦詳く來りて共に相借助せり。復別の日中に於て一人あり寺事を知るべかりければ、卽ち是日に於て寺宇を莊嚴せり。時に知事人は專心看守せるに、中に一人あり是の如きの念を作さく、「我困れぬ、且らく眠らん、彼十六人豈に守護することと能はざるべけんや」。時に十六人も各是念を生ずらく、「我困れぬ、且らく眠らん」。其十六人並に皆熟睡しければ、唯一知事者のみありて通夜に撿校して眠睡するを得ざりき。既にして天明に至りて燈樹を屛き寺門を開き、房庭を掃灑し水の淨不を觀じ、日時候を瞻て牀座を敷設し、窣堵波處に香を燒いて普く熏ぜ(しめ)、寺の上閣に於て便ち揵稚を鳴らせり。時に十六人は揵稚の聲を聞いて方に始めて眠覺め、各各房より鉢を持して出づるに、彼一人の周慞馳走して寺事を撿校せるを見

て屍林に至りて其手足を斬り、所盜の物は數に依りて酬與せり。世尊說いて諸苾芻に告げたまへるが如し、「汝等當に知るべし、自他の損惱・自他の安樂に於て應に善く觀察すべし。何を以ての故に。汝、諸苾芻、自他の損惱・自他の安樂は、斯等は皆是れ厭離すべきの處なればなり」と。時に諸苾芻は佛語を憶持して、爲に厭を生ぜるが故に多く屍林に往けり。時に諸苾芻尼ありて亦屍林に詣りしに、諸の群賊の手足皆斷てるを見ぬ。時に一人あり亦屍林に在り、共に群賊を觀て是の如きの語を作さく、「若し好心ありて斯苦を愍まんには、可しく鹽醋を以て之に與へて飲ましむべし、死に已らんに當に更に生を受けて母の新乳を飲むべけん」。時に諸苾芻尼中に一苾芻尼あり、名けて圓滿と云ひ、麁壯愚直なりしが、此語を聞き已りて便ち是念を作さく、「我れ善說法律の中に於て出家たるを得つゝ、云何が我今斯の福聚を捨てんや、我今宜しく鹽醋を求覓して之に施與すべし」。時に苾芻尼は倶に住處に還りしに、圓滿は獨城中に詣りて鹽醋を求得して[九]大瓨に滿たし、瓦甌六十と幷に持して賊所に還れり。時に彼諸賊は苦の爲に嬰纒せられ飢渇に逼られて活を求むるに路なかりしに、苾芻尼を見て便ち是語を作さく、「善い哉、聖者、我れ渇の爲に逼らる、願はくは瓨水を以て相救濟せられんことを」。時に苾芻尼は求福の心を作して、先に甌を與へ已り次で鹽醋を行して人皆に器に滿し、得已りて便ち飲みしに皆悉く命終せり。時に苾芻尼は暮れて方に寺に還りしに、寺門已に閉ぢたれば卽ち扣き喚びぬ。寺尼問うて曰はく、「門を扣くは誰ぞや」。報じて言はく、「我は是れ圓滿なり」。問うて言はく、「汝今何の故にか日暮れて方に還れる」。報じて言はく、「姉妹、隨喜せよ、姉妹、隨喜せよ」。諸苾芻尼問うて曰はく、「汝、何事をか作せる、阿羅漢果を得たりとやせん、不還・一來・預流果を得たりとやせん、或は僧伽の爲に住處を造れりとやせん、或は僧伽の爲に飲食・妙衣服を求得せりとやせん」。報じて言はく、「姉妹、仁等は更に作す所なくして唯飲食衣服をのみ求む」。苾芻尼問うて曰はく、「此皆無からんには汝何事をか作せる」。圓滿報じて曰はく、「仁等は

【九】大瓨。腹大口小なる瓦器。次の瓦甌は小さき瓮（ホトギ）なり。

しく放して歸去せ(しむ)べし』。時に防援人は別を告げて返りぬ。時に諸の賊侶は其要路に於て伺候人を安けり。時に伺候人は諸の防援(人)悉く皆去り已れるを見て賊徒に報じて曰はく、「援人已に去りぬ、君等宜しく行いて商旅中に入りて其財物を奪ふべし」。是時諸賊は險林中に於て便ち商旅を破り或は其命を斷じ、或は支體を傷けぬ。或は逃走せるありて往いて室羅伐城に至り、塵土にて身を坌して便ち王所に詣り白して言さく、「大王、我等商人は今王國に至りて財物皆失へり」。王曰はく、「何の意なりや」。白して言さく、「大王、王の國境に於て賊に刼奪せられしなり」。時に勝光王は卽ち便ち勅して毘盧宅迦太子に語げて曰はく、「汝可しく急ぎ往いて彼賊徒並に所盜物を擒ふべし」。太子既にして勅を奉じ已りて四兵……象馬車步なり……を嚴整し、險要處に於て賊徒を尋知せり。時に彼群賊は兵の至れるを覺らずして、一林中に於て共に財物を分ちしに、時に太子は其不備を掩ひて、或は當の時に斬殺せるあり、或は林野に逃竄せるあり、餘は擒獲せられて六十人を得たりき。賊既にして破れ已るに、太子便ち六十賊徒並に所得の物を將ゐて王所に送至し、敬を致し已りて大王に白して曰さく、「此は是れ賊徒並に所盜の物なり」。王、賊に問うて曰はく、『爾豈に我れ敎令を宣べたるを聞かざらんや、「若し賊を作さんには當に其命を斷ずべし、失へる所の直は我れ庫物を以てして用ひて酬塡せん」と』。賊言はく、「並に聞きぬ」。王曰はく、「汝若し聞きたらんには、何に因りてか賊を作して彼商人を奪へる」。白して言さく、「大王、若し賊を作さゞらんに貧窮にして活くるを(得)ざればなり」。王曰はく、「若し爾らば但其物のみを取るべきに、何の故にか人を殺せる」。白して言さく、「其をして怖れしめんと欲して是故に殺を須ゐしなり」。王曰はく、「若し爾らんには我に今法あり、汝をして恐怖せしめ、曾て未だ見ざる所を今日之に見せ(しめ)ん」。王は性暴虐なりければ大臣に勅して曰はく、「今可しく此賊徒を將ゐて彼屠所に至り其手足を斬るべし、賊を被れる商客には我庫物を以てして用ひて酬塡せよ」。大臣、敎を奉じて諸の賊侶を將ゐ、往い

ちに病人に藥服を與ふべからず。若し醫人なきには、應に苾芻にして曾て是れ醫たりし者に問ふべし。此若し無からんには、應に曾て醫人と知識たりし者に問ふべし。此若し無からんには、應に曾て病に遭へる人に問ふべし。此若し無からんには、應に耆舊苾芻に問ふべし。若し苾芻にして醫人……乃至、耆舊に問はずして、輙ちに自意を以て病人に藥を與へんには越法罪を得ん」。時に諸苾芻は共に疑念を生じければ、倶に往いて佛に白して言さく、「世尊、何の因緣ありて彼病苾芻は、醋先に是れ藥なりしに今服して便ち死にたりや」。佛言はく、「彼昔に家に在りては是れ[八]痰癊病なりしに、今は是れ風熱なりしなり、此緣に由りての故に昔は藥なりしも今は非なりしなり」。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に彼摩揭陀影勝王は見諦を得已りて、八萬の諸天並に摩揭陀國婆羅門居士の無量百千衆と倶なりき。時に影勝王は王舍城に於て鼓を撃ちて宣令すらく、「普く王城及び外來の者に告げん、諸人當に知るべし、我國中に於て居住せん者は應に賊を作すべからず、若し賊を作さんには當に遠く流擯すべし、失ふ所の直は我れ庫物を以てして用ひて酬塡せん」。爾の時世尊は勝光王の爲に少年經を說きたまひて信を生ぜしめ已るに、時に勝光王は憍薩羅國に於て鼓を撃ちて宣令すらく、「普く城邑及び四方客に告げて曰はん、諸人當に知るべし、我國中に於て現に居住せん者は應に賊を作すべからず、若し賊を作さんには當に其命を斷ずべし、失ふ所の直は我れ庫物を以てして用ひて酬塡せん」。時に摩揭陀及び憍薩羅兩境の賊は、斯令を聞き已るに、咸悉く彼二國の中間に投じて隨處に而ち住せり。時に二國人皆共に聞知すらく、「多く賊徒あり兩界中に在りて群聚して住し、諸商旅を邀へて物を刧ひ人を殺せり」。時に摩揭陀に諸商人あり憍薩羅國に往かんと欲せるに、此事を聞き已りて遂に多く援人を覓めて諸の賄貨を持し路に隨うて去り、摩揭國界を過ぎて憍薩羅境に入れり。是時商人、諸人に告げて曰はく、『仁等當に知るべし、我聞く、「憍薩羅勝光王は雄猛暴烈なり、我設し賊に遭はんに能く庫物を以て共に相酬補せん」と。此の防援人は可

【八】痰癊病。孔雀明王經（閏六・六七右）に風・黃・痰癊時に憶念せよとて持國龍王我慈念、愛囉嚩拏常起慈、尾嚕博叉亦起慈…等の禁呪文（前註六の四四）を出せり。こゝに風黃痰癊とあるは風（vāta）は神經、黃（pitta）は熱にして變化・代謝、痰癊（śresma）は支持をなす力をいひ、此三力平均する時病なきも、然らざる時種々の病を發す）。泉芳璟氏の指示に依る（今痰癊病とは此等三力中の支持力に、缺くる所を生ぜるに由りて起れる病なりと解すべきであらう。

然り、阿羅漢も預じめ觀察せざらんには聖智は行ぜざるなり。便ち舊座に於て放身して坐せるに、時に孩兒の母忙怖して告げて曰はく、「聖者、座に孩兒ありき」。彼便ち急ぎ起てるも兒已に命終しければ、其母見已りて卽ち便ち號哭せり。時に迦留陀夷報じて言はく、「大妹、汝啼哭すること勿れ、汝の孩兒は短命の業を植ゑしなり、世尊說きたまへるが如し、「諸行は無常なり、是れ生滅の法なり」と。然り、我今者理應に啼泣すべきなり、阿羅漢果を得たりと雖、善く觀察せざりき。大師世尊は我を以て緣と爲して、諸弟子の爲に當に學處を制したまふべけん」。此因緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「迦留陀夷は無犯なり、然り、諸苾芻にして俗舍中に往かんには、善く座を觀ぜずして應に輙ちに坐すべからず、觀ぜずして坐せんには越法罪を得ん」。是を「迦留陀夷事」と名く。

云何が「醋を施せる二緣事」なる。佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。此城中に於て二長者あり、大富饒財にして諸の僕使多かりき。是時二人共に知友と爲り意を得て相親しめり。後に於て漸々に二俱に貧悴せしに、二人議して曰はく、「昔日富樂なりしに今時貧苦せり、活くるを用ひて何か爲ん、我今宜しく俱に共に出家すべし」。便ち善說法律の中に於て、鬚髮を剃除して出離の行を修せり。後に異時に於て一人染患しければ一は相看侍せしに、其病漸羸して復起つこと能はざりき。便ち病者に問うて曰はく、「具壽、在俗の日に曾て病苦せりや不や」。報じて言はく、「曾てありき」。問うて曰はく、「何の藥にて對治せりや」。答へて言はく、「曾て[七]鹽醋を飲めり」。「若し爾らんに今者何ぞ之を飲まざる」。答へて言はく、「我飲まん」。彼卽ち爲に鹽醋を覓めて之に與へて飲ましめしに、飲み已るに便ち死せり。時に彼苾芻は因みに追悔を生ずらく、「將た我れ不相宜藥を與へて彼をして命過せしめぬ、他勝(罪)を犯ぜるには非ざらんや」。此因緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「彼苾芻は無犯たり。然り、諸苾芻は醫人に問はざるには、應に輙

【七】鹽醋。十誦律第五十八卷(張七・一四左)には蘇毘羅漿とせり。記する所今と能く類似すれば、この鹽醋とは蘇毘羅漿なるべし。蘇毘羅漿については律部十、註(二九の一一九・一二〇)參照。

意に多人を饒益せんと欲す」。女人白して言さく、「聖者、若し我が所請を受くるを許されざらんには、我今聖者の爲に妙座を敷設せんと欲すれば、乞食し來る毎に常に此坐に於て食し訖りて去りたまはんことを」。答へて言はく、「爾るべし」とて、常に日日に於て彼坐に就りて食し、食し已るに便ち去れり。時に迦留陀夷別に因縁ありて須らく他處に詣るべかりければ、便ち是念を作さく、「我今宜しく往いて妹に報じて知らしむべし」。卽ち便ち彼に詣りて告げて言はく、「大妹、我今人間に往いて遊行せんと欲す、汝自ら將愛（五）せよ」。白して言さく、「聖者、幸はくは早歸せらるべし、他處に於て久しく留滯を爲して我をして愁憶せしむること勿れ」。告げ已りて逝多林に還りて將に行き去らんと欲せるに、爾の時世尊は人間に遊行せんと欲して具壽阿難陀に命じて曰はく、「汝可しく諸苾芻に告ぐべし、我れ人間に遊行せんと欲すれば……乃至、廣く說きたまへり……」。時に阿難陀は諸苾芻に告げて曰はく、「諸大德、世尊は今人間に遊行せんと欲したまへり。若し諸大德にして行かんことを樂ひ欲まんには、應に可しく衣服を料理すべし」。時に迦留陀夷は斯語を聞き已るに是の如きの念を作さく、「佛に隨うて行かんには十八種の利益あり、一に王の怖なく、二に賊の怖なく、三に水の怖なく、四に火の怖なく、五に敵國の怖なく、六に師子虎狼惡獸等の怖なく、七に關塞の怖なく、八に津稅の怖なく、九に防援を闕くの怖なく、十に人の怖なく、十一に非人の怖なく、十二に時時の間に於て諸天に見ゆるを得、十三に天聲を聞くを得、十四に大光明を見、十五に授記（六）の音を聞き、十六に共に妙法を受け、十七に共に飲食を受け、十八に身に病苦なきなり」。時に迦留陀夷念じて曰はく、「佛に隨はんに多く益あり、我今宜しく應に佛に從ひて行化すべし」とて、卽ちに便ち去らざりき。時に旃荼舍に別に女人ありて一息を誕生せるに、是時旃荼は別女に告げて曰はく、「汝可しく孩兒を洗浴し、新白氎を以て其身を嚴飾して仙人座の上に置くべし、兒をして長命ならしむれば」。彼便ち敎に依ひて座中に置きぬ。時に迦留陀夷、食を乞得し已りて旃荼舍に詣れり。

【五】將愛。將は壯なり、養なり、隨なり、自愛せよとの意。

【六】授記。記莂を授くるなり、將來得道の指示。

卷の第八

斷人命學處第三の三

云何が「[一]溫堂事」なる。爾の時薄伽梵、曠野林中に在しき。……苾芻、溫堂を造るの事は浴室に同じきも、[二]中に於て別なるは、「世尊言はく、事未だ了らざらんには應に可しく諸苾芻をして相助けて營作せしむべし」とせるが如くなり。時に諸苾芻は溫堂處に於て其が營作を助けて共に材木を舁き、梁棟を安置せんとし、匠人下に在りて遙に共に持ち擧げしに、移木の時苾芻の手より脫して大木墮落し、匠人の頭を打ちて此に因りて死を致せり。時に諸苾芻は心に追悔を生じて是の如きの言を作さく、「諸具壽、此乞食人は多事に營爲して强めて辛苦を作し、此營作に緣りて匠人を打ち殺せり、豈に我等は波羅市迦を犯ぜるには非ざらんや」。此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「汝等は無犯なり。然り、諸苾芻は應に輙ちに力を[三]不禁物に擧ぐべからず。必らず事緣ありて須らく移轉すべからんには、應に俗人衆を間へ著きて共に扶け擧ぐべし。若しは擧げ若しは放たんには相告げて時を同じくせよ。若し苾芻、敎に依らざらんには越法罪を得ん」。世尊が「苾芻は應に輙ちに重物の、力禁め(え)ざるを移すべからず」と言へるが如くんば、諸苾芻は何を齊らんに是れ應擧物なるかを知らざりき。佛言はく、「若し俗人一擔の重ならんには、苾芻は應に兩人に分つべきなり。違はんには越法罪を得ん」。是を「溫堂事」と謂ふ。

云何が「黑迦留陀夷」なる。佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に具壽黑迦留陀夷は[四]旃荼女人を敎化して敬信を生ぜしめ、爲に三歸並に五學處を受けぬ。時に彼女人、足を頂禮し已りて請じて言さく、「聖者、若し藥食資緣にして闕乏するあらんには、我皆奉施せん」。時に迦留陀夷は爲に受くるを肯んぜずして女人に告げて曰はく、「大妹、世尊の敎は普く利せんことを育と爲すたり、我今

【一】 溫堂(巴 jantāghara)。坐浴室、卽ち蒸風呂なり。

【二】 前の浴室事には「佛言事未レ了者令三諸苾芻助二彼修造一」とあり、今の本文には「世尊言事未レ了者應三可令二諸苾芻相助營作一」とあり。何の差別あるか分ち難し。

【三】 不禁物。後の文によるに、重物の制止し得ざる物、今は大木なり。

【四】 旃荼女人。十誦律（張七・一六右）には迦留陀夷常に一家に出入せりとあるのみ。

罪を得ん」。佛は「應に作業を助くべし」と言ひければ、時に諸苾芻は盡日に作せるに、諸の婆羅門居士等は咸譏議を生ずらく、「云何が苾芻にして終日作業せること、猶し傭人の若くなる」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「應に終日に作すべからず、應に可しく半日に其事業を營むべし」。時に諸苾芻は炎夏時に於て午後に營作し、寒冬時に於て午前に而ち作せり。佛言はく、「應に爾るべからず、寒冬時に於ては午後に而ち作し、炎夏時に於ては午前に而ち作せ」。彼の諸苾芻は食時に至るに臨みて方に作務を休め、泥土にて身を汚して便ち乞食を行ぜり。諸の不信の者は見て譏笑して曰はく、「聖者、仁等作務せること傭力人に過ぎたり、彼の客作者は未だ食時に至らざるに尙ほ休息するを知れるに、仁等は營爲して食に臨みて方に止めんとは」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、[二八]「日時を准量して早く須らく作すことを休むべし。若し乞食せんには當に容儀を整へて方に乞食を行ずべく、若し僧食ならんには亦應に預じめ辦へて常食處に赴くべし」。世尊が「威儀を整理へて方に乞食を行じ、及び食處に赴け」と言へるが如くんば、諸苾芻は何者が是れ預じめ威儀を整ふるなるかを知らざりき。佛言はく、『……乃至、手足を洗ひ並に鉢器を洗ふを得ん已來を、是を「預じめ辦ふ」と名くるなり。凡そ諸苾芻にして若し營造せん時の所有行法は、我今爲に說かん、「若し撿校人たらん者は彼諸人の晨朝より執作せるを知らんには宜しく小食を辦ふべく、若し午後時よりなるには爲に[二九]非時漿及び塗手足油を覓めよ。若し撿校人にして敎に依らざらんには、越法罪を得ん』。是を「浴室事」と名く。

【二八】本文に世尊告曰准量日時早須休作若乞食者當整容儀方行乞食若僧食者亦應預辦赴常食處、如世尊言整理威儀方行乞食及赴食處者諸苾芻不知何者是預整威儀、佛言乃至得洗手足並洗鉢器已來是名預辦……とあり。傍線せる本文難解なり。

【二九】非時漿。律部八、註(三の四二・六八)、律部一四、註(一二一の七三)參照。

の人は可しく歡會を爲すべけんも、汝等は客作して活命せり、何ぞ歡會せんや。汝來りて爲に作せ、價直を倍與せん」。白して言さく、「聖者、彼の有福人は常に歡會を爲せるも、我(等)傭力者は時に復一たび逢はんのみ、設令兩倍して我に價直を酬いんとも、亦作すこと能はじ」。言ひ已りて便ち去りぬ。時に彼居士は是の如きの念を作さく、「我今往いて所作の福業爲に幾何に至れるかを觀ぜん」。晨旦に往觀せるに並に未だ嘗作せざりければ、苾芻所に到り禮し已りて白して言さく、「聖者、何の意にてか傭人今日作さゞる」。報じて言はく、「居士、彼(等)は作すを肯んぜざるなり」。白して言さく、「何の意にて」。報じて曰はく、『彼傭力人は是の如きの語を作せり、「今日世人共に歡會を爲せるなれば、我作すこと能はじ」と』。居士白して言さく、「聖者、彼客作人に何の歡會かあらん、豈に聖者は價直を酬いざれば彼肯んぜざるには非ざらんや」。報じて言はく、『居士、我れ一倍を酬いんとせるも仍ほ作すを肯んぜずして便ち我に報じて言はく、「諸の有福の人は常に歡會を爲せるも、我(等)傭力者は時に復一たび逢はんのみ、設兩倍を與へんとも亦作すこと能はじ」と』。居士言はく、「聖者、我れ此福を修するは自身の爲ならず親屬の爲ならじ。善い哉、聖者、我が爲に助成して廢闕せしむること勿れ」。時に彼苾芻は事を以て佛に白すに、佛言はく、「事未だ了らざらんには、諸苾芻をして彼が修造を助けしむべし」。時に諸苾芻は世尊の敎に依りて卽ちに營造を助け、展轉して甎を擲げたるに、執ること牢固ならずして甎遂に墮落し、苾芻の頭を打ちて因りて死を致せり。時に諸苾芻は心に追悔を生じて是の如きの言を作さく、「諸具壽、此の乞食者は多事に營爲して强めて自ら辛苦し、我が所愛の同梵行者をして非分に死を致さ(しめ)たり」。共に疑念を生ずらく、「豈に此に緣りて我等は共に波羅市迦を犯ぜるには非ざらんや」。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「汝諸苾芻は皆犯あることなし。然れども諸苾芻は應に展轉して甎を擲ぐべからず、應に手を以て相授くべし。若し甎に〔二七〕璺裂あらば、告知して方に授けよ、爾らざらんには越法

【二七】璺裂。璺に破れて未だ離れざるをいふ。

殺さんと欲して極寒時猛風嚴烈なるに於て、若しは晝に陰中に安置し、若しは夜に露地に置きて濕草に坐せしめ、此に因りて死なんに苾芻は波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を(得ん)……廣く上に說けるが如し。是を「寒凍殺」と名く。云何が「炎熱殺」なる。若し苾芻、人を殺さんと欲して極熱時にて身に沸瘡を生ぜるに於て、若しは晝に露地に置き、若しは夜に密室中に安じ、熏ずるに烟火を以てし、覆ふに席薦及び毛毯等を以てして、此に因りて死なんに苾芻は波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を(得ん)……廣く上に說けるが如し。是を「炎熱殺」と名く。

頌に攝して曰はく、

浴室及び溫室と　　[三二]迦留、座を觀ぜざると
醋を施せるに二の別あると　　十七惱まして亡ぜしめたると
蘭若と老苾芻となり　　重輕は事に隨うて識れ。

云何が「浴室事」なる。爾の時世尊は[三三]曠野林中に住したまへり。是時一乞食苾芻あり、得意の居士家に於て時時に往詣して爲に妙法を說き、彼居士をして敬信の心を生ぜしめ、爲に三歸並に五學處を受けぬ。後の時復往いて爲に[三四]七有事福業を說けるに、居士白して言さく、「聖者、我れ僧の爲に[三五]有依福業事を作さんと欲す」。苾芻答へて曰はく、「甚だ善し、此事應に作すべし」。白して言さく、「聖者、何の所作をか欲すべき」。答へて言はく、「僧は今現に浴室なければ、宜しく爲に作すべし」。白して言さく、「聖者、我に財物あるも[三六]撿校人なし」。答へて言はく、「我れ爲に撿校すれば、營福の業を修せよ」。白して言さく、「甚だ善し」。時に彼居士は多く財物を與へて其が營作を任せければ、苾芻卽ちに爲に修造せり。時に曠野林中に大節會ありて、諸の傭作人は皆來集せざりき。時に彼苾芻は彼傭人を召して之に告げて曰はく、「賢首、汝等今日何の故にか來らざる」。白して言さく、「聖者、今日諸人は大歡會を爲せり、此に緣りて來らざるなり」。報じて曰はく、「賢首、諸の有福

【三二】迦留。黑迦留陀夷又は迦留陀夷の略、婬行多き鄔陀夷とは同一人とすべからず。これ後文に(第八卷初)阿羅漢の語あればなり。

【三三】曠野林。智度論(往五・二〇右)に阿羅婆伽林とせるもの、これ Āḷavaka 卽ち曠野鬼の棲める林なる意なり。而して又これ阿羅毘國(āḷavī)の曠野精舍(aggāḷava cetiya)と呼ばるゝものなり。

【三四】七有事福業。七種福業事なり。本律第四十六卷(張九、一〇〇右)に七種を出せり。(1)好園圃を四方僧に施し、(2)寺舍を園中に造り、(3)牀座被褥を施し、(4)隨時の飲食を施し、(5)客苾芻の行來に供給し、(6)病者及び看病人に供給し、(7)風寒雨雪炎熱の時に隨時の飲食𩛰粥を寺內に持ち至りて、乞食に辛苦せしめずして安住せしむるとなり。

【三五】有依福業事。他苦に依るありて施を行じ、以て福業を成ずる事を作すこと。

【三六】撿校人。監督し營作する人。

きの念を作さく、「此衣を作し了らんに彼をして命終せしめん」。若し衣未だ了らざるに、彼命終せんには、窣吐羅底也を得ん。衣了れる(時)に死なんには、波羅市迦を得ん。若し苾芻、人を殺さんと欲し方便を起して、指を以て地に畫き口に禁呪を誦して是の如きの念を作さく、「畫、七數に滿たんに彼をして命終せしめん」。若し未だ七に滿たざるに彼命終せんには、窣吐羅底也を得ん。七に滿たん(時)に死なんには、波羅市迦を得ん。是を「作呪殺」と名く。云何が「推墮殺」なる。若し苾芻、人を殺さんと欲して、崖岸危險等の處より彼を推して墮さしめ、此に由りて死なんには波羅市迦を得ん。當の時に死なずして後に此に因りて死なんにも、亦波羅市迦を得ん。當の時に死なず後にも亦死なざらんに、窣吐羅底也を得ん。崖既に爾るが如くに、或は牆樹處より、或は象・馬・車・輿・牀・座・頭・肩・腰・背・髀・膝・腨・足及び餘の身分よりして推し墮さん時、此に由りて死なんには波羅市迦を得ん。若し當の時死なずして後に此に因りて死なんにも、亦波羅市迦を得ん。若し當の時に死なず後にも亦死なざらんに、窣吐羅底也を得ん。是を「推墮殺と名く」。云何が「於水殺」なる。若し苾芻、人を殺さんと欲して水中に推し置れんに、此に因りて死なんには波羅市迦を得、死なざらんには窣吐羅底也なり……廣く上に說けるが如し。水とは、謂はく、河・海・池・井・泉……乃至、水一掬を以てして彼口中に投じて死なしむるなり。是を「於水殺」と名く。云何が「於火殺」なる。若し苾芻、人を殺さんと欲して火中に推し置れ、此に因りて死なんに苾芻は波羅市迦を得ん……廣く上に說けるが如し。火とは、謂はく、若しは村林城邑を燒き……乃至、火炭を以てして彼口中に置れて死なしむるなり。是を「火殺」と名く。云何が「驅使殺」なる。若し苾芻、人を殺さんと欲し、即ち其人を遣して險難處に向はしめて死を致さんには、波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を(得ん)……廣く上に說けるが如し。險難處とは、謂はく、賊怨家・虎・豹・師子等の處にして、人をして經過せしめて其をして死を致さしむるなり。是を「驅使殺」と名く。云何が「寒凍殺」なる。若し苾芻、人を

事並に前に同ず。中に於て別なるは、車は但一輪にして、一鈴を頸に繋け、刀は唯一刃なり、……乃至、結罪は廣く上に說けるが如し。云何が「墮胎殺」なる。苾芻、懷胎せる母を殺さんと欲して子を殺すを欲せざらんに、卽ち便ち其腹を蹂蹋して、若し母死にて胎に非ざらんには、苾芻は波羅市迦を得ん。若し胎死にて母に非ざらんには窣吐羅底也を得ん。若し二倶に死なんには、母に於て波羅市迦を得ん。若し二倶に死なざらんには窣吐羅底也を得ん。若し苾芻、胎を殺さんと欲して母を殺すを欲せざらんに、卽ち便ち其腹を蹂蹋して、若し胎死にて母に非ざらんには、苾芻は波羅市迦を得ん。若し母死にて胎に非ざらんには窣吐羅底也を得ん。若し二倶に死なんには、(胎に於て)波羅市迦を得ん。若し二倶に死なざらんには窣吐羅底也を得ん。云何が「作呪殺」なる。若し苾芻、殺心あり方便を起して女・男・半擇迦を殺さんと欲し、曼荼羅を作りて火爐を安置し、火を燃して木を投じ口に禁呪を誦して是の如きの念を作さく、「若し木を燒き盡さんに彼の女・男・半擇迦の命根をして卽ち斷ぜしめん」。若し火中の木にして纔に始まり(若しは)半を燒くに彼命斷ぜんには、此苾芻は窣吐羅底也を得ん。若し木燒盡して彼命終せんには、波羅市迦を得ん。若し苾芻、殺心あり方便を起して女・男・半擇迦を殺さんと欲し、油麻・芥子各一升を以て臼中に置れて之を擣き、口に禁呪を誦して是の如きの念を作さく、「若し臼中の物にして擣いて、若し末を成ぜんに、彼をして命終せしめん」。未だ末たらざる已來に彼命終せんには、此苾芻は窣吐羅底也を得ん。若し碎きて、末を成じたる(時)に彼命終せんには、苾芻は波羅市迦を得ん。若し苾芻、殺心あり方便を起して、黄牛の乳一升を以て器中に置れ、指を以て乳を攪し口に禁呪を誦して是の如きの念を作さく、「若し器中の乳盡く變じて血を成ぜんに卽ちに彼人の命根をして斷絶せしめん」。若し乳未だ盡く血を成ぜざるに彼命終せんには、窣吐羅底也を得ん。若し盡く血を成ぜる(時)に彼命終せんには、波羅市迦を得ん。若し苾芻、人を殺さんと欲し方便を起して、五色の線を以て僧伽胝を刺し口に禁呪を誦して是の如

轉傳來して傳へ說くの義なり。

【一六】 大經。藏文の語は mahat mahā sūtra の語に相當するもの、卽ち「次に列ぬるが如き大々經」とあれば經名に非ざると共に、寧ろ有部正依の經たるを示すが如くである。

【一七】 小空大空經。小空經(大正藏一・七三六下)・大空性經(大正藏一・一〇九)なり。

【一八】 增五增三經。漢譯になし、三五種經(Pañcatraya-nāwa-mahāsūtra)にして三つの五法なる義なり、藏本にあるのみ、大谷大學西藏大藏經甘殊爾勘同目錄(No. 960)參照。

【一九】 幻網經。漢譯になし、大幼化網經(Māyājāla-nāma-mahāsūtra)なり、藏本にあるのみ、同上甘殊爾勘同目錄(No. 954)參照。

【二〇】 影勝王迎佛經。頻毘娑羅王迎佛經(Bimbisārapratyudgama-nāma-mahāsūtra)なり。同上甘殊爾勘同目錄(No.955)參照。

【二一】 勝幡經。大微妙幢經(Dhvajāgra-nāma-mahāsūtra)なり。同上甘殊爾勘同目錄(No. 959)參照。

頌に攝して曰はく、

若し坌・半の屍を起すと　墮胎並に呪を作すと

推落及び水火と　遣使と寒熱殺となり。

云何が[一〇]「起屍殺」なる。若し苾芻、故心にて女・男・半擇迦等を殺さんと欲して、便ち黑月十四日に於て屍林所に詣り、新死屍の乃し蟻子も未だ傷損せざるに至れる者を覓め、便ち黃土を以て揩拭し香水にて屍を洗ひ、新氎一雙を以て遍く身體を覆ひ、酥を以て足に塗り呪を誦して之を呪するなり。時に死屍頻伸して起きんと欲せんに、安じて兩輪の車上に在き、二の銅鈴を以て頸下に繫ぎ、兩刃刀を以て手中に置くなり。其屍卽ちに起ちて便ち呪師に問うて曰はん、「汝我をして誰を殺害せしめんと欲するや」。呪師報じて曰はく、「汝頗し彼某甲女・男・半擇迦を識れりや不や」。答へて言はん、「我識れり」。報じて曰はく、「汝可しく彼に往いて其命根を斷ずべし」。若し命斷ぜんには、苾芻は波羅市迦を得るなり。[一一]若し彼家に於て諸の藥草を以て鬘帶を綴りて横に門上に繫け及び水瓶を置き、或は門に[一二]牸牛並に同色の犢子を繫ぎ、或は牸牛並に同色の[一三]羊羔を繫ぎ、或は家に磨藥石あり並に石軸あり、或は門に[一四]因陀羅杙あり、或は火常に滅せず、或は家に形像を安じ、或は佛の眞身、或は轉輪王、或は轉輪王母、或は輪王の胎を懷けるあり、或は菩薩あり、或は菩薩母あり、或は菩薩の胎を懷けるあり、或は將に戒を誦せんと欲し、或は正しく戒を誦する時、或は將に[一五]四阿笈摩經を誦せんと欲し、或は正しく誦する時、若しは復[一六]大經を誦せんと欲し、(或は)正しく誦せんに、謂はく、[一七]小空大空經・[一八]增五增三經・[一九]幻網經・[二〇]影勝王迎佛經・[二一]勝幡經なり、若し是の如き等の事ありて之を守護せん時、彼の所起の屍は入るを得ること能はざれば、此苾芻は皆窣吐羅底也を得ん。或は善く起屍法を解せずして、起屍却き來りて其呪師を殺さんに、此苾芻は窣吐羅底也を得ん。若し呪師苾芻にして彼起屍を殺さんには、亦窣吐羅底也を得ん。云何が「起半屍」なる。

【一〇】　起屍殺。僧祇律（律部八、註四の七六）に毘陀羅呪とせるもの、十誦律卷二にも此法詳し。

【一一】　以下の藏文は次の如し、「若し其處にかくの如き護は五なり。門に林の鬘を繫ぐか、或は滿ちたる水瓶を置くか、又は牛か犢牛の如きを繫ぐか、又は羊を繫ぐか、又は（藥や香を碎く）石と臼とを一緖に置くかなり。或は門に閾石（因陀羅杙に相當す）を橫へるか、又は火を燃すか、勝者が居るか又は勝者が說法しておるか、轉輪王又は轉輪王の母の胎中に轉輪王が居るか…」とあり。

【一二】　牸牛。めうし。

【一三】　羊羔。こひつじ。

【一四】　因陀羅杙（Indrakila）。因陀羅の杙、卽ち城門の前に立てたる雷神の飾柱、或は家の入口に嵌め込みたる大なる石板をいふ。巴利律波逸提第八十二條に indakhila の語あるも註釋には寢室の入口の閾とあり。藏律には「門に閾石を橫へる」とあり、雷神の飾をなせる閾石なる故に因陀羅杙と譯せるにあらざるか。

【一五】　四阿笈摩經。長・中・增一・雜の四阿含經なり。阿笈摩（āgama）は敎又は傳の義、卽ち如來の正法の義、或は展

此方便に由りて命終せんには、此苾芻は波羅市迦を得ん。若し死なざらんには窣吐羅底也を得ん。……餘は上に說けるが如し。脚旣に爾るが如く、若しは脛、若しは膣、若しは腰、若しは脊……乃至、頸に於て覊絆を爲し、或は時に師子等をして食せしめ、……乃至、飢渴羸瘦せしめんと欲せんに、此方便に由りて命終せんには波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を(得んこと)、廣く上に說けるが如し。是を「地に因りて稽留して殺す」と名く。云何が「木に因りて稽留して殺す」なる。若し苾芻、故心にて女・男・半擇迦等を殺さんと欲して、或は大木、若しは柱、若しは橛に於て、濕へる繩索を以て其足を繫り、此に因りて死し、或は時に師子等をして食はしめ……乃至、飢渴銷瘦せしめんに、此方便に由りて命終せんには波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を(得んこと)、廣く上に說けるが如し。是を「木に因りて稽留して殺す」と名く。云何が「酒醉殺」なる。若し苾芻、故心にて女・男・半擇迦等を殺さんと欲して、米酒を與へて飲ましめ、此に因りて死を致し、或は師子等をして食せしめ、……乃至、飢渴羸瘦せしめんに、此方便に由りて命終するを致さんに波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を(得んこと)、廣く上に說けるが如し。米酒旣に爾るが如くに、……乃至、根・莖・花・葉・果の酒を(與へ)、或は其酒に呪し、或は藥酒を以て飲ま(しめ)て心をして亂癡して識る所なからしめ、此方便に由りて命終するを致さんに、或は醉へるに由りての故に王賊怨家をして其命を斷ぜしめんと欲せんに、波羅市迦或は窣吐羅底也を得ん、……廣く上に說けるが如し。是を「酒を以て殺す」と名く。云何が「機弓殺」なる。若し苾芻、故心にて女・男・半擇迦等を殺さんと欲して、便ち機弓を設け、施すに鐵箭を以てし、或は諸の刀等を安じて路側に置き、若し彼の女・男及び半擇迦にして此に於て過らんに、便ち手足を截り或は復頭及び餘の身分を斬り、此方便に由りて命終するを致さんには、此苾芻は波羅市迦或は窣吐羅底也を得ん。機弓旣に爾るが如くに、若し蹋發及び餘の機關を作りて人命を斷ぜんと欲せんに、事と罪とは前に同ず。

ず、後にも亦死なざらんには、窣吐羅底也を得ん。是を「外物にて殺す」と名く。云何が「內外合殺」なる。若し苾芻、殺心ありて手づから大刀を執りて彼の女・男・半擇迦等を殺さんとし、此方便に由りて命終せんには、此苾芻は波羅市迦を得ん。卽ちに命終せずして後に方に死なんには、亦波羅市迦を得ん。若し當の時に死なず、後亦死なざらんには、窣吐羅底也を得ん。大刀既に爾るが如く、諸餘の兩刃半刃稍杖の類……乃至、草莛もて彼を打ち斫り、殺害心を作して其をして死なしめんと欲せんに、此方便に由りて命終せんには波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を得んこと廣く上に說けるが如し。是を「內と外とにて合せ殺す」と名く。

頌に攝して曰はく、

若し毒藥・粖を以てすると　及び二依處に在ると
或時は諸酒を以てすると　機關等にて人を害するとなり。

云何が「毒藥殺」なる。若し苾芻、殺心ありて若しは毒藥若しは毒和食を以て……謂はく、餅飰等なり……女・男・半擇迦を殺さんとし、此方便に由りて命終せんには波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を得んこと廣く上に說けるが如し。是を「毒藥殺」と名く。云何が「毒粖殺」なる。若し苾芻、殺心ありて諸の毒粖を以て或は用ひて身を摩し、或は將つて洗浴し、或は塗香に和し、或は衣甕に坌ぎ、或は香煙に雜へて彼の女・男・半擇迦等を殺さんとし、此方便に由りて命終せんには、此苾芻は波羅市迦を得ん。或は……窣吐羅底也を得んこと、廣く說けること上の如し。是を「毒粖殺」と名く。云何が「依處殺」なる。此に二種あり、一は地に因りて稽留し、二は木に因りて稽留す。何をか「地に因りて稽留す」と謂へる。若し苾芻、殺心ありて地を掘りて穽を作し、內に於て機を置き、其脚を羈絆して男・女・半擇迦を殺さんと欲し、此に因りて死ぬるなり。或は師子・虎・豹・鵰鳥・鷲鳥等を放ちて之を噉食せしめ、或は風吹・日曝を以てして形質銷盡せしめ、或は飢渴して羸瘦せしめ、

【七】草莛。草莖なり。

【八】粖。宋・元・明・宮本には末の字とす。粖は饘（濃き粥）の義なるも今は粉末の義なり。

【九】餅飰。飰は飯の俗字。

く、衆多の方便を以て彼に勸めて死なしむるなり。「讃じて」とは、病人前に於て讃美の言を說いて必らず死なしめんと欲して心に顧みる所なきなり。「若し彼れ此方便に由りて命終せんに」とは、謂はく、彼苾芻、此の所說の方便に由りて命終を致して餘事に由らざるなり。（餘事とは）謂はく、此に非ざる餘の善心等の事なり。「苾芻」とは、謂はく、苾芻の性あるなり。苾芻の性とは、謂はく、圓具を受けたるなり……廣く上に說けるが如し。「波羅市迦」とは、義亦上の如し。

此中の犯相、其事云何。頌に攝して曰はく、

時あり內身を以てし　　或は用ふるに外物に於てし
或は內と外と二合す　　是を名けて殺相と爲す。

云何が「內身殺」なる。謂はく、若し苾芻、殺心ありて若しは一指を以て彼の女・男・半擇迦等を打ち、此方便に由りて命終せんには、此苾芻は波羅市迦を得ん。或は當の時に死なずして、此を緣と爲すに由りて後に乃し死なんには、此苾芻は亦波羅市迦を得ん。若し當の時に死なず後に亦死なざらんには、窣吐羅底也を得ん。一指を以てせる如く、若し五指・拳・腕・頭・肩及び餘の身分、……乃至、足指を以て彼を打ちて命を斷ぜしめんと欲せんに、若し彼死なんには此苾芻は波羅市迦を得ん。若し當の時に死なずして後に此に由りて死なんには、苾芻は亦波羅市迦を得、若し死なざらんには窣吐羅底也を得ん。是を「內身にて殺を行ず」と名く。云何が「外物殺」なる。若し苾芻、殺心ありて竹鐵等の箭を以て彼の女・男・半擇迦等を射んに、此方便に由りて命終せんには、此苾芻は波羅市迦を得ん。即ち命終せずして後に方に死なんにも、亦波羅市迦を得ん。若し當の時に死なず、後にも亦死なざらんには、窣吐羅底也を得ん。若し矛・矟・輪・〔六〕穳及び餘の兵刃……乃至、棗核を遙に彼人に擲げて、殺害心を作して其をして死なしめんと欲せんに、此方便に由りて命終せんには、此苾芻は波羅市迦を得ん。即ちに命終せずして後に方に死なんにも、亦波羅市迦を得ん。若し當の時に死な

【六】穳。本文に鑹とすれども宋・元・明・宮本によりて改む。小矛なり。

持戒人に死を勸む」と謂ふなり。云何が病人に死を勸むるや。如し苾芻あり、病苾芻に於て希求する所あり、若しは衣・鉢等の命緣資具なり。時に彼苾芻は是の如きの念を作さく、「彼重病人にして命存在せんには、彼衣鉢等能く得るに由なし、我應に彼に往いて之に勸めて死なしむべし」。卽ち便ち彼に往いて是の如きの言を作さく、「具壽知れりや不や、汝既に重病にして極めて苦惱を受く、汝若し久しく存せんには病轉增劇して常に辛苦を受けん」。若し病苾芻、此語を聞き已りて是の如きの問を作さん、「我今何の所作をか欲すべき」。彼便ち報じて曰はく、「應に可しく身を捨して自ら其命を斷ずべし」。若し病苾芻、是語を聞き已りて、更に辛苦せんを恐れて便ち自ら命を斷ぜんに、彼苾芻は波羅市迦を得ん。若し病苾芻にして勸めを受けざらんには、彼苾芻は窣吐羅底也を得ん。時に彼苾芻は說いて前の如くに死を勸めたりと雖、方便し已りて心に追悔を生じ、便ち往いて彼病苾芻の所に詣りて是の如きの言を作さん、「具壽當に知るべし、我前に說ける所は猶し愚小の如くにして、善分別せず審思量せず倉卒にして說けり、具壽、汝今宜しく善知識を覓むべし、能く汝が爲に應病の藥を求め、飮食を供給し、如法に相看りて隨順して逆らはざらん。若し能く爾らんには、久しからずして便ち當に病愈えて安樂に、氣力平復して、意に隨うて遊行すべけん」。若し病苾芻にして或は彼に問うて曰はん、「具壽、汝今我をして何の所作を欲せしめんとするや」。報じて言はく、「汝身を捨つること勿れ、汝自ら殺すこと勿れ」。若し自ら殺さゞらんには、彼苾芻は窣吐羅底也を得ん。若し病苾芻にして前語を聞くと雖、其言を用ひずして便ち自ら殺さんには、彼苾芻は亦窣吐羅罪を得ん。是を「苾芻、病者に死を勸む」と謂ふなり。「死を讚ず」と言へるは、若し苾芻ありて死を樂へる人の前に於て、死を讚ずるの語を作すなり。「咄、男子」とは、是れ呼召の言なり。「汝今是の如きの罪累……乃至……を用ひて何かせん、……死は生に勝らん」とは、皆是れ輕毀の言を出せるなり。「自の心念に隨ひて」とは、謂はく、自心に隨うて異念を生ずるなり。「餘の言說を以て」とは、謂は

如きの言を作さん、「具壽、當に知るべし、我前に說ける所は猶し愚小の如くにして、善分別せず審思量せずして倉卒にして說けり。具壽、若し能く善友に親近して先罪を除かんことを說かんに、汝の所作の三業は不善なるも彼力に由りての故に而ち清淨を得、清淨に由りての故に此身を捨し已るに當に天上に生ずべし」。若し破戒者にして或は彼に問うて曰はん、「具壽、我今何の所作をか欲すべき」。答へて、「汝、身を捨つる勿れ、汝自ら殺す勿れ」と言はんに、若し自ら殺さゞらんには彼苾芻は窣吐羅底也を得ん。若し破戒人にして前語を聞くと雖、其言を用ひずして便ち自ら殺さんには、其の勸死者は亦窣吐羅底也を得ん。是を「苾芻、破戒人に死を勸む」と謂ふなり。云何が持戒人に死を勸むるや。如し苾芻あり、持戒苾芻に於て求覓する所あらん、若しは衣鉢等……廣く說き……乃至、卽ち便ち彼に往いて是の如きの言を作さく、「具壽知れりや不や、汝既に戒を持して諸の善法を修し、又能く[五]手を展べて施し、恒常に施し、愛樂して施し、廣大に施し分布して施せり。具壽、汝に此福あれば必らず天上に生ぜん」。若し持戒人、此語を聞き已りて是の如きの問を作さん、「具壽、我今何の所作をか欲すべき」。彼便ち報じて曰はく、「應に可しく身を捨して自ら其命を斷ずべし」。若し彼苾芻是語を聞き已りて、便ち自ら命を斷ぜんに、彼苾芻は波羅市迦を得ん。若し持戒苾芻にして勸めを受けざらんには、彼苾芻は窣吐羅底也を得ん。時に勸死者は說いて是の如くに死を勸めたりと雖、語げ已りて心に追悔を生じ、便ち往いて彼持戒苾芻の所に詣りて是の如きの言を作さん、「具壽當に知るべし、我前に說ける所は猶し愚小の如くにして、善分別せず審思量せず倉卒にして說けり。具壽は既に能く戒を持ち諸の善法を修せり……乃至、必らず天上に生ぜん」。若し持戒者にして或は彼に問うて曰はん、「我今何の所作をか欲すべき」。報じて言はん、「具壽、汝身を捨つること勿れ、汝自ら殺すこと勿れ」。若し自ら殺さゞらんには、彼苾芻は亦窣吐羅底也を得ん。若し前語を聞けりと雖、其言を用ひずして便ち自ら殺さんには、彼苾芻は亦窣吐羅底也を得ん。是を「苾芻、

【五】本文に又能展手施恒常施愛樂施廣大施分布施具壽汝有此福必生天上とあり。藏律には「長老は戒を持ち善法を持し、普く施捨し、更に手を展ばし施捨するを喜び、不斷に供施をなし施を完全にし（福聚）、施與を修することを喜びたるが故に（必らず天上に生ぜん）」とあり。

しめんに、彼れ因りて死なんには此苾芻は亦波羅市迦を得ん、應に共住すべからず』と」。

「苾芻」とは、義上の如し。「人」と言へるは、謂はく、母腹に於て已に六根を具せるなり、所謂、眼・耳・鼻・舌・身・意なり。「人胎」とは、謂はく、初に母腹に入るに但三根あり、謂はく、身と命と意となり。「故に」とは、謂はく、是れ故心にして錯誤等に非ざるなり。「自ら手づから」とは、謂はく、自手にて殺を行ふなり。「命を斷ず」とは、彼命根をして相續を得ざらしむるなり。「或は刀を持して授與し」とは、若し彼人自ら殺すを得んと欲せるを知りて、便ち大刀剃刀刺刀等を以てして其處に安きて自害せしめんと欲するなり。「或は自ら刀を持し」とは、謂はく、自の力劣くして殺を行ふこと能はず、但自ら刀を執りて他をして手を捉らしめて人命を斷ずるなり。「或は持刀者を求め」とは、謂はく、男・女・半擇迦等を覓めて其をして殺を行はしむるなり。「死を勸め」とは、三種の人に於て之に勸めて死なしむるなり、謂はく、破戒人と持戒人及以病人となり。云何が破戒人に勸むるや。如し苾芻ありて破戒苾芻に於て求覓する所あらん、若しは衣・鉢・絡囊・水羅・絛帶及び沙門の餘の命緣資具なり。時に彼苾芻は是の如きの念を作さく、「若し彼破戒（苾芻）の命存在せんには、彼衣鉢等能く得るに由なければ、我應に彼に詣り之に勸めて死なしむべし」。卽ち便ち彼に往いて是の如きの言を作さく、「具壽知れりや不や、汝今破戒して諸の罪業を作し、身語意の三に常に衆惡を造れり。具壽、乃し汝が命長存するを得るに至らんには、所作の惡業は轉更に增多し、惡增すに由るが故に彼に於て長時に地獄の苦を受けん」。若し破戒者にして此語を聞き已りて、是の如きの問を作さん、「具壽、我今何の所作をか欲すべき」。彼便ち報じて曰はく、「應に可しく身を捨して自ら其命を斷ずべし」と。若し彼苾芻にして或は可ひて身を捨し或は時に自ら殺さんに、彼苾芻は波羅市迦を得ん。若し破戒苾芻にして勸を受けざらんには、彼苾芻は窣吐羅底也を得ん。時に勸死者は說いて前の如くに死を勸めたりと雖、語げ已りて心に追悔を生じ、便ち往いて彼破戒苾芻の所に詣りて是の

惡の見を增益して便ち是念を作さく、「我今實爾に諸の功德を獲たり。能く沙門の戒行を具せる者に於て、度脫安樂して涅槃處に至ら(しめ)、復餘利ありて彼衣鉢を獲たれば」。時に彼梵志は便ち利刀を挾みて僧の住處及び餘の房・院・經行所に詣りて之に告げて曰はく、「若し苾芻にして戒行具足せるあらんに、我當に度脫安樂して涅槃に至らしめん」。時に一苾芻の自身を厭耻せるあり、便ち房外に出でゝ梵志に告げて曰はく、「賢首、我未だ度脫安樂涅槃せざれば、汝當に我をして涅槃處を得せしむべし」。時に彼梵志卽ち便ち就いて殺し、是の如くして二三乃至、六十苾芻は悉く皆斷命せり。爾の時苾芻衆漸く減少せるに、佛は十五日褒灑陀時に於て如常の座に於て既に安坐し已り、苾芻衆を觀じて具壽阿難陀に告げて曰はく、「何の故に苾芻數漸く減少して、存する者幾もなきや」。時に阿難陀は世尊に白して曰さく、『佛、一時に於て諸苾芻の爲に不淨觀を修することを讚じたまへり、「若し此觀に於て修習して多く修習せんには大果利を得ん」と。時に諸苾芻は便ち不淨觀を修し已るに、膿血の身に於て深く厭患を生じて、或は自殺せるあり、或は他に求めて斷命せるに、魔來りて勸喩して乃し六十苾芻を殺盡するに至り、此緣に由りての故に僧衆減少せり』。佛、諸苾芻に告げたまはく、「展轉して殺さしめたりと、是事實なりや不や」。佛に白して言さく、「世尊、實に爾り」。爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、「汝(等)の所爲は非なり、沙門に非ず、隨順行に非ず、是れ不淸淨なり、出家者の應に爲すべき所の事には非じ」。種々に呵責を作し已りて諸苾芻に告げて曰はく、「我れ十利を觀じ……僧を攝取せんとてより乃し正法久住し人天を利益せんとして至る……我今諸の聲聞弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべきなり、『若し復苾芻にして若しは人若しは人胎を、故に自ら手づから其命を斷じ、或は刀を持して授與し、或は自ら刀を持し、或は持刀者を求め、若しは死を勸め死を讚じて語げて言はん、「咄、男子、此の罪累不淨の惡活を用ひて何か爲ん、汝今寧ろ死ね、死は生に勝らん」と、自の心念に隨ひて餘の言說を以て勸め讚じて死な

是念を作さく、「一切諸行は皆悉く無常なり、我今宜しく往いて彼繼親の爲に法要を宣說すべし」。既にして家に至り已るに、其母遙に見て卽ち便ち罵りて言はく、「汝、前婦の兒、今にして來至するを得たりや、三藏を解し生天の法を說けるに由りて父をして命終せしめたり。今可しく家に還りて我と與に共活すべし、所有家務は汝並に之を知れ」。時に彼苾芻は是語を聞き已るに、心に愧耻を懷きて之を捨て丶去り、便ち悔恨を生じて是の如きの念を作さく、「豈に我今是れ死を勸めたるには非ざらんや」。卽ち此事を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に言はく、「彼苾芻は無犯なり。然り、諸苾芻は應に彼重病人の前に對ひて、是の如きの法を說いて能く病者をして聞き已るに死を樂はしむべからず。若し苾芻にして是の如きの法を說いて、彼病人をして死を求めんことを欲せしめんには越法罪を得ん」。此は是れ緣起にして未だ學處を制したまはざりき。

佛、廣嚴城[一]勝慧河[二]側婆羅雉林[三]に在して、諸苾芻の爲に不淨觀を說いて不淨觀を修するを讚じたまはく、「汝、諸苾芻、應に不淨觀を修すべし、此觀の修習に於て多く修習するに由りての故に大果利を得ん」。世尊の說きたまへるが如くに、諸苾芻をして不淨觀を修せしめたるに、大果利を得たり。時に諸苾芻は便ち不淨觀を修し、既にして修習し已るに膿血の身に於て深く厭患を生じ、或は刀を持して自ら殺し、或は毒藥を服し、或は繩を以て自ら縊り、或は自ら高崖より墜ち、或は展轉して相害せり。一苾芻あり、膿血の身に於て深く厭離を生じ、便ち彼の鹿杖梵志沙門[四]の所に往詣して是の如きの言を作さく、「汝來れ、賢首、汝に衣鉢を與ふれば當に我命を斷ずべし」。是時梵志卽ちに其命を斷じ、便ち血刀を持して勝慧河の側に往き水に就りて洗へり。時に天魔あり水より涌出して梵志に告げて曰はく、「善い哉、賢首、汝今作せる所は多く福德を獲ん、汝は沙門の具戒具德に於て、未だ度せざる者を度せしめ、未だ脫せざる者を脫せしめ、未だ安んぜざる者を安んぜしめ、未だ涅槃せざる者に涅槃を得せしめ、更に餘利ありて彼が衣鉢を得たり」。時に彼梵志は轉更に罪

【一】 廣嚴城。梵音 Vaiśāli(毘舍離)の譯にして廣博城ともいふ。
【二】 勝慧河。梵音 Valgumudā (跋求摩底) の譯なり。翻梵語(九)に譯曰跋求者好聲、摩底者有とあり。藏律も可意具足に相當す。
【三】 婆羅維林。藏律の語は「槇の林」に相當す。
【四】 鹿杖梵志沙門。鹿杖とは Mṛgalaṇḍika の譯、四分律には勿力伽難提と音寫せり。梵志(brahmacārin)は梵天の法を志求する者、卽ち諸亂想を除去し淨行を以て志と爲すをいふ。沙門(śramaṇa)は總じて出家者に名け、息心・靜志と譯す。巴利律には samaṇakuttaka (沙門の衣をつけたる) 鹿糞とせり。鼻奈耶には獵師種沙門幅比丘とせり、竺佛念が「沙門幅とは其名なり」と註し、爾後再三幅比丘なる語を出せるは注意すべきである。

よりして鬼をして出さしむるや」。報じて曰はく、「先に脚より按へ、次に腨より膝に及び、乃し胷頸に至れ、宜しく急扼すべし、動ずると雖放つこと勿れ」。時に彼愚婢は言を承けて卽ち作せるに、長者は扼せらるゝこと既にして急なるに便ち悔心を生ずらく、「若し波利迦にして重ねて相放つを得んに、斯れ極善たり」。時に波利迦は先の言教を憶して、動搖するを見たりと雖相放つを肯んぜざりければ、斯に因りて苦劇しくして遂に卽ちに命終せり。時に天人あり、此事を見已りて虛空中に於て伽陀を說いて曰はく、

「若しは愚人に扼せられ　或は時に鼈齩に遭ひ
波利迦急按せんに　豈に生を全うするを得るあらんや。」

既にして命終し已り便ち衾氈を以て通身に覆へるに、長者の婦歸りて其婢に問うて曰はく、「汝をして前に來りて長者を警覺せしめたるに、何の故にか看らずして其をして晝睡せしめたる」。時に婦は卽ち便ち手づから病人を搖り警覺せしめんと欲せるに、其婢報じて曰はく、「警覺するを須ゐじ。我れ大家の爲に長者の腹中より惡鬼を按出したれば、斯に由りて暫らく安隱を得て眠睡せるなり」。時に長者の婦遂に是念を作さく、「我れ試みに此惡鬼の其狀如何を觀察せん」とて、衾を擧げて之を視るに、已に命過せるを見たれば便ち是念を作さく、『是れ我夫の自ら其命を斷てるには非じ、定んで是れ前妻の子、三藏を解せる者なるならくのみ。彼其が爲に是の如きの法を說けるに由りてなり、「父、憂慮すること勿れ、所以は何、父今我を善知識と爲すに由りての故に佛法僧に歸して五學處を受け、布施持戒して廣く諸の福を修したれば、此苦身を捨てんに當に善道に生ずべし、天堂解脫は輕幔を隔つるが如くなれば」と。今既にして身死せり、必らず天に生ずるを得たらん。苾芻若し來らんに、我當に共活すべし、所有家務は其をして撿校せしめん』。是念を作し已るに憂苦懷に纏ひ、具に凶儀を飾りて屍を林野に送り、焚燒の事畢りて憂恨して住せり。時に三藏子、父の身亡れるを聞いて便ち

諸苾芻・苾芻尼は皆來りて集會せること、猶し渇者の泉池に奔驟するが如くにして、但、捨施修營あるには咸く二部僧處に於てせり。長者は異時に身重病に嬰りければ、子、父患を聞いて便ち是念を作さく、「我當に父の爲に法を說くべし、冀はくは痊除するを得んことを」。是の如くして時々に其父所に到りて白して言さく、「父、今時に於て復憂慮すること勿れ、所以は何、父今我を善知識と爲すに因りて佛法僧に歸して五學處を受け、布施持戒して廣く諸福を修したれば、此苦身を捨せんに當に善道に生ずべく、天道解脫は輕幔を隔つるが如くなり」。答へて言はく、「實に爾り、我れ子に因りての故に信敬の心を發せり、此身を捨て已らんに冀はくは勝處に生ぜんことを」。時に子苾芻は爲に法を說き已りて之を捨てゝ去るに、父是念を作さく、「我子は善く三藏を閑ひて大法師と爲り、智慧聰敏にして辯才無礙に、宣陳する所あらんに並に皆眞實なり。我今病重くして苦惱常に非じ、宜しく方便して自ら其命を斷ずべし」。復更に思念すらく、「我今病重し、何ぞ餘人の能く爲に命を斷ずるあらんや」。其家に婢あり、波利迦と名け、麁壯にして愚鈍なりき。復是念を生ずらく、「此波利迦こそは必らず能く我を殺さん、更に別人の能く斯事を作すなけん」。此を去ること遠からざるに居士の子ありて婚娶事を爲せり。時に長者の婦召されければ、相看はんとて波利迦を將ゐて後に隨へて去りぬ。婚姻既にして了るに、時に長者の妻は波利迦に告げて曰はく、「汝宜しく家に還りて長者を警覺して晝睡せしむること勿れ、我れ辭別し(竟る)を待ちて後に隨うて卽ちに行らん」。其婢は命を承けて家に歸り長者の所に至るに、長者告げて曰はく、「汝、何處よりして來れる」。波利迦具に事を以て白すに、問うて言はく、「婚姻好なりしや不や」。答へて曰はく、「善好なりき」。告げて曰はく、「我今汝と與に此婚姻を作さんに、汝が意に喜ぶや不や」。答へて言はく、「甚だ喜ぶ」。復告げて曰はく、「我が言ふ所に隨うて汝皆作さんには、汝が心に喜べるを知らん」。答へて曰はく、「言に隨うて皆作さん」。長者曰はく、「今、非人ありて我腹內に入れり、汝我が爲に出せ」。問うて曰はく、「何處

者子は既に出家し已りて便ち他國に遊び、博く三藏に通じて逝多林に還れり」。時に彼長者は既にして此說を聞き心に歡慰を生ずらく、「我子出家して遠く他國に遊びて遍く三藏を閑ひ、今旋り歸るを得て逝多林に住せり、我今宜しく往いて共に喜慶を申ぶべし」。即ち便ち往いて逝多林中に詣り、遂に其子を見て告げて曰はく、「善來、苾芻、汝我を離れてより遍く佛教を閑ひて今故居に還れり、我深く喜悅す」。是語を作し已りて一面に在りて坐せるに、時に彼苾芻は爲に種々微妙の句義を說き、其父法を聞いて深信心を起し、爲に三歸並に五學處を受けぬ。時に彼長者は卽ち苾芻を請ずらく、「明當に就りて食すべし」。彼默然して受くるに、父禮して去りて中路に念を生ずらく、「我向に倉卒として善思量せず、子に家に歸りて明當に食を設くべきを請ぜるも、我婦は爲人稟性疎慢なれば、忽ち我子に於て敬重心なけん、今如何せんと欲すべき」。復更に思念すらく、「已に爲に言請せり、重ねて收むべからず、我今宜しく善言もて誘喩して瞋恚せしむること勿るべし」。家に至りて告げて曰はく、「賢首、子あり逃亡せると身死せると出家せると、此の三事は一たりや異たりや」。報じて言はく、「三事は異なし」。告げて曰はく、「賢首、汝が前子は家を離れ俗を出でゝ善苾芻と爲り、他方に遊適して三藏に妙閑せり、今者來りて逝多林中に至れり」。其妻報じて曰はく、「若し是の如くならんには、何ぞ舍に就りて食せんことを請じ來らざる」。答へて言はく、「我已に請じ訖れり、宜しく應に具に美膳を辦ふべし」。時に彼婦人心に喜悅を生じ、冷熱時に隨うて悉く皆具に辦へ、且つ使者をして逝多林に往かしめて白して言さく、「大德、飲食已に備はりぬ、宜しく時を知るべし」。時に彼苾芻は日の初分に於て衣鉢を執持して行いて父舍に詣り、到り已るに足を洗ひて所設の座に於て之に就て坐し、手を洗ひ鉢を滌ぐに、長者及び妻は自ら手づから上妙の飲食を授與せり。食既に飽滿して已盛の鉢器を澡漱せるに、時に彼父母は禮足して坐して法要を說くを聽けり。時に彼繼母は說法を聞き已るに深く敬信を生じ、請うて三歸並に五學處を受けぬ。爾の時彼家既にして化を受け已るに、

慈愍せざれば今出家せんと欲す、願はくは聽許せられんことを、豈に能く此に於て苦を受けて命終せんや」。長者便ち念ずらく、「我が此後婦は性不仁たり、頻に勸誡せりと雖仍ほ悛改せざれば、彼が出家の(意)に從はん、冀はくは其命を全うせんか」。便ち子に告げて曰はく、「我今汝を放さん、意に隨うて出家せよ」。父が許を蒙り已りて逝多林に往き、一苾芻に投じて出家を請ふに、時に彼苾芻は出家を與へ已り、並に圓具を授けて告げて言はく、「具壽、凡そ出家人に二種の業あり、所謂、禪と誦となり、我は比定を修せり、汝は何の業を樂ふや」。白して言さく、「鄔波駄耶、我は讀誦を樂ふ」。報じて曰はく、「善い哉、汝、三藏を學せんには」。彼便ち念を生ずらく、「三藏の教法は文義深廣なり、我が本師は心に靜慮を樂へるなれば、誰か當に此に於て我を教授すべき。我今宜しく別れて他處に往くべし」。師に白して曰さく、「他方に往いて三藏を習學せんと欲す」。報じて言はく、「甚だ善し、汝が意に隨うて去れ」。時に彼弟子は辭して他方に往き、遍く三藏を學して、博く文義に通じ、大法師と爲りて、詞辯分明に演說無礙なりき。便ち自ら思念すらく、『世尊の說きたまへるが如し、「父母は子に於て大劬勞あり、護持長養して資するに乳哺を以てし、贍部洲中我を教示せる者の最第一たり、假使其子の左肩に父を擔ひ右肩に母を擔ひて、百年を經んとも疲倦を生ぜざれ。或は大地に滿つる末尼・眞珠・琉璃・珂貝・璧玉・珊瑚・金・銀・馬瑙・牟薩羅寶・赤珠・右旋の、是の如きの諸珍咸く持して供養して安樂を受けしめんに、此(等)の事を作すと雖亦未だ父母の恩を報ずること能はじ。若し父母にして信心なからんには正信に住せしめ、若し戒なからんには禁戒を持せしめ、若し性慳ならんには惠施を行ぜしめ、智慧なからんには智慧を起さしめよ。子能く是の如くに父母處に於て勸喩策勵して安住せしめんには、方に報恩と曰ふなり」と。然り、我父は三寶中に於て未だ信敬を生ぜざれば、我今宜しく往いて爲に法要を說くべし』。便ち衣鉢を持して室羅伐城に往かんとし、漸次に遊行して既にして本國に至りて逝多林に住せるに、名稱普く聞えて衆人讃仰すらく、「彼長

卷の第七

斷人命學處第三の二

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に彼城中に一長者あり、同類族に於て女を娶りて妻と爲し、歡娛未だ久しからざるに便ち一息を誕みぬ。年漸く長大して母遂に身亡り、其父後に於て更に繼室を娶れり。時に長者は後妻に告げて曰はく、「汝頗し能く不親生の子に於て養育を存うして苦樂を同じくするや不や」。答へて言はく、「我れ能くす」。未だ多月を經ざるに婦遂に娠あり、便ち惡念を生ずらく、「我若し子を生まんに、當に彼兒を以て用ひて僕使に充つべく、應に彼をして傲慢心を起さしむべからじ」。便ち麁衣惡食を給し、加ふるに鞭杖を以てして苦楚せり。子、父に告げて曰はく、「父、今知れりや不や、繼親は我に於て惡衣食を以てして見に濟給し、數鞭杖を加へて苦楚すること常に非ざるを」。父、子に報じて曰はく、「我當に汝が爲に母を誡勅して更に然らしめざるべし」。便ち妻に告げて曰はく、『賢首、我れ先の時に於て已に「能く不親生の子に於て養育を存うして苦樂を同じくするや不や」と相告語せるに、汝は答へて「能くす」と言へり。何の故にか今時前語に順はずして、便ち此子に於て惡衣食を以てして濟給せられ、數鞭杖を加へて苦楚すること常に非ざる』。答へて言はく、「我れ爲に教詔して勝進せしめんと欲してなり、恐らくは世人の我を怪笑するあらんも、實には異心なきなり」。夫曰はく、「汝、教ふるを須ゐざれ、更に惡衣食を以てして諸の楚毒を加へて怨苦を生ぜしむるを得ざれ」。報へて云はく、「更び是の如くせじ」。久しからざるの間に便ち一子を誕めるに、遂に前子に於て倍惡意を生じ、前に同じくして苦楚せり。子便ち念を生ずらく、「我父は母に於て止遏すること能はず、還復前に踵ぎて我を苦治せり、今可しく捨てゝ出家すべし」。便ち父所に至りて白して言さく、「繼親は我に於て愍念を垂れず、父止遏せりと雖尙ほ

繒蓋・幢幡・花香・伎樂を持して供養を伸べ、至心に塔を禮して發願して言はく、「我實に愚迷にして善惡を識らず、遂に是の如きの眞實福田に於て極重罪を造れり、願はくは、後世に於て惡報を招く勿らんことを。所有供養の善根は當來の身に於て常に富樂に處して受用に豐饒に、顏容端正にして見ん者歡喜し、是の如きの殊勝の福德を具足して、當に最勝の大師に承事するを得て厭倦を生ぜざるべし」。諸苾芻よ、汝等當に知るべし、彼獵師とは卽ち小軍是なり。昔時に於て毒藥箭を以て彼獨覺の要害處を射たるに由り、此惡業力は便ち無間大地獄中に於て、一劫を滿足して燒燃の苦を受け、餘殘の業ありて五百生中に於て常に毒害を被り、復今身に阿羅漢果を得たりと雖還毒害に遭ひて涅槃に入れり。彼が發願に由りて富樂家に生じて顏容端正に、乃し今時に至るまで備に受けざるはなかりき……廣く說けること上の如し……乃至、我法中に於てして出家を爲し、諸の結惑を斷じて阿羅漢果を證せり。我は[五三]百千倶胝の獨覺の中に於て最勝の師たり、彼れ我に承事して厭倦を生ぜざりき。是故に苾芻、汝等應に知るべし、若し純白業には純白の異熟を得、若し純黑業には純黑の異熟を得、若し黑白の雜業には雜異熟を得るなり。汝、諸苾芻よ、當に純黑業及以雜業を捨すべく、純白業に於て當に勤修して學すべし」と。此は是れ緣起にして仍ほ未だ學處を制したまはざりき。

【五三】百千倶胝。百千億なり。

葉を取りて地に布いて坐し、飯食已に訖りて手及び鉢を洗ひ、鉢を安置し已りて卽ち便ち足を洗ひ、一樹下に於て跏趺して坐し、威儀寂定なること猶し龍王の、身を蟠らして住するが如くなりき。卽ち是日に於て人氣を聞くが故に禽獸來らざりき。時に彼獵人晨朝に早起して彼池邊に詣り遍く機弶を觀ずるに、一も獲る所なかりければ便ち是念を作さく、「我れ他日に於ては機弶空しからざりしに、何の故にか今時一も得る所なき」。卽ち池邊に於て四望觀察して遂に人跡を觀たれば、蹤を尋ねて至るに便ち獨覺の威儀寂靜にして跏趺して坐せるを見ぬ。見已りて念を生ずらく、「我今此出家の人を觀ずるに、威儀寂靜にして住處を愛せるに似たり。若し我今者其命を斷たざらんには、能く我衣食に於て斷絕せしめん」。毒害意を以てして未來を觀ぜず、卽ち便ち弓を彎き其毒箭を轂りて彼が要處に中てぬ。時に彼聖者は是の如きの念を作さく、「豈に此の無識の獵師をして長く惡趣に於て大苦惱を受けしむるを得んや、我應に手を授けて拔濟して出さしむべきなり」とて、猶し鵝王の如くに飛びて空界に騰り、身より水火を出して大神通を現ぜり。諸の[五〇]異生類にして神通を見んには、速に卽ち歸依せんこと大樹を摧くが如くなれば、遙に彼足を禮して之に白して曰さく、「眞實福田、唯願はくは速に下りたまはんことを。唯願はくは速に下りたまはんことを。我れ癡にして識なく欲泥に沉沒せり、願はくは慈悲哀憐して濟拔せられんことを」。是時獨覺は彼を愍まんが爲の故に身を縱にして下るに、獵師悲感して跪いて毒箭を拔き、物を以て之を繫りて白して言さく、「聖者、願はくは我家に至りたまはんことを、爲に瘡藥を辦へん、若し金泥を須ゐて用つて瘡上に塗らんには亦爲に求覓せん」。時に獨覺便ち是念を作さく、「今我が此身は臭爛膿血たり、應に得べき所の者は今已に之を得たれば、我今當に可しく[五一]無餘依妙涅槃界に入るべし」とて、還虛空に昇り諸の神變を現じて涅槃に入れり。時に彼獵師は多財大富なりければ、諸の香木を以て聖者の身を焚き、復牛乳を持して火を滅し、便ち餘骨を將つて盛りて金瓶に置き、四衢道邊に[五二]舍利羅塔を起し、並に種々

【五〇】異生類。凡夫の異名なり。藏律の語は pṛthagjana (凡人)に相當す。これ愚癡の凡夫は業によりて種々趣の中に墮ち、色心各差別するが故に異生類といへり。

【五一】無餘依妙涅槃界。灰身滅智して有漏の依身の餘りなき不可思議妙境の涅槃界なる意。律部十、註(三一の五九)無餘涅槃の下參照。

【五二】舍利羅塔。舍利羅とは遺身なり。śarīraの音寫、設利羅とも音譯し、舊稱には舍利とす。遺身を安置する塔なり。

聞くに皆散ずるが如くならしめざりしならんに」。時に、諸苾芻は、咸く皆疑ありて白して言さく、「世尊、唯願はくは我疑念を斷じたまはんことを。今請問せんと欲す、[45]「小軍苾芻は曾て何の業を作して、彼業力に由り今身に於て大富家に生じて多く財寶に饒なりしや。復何の業を作して、彼業力に由り世尊の所に於て出家を爲し、諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を得たりや。復何の業を作して、彼業力に由り聖果を得たりと雖毒もに螫され身心を逼惱して涅槃に入りしや」。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、『此小軍苾芻は曾て作せる所の業は必らず須らく自ら受くべかりしなり。而ち彼小軍が自ら作せる所の業は增長して時に熟し、緣變ずるも現前すること影の形に隨ふが如く、必定して報を感じて餘に代受するなし。汝、諸苾芻よ、若し人所作の善惡の業は、外界の地水火風に於て其をして報を受けしめずして、皆自身が[46]蘊・界・處の中に於てして[47]異熟を招くなり」。即ち頌を說いて曰はく、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ
因緣會遇はん時　果報還自ら受けん」。

「汝、諸苾芻よ、往昔時に於て佛の出世なかりしに、[48]獨覺の聖者ありて世間に出現し、貧窮を哀愍して自ら常に弊惡の衣食を受用し、猶し[49]麟角の如くに唯一の福田なりき。時に一村ありて獵師居住せり。村を去ること遠からず大林池あり、彼池邊に於て多く諸の禽獸の棲集する所たりき。時に彼獵人は多く機弶・羂膠・罥索を置き、日日の中に於て多く鳥獸を獲たりき。時に獨覺は遇彼村に至り、天祠中に在りて依止して住せり。日の初分に於て衣鉢を執持して村に入りて乞食し、旣にして食し已りて便ち是念を作さく、「此の天祠は人多くして諠雜なり、聚落外に於て寂靜林あれば、我當に乞食して彼に在りて住すべし」。漸次に求覓して遂に池邊に到りしに、靜林あるを見て居住するを得るに堪へたれば、便ち衣鉢を以て一邊に置在し、水を濾し蟲を觀じて以て手足を洗ひ、諸の落

【四五】　小軍苾芻本生譚。

【四六】　蘊・界・處。五蘊・十八界・十二處の略なり。

【四七】　異熟(vipāka)。果報なり。因と果と時を異にし、類を異にし、類を異にし變異して熟する故に異熟といふ。

【四八】　獨覺 (pratyekabuddha)。無佛の世に出で、十二因緣の理又は飛花落葉の相を觀じて獨證悟せるもの。今は麟喩獨覺をいふ。

【四九】　麟角。極めて稀なるに譬ふ。但し藏律の語はkhaḍga(犀)に相當すれば犀角とするなり。

一切人天衆　神鬼及び傍生も
咸く皆利安を獲て　無病にして常に歡喜せん。
見る所皆賢善にして　諸の怨惡に遇はず
我悉く慈念を興さん　毒害相侵すこと勿れ。
我れ崖谷の險　一切處に於て遊行す
[四一]蠱毒及び害毒も　常に相忓嬈すること勿れ。
世尊大慈父は　所有に眞實言したまへり
我れ佛語を說くが故に　諸毒は我を侵すこと勿れ。
貪欲・瞋恚・癡は　世間の大毒たり
佛の[四二]眞實語に由りて　諸毒は自ら銷亡せん。
貪欲・瞋恚・癡は　世間の大毒たり
法の眞實語に由りて　諸毒自ら銷亡せん。
貪欲・瞋恚・癡は　世間の大毒たり
僧の[四三]眞實語に由りて　諸毒自ら銷亡せん。
諸の毒害を滅除して　擁護して攝受したまへり
佛は一切毒を除きたまふ　虵毒よ、汝銷亡せよ」。

[四四]「怛姪他菴　敦鼻麗敦鼻麗　敦薛　鉢利敦薛　棕帝蘇棕帝　雜棕帝　牟柰裔蘇牟柰裔　彈帝尼攞雞世世遮盧計薛　嗢毘盈具麗莎訶」。

佛、舍利子に告げたまはく、「若し小軍苾芻にして當時若しは自若しは他にして此伽他及び神呪を說きたらんには、必らず毒虵の侵害する所を免れ、其身をして潰爛分裂せること把れる塵砂の手を

【四一】蠱毒と害毒。藏律には「速に滿つる毒と恐ろしき毒とによりて我命を冒さゞれ」とあり。

【四二】眞實語。明本には眞實力とせり。

【四三】眞實語。宋・元・明・宮本には眞實力とせり。

【四四】禁呪文。明本には菴の字を唵とし、棕の字を捺とせり。四分律(列五・七三右)には自護慈念呪とし、五分律(張二・五二右)には呪陀として此呪に相當するものを譯出せり。此呪の藏律梵音は次の如し。
Tadyathā Om dumbili dumbile dumbe pradumbe naṭaṭe sunaṭaṭe gebaṭaṭe munaye sumunaye dante dantile nile nilakeśe bale balakoba ole-nyadgole svāhā.

梵行已に成立し　聖道已に善く修めんに
死なん時恐懼なきこと　猶し火宅を出づるが如し。
梵行已に成立し　聖道已に善く修めんに
智を以て世間を觀ぜんこと　猶し草木に於けるが如し。
所作の事已に辦じて　生死に住せざらんに
諸の後有の中に於て　其身相續せざらん。

爾の時小軍旣にして涅槃し已るに、尊者舍利子は諸苾芻と共に其骨肉を收めて焚燒供養し、世尊の所に往いて佛足を禮し已り一面に在りて住して白して言さく、「世尊、小軍苾芻は毒蛇、身に墮ちて猛熾畏るべく、細きこと鐵筋の如くにして長さ四寸許なりしが、螫すに害毒を以てして其身潰裂せること、把れる糜砂の手を開くに便ち散ずるが如くなりき、今已に涅槃せり」。世尊告げて曰はく、「舍利子、若し小軍苾芻にして爾の時に當りて此伽他及び禁呪を誦したらんには、蛇毒の中害する所とならず、身潰裂して散ずること塵砂の若くならざりしならんに」。時に舍利子は世尊に請じて曰さく、「何をか伽他及以禁呪と謂へる。唯願はくは世尊、我が爲に宣說したまはんことを、我等聞き已りて咸共に受持せん」。爾の時世尊は諸苾芻の爲に伽他及び禁呪を說いて曰はく、

「我れ　[三五]持國主　及び　[三六]曷羅末泥
[三七]緝婆・金跋羅に於て　咸悉く慈念を生ぜん。
[三八]喬答摩・　[三九]醜目　[四〇]難陀・小難陀
無足二足等にも　亦慈念を起さん。
一切諸龍の　水に依りて居する者
行住の有情類に於て　我悉く慈念を起さん。

【三五】 持國主(dhṛtarāṣṭra)。僧祇律卷二十(律部九、註二〇の七六)の四大龍王中の持國龍王に相當す。藏律には「護國主を慈念せん」とあり。
【三六】 曷羅末泥。藹羅筏拏(Airāvaṇa)の同音寫なるべきか。守地子、持地と譯す。藏律にも地を護るもの(bhūmirakṣaka)に相當する名を出して、「地護者を慈念せん」とあり。伊羅鉢多羅又は翳羅鉢多羅とは相違す、僧祇律の伊羅國龍王に相當す。
【三七】 緝婆・金跋羅。律部十四、五分律二十六卷註(四〇)甘摩羅阿濕波羅呵に相當するもの、Kambalāśvatara の二大龍王なり。
【三八】 喬答摩(Gautamaka)。五分律に瞿曇蛇とし、巴利律に Kaṇhāgotamaka とせり。
【三九】 醜目(Virūpakṣa)。廣目龍王にして、五分律には毘樓羅阿叉蛇とせり。
【四〇】 難陀・小難陀(Nanda, Upananda)。五分律第二十六卷及び四分律第四十二卷の八大龍王と大體類似するは注意すべし。

の如くにして長さ四寸許なるが、我身上に墮ちて毒を以て相螫せり。汝等俱に來りて共に我身を捉へて房外に舁き出せよ、此に於て身肉をして潰裂すること、把れる塵砂の手を開くに便ち散ずるが如くならしむる勿れ」。是時具壽舍利子は此を去ること遠からず、一樹下に於て宴坐思惟せるに、彼が叫聲を聞いて卽ち便ち往き就り小軍に問うて曰はく『我れ汝が顏容に異あるを見ず、何の故にか汝今是の如きの說を作せる「異毒蛇あり猛熾畏るべし、小なること鐵筋の如くにして長さ四寸許なるが我身上に墮ちぬ。汝等俱に來りて共に我身を捉へて房外に舁き出せよ、此に於て身肉をして潰裂すること、把れる塵砂の手を開くに便ち散ずるが如くならしむる勿れ」と』。是時小軍、舍利子に白して言さく、「大德、若し眼・耳・鼻・舌・身・意に於て我我所あり、色・聲・香・味・觸・法に於て我我所あり、地・水・火・風・空・識に於て我我所あり、色・受・想・行・識に於て我我所あらんには、是の如きの人は諸根容色をして變異せしむべけん。大德、我は今然らじ、諸の根・境・六界・五蘊に於て我我所なければ、豈に我今容色をして變異あらしめんや。大德舍利子、我れ長夜に於て所有我我所・我慢・執著・[三三]隨眠煩惱は已に知り已に斷じて永く根栽を拔けること、多羅樹頭を斷ぜんに復增長せざるが如くにして、未來世に於ても復更に生ぜず、豈に我今容色をして變異あらしめんや」。時に具壽舍利子は衆多苾芻と共に小軍を舁きて房外に出でんとして、纔に舁き出し已るに、小軍の身は百片に潰爛して、把れる砂塵の手を開くに便ち散ずるが如くなりき。是時、尊者舍利弗は[三四]伽他を說いて曰はく、

梵行已に成立し　聖道已に善く修めんに
壽盡くる時歡喜せんこと　猶し衆病を捨つるが如し。
梵行已に成立し　聖道已に善く修めんに
壽盡くる時歡喜せんこと　猶し毒器を捨つるが如し。

【三三】隨眠煩惱。隨眠卽ち煩惱なり、貪・瞋・慢・無明・見・疑の六を六隨眠と名く。此等の煩惱は有情に隨逐して離れざれば隨といひ、昏滯を增すこと睡眠の狀態の如くなれば眠といふ。

【三四】伽他(gāthā)。諷頌なり。

弓箭を執持して禽獸を求めんと欲せるを見たれば、就りて問うて曰はく、「仁今弓箭を執持せるは何の所爲をか欲せる」。獵者報じて言はく、「我は畋遊せんと欲せるなり」。問うて曰はく、「汝の所獲は利を得ること多きや少きや」。答へて曰はく、「或時には利を得、或(時には)利を得ざるなり」。問うて曰はく、「如し若利を得んに其數幾何なりや」。答へて曰はく、「[29]五六金錢を得べし」。即ち便ち報じて曰はく、「我今汝に五百金錢を與へんに、汝能く我が爲に一怨家苾芻を殺すや不や」。時に彼獵人貪利に由りての故に便ち其物を取り、取り已りて念じて曰はく、「此の諸苾芻は國王恩許して、事、太子に同じて自在無礙なり。我れ朝夕に於て常に此に往來せり、若し苾芻を殺さんには我が妻孥は必らず當に獄死すべけん」。又念ずらく、「我れ晝日に於て曾て此林に入りしに心に恐怖を生じて身毛皆竪てり。此諸大德は晝夜を問ふことなく常に此林に在りて安隱住を得たり、豈に殊勝の行を成辦せるに非ざらんや。然り而して此人は[30]白胡椒の如くに生處を知らず、我既に物を得たれば可しく之を反殺すべし」。即ち便ち弓を彎いて形[31]吒字の如くにし、殼るに毒箭を以てして心智を洞貫せり。既にして苦毒に遭ひければ便ち惡心を起すらく、「今此の獵人にして我を反害せるは、必らず是れ小軍が先に謀計を爲せるなり、我今死すと雖當生の處に於て誓うて小軍を害せん」。惡願を發し已りて即ち便ち命を捨せるに、遂に小軍の門樞の下に於て毒蛇と作れり。阿羅漢たりと雖若し豫覩せざるには其事を知へざるなり。是時小軍は因みに門扇を開きしに其蛇を碾殺せり。毒心息まされば後に蛇身を門の上樞に於て受けしに前に同じく碾殺し、牀脚の下に於て復毒蛇と作りしに、……是の如きこと四返、牀脚の下に於て皆壓殺されぬ。其蛇、死せる毎に轉じて更に受生し、身漸微細となりしも毒心增甚せり。後に異時に於て衣笐の間に於て毒蛇身を受けしに、是時小軍獨靜室に於て默然して坐せり。是時毒蛇は宿怨の心に由りて擲げて身上に墮し、毒を以て彼を螫せり。是時小軍遂に便ち大叫して諸苾芻に語ぐらく、「具壽、異しき毒蛇あり猛熾畏るべし、小なること[32]鐵筋

【二九】 五六金錢。藏律には「値に五百金錢なり」とし、金錢の語は迦利沙般拏(kārṣāpaṇa)に相當せり。前註(二の四二)五磨灑の下參照。此律に五六とし、藏律に五百とせるは ṣaṭ(六)と śata(百)との誤讀に因れるならんか。

【三〇】 白胡椒。藏律の語は reṇuka(塵埃又は花粉)に相當せり。

【三一】 吒字。藏律に「彼は毒箭によりて吒字のまがりの形の如く耳に達する程ひいて大軍の胸に射込みぬ」とせり。吒字とは梵の ट 字なり。

【三二】 鐵筋。鐵箸なり。

りて禮足し、親教の書を以てして彼に授けぬ。時に彼苾芻は書を披讀し已りて告げて言はく、「善來、具壽、我は汝が舊師の如くし、汝は我弟子の如くせよ、宜しく我邊に於て佛法を受學すべし。汝に所須あらんに、衣・鉢・[23]絡嚢・[24]水羅・[25]條帶は我皆資給して闕乏なからしめん。然り、世尊は苾芻に二種の所應作の事ありと說きたまへり、所謂、禪思と讀誦となり、汝今何を樂ふや」。白して言さく、「我は靜慮を樂ふ」。答へて言はく、「甚だ善し、法に依りて敎へん」。時に彼便ち往いて[26]寒林中棄屍處に至り、策勵勤修して諸の結惑を斷じ、無生法を證し阿羅漢果を得て三界の染を離れ、金と土とを觀ずるに平等にして殊ならず、刀割と香塗と二想なきを了し、手もて空を撝ふが如くに心に罣礙なく、能く大智を以て無明の殼を破し、三明・六通・[27]四無礙辯は悉く皆具足し、[28]諸有愛著と利養恭敬とは棄捨せざるなくして、帝釋諸天の共に讚歎する所たりき。後に異時に於て大軍往いて逝多林中に詣り諸苾芻に問うて曰はく、「聖者、頗し此城の長者の子にして名けて小軍と曰へるが、此に於て出家せるありや不や」。答へて言はく、「有り、汝とは何の親なりや」。曰はく、「是れ弟なり、今何處に在りや」。「彼已に遠く去りて王舍城に詣れり」。時に彼大軍は禮足して去りて便ち是念を作さく、「設令彼に往かんとも、彼も亦是れ施無畏城には非じ、我當に彼に至り法を以て治罰すべし」。大軍卽ち多く路糧を賫して王舍城に到り、竹林中に往いて諸苾芻に問うて曰はく、「聖者、頗し室羅伐城の長者の子にして名けて小軍と曰へるが、先に已に出家して此に來至せるありや不や」。報じて言はく、「彼は汝と何の親なりや」。答へて言はく、「是れ弟なり」。又問ふらく、「今何處に在りや」。「寒林中棄屍處に在り」。聞き已りて卽ちに往くに、而も彼林内に多く苾芻ありて同じく梵行を修せり。大軍、弟と離別して既に久しければ形容に昧きあり、衆人中に於て卒に未だ識ること能はず、良久しく細察して方に始めて識知せり。大軍思念すらく、「彼若し我を識らんに必らず害心を起さん、應に且らく形を潛めて別に謀計を爲すべし」。便ち林中を出でて四顧して望むに、獵人あり

【二三】 絡嚢。網絡、鉢絡、鉢嚢に同じ。
【二四】 水羅。漉水嚢(parisrāvaṇa)なり。
【二五】 條帶。腰條、腰帶なり。
【二六】 寒林中棄死處(śītavana-śmaśāna)。寒林は尸陀林ともいひ、王舍城の南なる墓地林。棄屍處は梵音深摩舍那の譯なり。
【二七】 四無礙辯。四無礙解とも四無礙智ともいふ。敎法に能く通じて滯りなき法無礙と、敎法所詮の義理に明かにして滯りなき義無礙と、諸方の言辭に通達自在なる辭無礙と、衆生の爲に樂說して自在なる樂說無礙となり。
【二八】 諸有愛著等。藏律によるに諸有(迷の生)と愛著と利養と恭敬とは棄捨せざるなく……」とあり。

大軍報じて云はく、「彼は汝を欺かず、是れ我を欺けるなり、汝宜しく速に起つべし、我能く之を治せん。小軍今所在何」。答へて曰はく、「君将に至らんとすと聞いて私に走げて出家せり」。問ふ、「何處に在りや」。「逝多林釋子處に在り」。其妻に報じて曰はく、「彼處は豈に是れ施無畏城ならんや、我當に彼に於て法を以て治罰すべし」。時に別人あり往いて之に告げて曰はく、「小軍、知れりや不や、爾が兄來り至れるを」。問うて曰はく、「兄に何の言かありし」。報じて言はく、『汝が兄は是の如きの語を作せり、「彼の逝多林は豈に是れ施無畏城ならんや、我今當に苦法を以て治罰すべし」と』。時に弟聞き已りて大憂怖を生じて是の如きの念を作さく、「我は彼を懼るゝに由りて來りて出家せるに、豈に此處に於ても還彼害に遭はんとは。苾芻は王太子に同じて障礙あることなしと知れりと雖、然も我に過あれば、若し來りて相見えんには必らず我を害せん。我今宜しく應に逃避して去るべきなり」。是時小軍是念を作し已るに便ち師に白して曰さく、『鄔波駄耶、我は彼を怖るゝに由りて出家を求めしも、聞くならく、「彼來りて我を苦害せんと欲す」と』。本師問うて曰はく、「彼は是れ何人なりや」。白して言さく、『彼は是れ我兄なり、今遠くより來り擬りて相屠害せんとて是の如きの語を作さく、「豈に逝多林は是れ無畏城ならんや、當に苦法を以て治せんと欲す」と。我れ國法として王太子に同じて安隱無礙なるを知れりと雖、然も我に過あれば必らず我を害せん、今宜しく避去すべし』。其師告げて曰はく、「汝何に之かんと欲するや」。小軍曰はく、「我今王舍城に詣らんと欲す」。師曰はく、「彼處には我が知識苾芻あり、可しく我書を賫して彼に投じて住すべし、必らず恩慈を以て汝を護念せん」。白して言さく、「甚だ善し」。時に彼親教は卽ち便ち書を作して彼苾芻に與へて曰はく、「此の小軍は是我が弟子なり、今彼に往いて遠く相投寄せんと欲す、仁可しく恩を流すべし、願はくは覆護を垂れて安樂住ならしめんことを」。時に彼小軍既にして書を得已りて師を禮して出で、左右に顧瞻して情に怖懼を懷きつゝ漸次に進みて王舍城に到り、彼苾芻を訪ひ見え已

【三三】 施無畏城。藏律の語は abhayavastu に相當せり。無畏を施す城、即ち障害の畏れなき所なり。

聞いて藥を取り教に依ひて之を服せるに、胎便ち墮落して妊娠の相の、人共に覺知するものなかりき。諸女問うて曰はく、「胎今何に在りや」。報じて曰はく、『我先に已に言へり、「夫聟行いて後は婚居して志を守れり、惡事を以てして來りて相塵黷すること勿れ」と』。時に親密の女は私に之に告げて曰はく、『汝先には「是れ小軍の許なり」と云へる所を、何に因りてか今日に「我先より無し」と云へる』。答へて曰はく、「彼よりして來り、還彼に從うて去りぬ」。又問ふらく、「如何ぞ」。報じて曰はく、「小軍は我に毒藥を與へ、服し已るに胎銷えぬ」。諸女相告げて各譏嫌を起すらく、「諸の釋迦子は能く惡事を爲せり．眞沙門には非じ、人に毒藥を與へて彼をして墮胎せしめんとは」。此の惡聲遍く城邑に滿ちて皆云へり、「小軍苾芻は斯罪業を作せり」。諸苾芻聞いて便ち往いて佛に白すに、佛、小軍に告げたまはく、「汝豈實に是の如きの事を作せりや」。白して言さく、「不なり世尊、我は但隨喜せるならくのみ」。爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、「彼小軍は殺心なきに由りての故に無犯なり。然り諸苾芻は應に是の如きの事に於て心に隨喜を生ずべからず、若し隨喜せんには越法罪を得ん」。久しからざるの間に大軍は利を得て歡喜して還り、城を去ること遠からずして且に暫らく停住せり。凡そ世間の人は善を聞いては助け喜び、惡を見ては相憂ふ。人あり彼婦に報じて曰はく、「大軍來り到りて財利豐盈せり、應に歡喜を生ずべし」。婦人巧詐せんこと、學ばずして知れり。既にして此言を聞いて心甚だ憂懼し、麁弊の服を著して臥して惡牀に在りき。時に彼大軍は既にして城に入り已りて鄽肆處に於て貨物を安置し、即ち便ち家に還りて其所居を見るに、吉祥の相なかりければ僕使に問うて曰はく、「家主何に在りや」。答へて云はく、「室中に在りて臥せり」。聞き已るに往き就りて告げて言はく、「賢首、汝、我來れるを聞きつゝ豈ぞ欣慶せざる」。答へて言はく、「今仁至れりと聞いて實に歡喜を生ぜり、但、仁が所留の小軍は、我を守護せしめたるに彼便ち我を壞せり」。問うて曰はく、「何をか爲せる」。答へて曰はく、「小軍は非理に强ひて見に凌逼せり」。

を」。答へて曰はく、「財命久しからず、能く捨して出家せんに斯を甚善と爲す」。遂に與に剃髮して法衣を服せしめ、並に圓具を受け、略して儀式を敎へて[二〇]告げて言はく、「賢首、鹿は鹿を養はず、相濟ふこと極めて難し、室羅伐城は其處寬廣なれば、汝宜しく乞食して以て自ら身を資くべし」。小軍白して言さく、「鄔波駄耶、我今敎を奉ぜん」。卽ち晨旦に於て衣鉢を執持し、城に入りて乞食して遂に本家に至りしに、其妻遙に見て胸を推ちて告げて曰はく、「小軍、何の意にてか我を棄てゝ出家せる」。報じて曰はく、「此語を爲すこと勿れ、爾豈に知らざらんや、我れ大兄を憶せること旱に雨を思ふが如かりしに、書信既に絕えて身復來らざりければ我遂に汝と斯惡事を作せるも、兄來らば定んで知る、必らず我を害せんを」。彼便ち報じて曰はく、「仁は自ら免るゝを欲せんも我は復如何がせん」。小軍曰はく、「我れ他に逼られて元より本心なかりしに汝は欲纒を爲せり、自ら當に勉力すべし」と、言ひ已りて捨て去りぬ。是時小軍に舊親識あり、先に醫方を解せるが其本家に詣りて小軍の所在を問へるに、其妻報じて曰はく、「我れ欺辱せられて我を棄てゝ出家せり」。問うて曰はく、「何に在りや」。答へて曰はく、「逝多林沙門住處に在り、如し信ぜざらんには可しく往いて尋求すべし」。言に依りて往いて求めて苾芻衆に見えたるも、形服相似して誰か是れ小軍なるかを知らざりければ、詢問すらく、「苾芻小軍は何に在りや」。時に苾芻は其處を指示せるに、亦既にして見え已りて小軍に問うて曰はく、「何ぞ相語げずして此に來りて出家せる」。答へて曰はく、「應に我が輒爾に出家せるを責むべからず、……」とて、具に兄が書を述べ、兼ぬるに己が過と、事已むを獲ずして沙門と作れるを陳べぬ。友人報じて曰はく、「我本醫を解して頗く方藥を練りぬ、若し懷胎せんには藥あり能く銷さん」。小軍之を聞いて默然して住せり。時に彼知識は卽ちに爲に合藥し、女をして送り去かしめて小軍婦に與へ、囑して曰はく、「此の散藥は是れ小軍苾芻の我をして送り來らしめしなり、暖水にて和して服せんに必らず平善なるを得ん」。其女彼に至り具に事を以て告げ、婦

【二〇】本文に告言賢首鹿不養鹿相濟極難室羅伐城其處寬廣汝宜乞食以自資身とあり。

【二一】鄔波駄耶。upādhyāya の音寫、親敎師、和上なり。

必らず私に逃竄せん、二家の門族は大惡聲を招かん」。時に父母宗親共に相議して曰はく、「此女の意を覩ずるに鄙見移らざれば、宜しく應に諸の飲食を具へて以て小軍を命ぶべし」。小軍、召を蒙けて便ち來り赴きて席りしに、食し已りて小軍に告げて曰はく、「今、私事ありて故に相屈せしめしなり、仁の長嫂は欲の爲に逼られぬ、可しく心を留めて脊納すべし、私奔せしむること勿れ」。小軍聞き已りて便ち自ら思惟すらく、「[一八]此嫂は幼年より來りて我舍に入りたれば、輒に遣りて別に異人に適がしむべきなし、又二宗の惡聲彰露せんを恐る」。是念を作し已るに、意を開いて相從ひ、便ち共に家に歸りて以て妻室に備へぬ。同居して未だ久しからざるに遂に便ち娠ありければ、女伴見て怪しみて之に問うて曰はく、「汝が腹は是れ何、何よりして得たる」。報じて曰はく、「我れ夫去れるより志を決して[一九]孀居せるに、汝等何に因りてか妄に相點汚せる」。復、親密の女人あり、私に相謂ひて曰はく、「汝隱さんと欲すと雖相貌已た彰はれぬ」。遂に娠ありしを報ぜしに、問うて言はく、「誰にか許せる」。答ふ、「是れ小軍なり」。女伴告げて曰はく、「若し是れ小郎ならんには此復何の過かあらん」。腹既にして漸く大なりしに、兄より書ありて來り小軍に報じて曰はく、「我れ比興易して遂に遠方に至り、所有經求は悉く皆意を遂げゝれば、汝憂惱すること勿れ、久しからずして當に還るべし」。小軍聞き已りて深く悔恨を生じて私に自ら念じて曰はく、『我れ大兄を憶せること旱に雨を思ふが如くなりしに、久しく音信を絕ちて身復來らざりければ、我本心なくも斯惡行を作せるに、鄙事彰露して方に始めて言に歸らんとは。世に言あり、曰はく、「怨家の重なるは侵妻に越ゆるなし」と。兄來りて若し知らんには必らず我を害せん、今宜しく逃避して跡を遠方に竄すべし』。又更に思量すらく、「家鄉は捨て難し。今、勝光王は釋迦子を以て王・太子に同じくして自在無礙なり、我當に彼に就りて出家を爲すべし、兄縱迴還せんとも何の所作をか欲せん」。卽ち便ち彼逝多林中に詣り一苾芻に就りて白して言さく、「聖者、我出家せんと欲す、願はくは矜許を垂れたまはんこと

【一八】本文に此嫂幼年來入我舍無宜輒遣別適異人又恐二宗惡聲彰露……とあり。

【一九】孀居。やもめぐらし。

べし、我は利を求めんとて暫く他方に往かんと欲す、所得あるに隨うて以て生計を存たん」。弟、兄に答へて曰はく、「善い哉」。是時大軍は多く貨物を齎して他方に往詣せるに、凡そ經求する所として諧偶せざるなかりければ、書もて弟に報じて曰はく、「我甚だ安隱にして多く財利を獲たり、汝宜しく歡慰して善く家業を知ふべし」。貪利に因りての故に更に遠方に詣りしに、後、異時に於て重ねて書を以て報ぜり。頌ありて曰へるが如し、

「貪に由りての故に利を求め　利を得て轉貪を生じ
應作と不應作とは　貪の爲に皆忘失す」。

展轉して利を求めて遠く邊方に趣き、多年を經歷せるも音信繼ぐるなかりき。其大軍の婦は豐衣美食して欲念便ち生じければ、卽ち小軍に於て婬染の相を現ぜり。小軍許さゞりしに欲念更に增して告げて曰はく、「仁何ぞ念ぜざる」。小軍之を聞くや耳を掩ひて告げて曰はく、「此言を作すこと勿れ、長嫂は母の如くなれば」。[一七]女人は情僞學ばずして知れり。遂に弊衣を著して父母の舍に歸り、憂惱の相を現じて麁惡の牀に臥せるに、母及び家人倶に之に告げて曰はく、「何の憂苦ありてか此に至れる」。白して言さく、「女人の苦事は共に知らさるべけんや、我れ欲心に纏逼せられしなり」。母は種々の方便を以て之を誨喩せるも、然も弊牀に於て寢臥して起きず、重ねて母に白して曰さく、「我れ欲心に逼られぬ、母よ、應に我が爲に別の丈夫を求むべし」。其母俛仰して之に告げて曰はく、「汝の小郞は容貌端正なり、何ぞ之を求めざる」。答へて言はく、「我已に苦に求めしも彼相許さゞりき」。母便ち告げて曰はく、「汝豈に諸餘の婦人の夫壻遠く行けるに專ら貞操を守れるを見ざらんや。汝今何の意にてか獨憂苦を懷ける」。報じて曰はく、「彼が夫主は時に信の來るあれば希望あるべけんも、我夫は信絕えたれば定んで是れ身亡りしならん」。母は誘喩せりと雖仍臥して起きず、復母に白して曰さく、「且らく餘語を置きて宜しく我が爲に丈夫を求覓すべし、若し我情に遂せんには

【一七】本文に女人情僞不學而知とあり。後文にも婦人巧詐不學而知とあれば、こゝの情僞とは巧詐の意なり。藏律には「婦人のつとめを學ばざるに通曉せるが故に」とあり。つとめとは巧詐の心なり。

こと當に身皮の如くすべし、應に浣染し縫治すべきには當に事に隨うて作すべく、若し作さゞらんには越法罪を得ん」。此は是れ緣起にして未だ學處を制したまはざりき。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。此城中に於て一長者あり、名けて[14]勝軍と曰ひ、大富多財にして受用豐足し、同類族に於て女を娶りて妻と爲し、未だ久しからざる間に婦便ち懷姙せり、九月を經て遂に一男を誕みしに、色相端嚴にして人の樂見する所なりき。三七日を經て宗親を歡會せるに、其父、兒を以て諸親に告げて曰はく、「此兒に今者何の名をか作さんと欲すべき」。衆人議して曰はく、「此は是れ長者勝軍の子なれば、應に與に字を立てゝ名けて[15]大軍と曰ふべし」。未だ多時を經ざるに復一子を生ぜり、顏貌奇特にして兄に倍勝し、人相圓滿して……乃至、廣く說けること前の如し……詳に議せるらく、「大軍の弟なれば名けて[16]小軍と曰ふべし」。後の時勝軍は其妻亡歿しければ、林野に轝送して火を以て之を焚けり。日月既にして淹しく憂懷漸く捨つるに便ち自ら思惟すらく、「我更に妻を娶らんに恐らくは二子を惱まさん、大軍成立しぬれば即ち爲に妻を娶らん」。長者久しからずして便ち衰疾に遭ひ、藥師を加ふと雖羸頓日に增しければ、二子を慰喩して頌を說いて曰はく、

「積聚せるは皆銷散し　崇高なるは必らず墮落せん
合會せるは終に別離し　命あるは咸く死に歸せん」。

此語を說き已るに即ち便ち命終しければ、備に凶儀を具して之を郊外に焚きぬ。大軍、父の爲に廣く福業を修して自ら念ずらく、「慈父在りし日は我に衣資を供せるに今既に身亡りぬ、宜しく自ら求覓して家業を墜すことなかるべし。我今應に可しく諸の財貨を持し、他方に往詣して利を求めて活を取るべし」。是念を作し已りて小軍に告げて曰はく、「弟、今知れりや不や、慈父在りし日は衣食に乏くることなかりしも、棄背の後は須らく自ら營求すべければ、汝宜しく家に在りて勤心に撿校す

【一四】勝軍。藏律にては ba=lasenā に相當す。

【一五】大軍。藏律にては se=nāpati に相當す。

【一六】小軍。藏律にては up=asenāpati に相當す。

壽、汝若し鉢なからんには豈に存するを得んや」。報じて曰はく、「我鉢なからんには寧ぞ復存するを得ん。然り其處に於て一苾芻あり、身重患に嬰りたれば久しからずして命終せん、彼に一鉢あり光淨圓好にして受用するを得るに堪へたり、彼若し死なんには我當に之を取るべし」。諸苾芻聞いて告げて曰はく、「具壽、汝、鉢の爲の故に此極惡の[一]旃荼羅心を生ぜんとは」。彼聞いて慙恥し、復追悔を生じて默爾して住すらく、「將我今犯罪あるには非ざらんや」。即ち此緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「彼苾芻は死を願ふの心なかりしが故に無犯なり。然り諸苾芻は應に鉢の爲に此極惡の旃荼羅心を生ずべからず、此心を起さんには越法罪を得ん。[二]然り諸苾芻は其鉢を護持すること當に眼睛の如くすべし。應に綴るべきには綴り、應に熏ずべきには熏ずべし。若し苾芻にして鉢あり應に熏綴すべきに而も爲さゞらんには越法罪を得ん」。此は是れ緣起にして未だ學處を制したまはざりき。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。此城中に一苾芻あり、僧伽胝衣破弊し塵垢せるに、餘苾芻あり告げて言はく、「具壽、汝の僧伽胝は破弊し塵垢せるに何ぞ浣染し縫治せざる」。報じて曰はく、「若し修補せんには多く所須あり、柴薪・染汁・針・線・盆等なり」。苾芻告げて曰はく、「汝若し衣なからんには存濟するを得んや」。答へて言はく、「我若し衣なからんには寧ぞ存濟するを得ん。然り某處に於て一苾芻あり、身重病に嬰りたれば久しからずして命終せん、彼に僧伽胝衣あり新染赤色にして受用するを得るに堪へたれば我當に之を取るべし」。諸苾芻聞いて告げて曰はく、「具壽、汝、衣の爲の故に此極惡の旃荼羅心を生ぜんとは」。彼聞いて慙恥し便ち追悔を生じて默爾して住すらく、「將我今犯罪あるには非ざらんや」。即ち此緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛は諸苾芻に告げたまはく、「彼苾芻は死を願ふの心なかりしが故に無犯なり。然り諸苾芻は應に衣の爲に此極惡の旃荼羅心を生ずべからず、此心を起さんには越法罪を得ん。[三]然り諸苾芻は衣服を護惜する

【一】旃荼羅心。旃荼羅(caṇḍāla)は屠者、嚴熾、執暴惡人と譯し、四姓の外にして城市外に在りて住して屠殺を業とするもの、今は旃荼羅に似たる恐ろしき心なり。

【二】鉢護持法。

【三】衣護持法。

汝等に告げざらんや、「彼に教あらんには汝當に爲に作すべし」と』。報じて曰はく、「說くを聞けり」。「若し說けるを聞かんには、宜しく語を相用ひて我が與に此煩惱の命根を斷ずべし」。彼時二子共に相議して曰はく、「豈に我舅は先に籌量するありて、故に我を喚び來りて是の如きの事を作さ（しめ）んとせるには非ざらんや」。時に二子の中一は極めて麁獷なりければ、即ち利刀を持して喉命を割斷し、便ち白氎を以て死屍を通覆せり。時に善語還りて之に告げて曰はく、「汝等は病人を看守せるも豈に睡らしむるを得たらんや」。答へて言はく、「阿舅、此舅今睡りて更に起くる期なけん」。善語は說くを聞いて驚怖常に異り、便ち自ら思うて曰はく、「我今宜しく應に更に審に尋問すべし」。是時二子具に事緣を述べしに、是時善語は心に惶怖を生じ、便ち白氎を去りて其殺されたるを見て心に追悔を生ずらく、「豈に我は是れ持刀者を求めて他命を斷ぜるには非ざらんや」。時に彼の善語は親愛別離して轉た悔恨を增し、具に此事を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、『彼苾芻には殺心なかりし故に無犯なり。然れども諸苾芻は應に無智人をして看病者と爲さしむべからず、必らず他緣ありて須らく自ら外に出づべからんには、善く看病を解せざるの人に於ては當に可しく教示すべし、「病者をして非理に損害せしむること勿れ、水火に墮ち、諸毒を食ひ、刀斧を持し、崖塹に墮ち、或は高樹に昇り、所忌食を食せんに、皆應に遮止すべし、此に因りて面に傷害を致さしむることなかれ」と。若し苾芻にして無智人をして病者を瞻視せしめ、又善く教へずして棄てゝ出で去らんには越法罪を得ん』。此は是れ緣起にして未だ學處を制したまはざりき。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。此城中に於て一苾芻あり、用ふる所の鉢は色壞して孔ありければ、諸苾芻告げて言はく、「具壽、汝が用ふる所の鉢は孔ありて色壞せり、何ぞ熏治せざる」。報じて曰はく、「若し熏治せんには多く所須あり、瓦甕・牛糞及び油滓等なり」。苾芻告げて言はく、「具

存養を爲せるに、彼今時に於て倶に惡業を行じ、其祖父に同じで捕獲事を爲し、諸の生命を斷じて以て自ら存活すれば」。吉祥曰はく、「彼二に於て嫌恨心を生ずること勿れ、然り彼二子逝多林に在りし(時)は……乃至、蜫蟲をも未だ曾て害するを見ざりしに、惡人勸誘して今殺業を爲せるなり。仁今特に宜しく彼惡黨よりして勸めて捨離せしむべし。仁行いて外に出でんに、我病みて獨居して更に餘人の能く相供侍するなければ、仁若し見えんには可しく喚びて將ゐ來りて我を看侍せしむべし」。是時善語出で行いて乞食せるに、便ち二子の、肉を屠肆に販げるを見ければ、外甥は舅を見て倶に來りて禮足せり。善語は時に恨んで告げて曰はく、「我は汝等と是何の親屬なりや」。答へて言はく、「是れ舅なり」。「彼の具壽吉祥は復是れ何の親なりや」。答へて曰はく、「彼亦是れ舅なり」。便ち之に告げて曰はく、「汝去りてより後彼は疾患に嬰れり、曾て重ねて來らざれば暫く與に相見えよ」。答へて言はく、「我實に知らざりき、今卽ちに往いて何の所作を欲するかを看ん」。報じて言はく、「彼れ敎あらんには汝當に爲に作すべし」と、語げ已りて去りぬ。時に彼二子便ち吉祥に詣り、雙足を禮し已りて一面に在りて坐せるに、吉祥見已りて二子に告げて曰はく、「聖者善語と汝とは何の親なりや」。答へて言はく、「是れ舅なり」。「我は今汝とは復何の親なりや」。答ふらく、「亦是れ舅なり」。吉祥告げて言はく、「我れ比患に嬰れり、汝曾て來らざりければ暫く我を看よ」。答へて言はく、「阿舅、我實に知らざりき、纔に始めて說くを聞いて我等卽ちに至れり」。吉祥告げて曰はく、「汝等は我れ天堂に生ぜんことを願ふや不や」。答へて言はく、「生ぜんことを願ふ」。告げて言はく、「若し是の如くならんには、我れ〔一〇〕他方豐樂の所に向はんとす。天堂解脫は輕幔を隔つるが如くなれば、我れ願はくは苦所依の身を捨棄せんことを。當に樂處に生ずべければ、汝今宜しく我命根を斷ずべし」。彼便ち答へて曰はく、「何ぞ是事あらんや、假使餘人來りて舅を害せんにも我當に彼を殺すべけんに、寧んぞ我等して共に舅が命を斷ずべけんや」。告げて曰はく、「善語は豈に已に

【一〇】藏律には「一惡から離れて戒を持てるが故に我は他國に行きて長壽（善き年を取りて幸福に善住）せん」とあり。

を行じて尚ほ自供せざるに、況んや復他に於て能く存養せんをや」。苾芻告げて曰はく、「此二子をして苾芻に樹葉花果及以齒木を供給せしめんに、苾芻當に鉢中の餘食を與へて充濟を得せしむべけん」。時に善語聞き已りて卽ち便ち收養せり。是二童子は稟性恭勤にして善く給侍を爲し、諸苾芻の爲に樹葉花果を取り及び齒木を供へぬ。時に諸苾芻は惠むに餘食を以てし、並に衣資を給せるに、旣にし多時を經て年漸く長大し容貌充滿せり。曾て一時に於て寺門の前に在りて遊戲して住せるに、餘の親屬あり手に弓箭を執りて逝多林の前に於て鹿を逐うて過ぎければ、童子に問うて曰はく、「汝等は何の緣にて此に住するを得たりや」。童子報じて曰はく、「我舅は此釋子中に於て出家したれば、我は依りて住せるなり」。獵人告げて曰はく、「汝が舅は人と爲り自ら存活する(能は)ずして釋子中に於て出家を求めたるも、汝等は豈に復存活する(能は)ざらんや、應に可しく志を立てゝ其父業を習ふべし」。童子卽ち便ち親屬に報じて曰はく、「舅は我等に於て實に深恩あれば、今可しく彼に詣りて諮りて其事を決すべし」。便ち舅所に往いて白して言さく、「聖者、我今奉辭して父業を習はんと欲す」。舅便ち報じて曰はく、「我れ信施を以て汝二人を養へるに、云何がして今に於て還りて惡行を修めんとはする」。二子白して言さく、「設令頂に金鬘を繫がんとも我尚ほ須らく棄つべし、孰か能く祖父の業を捨置せん」。遂に舅言を用ひずして俱に捨てゝ去り、畋獵事を作して以て自ら活命せり。後の時吉祥は身重患に嬰りしに、善語は看病人と爲りぬ。時に吉祥病苦の爲に逼られて便ち自ら念を生ずらく、「我今戒を持ちて衆惡を造らざれば天堂・解脫は輕幔を隔つるが如くなり、今宜しく苦所依の身を捨棄して當に勝處に生ずべけん」。復是念を作さく、「我今苦逼れり、誰か當に我命を殺斷せんことを行ずべき」。遂に善語に二外甥あるを憶して(念ず)らく、「稟性麁暴なれば彼能く我を殺さん、何ぞ餘人を假らん」。是念を作し已りて善語に告げて曰はく、「具壽、仁の外甥今何處に在りや」。報じて曰はく、「彼二の名字をも我は聞くを憙まず。皆信施を以てして

【九】輕幔。うすぎぬのまく。藏律には「天堂に生まれ、勝れてをる解脫はカーテンによりて隱れてをる。からだに於ては又諸天中に生まるゝが故に、一切の者に於て自身のからだを殺さんと思惟した」とあり。

怖して至りて問うて言はく、「具壽波洛迦、何ぞ疾を忍ばずして啼泣せる」。波洛迦曰はく、「汝が我が爲に『藥を求めて辛苦せるに、自ら將愼せざらんとは。寧ろ毒藥を服せんとも、應に是の如くに所忌食を噉ふべからざるに』と（言へる）を聞いて、我便ち念を生ずらく、『同梵行者は我が爲に劬勞せるに自ら愼むこと能はざらんとは、我今當に可しく其毒藥を服すべきなり』と。遂に囊中に於て撿して毒藥を見たれば、卽ち便ち之を噉ひしなり」。時に馱索迦は是語を聞き已るに悲淚に目を盈して之に告げて曰はく、「具壽、汝今何の故にか不善事を作せる」。卽ち便ち疾く走りて往いて醫人に問へり。其藥毒烈勢にして持ふべからず、遂に便ち命過せり。時に馱索迦は醫處より藥を得て馳走して還りしに、波洛迦の命已に終沒せるを見て、便ち追悔を生じて是の如きの念を作さく、「豈に我今是れ死を勸めたるには非ざらんや」。此因緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「彼馱索迦は殺心なかりし故に無犯なり。然れども諸苾芻は應に病人前に於て是の如きの言說を作して、彼病者をして聞き已りて死を求めしむべからず。若し是語を作さんには越法罪を得ん」。此は是れ緣起なり、然れども世尊は尙ほ未だ諸の聲聞弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制したまはざりき。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に此城中に二苾芻あり、一は善語と名け、一は吉祥と名け、情義相得て共に親友たりき。善語苾芻は畋獵を捨てゝ出家し、吉祥苾芻は長者を捨てゝ出家せり。二童子あり、是れ善語が外甥なりしが父母俱に亡して流離巡歷して逝多林門外に至りて住せり。是時善語は門を出でゝ遇見えしに、顏貌を審觀して是れ宿親なるを知り、卽ち便ち告げて曰はく、「汝が父母は今何處に在りや」。童子答へて曰はく、「並に已に身亡りぬ」。善語聞き已りて覺えず流淚せり。時に諸苾芻は見て問うて曰はく、「此二童子は是れ何人なりや」。答へて曰はく、「是れ我が外甥なり」。苾芻告げて曰はく、「既に是れ舅親なるに何ぞ收養せざる」。答へて曰はく、「我れ乞食

「我極めて飢渇したればたり」。問うて言はく、「我に[六]水粥あり、何ぞ之を噉はざる」。答へて言はく、「極めて善し、我今須らく噉ふべし」。既にして噉足し已るに復苾芻あり問うて曰はく、「具壽、我に今乳酪粥・餅及び肉羹あり、何ぞ之を食はざる」。報じて言はく、「得んと欲す」。即ち便ち房に就り貪饕して之を食し、遂に便ち太飽して脇を側にして臥せり。時に駄索迦は醫人に問ひ已りて疾く疾く還り、醫所說の藥をと倂せて亦持ち至りて告げて言はく、「具壽波洛迦、宜しく起きて齒木を嚼むべし」。報じて言はく、「已に了れり」。駄索迦言はく、「善好たり」。即ち爲に[七]壇を作り銅器を揩拭して喚ぶらく、「起きて食すべし」。彼が意を護らんが故に即ち便ち起きて坐しければ、時に駄索迦は人をして食を持たしめて之に授與せるに、兩三匙の食を取りたるのみにして便ち臥せり。駄索迦曰はく、「具壽、何の意にてか食せざる」。報じて言はく、「我情に欲せざるなり」。告げて言はく、「汝、通夜に於て極めて相惱亂し啼哭して飢を稱しつゝ、今我れ食を與ふるに而も欲せずと云へるには、汝今者に於て定んで死なんこと疑あらじ」。時に餘苾芻報じて言はく、「具壽駄索迦、勞して逼らるゝことなかれ、已に我處に於て水乳酪粥・薄餅及び肉を噉ひて並に皆飽食せるなり」。駄索迦、波洛迦に問うて曰はく、「具壽、汝實に美飲食を餐噉せりや」。即ち便ち徐徐に緩聲もて愧ぢて言して曰さく、「我已に噉ひ訖れり」。時に駄索迦便ち之に告げて曰はく、「我れ汝の爲の故に衣鉢罄盡し、善業を修するを廢して爲に給侍せるに、汝自ら身に於て善く將愼せざらんとは。寧ろ毒藥を噉はんとも、應に是の如くに所忌食を餐ふべからざるに」。時に波洛迦は此語を聞き已るに深く愧恥を懷きて便ち是念を作さく、『同梵行者よ、善い哉此言や、責めて我に及ぶらく、「……乃至、寧ろ毒藥を噉はんとも忌物を餐はざれ」と。我今實に可しく毒藥を服すべし』。即ち座より起ち雜藥囊中より檢して毒藥を得、遂に便ち之を噉へるに、藥發り瞑眩して幾ど將に死なんと欲し、兩眼翻戴し、口中嘔沫して啼泣して唱言すらく、「駄索迦、我死なんとす我死なんとす」。時に駄索迦聞き已るに驚

【六】水粥。濃粥に對する語、畫いて字を成ざざる薄粥なり。

【七】壇。曼荼羅(maṇḍala)なり。

【八】所忌食。比丘に相應せざる食物、即ち宿を經たる食を噉ふことは比丘に不調和なる故なり。

卷の第六

斷人命學處第三の一[一]

總じて頌に攝して曰はく、

初緣は馱索迦なり　內身等に殺を行ずると
毒害と起屍鬼となり　後に浴室事を論ぶ。

別して頌に攝して曰はく、

馱索迦と波洛と　善語及び吉祥と
鉢衣並に墮胎と　長者と鹿梵志とたり。

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に二苾芻あり、一は[二]馱索迦と名け、二は[三]波洛迦と名け、意を得て相親しみて共に交友たりき。彼異時に於て波洛迦染患せるに、馱索迦は看病人と爲れり。時に波洛迦は忽ちに夜中に於て大聲に啼泣しければ、馱索迦問うて曰はく、「具壽、何の意にてか啼泣せる」。報じて言はく、「我れ飢渴に逼られたるを患ひてなり」。馱索迦報じて曰はく、「具壽、出家の法に於ては當に可しく之を抑ふべきなり、假令、食あらんとも授與人なし、況んや復今時、食の得べきなきをや」。彼便ち啼泣して迄に天明に至りて曰はく、「我れ飢渴せり」。馱索迦曰はく、「具壽、且らく[四]齒木を嚼め、我れ醫人に問はん」。醫人處に至りて報じて云はく、「賢首、今少年あり忽ちに時患に嬰れり、彼に宜しき所の者を當に爲に處方すべし」。醫人報じて曰はく、「聖者、彼の苾芻には應に是の如き是の如きの藥を與ふべし」。時に波洛迦は馱索迦の去れる後に於て、便ち牀より起ち衣服を整へ革屣を著し、[五]君持を取り齒木を執りて門外に出でゝ澡漱し已るに、餘苾芻あり問うて曰はく、「具壽波落迦、何の意にてか通宵困苦し啼泣せる」。報じて言はく、

【一】　波羅市迦法第三斷人命學處。

【二】　馱索迦(Dāsaka)。

【三】　波洛迦(Pālaka)。

【四】　齒木(dantakāṣṭha)。憚哆家瑟託の譯、長さ十二指より八指までにして、大さ小指の如く、嚼みて齒を淨なるなり。楊枝は義譯にして齒木と同じ。但し巴利律第四十波逸提には udakadantapoṇa の語あり、これに相當する僧祇律十六(律部九、註一六の一三九)の文には水及び齒木とし、五分律七(律部十三、註七の一二五)には楊枝及び水とせり。

【五】　君持。kuṇḍikā の音寫にして軍持・捃稚迦とも云ふ、澡瓶なり。

香薹にて塗飾せるを見ぬ。鄔波難陀便ち是念を生ずらく、「彼諸の來者は是れ何の居士・商主・富人にして、晨朝に此に至れる」。既にして門に近づき已るに是れ淨人なるを知りて、鄔波難陀は便ち瞋怒を生じて遙に之に告げて曰はく、「我未だ汝をして晨旦に早く來らしめざりしに、何に因りてか此に至れる」。淨人白して曰さく、「聖者、我等昨夜に若し聖者畢隣陀婆蹉の慈悲護念なかりせば、我等が財物は賊に偷盡せられしならん」。鄔波難陀は淨人に告げて曰はく、「汝(等)は彼力を恃みたれば競ひ馳せて諠譁せり、我れ彼人の爲に治罰法を作さん」。是語を作し已りて便ち六衆を呼び、共に聖者畢隣陀婆蹉の所に詣りて白して言さく、「上座、願はくは容許せられんことを、詰問する(所)あらんと欲す」。答へて言はく、「意に隨へ」。白して言さく、「淨人坊に於て所有財物は賊に偷み去られしに、神力もて奪ひ留めたりとは、是事虛なりや實なりや」。答へて言はく、「實に爾り」。白して言さく、「我先に上座は已に靜慮に住して解脫の勝樂を(受けたるを)知れるに、然も我は(上座が)慈悲ありと雖普く及ぼす能はざる(もの)あるを知らざりき。淨人所に於ては愍みて護念し、秋賊處に於ては圍むに鐵牆を以てし、又他の已攝物を強奪して留め(しめ)んとは。仁既に犯罪せり、可しく如法悔すべし」。……廣く說けること上の如し、乃至、揵稚を鳴らして捨置(羯磨)を爲さんと欲せり。上座舍利子は其をして審察せしめ、……諸苾芻は佛に白すに、佛は畢隣陀婆蹉に告げて曰はく、「汝、何の心を以てして神通力を現じて淨人物を留めたりや」。畢隣陀婆蹉具に事を以て佛に白すに、佛は諸苾芻に告げたまはく、「畢隣陀婆蹉にして若し此心を作して神力を現じたらんには無犯なり」。又、無犯とは、最初にして未だ制戒せざると、癡狂と心亂と痛惱所纏となり。不與取學處了る。

る者多く、復自ら經求すれば、其財物を計るに王舍城人も亦及ぶこと能はじ、況んや諸の淨人にして豈に衣物なからんや」。是時群賊の僉議已に定まりて、卽ちに其夜に於て淨人坊に詣り其物を劫はんと欲せり。時に天人あり、聖者畢隣陀婆蹉の處に於て深く敬信を生ぜるが往いて聖者に白して言さく、「諸の秋賊ありて彼淨人を劫はんとす、聖者、慈悲もて願はくは救護を爲したまはんことを」。時に畢隣陀婆蹉は便ち是念を作さく、「我救はざらんには彼淨人をして心に愁苦を生ぜしめん……廣く說けること上の如し、……我今宜しく神通力を現ずべし」。是念を作し已るに淨人坊に於て鐵牆を化作して周匝圍遶せり。是時賊徒は所盜物を持して其坊を出でんと欲せるに、但、鐵牆の堅くして出路なきを見て、心に惶怖を生じて所盜物を棄てしに、須臾の頃に於て鐵牆を見ざりき。是時賊徒は還盜物を持つに、所化の鐵牆忽然として復現ぜり。是の如きことと七たびに至りしに賊相謂ひて曰はく、「汝等知れりや不や、必らず聖者の大威德を具せるありて、斯物を護れるが故に此神通を現ぜるなり、我應に物を棄てゝ急ぎ共に逃竄すべし」。時に賊は物を以て之を一處に聚めて悉く皆奔走せるに、淨人覺め已りて競うて共に諠聲もて唱言すらく、「賊を被れり」。彼既にして財を失して共に憂惱を生じ、遍く住坊を遶りて其物を求覓せるに、遂に衣物の一處に聚在せるを見たれば、便ち歡喜を生じ、卽ちに其物を持して各舍中に還り守護して臥しぬ。是時彼天は其夢中に於て諸人に告げて曰はく、「汝等が秋賊の劫盜する所を被らざりしは、皆是れ聖者畢隣陀婆蹉が、神力の致せる所なり」。既にして天明に至りければ共に相謂ひて曰はく、「我等にして財物を失するを免れしは、皆是れ聖者の恩力なり、更に餘人の能く慈念を起すなし、我等宜しく應に略りて供養を伸すべし」。咸共に洗沐して鮮白の衣を著し、香鬘を塗飾し供養物を持して竹林中に詣れり。時に鄔波難陀は晨朝に起き已りて鎖鑰を執持して欲に寺門を開き、燈燭を屛除し堂宇を灑掃して座席を敷設し、窣堵波に於て香花供養し、上閣に昇りて揵稚を鳴らして四顧して望めるに、遙に諸人の、鮮白衣を著して

【三七】窣堵波（stūpa）。高顯處・功德聚と譯し、佛物・經文・舍利・牙・髮等を奉安す、僧祇律三三（律部十、註三三の一四一本文）には「舍利あるを塔（窣堵波）とし、舍利なきを枝提（Caitya）と名く」とあり。

於て、喚聲の聞ゆる處に當に可しく造立すべし」。時に諸苾芻は佛の教を受け已りて、往いて大臣に白さく、「今、此處に於て世尊の教を奉じて淨人坊を造らんとす」。是時大臣便ち王に白さく、「(王)、知しめさんことを」。王言はく、「佛の所教に隨へ」。大臣遍く諸の淨人に告げて曰はく、「僧は今汝の爲に別に住處を造れり、汝等今可しく總べて彼に就りて住すべし」。淨人聞き已るに卽ちに其處に往き、共に住房を造りて安置すること已にして訖りぬ。是時淨人は常に竹林に往いて僧の給使に充てぬ。時に苾芻衆は諸人に告げて曰はく、「清淨業は應に可しく之を作すべく、不清淨事は皆應に作すべからされ、淨業を作すに由りての故に[三六]淨人と曰ひ、若し住處を防護せんには僧園を守るの人と名く」。彼の清淨人及び僧園を守る人は日毎に皆竹林中に往きしに、苾芻を諠鬧して行業を修するを妨げゝれば、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「恒に集まらしむること勿れ、事あらんに應に喚ぶべく、若し使役なきには本坊に住せしめよ」。時に諸苾芻は又佛に白して言さく、「彼諸の淨人が所須の衣食は、如何がしてか給濟せん」。佛言はく、「僧使を爲せるには可しく衣食を給すべく、驅使せざらんには衣食を與ふること勿れ。老病者あらんには、可しく衣食並に諸藥餌を給すべし」。後に異時に於て鄔波難陀は次に僧事を知りて諸の淨人に告げて曰はく、「賢首、我は是れ知僧事人なり、汝等明旦に早く來りて寺に入るべし」。爾の時王舍城内には、諸苾芻の夏安居竟れる(頃)に於て、常に迦栗底迦賊ありき。此の諸の秋賊は共に相議して曰はく、「我汝等と與に何の業を作さんと欲せんに、劬勞を假らずして此年中に於て、衣食を豐足して受用に安樂なるべきや」。彼秋賊中に一作人あり、曾て苾芻に驅使せられて僧事を諳知せるが諸賊に告げて曰はく、「竹林園處に淨人坊ありて多く財物あれば、共に往いて劫ひ取らんに此年中に於て我等豐樂ならん」。一賊告げて曰はく、「彼諸苾芻は是れ淨人の主なるに門を巡りては乞匃して尙ほ軀に充たず、況んや此淨人に財物あることを得んや」。其賊報じて曰はく、「汝等は知らざるなり、諸苾芻等は常に乞食せりと雖、惠施す

【三六】淨人と守僧園人。律部八、註(五の九五・六の二〇三)參照。

之を受くべし」。時に畢隣陀婆蹉は教を奉じて受けぬ。時に給侍人は僧に施入せりと雖、未だ王役を蠲かざりければ、是諸人等は聖者に白して曰さく、「我等初に僧の給侍と作るを聞いて心實に歡喜せるに、豈に謂はんや、一身備に兩役に遭はんことを」。報じて言はく、「賢首、汝等慮ること勿れ、我當に汝が爲に大王に白して知ら（しむ）べし」。後に異時に於て影勝王は聖者の所に詣り、足を頂禮し已りて一面に在りて坐せるに、是時尊者は白して言さく、「大王、前に僧に施せる所の給侍人等に、豈に復大王は追悔を生ぜりとせんや」。王言はく、「聖者、我實に曾て追悔の念なきなり」。又王に白して曰さく、「何の意にてか諸人未だ王役を免れざる」。王、爾の時に於て大臣に勅して曰はく、「我れ聖者に施せる給侍人は、既に捨して僧に入れたるなれば可しく王役を免ずべし」。大臣、教を奉じて卽ちに皆放免せり。[35]彼れ異時に於て國家興造せんとて人の作使を須めければ、大臣追喚せるに來る者あること莫く、僧に施さゞりし人までも亦皆妄りて「是れ給侍人なれば」と說けり。是時大臣は事を以て王に白さく、『役使あるに緣りて追喚せるも來らず、皆云はく、「我は是れ僧家の給使なり」と』。王曰はく、「若し是の如くならんには、可しく悉く舊の如くに王役に充てしむべし」。此より已後、先に施せる所の者を並に王使に充てたるに、其の所施人は尊者の所に詣りて白して言さく、「我等は還國役に充てられぬ、可しく我等が爲に重ねて大王に白さるべし」。聖者は爲に（王に）白さく、「給侍する所の人を今更に追悔せりや」。王曰はく、「何の意なりや」。白して言さく、「僧の給侍人は還王役に充てられたれば」。王言はく、『聖者、但、官役ありしに、咸く「我は是れ僧の給侍人なり」と言ひて、事をして闕くることあらしめたればなり。唯願はくは聖者、可しく爲に別に淨人の房を作りて其人を簡異して雜亂せしむることなかるべし』。聖者は王に報ずらく、「我當に佛に白すべし」。王言はく、「爾るべし」。時に畢隣陀婆蹉は事を以て佛に白すに、佛言はく、「我今、淨人坊を造るを聽許せん」。時に諸苾芻は何處に應に造るべきかを知らざりき。佛言はく、「王城と精舍との此中間に

【三五】本文に彼於異時國家興造須人作使大臣追喚莫有來者不施僧人亦皆妄說是給侍人とあり。國家興造とは、藏文に「或目的のために」とあるのみ國を舉げて興造すべき事業の意なるか。

の足並に諸大德上座苾芻を禮せり。曾て一時に於て佛足を禮し已り、一面に在りて坐して佛の說法を聽かんとせり。時に佛は彼頻毘娑羅の爲に衆の法要を說いて[三二]示教利喜したまひ、王は法を聞き已るに佛を禮して去り、便ち往いて彼具壽畢隣陀婆蹉の住所に詣れり。時に畢隣陀婆蹉は所住の房に於て破壞せる處ありて躬自ら修葺せるに、遙に王の來るを見て便ち手足を洗ひて常坐處に至り容を整へて坐せり。王前んで禮足し一面に在りて坐して白して言さく、「聖者、何ぞ自ら執勞せる」。答へて言はく、「大王、夫出家者は皆自ら執務す、我既に出家せり、誰をしてか作さしめんと欲すべき」。王言はく、「若し是の如くならんには、我れ聖者の爲に給事人を供へん」。白して言はく、「大王、願はくは王、無病長壽ならんことを」。是の如きこと乃し五返に至りて、皆上の如くに白せり、「我れ聖者の爲に給事人を供へん」と。時に具壽畢隣陀婆蹉に一弟子ありて性質直たり、便ち王に白して曰さく、「大王が[三三]親教師に給事者を供へんことを許へるよりして、若し我が本師にして大王の言に依りて捨てゝ修理せざりしならんには、所有房舍は皆已に破壞せるならん」。王便ち報じて曰はく、「聖者、豈に我已に曾て給事人を許ひたらんや」。白して言さく、「大王、唯一度のみには非じ、是の如きこと五たびに至れり」。王は國事繁忘にして記すること能はざればなり。王の常法として、但、出言せるあらんに臣必らず書記したれば、記事人に問うて曰はく、「我實に曾て給事人を許ひたりや」。答へて言はく、「實に爾り、已に五返を經たり」。若し是の如くならんには當に我を罰すべきなり、我今應に五百[三四]淨人を與へて以て給事に充つべし」。便ち大臣に告げて曰はく、「宜しく聖者に五百使人を給すべし」。時に畢隣陀婆蹉は而ち王に白して曰さく、「大王、我れ出家せるに緣りて總べて給事を捨てぬ、今使者を得んとも何の所爲をか欲せん」。白して言さく、「聖者、僧衆事の爲に當に之を受けらるべし」。「若し王が言の如くならんには、我當に佛に白すべし」。王言はく、「聖者、可しく往いて佛に白すべし」。時に畢隣陀婆蹉は事を以て佛に白すに、佛言はく、「若し僧衆の爲ならんには當に

【三二】示教利喜。法を敎へ、法によりてはげまし、樂しませ、喜ばすなり。

【三三】親教師。和上（upādhyāya）の譯なり。

【三四】淨人。律部八、（註五の九五・六の二〇三）參照。

隨へ」。「婆羅門の子は秋賊に將ゐ去られしに、仁は奪うて將ゐ來れりとは、其事虛なりや實なりや」。報じて言はく、「是り、實に我取りて將ゐ來れり」。白して言はく、「我先に具に上座已に靜慮に住して解脫の勝樂を(受けたるを)知れるも、我實に(上座が)慈ありつゝも遍からざるを知らざりき。親族の處に於ては慼念して將ゐ來りて、彼秋賊に於ては心に不忍を生じ、又他所攝の物を强ひて奪ひて將ゐ來らんとは。仁既に犯罪せり、可しく如法悔すべし」。答へて言はく、「具壽、我は罪を見じ」。是時六衆互に相議して曰はく、「『仁等當に知るべし、世尊說きたまへるが如し、「罪を見ざらんには當に此人の與に捨置羯磨を作すべし」と。授事者は誰なりや、可しく揵稚を鳴らすべし、應に此人の爲に捨置羯磨を作すべきなり』。佛ち往いて彼授事人の所に至りて報じて言はく、「具壽、應に揵稚を鳴すべし」。授事問うて曰はく、「爲さんとする所は何事なりや」。報じて言はく、「少欲者にして實に犯罪ありつゝ而も悔過せざるが爲に、我は彼が爲に捨置事を作さんと欲するなり」。爾の時身子は衆の上座爲りければ、其事の可不の宜を觀察して授事人に告げて曰はく、「具壽、誰が與に遍住法或は覆本遍住法・意喜・出罪を作さんとするや」。答へて言はく、「更に別事なし、但、聖者畢隣陀婆蹉の爲に、犯罪しつゝ(罪)を見ざれば與に捨置羯磨を作さんとするなり」。身子報じて曰はく、「具壽、小緣を以てして耆德を惱亂すること勿れ。然り、薄伽梵は是一切智見にして、無上智境に於て大自在を得て能く他疑を斷じたまへば、汝可しく諸問すべし、佛所敎の如くに我當に奉行すべし」。時に諸苾芻は事を以て佛に白すに、佛は時を知しめして問ひたまはく、「……廣く上に說けるが如し…」。爾の時佛、畢隣陀婆蹉に告げて曰はく、「汝、何の心を以てして、神通力を現じて婆羅門の子を取れる」。時に畢隣陀婆蹉は具に其事を以て佛に白すに、佛は諸苾芻に告げたまはく、「畢隣陀婆蹉にして若し此心を作して神力を現じたらんには無犯なり」。

佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に頻毘婆羅王の常法として、日毎に恒に往いて世尊

に於て聖者畢隣陀婆蹉の佇立して望めるを見たれば、時に賊は告げて曰はく、「聖者、何に因りて我を惱まさるゝや」。報じて曰はく、「汝は惡法を以て我を惱ましたればなり、我が汝を惱ませるには非じ、若し我にして是の如きの聖法を證せざりせば、婆羅門の子は永く將ゐ去られしならん」。賊言はく、「聖者、我れ此兒を放たん、意に任せて收取せよ」とて、卽ちに岸に上らしめぬ。是時聖者は遂に神力を攝して外甥に告げて曰はく、「汝可しく速に歸りて汝が父母に見ゆべし、明(日)當に受業すべし」。童子は路に於て未生怨が四軍を嚴整して王舍城を出づるに逢へるに、(未生怨は)路に童子を見て問うて曰はく、「汝、何處よりして來れる」。答へて言はく、「我れ竹林に向ひしに、其中路に於て賊に劫ひ去られぬ」。「誰ぞ汝を取り來れるは」。答へて言はく、「是我が舅、畢隣陀婆蹉なり」。時に未生怨は心に歡喜を生じて高聲に唱言すらく、「我等今者快く善利を得たり、我國中に於て是の如きの大智聖者の、諸の威力を具へて現法中及び未來世に於て諸漏永く盡きたるあるを得んとは」と、是讚歎を作して王舍城に還れり。時に六衆苾芻は事に因みて出城せるに、路に於て逢ひ見て之に問うて曰はく、「仁、誰をか讚歎せる」。答へて曰はく、「仁聖衆を歎ぜるなり」。「我等に何の事ありてか仁今讚歎せる」。答へて言はく、「婆羅門の子、竹林中に往かんとして賊に將ゐ去られしに、聖者畢隣陀婆蹉は神通力を以て奪うて其子を得たればなり」。六衆報じて曰はく、「汝愚癡人、我輩に是の如きの神力ありと雖人、敬信せず、然も拔髮癡人露形外道に反りて更に彼が心に敬信を生ずるあらんとは。若し彼露形にして此事を見たらんには、彼秋賊の爲に其出路を指せしならんに」。時に未生怨は默然して對ふるなかりき。時に六衆苾芻なる難陀・鄔波難陀は自ら相謂ひて言はく、「我等且に已に善く其事に答へぬ。然も少欲者にして今現に犯罪せり、我等彼に往いて其をして悔過せしめん」。便ち住處に還り飯食已にして訖るに、[三一]次に隨うて敬を致し已りて聖者畢隣陀婆蹉の所に詣りて白して言さく、「上座、願はくは容許せられんことを、詰問する(所)あらんと欲す」。報じて言はく、「意に

【三一】次に隨ふとは、夏數の次第なり。

汝可しく諮問すべし、佛所敎の如くに我當に奉持すべし」。時に諸苾芻は事を以て佛に白すに、佛は時を知しめして問ひたまはく、「……廣く上に說けるが如し……」。爾の時佛、大目連に告げて曰はく「汝何の心を以てして神通力を現じて彼童子を取れる」。是時目連は事を以て佛に白すに、佛は諸苾芻に告げたまはく、「目連苾芻にして是の如きの心を作して神力を現じたらんには無犯なり」。

佛、王舍城[二九]竹林園中に在しき。時に具壽畢隣陀婆蹉の外甥は、其舍中に於て外典を習讀せり。時に畢隣陀婆蹉は日の初分に於て、衣鉢を執持して王舍城に入り、次第に乞食して妹夫の舍に至りしに、兒の學業せるを見て妹夫に問うて曰はく、「此兒の讀めるは是何の書論なりや」。答へて言はく、「外典なり」。……「尊者よ、外學を棄てゝ佛經を勸習せしめたまはんことを」。便ち妹夫の爲に親しく兒子に敎へ……廣く說けること上の如し……乃至、諸瓔珞を具して竹林中に往けるに、秋賊に刧ひ將られ、船中に安置して流に沿うて去らんと欲せり。時に彼從者は賊の將ゐ去れるを見て奔走して舍に歸り、大家に白して曰さく、「受業童子は秋賊に刧ひ去られぬ」。時に彼妹夫は卽ち便ち急ぎ[三〇]影勝王の所に往いて大王に白して言さく、「我子は秋賊に刧ひ去られぬ、今、大王に從うて子を乞はんとす」。時に王は彼未生怨に勅して曰はく、「汝宜しく急ぎ去いて秋賊を掩ひ捕へて婆羅門の子を覓めよ」。時に未生怨は婆羅門と先に嫌隙ありければ、王敎を奉ぜりと雖、未だ爲に急ぎ去かざりき。時に天女あり、聖者畢隣陀婆蹉の處に於て深く敬重を生ぜるが白して言さく、「聖者知れりや不や、仁の外甥は秋賊に將ゐ去られぬ」。時に畢隣陀婆蹉は便ち是念を作さく、「此の外甥は我救はざらんには、子と父母とは各離苦を生じ、不敬信人は聞いて心に悅び、其敬信者は或は追悔を生じ、往來せん者は賊に將ゐ去らるれば誰か復更に肯へて竹林中に入らん。我今宜しく神通力を現ずべきなり」。是念を作し已るに、聖者は神通力を以て彼船の邊に到り、彼賊船をして去くを得ること能はさらしめぬ。時に彼秋賊は是の如きの念を作さく、「何の意にてか我船は復前進せざる」。而も岸邊

【二九】竹林園。迦蘭陀竹林園(Veṇuvana-kalandakanivā-pa)なり。

【三〇】影勝王。頻毘婆羅王なり。

彼拔髮癡人露形外道に於て、心に敬愛を生ずるあらんとは。若し彼露形にして此事を見んには、彼秋賊の爲に其出路を指せるならんに」。毘盧宅迦聞き已りて默然せり。是時六衆苾芻なる難陀・優波難陀は共に相謂ひて曰はく、「我等は且に已に善く共事に答へぬ、然れども少欲者にして今現に犯罪せり、我等彼に往いて其をして悔過せしめん」。便ち住處に還り飯食已にして訖るに、聖者目連の所に詣りて先に敬を致し已りて白して言さく、「上座、願はくは容許せられんことを、詰問する(所)あらんと欲す」。報じて言はく、「意に隨へ」。白して言さく、「上座、給孤獨長者の子は秋賊に將ゐ去られしに、仁奪ひて將ゐ來れりとは其事虛なりや實なりや」。報じて言はく、「是り、我將ゐ來れり」。[一九]白して言はく、「我先に具に上座已に靜慮に住して解脫の樂を受けたるを知れるも、我實に(上座が)慈悲ありと雖而も普きこと能はざるを知らざりき。弟子處に於ては愍念して將ゐ來りて、彼秋賊に於ては恐怖を生ぜしめ、又、他所攝の物を强ひて奪うて歸らしめんとは。仁今犯罪せり、可しく如法悔すべし」。答へて言はく、「具壽、我は罪を見じ」。是時六衆互に相議して曰はく、『仁等當に知るべし、世尊說きたまへるが如し、「罪を見ざらんには當に此人の與に[二〇]捨置羯磨を作すべし」と』。便ち往いて彼知事人の所に至りて報じて言はく、「具壽、應に[二一]揵稚を鳴すべし、今、捨置羯磨を作さんと欲す」。[二二]授事問うて曰はく、「作さんとする所は誰が爲なりや」。報じて言はく、「少欲者にして自ら犯罪しつゝ而も悔過せざるあれは、我今彼が爲に[二三]捨置事を作さんとするなり」。爾の時[二四]身子は衆の首たりければ授事人に告げて曰はく、「人をして最勝法中に於て衰損を作さんと欲することあらしむるなかれ」。又問うて言はく、「具壽、誰が與に[二五]遍住法或は[二六]覆本遍住・[二七]意喜・[二八]出罪を作さんとするや」。答へて言はく、「更に別事なし、但、聖者大目連の爲に犯罪しつゝ(罪)を見ざれば捨置羯磨を作さんと欲するなり」。身子報じて曰はく、「具壽、小緣を以てして耆德を惱ますこと勿れ。然り、薄伽梵は是一切智見にして、無上智境に於て大自在を得て能く他疑を斷じたまへば、

【一九】本文に白言我先具知上座已住靜慮受解脫樂我實不知雖有慈悲而不能普於弟子處愍念將來於彼秋賊令生恐怖…とあり。

【二〇】捨置羯磨(Utkṣepaṇīyakarma)。捨置は除却の義、不見罪擧羯磨なり。

【二一】揵稚。律部八、註(四の一〇九)參照。

【二二】授事(karmadāna)。維那なり、律部八、註(九の五四)參照。

【二三】捨置事。事は羯磨の義、捨置羯磨なり。

【二四】身子。舍利弗(Śāriputra)なり。

【二五】遍住法。別住法(parivāsa)なり。

【二六】覆本遍住。覆藏別住なり。即ち僧殘罪を犯じて覆藏せる場合に、覆藏せる日數だけ更に多く別住せしむる故なり。

【二七】意喜。摩那埵(mānāpya)の譯なり。六夜摩那埵を行ずるをいふ。

【二八】出罪。阿浮呵那(abarhaṇa)の譯なり。犯罪懺悔完了して淸淨衆に復歸する式事なり。

を撃ちしに、時に彼秋賊は忽に軍圍を見て悉く皆驚怖して是の如きの言を作さく、「仁等當に知るべし、毘盧宅加は諸の軍士と與に四面に圍合せり、當に小兒を棄てゝ囚執せらるゝを免るべし」。即ち童子を棄てゝ逃走して去りぬ。是時聖者大目乾連は遂に神力を攝し其路側に於て樹下に宴坐[一七]せり。時に彼童子は路に隨うて來りければ、問うて言はく、「童子、汝は何處より來りしや」。白して言さく、「聖者、我れ秋賊に將ゐ去られぬ」。「誰か汝を奪ひ來れる」。「是れ毘盧宅加なり」。報じて言はく、「童子、可しく急ぎ舍に歸るべし、汝が父母は極めて憂惱を生ぜり、明日可しく來りて舊に依りて受業すべし」。是時童子は教を受けて歸るに、時に毘盧宅加は四軍を嚴整して……象・馬・車・歩なり……室羅伐城を出でしに、彼童子を見て問うて曰はく、「汝、何處より來りしや」。答へて言はく、「我れ逝多林に向ひしに、其中路に於て秋賊に遭ひて劫ひ去られぬ」。「誰ぞ汝を取り來りしは」。報じて言はく、「是れ毘盧宅加將軍なりき」。毘盧宅迦便ち是念を作さく、「我始あて去かんと欲せるに、云何がしてか是我が取り來れるなりと言へる。豈に別に大德聖者の諸威力を具せるありて、是兒を取り來れるには非ざらんや」。童子に問うて言はく、「爾彼處に於て何人かありしを見たりや」。童子答へて言はく、「我れ路側に於て聖者大目乾連を見たり」。毘盧宅加念じて曰はく、「是れ彼大德が神力もて取り來れるなり、餘に能ふ者なけん」。是の如く知り已るに心に歡喜を生じて高聲に唱言すらく、「我等今者快く善利を得たり、我國中に於て是の如きの大智聖者の、諸の威力を具して現法中及び未來世に於て諸漏永く盡きたるあるを得んとは」とて、斯の讃歎を作して室羅伐城に還りぬ。時に六衆苾芻は事に因みて城を出でしに、路に於て逢見して之に問うて曰はく、「仁、誰をか讃歎せる」。答へて曰はく、「仁聖衆を歎ぜしなり」。「我等に何の事ありてか仁をして讃歎せしめたる」。答へて言はく、「給孤獨長者の子は秋賊に將ゐ去られしに、聖者大目乾連は神通力を以て其子を奪ひ來りたれば」。六衆報じて曰はく、「[一八]汝愚癡人、我輩には是の如きの神力ありと雖、人、信徹せず。然も

【一七】宴坐。燕坐ともいふ根本の淨禪に安住して、外の勞塵を息止するなり。

【一八】本文に汝愚癡人我輩雖有如是神力人不敬信然有於彼拔髮癡人露形外道心生敬愛若彼露形見此事者爲彼秋賊指其出路とあり。前の露形は目連を謗れる言、後の露形は別に露形外道を示せるものならん。

受けん」。時に彼長者は、日日中に於て其童子の與に瓔珞にて身を嚴り、諸の侍從と幷に給孤園中聖者目連處に往いて佛法を受學せ(しめ)ぬ。然るに其國内には秋初時に於て常に[一四]迦栗底迦賊あり、諸苾芻の夏安居竟れる時に當りて、諸の秋賊は共に相議して曰はく、『我れ汝等と何の業を作さんと欲せんに、此年中に於て劬勞を假らずして衣食を豐足して安樂に受用せんや。我聞けり、「給孤獨長者は日日中に於て常に兒子をして身に瓔珞を具して給孤園内に往き、聖者目連處に詣りて佛法を受學せしむ」と。可しく中路に於て共に之を刼ひ取るべし。聖者は子は長者宅に在りと謂ひ、長者は兒は聖者處に在りと謂ひて各相知らざれば、未だ即ちに求覓せざらん。我等若し能く是兒を偸み得んに、當に盡形壽に我が僕使と爲すべく、如し得ざらんには其瓔珞嚴身の具を取らんに、我れ此に緣りての故に、劬勞を假らずして安樂を受くるを得ん』と。共に計を爲し已りて即ちに中路に於て童子を待つに、瓔珞を具して園中に往かんと欲せるを見ければ、遂に便ち共に童子を刼へり。時に彼從者は賊の將ゐ去れるを見て、奔走して舍に歸り長者に告げて曰はく、「受業童子は秋賊に刼ひ將られぬ」。是時長者は即ち急ぎ勝光王の所に往いて白して言さく、「大王、我子は秋賊に刼ひ去られぬ、今、大王に從ひて此子を乞はんと欲す」。時に王聞き已りて[一五]毘盧宅加に勅して曰はく、「汝宜しく急ぎ去いて秋賊を掩ひ捕へて長者の子を覓むべし」。時に毘盧宅加は、給孤獨長者と先に嫌隙ありければ、王敎を奉ぜりと雖未だ爲に急ぎ行かざりき。時に[一六]一天あり、聖者大目連處に於て深く敬重を生ぜるが白して言さく、「聖者、知れりや不や、仁の弟子は秋賊に將ゐ去られぬ、可しく爲に急ぎ計るべし」。時に大目連は便ち是念を作さく、「此の童兒は我若し救はざらんに、子は父母と與に共離苦を生じ、不敬信人は聞いて心に悅び、其敬信者は或は退轉を生じ、往來せん者は賊に將ゐ去らるれば、誰か復更に肯へて逝多林に入らんや、我今宜しく速に神力を現じて彼童兒を取るべきなり」。是念を作し已るに聖者目連は大神通を現じて毘盧宅加軍衆を化作し、其四方に於て大戰鼓

【一四】 迦栗底迦賊。迦栗底迦は八月なり、八月賊とも秋賊ともいふ。律部十三、註(五の二七)參照。

【一五】 毘盧宅加(Viḍūḍabha)。波斯匿王の子毘瑠璃にして祇陀太子の弟。又、王の大將なり。有部出家事(寒四・九七右)には毘樓盧澤迦樓賴吒とせり。有部雜事には卷七(寒一・二六左)惡生太子とし勝鬘夫人の子とせり。

【一六】 一天。律部一四、註(二〇の七一)柯休の下參照。

みならんや、室羅伐城にて遍く皆求乞して他勝罪の其數知り難きなり」。時に少尼は此語を聞き已るに追悔心を生ずらく、「豈に我實に他勝罪を犯じたらんや」。此因緣を以て諸苾芻尼に白し、諸苾芻尼は苾芻衆に白し、諸苾芻は佛に白すに、佛は彼少尼に問うて曰はく、「汝、何の心を以てして彼に從うて油を乞へる」。佛に白して言さく、「我れ童子に於て試心を起してなりき」。佛、苾芻に告げたまはく、『若し試心を作せるには此苾芻尼は無犯なり。然れども諸苾芻・苾芻尼は病者に問はざるには應に爲に乞ふべからず。若し乞ひ取めん時は病者に問うて曰へ、「衆僧の養病堂處に向ひて藥を求むとやせん、信心及び親族處に詣りて（藥を求む）とやせん」。若し親族多からんには、「誰の處に於て求むべきや」と（問ひ）、指示する所に隨うて應に求覓を爲すべし。若し苾芻・苾芻尼にして、病人に問はずして爲に乞求せんには越法罪を得ん』。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。是時具壽大目乾連は日の初分に於て、衣鉢を執持して室羅伐城に入り、次第に乞食して給孤獨長者の宅に至れり。是時長者は其兒子に外典・聲明・雜論を讀誦することを教へぬ。時に大目連は彼長者が其兒息に外典を讀誦することを教ふるを見て、告げて曰はく、「長者、此の諸童子は何の書をか讀誦せる」。長者白して言さく、「[二]阿離耶、此は是外典なり」。告げて言はく、「長者、夫外典は鐵石榴の如くなり、辛苦して作り得んに終に食するに堪へじ。外書を習學せんにも亦復是の如し、徒に功勞を費して終に所獲なし、此に由りての故に而ち能く出離し[三]正定聚に入り諸煩惱を斷ずることあらじ。然るに佛の說きたまふ所は初中後に善なれば、若し解了せんには能く涅槃に趣かんに、何の意にてか佛法を習讀することを教へざる」。長者白して言さく、「聖者、人の能く教ふるなきなり」。尊者報じて曰はく、「我當に讀むことを教ふべし」。長者白して言さく、「善い哉、聖者、幸はくは爲に教示したまはんことを」。便ち子に告げて曰はく、「汝今より宜しく逝多林中に往き、尊者の處に詣りて佛法を學ぶべし」。童子（言はく）、「唯然り、教を

【二】阿離耶(ārya)。聖者なり。

【三】正定聚。藏律には「眞理に至ることにはならず、又憂患をつくさざるべし」とあり。

年少苾芻尼ありて便ち是念を生ずらく、「我 屬 此童子の言ふ所を聞けり、我宜しく之が虛たりや實たりやを試むべし」。便ち小鉢を持して童子に授與して告げて言はく、「賢首、聖者世羅は今少油を須む」。時に彼童子に新壓せる油ありければ、小鉢に盛滿して彼尼に授與して告げて言はく、「聖者、更に所須あらんには意に隨うて來り取めよ」。時に苾芻尼は受け已りて去り、卽ちに此油を以て世羅の身に塗りて遍く手足に及ぼせるに、油並罄盡せり。世羅病愈えて便ち行いて乞食せるに、時に彼童子は見て便ち禮足して白言すらく、「聖者、久しく相見えざりき」。尼便ち報じて曰はく、「我 比 患に嬰りたればなり」。白して言さく、『聖者、先に已に「若し所須あらば我家中に於て皆意に隨うて取らんことを」と言請せるに、曾て信を遣して我に從うて求覓せられず、唯一尼の、聖者が患ひて我に從うて油を取むと云ひ、我れ新油を以て、小鉢に盛滿して持して彼尼に付へたるを見たるのみ』。世羅報じて曰はく、「善い哉童子、願はくは汝無病ならんことを」。言ひ畢りて去り、次第に乞ひ已りて本住處に還り、諸の少尼に告げて曰はく、「是誰なりや、彼賣香童子に就りて油鉢を持ち來れるは」。尼あり報じて言はく、『聖者、我行いて乞食せるに、彼童子は「聖者世羅は、我已に若し所須あらば皆意に隨うて取らんことをと言請せるに、曾て來りて我に從うて求索せられず。若し彼世羅にして所須あらんには、願はくは爲に持ち去られんことを」と再三に我に告ぐるを見たれば、我便ち念を生ずらく、「應に可しく之を試みて其虛實を驗すべし」。卽ち小鉢を持ちて童子に授與して告げて曰はく、「聖者世羅は今患ひて油を須む」。時に彼童子は新油を盛滿して我に授與し、我れ油を得已るに將ちて房中に至りて聖者の爲に身手足に塗り、尋いで皆用ひ盡せるなり』。時に世羅尼は、少尼に告げて曰はく、「我曾て汝をして彼童子に就りて油を取覓せしめたりや不や」。少尼答へて曰はく、「曾て我に使せしめざりき」。時に餘の苾芻尼あり、此少兒と先に嫌隙あり、此語を聞き已りて世羅に告げて曰はく、「聖者、今此少尼は仁の疾苦を緣として、豈に但に一處にて 擅 に油を取めたるの

るには非ざらんや」。此因緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此苾芻は無犯なり。然れども諸苾芻にして他の遺物を得んには、應に可しく持して[八]知僧事人に付ふべし。其知事人は此物を得已らんに、數日中に於て應に再三に物を以て衆に白すべく、本主索めんには即ち將つて還すべし。若し認者なきには[九]四方僧に入れて衆の受用に隨せよ。若し此に異らんには越法罪を得ん」。

頌に攝して曰はく、

[一〇]世羅尼の弟子の　他を試みんとて從うて油を乞へると
目連、神通を作して　長者の子を收へ還せると
[一一]畢隣陀婆蹉が　兒を取り並に物を護れるとなり
廣く其盜事を敘せり　隨說は可しく應に知るべきなり。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に阿羅漢苾芻尼あり、名けて世羅と曰ひ、諸の煩惱を斷ぜり。時に賣香童子あり、世羅尼を見て深く敬重を生じ、往いて其所に就り慇懃に禮を致して白言すらく、「聖者が所須の物は、我家中に於て皆意に隨うて取りたまはんことを　所有言教は我皆頂受せん」。時に苾芻尼告げて曰はく、「賢首、善い哉、願はくは汝無病ならんことを」。後に異時に於て世羅苾芻尼は身重病に嬰りて乞食すること能はざりければ、餘の苾芻尼ありて巡行して乞食せり。時に賣香童子は見て禮を致し問うて言はく、「聖者、世羅苾芻尼は何に因りてか見えざる」。報じて言はく、「賢首、彼身染患せるなり」。童子告げて曰はく、『聖者、我先に「若し所須あらんには意に隨うて取用せよ」と白言せるに、曾て來りて我に從うて求覓せるを見じ。彼に所須あらば願はくは尊、爲に取りたまはんことを』。彼便ち報じて曰はく、「是の如し、賢首、願はくは汝無病ならんことを」。是語を作し已るに之を捨てゝ去りぬ。是の如く乃し三返に至りて慇懃に與へんことを請ぜり。時に

【八】知僧事人。僧事を典知する比丘、即ち知事なり。律部八、註(六の一七二)の本文參照。
【九】四方僧。律部九、註(一四の一四〇)參照。
【一〇】世羅尼(Saila)。
【一一】畢隣陀婆蹉。律部八、註(一〇の一三〇)參照。

なり」。弟子曰はく、「何の故にか將ち來れる」。事を以て具に答へしに、時に彼弟子は南方尼と先に嫌隙ありければ、怒りて告げて曰はく、「汝、賊心を以て此衣を偸み來りて己が房內に置けるなり、汝は波羅市迦を得たり」。時に南方尼は卽ち是念を作さく、「豈に我實に波羅市迦を犯ぜるには非ざらんや」。具に此緣を以て諸苾芻に告げしに、尼は苾芻衆に白し、苾芻は佛に白せり。佛、南方尼に問うて曰はく、「汝、衣を取りし時彼に告げざるべけんや」。佛に白して言さく、「我言告せりと雖、彼は領解せざりしなり」。佛言はく、「方言に異ありて相領解せざらんには無犯なり。然れども此過失は皆他物を拾得して久しく主に還さずして自ら貯畜せるに由りてなり。此緣に由りての故に、若し苾芻・苾芻尼にして遺落衣物を拾得せんに、應に久しく持つべからず、若し久しく持たんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり他の遺物を見て、是れ某甲苾芻の許なるを知り、便ち彼房に詣り門を扣いて喚べるに、彼便ち定より出でて告げて曰はく、「是れ誰なりや」。答へて曰はく、「具壽、我れ某處に於て汝が衣を拾得せり、汝可しく領取すべし」。時に彼告げて言はく、「具壽、寧ろ我が此衣にして賊に將ゐ去られんとも、豈に此に緣りての故に汝をして門を扣きて我が勝定を驚かさしめんや」。時に彼苾芻は便ち追悔を生じて是の如きの念を作さく、「豈に我今彼が靜慮を驚かして罪を獲たるには非ざらんや」。此因緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「彼苾芻は無犯なり。然れども諸苾芻は小緣の爲には他の勝定を起さゞれ。若し遺物を得んには主邊に將ゐ詣り、繩を以て懸置して後に取得せしめ、寂定を驚かすこと勿れ。若し此に異らんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり他の遺物を見て是れ某甲苾芻の許なるを識知し、便ち此物を持して彼苾芻に詣りて告げて言はく、「具壽、此は是れ汝の物なり、我れ拾得し來れり、汝當に領取すべし」。時に彼物主は此苾芻と先に嫌隙ありければ告げて言はく、「汝が拾得せるには非じ、故に賊心を作して我物を偸盜せるなり、汝可しく法に依りて其罪を說くべし」。時に彼苾芻は心に追悔を生ずらく、「我此に緣りて罪を獲た

へさらんには當に白衣と作るべし」。是念を作し已りて世尊所に往きしに、是時世尊は彼の無量百千苾芻衆中に於てして爲に法を說きたまへり。爾の時世尊は遙に難勝の來るを見て諸苾芻に告げて曰はく、「汝等は彼苾芻の、外より來るを見たりや不や」。白して言さく、「已に見たり」。佛言はく、「此癡人難勝は已衣を盜み取りたれば窣吐羅底也を得たり」。諸苾芻に告げたまはく、「汝等當に知るべし、若し盜心にて取らんに此過失あるを。是故に苾芻よ、已が衣鉢なりと雖、應に盜心を以て取るべからず、若し盜み取らんには窣吐羅底也罪を得ん」。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に二苾芻尼あり、一は[六]東方に住し、一は南方に住せり。其東方の苾芻尼は前に行き、南方の苾芻尼は後に從ひ、是二苾芻尼俱に佛所に詣りて、佛足を禮し已りて一面に在りて坐せるに、佛爲に法を說きたまひ、彼れ法を聞き已り佛を禮して退きぬ。時に東方尼は前に在りて去りしに、僧伽胝を以て肩上に置在して其衣墮ちんと欲しければ、南方尼見て告げて言はく、「聖者、衣墮ちんと欲す」。時に東方尼は前に行きつゝ法を思ひ、復方言に異ありしが爲に相領解せざりければ、衣の墮つるを覺えざりき。時に南方尼は便ち其衣を取へて是の如きの念を作さく、「我今若し與へんには彼が專思を妨げん、住處に到るを待ちて我當に授與すべし」。旣にして住處に到りしに、時に東方尼は遂に房外に於て疾く洗足し已り、便ち房中に入り[七]半跏して坐せり。時に南方尼は復是念を作さく、「若し我今時彼に衣を與へんには、還復前に同じく善品を修するを廢せん、出定するを待ち已りて當に其衣を付ふべし」。遂に已が房に於て衣架上に置けり。時に東方尼は旦に弟子に告げて曰はく、「我が僧伽胝を將ち來れ、我れ乞食せんと欲す」。弟子、房に入りて遍く架上を觀るに師衣を見ざりければ、還りて白言すらく、「聖者、僧伽胝を見ず」。師曰はく、「可しく南方尼の處に詣りて求覓すべし」。弟子、彼房中に至るに、僧伽胝、衣架上に在るを見たれば問うて曰はく、「誰ぞ衣を將ち來りて此架上に置けるは」。南方尼曰はく、「是れ我が將ち來りし

【六】宋・元・明・宮本には東房とし、次の南方をも南房とせり。然れども先の攝頌に南國中方相領せずとあれば、今改めず。相領せずとは、南方國と中國との方言異るが故に相領解せずとの意なり。

【七】半跏。苾芻尼の坐法、半跏趺坐なり。

ありしには我常に爲に先んぜるに、何の故にか我今從ひ乞ふに縷をも與へじと云へる。若し我にして彼物を總奪すること能はざらんには、我卽ち名けて難勝とは爲さじ」。此の作意に從ひて、其物を取らんと欲せるに、遂に月護が自ら衣服を染むるを見たれば、難勝其所に至りて告げて言はく、「具壽、我今亦汝が染衣するを助けんと欲す」。彼言はく、「甚だ善し、當に我作を助くべし」。難勝は彼が爲に染衣しつゝ摩抆翻覆して其衣を觀察しければ、月護見已りて便ち是念を作さく、「彼が意趣を看るに、我衣を翻覆して子細に觀察せるは、必らず定んで心ありて我衣を偸み去らんとするなり」と。既にして疑心を起しければ、染衣乾き已るに衣帒中に置き頭に枕して臥せり。是諸苾芻は、初夜後夜に警覺して思惟作意して住せり。是時難勝は月護に告げて曰はく、「我等倶に行いて共に善品を修せん」。月護報じて曰はく、「汝且らく前に去れ、我身疲倦したれば後に隨うて當に行くべし」。彼聞いて便ち去りしに、是時月護は便ち是念を作さく、「我若し去かんには必らず當に衣を失ふべし、我若し去かざらんには善品を修するを闕かん、何の方便を作してか衣を失せず復善業を修するを得べき」。卽ち自の衣帒を以て彼が頭邊に安き、彼が衣嚢を持つて頭に枕して臥せり。時に彼難勝は既にして作業已りて還來して假息せり。是時月護は難勝に告げて曰はく、「具壽、可しく起くべし、共に善品を修せん」。答へて曰はく、「我已に作し了りて疲勞したれば暫息せん、汝當に起きて作すべし」。月護便ち去るに、難勝念じて曰はく、「我且らく時の、行くを得るに堪ふるや未やを觀ぜん」。時既にして將に曉ならんとしければ、彼が頭邊に於て其衣帒を取りて門を出でゝ去り、便ち是念を作さく、「我試みに是何の色衣にして我をして波羅市迦を犯ぜしめたるかを觀察せん」。帒を開きて乃ち見るに、便ち是自己の破弊せる故衣なりければ、遂に憂惱を生じて是の如きの念を作さく、「我れ自衣の爲に他勝罪を犯ぜり、出家行に非ず、當に(五)鐵丸を噉ふべかりしなり」。復是念を作さく、「我今且らく往いて佛世尊に問ひまつり、若し住するに堪へんには世尊所に於て其梵行を修し、若し堪

【五】鐵丸。熱鐵の丸を呑み灼熱せる銅衣を身に纒はんとも、衣の爲に斯の如きの犯罪をなすべからざりしにとの後悔の意を示す。

は將ち去れり」。婆蘇達多曰はく、「是れ誰が物なる」。曰はく、「是れ我物なり」。婆蘇達多怒りて曰はく、「汝、賊心にて取りしは波羅市迦を得たり」。蘇師牟聞き已りて追悔し、卽ち此緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛、蘇師牟に問ひたまはく、「汝、何の心を以てして他の小鉢を取れる」。具に以て佛に白すに、佛言はく、「此苾芻は已が物なりとの心を作して鉢を取りたるなれば無犯なり。然れども諸苾芻は應に[三]雇を受けて他の與に作務すべからず。若し[四]博換して作業し、及び福を求めんとて作さんには無犯なり。苾芻、雇を受けて作務せんには越法罪を得ん」。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に此城中に二苾芻あり、一は難勝と名け、一は月護と名け、共に親友を結りて言談に意を得たりき。其月護は衆に識知せられ、大福德ありて多く衣・鉢・鉢絡・腰條に足せり。難勝は知識あること少かりければ、但三衣を畜へて復破弊せるに、餘苾芻あり告げて言はく、「具壽、汝今何の故にか少欲にして此破衣の能く體を覆はざるを著せる。有りて而も著さざるとやせん、得べきことなしとやせん」。難勝答へて曰はく、「我に得處なきなり」。告げて曰はく、「何ぞ乞求せざる」。答へて曰はく、「誰か三寶聖衆を捨てゝ我が凡人に施すを肯んぜん」。彼便ち告げて曰はく、「月護苾芻は是汝が親友にして言談に意を得、多く衣鉢・鉢絡・腰條あるに、何ぞ從ひ乞はざる」。難勝曰はく、「彼は與ふるを肯んぜざらん」。告げて曰はく、「汝先に彼に從うて乞求せりや未や」。難勝曰はく、「彼慳悋なるを聞きたれば我從ひ乞はざるなり」。告げて曰はく、「豈に涉渡せん者、遙に水聲を聞いて便ち靴履を脫がんや。汝但往いて乞へ、或は當に與へらるべけん」。既にして勸むるを聞き已りて月護の所に往いて告げて言はく、「具壽、當に我に鉢を施すべし」。月護報じて曰はく、「我れ相與へじ」。難勝曰はく、「我に鉢を與へざらんには可しく我に僧伽胝を與ふべし」。月護曰はく、「我豈に是れ汝の守庫藏人ならんや、鉢を索めて得ざるに又大衣を覓めんとは。乃至、少縷も尙ほ相與へじ、況んや復衣をや」。時に難勝聞き已りて心に忿怒を生じて曰はく、「彼に作務

【三】雇。明本には顧となす。報酬なり。
【四】博換。博も易ふる意、兩者が交換して作務に從事するなり。

巻の第五

不與取學處第二の四

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。二苾芻あり、一は蘇師牟と名け、二は婆蘇達多と名け、共に知友と爲りて情義相順へり。時に蘇師牟に好大鉢あり、婆蘇達多に多く好小鉢ありき。彼異時に於て倶に並に食し訖り一處にて洗鉢せるに、時に蘇師牟は婆蘇達多の小鉢を取り大鉢中に安きて是の如きの語を作さく、「具壽、婆蘇達多、若し人此二鉢あらんに緣を省くを得て諸の善品を修するに足らん」。婆蘇達多曰はく、「汝若し得んと欲しなば何ぞ之を取らざる」。時に婆蘇達多は一聚落に於て少緣事ありければ、蘇師牟に語げて曰はく、「具壽、我某處に於て少緣事あり、能く我が爲に是事を辦ずるあらんには、我小鉢を持して之を與へん」。問うて曰はく、「汝の言實なりや不や」。答へて曰はく、「實に與へん」。時に蘇師牟は此言を聞き已りて便ち爲に去らんと欲せるに、【一】覆、悔念を生ずらく、『此緣に由りて同梵行者をして、「蘇師牟は他の與に【二】客作せり」と、是の如きの說を作さしむること勿らんや』とて、遂に復行かざりき。時に蘇師牟は彼聚落に於て緣ありて須らく去るべかりければ遂に是念を作さく、「我れ自事を爲し、並せて彼緣を辦ぜんに、斯亦佳ならん」。卽ち便ち彼に往いて其二事を了し、還りて婆蘇達多に告げて曰はく、「汝が彼聚落にこの所有勞務は我已に爲に辦じぬ、宜しく小鉢を授くべし」。婆蘇達多曰はく、「汝は自の緣にて去りて我(緣事)に於ての爲には非ざれば、我小鉢は誰か能く汝に與へん」。蘇師牟曰はく、「汝、我に與へざらんには、我當に自ら取るべし」。婆蘇達多曰はく、「汝若し得べからんには何ぞ之を取らざる」。時に婆蘇達多は緣ありて外に出でしに、蘇師牟は卽ち小鉢を取りて己が鉢中に安けり。婆蘇達多歸りて鉢を見ざりければ、問うて言はく、「具壽、誰ぞ我小鉢を將ち去れるは」。蘇師牟曰はく、「是物の主

【一】本文に覆生悔念とあり。前念を覆へし更に別に後悔の念を生じて本に復する意。
【二】客作。賃銀と報酬とによりて事を作すなり。

て試みに復量度せん、若し我が身量と相稱ふを得んには、我當に從ひ覓むべく、若し量に應ぜざらんには何ぞ是の如きを用つて資具に煩惱せんや」と。彼便ち報じて曰はく、「具壽、强ひて[三八]諱護して分疏を作すを須ゐざれ、汝は賊心を以て我衣を取りて著せるなれば波羅市迦を得たり」。此語を聞き已るに便ち追悔を生ずらく、「豈に我れ重罪を犯ぜるには非ざらんや」。(便ち)諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻、汝何の心を以てせる」。彼便ち實を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「此苾芻にして若し量度せんとの心を作せるには無犯なり。然れども諸苾芻は應に非親友處に親友想を爲すべからず。三種の親友あり、謂はく下と中と上となり。下親友に於ては下心の委寄を作し、若し中親友ならんには中下心の委寄を作し、若し上親友ならんには上中下心の委寄を作すべし。若し苾芻にして非親友に於て親友心を作して、相委寄せんには違法罪を得ん。」

【三八】諱護。隱し欺くなり。

[27]旃茶羅と及び[28]蘇陀夷の　衣を取りて身に比ぶるに盜想なきと
[29]師牟、[30]婆蘇多に語げずして　自ら已が分と作して小鉢を持せると
[31]月護は他が衣を取らんと欲せるを知り　[32]難勝は持將して麁罪を得たると
南國中方相領せざらんには　他物を拾得せんに速かに應に還すべきとなり。

佛、室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。二苾芻あり共に知友と爲りて意を得、相親しみて同じく一處に住せり、一は旃茶羅と名け、二は蘇陀夷と名けぬ。其旃茶羅は衆に識知せられて大福徳あり、而も[33]形矬小なりしが、多くの衣・鉢・[34]網絡・[35]腰條等ありき。其蘇陀夷は知識あること少く、其形長大なりしが、但、三衣ありて復故弊して形體多く露はれぬ。諸苾芻告げて曰はく、「具壽・汝今少欲にして衣破れて形を露はせり、利養ありとやせん、利養なしとやせん」。答へて言はく、「利(養)なきなり」。彼便ち報じて曰はく、「何ぞ乞求せざる」。答へて言はく、「誰か當に彼の佛法僧田を捨てゝ我に於て施すべき」。彼便ち報じて曰はく、「其栴茶羅苾芻は是汝が親友にして諸の知識多ければ、[36]長衣鉢網絡腰條あらん、何ぞ從ひ覓めざる」。答へて言はく、「彼は與ふるを肯んぜざるなり」。復問ふ、「汝已に彼に從うて乞求せりや」。答へて言はく、「未だ乞はず」。報じて曰はく、「豈に水聲を聞いて便ち鞋を脫がんや。汝宜しく乞求すべし、彼應に惠まるべし」。既にして勸喩せられて便ち旃茶羅處に詣りしに、彼行いて在らざりければ便ち是念を作さく、「此の旃茶羅は其形短小なり、彼の僧伽胝を取りて我試みに量度せん、若し我が身量と相似するを得んには我當に從ひ覓むべく、若し相當せざらんには何ぞ[37]忓忤を事とせん」。便ち彼房に入りて其衣物を觀るに、衣竿上に於て僧伽胝を見たれば、即ち便ち彼を取りて便ち長短を看ぬ。時に旃茶羅は外より忽ちにして至り、見て報じて曰はく、「汝は賊心を以て我衣を取りて著せり、波羅市迦を得たり」。答へて言はく、『具壽、我に盜心なきなり、此衣物を取れるは但是念を作せるのみ、「旃茶羅は其形卑小なり、彼の僧伽胝を取り

【二七】旃茶羅(Chaṇḍāla)。
【二八】蘇陀夷(Sodāyi)。
【二九】師牟(Sulakṣana)。
【三〇】婆蘇多(Vasudatta)。
【三一】月護(Candragupta)。
【三二】難勝(Ajita)。
【三三】矬小。短小なり。
【三四】網絡。藏律の語は jāla に相當す。次卷初めに鉢絡とあれば、鉢を盛る網製の袋なり。
【三五】腰條。條はひらうちの紐。藏本の語は kakṣabandha 即ち腰帶に相當す。
【三六】長衣鉢網絡。長は餘分なり。
【三七】忓忤。擾し逆ふるなり、

にして盜まん時は、應に其價に准ずべく、得罪は前に同ず。若し鳥を盜まん時二方便あり、謂はく、地よりして擎擧すると、若しは空中よりして墮落するとなり。云何が擎擧するとは、鳥、地上に在らんに擎擧して偷み去るなり。滿と不滿とは上に說けるが如し。云何が空墮なりや。如し捕鳥人にして[二四]原澤に燎火し、鳥を取へんと欲せんが爲に烟火を被らせて逼る時、墮ちて苾芻經行の處或は門屋前に在らんに、若し苾芻にして盜心にて取らん時、滿と不滿とは上に說けるが如し。云何が四足なる。謂はく、象・馬・駝・驢・牛・羊・獐・鹿・猪・兎等なり。若し盜まんと欲する時二方便あり、謂はく、群處よりと或は繫處に於てとなり。苾芻にして象群中に於て象を盜み去らん時、眼見處を齊る來は窣吐羅底也を得、不見處に至らんに根本罪を得ん。云何が繫處なる。若し象にして柱若しは樹若しは牆柵内に繫がれたるを、苾芻解き放たんに得罪は上の如し。象を盜まんに既に爾り、自餘の馬等にして苾芻盜まん時も、前の如くに應に知るべし。云何が多足なる。所謂、[二五]蠐・螬・蝗蛾・諸蜂・蟻・蠍等なり。此中、須ふる所は謂はく三處に於てなり、謂はく斷事官と守城者と海商客となり。何をか斷事官と謂へる。謂はく、斷事人は多足を畜養す、謂はく蜂蠍等にして、貯へて瓮内に在き、被罰人にして臣伏せざるを見ん時、手足を以て彼瓮中に内れしめ、彼れ蜇痛時に疾く其事を臣け、或は多く錢物を出せばなり。何をか守城者と謂へる。謂はく掌城者は[二六]坏瓮内に於て多く諸蜂を貯へ、若し怨敵來りて之と共に戰はんに、若し退かざらんには城頭に於て其蜂瓮を放つべく、賊は蜂に蜇されて四散逃走すればなり。何をか海商客と謂へる。謂はく、人、海に入り珍貨を求めんが爲に、杯瓦器中に多く諸蜂を養ひ、以て急難を防ぐなり。賊來りて共に戰はんに、若し勝たんには善し、若し如かざらんには、便ち蜂瓮を持して遙に賊船に擲げんに、復戰ふこと能はずして四散して去ればなり。

頌に攝して曰はく、

【二四】藏律には「森に火をつけて追放し、鳥を取へんが爲に被うてせまる」とあり。

【二五】蠐螬。すくもむし。糞土中に生ずる地蠶なり。但し藏律に此に類するもの二種を擧ぐるを以て、蠐は蝤蠐として木くひむしと、螬をすくもむしとすべきが如し。

【二六】坏瓮。未だ燒かざるもたひ。

く奪ふこと能はざりき。汝今分に過ぎたり、我忍ぶこと能はず」。賈人報じて曰はく、「仁等に何處にか悲心あることを得ん、今我れ君と事知友に同ず、幸はくは當に誰が先に君に語げたるかを報ぜらるべし」。彼、苦言せるを見て便ち之に告げて曰はく、「聖者六衆は相告げぬ」。時に彼賈人は咸共に譏罵して諸の惡言を出すらく、「此の釋迦子は是れ大惡賊なり、眞沙門には非じ、是の如くして他に教へて我財物を奪はしめんとは」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に他に教へて賈人物を奪はしむべからず、若し教へて奪はしめんには越法罪を得ん」。

頌に攝して曰はく、

無足及び二足と　四足並に多足となり
若し是の如き類を盜まんに　輕重准じて應に知るべし。

無足と言ふは、謂はく、蛇・蛭・蟬なり、此三種は是れ弄蛇人・王家の醫人及び山野人の貯畜する所なり。何をか弄蛇人と謂へる。謂はく、其蛇を取へ、弄して以て活命するなり。何をか王家の醫人と謂へる。謂はく、諸の醫人は蛭を以て療病して活命を爲すなり。何をか山野人と謂へる。山中人の如きは無足蟲を取へ、藥を與へて吐かしめ、瓦中に熟爆して以て飲酒に供ふるなり。若し苾芻にして此等の蟲を盜まん時は、應に其價に准ずべく、五(摩灑)に滿たんには根本罪を得、滿たざらんには方便罪を得ん。二足と言ふは、謂はく、人及び鳥なり。若し人を盜まん時は三方便あり、期處と定時と現相となり。云何が期處なる。彼人に報じて云はく、「汝若し我れ某園中或は衆人集處に在り或は天祠に在るを見んには、當に爾の時事成就せるを知るべし」と、是を期處と謂ふ。云何が定時なる。「汝若し晨朝或は午時或は晡時に遙に我を見んには、事成就せるを知れ」と、是を定時と謂ふ。云何が現相なる。「汝若し我が新に鬚髮を剃り、赤色衣を著し、鉢を持し錫を執り、蘇・油・沙糖・石蜜を盛滿せるを見んに、此相を見ん時事成就せるを知れ」と、是を現相と謂ふ。是の如く

【三】錫。錫杖(khakkhara)なり。乞食及び驅虫の爲に用ふ。有聲杖の義、鳴杖ともいふ。

依りて取り已りて我を放すべし」。稅官告げて曰はく、「室羅伐城にては偷路賈人には當に極重に稅すべければ、我、汝を放さじ」。賈人報じて曰はく、「我等久しく商客と爲れるも、唯此城には知りて稅を取るも極重稅なしと聞けり、如何ぞ今日極重稅の生ぜるあらんや、今可しく相隨へて平斷處に詣るべし」。稅官告げて曰はく、「我は尋常斷處に向ふこと能はじ、可しく汝等を將ゐて直に王所に向ふべし」。時に諸の賈人は高聲大喚して平斷處に詣りて諸人に告げて曰はく、「諸君、知れりや不や、我が(所)有財貨は並に奪ひ去られぬ、願はくは救濟せられんことを」。時に平斷人は共に王所に詣りて王に白して曰さく、「今、賈客ありて城中に來至せるに、所有財貨は並に稅官に收奪せられて將ゐ去れり、願はくは王、法に准じて救濟せられんことを」。是時大王は近臣に命じて曰はく、「稅官を喚び來れ」。命を奉じて追び至るに、王曰はく、「汝等何の意にてか彼賈人に於て盡く財貨を奪へる」。皆王に白して曰さく、「此等諸人は是れ偷稅者なり、室羅伐城には極重罰あれば、此緣に由りての故に我等稅人は盡く其物を取れるなり」。王曰はく、「我久しく王たるも、此城に極重罰あるを知らず、何の意にてか今時極重罰ありや、宜しく實に依りて稅直を取りて賈人を放し去るべし」。稅官白して言さく、『古昔大王梵摩達多は諸の商賈及び聚落人と共に爲に制令すらく、「(若し某國)……具に說けること前の如し……」と』。王、稅官に告げて曰はく、「若し是れ我が父所作の敎令ならんには、是れ帝釋の令、是れ梵王の令なれば、斯れ定量たり」。便ち掌庫人に告げて曰はく、「銅鍱勅を將ち來れ」。敎を奉じて取り來り、王に對ひて讀み訖るに、王は父令を聞いて悲に自ら勝へず、泣いて言ひて曰はく、「若し我が先王所作の敎令ならんには、是れ帝釋の令、是れ梵王の令なれば、財貨を總奪せんこと斯れ善取たり」。時に諸の賈人は遂に便ち絕望啼泣して出でぬ。便ち稅官に問うて曰はく、「誰ぞ仁等に報じて我が來れるを道ひしは」。彼便ち報じて曰はく、「人に語げらるゝなし、我自ら聞知せるなり。然り我昔より來有るを知らさりしに非ず、悲愍を懷けるが爲に盡

疎を許さゞらん……」。具に述ぶること上の如くせしに、鄔波難陀告げて曰はく、「癡人、誰ぞや汝をして掌稅官人と作さしめたるは。唯、多く杖木を與へて常に土を負ひ或は復樵を擔はしむべきなり、如何が偷稅人に於て財物を奪取すること能はざる」。彼便ち白して言さく、『聖者、室羅伐城王には舊より令あり、「知らんには稅し、知らざるには稅せざれ」と。極重稅なければ云何がしてか總奪せん』。鄔波難陀曰はく、「汝、無智人、室羅伐城に極重の稅あり、唯、知りて稅を取ることを聞きて、(知りて而も)極重稅することあるを聞かじ、我今如何がして極重稅を作さんや」。鄔波難陀曰はく、『汝等宜しく住すべし、我且らく迴還して偷稅賊を放たん、汝當に捉取して其財を總奪せよ。賈人若し「室羅伐城には知りて方に稅して極重稅なし」と云はんには、汝等當に告ぐべし、「極重稅あり、知りて方に稅す」と。若し「我等久しく商客と爲れるも、曾て極重稅あるを聞かず。今、極重稅の生ぜるあらんには、君等可しく來りて共に鄽中に往きて平斷處[二〇]に詣るべし」。若し是語を作さんには、必らず隨言すること莫れ、應に可しく將ゐて王處に向ふべし。若し王にして「我久しく王たるも室羅伐城に極重稅あるを聞かず、何の故にか今時極重稅の生ずるあらん」と是の如きの語を作さんには、應に王に白して曰ふべし、『古昔、大王梵摩達多[二一]は諸の商賈及び聚落人と共に爲に制令すらく、「若し某園・某天祠處或は衆人集處よりして城に入らんには、知りて方に稅し知らざらんには稅するなし。若し此園及び天祠處・衆人聚處よりせずして城に入らんには、極重に稅して其物を總沒すべし」と』。若し「此制、今何所に在りや」と言はんには、當に王に報じて曰ふべし、「某庫內に在りて某箱中安じ、赤銅鍱[二二]上に於て分明に書記せり。王當に遣し取りて親しく自ら之を檢すべし」と』。是時稅官は鄔波難陀の語に依りて卽ち便ち彼賈人の所有財貨を奪へるに、賈人曰はく、「君等は何の故にか我財を强奪せる。室羅伐城には知りて方に稅せんも極重稅なきなり、宜しく分數に

【二〇】平斷處。藏律によるに商人の集合所なり。

【二一】梵摩達多(Brahmadatta)。

【二二】赤銅鍱(tāmrapattra)。

となからんや」。是念を作し已るに、早起して鉢を持して市鄽內に詣り、彼商人の財賄を交易せるを見て彼が相貌を現はせるに、商人報じて曰はく、「聖者、物未だ手を出れざれば交易し訖るを待て。敢へて命に違はじ、願はくは且らく相容されんことを」。賈人交易して貨を持して去りしに、寺門を過らざりき。鄔波難陀は疾く住處に歸り、食し訖りて鉢を洗ひ……廣く說けること前の如し……乃至、「……商人已に去りぬ」と。鄔波難陀は是語を聞き已るに、輒ち忿恨を增し臂を擧げて怒りて曰はく、「無識の小人、更に復我を調けり。若し更に見えんには、我當に執縛して彼をして終身に賈客たらざらしむべし」。時經て未だ久しからざるに還復重ねて來りければ、鄔波難陀は前に同じく捉へ得て告げて曰はく、「汝等は數々我を詭誑せり、今我が作さんとする所は、汝をして之を知らしむべし」。白して言さく、「願はくは容恕せられんことを、我等賈人は事多く閙亂すれば、復期を失せりと雖更に爾るを敢へてせじ、前の二の恩直並に此迴に及べるとは、貨易し訖るを待ちて一時に俱に送らん」。鄔波難陀遂に念を生じて曰はく、「我若し苦言せんに彼便ち知覺せん」。是念を作し已りて告げて曰はく、「賢首、能く實に與ふるや不や」。報じて言はく、「定んで與へん」。「若し是の如くならんには汝等且らく住まれ、我先に汝が爲に其道路を觀ぜん、汝等をして罪責を致招せしめ、我をして惡名を得せしむること勿らんが（爲に）」。寺を去ること遠からざるに、商人は賊を被れるも、彼諸の商人は語に隨ひて住まれり。鄔波難陀は疾く往いて彼稅官の處に詣り、竊に其言を聽けり。是時稅人警覺して坐して共に相議して曰はく、「我等如何ぞ愁惱せざるを得んや、多く賈人ありて數々偷稅せんとて、小門よりして入りて其利を輸さず、計會時至らんに王性暴烈なれば必らず容許せざらん、我が妻子及び餘の親屬も定んで當に獄死すべけん」。時に鄔波難陀は衆人所に至りて告げて曰はく、「仁等何の故にか憂を懷ける」。報じて言はく、「聖者、我等寧ぞ憂ひざるを得んや、多く賈人ありて數々偷稅せんとて、小門よりして入りて利直を輸さず、計會時至らんに王性暴烈なれば、分[一九]

【一九】分疎。分疏（いひわけ）するなり。

僧を供養して常に充足せしめたれば、上座憍陳如は親しく自ら王の爲に呪願を作せり、「願はくは大王の所有資生受用の珍玩にして、未だ有らざる者は有らしめ、已に有る者は常に增廣ならしめん」と。汝に貨物あれば大路より入城すべし、今既に夜行して稅直を偷まんと欲すとも、我今豈に捨てて告げざることを得んや。我當に汝が與に無利事を作すべし』。時に彼商人懼れて告げて曰はく、「聖者、仁、大慈を懷けり、願はくは容恕せられんことを、我れ聖者に於て敢へて恩を忘れじ」。報じて曰はく、「汝等は何の所作をか欲せる」。答へて曰はく、「少食の直あり、我當に持して奉ずべし」。報じて曰はく、「汝若し能く與へんには汝が意に隨うて去れ」。彼行くこと稍遠くして自ら相議りて曰はく、「勝光大王の所有稅直すら我尙ほ與へじ、況んや此の鄔波難陀無髮禿人をや、我能く彼に飲食の直を還さんや」。卽ち便ち夜に室羅伐城に入り、旦に鄽中に詣りて貨易して去れり。時に鄔波難陀は疾く疾く食し竟りて、門前にて鉢を洗ひつゝ四方を顧望せり。時に少年の苾芻あり、彼が四顧せるを見て問うて曰はく、「上座は何の故に四方を瞻視せらるゝや」。報じて言はく、「具壽、我に知識商人ありて諸貨物を持して室羅伐城に入りたれば、我今彼を望めるなり」。少年報じて曰はく、「上座の食時に彼人已に去れり」。時に鄔波難陀は心に忿怒を生じて是の如きの念を作さく、「我亦彼の無知人に欺かれぬ、拳を以て刃に投じ針を以て石に刺さんとも、我れ彼輩に於て作すべき所の者は當に自ら之を知るべし」。時に彼賈人久しからずして還り來りければ、前に同じく捉へ得て告げて言はく、「我亦汝に調誑せられぬ」。白して言さく、「聖者、我れ前時に於て少急事ありて就りて禮するに遑あらざりしなり、願はくは重ねて相容されんことを、前後の恩は悉く皆報謝せん」。報じて言はく、「賢首、若し實に與へんには汝が意に隨うて去れ」。既にして去りて稍遠きに前に同じく議して曰はく、「勝光大王にすら我は稅を與へざるに、豈に禿沙門に我能く相與へんや」。鄔波難陀は是の如きの念を作さく、「前に已に我に許ひつゝ來りて報恩せざりき、更に今に於て還復相誑くこ

他財なるを知りつゝ方便して偸盗せるなり」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に他に私路を教へて稅直を輸さゞら(しむ)べからず、若し他に教へんには越法罪を得ん」。是時稅官便ち斯念を作さく、「此の六衆は皆是豪俠の沙門なれば、應に共に親知を結びて其心をして喜ばしむべし」。鄔波難陀は日の初分時に衣鉢を執持して城に入りて乞食せるに、是時稅官は見て往き就りて是の如きの語を作さく、「我れ聖者に畔睇[一八]す」。鄔波難陀答へて曰はく、賢首、願はくは爾無病長壽ならんことを」。稅官問うて曰はく、「鉢中、食ありや不や、我暫らく看んと欲す」。報じて曰はく、「賢首、汝は我鉢中に於て稅物を覓めんと欲するなりや」。「聖者、我自ら盟誓せん、實に此心なきを」。「若し美味あらば當に少許を惠むべし、我之を食せんと欲すれば」。報じて曰はく、「豈に河水にして倒流せるを見んや、仁應に我に與ふべきも、我は仁に與ふること非じ」。「聖者、我は戲言せるならくのみ、願はくは我舍を過られんことを」。鄔波難陀卽ち其家に至りしに、彼は上妙の食を以て鉢に滿して授與し、雙足を頂禮して是の如きの白を作さく、「聖者、我は是れ大德の給侍人なり、事あらんには當に告げらるべし、我悉く奉行せん」。報じて曰はく、「賢首、願はくは無病長壽ならんことを」とて、之を捨てゝ去りぬ。爾の時六衆苾芻は凡て住處に在りて多く門首に遊べり、意に「諸の來往せる沙門・婆羅門の爲に法要を宣說せん、論議者あらば當に之を折伏すべし、我等六衆は名稱遠く聞えて利養增廣せん」と欲してなりき。時に鄔波難陀が所居の房は路と相近かりければ、高閣上に於て初夜後夜に警覺し思惟せるに、時に偸稅人ありて寺を去ること遠からずして夜行して過ぎぬ。時に鄔波難陀は聲相を明辨せりければ、旣にして商旅の行き過ぐる聲の常と同じからざるを聞いて、遙に問うて曰はく、「行く者は是誰なりや」。彼便ち默爾せるに、遂に疾く重閣を下りて行人處に詣りて之に問うて曰はく、「君等は何人なれば夜行して過ぐるや」。報じて言はく、「聖者、我は是れ偸稅商人なり」。鄔波難陀報じて曰はく、「癡人、勝光大王は恒に此寺に於て衆

【一八】畔睇。vandana の音寫、伴談・畔彈南とも音寫し、敬禮、稽首の義なり。又和南(ワナ)とも稱ふ。藏律には nam-as(歸命)に相當する語を用ひたり。

をか變ふるを須ゐん」。商人曰はく、「聖者、豈に能く我が爲に王に啓白して、枉げて稅を輸さゞるを知へらるゝや」。六衆曰はく、『我亦君が爲に王に啓すること能はじ。然れども室羅伐城王に制令あり、「其知らざるには稅を從ひ索めざれ」と。十八大門三十六小門あれば、彼小門より我當に共に入るべし』。商人聞き已るに歡喜して去り、城を去ること遠からざるに一聚落あり、彼に於て停住せり。六衆報じて曰はく、「仁等且らく應に駝馬を歇息せ(しむ)べし、日暮に至るを待ちて方に入城すべし」。時に室羅伐の掌稅諸人は、北方商旅ありて城門處に至らんとすと聞き、藥叉[一七]を祭祀して門を守りて住せり。六衆告げて曰はく、「今既に日暮れぬ、可しく小門に趣きて共に城内に入るべし」。是時商旅は爭うて鞍駄を驅りて俱に城中に入り、既にして天明に至り市店上に於て北方貨物を張設せり。時に一人あり前徒に及ばずして大門より入れり。稅官見已りて問うて曰はく、「爾は何よりして來れる」。答へて曰はく、「我は某聚落より來れり」。問うて曰はく、『我聞く、「北方より大商旅ありて彼に在りて居停せり」と。其事虛なりや實なりや』。報じて曰はく、「彼は卽ち是我が同伴の商旅なり、我獨後に在りしも彼は已に入城せり」。稅官聞き已るに心に忿惱を生じて是の如きの言を作さく、「我れ城門に在りて佇立して待てるに曾て過ぎたるを見ず、何處よりして入れる」。彼人報じて曰はく、「若し信ぜざらんには我と同行して、鄽肆中に至りて目に虛實を驗せよ」。是時稅官卽ちに彼人と共に行いて店中に至るに、諸商客にして北方の貨を出して羅列し交易せるを見ぬ。稅人見已りて問うて曰はく、「誰ぞ、汝等を將ゐて此城に入れるは」。答へて言はく、「我足なり」。報じて云はく、「我も亦君が足にて行り入れるを知れり、我今誰が君を將ゐ入れ、入るに何の門に在りてなりしかを問はんと欲するなり」。答へて言はく、「我は私門よりして」。問うて曰はく、「我は今汝とは義、親友に同ず、幸に可しく實言すべし、誰が相引導せるかを」。答へて云はく、「聖者六衆なり」。稅官聞き已りて便ち譏嫌を起し罵りて云はく、「此の釋迦子は是大惡賊なり、眞沙門には非じ、是れ

【一七】藥叉(yakṣa)。夜叉とも云ふ。人を食噉する故に能噉鬼と名くるも、今は俗間に祠祭して以て恩福を求むるなれば祠祭鬼の義なり。

行すべし」。難陀・鄔波難陀は遂に商旅と與に同じく北方に至れり。初め到れるの時心に卽ち樂しまず、遂に淸旦より行いて鄔中に詣れり。時に彼商人は俱に來りて禮足して問うて言はく、「聖者、北方は何似、愛樂を生ぜりや不や」。報じて言はく、「賢首、我初の到りし時より情に不樂を生ぜり」。商人曰はく、『豈に先の時に事を以て相報ぜざりしや、「北方居處は其地磽确にして多く惡犬あり、人性麤疎なれば、仁等は彼に於ては未だ愛樂すること能はじ」と。聖者は今旣に樂しまさらんには、中國に還らんことを欲するや』。商人に報じて曰はく、「我今還らんと欲す」。商人曰はく、「我は近此に至りて未だ交易あらざれば卽ちに還らんこと及ばざるも、餘の知識にして交易已に了りて中國に歸らんと欲するあれば、仁可しく隨ひ去くべし、我今仁を將つて知識に投寄すれば」。難陀曰はく、「善し」。卽ち商營に入り路に隨うて去りぬ。六衆は性、風塵を畏れければ、或は前に或は後より(去れり)。商旅前に去いて別に賈客の、中國より來れるに遇ひ、共に慰問すらく、「仁は何方より(來れる)」。答へて云はく、「我は中國より」。又問ふらく、「中國の交易は利を得ること多きや少きや、諸の關稅に於て疲勞なきや」。答へて言はく、「中國の交易は多く利を獲ると雖、然も關戍に於て稅を索むること極めて多くして事劫賊に同じ、實言もて相告げんにも終に容されず、所有貨物は盡く奪うて將ゐ去るなり」。時に北方の商人は此語を聞き已りて各憂惱を懷き、手を以て頤を拄へて路傍に沈吟せり。是時六衆蕁いで後より來至し、商人に問うて曰はく、「諸君、何爲ぞ手を以て頤を拄へ愁を懷きて住せる」。商人曰はく、『聖者、我等は常に寒熱飢渴の爲に逼られ、蚊虻風雨蚰蜒[一六]に害せられつゝ、劬勞辛苦して蹔くも休息することなく、財物を求めて安樂受用せんとて、是に由りて我等は遠く中國に詣らんと欲せるに、今、商旅より彼の消息を傳ふるを聞くに、「中國の興易は利を獲ること多しと雖、然も關稅處にて皆欺奪せられて事劫賊に同じ、所有資貨は侵掠して皆盡くす」と。我等此を聞くに、寧ぞ憂ひざるを得ん』。六衆報じて曰はく、「仁等は是我が知識なり、何の事

【一六】蚰蜒。蛇蝮なり。

つ、寧ぞ容んじて一張の氎の爲に故に妄語を作せる」。報じて言はく、「賢首、我實に知らざるなり。然り、我途に臨まんとして他の、我に氎を與へたれば、我れ此氎を持して知識者をして我が爲に壞色して衣帒中に安かしめ、我は諸人と共に告別を爲せるに、彼が懷㦬惰なれば壞色を作さずして帒中に安けるなり」。稅人答へて曰はく、「彼は仁が知識に非じ、是我が知識たり、此緣に由りての故に我をして物を得せしむれば。可しく稅直を還して意に隨うて前行すべし」。時に彼苾芻は直を與へて去り、心に懷恨を懷きつゝ路に順うて行いて室羅伐城苾芻住處に至るに、諸苾芻は見て告げて曰はく、「善來、具壽、行路安樂なりしや不や」。答へて曰はく、「何ぞ安樂あらん」。諸苾芻曰はく、「如何がしてか樂しまざりし」。具に上事を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、『此苾芻は無犯なり。然れども此苾芻は應に彼苾芻に問うて然して後に物を取るべきなり。應に彼に問うて言ふべし、「我が與に染めたりや未や」と。若し問はずして取らんには越法罪を得ん』。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に[一三]六衆苾芻なる難陀は鄔波難陀に向うて是の如きの語を作さく、「彼諸の[一四]黑鉢者は皆獼猴の脂を以て用ひて其足に塗り、若し行かんと欲する時は多く利養を獲、迴還せん時は復[一五]客利を受け、衆人愛念して悉く皆敬重せるに、我等は事井蛙に同じくして曾て出入せず、我等如何がしてか能く利養を獲て、衆人をして皆共に欽仰せしむるを得べき。我今宜しく去りて諸苾芻に同ずべし」。鄔波難陀問うて曰はく、「何處に去かんと欲するや」。難陀答へて曰はく、「我今且らく去いて商旅を求覓せん」。遂に商旅にして北方に詣らんと欲せるに遭ひければ、告げて曰はく、「仁等は何所に詣らんと欲す」るや。答へて曰はく、「我等は北方に向はんと欲するなり」。難陀報じて曰はく、「我願はくは同行せん」。商人曰はく、「北方居處は其地磽确にして、多く惡犬あり人性麤疎なれば仁等彼に於ては未だ愛樂すること能はざらん」。難陀曰はく、「土地は惡しきと雖、情に方(處)を觀ぜんことを樂ふなり」。商人曰はく、「若し去くを樂はんには可しく共に同

【一三】六衆苾芻。有部律に於ては六衆として標出せる所なきも本律後註(一一の二二)の本文により難陀・鄔波難陀・阿說迦・補捺婆素・闡陀・鄔陀夷なること明かなり律部八、註(六の一九二)六群比丘參照。
【一四】黑鉢者。藏律にも kāla-pātra に相應する語あるのみ。諸比丘皆黑鉢を持せるが故に、調弄の意味を以て諸比丘を黑鉢者と呼べるならん。
【一五】客利。客比丘に與ふべき利養物。

りしや不や」。答へて曰はく、『行路安樂なりき。然れども施主あり我等を延請して宅に就りて食せるに、食し竟りて人各に一雙の白氈を施せるも我等は受けざりき。佛、制戒したまへるに由りてなり、「苾芻は稅物を持して關を過ぐるを聽さず」と。斯に因りて利を失せり』。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、「應に受くべし、受け已りて應に染むべし」。時に苾芻あり物を得て染めんと欲し、爲に[一〇]染汁・柴・盆・釜器を求め、此に因りて延遲して遂に商旅を失し、虎狼等に傷害せられぬ。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に水を以て灑ぎ捩いて破裂せしめ、意に隨うて持ち去るべし」。既にして稅所に至るに、仍稅を免れざりき。佛言はく、「應に水を用ひて洗ひ、或は牛糞汁を以てして壞色を爲すべし」。仍稅を免れざりき。佛言はく、「乃至、應に[一一]縷績を截つべし。若し難緣ありて我が開せる所は、無難時には卽ち用ふべからず、若し常に用ひんには越法罪を得ん」。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に苾芻あり王舍城に在りて夏三月安居し竟るに、未だ分衣に及ばざるに室羅伐城に向うて世尊の足を禮せんと欲せり。時に諸苾芻告げて曰はく、「何事にてか忩遽せる、[一二]衣利を分つを待ちて方に遊行すべし」。時に彼苾芻情に樂住せざりき。一苾芻あり便ち一氈を將つて之に贈りて去れり。彼れ氈を受け已るに便ち是念を作さく、「我若し壞色せんには、同梵行者と與に而ち告別を爲すを得るの暇なければ、應に知識苾芻に與へて其をして壞色せしむべし」。便ち此氈を持して彼に與へて染めしめんとて報じて云はく、「我が爲に染め訖りて衣帒中に安け、我暫らく房を巡りて苾芻と別るれば」。時に彼知識は情懷孏惰にして爲に染むることを能くせず、還本色に依りて帒中に安著せり。時に彼苾芻は衣を持して去り、行いて稅處に至りしに、時に彼稅人、苾芻に問うて曰はく、「聖者、頗し多少の可稅物ありや不や」。苾芻報じて曰はく、「賢首、我に稅物なし」。稅官曰はく、「但、且らく將來せよ、試みに觀察を爲さん」。彼便ち將つて示せり。纔に衣帒を開くに一大氈を見たりければ、報じて言はく、「聖者、仁は善說法律の中に於て信を以て出家しつ

【一〇】染汁柴盆釜。藏律には染料と材木と銅と瓶との四種を列ぬ。卽ち釜とは銅釜にして盆とは水瓶なるべし。

【一一】縷績。織餘り。

【一二】衣利。衣の利養。

者、可税物ありや不や」。答へて言はく、「我に税物なし」。税官放し過せり。老者は空手して後に隨うて至りたれば、税官は問はざりき。税所を過ぎ已るに語げて言はく、「具壽、我に衣鉢を還せ」。少者問うて曰はく、「上座、今は勞已に歇みたりや」。答へて曰はく『我れ勞の爲ならじ、汝をして物を持たしめたるは但我に税物ありしが爲にして、「若し彼税官にして我に税物ありや不やと問はんに、我若し無しと言はんには故妄語を得ん。若し有りと言はんには定んで税直を輸さん」と、是の如きの念を作したれば、此方便を爲して汝をして物を持して行いて税所を過さしめたるなり、今既にして過ぎ已りぬ、當に可しく相還すべし』。「若し是の如くならんには、上座自身は税直を免るゝを得んも、我をして罪を得せしめたり」。答へて曰はく、「汝は相知らざれば何に因りてか罪を得ん」。時に少苾芻は心に悔恨を生じ、室羅伐城に至り毘訶羅に到るに、諸苾芻見て告げて言はく、「善來、具壽、行路安樂なりしや不や」。答へて曰はく、「何ぞ安樂あらん」。問うて言はく、「何の意なる」。具に上緣を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく『彼苾芻は無犯なり。然り諸苾芻は行路せん時、若し問知せざらんには應に他の爲に物を持つべからず、若し爲に持たん時は應に須らく具に問ふべし、「此中、可税物あることなきや不や」と。是の如く問はんには善し、若し問はざらんには越法罪を得ん』。

佛は言へり、「應に可税物を持して税關を過ぐべからず、若し持して過ぎんには越法罪を得ん」と。時に六十苾芻あり、人間に遊行して一聚落に至りしに、一長者あり大富饒財にして諸の受用多かりしが、深く敬信を懷きければ諸苾芻を見て家に就りて食せんことを請ぜり。食し已りて人各に一雙の白氎を施せるに、苾芻告げて曰はく、「長者、佛は我等に税物を持ちて關を過ぐるを遮したまへり、云何ぞ我今此物を取ることを得ん」。長者默然して復施與せざりき。時に諸苾芻は呪願を爲し已りて路に隨うて去れり。室羅伐に至り已るに諸苾芻は告げて言はく、「善來、具壽、行路安樂な

【八】 毘訶羅(vihāra)。精舍なり。

【九】 呪願。律部八、註(一の八七)、律部十三、註(五の五)參照。

芻に告げて曰はく、「何の故にか愁顏反手して長歎せる」。苾芻曰はく、「我に一疑ありしに賊に偷み去られぬ」。稅者曰はく、「何ぞ但に仁が賊に偷まれたるのみならんや、我も亦偷まれたり、此物を失ふに由りて我に所得なければ」。是時苾芻、稅處を過ぎ已るに、商主告げて曰はく、「何の故にか憂愁せる、情に樂しまざるありや」。答へて曰はく、「仁に施の福あるも受用の福なければなり」。答へて曰はく、「何の意にてか此の如き」。苾芻曰はく、「仁が所施の氈は賊に將ち去られたればなり」。答へて曰はく、「賊の將ち去れるには非じ、我れ稅處にて稅直を從ひ索めんことを恐れて、權に此物を將ちて我貨中に安けるなり、必らず若し須ゐんには我今見に授けん」。答へて曰はく、「賢首、寧ろ賊に偷まれんとも、此に由りての故に我をして犯罪せしめざれ」。答へて曰はく、「聖者、仁は此物に於て三業を起さゞれば、豈に罪あらんや」。苾芻聞き已りて心に悔恨を生ぜり。次で室羅伐城に至りしに、諸苾芻曰はく、「善來、具壽、行李安らかなりしや不や」。苾芻具に事を以て諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「彼苾芻は無犯なり。然り、行路に於ての所有軌式は我今之を說かん。行路苾芻にして村に入りて乞食せんには、所有衣物は應に記驗を作すべく、迴還せるの時應に好く觀察すべし。若し依はざらんには越法罪を得ん」。佛、給孤獨園に在しき。二苾芻ありて一は老、一は少なるが、共に伴侶と爲りて人間に遊行せるに、老者には多く衣物資生の具ありて少者には資具寡少なりき。時に老者は稅關に至らんとして、物、稅を輸す合かりければ是念を作さく、『我に可稅物あり、若し彼問はん時、我若し「無し」と言はんに故妄語を得ん、若し我「有り」と道はんに必らず稅直を索めん。何の方便を作してか斯二事を免れん』。卽ち是念を作さく、「可しく我物を持して彼少年に與ふべし、稅關を過ぐるを待ちて我當に自ら取るべし」。彼少年に語げて曰はく、「蹔らく我を借けて物を擎ぐべし」。少年便ち念ずらく、「豈に老人の身疲惓を生じて我をして物を持たしむるに非ざらんや」とて、遂に便ち受取して前に在りて去れり。稅者問うて曰はく、「聖

て室羅伐城に往いて世尊の足を禮せんと欲せり。時に商主あり、財貨を持して室羅伐に往かんと欲しければ、苾芻聞き已りて商主處に詣り、爲に[六]三種の勝福業事を說けり、謂はく施と戒と修となり。此法を說ける時、彼商主をして心に敬信を生ぜしめ、遂に苾芻を請じて家中に供養し、並に妙氎を持して之に奉上し、便ち雙足を禮して是の如きの語を作さく、「聖者、我をして何の事を作さんと欲せしむるや」。苾芻曰はく、「賢首、我今室羅伐城に往いて世尊の足を禮せんと欲す、可しく我所に於て悲愍心を起して爲に護念すべし」。答へて言はく、「極めて善し」。便ち商主と與に路に隨うて行くに、商主告げて曰はく、「仁は爲に乞食せよ、我は爲に修福すれば、王舍城より乃し室羅伐に至るまで、此中間に於て衣服・飲食・臥具・醫藥の所有資緣は幸に慮を須ゐざれ」。苾芻之に許せり。路、稅關に次まりしに、商主は所有財貨に並に稅を輸し訖りて便ち是念を作さく、「我物は輸し訖れるも、聖者の白氎は猶ほ未だ稅を輸さゞれば、若し稅を索めんには物我より出でん、應に彼氎を取りて我物の中に安くべし」。苾芻に告げて曰はく、「聖者、白氎は可しく我に與へらるべし」。答へて曰はく、「仁が所施の物なるに情に悔を生ぜりや」。答へて曰はく、「我に悔心なきも、然も我の物は已に稅を輸し訖れるに仁の氎は未だ輸さゞれば、若し稅を索めんには物、我より出づればなり」。答へて曰はく、「賢首、世尊は已に學處を制したまへり、「苾芻に物あり持して稅關を過ぎんに、直を輸さゞらんには根本罪を得ん」と」。是時商主便ち念ずらく、「斯意趣を察するに、氎を與ふることを肯んぜざれば我自ら時を知らん」と。告げて言はく、「聖者、我れ今朝に於て情に擾亂ありて營食に及ばざれば、仁可しく村に入り緣に隨うて求覓すべし」。苾芻、語を聞いて行いて村中に詣るに、商主は氎を取りて己が物の中に安けり。既にして稅所に至りしに、稅人問うて曰はく、「聖者、仁が衣帒中に稅物ありや不や」。苾芻曰はく、「我に一氎あり」。答へて曰はく、「將來せよ、試みに觀察を爲さん」。苾芻、帒を開くに其氎を見ざりければ、便ち愁容を現じ[七]反手して歎ぜり。是時稅者は苾

【六】三種福業事。布施を行じて大富の福果を感じ、性戒遮戒を持ちて生天の福果を感じ、禪定を修して以て解脫の福果を感ずるなり。是を施・戒・修の三福といふ。

【七】反手。藏律によるに、兩手をまきつけるなり。

『此人無犯なり』應に但此語をのみ作すべからず、云はく、「是れ三寶物なり」と。應に稅官に對へんには是の如きの說を作して佛法僧を讃ずべし。云何が佛を讃ずるとならば、所謂、「[二]薄伽梵は如來・應・正等覺・明行足・善逝・世間解・無上士調御丈夫・天人師・佛・世尊なり」と、是を佛を讃ずると名く。云何が法を讃ずるとならば、所謂「世尊は善く法要を說いて現法中に於て熱惱なきを得せ(しめ)、機に隨うて演說して、涅槃に趣かしめ、內に三明を證して智慧圓滿なら(しめ)たまへり」と、是を法を讃ずると謂ふ。云何が僧を讃ずるとならば、世尊の所有聲聞弟子は正理に安住して、直心に勝法を恭敬し隨順せり。衆僧中に於ては預流向・預流果を得たる者あり、一來向・一來果を得たるものあり、不還向・不還果を得たる者あり、阿羅漢向・阿羅漢果を得たる者ありて、此の八大人は皆[三]尸羅圓滿・[四]三摩地圓滿・[五]般若圓滿・解脫圓滿・解脫知見圓滿なり、是れ歸依す合く、是れ應に恭敬すべく、是れ諸の世間の勝上の福田なり」と、是を僧を讃ずると謂ふ。是の如くに三寶を讃歎するの時、放し去らんには善し、若し放さゞらんには應に稅直を與へて去るべく、若し與へざらんには窣吐羅罪を得ん』。

時に苾芻あり供養三寶の故に、諸の雜物を持して稅關處を過りしに、稅者に對して三寶を讃歎せりと雖、然も此稅官は虛しく放すを肯んぜずして從うて稅直を索めぬ。是時、苾芻は一分を隨持して之に授與せり。佛言はく、「應に可しく均分すべし、偏與すべからず」。苾芻、物を均しくせんとて時節延遲し、遂に商旅を失して便ち盜賊を被り虎豹に傷けられぬ。佛言はく、「應に路に在りて分判を作すべからず、一分を隨持して彼稅官に與へ、住處に至り已りて其物を均分せよ。若し此に異らんには越法罪を得ん」。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。此城中に於て一苾芻あり、三藏を明解して衆に識知せられ、善く說法を能くして辯才滯り無かりき。人間に遊行して王舍城に至り、三月安居し竟るに商旅を求め

【二】薄伽梵。十號の外に標出せり、前註(一の二一)參照。應正等覺は應供と正等覺となること藏律によりて明かなり。
【三】尸羅圓滿。戒具足なり。
【四】三摩地圓滿。定具足なり。
【五】般若圓滿。慧具足なり。

巻の第四

不與取學處第二の三

爾の時薄伽梵、室羅伐城逝多林給孤獨園に在して、諸苾芻の爲に供養法門を說いて頌を說いて曰はく、

若し人福を作さゞらんに　常に苦報を受けん
若し能く福を修せんには　今世後世に樂ならん。

時に諸苾芻は既にして斯說を聞くや、多く乞匃を行じて佛法僧に於て廣く供養を興しければ、時に佛の教法漸く更に增廣せり。此城中に於て一長者あり、妻を娶りて未だ久しからずして一子を誕生し、既にして漸く長大して遂に便ち出家せり。時に諸苾芻は是の如きの念を作さく、「今、此城中に多く苾芻ありて乞求するに得難ければ、我今宜しく行いて餘方に詣り、佛法僧の爲に而ち供養を興すべし」。便ち他處に於て意に隨うて乞求せるに、多く種々の繒綵物を得たれば、衣帒に盛滿して室羅伐に還らんとせるに、路、稅關に次まれり。稅人問うて曰はく、「聖者、頗し稅物ありや不や」。答へて言はく、「賢首、我に稅物なし」。告げて言はく、「且らく住まれ、可しく物を將ち來るべし、試みに觀察を爲さん」。纔に衣帒を披くに雜色物の帒中に塡滿せるを見たれば、稅官告げて曰はく、「若し此帒盛にして稅す合からざらんには、豈に　駝負【一】の方に稅を輸すを待たんや」。苾芻告げて曰はく、「賢首、此は我物に非ざるなり」。問うて言はく、「誰が物なりや」。答へて言はく、「一は是れ佛物、二は是れ法物、三は是れ僧物なり」。報じて言はく、「我復寧ぞ佛法僧事を知らん、但、須らく稅を與ふべし、方に前行するに任へん」。久住稽留して其稅直を取り、之を放して去ら(しめ)ぬ。遂に室羅伐城に至りて心に追悔を生じて諸苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、

【一】駝負。駱陀に積める荷物。

なりや」。答へて曰はく、「一は是れ父の物、一は是れ母の物なり」。報じて言はく、「父も亦我は識らず、母も亦我は識らざるなり、我に税直を還さんに方に行くを聽すべし」。久住稽留して其税直を取り、遂に放して去らしめぬ。彼れ城に至り已りて心に惡作を生じて諸苾芻に告げ、苾芻は佛に白すに、佛言はく、『無犯なり。應に但此語をのみ作すべからず、云はく、「是れ父母の(物)ならくのみ」と。應に税官に對しては是の如きの語を作すべきなり、「賢首、世尊の說きたまへるが如くんば、父母は子に於て大勞苦あり、護持長養して資くるに乳哺を以てし、贍部洲中にての教導者たり。假使、其子にして一肩に母を持け、一肩に父を持けて、百年を經んとも疲倦を生ぜざれ。或は此大地に滿つる末尼・眞珠・琉璃・珂貝・珊瑚・瑪瑙・金・銀・璧玉・【四三】牟薩羅寶・赤珠・右旋の是の如きの諸寶、咸く持して供養して富樂を得せしめ、或は尊位に居して此事を作すと雖、亦未だ父母の恩を報ずる能はじ、若し父母にして信心なきには正信に住せしめ、若し無戒ならんには禁戒に住せしめ、若し性慳ならんには惠施を行ぜしめ、智慧なきには智慧を起さしめよ。子能く是の如くに父母處に於て善巧勸喩して安住せしめんには、方に報恩と曰ふ。父母既に是の如きの深厚の德あり、今此物を持して往いて其恩を報ぜんと欲す」と。若し是の如きの讃を作して父母の恩惠を說くの時放し去らんには善し、若し放さゞらんには税を與へて去れ、若し與へざらんには窣吐羅底耶を得ん』と。

【四三】牟薩羅寶（musalagalva）。硨磲なり。紺色寶とも紫色寶ともいはる。

若し物を看守らんには應に二苾芻を留むべし」。時に苾芻あり二苾芻を留めて其物を看守ら（しめ）たるに、時に一苾芻は或は因みて便利し、或は復水を取めぬ。時に諸の賈人は共に看守れる一苾芻の所に詣り、手を執る者あり足を捉ふる者ありて、便ち稅物を以て衣帒中に置きぬ。苾芻念じて曰はく、「同梵行者來らんに我當に告知すべし」。諸苾芻は乞食して還るに、時に賈人等は矯りて方便を設けて鬧亂の相を現じ、彼苾芻をして相告ぐるを得ざらしめ、旣にして稅處を過ぐるに各來りて物々取れり。苾芻告げて曰はく、「何故に仁等は輙ち我物に觸るゝや」。賈人告げて曰はく、「我れ稅物を以て此帒中に安きたればなり」。時に諸苾芻告げて曰はく、「今汝二人をして衣物を看守らしめたるに、云何がしてか更に我等をして共に犯罪せしめたる」。時に二苾芻具に其事を陳べぬ。時に諸苾芻は心に惡作を生ずらく、「將我れ波羅市迦を犯ずるなからんや」。具に其事を以て諸苾芻に白し、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「無犯なり。其看物人にして他の物を安れたるを見んには、應に俗人をして或は求寂をして其物を拔出さしむべし。若し此輩なきには、應に自ら抽出して各彼人に付ふべきなり。若し此に異らんには越法罪を得ん」。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に彼城中に一長者ありて子をして出家せしめたるに、因みて他方に向ひて兩張の氎を得たれば遂に是念を作さく、「世尊說きたまへるが如くんば、復出家せりと雖父母處に於ては應に須らく濟給すべし。我が此二氎は一は擬して父に與へ、一は擬して母に與へん」。是時苾芻は餘住處を棄てゝ故居に還歸せんとて室羅伐に往けるに、路、稅關に次まれり。稅人問うて曰はく、「聖者、頗し可稅物ありや不や」。答へて言はく、「賢首、我に稅物なし」。告げて曰はく、「且らく住まれ、可しく物を將ち來るべし、試みに觀察を爲さん」。纔に衣帒を披くに兩張氎を見たれば告げて言はく、「聖者、仁は善說法律に於てして出家を爲しつゝ、寧ぞ容んじて此の兩氎の爲に故に妄語を作せる」。告げて言はく、「賢首、此は我物に非ざるなり」。問うて言はく、「誰が物

處に至りて直を與へずして過ぐるべからず」と。我今物を持して税を過ぐることを敢へてせじ』是時賈人は便ち斯念を作さく、「苾芻は持して過ぐるを背んぜざれば、我等宜しく應に矯りて方便を設くべし」。苾芻に告げて曰はく、「聖者、我等今朝情に擾亂ありて食を辦ふること能はざれば、仁等は村に入り緣に隨うて自ら乞へ」。時に諸苾芻は咸く村中に詣りしに、苾芻去れる後に諸人は各苾芻の衣帒・鉢囊並に雜物帒を取りて己が税物を安けり。苾芻、食を得て商旅に還歸し、食事旣にして了りければ己が衣鉢を持して同じく税處を過ぎぬ。時に諸の賈人皆來りて苾芻の衣物を開解せんとせるに、苾芻告げて曰はく、「何の故に仁等は輙ち我物に觸るゝや」。諸人報へて曰はく、「聖者、我は税物を以て仁が帒中に安きたれば、我今取らんと欲するなり」。苾芻告げて曰はく、「賢首、汝等は故心もて我をして犯罪せしめたり」。彼便ち報へて曰はく、「仁等は此に於て三業を起さゞれば何ぞ過あらんや」。時に諸苾芻は心に惡作を生ずらく、「豈に我等は波羅市迦を得たるには非ざらんや」。時に諸苾芻は漸(々)に室羅伐に至りしに、舊住苾芻見て告げて曰はく、「善來、具壽、行李安らかなりしや不や……廣く說けること上の如し……」。答へて曰はく、「我に辛苦なかりき。然れども我れ路(行)に在りて村に入りて乞食せるに同伴の商人は我が衣帒を開き、諸の税物を以て私に帒中に內れ、我等知らずして持して税處を過ぎぬ。後の時見已りて便ち惡作を生ずらく、「豈に我は波羅市迦を犯ぜるには非ざらんや」と。時に諸苾芻は此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「苾芻は無犯なり。然れども諸苾芻は所有衣鉢にして、若し看る者なきには應に捨て去るべからず、應に守護人を留むべし。若し看らざらんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり商旅に隨うて行き、村に入りて乞食せるに一人を留めて物を看らしめぬ。時に看守人は須らく去りて便利し、或は復水を取むべかりき。時に諸の賈人は各税物を以て苾芻の衣鉢帒中に置き、……前に同じ……關を過ぐるに來りて税物を取れり。……乃至、諸苾芻に告げ、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に言はく、「無犯なり。

だ久しからざるに自ら正覺を得たりと云ふは信じ難しといへるに對し、世尊は刹利王子・龍子・小火・比丘の四譬喩を說いて此等は幼少なりと雖輕んずべからずと說いて王をして戰慄し懺悔せしめたまひし經なり。

芻は物を持ちて私に稅處を過ぐべからず、違せんには[三七]越法罪を得ん」。爾の時世尊は[三八]杖林中に於て、摩揭陀[三九]影勝王をして[四〇]見諦を得せしめ已りて便ち室羅伐城に往き、[四一]喬薩羅勝光王の爲に[四二]少年經を說いて調伏を得せしめたまへり。時に彼二王は各宣して敎令すらく、「我國中に於て所有苾芻は王・太子に同じて稅直を放免し、諸苾芻尼は後宮人に同じて亦稅事を免ぜん」。此に由りて苾芻及び苾芻尼は、關河を越過せんに輸稅事なかりき。是時世尊の教法弘廣しければ、時に諸苾芻は關稅を過ぎ易く俗人は過ぎ難かりき。時に苾芻あり他の商旅に隨ひ外に出でゝ遊行して稅處に至りしに、時に諸賈人は苾芻の足を禮して是の如きの語を作さく、「聖者、我れ長時に於て寒熱の爲に逼られ、風熱毒蟲蚊虻等に害されつゝ、諸財物を求めて懃勞辛苦し、其所獲の利は皆三寶興設の爲に供養せり。我が今所有輸稅物、仁等我が爲に持し、稅關を過ぎて當に還我に與ふべし」。時に諸苾芻は爲に持し、過ぎ已るに還賈人に與へぬ。苾芻漸(々)に行いて室羅伐に至りしに、時に諸苾芻は告げて曰はく、「善來、具壽、行李安らかなりしや不や……」。……廣く上に說けるが如し。答へて言はく、「大德、我亦他の爲に恩益を施作せり、豈に復自身に勞苦あるを得んや」。諸苾芻曰はく、「其事如何」。時に彼苾芻は事を以て具に白せるに、諸苾芻曰はく、「是の如きを作して關稅處に至り、物を藏して過ぐ合きや」。答へて曰はく、「縱令(過ぐ)合からずとせんも我已に過ぎ竟れり」。時に此苾芻は心に追悔を懷けるらく、「我將波羅市迦を犯ぜざらんや」。此因緣を以て諸苾芻に白し、諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此苾芻は無犯なり。然れども諸苾芻は物を持して私に稅處を越ゆべからず、違せんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり商旅に隨うて遊行して稅所に至りしに、時に諸の賈人は苾芻の足を禮して是の如きの語を作さく、「聖者、我れ長時に於て寒熱飢渴の爲に逼られ、……廣く說けること上の如し……其所獲の利は皆三寶興設の爲に供養せり。我が今所有輸稅物、仁等我が爲に持し、稅關を過ぎて當に還我に與ふべし」。苾芻曰はく、『佛已に制戒したまへり、「苾芻は應に輸稅

【三七】越法罪。普通には輕き突吉羅罪を意味するも、藏律に「非常に大きい過を持つことになる」とあれば、今は根本罪又は麁罪を意味すべし。

【三八】杖林(yaṣṭivana)。藏律には「東園中に於てマカダ國頻毘娑羅王と八萬の天と八十俱胝の婆羅門俗人並に夫人と共に諦を建てゝ室羅伐城に去りたまへり」とあり。佛、千比丘を化して初めて此林に入り、次で頻毘娑羅王は竹林精舍を佛及び四方僧に獻じたるにより此に移りたまへり。

【三九】影勝王。頻毘娑羅王(Bimbisāra)なり。

【四〇】見諦。佛の說法を聞いて法の眞理(satya)を見て預流果に入れるをいふ。

【四一】喬薩羅勝光王。喬薩羅國王なる波斯匿王なり。義淨三藏は Prasenajit(波斯匿)なる語を多く勝光と譯せるも、又勝軍とせる所もあり。(張八・一一二左末と一一三左四)參照。

【四二】少年經。西藏律に照合するに童子譬喩經(Kumāra-dṛṣṭānta-sūtra)なり(大正藏二・三三四の下及び三九一下)。波斯匿王、佛に六師外道の如き諸の宿住沙門ですら自ら正覺を得たりとは云はざるに、世尊は年少にして出家して未

作り、若しは牆壁を以て圍遶せんに、……乃至、圍未だ合はざる來は窣吐羅底也を得、若し其圍合はんには得罪は前に同ず。是を圍遶盜と名づく。田事既に爾り、宅事・店事も上の如くに應に知るべし。

頌に攝して曰はく、

稅物を持して他に寄ぬると　他物を將ちて前に去ると
受けざるに便ち强著せると　父母の爲に持し行けると
又三寶の爲の故にと　直を與へて後に均分すると
衣主爲に持將せると　他をして染めしむると染めざると
稅を將つて小門より入ると　商人物を總奪するとなり。

爾の時世尊は初めて無上智を證したまへるも、敎未だ廣く被らざりければ、時に諸苾芻は關稅を過ぎ難く、俗人は過ぎ易かりき。時に衆多苾芻あり大商旅と與に他國に遊行せるに、路、稅關に次りければ、諸苾芻は賈人に告げて曰はく、「賢首、我等は現に少多の應稅物を有すれば、仁我等が爲に持し行き、關を過ぎんに方に我に與ふべし、我分をして彼稅官に入れしむること勿れ」。賈人言はく、「爾り」。遂に與に物を持し、關を過ぐるに彼苾芻に還せり。苾芻漸(々)に行いて一住處に至りしに、先住苾芻は客初めて至れるを見て便ち遙に問うて言はく、「善來、具壽、行李安らかなりしや不や、山河關稅にて勞擾なかりしや」。答へて曰はく、「極めて善來せり、大德、我が行來するに隨うて、他の惱亂するなきなり」。問うて曰はく、「豈に諸具壽に應稅物なからんや」。答へて曰はく、「我に得意の賈人ありて爲に持し、關を過ぐるに方に我に授與せるなり」。[三六] 諸苾芻告げて曰はく、「是の如きを作して關稅處に至り物を藏して過ぐ合きや」。答へて曰はく、「縱令(過ぐ)合からずとせんも我已に過ぎ竟れり」。時に行路苾芻は心に追悔を懷けるらく、「我將波羅市迦を犯ぜざらんや」。此因緣を以て諸苾芻に白し、諸苾芻は佛に白すに、佛、諸苾芻に言はく、「無犯なり。然れども諸苾

【三六】本文に諸苾芻告曰合作如是至關稅處藏物過耶、答曰縱令不合我已過竟とあり。合・不合の字は適當・不適當を示す。

や不や」。苾芻答へて言はん、「我ヽ其處を知れり」。賊復問うて言はん、「彼家は女人多く男子少きや、惡犬なきや、叢棘多きことなきや、入り易く出で易きや、我に於て害なくして物を取り得るや不や。若し意に稱ふを得なば、我當に大德と共に其物を分つべし」。若し彼苾芻答へて言はん、「仁者、我れ某甲舍を知れり、女人多く男子少し、惡狗叢棘なく、入り易く出で易ければ、汝に於て傷くることなくして能く其物を得ん」苾芻、是敎を作し已り、賊還りて物を與へんに、……乃至、未だ分を取らざる已來は窣吐羅底也を得ん。若し賊分を取らんには、得罪の輕重は前に同ず。若し其苾芻にして彼盜賊と共に是語を作し已るに、賊去りて後に於て遂に追悔を生じ、彼賊處に就りて是の如きの語を作さん、「仁等知れりや不や、我意造次に審思量せずして使ち是語を作せるも、愚小癡昧の、其事を善くせずして妄に詶對を爲せるが如くなりき。然り、彼家內は女人少くして男子多く、惡狗叢棘多くして入り難く出で難ければ、汝等をして傷くることなくしては物を取らしめざらん」。彼賊徒の去くと去かざるとに隨せて、苾芻は窣吐羅底也を得ん。若し此苾芻にして其賊黨の村邑を劫はんと欲するを見て、往いて彼家に到りて是の如きの語を作さん、「仁等驀覺して好く自ら謹愼せよ、今夜必らず盜賊ありて來り入らん、財物をして皆賊に將ゐられしめて、或は身命を容れ亦は傷殺に遭ふこと勿れ」。彼盜賊の來ると來らざるとに隨せて、苾芻は亦窣吐羅底也を得ん。若し苾芻、前の所作の如く偷盜方便に三種事あり。何をか謂ひて三と爲す。謂はく、田事と宅事と店事となり。田事に二種の取あり、一に言訟取、二に闘遶取なり。何をか言訟取と言へる。若し苾芻にして俗人と共に地を爭はんが爲に斷事官所に詣らんに、若し苾芻如かずして俗人勝たんには窣吐羅底也を得ん。若し苾芻勝を得て……乃至、俗人の心未だ息まざる來は、苾芻は窣吐羅底也を得ん。若し彼俗人の心息まんには、應に其價に准ずべく、前に同じて得罪せん。是を言訟取と言ふ。何をか闘遶取と謂へる。若し苾芻にして他の田處に於て、若しは樹枝を以て、若しは席障を以て、若しは塹坑を

み)。以下の諸戒は此に同じて應に知るべし。苾芻にして盜心にて弶に在る鹿を見て解放せんに、價若し五(磨灑)に滿たんには根本罪を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し捕魚人及び彼徒黨ありて河陂處に於て其要口を截ちて梁・笭を安置して諸の魚類を殺さんに、苾芻にして盜心にて彼笭を取らん時は前に同じて得罪し、若し悲心を作さんには前に同じて得罪せん。若し笭中に於て彼魚を盜まんには、應に其價に准ずべく、前に同じて得罪せん。若し多くの商旅にして衆貨物を持して彼險途を過ぎんに、其水得難ければ衆の器具を以て水を持して行かん、若しは甕、若しは[三三]坈、若しは瓶、若しは皮囊なり、然して人畜に於て水に分齊あるに、苾芻にして盜心を起し方便を興して若し人の水分を取らんに、未だ觸れざると及び觸れたるとは前に准じて得罪せん。若し傍生分にして五(磨灑)に滿たんには窣吐羅底也を得、滿たざるには惡作罪を得ん。如し贍部洲人にして共に商旅を結して衆貨物を持し、舶に昇り海に入りて珍寶を求めんと欲せんに、水なきが爲の故に種々の器を以て其水を藏貯せん、所謂、甕・坈・瓶・囊なり、然して其水分は人と傍生とにして請受に別あるを、苾芻にして盜心を起し方便を興して人分を盜まん時は前に准じて得罪せん。傍生分を取らんにも亦前に准じて得罪せん。時に弟子あり其の二師と與に路行に隨ひ去れるに、師に衣物あり持して弟子に付せり。時に弟子に盜心ありしが故に徐行して進まず、……乃し眼見處に至る來は窣吐羅底也を得、不見處に至らんに若し五(磨灑)に滿たんには根本罪を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し弟子にして師を棄てゝ前に在りて急ぎ去かんに、眼見(處)を齊りて不見處の來は前に准じて得罪せん。若し弟子に盜心あり師衣を取らんと欲して、房中より閣上に趣き、若しは閣上より房中に往き、[三四]或は閣の上下より門欄・階下に至り、或は寺の三層棚上より下に向うて出でんに、斯れ皆乃し眼見(處)に至り不見處の來は前に同じて得罪せん。若し苾芻あり阿蘭若處に在りて住せんに、[三五]破村賊ありて苾芻所に到り是の如きの問を作さん、「大德、頗し某村某家の處を知れり

【三三】 坈。もたひ。

【三四】 本文に、「或從閣上下至門欄階下或於寺三層棚上向下而出斯皆乃至眼見不見處來同前得罪」とあり。宋・元・明・宮本には上の字なく、欄の字を簷となせり。欄は步廊なり、今改めず。西藏律には「廣間より房中に入り、房中より亦廣間へ現はれ、天井へよぢのぼり、其より又下に降り、下へ降りて入口に入り、入口より、他の臺地の階段に現はれ、他の臺地の階段より凸凹處に下り、それより平坦の處へよぢのぼり、……一切處に於て眼見し得る間は窣吐羅底也なり」とありて甚だ詳かなり。

【三五】 破村賊(grāmaghātaca-ura)。

んに、應に其價に准ずべく、……得罪は前に同ず。若し泥中に沉めて復取るに擬せんには、前に准じて得罪せん。若し人、家中或は泉池所に於て、戲玩の爲の故に種々雜類諸鳥を安置して……鵝・鴈・鴛鴦等なり……衆の瓔珞を以てして之を莊飾せんに、苾芻にして盜心を起し方便を興して水中に入りて彼諸鳥を捉へんに、乃至、未だ瓔珞に觸れざる以來は惡作罪を得ん。若し觸著せん時「我れ鳥物を取らん」と是の如きの念を作さんには亦惡作罪なり。若し本處を離さんには、應に其價に准ずべく、若し五(磨灑)に滿たんには窣吐羅底也を得、若し滿たざるには惡作罪を得ん。若し「我れ人物を取らん、寧ぞ禽鳥に瓔珞あるを得べき」と、是念を作して若し物に觸れん時は窣吐羅底也を得ん。若し本處を離さんには、應に其價に准ずべく、五(磨灑)に滿たんには根本(罪)を、滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し池中に於て水生の花あり、所謂、青蓮花・[23]嗢鉢羅花・白蓮花・[24]拘牟頭・[25]分陀利迦・[26]香花・[27]時花にして衆人の所愛なり、苾芻にして盜心を起し方便を興して池に入りて花を盜まんに、……乃至、未だ觸れざる以來は惡作罪を得ん。若し其花に觸れ採折して持ち去らんとて之を結びて束と爲し、……乃至、未だ(本)處を離さゞる來は窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんには、前に同じて得罪せん。池の四邊に於て種々の陸生の花樹あり、所謂、[28]阿地木多迦・[29]占博迦・[30]波吒羅・[31]婆利師迦・[32]摩利迦の是の如き等の種々の花樹なり、苾芻にして方便を起し盜心を興して彼花を盜まんと欲せんに、……乃至、未だ觸れざる以來は惡作罪を得ん。若し樹に昇り其花を採折して衣裾內に置き、……乃至、未だ(本)處を離さざらんに……及び(本)處を離せる來は……前に准じて得罪せん。若し獵師及び彼徒黨ありて林野處に於て諸の獵具を安かんに……謂はく、罥索等にして諸獸を捕へて殺害業を爲さんが爲なり……苾芻にして盜心にて獵具を取らんには價に准じて得罪せん。若し悲心を起して獵具を毀たんに、「此に由りての故に衆多の命をして傷害を置けしめ、彼獵徒をして無量罪を獲せしめん」と、是の如きの念を作さんには惡作罪を得ん（の

【二三】嗢鉢羅花(utpala)。通常青蓮花とするも今は紅蓮花なり。
【二四】拘牟頭(kumuda)。黄蓮花。
【二五】分陀利迦(Puṇḍarika)。開敷せる白蓮花。
【二六】香花。藏律に二種を列ぬ。saugandha(勝香、白色の睡蓮)とmṛdugandhika(微妙なる香味あるもの)となり。
【二七】時花。藏律には一切の季節に咲く花と一切時に咲く花との二種を列ねたり。
【二八】阿地木多迦(atimuktaka)。善思華。
【二九】占博迦(campaka)。金色華。
【三〇】波吒羅(Pāṭala)。灰色華。
【三一】婆利師迦(vārṣiki)。夏生華、雨時華。
【三二】摩利迦(mallikā)。鬘華。藏律には更に navamālikā, sumanā, yūthikā, dhanuṣketakī, sarva-velā, sarva-kāla の六種を列ねたり。

乏少せんかを恐れ、遂に共有の渠內に於て他の水口を塞ぎて己が田畦を決き、是の如きの念を作さん、「我田をして好ならしめ、彼をして成熟すること勿らしめん」と。若し自は成じて他は損せんに、價に准じて五(磨灑)に滿たんには根本罪を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し水多きを見て共渠內に於て他の水口を泄らし、己が田畦を塞ぎて是の如きの念を作さん、「我田をして好ならしめ、彼をして成熟すること勿らしめん」と。若し自は成じて他は損せんに、若し五(磨灑)に滿たんには根本罪を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。物に四種ありて不同なり、一に體重く價重く、二に體輕く價重く、三に體重く價輕く、四に體輕く價輕きなり。云何が體重く價重きや。謂はく、末尼・眞珠・吠琉璃・珂貝[一六]・璧玉[一七]・珊瑚・金・銀・馬瑙・硨磲・赤珠[一八]・右旋[一九]是なり。云何が體輕く價重きや。謂はく、繒綵及び絲・欝金香[二〇]・蘇泣迷羅[二一]是なり。云何が體重く價輕きや。謂はく、鐵・錫是なり。云何が體輕く價輕きや。謂はく、「毛・麻・木綿・劫貝絮[二二]是なり。若し以上の諸物を三種船中に置かんに、謂く、甕船・木船・皮船なり、若し體重く價重く、體輕く價輕き(物)を以て一船に隨置せんに、若し船破るゝ時物主告げて曰はん、「水上に浮べるは取るに任さん、若し沉沒せるは我に屬す」と。若し苾芻、盜心を起し方便を興して入水沉沒し、……乃至、未だ物に觸れざる來は惡作罪を得、若し觸著せんには窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんに、價五(磨灑)に滿つるには根本罪を得、若し滿たざるには窣吐羅底也を得ん。若し泥中に沉めて復取るに擬せんには前に准じて罪を得ん。若し非自他心を作して之を泥に沉め、其物をして彼にも屬せしめざらんには、前に准じて罪を得ん。以下の諸戒は此に准じて應に知るべし。若し體輕く價重く・體重く價輕き物を以て一船に隨置せんに、若し船破るゝ時物主告げて曰はん、「水內に沉めるは取るに任さん、水上に浮べるは我に屬す」。若し苾芻、盜心を起し方便を興して水に浮びて取らんに、……乃至、未だ物に觸れざる來は惡作罪を得、若し觸著せんには窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さ

【一六】珂貝(śaṅkha)。藏律の此處には珂貝に相當する語なし。
【一七】璧玉(śilā)玻璃。
【一八】赤珠(lohitamuktikā)。
【一九】右旋(dakṣiṇāvarta)。右方に旋曲せる海螺(śaṅkha)なり。
【二〇】欝金香(kuṅkuma)。サフランの花のしべ、黃色の芳物、用ひて香料となす。
【二一】蘇泣迷羅(sūkṣmela)。細豆蔻にして香料の一種なり。
【二二】劫貝絮。劫貝樹(karpāsa)の絮なり。

して(本)處を離さん時皆本罪を得、若し(本)處を移さゞらんには窣吐羅底也を得ん。若し象上に於て幰帳を莊飾し、此帳上に於て諸寶物・衆瓔珞具を安かんに、若し苾芻にして盜心を起し方便を興して、……乃至、未だ昇らず觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し物に觸著するも未だ(本)處を離さゞらんには窣吐羅底也を得ん。若し(本)處を移さんに、價若し五(磨灑)に滿たんには、……得罪は前に同ず。若し此帳上にして一色物を以て蓋覆せんには是を一處と謂ひ、若し異色物にて蓋はんには是を別處と謂ふ。象の既に爾るが如くに、馬車・歩車・牛車乃至、諸の輿と亦並に前に同ず。若し苾芻にして船、纜を以て之を橛に繫げるを見て、有心に盜み去らんとて之を搖動せん時は惡作罪を得ん。若し解いて流に隨ひ、乃し眼見已來に至らんには窣吐羅底也を得ん。見えざる處に至らんには、價若し五(磨灑)に滿たんに根本罪を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し水を逆りて上らんに、准じて河闊の分齊と相似せんには根本罪を得、未だ其處に及ばざらんには窣吐羅底也を得ん。若し此岸より彼岸に盜み向はんに、眼見分齊は前と異ることなし。若し船を牽きて岸を上り盜まんとて去らんにも、亦眼見分齊に准ず。若し沈めて泥中に在き、後の時將ゐ出らんに、泥にて之を掩へる時此卽ち盜を成じ……得罪は前に同ず。若し苾芻にして物を盜まんとする時に於て、或は泥中に藏し、若しは燒き、若しは穿ち、若しは破りて、「此物をして汝に屬し我に屬せしむること勿れ」と、是の如きの念を作さんには窣吐羅底也を得るなり。

頌に攝して曰はく、

營田に三種あり　船に三種の殊あり
鵝鴈と及び池花と(陸花と)　獵と漁と並に盜水と
弟子と賊に處を敎ふると　三種事不同となり。

若し人、秋時に田業を營作せんに、所謂、稻と蔗と鹽との田なり、苾芻にして自の田中を見て水

を離さざらんには窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんに是を名づけて盜と爲す。時に隨ひて價に准じ、……得罪は前に同ず。若し彼草敷にして同一色ならんには是を一處と名づけ、若し種々色の別異不同ならんには是を異處と名づく。若し人、重物を石上に安在せんに、……乃至、滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し石、細滑にして總じて一段たらんには是を一處と名け、若し剎裂縫開し、或は時に字を書し、或は種々彩畫せんには是を異處と謂ふ。石上既に爾り、……乃至、板木・牆壁・薦席・蓋覆・衣襆・衣樻・衣笐・象牙杙・床座處、若しは四足の經架、若しは門・門閫に物を安ける時も、事並に前に同ず。若し三種樹、謂はく華樹・果樹・[一三]奇妙樹なり、苾芻にして花樹等を斬截して盜まんに、價の滿と不滿とにて得罪せんこと前に同ず。

頌に攝して曰はく、

若し物、鞍韉　及び象馬車輦に在かんに

肥瘦は應に處に隨ふべし　偷蘭遮は差別す。

如し人、重物を鞍處に置在せんに……所謂、諸寶・衆瓔珞具なり……苾芻にして盜心を起し方便を興して、乃至、未だ昇らず觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し物に觸著せんに未だ本處を移さざらんには窣吐羅底也を得ん。若し(本)處を移さんには時の價にて若し五(磨灑)に滿たんに……得罪は前に同ず。若し鞍上に於て一色物を以てして蓋覆せんには是を一處と謂ひ、若し雜色物にて蓋覆せんには是を別處と謂ふ。若し人、重物を象上に安在せんに……所謂、諸寶・衆瓔珞具なり……若し苾芻にして盜心を起し方便を興して、乃至、未だ昇らず觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し物に觸著するも未だ(本)處を移さざらんには窣吐羅底也を得ん。若し(本)處を移さんには時の價にて若し五(磨灑)に滿たんに……得罪は前に同ず。若し其此象の皮肉血脉にして皆亦滿せんには是を一處と謂ひ、若しは其身羸瘦し、若しは牙・耳・脚及び[一四]腹肋・[一五]脊腿に一々處に據りて是を別處と謂ひ、移

【一三】奇妙樹。明かならず、藏律に相當語なし。

【一四】腹肋。宋・元・明・宮本には腹筋とせるも、今改めず。

【一五】脊腿。本文に脊腰とせるも、宋・元・明・宮・聖本によりて今改めたり。

處を離さんに是を名づけて盜と爲す。應に其價に準ずべく、若し五(磨灑)に滿たんには窣吐羅底也を得ん。若し滿たざらんには惡作罪を得ん。若し此物に於て人物想・非烏物想を作さんに、觸著せりと雖未だ本處を離さゞらんには窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんに、五(磨灑)に滿たんには根本罪を得、五(磨灑)に滿たざらんには[10]麁罪を得ん。若し苾芻ありて、二伏藏に於て、一は是れ有主、一は是れ無主なり、苾芻、意に彼の有主伏藏を取らんと欲して牀よりして起ち、帶・衣服を整へ、曼荼羅を作り、彼四方に於て[11]朅地羅木を釘ち、五色の線を以て之を圍繫し、火鑪内に於て諸の雜木を然し、口に[12]禁呪を誦して是の如きの言を作さく、「有主伏藏は應に來るべし、無主伏藏は來ること勿れ」と。若し彼時に於て有主伏藏にして言に隨ひて來らんには、……乃至、未だ見已らざる來は窣吐羅底也を得、若し眼見せん時は是を名づけて盜と爲す。應に其價に準ずべく、若し五(磨灑)に滿たんには根本罪を得、若し滿たざらんには麁罪を得ん。若し是言を作さく、「無主伏藏は應に來るべし、有主伏藏は來ること勿れ」と。若し彼時に於て無主伏藏にして言に隨ひて來らんには、……乃至、未だ見已らざる來は惡作罪を得、若し眼見せん時は是を名づけて盜と爲す。應に其價に準ずべく、若し五(磨灑)に滿たんには窣吐羅底也を得ん。若し滿たざらんには惡作罪を得ん。若し有主無主の伏藏に於て、各異時に於て別別に作法して盜み取らんには、事の重輕に隨うて上の如くに罪を得ん。

頌に攝して曰はく、

若し物、氈席に在き　　或は石板等に於けると
華果奇妙樹となり　　隨處の事は應に知るべし。

若し人、重物を氈席及び地敷上に安在せん……所謂、諸の寶及び瓔珞具なり……若し苾芻にして盜心を起し方便を興して、乃至、未だ觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し彼物に觸れんに未だ本處

[10] 麁罪。窣吐羅底也の譯、舊律の偸蘭遮罪なり。
[11] 朅地羅木。khadiraka の音寫、舊に佉陀羅と云ひ、紫薑木、擔山木と稱す、山上の寶樹なり。
[12] 禁呪 (mantra)。密呪なり。

ん。若し擧げて(本)處を離さんには、……得罪は前に同ず。

若し人、舍宅內或は園池邊に花果樹を種ゑ、節會日に於て上妙の物を以て之を嚴飾せん……所謂諸の寶瓔珞の具及び雜繒綵なり……時に飛鳥ありて珠是れ肉なりと謂ひ之を銜へて去らんに、若し苾芻にして盜心を起し方便を興して彼鳥を捉へ、乃至、未だ瓔珞に觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し觸るゝも未だ本處を離さず、鳥物想を作さんに惡作罪を得ん。若し擧げて(本)處を離さんに是を名けて盜と爲す。應に其價に准ずべく、若し五(磨灑)に滿たんには窣吐羅底也を得、若し滿たざらんには惡作罪を得ん。若し苾芻にして「此は是れ人物なり、寧ぞ禽鳥に瓔珞あるを得べき」と、是の如きの念を作さんに、若し觸著せりと雖未だ擧げて(本)處を離さゞらんには窣吐羅底也を得ん。擧げて(本)處を離さん時、若し五(磨灑)に滿たんには根本罪を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し人、諸の寶物及び瓔珞具を以て箱中に置いて屋上に安かん。時に飛鳥あり物を持して將ち去らんに、若し苾芻にして盜心を起し方便を興して彼鳥を捉へ、乃至、未だ瓔珞に觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し彼物に觸れん時未だ本處を離さず、鳥物想を作さんには惡作罪を得ん。若し擧げて(本)處を離さんに是を名づけて盜と爲す。應に其價に准ずべく、若し五(磨灑)に滿たんには窣吐羅底也を得、若し滿たざらんには惡作罪を得ん。若し苾芻にして「此は是れ人物なり、寧ぞ禽鳥に瓔珞あるを得べき」と、是の如きの念を作さんに、觸著せりと雖未だ擧げて(本)處を離さゞらんには窣吐羅底也を得ん。擧げて(本)處を離さん時、若し五(磨灑)に滿たんには根本罪を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し人、舍中或は池內に在りて戲樂の爲の故に諸鳥を養畜し……謂はく鸚鵡・舍利・俱枳羅鳥・命命鳥等なり……便ち種々の諸瓔珞具を以て之を莊飾せんに、苾芻見已りて盜心を起し方便を興して遂に彼鳥を捉へ、乃至、未だ莊嚴具に觸れざる來は惡作罪を得、若し彼物に觸れん時未だ本處を離さず、鳥物想を作さんに亦惡作罪を得、若し擧げて(本)

【七】舍利(sālika)。黃鶯、九官鳥の類。
【八】俱枳羅(kokila)。好聲鳥、聲美しくして形體醜き鳥。
【九】命命鳥(Jīvamjīvaka)。雉の一種、啼聲によりて命々と名づけたりと傳ふ。

處を移さゞらんには窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんに五(摩灑)に滿たんには根本罪を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し人、重物を篅箬内に安在せんに、若し篅箬中の穀麥等にして口と平かに滿ちて總じて一色を爲さんに是を一處と謂ひ、若し穀麥等にして口と齊しからず、高下平かならずして種々色を作し、或は復木及び席薦等ありて障隔を爲さんには是を異處と謂ふ。若し人、田中に諸の根藥を有せん……謂はく雀頭香[四]・黃薑・白薑及び諸の根藥烏頭[五]等の類なり……苾芻方便を興し盗心を起して乃至、未だ觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し觸るゝも未だ(本)處を移さゞらんには窣吐羅底也を得ん。若し本處を離さんには、五(摩灑)に滿たんに根本罪を得、滿たざらんには窣吐羅底也を得るなり。

頌に攝して曰はく、

屋等の處に三あり　鳥物に復三種
禁呪して伏藏を取ると　此に三の不同あり。

若し是れ人、物雜色の衣を屋上に安在せんに、若し苾芻にして盗心を起して方便を興し、梯隥を安じ、物を以て鉤斲[六]して其上に昇り、……乃至、未だ觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し衣に觸著して而も未だ(本)處を離さゞらんには窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんには是を名づけて盗と爲し、應に其價に准ずべし。得罪は前に同ず。若し浣衣人、屋上に衣を曬し、風に吹き去られて苾芻の經行處に墮在し或は門の傍に落ちんに、若し苾芻にして盗心を起して方便を興し、乃至、未だ觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し觸著せん時は窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんには、……得罪は前に同ず。若し人、重物を樓上に安在せんに……謂はく諸の寶物瓔珞の具なり……若し苾芻にして盗心を起して方便を興し、梯隥を安じ、物を以て鉤斲して其上に昇り、乃至、未だ觸れ已らざる來は惡作罪を得、若し觸るゝも未だ本處を離さゞらんには窣吐羅底也を得

【四】雀頭香。宋・元・明・宮本には香附子とし、藏律にも musta 即ち香附子とあり。
【五】烏頭(nirviṣa)。とりかぶとなり。
【六】鉤斲。ひつかけけづる意。藏律には縄ばしごと綱との二種を出せり。

卷の第三

不與取學處第二の二

頌に攝して曰はく、

若しは地上に在き　或は時に器中に在き
或は復場・篅(一)に在けると　田處の諸根藥となり

若し苾芻にして他の重物を地上に安在せるを知りて……所謂、頸珠・臂釧・眞珠・瓔珞の諸の莊嚴具なり……苾芻盜心もて方便を起し、牀座より起ち衣を整へて去かんに、……乃至、未だ觸著せざる來は惡作罪を得、若し觸るゝも未だ處を移さゞらんには窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんには是を謂ひて盜と爲し、時に隨うて價に准じ若し五磨灑に滿たんには波羅市迦を得、若し五磨灑に滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し其地平にして一段細滑なるを是を一處と謂ひ、若し地皮起り或は復破裂し或は大縫(二)を爲し或は時に字を書き種々彩畫せんには是を異處と謂ふ。若し盤器等にして一段細滑なるを是を一處と謂ひ、若し破裂……乃至、彩畫せるあらんには是を異處と謂ふ。若し人、重物を場中に安在せん……所謂、頸珠乃至、瓔珞なり……苾芻盜心もて方便を起し、乃至、未だ觸著せざる來は惡作罪を得、若し觸るゝも未だ(本)處を移さゞらんには窣吐羅底也を得ん。若し擧げて(本)處を離さんには是を謂ひて盜と爲し、時に隨うて價に准じ若し五(磨灑)に滿たんには波羅市迦を得、若し滿たざらんには窣吐羅底也を得ん。若し場上の穀麥等にして、平かに總じて一色を爲さんには是を一處と謂ひ、若し穀麥等にして高下して平かならず種々色を作さんには是を異處と謂ふ。若し他にして重物を篅窖(三)中に安かん……謂はく諸の寶物瓔珞の具なり。……若し苾芻盜心を起し方便を興して乃至、未だ觸著せざる來は惡作罪を得、若し觸るゝも未だ(本)

【一】篅。穀を盛る小圍、竹を編みて圓く作り穀麥を盛り貯ふるなり。

【二】大縫。大なるつぎあはせ(補合)なり。

【三】篅窖。篅は小圍(こめぐら)、窖は地を穿ちて物を藏する穴ぐらなり。

が五と爲す。非己物想と非親友想と非蹔用想と取る時他に語げざると盜心あるとにして波羅市迦を得ん。(2)復五緣ありて、苾芻は無犯なり。云何が五と爲す。己有想と親友想と蹔用想とを作し、取る時他に語ぐると盜心なきとには無犯なり。

若しは女・男・黄門の攝して己が有と爲せるを、是を他所掌の物と名く。重物と離(本)處とは前の如くに應に知るべし。(5)復三緣ありて、苾芻にして他の重物に於て與へざるに而ち取らんには波羅市迦を得ん。云何が三と爲す。他掌物想を作すと、體是れ重物なると、離本處となり。云何が他掌物想なる。若し苾芻にして是の如きの念を作さん、「此物は是れ他の女・男等の所掌なり」とて、他物の想を作すなり。餘は上に說けるが如し。(1)復四緣ありて、苾芻にして他の重物に於て與へざるに而ち取らんには波羅市迦を得ん。謂はく、他所掌の物なると、他物想を作すと、是れ重物なると離本處とにして、……苾芻は波羅市迦を得ん。(2)復四緣ありて、苾芻にして他の重物に於て與へざるに而ち取らんには波羅市迦を得ん。云何が四と爲す。謂はく、盜心ありしと、方便を起せると、是れ重物なると離本處となり。餘は上に說けるが如し。(3)復四緣ありて、苾芻にして他物に於て與へざるに取らんには波羅市迦を得ん。云何が四と爲す。是れ他の所護なると、屬己想を作せると、是れ重物なると、舉げて本處を離れたるとなり。何をか他の所護と謂へる。人に重物あり器中に安在して若しは自ら守護し、或は四兵をして而ち共に防護せしむるが如きなり。云何が屬己想なる。人に重物ありて箱・器等の中に置けるに、「此は是れ我物なり」とて、己に屬するの想を作すなり。餘は上に說けるが如し。(4)復四緣ありて、苾芻にして他の重物に於て與へざるに而ち取らんに波羅市迦を得ん。謂はく、守護ありて屬己想なきと、或は守護なきに屬己想あると、重物と離(本)處となり。何をか「守護ありて屬己想なし」と謂へる。盜賊あり諸の城邑を破して林野に逃竄せんに、時に守路人、彼物を奪ひ得て一處に聚在して之を守護するも、己に屬せりと執せざる(物)の如きなり。何をか「守護なきに屬己想あり」と謂へる。重物ありて箱・器等の中に安在しつゝも、人馬等の兵の守護を爲すなければ、己に屬するの想ありて與へざるに而ち取るが如きなり。重物と離(本)處と得罪とは前に同じ。(1)復五緣ありて、苾芻にして他物を與へざるに取らんには波羅市迦を得ん。云何

自取と不與取と　　盜心と他掌物と
及び他物想を作せると　[四三]三五の不同あり
復[四四]四四の殊と　並に[四五]二五の差別あり
斯皆重物に據る　隨處の事は應に知るべし。

三種相ありて、若し苾芻にして他の重物に於て與へざるに而ち取らんには波羅市迦を得ん。(1)云何が三と爲す。謂はく、自取と、或は看取と、或は遣使取となり。云何が自取なる。謂はく、自ら盜み取り或は自ら引き取りて、擧げて本處を離すなり。云何が看取なる。謂はく、自ら盜み取るを看り或は自ら引き取るを看りて、擧げて本處を離すなり。云何が遣使取なる。謂はく、自ら使をして取らしめ或は使をして引き取へて本處を離さしむるなり。若し苾芻にして此三緣を以て、他の重物に於て與へざるに而ち取らんには波羅市迦を得ん。(2)復三緣ありて、苾芻にして他の重物に於て與へざるに而ち取らんには波羅市迦を得ん。云何が三と爲す。謂はく、他不與と、體是れ重物なると、離本處となり。云何が不與取なる。曾て男・女・黃門にして其物を授與するなきを、是を不與取といふ。云何が體是れ重物なる。若しは滿五磨灑若しは過五磨灑なり。云何が離本處なる。謂はく、此處より移して餘處に向はすなり。苾芻にして此三緣を以て、他の重物に於て與へざるに而ち取らんには波羅市迦を得ん。(3)復三緣ありて、苾芻にして他の重物に於て與へざるに而ち取らんに波羅市迦を得ん。云何が三と爲す。謂はく、盜心を起すと、方便を興すと、離本處となり。云何が盜心を起すなる。謂はく、賊心ありて他物を盜まんと欲するなり。云何が方便を興すなる。若しは手若しは足にて而ち進趣を興すなり。離(本)處等は前の如くに應に知るべし。(4)復三緣ありて、苾芻にして他の重物に於て與へざるに而ち取らんには波羅市迦を得ん。云何が三と爲す。謂はく、他所掌の物なると、體是れ重物なると、離本處となり。云何が他所掌の物なる。謂はく、是れ重物にして

【四三】三五不同。三種相にて盜を成ず、此に五類あるを示す。
【四四】四四殊。四種相にて盜を成ず、此に四類あるを示す。
【四五】二五差別。五種相にて盜を成ず、此に二類あるを示す。

利王灌頂位を受けたる者を皆名けて王と爲し、若し女人ありて灌頂位を受けたらんにも亦名けて王と爲す。「若しは大臣」とは、謂はく王の輔相にして、王の爲に政事を圖議して以て自ら存活するなり。「捉ふ」とは、謂はく執へて將ゐ來るなり。「殺す」とは、謂はく其命を斷つなり。「縛す」とは、三種の縛あり、謂はく鐵と木と繩となり。「驅擯」とは、謂はく逐うて國を出ださしむるなり。「是の如きの呵責を作して咄、男子、汝は是賊なり、汝は癡にして所知なし」とは、是輕毀の言なり。「若し此」とは、盜を行へる人を指せるなり。「苾芻」とは、謂はく苾芻の性を得たるなり。云何が苾芻の性なる。謂はく圓具を受けたるなり。云何が圓具なる。謂はく白四羯磨なり、所作の事に於て如法に成就して究竟して滿足し、其進受の人は圓滿心を以て具足を希求し、要所誓受して情に恚恨なく、言を以て表白して語業彰顯なり、故に圓具と名く。「波羅市迦」とは、是れ極重罪にして極めて厭惡すべく、是れ嫌賤すべくして愛樂すべからず。若し人此罪を犯ぜん時は、亦纔に犯じ已らんに卽ち沙門に非ず釋迦子に非ず、苾芻の性を失し涅槃の性に乖き、墮落崩倒し他所勝を被りて救濟すべからざること、多羅樹頭を截らんに鬱茂し增長し廣大なること能はざるが如くなれば波羅市迦と名くるなり。「應に共住すべからず」とは、此人は諸餘の苾芻と與に而ち共住若しは褒灑陀若しは隨意事若しは單白・白二・白四羯磨を作すを得ず、若しは十二種人羯磨にも並に差すべからず、此に由りての故に「應に共住すべからず」と名くるなり。

此中の犯相とは、其事云何。總じて頌に攝して曰はく、

自取と地上に於てと　或は空中に在りて墮ちたると
氈と乘と及び營田と　輸稅と並に無足と
旃荼羅と世羅となり　總じて十事を收む。

別して頌に攝して曰はく、

許の物を盗まんに王法として死に應ずるや」。諸人報じて曰はく、「若しは[四三]五磨灑若しは五磨灑を過ぎんに、是當に死に合ふべきなり」。阿難陀問ひ已りて王舍城を出でて世尊所に至り、雙足を禮し已りて一面に在りて立ち、世尊に白して言さく、「大德、佛所敎の如くに遍く諸人に問へり、「何を齊りて死に合ふや」。彼皆我に報ずらく、「若しは五磨灑若しは五磨灑を過ぎんに、王法として死に合ふなり」と』。爾の時世尊は此因緣を以て苾芻僧伽を集めたまひ、知りて故に問ひ知らずして問ふに非ず、時にして問うて時に非ざるには問はず、利あるには故に問うて利なきには問ひたまはず、隄防を破決し疑惑を斷除して利益せんが爲の故に時を知りて問ひたまはく、「汝、但尼迦苾芻陶師の子よ、汝實に此の如きの不端嚴事を作して王木を取れりや」。但尼迦言はく、「實に爾り、大德」。世尊呵責して曰はく、「汝の所爲は沙門に非ず・淨行に非ず・隨順行に非ず・出家者の所應作の事には非じ」。世尊種々に呵責し已りて諸苾芻に告げて曰はく、「我れ十利を觀じて……乃至、正法久住なり……諸の聲聞弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべきなり」、『若し復苾芻にして若しは聚落若しは空閑處に在りて、他の與へざる物を盜心を以て取り、是の如くして盜まん時若しは王若しは大臣にして、若しは捉へ若しは殺し若しは縛して驅擯し、若しは呵責して言はん、「咄、男子、汝は是賊なり、癡にして所知なし」と。是の如きの盜を作さんとて是の如くして盜まんには、此苾芻は亦波羅市迦を得ん、應に共住すべからず』と。

若し復苾芻とは、謂はく但尼迦なり、餘の義は上の如し。「若しは聚落」とは、謂はく牆・柵の內なり。「空閑處」とは、謂はく牆柵の外なり。「他」とは、謂はく女・男・黃門なり。「與へざるに」とは、謂はく人の授與するなきなり。「物」とは、謂はく金等なり。「盜心を以て取る」とは、謂はく他の與へざる物を賊心にて取るなり。「是の如くして盜まん時」とは、若しは五磨灑或は五磨灑を過ぎたるなり。「若しは王」とは、謂はく刹帝利・若しは婆羅門・若しは薜舍・若しは戍達羅にして刹帝

【四三】五磨灑。磨灑は磨沙迦(māṣaka)の略、五磨灑は一罽利沙槃(kārṣāpaṇa)の四分の一に相當す、律部八、註(三の五)罽利沙槃の下參照。又、一磨灑は二十具、五磨灑は四百具、一罽利沙槃は千六百具に相當する故に、五磨灑は罽利沙槃の四分の一に當る。

來りて門に在り」。王曰はく、「掌木の人は且らく入らしむる勿れ、其の出家者は應に可しく呼び來るべし」。使者出でて苾芻を喚ぶに、入り見えて手を伸べ、「大王、無病長壽ならんことを」と願言して一面に在りて住せり。時に王は但尼迦苾芻に告げて曰はく、「聖者、他にして木を與へざらんに輙ち取るべきや」。但尼迦言はく、「(取る)べからず」。王曰はく、「若し爾らば何の故にか我木を取り去れる」。但尼迦言はく、「是れ王先に與へたればなり」。王曰はく、「我曾て憶せじ、仁若し憶せんには我が爲に之を憶せ(しめ)よ」。但尼迦言はく、『王豈に憶せざらんや、初め灌頂位を受けし時、大衆の中に於て師子吼を作して是の如きの言を唱ふらく、「我國中に於て若し沙門婆羅門にして持戒修善して竊盜を行ぜざらん者は、我が境內の所有草木及び水は意に隨うて取用せよ」と』。王曰はく、「我は無主の物に據りて是の如きの語を作せり、此木は乃ち是れ他所掌の物なるに、何に因りてか輙ち取れる」。但尼迦曰はく、『王にして「無主に據りて」と言はんには、此乃ち何ぞ王事に干らん』。王、此語を聞いて大瞋怒を發し、額に[四一]三峯を起し、眉を攢めて嚬蹙し、目を張り手を振りて曰はく、「沙門、汝今死に合へるも我は殺すことを能くせじ、汝即ち宜しく速に去るべし、今より已往は更に此の如きを得ざれ」。是時人衆共に大聲を出して是の如きの語を作さく、「希奇たり、摩揭陀國未生怨王は稟性暴烈にして所爲造次なるに、沙門の死に合へるを但言責を以てして便ち放免せんとは」。時に但尼迦は住處に還り到りて諸苾芻に白さく、「我向に幾く未生怨王に殺されんとせり」。諸苾芻其故を問ふに、但尼迦は具に因緣を以て諸苾芻に告げぬ。時に諸苾芻は此因緣を以て往いて世尊に白すに、世尊は具壽阿難陀に命じて曰はく、「汝可しく僧伽胝衣を著し一苾芻を將ゐて王舍城街衢の所、衆人聚處に入り、若しは婆羅門・居士、或は村邑聚落の商主富人の若しは信・不信の是の如き等よりして皆當に具に問ふべし、「幾何の物を盜まんに王の國法を犯じて死罪に當るべきや」と。時に阿難陀は佛の敎を受け已りて王舍城に入り、佛所敎の如くに具に諸人に問ふらく、「幾

【四一】　三峯。三皺なり。

に詣りて告げて言はく、「大臣、知れりや不や、我向に街衢を巡行せしに一大木の截られて將ち去られたるを見たり、我れ時に見已りて極大驚怖し身毛皆竪てり。豈に未生怨王には將に怨賊ありて城に入らんと欲せるには非ざらんや、或は掌木官の、此大木を將つて餘人に與へたりとせんや」。大臣告げて曰はく、『我曾て此木を以て人に與へしことあらじ。然り、我曾て但尼迦苾芻に見えしに是の如きの語を作せり、「未生怨王は我に此木を與へたれば、仁當に與へらるべし」と。我れ時に答へて言はく、「聖者、若し是れ大王の曾て木を與へたらんには、幸に即ち將ち去りて意の所用に隨へ」と。豈に是れ彼が此木を將れるには非ざらんや』。是時守城大臣は即ち便ち往いて衆生怨王に白さく、『王、今知れりや不や、我向に街衢を巡行して一木あるを見たり、是れ大王の所須にして擬して修補に用ひ並に雜事の爲にせるに、遂に他人に斬截せられて將ち去られぬ。我既にして見已りて極大驚怖し身毛皆竪ちて、(便ち念ずらく)「豈に大王には將に怨家盜賊ありて當に城に入らんとせるには非ざらんや」と。即ち便ち彼掌木大臣に問うて曰はく、「君、木を將つて他人に與へざりしや不や」。彼便ち答へて云はく、「我曾て此木を以て人に與へしことあらじ、然り、我曾て但尼迦苾芻に見えしに王は木を與へたればと言へり」。時に掌木官報じて、「王若し與へたらんには意に隨うて取るべしと云へるに、時に彼苾芻は即ち便ち大木を斬截して將ち去れり」と。豈に復大王は曾て木を將つて餘人に與へたるを憶せりや』。王曰はく、「我曾て憶せず」。即ち掌木大臣を命ぶに、大臣命を奉じて王所に詣らんと欲せり。爾の時但尼迦苾芻は少事ありて因みて王舍城に入りしに、時に掌木官遙に但尼迦苾芻を見て報じて言はく、「聖者、知れりや不や、仁が木を取れる爲に王は今我を喚べるを」。苾芻報じて言はく、「汝可しく先に行くべし、吾當に隨うて去くべし」。時に掌木官即ち便ち先に行き、但尼迦は後より至り、幷に來使と倶に王門に詣り、到り已りて住せり。時に彼使者は便ち王所に詣りて白して言さく、「大王、其の掌木官は今門外に在り、其の苾芻も喚ばれざりしと雖亦

り。世尊は至り已るに但尼迦の房の全て瓦を以て成じて、其色紅赤にして金錢花の如くなるを見たまひ、見已りて諸苾芻に告げて曰はく、「此は是れ誰が房なる」。諸苾芻、佛に白して言さく、「是れ但尼迦苾芻陶師の子の自ら此室を造りしなり」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『可しく此室を破すべし。此緣に由りての故に諸の外道等は我を[三七]謗讟して言はん、「沙門[三八]喬答摩の現在住世にすら、而も聲聞衆中には是の如きの有漏法を作せる者あり、何に況んや滅度をや」と。時に諸苾芻は世尊の敎を奉じて其室を打ち破せり。爾の時世尊は室を破せるを見已りて之を捨てゝ去りたまへり。時に但尼迦苾芻は來りて室の破せるを見、卽ち隨近苾芻に告げて曰はく、「誰ぞ我室を破せるは」。諸苾芻曰はく、「是れ大師敎へて苾芻をして打破せしめたまひしなり」。但尼迦曰はく、「法主世尊の勅して破らしめたまひしならんには、斯を善破と爲す」。

爾の時王舍城中に掌木大臣あり、是れ但尼迦苾芻先時の知友にして言談に意を得たり。時に但尼迦は便ち是念を作さく、「掌木大臣は是れ我が親友なれば、我れ從ふて木を覓めて更に木舍を造らん」。是念を作し已りて大臣處に詣りて白言すらく、「仁今知れりや不や、摩揭陀國[三九]勝身の子なる[四〇]未生怨王は先に我に木を與へぬ、我れ取用せんと欲す、可しく相授けらるべし」。大臣答へて言はく、「聖者、若し大王にして木を與へたらんには斯ち大善を成ぜん、意に隨うて將ち去れ。但し是城中の所有諸木は皆是れ未生怨王の掌守する所にして極牢藏護し、王舍大城破落の處を修補せんが爲に、亦難事の爲にとて而ち此木を貯ふるなれば、他に與ふるを許さゞるなり」。時に但尼迦苾芻は遂に一木を取りて割截して將ち去れり。是時守城大臣は街衢を巡行せしに、一大木の截られて將ち去られたるを見、此事を見已りて極大驚怖して便ち是念を作さく、「豈に摩揭陀國未生怨王には將に怨賊ありて城に入らんと欲せるには非ざらんや、此木は乃ち是れ王の掌護せる所にして他に與ふるを許さゞるに、何の故にか人ありて輙ち便ち將ち去れる」。是事を見已りて卽ち便ち彼の掌木臣の所

【三七】謗讟。讟は古文、[illegible](ドク)なり、謗り怨むなり。
【三八】喬答摩(Gautama)。瞿曇とも音略す、世尊の姓なり。
【三九】勝身。Vaidehi の譯、韋提希夫人なり。
【四〇】未生怨王。Ajātaśatru の譯、阿闍世王なり。四分律卷四（列三・二二右）に未生怨と字せる因緣を記せり。

佛、王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に但尼迦苾芻あり、先に是れ陶師の子なりき、阿蘭若草室中に於て住せり。時に但尼迦は王舍城に入りて、[三四]可行處に於て次第乞食せり。時に此城中の牧牛羊人・取新草人・正道活命(人)・邪道活命人は、苾芻去れる後に其室を打破し草木を取りて去れり。但尼迦還りて其室の破悉して草木を將れるを見て、卽ち便ち更に新室を造れり。是の如きこと再三せるに、諸人等に前と同じく打破せられければ、但尼迦便ち卽ち思惟すらく、「嗚呼、甚苦なるかな、嗚呼、極苦なるかな。我れ纔に乞食せるに、便ち諸人に我室を打破せられ、是の如きこと三たびに至らんとは。我は自ら善く祖父已來の工巧の事を辨せり、何ぞ全成の瓦室を造作せざる」。但尼迦卽ち自ら土を掘り、無蟲水を以て和して熟泥と作し、先に室基を造り次いで牆壁を起し、中に棚閣・上蓋・衣笐・竿・象牙杙・[三五]牀枮・方座・牕牖・門樞を安じ、泥既にして乾き已るに諸の采色を將つて之に圖畫し、乾柴・牛糞並に草を用ひて之を燒きて極善成熟し、其色紅赤なること[三六]金錢花の如くなりき。時に但尼迦苾芻は是の如きの念を作さく、「我室善成して形色愛すべし、宜しく自ら爲に歡慶すべし」。時に但尼迦は隨近苾芻に於て爲に室を看らんことを囑し、衣鉢を執持して人間に行化せり。世尊の常法として……乃至、未だ涅槃に入りたまはざる已來は、身を持するに安隱なると、有情を化せんが爲との故に、時々に地獄・傍生・餓鬼・天處・人間・蘭若・屍林・山海及び餘の住處に往觀したまへり。爾の時世尊は住處を按行せんと欲して、具壽阿難陀に告げて曰はく、『汝去いて諸の苾芻に告げよ、「如來は今往いて住處を觀んと欲したまへり、汝等苾芻にして隨行せんことを樂ふ者あらば宜しく衣を持つべし」と』。時に阿難陀は世尊の敎を奉じて卽ちに林樹若しは寺內若しは外房及び經行處に往いて諸苾芻に告げて曰はく、「今者世尊は住處を觀んと欲したまへり。若し仁等にして隨行せんことを樂ふ者あらば宜しく衣を持つべし」。時に諸の苾芻は是語を聞き已り、各各衣を持ちて世尊の所に詣れり。爾の時世尊は諸苾芻と與に次に隨ひて巡行して、但尼迦の住處に往きたまへ

【三四】 可行處。五種不可行處に對する語、五種とは唱令家・婬女家・沽酒家・旃荼羅家・王家なり。此等は比丘乞行の際行くべからざる所とす。

【三五】 牀枮。枮を元本に枯とす。枮は椹・櫍にしてあてぎ卽ち木などを斫る臺なるも、今は坐臥具をいふ。

【三六】 金錢花。藏律によるに bandhujīvakapuṣpa(般豆時婆迦華)に相當す。赤色赤光ある華。

て憂愁して住し、是の如きの語を作さく、「汝、我前を離れよ、汝、我前を離れよ」と。由し人あり極めて相瞋恨して前に當ふことを許さゞるが如くにして、……廣く說けること上の如し。……汝、諸苾芻よ、林藤沒し已るに、時に諸の有情は福力に由りての故に妙香稻ありき。種ゑざるに自ら生じて糠穢なく、長さ四指にして旦暮に收穫するに苗則ち隨つて生じ、暮旦時に至るに米便ち成熟し、復數取ると雖而も異狀なく、此を以て食に充てゝ長壽にして住せり。時に彼有情は段食に由りての故に滓穢身に在り、爲に蠲除せんと欲して便ち二道を生ぜり。斯に由りて遂に男女根生ずるありて更相に染著し、染著を生ぜるが故に遂に相親近して因みて非法を造れり。諸餘の有情は此事を見たる時、競うて糞掃瓦石を以てして之を棄擲して是の如きの語を作さく、「汝は是れ惡むべき有情なり、此非法を作さんとは。咄、汝今何の故にか有情を汚辱せる」。始め一宿より乃し七宿に至りて、共に居を同じくせずして衆外に擯せり。猶し今日初めて嫁娶を爲さんに、皆香華雜物を以てして之を散擲して、「常に安樂なるを得んことを」と願言するが如くなり。汝、諸苾芻よ、昔時の非法は今は將法たり、昔時の非律は今は將律たり、昔に嫌賤せる所は今は美妙たり。彼時の人驅りて擯出せるに由りての故に、惡法を樂行せんとて遂に共に聚集し、房舍を造立して非法を作せり。此を最初に家宅を營立せりと爲し、便ち家室の名生ずるありき。時に有情ありて惡法を行ぜず諸根を降伏せるを勝人と名けしなり』と。佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等異念を生ずること勿れ、往時劫初に創めて非法を造り、有情を穢汚して瘡疱を生ぜ(しめ)たるは今の蘇陣那是なり。我教の中に於て先に瘡疱なかりしに、最初に惡を造り、不淨行を行じ、清淨衆を汚せるなり。是故に諸苾芻よ、應に當に染・瞋・癡の心を降伏すべし、放逸を爲すこと勿れ」と。

〔三三〕不與取學處第二の一

【三三】 波羅市迦法第二不與取學處。

は此が食する時を見て、即ち便ち相に學ひて其地味を食せり。時に諸の有情は既にして地味を喰ひ、身漸く堅重にして光明隱沒しければ、爾の時世界は皆悉く黑闇なりき。汝諸苾芻よ、世界闇時には法爾として卽ち日月・星辰・度數・晝夜・刹那・臘婆・須臾・年月等の別あるなり。彼の諸の有情は此地味を食しつゝ長壽にして住せるも、若し少食せる者には身に光明あり、若し多食せる者には身に光彩なかりき。食の多少に由りて形に勝劣あり、勝劣に由るが故に更互に相輕んぜり、「我が光色は勝れ、汝の容顏は劣れり」と。相に慢れるに由りての故に惡法便ち生じ、惡生ぜるに由りての故に地味便ち沒せり。汝、諸苾芻よ、地味沒せるが故に、時に彼有情は共に一處に集まりて憂愁して住し、皆悉く唱へて言はく、「奇なる哉美味、奇なる哉美味」と。猶し今人嘗て好食を食して後に追念する時に「奇なる哉美味、奇なる哉美味」と是の如きの語を作すが若くに、彼の諸の有情は地味沒せる時、咸く是說を作せり、「奇なる哉美味」と。然して此語の所詮、何の義なるかを知らざりき。汝、諸苾芻よ、地味沒し已るに、時に諸の有情は福力に由りての故に[二九]地餅ありて出で、色香味具はり、色は[三〇]少女花の如く、味は新熟蜜の如くなりき。此地餅を食して長壽にして住せるも、若し少食者には身に光明あり……相輕慢せるに因りて……前に廣く說けるが如し……乃至、地餅沒せるが故に、時に諸の有情は共に一處に集まりて憂愁して住し、是の如きの語を作さく、「苦なる哉、苦なる哉」と。由し人ありて先に苦事に遭ひ、重ねて憶念せん時「苦なる哉、苦なる哉、我れ昔曾て是の如きの惡事に遭へり」と、是の如きの語を作すが如くに、是の諸の有情も地餅沒せる時亦復是の如くせりき。然して此語の所詮、何の義なるかを知らざりき。汝、諸苾芻よ、地餅沒し已るに、時に諸の有情は福力に由りての故に[三一]林藤ありて出で、色香味具はり、色は[三二]雍菜花の如く、味は新熟蜜の如くなりき。此林藤を食して長壽にして住せるも、若し少食者には身に光明あり……相輕慢せるに因りて……廣く前に說けるが如し……乃至、林藤沒せるが故に、時に諸の有情は共に一處に集まり

叫刹那は百二十刹那とせり。律部九、註(一七の二〇)須臾の下參照。

【二七】薩埵。sattva の音寫、有情の義。

【二八】段食(kavaḍiṃkārāhāra)。觸食・思食・識食と並稱して四食の一たり。即ち香味觸を體とし分々段々に受用して身分を資益する故に段食といはる。即ち舊譯の團食又は摶食と同じ。

【二九】地餅(Pṛthivīparpaṭaka)。地膏なり。

【三〇】少女花。藏律によるにkarṇikārapuṣpaに相當す。羯尼迦華と音寫し、黃色にして光輝あり。

【三一】林藤(vanalatā)。纖弱なる青苗なり。

【三二】雍菜花。藏律によるにkadambakapuṣpaに相當す。伽丹波伽花と音譯し、オレンヂ色せる香はしき花。

時に諸苾芻咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「阿蘭若苾芻は四禪を得るに坐りて欲染を離れたるに、何の故にか生支尙ほ起れる」。世尊告げて曰はく、「五因緣ありて未離欲人は生支起るを得ん、謂はく、大小便逼れると・風勢の所持と・嗢指徵伽蟲の齧れると・欲染現前するとなり、是を名づけて五と爲す。四因緣ありて離欲人の生支起るなり、謂はく、大小便逼れると・風勢の所持と・蟲の爲に齧らるゝとなり、是を名づけて四と爲す。時に彼苾芻は嗢指徵伽蟲に齧られて生支起れるなれば欲染には非ざるなり」。

時に諸苾芻に又復疑ありて世尊に請問すらく『「唯願はくは大慈、爲に疑惑を斷じたまはんことを。「何の意にてか蘇陣那羯蘭鐸迦子苾芻は、過失なく瘡疱なき時に於て最初に疱を生じ不淨行を作せる」と』。[二一]世尊告げて曰はく、『汝、諸苾芻よ、但に今日最初に疱を生ぜるのみには非じ。乃往過去にも瘡疱なかりし時に亦最初に疱を生ぜり。汝等應に聽くべし。然り、此世界將に壞せんとせるの時、多く諸の有情は[二二]光音天に生じ、妙色意成し支體圓滿諸根無缺にして、身は光明ありて空に騰ること自在に、喜・樂を食と爲し長壽にして住せり。爾の時大地は一海水たりき。汝諸苾芻よ、此の大海水は風に由りて鼓激して和合一類せること猶し熟乳の如くにして、既にして其の冷め已るに凝結の生ぜるありて上に[二三]地味あり、色香美味悉く皆具足し、色は生酥の若くにして味は甜むるに蜜の如かりき。汝諸苾芻よ、此界成ずるの時、一類の有情にして福命俱に盡きんに、光音天より沒して此の[二四]人同分中に來り、妙色意成し諸根具足して、身には光耀ありて空に乘じて往來し、喜・樂を以て食と爲し長壽にして住せり。爾の時此世界の中に日月・星辰・[二五]度數・晝夜・[二六]刹那・臘婆・須臾・半月・一月・半年・一年・男・女の別あることなく、但相喚びて、[二七]「薩埵、薩埵」と言へり。是時衆の內に一有情あり、稟性耽嗜なりければ忽ち指端を以て彼地味を嘗め、嘗むるの時に隨うて情に愛著を生じ、愛著に隨ふが故に[二八]段食是れ資たりき。爾の時方に初めて段食を受けたりと名く。諸餘の有情

【二一】蘇陣那犯婬生譚。

【二二】光音天(Ābhāsvara)。色界第二禪の終天にして、口より淨光を發して言語の用をなす故に光音天といふ。大火災にて色界の初禪天まで破壞する時、下界の衆生悉く此天處に生じて成劫の初を待つとせらる。

【二三】地味(Pṛthivīrasa)。

【二四】人同分、諸法をして同ならしむる因を同分といひ、此に有情同分と法同分とあり。有情同分とは三界九地五趣四生等の有情に於て、人は人、畜生は畜生として其相同じきを云ひ、法同分とは五蘊・十二處・十八界等の法の相同じきをいふ。今、人同分中に來るとは、人界相應の體相中に來現する意なり。

【二五】度數。明かならず。藏律には「世間に於ては太陽と月とは起らず、星辰等も亦起らず、夜と晝と亦起らず、刹那・臘婆・須臾も亦起らず、一月半月季節年歲等も亦起らず女も亦なく男も亦なし」とありて、度數に相當する語なし、或は季節の四時をいへるか。

【二六】刹那(kṣaṇa)・臘婆(lava)・須臾(muhūrta)。俱舍論によるに一晝夜は三十須臾、一須臾は三十臘縛、一臘縛は六十呾刹那、一呾刹那は百二

施なり」。便ち捨て丶去り、即ちに往いて彼長者の宅に詣るに、彼人見已りて問うて言はく、「聖者、身に瘡疱多きや」。答へて言はく、「是の如し」。「可しく辛油を用ひて身に塗り日中に於て坐すべし」。苾芻報じて曰はく、「此爲の故に來れり、聞くならく仁に油ありと。幸はくば能く遺られむことを、當に福果を招くべけん」。長者曰はく、「共に要契を立てよ、若し共今日我が供養を受けんには我當に施與すべけん」。答へて言はく、「住まり食せん」。即ち好食を以てして之に供奉し、食し了るに便ち小鉢を以て辛油を盛滿し、持して苾芻に與へぬ。苾芻報じて言はく、「願はくは無病なるを得んことを」。之を捨て丶去り阿蘭若に至りて麁弊衣を著し、油にて遍く身に塗りて日中に於て坐せり。身に樂觸ありければ倚臥して睡りしに、其根內に於て[二〇]嗢指徵伽蟲ありて彼が生支を齧り、斯に因りて遂起して衣裳撩亂せり。時に肥壯せる婦女あり、牛糞を覓めんが爲に來りて其傍に至りしに、彼が形露せるを見て便ち欲心を起し、即ちに其上に於て非法事を行ぜるに、苾芻睡より覺めたるも身體羸劣にして遮止すること能はざりき。女、欲情を暢べて報じて言はく、「聖者、我住は某處なり、仁所須あらんには當に行りて彼に詣るべし」。苾芻報じて曰はく、「汝愚癡人、阿蘭若を汚し、我現に無心に此惡法を受けたるに、況んや能く重ねて更に爾が宅に過らんや」。女人は默して捨て去りしに、苾芻情に惡作を生ずらく、「豈に我れ他勝罪を犯ぜるには非ざらんや」。具に其事を以て諸苾芻に白し、諸苾芻は佛に白せるに、佛、苾芻に告げたまはく、「汝は受樂心ありしや不や」。佛に白して言さく、「我已に離欲したれば受樂心なかりき」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『此人は無犯なり、欲心なかりしが故に。然り、我れ諸苾芻にして阿蘭若處に住する者の爲に其行法を制せん、汝等應に聽くべし、「若し阿蘭若處に在らんには、舍の四邊に於て應に柵籬蒺刺を以て遍く障ふべし。若し睡らんと欲せん時は應に苾芻をして守護せしめ、或は裙裾を以て急りて相絞繫すべきなり。若し依はざらんには惡作罪を得ん」と』。

【二〇】嗢指徵伽蟲。四分律調部には慰周陵伽虫とあり。藏律にはun-tsu-ti-ga とせり。此虫が觸るれば女欲の想より解脫せる比丘なりとも、性の興奮を生ずる所なりとせらる。

げたまはく、「汝に受樂心ありしや不や」。白して言さく、「我れ時に睡重くして受樂心なかりき」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『此人は無犯なり、樂心なかりしに由りてなり。然り、我れ諸苾芻にして村坊に近く住する者の爲に其行法を制せん、汝等諦聽せよ「若し諸苾芻にして寺、村坊に近きにて晝日睡らんには、應に門を扂閉し、或は苾芻をして守護せしめ、或は下裙を以て急りて相絞繫すべし。若し依はざらんには、脇、床に著くる時に[一六]惡作罪を得ん」と』。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に此城中に一苾芻あり、阿蘭若中に在りて[一七]四靜慮を得たり。時に彼數來りて世尊の足及び諸の耆老尊宿の苾芻を禮せり。時に蘭若苾芻は身に瘡疱を患ひしに、少年苾芻の先に與に相識れるありて白して、言さく、「上座は身に瘡疥を患へるに、何ぞ醫に問うて爲に治療せざる」。上座報じて曰はく、[一八]「未來に法あり必らず定んで將に至らんとす、世間の人の共に受樂せず共に嫌賤する所にして人皆免れず、所謂是れ死なり。此の瘡疥及び我が己身は相隨へて去らん、何ぞ療治を須ゐん」。少年曰はく、『世尊の說きたまへるが如し、「持戒の人若し久しく存せんには多福業ありて增長するを得ん、福業增すが故に久しく天樂を受けん」と。應に醫人に問ふべし』。時に彼上座は便ち醫處に就りしに、醫人問うて曰はく、「聖者、身に瘡疥ありや」。答へて曰はく、「爾り」。告げて曰はく、「何ぞ療治せざる」。答へて曰はく、「此が爲の故に來れり、可しく方藥を示すべし」。告げて曰はく、「聖者、好食を食し已りて[一九]芥子油を取り、遍く其身に塗りて日中に於て坐せんに必らず當に損あるを得べし」。苾芻曰はく、「我に辛油を施せ」。醫曰はく、「聖者、我は其方を說くも藥を以て施さず、若し來問せん者に咸く皆藥を與へなば、我が衣食は必らず貧窮せられん。然り、某甲長者にして此瘡床を患へるありて我れ爲に油を煎せり、彼より乞求せんに必らず應に得べけん」。苾芻曰はく、「彼は與ふるを肯んぜざらん」。報じて言はく、「聖者、彼人信敬なれば必らず當に相授くべし」。苾芻曰はく、「賢首、願はくは爾無病ならんことを、即ち是れ汝への

【一六】惡作罪。舊律に突吉羅とし、今突瑟几理多(duṣkṛta)と音寫せるもの、罪聚中の輕罪なり。

【一七】四靜慮。四禪定なり、律部八、註(四の二一一)參照。

【一八】藏律には「彼曰はく、善賢等よ多生は樂がはず、多生は喜ばず、多生は愛せず、多生は喜悅せず一切世間の通常即ち死するといはるゝ法、それが來り、そこで此病氣と私自身とを(相携へて)此世界より彼世界へ導かん何ぞ爲す所あらんや」とあり。こゝに多生等とは、多くの人々は死を喜ばず愛せずとの意なり。

【一九】芥子油(kaṭukataila)。後に辛油とあり、からみのある一種の野菜より取れる油なり。

れたり」。報じて言はく、「若し能く爾らんには我と同居せよ、爾が衣食を給せん、所有家務は咸く我に代りて知へよ」。卽ち隨うて舍に至り、所有家業は並に皆分付して告げに曰はく、「此は是れ汝が宅なり、汝が與ふる所の者は我當に受用すべし」。婦、家事を知へて衣食豐盈せりければ、未だ久しからざる間に身極めて肥盛せり。彼が門前に於て諸の倡女あり、相隨へて[一三]逝多林中に往かんと欲せり。諸女に問うて曰はく、「汝何に去かんと欲するや」。報へて云はく、「逝多林に往いて功德を觀看せんとす」。告げて云はく、「且らく住まりて我が莊飾するを待て、汝と俱に行かん」。整服未だ周からざるに諸女便ち過ぎ、門を出づるに見えざりければ急步して相尋ぎしに、諸女前に行いて皆已に寺に入れり。然るに此寺中に一苾芻の戶を開いて睡れるあり、衣裳撩亂し生支遂起せり。時に諸婬女は房を巡りて觀看し、既にして是事を見て衆皆大笑して出でぬ。時に老婬女は諸女人の行笑して出づるを見て告げて曰はく、『汝何の所笑ぞや、豈に聞かざらんや、「若し寺中にて笑はんには齲齒の報を得ん」と』。時に彼諸女は默然して捨て去れり。老女念じて曰はく、「豈に諸女は此寺中に於て巡行觀看して、或は鷄鬪を見、或は獮猴を覩て、是に由りて諠笑せるには非ざらんや」。時に彼老女寺に入り巡看せしに、一房內に於て苾芻あり戶を開いて睡り身體露現せるを見て、婬情既にして起り遂に便ち上に於てして非法を作せり。苾芻は睡著して自ら覺知せざりければ、時に彼女人は便ち是念を作さく、「我等婬女は六十四能を解せるに、此出家人は六十五を解して、言語を作さずして欲樂を受くるを得るなり」。時に彼老女は既に婬情を暢べたれば、遂に便ち手を以て彼苾芻を覺まして報じて言はく、「聖者、我が[一四]家第は某坊中に在り、若し所順あらんには、宜しく當に就らるべし」。苾芻報じて曰はく、「汝愚癡人、僧住處を汚し、今、我れ無心に斯の惡事を受けたり、誰か能く更に復汝が家中に向はんや」。女聞いて默して去りぬ。時に彼苾芻は情に惡作を生ずらく、「豈に我れ[一五]他勝罪を犯ぜるには非ざらんや」。(便ち)諸苾芻に白し、苾芻は佛に白せるに、佛、苾芻に告

【一三】逝多林。逝多太子の園林、卽ち祇園精舍なり。

【一四】家第。家邸なり。

【一五】他勝罪。波羅市迦(Pārājika)の譯、他卽ち煩惱に勝たれて、追放し擯斥せらるゝ罪。

其語を聞き已るに、喜ばずして之を捨てゝ去り、行いて佛所に詣り雙足を禮し已りて一面に在りて坐し、具に以て佛に白せり。佛言はく、「此の愚癡人、波羅市迦を犯ぜり。若し苾芻にして行欲心を作して爲に樂意を受けんとて、己が生支を以て小便道に置き、内に揩して外に泄らし、外に揩して内に泄らさんに波羅市迦を得ん」。

爾の時佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に此城中に一長者あり、婚娶の初始に婦卽ちに命終せり。第二第三……乃至、第七も悉く皆命過しければ、時人並に皆喚ぶに「妨婦」[三]と爲し、因みて以て名と爲せり。玆より已後更に妻を娶らんと欲せるも、人皆與へずして是の如きの說を作さく、「我今豈に女をして死なしむべけんや、我與ふること能はじ」。復寡女を求めて娶りて妻と爲さんと欲せるも、彼便ち告げて曰はく、「我れ命を惜まずして汝が舍に入らんや」。時に彼長者は妻を求むるも得ざりければ自ら家事を知へぬ。後に異時に於て一知友あり、來りて其宅を過り問うて曰はく、「仁何の爲す所ぞや」。報へて曰はく、「我れ家事を營めり」。告げて曰はく、「何の意にて汝今自ら家務を知ふるや」。報へて言はく、「已に七婦を娶りしに皆並に喪亡したればなり」。友曰はく、「何ぞ餘を求めざる」。答へて言はく、『比日求めたりと雖、人與へずして皆云はく、「我豈に女を惜まざらんや」と』。「若し是の如からんには何ぞ更に諸餘の寡女を求めざる」。長者具に答ふること前の如くなりき。友曰はく、「斯を去ること遠からざるに老婬女あり、君何ぞ求めざる」。報へて云はく、「今我が家室をして豈に婬坊と作さんや」。友曰はく、「彼女久しきより來 已に惡法を捨せり、試に往いて之を求めよ」。便ち彼宅に到り問うて言はく、「比 安きを得たりや不や」。彼報へて曰はく、「善來、何の所覓をか欲せる」。答へて曰はく、「故に來りて相求めんとす、汝何の所屬なりや」。答へて言はく、「我に衣食を與へんに我便ち彼に屬せん」。報へて言はく、「昔に汝は過を爲せり、能く悛改せりや不や」。答へて曰はく、「我豈に諸餘の丈夫に見えざらんや、而も我が本心は久しく惡法を離

【三】妨婦。藏律には「業によりて妻を殺すものなりと惡言せり」とあり。

言はく、「聖者、女人の體には過失多し、我が一罪幸はくば相容さる可し、我身及び財は皆尊者に屬すれば、幸に當に我と共に昔に同じて交歡せらるべし」。孫陀羅難陀曰はく、「汝、無智の物よ、先に錢財ありしには已に汝に費され、今時更に我が戒を破らんと欲するや」。女曰はく、「若し內に在りて揩し外に於て泄らさんに、或は外に在りて揩して內に於て泄らさんには未だ破戒を成ぜざらん」。孫陀羅難陀聞き已りて念を生ずらく、[一〇]「豈に苾芻にして乞食を行ぜん時、是の如きの事を行ぜるには非ざらんや。若し爾らざらんには、此れ何がして知ることを得ん」。時に孫陀羅難陀は人と爲り好色なりければ、便ち衣鉢を置き語に隨うて非を行じ、既にして欲情を暢べて一面にして住せり。時に彼婬女は卽ち種々上妙の飲食を盛り滿鉢して授與して報じて言はく、「聖者、若し所須あらんには當に數此に來らるべし」。便ち鉢食を持して、還りて寺中に向へり。爾の時世尊は大衆中に於て爲に法要を說きたまへり、所謂、離貪・(離)瞋・(離)癡と心慧解脫となり。孫陀羅難陀は說法を聞ける時、心に愁悶を懷きて極めて追悔を生じ、[一一]惡作の心を起して默爾として言なく、赧容伏面し憂思して住し、形容萎悴して威光あることなく、生葦を刈りて之を日に曝せるが如くなりき。諸苾芻問うて曰はく、「具壽孫陀羅難陀、汝は身病なりとやせん、心痛なりとやせん」。彼既にして羞慚して默然として報ふることなかりき。時に醫人あり來りて其所を過ぎければ、諸苾芻告げて曰はく、「賢首、暫く爲に此の少苾芻は何の疾患あるかを觀察せよ」。醫爲に診已りて諸人に報じて曰はく、「此具壽は身に所苦なきも心に焦熱あり」。苾芻問うて曰はく、「如何の心熱なる」。報へて言はく、「聖者、我は之れ醫人なり、但身病を療して心を治せず、仁等苾芻は心病を解除せん」と、便ち捨てゝ去りぬ。時に諸苾芻問うて言はく、「具壽、汝には父母宗親なし、但唯我等同梵行者は是れ汝が親識なり、汝可しく實に陳ぶべし、我れ爲に瞻養せん」。卽ち鄙事を以て之に告げしに、諸苾芻曰はく、「誰か謂はん、春花遂に霜雹に遭へるを。汝始めて圓具せるに瘡疱便ち生ぜんとは」。時に諸苾芻は

【一〇】本文に「豈非下苾芻行二乞食一時作中如レ是事上若不レ爾者此何得レ知」とあり。藏律にも「老比丘も乞食に入り、彼等も又確かに斯の如き事を爲すなり、夫故にかく云はるゝあり」と心に認知して…」とあり。

【一一】惡作。所作の事を惡むなり。

蟲を觀じ、曼荼羅[六]を作り、其落葉を取りて地に布いて食せり。時に孫陀羅難陀は前に在りて立ちしに、苾芻問うて曰はく、「汝豈に能く我が殘食を食せんや」。彼便ち自ら念ずらく、「我若し食せざらんに飢困して當に死すべけん」。報じて言はく、「食せんことを願ふ」。卽ち鉢餘を以て食せしめ、食し訖るに問うて曰はく、「賢首[七]、汝何よりして來れる」。報じて言はく、「聖者、我は是れ嗢逝尼城の商主難陀の子にして孫陀羅難陀と名く、我れ本舍より多く財物を持し遠く徒侶と共に此に來りて經求せるも、比欲情の爲に婬女舍に在りて所有財貨は皆並に喪亡し、唯獨一身に茲の艱苦を受けたり」。苾芻報じて曰はく、「若し是の如くならんには何ぞ出家せざる」。時に孫陀羅難陀は念じて曰はく、「我若し歸鄕せんに人の所笑を被らん、加かじ今者隨處に身を安んぜんには」。卽ち苾芻に報ずらく、「我れ出家せんことを求む」。時に彼苾芻は法の如く律の如くに便ち出家を與へ、並せて圓具を受け、二三日に於て行法を教へ已りて報じて言はく、「賢首[八]、汝可しく聞かざるべけんや、鹿、鹿を養はざるを。室羅伐城は極めて甚だ寬廣なれば、應行處に隨うて乞食して自ら資くべし」。既にして教を受け已り、日の初分に於て衣鉢を執持し城に入りて乞食せり。時に彼婬女は心に追悔を生ずらく、「我が所爲は非なりき、[九]彼れ孫陀羅難陀は顏貌端嚴にして盛年少壯なり、多く得べからざるに我れ錢財の爲に便ち見に驅遣せんとは」。使女に報じて曰はく、「汝若し重ねて孫陀羅難陀に見えなば、宜しく入來せんことを請ずべし」。時に孫陀羅難陀は先に乞食處を諳知せざりければ、巡行して彼婬女の家に至れり。使女遙に見て卽ち疾走して歸り、大家に報じて曰はく、「孫陀羅難陀は今門外に在り」。報じて言はく、「喚び入れよ」。使女曰はく、「今已に出家せり」。報じて云はく、「縱使出家せんとも亦宜しく喚び入るべし」。便ち引いて進ましめしに、賢首見已りて胷を推ちて告げて曰はく、「聖者、何の故にか我を棄てゝ出家せる」。孫陀羅難陀報じて曰はく、「汝、情懷を薄んじて財物を貪覓せり、如何ぞ我に對ひつゝ非禮を爲せる。既に欺輕を被れり、寧んぞ俗を捨てざらん」。報じて

【六】曼荼羅。此處の藏文に曼荼羅の語なきも、本律第六卷初に「壇を作り銅器を拭して……」とあり、相當する藏文には maṇḍala とあれば、壇を作ることなり。

【七】賢首。bhadramukha の譯、挨拶の辭なり。宋・元・明・宮本には賢者とせるも、今改めず。以下皆爾り。

【八】本文に報言賢首汝可ニ不レ聞レ鹿不レ養レ鹿……とあり。訓點は新藏なり。藏律には「鹿によりて鹿を養はざれ……」とあれば、苾芻は名乞行によりて自給して決して他苾芻に依らざれとの意を示せるものなり。

【九】藏律には「非常に美しく盛壯なる彼商主孫陀羅難陀が愛想をつかせるは、私がカルシヤパナ(錢財)を欲せるによりて不善がなされ、(その爲に)遠く去りしなり」とせり。

には、如し其物盡きなば便ち棄心を生ぜん[二]」。女曰はく、「汝豈に聞かざらんや、

若し其れ天降雨せんに　山河並に澍ぎ流れん
男子寶財を與へんに　倡女は情に隨うて轉ぜん。

孫陀羅難陀曰はく、「倡女たるや、人と爲り、信を付ふべからじ」。女之に報へて曰はく、

「倡女は日暮に至りて　他を觀ずること己身の若くし
夜闌にして心漸く薄らぎ　天明に棄つること草の如し」。

孫陀羅難陀曰はく、「賢首、有財男子には汝卽ちに相親しみ、無物の人には頓に能く見に棄てんとは」。女曰はく、

「若し人寶財あらんに　倡女は皆同じく愛せん
牛の軟草を噉ふが如し　財なからんに誰か重觀せん」。

時に孫陀羅難陀は其情異れるを知りて卽ち便ち出でんと欲せるに、倡女思念すらく、「此の孫陀羅難陀は顏貌超絶せり、更に覓めんに求め難し、乃至、諸餘の男子未だ物を持し來らざれば、宜しく且らく留めて卽ち去らしむること勿らしむべし」。便ち急ぎ衣を牽きて其をして出さしめざりければ、報じて言はく、「仁の家内にては戲言せざる可けん」。我れ戲言を出さんや、何に因りてか怪しまる。」彼れ性として耽婬なりければ、言に隨うて卽ち住まれり。時に男子あり五百金錢を持して來りて其舍に入りしに、女は彼意を知りて卽ちに孫陀羅難陀の前に對ひて共に非法を爲せり。孫陀羅難陀は見已りて念を生ずらく、「苦なる哉、倡女よ、何ぞ太だ無情なる、我目前に對ひて便ち鄙媟を行ぜんとは」。尋いで卽ちに棄て去りしに、道路を諳んぜざれば街衢に[三]躑躅して其所趣を失へり。時に苾芻あり城より乞食して出でければ、彼既にして見已りに後に隨うて行きぬ。時に彼苾芻既にして寺に至り已るに、其食鉢を安じ[四]水羅を並置して[五]僧伽胝を抖擻し、足を濯ぎ手を洗ひ、水を濾して

【二】藏律には「汝はインドラが雨を降らす間、山河は流るゝが如く、財寶を與ふる間、倡婦は男子の意のまゝにならん」とせり。

【三】躑躅。行きて進まず、たちもどほる貌。

【四】水羅。濾水器(Parisrāvana)なり。

【五】僧伽胝。僧伽梨卽ち重複衣なり。

受けよ、年衰へ髮白うして可しく貲財を覓むべし」。既にして留連せられて使者に報じて曰はく、「汝可しく前に去るべし、我即ちに隨ひ行かん」。使者は緣を以て具に商客に報じ、衆人集會して歸還を佇望せるに、久しく待てども來らざりければ俱に行いて彼に就り、既にして門に至り已りて門人に報じて曰はく、『汝可しく室に入りて商主に報じて知ら(しむ)べし、「同侶衆人並に門首に居せり、宜しく可しく暫出すべし、評論する所あれば」と』。使人報じ已りて商主出でんと欲せるに、時に彼賢首は復衣裾を執りて告げて言はく、「且らく住まれ、彼の諸商客は情に我を求めんと欲して共に來りて相喚べるなれば淹停するを許さざれ」。凡そ貪欲の者は日に繫縛を增すなり。時に孫陀羅難陀は便ち使に報じて曰はく、「仁等且らく去れ、我情に足するを待ちて方に可しく歸還すべし」。使者は言を以て出でて報ぜしに、商客聞き已りて共に相告げて曰はく、「此情況を觀ずるに奈何ともすべきなし」とて、即ち共に交易して所來の貨を賣り、更に餘物を收め徒侶に整命して路を循りて歸りければ、送物の人斯に於て斷絕せり。後の時賢首遇使人を見て告げて言はく、「何の意にてか更に物を送らざる」。使者報じて曰はく、「商旅已に歸りぬ、何の處にか物を求めん」。女復問うて曰はく、「豈に孫陀羅難陀の物亦並に持し歸るべけんや」。報じて言はく、「亦去れり」。時に彼賢首は此語を聞き已るに便ち孫陀羅難陀と共に二三宿を經て告げて言はく、「我に田業及以工商なく、但諸人に藉りて活命を爲せり、應に須らく日を計りて我に貲財を與ふべし。若し爾らざらんには汝宜しく速に去るべし、他に後人を容れん」。孫陀羅難陀曰はく、「汝曾て相顧戀するの心あることなかりしや」。報じて言はく、「爾り、聞かざる可けんや、世人に語あるを、

倡女は本財を求む　財なきには便ち棄捨せん
猶し果なき樹の如くなり　鳥棄てゝ停留せざらん」。

時に孫陀羅難陀は此語を聞き已りて復之に報へて曰はく、「若し汝に財を與へて即ち男意に隨はん

【一】藏律には「倡婦に愛なし、彼等自身と永く住し得ず、果實なき樹木の如く、それらが枯るれば全く棄てらるべし」とせり。

卷の第二

不淨行學處第一の二

爾の時孫陀羅難陀は卽ち便ち下乘して其舍に入らんと欲せり。是時賢首は疾く高樓を下りて門を出でて迎接し、俯身し相就りて舍中に引入し、妙牀に安置して止息せしめ已るに其名字を問へり。答へて曰はく、「我字は孫陀羅難陀なり」。賢首答へて曰はく、「善い哉、立名と身と相稱せり。若し仁が父母にして此名を立てざりしならんには、我今爾が爲に名けて孫陀羅難陀と作せるならん」。時に孫陀羅難陀曰はく、「汝が字は何等なりや」。答へて曰はく、「我字は賢首なり」。報じて曰はく、「善い哉、名實相稱せり。向に汝が父母をして此名を立せざらしめたらんには、我今爾が爲に賢首の名を立せしならん」。時に孫陀羅難陀は賢首に問ふて曰はく、「同居一宿せんに當に幾何をか酬ゆべき」。女曰はく、「何の意にてか彼の凡人に同じて言を出すに庸淺なる」。侍女告げて曰はく、「一夜止宿せんに五百金錢を須むるなり」。孫陀羅難陀、從者に報じて曰はく、「汝可しく每日に常に五百金錢を送るべし」とて、因みて卽ち彼と共に歡娛して住せり。凡そ貪欲の人は厭足あること難く、多日を淹りと雖棄捨の心なければ、常に家人をして日に錢直を送らしめぬ。諸人議して曰はく、「我等が商主は去りて已に多時なり、今何所に在りてか更に相見えざる。既に父囑を承けぬ、應に可しく尋求すべし」。便ち家人に問ふらく、「商主は何に在りや」。家人報じて曰はく、「仁等は今日商主を憶せるか、初至に卽ち便ち婬女舍に往けるに」。商人曰はく、「我等何ぞ容捨して問はざりし、還歸の日必らず父瞋を被らん」とて、使をして往いて喚ばしめしに、商主聞き已りて尋いで門を出でんと欲せり。是時賢首は彼が衣裾を執へて告げて言はく、「君今知れりや不や、世に二人ありて可しく欲樂を行ずべし、一は顏容美麗に、二は盛壯の少年なり。汝旣に兩ながら兼ねたり、且く欲樂を

に告げて曰はく、「汝は是れ我子なり、所餘の商人は汝と別なけん、彼に善言あらんに宜しく當に用ふべし」。子便ち敬んで諾せり。卜して良辰を擇び、卽ち車馬を以て諸物を載負し、五百人と共に伴侶と爲り、倶に遠路を尋ねて室羅伐城に到り、一店中に於て貨物を安置せり。時に室羅伐城に一婬女あり名けて賢首[七六]と曰ひ、衒色を以て業と爲し、顏貌奇挺にして人の樂見する所、若し五百金錢を得んには方に與に同宿せり。時に彼婬女は「商人あり遠く嗢逝尼城より(來り)、彼に商主あり名けて難陀と曰ひ、其子なる孫陀羅難陀は儀容端正にして人の樂觀する所、五百商人と與に遠く來りて此に至り、我店上に於て其貨物を安き、停止して住せり」と聞き、卽ち便ち念を生ずらく、「我若し彼財を總奪する能はざらんには、復自ら名けて賢首とは爲さじ」。便ち使女に命じて曰はく、『某肆上に一商主あり孫陀羅難陀と名けて多財巨富なり、汝、華鬘を持し、香を塗り上服を(著し)彼に至りて告げて言へ、「商主、此は是れ大家賢首の我を遣して持し來り、聊か微信を伸べしむるなり」。復之に告げて曰へ、「何の意にてか商主たりながら店肆に寄居せる、宜しく可しく蹔らく來るべし」と』。女使卽ち便ち諸の花鬘を持し、商主所に詣りて委悉して告知せり。時に、孫陀羅難陀聞き已りて使女に告げて曰はく、「汝且らく前に行れ、我れ香鬘を著し後に隨うて去かん」。時に彼使女は卽ち前に歸家して大家に報じて曰はく、「我をして先に來らしめぬ、彼當に尋いで至るべし」。時に彼賢首は使語を聞き已りて情に喜悅を生じ、卽ち庭宇を掃灑して名花を布列し、妙香を以て薰じて牀座を盛設し、帷幔を張施して以て商人を待てり。是時孫陀羅難陀は卽ち便ち洗沐して新淨衣を著し、具に花纓を以てして自ら嚴飾し、車馬僕從して賢首の舍に詣りぬ。是時賢首遙に彼の來るを見るに、容貌威儀の常類に乖れるあり、使女に問うて曰はく、「此は是れ商主孫陀羅難陀なりや」。使女答へて言はく、「爾り」。賢首喜悅して卽ち頌を說いて曰はく、

「富と將貧とを簡ばず　良と賤とを論るなし
但、美容貌たらしめんに　便ち女人の心を亂さん」。

[七六] 賢首。藏律に Bzaṅ-mo とあり、賢(Bhadrā)の義のみ。

息むべし」。即ち鎖鑰を持し遍く七庫を開き、示すに金銀の成と未成とにて悉く皆充滿せるを以てして、孫陀羅難陀に告げて曰はく、「既にして是の如きの財寶の豐盈せるあり、汝宜しく端拱して諸の欲樂を受け、情に隨うて持施して福田を修造すべし、他方に遊ばんと欲せんとも此事應に息むべし」。答へて曰はく、「父は此物を以て我に告示せるも、我に若し子あらんに何を將つてか、以つて示さん」。父即ち念を生ずらく、「善い哉此說や、我れ亡からん後は須らく家業を憂るべし、我れ今現在すれば漸〻に其事を敎へん、且く貨を持して試みに他方に往かしめん、一には則ち經求を作すことを學び、二には則ち我が親識に見え、遍く方邑を覩じて情に迷ふ所なけん」。是思を作し已りて其妻に命じて曰はく、「我が身沒せる後は此の孫陀羅難陀は當に家業を憂るべし、……」とて、具に前事を以てして之に告知せるに、妻曰はく、「此れ善事を成ぜん、可しく意に隨うて行るべし」。父、子に報じて曰はく、「汝が發心せる所誠に亦佳なり、我が身亡からん後は汝家務を知ふべし、……」とて、前に陳ぶる所を以てして、咸く皆勸誘し、財貨を持して他方に馳逐せしめぬ。時に商主難陀は即ち便ち人を遣して鈴を搖り貝を吹き、普く城邑の所有居人及び四方商客に告げしむらく、「今者商主孫陀羅難陀は貨物を持して利を他方に求めんと欲す、仁等若し能く相隨ひ去かんには關河津濟に稅直を輸さず、所有行資は並に當に豫辦すべけん」。時に五百商人あり此告令を聞き。各財貨を備へて行期を佇待せり。時に父なる難陀廣く[七五]賓會を設けて普く行人を召び、既にして並に食し已りて之に告げて曰はく、「諸君當に知るべし、此の孫陀羅難陀は是れ我子なり、我れ仁等を覩ずるに心に別異なけん、君等商人他方に詣り財利を求めんと欲せんには其れ三患あり、所謂、博奕及以酒色なり。若し孫陀羅難陀にして三惑に染めるを見んには、應に當に遮止すべく、利益處あらんには勸進し修行すべし。若し諸君等にして惡を遮し善を勸めんに、能く敎に隨はんには斯を善哉と曰ふ。若し語を用ひざらんには仁等宜しく應に所將の物を易へ、貨を持して言に歸るべし」。並に孫陀羅難陀

【七五】 賓會。宋・元・明・宮本には商客とせるも、今改めず。

神祇に於て、處々に求乞せるも所願に隨せざりき。然り、世に云へるあり、「乞求に由りての故に便ち子を獲んとは此れ誠に虛妄なり、斯ち若し是れ實ならんには人皆千子ありて轉輪王の如くならん」と。然り、三事に由りて方に子息あり、一には父母交會すると、二には其母の身淨にして應に娠あるに合ふべきと、三には(七一)食香現前するとなり。時に彼商主は業緣にて合會せしに、時に一天あり勝妙の天より來りて婦胎に託せり。若し聰慧の女人には五別智あり……廣く上に說けるが如し……乃至、娠右脇に在りければ喜びて其夫に白せるに、遂に高樓に置きて時に隨うて給侍せること天婇女の如くし、月滿ちて子を生めるに衆相具足せり。其父、兒を以て諸親に告げて曰はく、「此兒今者何の名をか作さんと欲すべき」。然るに中國の法として、所誕の子息にして若し儀容端正にして人の樂觀する所ならんには、(七二)孫陀羅難陀と名くるなり。時に彼の諸親共に相議して曰はく、「今此の孩子は儀容端正にして衆人樂觀せり、是れ商主難陀の子なれば、應に此兒の與に孫陀羅難陀と名くべし」。八養母を授けしに、速に便ち長大して蓮の、池に處するが如く、學は(七三)四明を綜べ、藝は(七四)八術を窮めぬ。其父爾の時春夏冬に於て爲に三殿並に三苑園を造り、三種婇女は……謂はく上と中と下とにして……妙樓觀に昇りて諸の伎樂を奏せり。是時、難陀商主は常に計算を爲め、取與出納に時として蹔くも休むことなかりき。時に孫陀羅難陀は其父に白して曰さく、「何が計算に苦めて蹔くも閑時なき」。難陀報へて曰はく、「汝豈ぞ高樓に鎭處して終日歡戲しつゝ而も能く家業を辨へんや。而ち我れ必ら須らく其家業を知るべきのみ」。孫陀羅難陀は父の語を聞き已りて、卽ち便ち自ら念ずらく、「父にして此言を出せるは我を警覺せんと欲してなり」。跪きて請うて曰はく、「若し是の如くならんには、我れ遊方して產業を經求せんと欲す、願はくは見許を垂れられんことを」。父曰はく、「汝今宜しく住まるべし、我に珍財あり、何が勞して遠きに覓めんや」。孫陀羅難陀報へて曰はく、「父は有財なりと雖、我は必らず須らく去るべし」。父卽ち念を生ずらく、「我れ今應に可しく彼が求心を

【七一】食香現前。此に死して彼に生ぜんとする中間の身、卽ち中有をいふ。中有は香を以て食とする故に今食香といひ、此中有の生現前して託胎するなり。

【七二】孫陀羅難陀(Sundarananda)。

【七三】四明。四明論卽ち頡力明論、耶樹明論、沙摩明論、阿闥明論の四吠陀なり。

【七四】八術。寶・衣・宅・木・象・馬・男女を相するなり。

すべき」。衆人議して曰はく、「此兒の腰輭なれば應に與に字を立てゝ名けて弱腰と爲すべし」で 即ち此の童兒年漸く長大せしに、便ち善說法律に於てして出家を求め、旣にして出家し已るに所住の聚落に於てして乞食を行じ、[六八]威儀を攝護して諸根亂すなく、善く心意を防ぎて所居に還り詣り、飯食し訖りて衣鉢を收め洗足し已りて房中に入りしに、欲染心發りければ便ち生支を以て自の口中に內れて欲樂を受けぬ。後に異時に於て諸苾芻あり因みて房舍を看んとし、旣にして房に入り已るに彼れ弱腰の是の如きの事を作して情に惱歎を懷けるを見て之に問うて曰はく、「具壽、汝何事をか作せる」。報じて言はく、「我れ欲樂を受けしなり」。苾芻報へて曰はく、「豈に世尊は行婬法を制したまへるには非ざりしや」。報じて曰はく、「具壽、佛は他に於てするを遮したまへるも自に於てするを制したまはざりき」。時に諸苾芻は是語を聞き已るに、嫌はず喜ばずして之を捨てゝ去り、佛所に往詣し常の威儀の如くして事を以て佛に白すに、佛言はく、「他に於てすら尙ほ制せり、況んや復自身をや、此の癡人は波羅市迦を犯ぜり。若し苾芻にして行欲心を作して受樂の意を爲し、自の生支を起して口中に內著し、或は他根を以て自の口內に入れんには根本罪を得ん」。

時に室羅伐城に長者子あり其根極長なりければ、時人此に因みて名けて長根と曰へり。佛法中に於て出家圓具せしに、自の房中に入り已が生支を以て大便道に內れて欲樂を取りぬ。時に餘苾芻は因みて房舍を行りしに、彼れ長根の是の如きの事を作せるを見て問ふらく、「何の所爲ぞや」。……乃至、報じて曰はく、「佛は他人を制したまへり、自に於ては何の過かあらん」。諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「他に於てすら尙ほ制せり、況んや復自身をや、此の癡人は波羅市迦を犯ぜり」。

佛、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に[六九]嗢逝尼城(西印度に在り)に大寶主あり名けて難陀と曰ひ、大富多財にして受用豐足し、所有資產は毘沙門王の如くにして、同類族に於て女を娶りて妻と爲し歡樂して住せり。歲月を淹へりと雖竟に子息なかりければ、子を求めんが爲の故に[七〇]諸の天祠及び諸の

[六八] 威儀。律部十一、註(三四の一)參照。

[六九] 嗢逝尼城。Ujjayiniの音寫、鄔闍尼、鄔闍衍那皆同じ。

[七〇] 西藏律に「水天、毘沙門、インドラ(?)、梵等に乞ひ、又異種類の天即ち園神、森神、四辻の神、犧牲を取る神、双生神等に乞ひて……」とあり。

知りて後に知らざらんには無犯、婬を行ぜる者は根本罪を得ん。若し初・中・後に皆知りて而も心に受樂するなきには無犯、其の婬を行ぜる者は根本罪を得ん。若し初・中・後に皆知りて心に受樂するあらんには、二倶に根本罪を得るなり。若し苾芻にして初に眠睡せる苾芻處に向はんに、有犯・無犯は既に爾り。若し苾芻尼處・式叉摩拏・求寂・求寂女處に向はんに、得罪の輕重は上の如くに應に知るべきなり。若し苾芻尼・式叉摩拏及び求寂女にして苾芻處及び求寂處に向はんに、各々の有犯・無犯は前に准じて應に說くべきなり。若し求寂にして苾芻・苾芻尼・式叉摩拏・求寂・求寂女處に向はんに、有犯・無犯は亦上に說けるが如し。若し苾芻にして、[六六]米酒・花酒・根皮等の酒を以て苾芻に與へて熟醉せしめ、著れて不淨行を行ぜんに、而も醉へる苾芻にして初・中・後に於て有知と不知と受樂と不樂と得罪の輕重と有犯と無犯と、……乃至、餘衆にして酒を與へて醉はしめんにも、上の睡眠に廣く說けるが如し。如し醉へるには既に爾り、若し呪術及び藥を以て彼をして迷亂せしめ、彼の諸境に於て不淨行を行ぜんに、……乃至、餘衆にして互に爲さんに、得罪の有無は上の如し。若し苾芻にして他苾芻を强逼して共に不淨行を行ぜんに、若し被逼者にして初入の時心に受樂を作さんには二倶に滅擯し、若し入るゝ時不樂にして入れ已るに樂ならんには二倶に滅擯し、若し入るゝ時不樂にして入れ已るにも不樂なるも、出す時樂ならんには二倶に滅擯し、若し被逼者にして三時に不樂ならんには無犯なるも、逼他者は滅擯するなり。苾芻に逼るが如くに、若し苾芻尼及び下の餘衆に逼らんにも、事に準じて應に知るべきなり。若し苾芻等にして互に相凌逼せんには、前に說く所の如くなり。

爾の時、[六七]室羅伐城中に一長者あり、同類族に於て女を娶りて妻と爲し、意を得て相親しみ歡樂して住せり。未だ久しからざる間に便ち一子を生ぜるも、腰背輭弱にして猶し猫兒の如くなりき。三七日を經て宗親を歡會し、其父は兒を以つて諸親に告げて曰はく、「此兒今者何の名をか作さんと欲

【六六】西藏律には「混ぜたる酒、根の飲料、濁酒、花びらの飲物、花の飲物、果物の飲物……」とせり。

【六七】室羅伐城。室羅伐悉底(Śrāvastī)の音略、舍衞城なり。

三處に於て婬を行ずると　　三瘡と隔と不隔と
壞と不壞と死と活と　　半擇迦女男と
他の睡れるを見て婬を行ずると　　或は酒藥等を與ふると
逼られたると樂と不樂とにして　　犯と不犯とは應に知るべし。

若し苾芻にして共三處に於て不淨行を作して婬欲法を行ぜんに、纔に入れんにも卽ち波羅市迦を得るなり。云何が三處なる。謂はく[六三]生支を以て大小便道及び口に入れんに、纔に入れんにも卽ち波羅市迦を得ん。若し苾芻にして三種の人と共に不淨行を作さんに、波羅市迦を得ん。云何が三と爲す。謂はく女と男と半擇迦となり。若し苾芻にして行婬意を作し、活人女の三瘡不壞に於て彼に於て婬を行ぜんに、有隔を以て有隔に入れ、有隔を以て無隔に入れ、無隔を以て有隔に入れ、無隔を以て無隔に入れんに、入るゝ時波羅市迦を得ん。若し苾芻にして活人女の三瘡損壞に於て彼に於て婬を行ぜんに、……隔等は前に同じ……入れんに[六四]窣吐羅底也を得ん。若し死人女の三瘡不壞に於て……隔等は前に同じ……入れんに波羅市迦を得ん。若し苾芻にして死人女の三瘡損壞せるに於て……隔等は前に同じ……入れんに窣吐羅底也を得ん。如し人女の若しは活き若しは死せるに於てせんに、得罪の重輕は是の如くに應に知るべきなり。非人女・傍生女の若しは活き若しは死せるに於て、三瘡門の有損・無損・有隔・無隔に於てせんに、得罪の輕重は前に同ず。若し人男・非人男・傍生男の若しは活き若しは死せるに於て、二瘡門の有損・無損及以隔等に於てせんにも、得罪は前に同ず。若し男の半擇迦・非人傍生の半擇迦の若しは活き若しは死せるに於て、二瘡門の有損・無損及以隔等に於てせんにも、得罪は前に同ず。若し苾芻にして眠睡せる苾芻に於て不淨行を行ぜんに、若し睡れる苾芻にして初中後に於て覺知せざらんには無犯、其の婬を行ぜる者は[六五]根本罪を得るなり。若し睡れる苾芻にして初に知りて中後に知らざらんには無犯、其の婬を行ぜる者は根本罪を得るなり。若し初・中に皆

【六三】生支。Angajāta (鴦伽社多)の譯、男根なり。

【六四】窣吐羅底也(Sthūlatyaya)。舊律に偸蘭遮とせるもの、麁罪と譯す。此に自性と方便とあること律部八、註(一の一二二)偸蘭罪の下參照。

【六五】根本罪。重罪卽ち波羅市迦罪なり。

を希ふ」と。若し苾芻にして是の如きの種々追悔の言詞を作すと雖、然も而く「我れ學處を捨てん」と云はざらんには、是を「學羸而說にして捨學處に非ず」と名く。(3)云何が「學羸而說にして亦捨學處」なりや。如し苾芻ありて情に顧戀を懷き……廣く說けること前の如し……乃至、追悔の言を作して而も「我れ學處を捨てん、……廣く說けること前の如し……乃至、同梵行者は是れ伴類に非じ」と云はんに、是を「學羸而說にして亦捨學處なり」と名く。(4)云何が「捨學處ならず學羸而說に非ざる」。謂はく前の相を除けるを、是を「……學羸不說」と謂ふなり。「不淨行を作し」と言へるは、即ち是れ婬欲なり。婬欲と言ふは、謂はく兩相交會するなり。「法」とは、此れ非法に據るなり、之を名けて法と爲す。身業行の非なるを、之を名けて「作せり」と爲す。「乃し傍生と共にするに至る」とは、謂はく獮猴等なり。「此」とは、謂はく共人を指せるなり。「苾芻」とは、謂はく苾芻の性を得たるなり。云何が苾芻の性なる。謂はく圓具を受けたるなり。云何が圓具なる。謂はく白四羯磨なり、所作の事に於て如法に成就し究竟して滿足し、其の進受の人は圓滿心を以て具戒を希求し、要祈誓受して情に恚恨なく、言を以て表白して語業彰顯なり、故に圓具と名く。「波羅市迦」とは、是れ極重罪にして極めて厭惡すべく、是れ嫌棄すべくして愛樂すべからず。若し苾芻にして亦纔にも犯ぜん時は、即ち沙門に非ず釋迦子に非ず、苾芻の性を失し涅槃の性に乖き、墮落崩倒し他所勝を被りて救濟すべからざること、多羅樹頭を截らんに更に復生ぜず、欝茂し增長し廣大なること能はざるが如くなり、故に波羅市迦と名く。「共住せざれ」とは、謂はく此犯人は諸苾芻と與に而ち共住して、若しは[五九]褒灑陀若しは[六〇]隨意事若しは[六一]單白・白二・白四羯磨を作すを得ず、若しは衆に事ありて應に[六二]十二種人を差すべきにも此は差限に非ず、若しは法若しは食に受用を共にせず、是れ應に擯棄すべきなり、此に由りて名けて「應に共住すべからず」と爲すなり。

此中の犯相とは、其事云何。頌に攝して曰はく、

【五九】　褒灑陀。upavasatha より posadha に變ぜるもの、舊律に布薩とし、長淨又は淨住と譯す。半月每に戒經を說く故に說戒ともいふ。百一羯磨(寒五・四九右)及び南海寄歸傳に褒灑は長養の義、陀は淸淨洗濯の義、淨を長養して破戒の過を除くなりと釋せり。

【六〇】　隨意事。舊律に自恣とせり。安居の竟れる日に、安居中に於ける犯罪につき、見聞疑せる所に從うて隨意に摘發せしめて懺悔するの儀式なり。

【六一】　單白・白二・白四羯磨。僧伽の行事作法の輕重により此等三種羯磨の差別あり。有部律にては單白羯磨に二十二、白二羯磨に四十七、白四羯磨に三十二あり、合はせて百一あり(寒五・七六右)參照。

【六二】　十二種人。百一羯磨第七卷(寒五・六二左)に苾芻如是分房及以分飯十二種人一一皆爾とあり、而して第十卷(寒五・七六左)に下是總差十二種人所有白二羯磨と註せる故に、分房人、分飯人、分粥人、分餅果人、分諸有雜物人、藏器物人、藏衣人、分衣人、藏雨衣人、分雨衣人、雜驅使人、看撿房舍人を差するを十二種人として總示せるものなるべし。

して（捨せんに）、學處を捨せるには非ず。若しは中方人にして邊方人に對し中方語を作して捨せんに捨を成ぜず、若し解せんには捨を成ず。若しは邊方人にして中方人に對して邊方語を作し、若しは中方人にして中方人に對して邊方語を作して捨せんに捨を成ぜず、若し解せんには捨を成ず。若しは邊方人にして邊方人に對し中方語を作さんにも上に準じて應に知るべし。若しは睡眠・入定・非人・天等の變化、傍生及び諸の形像に對し、或は時鬧亂し、或は審かに本性に住せる人に告げざるには皆捨を成ぜず。「學羸にして說かず」と言へるは、應に四句と爲すべし。(1)「捨學處にして學羸而說なる」あり、(2)「學羸而說にして捨學處に非ざる」あり、(3)「捨學處にして學羸而說に非ざる」あり、(4)「捨學處ならず學羸而說に非ざる」あり。(1)云何が「捨學處にして學羸而說に非ざる」ありや。如し苾芻ありて情に顧戀を懷き、希うて俗に還らんと欲し、沙門の道に於て愛樂心なく、沙門の所苦の爲に羞慚厭背して苾芻所に詣りて是の如きの言を作さん、「具壽、存念せよ、我は某甲なり、今學處を捨せん」と、是を「捨學處」と名く。或は云はん、「我れ[五二]佛陀・達摩・僧伽を捨せん」と。或は云はん、「我れ[五三]素呾羅・毘奈耶・摩噎里迦を捨せん」と。或は云はん、「我れ[五四]鄔波駄耶・阿遮利耶を捨せん」と。或は云はん、「我は是れ俗人なりと知れ。我は是れ[五五]求寂・[五六]扇侘半擇迦・[五七]汚苾芻尼・殺父・害母・殺阿羅漢・破和合僧・惡心出佛身血・是れ外道・是れ[五八]外道に趣ける者・賊住・別住・不共住人なりと知れ」、乃至、說いて云はん、「我は仁等同法者・同梵行者に於て是れ伴類に非じ」と。是を「捨學處にして學羸而說に非ず」と名く。(2)云何が「學羸而說にして捨學處に非ざる」ありや。如し苾芻ありて情に顧戀を懷き、希うて俗に還らんと欲し、沙門の道に於て愛樂心なく、沙門の所苦の爲に羞慚厭背して苾芻所に詣りて是の如きの言を作さん、「具壽、知れりや不や、梵行は立し難く、靜處は居し難し、獨一にては住し難く、林野に居して惡臥具を受くることも難し。我れ父母・兄弟・姊妹・受業の師主を憶せり、我れ諸の工巧を學し及び農業を營まんと欲す、我が家・族に於て情に紹繼せんこと

【五二】　佛陀・達摩・僧伽。佛と法と僧との三寶。

【五三】　素呾羅・毘奈耶・摩噎里迦。經と律と論との三藏。摩噎里迦は mātṛkā の音寫なり。

【五四】　鄔波駄耶・阿遮利耶。親教師・軌範師と譯す、和上と依止師との二師なり。

【五五】　求寂。梵音、室羅末尼羅（シラマネラ）の譯、舊律に沙彌と稱す、涅槃の圓寂を志求する義なり。

【五六】　扇侘半擇迦（saṇḍhapaṇḍaka）。生黃門にして、生來男根不滿なるもの。

【五七】　汚苾芻尼。律部十、註（一三の四八）壞比丘尼淨行參照。

【五八】　趣外道者。改宗せる者僧祇律の越濟人なり。律部十、註（一三の五〇）參照。

り、我今更に毘奈耶中に於て諸苾芻の爲に其學處を制せん、應に是の如くに說くべきなり、「若し復苾芻にして諸苾芻と與に同じく學處を得つゝ、學處を捨せず學羸に自說せずして不淨行兩交會法を作し、乃し傍生と共にずるに至らんに、此苾芻は亦波羅市迦を得ん、應に共住すべからず」と』。

「若し復苾芻」とは、謂はく蘇陣那等なり。苾芻に五あり、一に名字苾芻、二に自言苾芻、三に乞求苾芻、四に破煩惱苾芻、五に白四羯磨圓具苾芻なり。名字苾芻とは、人字を立てゝ名けて苾芻と作すが如き、或は世の共許、或は是れ苾芻の種族にして、此に因みて喚びて苾芻と爲すを是を名字苾芻と謂ふ。云何が自言苾芻なる、若し人實には苾芻に非ざるに自ら「我は是れ苾芻なり」と言ひ、或は是れ[四七]賊住なるに自ら「苾芻なり」と稱するを是を自言苾芻と謂ふ。云何が乞求苾芻なる、若し諸俗人にして常に乞求を爲して以て自ら活命するを、是を乞求苾芻と名く。[四八]云何が破煩惱苾芻なる、若し人能く諸漏煩惱と所有焦熱諸苦と異熟と未來の生老死とを斷じ、能く善く了知して永く根本を除くこと多羅樹頭を斷ずるが如くにして不生の法を證せるを、是を破煩惱苾芻と名く。云何が白四羯磨圓具苾芻なる、謂はく身に障難なく作法圓滿して是れ[四九]不應呵ならんに、是を羯磨圓具苾芻と名く。今此に言へる所の苾芻の義とは、意に第五を取りしなり。「復」と言へるは、更に餘の是の如きの流類あるを謂へるなり。「諸苾芻と與に」とは、諸佛の苾芻と共ずるを謂へるなり。「同じく學處を得つゝ」とは、若し先に圓具を受けたるありて已に百歲を經たりとも、[五〇]所應學事は新受者と與に等しくして異あることなし。若し新に圓具を受けんに、所應學事は百歲圓具者の事と與に亦殊らず。所謂、尸羅學處・持犯軌儀は咸く皆相似して得るが故に、「同じく學處を得つゝ」と名けしなり。「學處を捨せず」とは、何を齊りて名けて「學處を捨せず」と爲すや。謂はく、顚狂・心亂・[五一]痛惱所纏・聾瘂・癡人に對して學處を捨せんに、皆名けて「捨せり」と爲さゞるなり。若しは獨靜の處に於て獨靜の想を作し、或は獨靜の處に於て獨靜ならざる想を作し、或は獨靜ならざる處に於て獨靜の想を作

【四七】賊住。律部十、註(二三の四九)參照。

【四八】本文に云何破煩惱苾芻若人能斷ニ諸漏煩惱所有焦熱、諸苦異熟未來生老死、能善了知永除ニ根本一、如レ斷ニ多羅樹頭一、證ニ不生法一、是名ニ破煩惱苾芻一とあり。加點は縮藏・大正藏なり、訓點は新藏なり、今此等に依らず。

【四九】不應呵。羯磨作法圓具して非難し遮すべきものなきをいふ。

【五〇】所應學事。比丘としての任持すべき諸事、即ち尸羅學處・持犯軌儀なり。

【五一】痛惱所纏。感受によりて苦しめ纏はらるゝなり。

今諸の聲聞弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん、應に是の如くに說くべきなり、「[四三]若し復苾芻にして諸苾芻と與に同じく學處を得つゝ、學處を捨せず學羸に自說せずして不淨行兩交會法を作さんに、此苾芻は亦[四四]波羅市迦を得ん、應に共住すべからず」と』。

爾の時世尊は諸苾芻の爲に斯學處を制し已りて[四五]羯蘭鐸迦池竹林園中に在しき。時に一苾芻あり、斯を去ること遠からざる阿蘭若小室中に在りて住せり。彼林中に一雌獼猴あり、飲食を貪りての故に苾芻所に至りしに、苾芻毎に殘食を以て之を與へ、便ち卽ち共に不淨行を行ぜり。時に衆多苾芻あり巡遊觀看して阿蘭若に詣り、苾芻の住處に至りて便ち共に言談して一面に在りて坐せるに、彼の雌獼猴は先の惡事を憶して其所に來至し、苾芻を目視して身を以てして相就れり。苾芻見已りて餘人を羞見して卽ち便ち遮却し、是の如く再三せるに、時に雌獼猴は遂に大に瞋怒し、卽ち足爪を以て苾芻の頭面及び衣を爬攫して並に皆破裂し、便ち一邊に向ひて鳴叫跳擲せり。時に諸苾芻は是事を見已りて卽ち便ち問うて曰はく、「具壽、此の野獼猴は何の故にか初めて來りて先に爾が面を覩じ、復身を以て就るに汝見て便ち遮し、是の如く再三せるに瞋怒して身衣を爬攫して並に破り鳴叫跳擲せる」。時に彼苾芻は具に事を以て白すに、諸苾芻聞いて告げて言はく、「具壽、豈に世尊は諸苾芻に不淨行を行ずるを遮したまへるには非ざりしや」。彼便ち報じて曰はく、「世尊の制戒は但人趣を制して[四六]傍生を遮したまはざりき」。時に諸苾芻は是語を聞き已るに嫌はず喜ばずして之を捨てゝ去り、並に與に俱に行いて佛所に往詣し、佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、便ち上事を以て具に世尊に白すに、世尊告げて曰はく、「人趣尙ほ制せり、況んや復傍生をや、彼愚癡人は波羅市迦を犯ぜり」。爾の時世尊は此因緣を以て苾芻衆を集め、知りて而して故に問ひたまはく、「苾芻、汝實に是の不端嚴事罪惡法を作せりや」。白して言さく、「實に爾り」。世尊は種々を以て呵責したまひ、……廣く說けること前の如し……爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、『前は是れ創制にして今は是れ隨制な

【四三】不淨行學處戒文。律部一三、註(一の九一)參照。

【四四】波羅市迦(pārājika)。舊律に波羅夷とせり。他勝と譯し、重罪を犯じて他卽ち惡法に打ち勝たれ、苾芻の性を失するに至る極重罪名なり。

【四五】羯蘭鐸迦池竹林園。もと王舍城一長者の有なりしを頻毘娑羅王懇請して之を己が有と爲す。一日王は此園に遊びて羯蘭鐸迦鳥の爲に蛇難を免る。因りて王は此園苑の周りに竹を植ゑ、終身飲食を供給せる故に、羯蘭鐸迦鳥を飼養せる竹林と名け、後に王は歸佛して佛に獻ぜり(寒三・三三左)。羯蘭鐸迦鳥は好聲鳥と譯し、其形鵲に似たりと傳へらる。因りて此園を鵲封竹園とも或は鷲鷺池邊竹林精舍ともいふ。

【四六】傍生。畜生趣なり。

曰はく、『汝先の時に於て客ありて至るを見ては逢迎歡笑して先に「善來」と唱へ、爲に衣鉢及び諸の資具を持せるに、何の故にか今時我等の來るを見つゝ、心に愁惱を懷きて伏面して住し默然して語るなき。汝、蘇陣那、身病なりとやせん、心痛なりとやせん」。時に蘇陣那告げて言はく、「諸具壽、我は身病に非ずして心に燋熱あるなり」。問うて言はく、「何の故に心に燋熱ありや」。時に蘇陣那は具に其事を說きぬ。時に諸苾芻は其說を聞き已るに、喜ばず嫌はずして座よりして去りて佛所に還り詣り、到り已るに佛の雙足を禮して一面に在りて坐し、此因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は爾の時諸苾芻に告げて曰はく、「此蘇陣那は有漏中に於て先に非法を作して不淨行を行ぜり」。爾の時世尊は此因緣を以て苾芻衆を集めたまへり。佛は是れ知者・見者なれば、知りて問うて知るに非ざるには問はず、時にして問うて時に非ざるには問はず、利ありて問うて利なきには問ひたまはず。隄防を破決し疑惑を除かんが爲に、有利にして問はんとて蘇陣那に告げて言はく、「汝實に斯の【四二】不端嚴事を作せりや」。佛に白して言さく、「實に爾り、大德」。佛、蘇陣那に告げたまはく、「汝は沙門に非ず隨順行に非ず、不淸淨にして非威儀なり、出家人の所應作には非じ。蘇陣那、云何が汝今我が所說の離貪・(離)瞋・(離)癡・心慧解脫の微妙法中に於てして出家を爲しつゝ斯の非法可惡の事を作せる。癡人、寧ろ男根を以て猛害なる毒蛇口中に置在せんとも女根中に安かざる(べき)に」。世尊は種々の方便を以て厭汚事を說いて蘇陣那を呵責し已り、諸苾芻に告げて曰はく、『此因緣に由り我れ十利を觀じて聲聞弟子の爲に毘奈耶に於て其學處を制せん。云何が十と爲す、一に僧を攝取せんが故に、二に僧をして歡喜せしめんが故に、三に僧をして樂住せしめんが故に、四に破戒を降伏せんが故に、五に慚者は安きを得んが故に、六には不信をして信ぜしめんが故に、七には信者をして增長せ(しめ)んが故に、八に現在の有漏を斷ぜ(しめ)んが故に、九に未來の有漏を斷ぜ(しめ)んが故に、十に梵行をして久住するを得せしめんが故にとなり。正法を顯揚し廣く人天を利せんとて、我

【四二】不端嚴事。儀容端正ならざる事(asundaram)なり。

か作さんと欲すべき」。衆人議して曰はく、「此兒は種子法に因りて之を求得したれば、可しく種子と名くべし」。其姑卽ち便ち八養母を授け、二は乳哺に供へ、二は裸持を作し、二は澡浴を爲し、二は共に歡戲し、給するに乳・酪・酥・精石蜜及び餘の上妙甘美の飲食を以てして用ひて資養しければ、速に便ち長大して蓮の、池より出づるが如くなりき。旣にして漸く童年にして諸技藝・[三六]算・數・書・印を學び、取與質納に皆其妙を盡し、八種術に於て善く能く占相せり、所謂、寶を相し、衣を相し、宅を相し、木を相し、象を相し、馬を相し、男を相し、女を相するなり。彼れ異時に於て深く正信を生じ、三寶に歸向して五學處を受け、父に同じて信心念々に增長し、遂に家を捨て非家に趣きて出離行を求め、善說法律に於て鬚髮を剃除して法服を披、獨閑靜に處して放逸心なく、策勤勇猛に專念にして住し、梵行を淨修して現法中に於て證悟圓滿に、無明の㲉を破して三界の惑を斷じ、阿羅漢を成じ三明六通して[三七]八解脫を具し、如實に「我生は已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦じ、後有を受けず」と知るを得、心に障礙なきこと手にて空を撝ふが如く、[三八]刀割香塗にも愛憎起らず、金と土とを觀ぜんにも等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなく、釋梵諸天は悉く皆恭敬せり。爾の時具壽種子は阿羅漢を證し解脫の樂を受けて、卽ち頌を說いて曰はく、

「[三九]聖行已に圓滿して　　父財に墜ちず
　我が此最後身に　　盡く諸の過患を除きぬ」。

時に蘇陣那は不淨行を作し已るに、世尊は[四〇]無量百千の聲聞苾芻大衆中に於てして爲に法を說きたまへり、所謂離貪・(離)瞋・(離)癡と[四一]心慧解脫となり。時に蘇陣那も亦衆中に在りて佛の說法を聽き、旣にして法を聞き已るに心に愁惱を懷きて深く追悔を生じ、赧容伏面し默爾して言なく、卽ち便ち房に歸り憂を懷きて住せり。後に異時に於て諸苾芻あり、房宇を巡觀して次で蘇陣那所住の房に至るに、共に談話を爲さく、「蘇陣那の愁を懷きて住せるを見よ」。時に諸苾芻は蘇陣那に謂ひて

【三六】算・數・書・印計算と數と文字と手相(mudrā)卽ち印となり。

【三七】八解脫。八背捨ともいふ、三界の煩惱に違背し、之を捨離して其繫縛より解脫する八種の禪定なり。律部八、註(四の一三四)參照。

【三八】刀割香塗。本文に心無障礙如手撝空刀割香塗愛憎不起觀金與土等無有異とあり。刀割は可惡の物、香塗は可愛の物、此兩者に愛憎差別の念を起さゞる意なり。

【三九】西藏律には「諸法より樂しみを得て、父の財によりて私は消費せず、私によりて、あまりに多くを除くことを知りて、私は次の時を特に過ぎる」とあり。

【四〇】無量百千。藏文には「多くの百の比丘衆の前に住して……」とせり。

【四一】心慧解脫。心解脫・慧解脫なり。心に貪愛を離れ、慧に無明を離るゝの法なり。

みぬ。時に蘇陣那は小房外に在りて遊歩經行せしに、母旣にして見已りて告げて曰はく、「蘇陣那、汝が云ふ所の如くんば憶戀あることなけん、……廣く說けること上の如し……今汝が新婦の身淨ければ宜しく種子を留むべし、財物をして官に沒入せしむることなかれ」。時に蘇陣那は先に未だ制戒あらず欲過を見ざれば、少年婦を覩て情に染著を生じ欲火にて心を燒き、其母に告げて曰はく、「我れ豈に合はらんや」。母曰はく、「種子を留めんが爲に法應に是の如くすべきなり」。時に蘇陣那は〔三三〕故二の手を牽いて便ち屛處に向ひ、法服を脫ぎ去りて遂に卽ち再三に不淨行を行ぜり。〔三四〕時に有情あり勝行を至求し解脫性ありて涅槃に趣向せんとし、生死三界五趣を棄背して心に樂著なく、最後身を以へんとて勝妙の天より來りて婦胎に託しぬ。若し明慧の女人には五種の別智ありて餘女に異れり、一に男子に欲心あるを知り、二に時節を知り、三には某人より娠を得たるを知り、四に是れ男なりやを知り、五に是れ女なりやを知るなり。若し是れ男ならんには右脇に依りて住し、若し是れ女ならんには居して左脇に在るなり。時に彼婦人は心に歡喜を生じて其姑に白して言さく、「大家、知れりや不や、我れ已に娠ありしを。居して右脇に在れば必らず是れ定んで男なり、宗胄を光顯せん」。其姑聞き已り心大に慶喜して是の如きの言を作さく、「我れ昔より來、情に善子の家門を紹嗣せんことを希ひ、彼れ長成して終に報德の（念）を懷き、常に福慧を修して我等を利益せんことを冀へり」。姑、是事を知るや便ち新婦を以て高樓に置在して時に隨うて供給し、女醫は調膳して差舛せしめず、身には瓔珞を具して天婇女の〔三五〕歡喜園に遊ぶが如くし、進止威儀には常に牀座に處して足、地を履まず、目に惡色を覩ず、耳に惡聲を聽かず、寢食往來に曾て違忤することなかりき。九月を經已りて便ち一子を生ぜしに、顏貌端嚴にして人の愛樂する所、額廣くして眉長く、鼻高くして脩直に、頂は圓きこと蓋の若く、色美しくして金の如く、手を垂るゝに膝を過ぎければ衆皆敬仰せり。三七日を經て宗親を歡會せしに、其姑は兒を以て諸親に告げて曰はく、「此子今者何の名を

【三三】故二。出家前の妻。

【三四】藏文に「有情ありて最後の行を求め、解脫の本質をとり、涅槃に趣向して輪廻より出で、一切の存在に向ふことと並に生の豫備を求めず、最後の肉身をとらしめんとて、勝妙の天界より去りて彼の妙惠の女胎に入れり」とあり。

【三五】歡喜園。帝釋天の四苑（衆車苑・麤惡苑・雜林苑・喜林苑）の一、喜林苑なり。諸天此に入れば自ら歡喜和悅して麤心生ぜざる故に歡喜園といふ。

て他行せしに、時に老婢あり遥に蘇陣那を見て容顏を憶識し、所獲なくして疾く疾く去れるを知り、老婢見已りて蘇陣那の母處に詣り、白言すらく、「大家知れりや不や、長子蘇陣那は久しく鄉邑を離れしに今故居に還り、乞求せるに獲ずして疾く疾く去れり」。時に蘇陣那の母是の如きの念を作さく、[三二]「豈に我子は憶戀あるに非ざらんや、情に不樂を生じて俗に歸らんことを欲し、沙門を愛せず、沙門に苦しめられ、沙門の行を羞慚し厭捨せりや」。是念を作し已りて遂に便ち村を出でゝ蘇陣那が所居の處に屆り告げて曰はく、「蘇陣那、汝憶戀ありや、情に不樂を生じて俗に歸らんことを欲せりや、沙門の沙門所苦を被ることを愛せずして沙門の行を羞慚し厭捨せりや。蘇陣那、我が家中の物及び娚時の財は汝且く說くを聽せ、我が自所有の金銀の物は、積みて大聚を爲して兩邊に人坐せんに互に相見えず、又汝が父の財物、[三三]官印金錢の數は百千萬億あり、況んや復諸餘の雜類財貨をや。汝可しく家に還り情に隨うて受樂して任く福施を爲むべし」。是語を說き已るに、時に蘇陣那は母に白して言さく、「我に憶戀して情に不樂ありて故居に歸還せること無し、亦沙門の沙門所苦を被ることを愛せずして羞慚し厭捨せること無し」。時に蘇陣那の母は是語を聞き已りて、便ち自ら思念すらく、「我が所堪に非じ。其をして返服せしめんには應に可しく別に餘計を設くべきなり」。時に母は舍に還り新婦に告げて曰はく、「爾若し月期時至らば、可しく我に報じて知ら(しむ)べし」。新婦敬んで諾し、後に異時に於て月期既にして至りければ白して言さく、「大家、我今月期時至れり、何の所作をか欲せる」。姑曰はく、「時過ぎなば洗浴して衆花鬘を冠り、塗るに名香を以てし、諸の瓔珞嚴身の具を著して咸く備盡せしめ、蘇陣那が昔に家に在りし日の如くに情所樂の事は皆悉く之を爲せ」。婦既にして聞き已るに莊飾の事周くして姑所に還り至り白して言さく、「大家、蘇陣那が昔に愛好せる所の如くに我已に之を爲し、沐浴嚴身して諸衣服を著しぬ、若し所作あらば今是れ其時なり」。時に蘇陣那の母は遂に新婦と與に同車して去いて蘇陣那が所住の處に詣り、到り已るに下車し足步して進

【三二】本文に豈非我子有憶戀耶、情生不樂欲歸於俗、不愛沙門彼沙門所苦、羞慙厭捨沙門行耶とあり。不愛沙門等の下、西藏律には「沙門の行爲に支給をせず、沙門の行爲になまけ、食をかみへらし、疑を懷き羞慙し厭捨せんことを欲せりや不や」とあり。「沙門の被(衣服)・沙門の所苦(苦行)を愛せずして…」とすべきか。

【三三】官印金錢。西藏律には「サインされたる金 (suvarṇa lakṣmaṇa)とせり。

是れ則ち能く　　大仙所行の道に隨順せん。

十三年に至り、[二四]佛栗氏國に在せしに、時に羯蘭鐸迦村の羯蘭鐸迦の子蘇陣那と名け、富有資財にして諸の僕使多く、金銀珍寶穀麥盈溢し、貯ふる所の貲貨は[二五]毘沙門天王の如く、同類族に於て女を娶りて妻と爲し歡樂して住せり。彼れ異時に於て佛法僧に於て深く敬信を生じ、三寶に歸依して[二六]五學處を受け……所謂、殺生・偸盜・欲邪行・虛誑語・及び飲諸酒なり……悉く皆遠離せり。斯に由りて敬信日に漸く增廣し、便ち正信を以て家を捨てゝ非家に趣き、鬚髮を剃除して法服を披、既にして出家し已りて諸の親屬と相雜はりて住せること、猶し昔日家に在りしと異なきが如くなりき。爾の時[二七]具壽蘇陣那は便ち自ら思念すらく、「豈に我れ[二八]善說法律に於て出家を爲しつゝ、應に證すべくして未だ證せず、應に得べくして未だ得ざるに、諸の親族と與に相雜はりて住すべけんや。我今宜しく應に親屬を捨離し、衣鉢を執持して人間に遊行すべきなり」。是念を作し已り、便ち親屬を捨てゝ行いて他方に詣りしに、世の飢饉に逢ひて乞食するに得難かりき。「父母、子に於てすら尙ほ相濟はざるに、況んや餘の乞人をや」。時に蘇陣那是念を作し已りて（念ずらく）、「今、我が親屬は財食殷富せり、宜しく應に彼の羯蘭鐸迦村に就り、僧田に於て廣く供養を設けて若しは麨若しは粥、或は常施食或は請喚食、或は八日・十四日・十五日食を勸め、諸の親屬をして少しく福業を興して饒益事を爲めしむべきなり」。時に蘇陣那は便ち他方を捨て衣鉢を執持して漸次に遊行し、遂に羯蘭鐸迦村に至り、斯を去ること遠からず、阿蘭若に在りて小房中に住せり。時に蘇陣那は親屬の所に詣り、廣く諸人の爲に佛法僧寶を讃揚して、大衆に於て諸の供養を設けて饒益を作さしめたり。時に蘇陣那は阿蘭若に在りて[二九]杜多行を修し、但三衣・糞掃衣・常乞食・次第乞せり。時に諸の親族は[三〇]日日中に於て恒に上妙甘美の飲食を以て衆僧に施し已り、蘇陣那は衣鉢を持して村中に入り、次を以て乞うて其本舍に到るに、既にして所獲なかりければ之を捨てゝ出でぬ。蘇陣那の母は事あり

【二四】佛栗氏國。跋耆國なり。

【二五】毘沙門天王。四天王の一、護法と施福の天神なり。如來の道場を護りて法を聽く故に多聞天ともいふ。

【二六】五學處。學處は śikṣā-pada の譯。五戒をいふ。

【二七】具壽。āyuṣmān の譯、壽命を具せる者の義、比丘の敬語なり、尊者とも稱す。又法身の慧命を具有すとの義よりして慧命とも譯せり。多く年少比丘を呼ぶに用ひ耆宿を呼ぶには大德と稱す（寒一・七五右）。

【二八】善說法律。善く說かれたる法と律。

【二九】杜多行。杜多は梵音、抖擻・抖捒・大灑と譯し、衣・食・處の三種貪著を離るゝ行、十二種あり。本律第十八卷（張八・八七左）には更に常坐行を加へて十三杜多行とせり。

【三〇】日々中。每日の義なるも、西藏律には「八日・十四日・十五日食に於て」とせり。

彼れ煩惱の陣に沒して　速に生死に轉ぜん。

總じて頌に攝して曰はく、

若し不淨行を作せると　[一七]不與取と斷人と
妄に上人法を說けるとは　斯れ皆共住せざるなり。

[一八]不淨行學處第一の一

別して頌に攝して曰はく、

蘇陣那は無犯なり　苾芻林中に在りしと
弱腰及び長根と　[一九]妙喜との三は皆犯なり
晝日房中に睡れると　閑林離欲の人と
[二〇]善與の昔の因緣となり　應に知るべし頌に總じて攝せるを。

爾の時、[二一]薄伽梵、初め覺を證したまひてより十二年中に於ては、諸の聲聞弟子に過失あることなく、未だ[二二]瘡疱を生ぜざりければ、世尊は諸弟子の爲に[二三]略別解脫戒經を說いて曰はく、

一切の惡は作すこと莫れ　一切の善は應に修すべし
遍く自心を調へよ　是れ則ち諸佛の敎なり。
身を護らんに善哉と爲す　能く語を護らんにも亦善とす
意を護らんに善哉と爲す　盡く護らんに最も善と爲す
苾芻、一切を護らんに　能く衆苦を解脫せん。
善く口言を護り　亦善く意を護り
身に諸惡を作すこと莫れ　常に三種の業を淨めんに

【一七】不與取。與へざるに取ること、偸盜なり。
【一八】波羅市迦法第一不淨行學處。
【一九】妙喜。孫陀羅難陀なり。
【二〇】善與。蘇陣那の譯。今は蘇陣那の本生譚を示す。
【二一】薄伽梵。普通に佛十號の一として世尊と譯す、故に…天人師佛世尊とも、…天人師佛薄伽梵ともせり。然し有部律にては世尊の譯語の外に薄伽梵をも記して、佛十號の外に置けり。（張八・一九左）
【二二】瘡疱。罪過の不淸淨なるに譬へしなり。
【二三】略別解脫戒經。戒本の終に出づる七佛略敎戒偈中の釋迦牟尼佛偈をいふ。

讀誦し受持せんこと亦是の如し
諸佛、世に出現したまふの樂
[九]僧伽一心同見の樂
若し聖人に見えんに則ち樂と爲す
若し諸の愚癡人に見えざらんに
[一〇]尸羅を具ふる者に見えんに樂と爲す
阿羅漢に見えんに是れ眞樂たり
河津處に於ける妙階の樂
正慧を證得して果生ずるの時
若し能く決定の意を爲すありて
少より老に至るまで林中
十指を合せ恭敬して
[一四]別解脫・調伏
聽き已りて當に正行すべし
諸の小罪の中に於ても
心馬制止し難ければ
別解脫は銜の如くなり
若し人軌則に違はんに
大士は良馬の若し
若し人此銜なからんに

如說の行者には更に遇ひ難し。
微妙の正法を演說したまふの樂
和合俱修し勇進するの樂。
並與に共住せんに亦樂と爲す
是を則ち名けて常に樂を受くると爲す。
若し多聞に見えんに亦樂と名く
[一一]後有に於て生ぜざるに由りての故に。
法を以て怨を降す戰勝の樂
能く我慢を除きて盡さんに樂と爲す。
善く根欲を伏して多聞を具し
寂靜閑居の[一二]蘭若に處するは樂し
[一三]釋迦師子を禮しまつる
我れ說かん仁善く聽け。
[一五]大仙所說の如くに
勇猛に亦勤護せよ。
勇決して恒に相續せよ
[一六]百針の極利なるあれば。
敎を聞いて便ち能く止めよ
當に煩惱の陣に出づべけん。
亦曾て喜樂せず

【九】僧伽。四人以上の集。法事をなすに四人・五人・十人二十人の別あり。三人以下は僧伽と名けず。

【一〇】尸羅。淸凉と譯す。戒なり。

【一一】後有。後の存在、迷の生なり。

【一二】蘭若。阿蘭若の略、人里遠く離れたる處。又、聚落及び聚落界以外を蘭若とす。

【一三】釋迦師子。釋迦種より出でたまへる法王卽ち釋尊なり。師子は諸獸の王なれば、法王を譬を以て顯はして師子とせり。

【一四】別解脫・調伏。波羅提木叉と毘奈耶、卽ち戒經と廣律となり。

【一五】大仙所說。佛を大仙といふ、世尊が說きたまひし如くにとの意。

【一六】百針の極利。百針は諸煩惱なり。利は鋭きなり、極めて鋭き諸煩惱の興盛ありとの意。

盛壯にして意調へ難きには
律は善道處に於て
亦惡趣海に於て
若 險路を行かんには
若 無畏城に昇らんには
大師最勝尊は
此二は差別なし
佛及び聖弟子は
戒に於て恭敬を生じたまへり
我れ律に依りて讚歎す
初首に於て
毘奈耶の大海は
差別の相は無窮なれば
大師律敎の海は
我今自の能に隨うて
世尊涅槃したまふ時
「汝、我が滅後に於ては
故に我れ讚頌を申べて
仁等應に至心に
[七]別解脫經は [八]無量倶胝劫を經とも

律を以て瞥勒と爲す。
常に與に橋梁と作り
能く與に船栰と爲る。
戒は善導者たり
戒を以て梯隥と爲す。
親しく律と敎とを說きたまへり
咸應に歸命禮すべし。
咸律敎に依りて住し
故に我れ歸命禮しまつる。
此說應に尊重すべし
[六]吉祥事成就に歸依しまつる。
涯際淼として知り難く
豈に我能く詳悉せん。
甚深にして測るべきこと難し
略して少分を讚ぜり。
普く諸の大衆に告げたまへり
咸應に戒を尊敬すべし」と。
毘奈耶を說かんと欲す
善く調伏敎を聽くべし。
聞くを得ること難し

【六】吉祥事成就。吉祥相を成就せる者、即ち佛陀世尊なり。

【七】無量倶胝劫。無量億劫なり。

【八】別解脫經。戒經なり。

皆律を以て本と爲して
若し此の調伏教にして
卽ち是れ諸の如來の
戒は是れ能く
此を離れんに卽ち便ち
佛、世間に遊びて
律教は是の如くならじ
地の、群生を載せて
律教も亦是の如し
佛說は律教に由りて
奉持せんに解脫を得て
象馬若し調はざらんに
律教も亦是の如し
城に隍壍あるが如し
律教も亦是の如し
譬へば大海水の如し
律教も復是の如し
律は是れ法中の王
苾芻は商旅に喩へんに
破戒は蛇毒に逾ぎ

能く安隱處に至りたまへり。
世間に安住せんに
正法藏は滅せざらん。
如來正法の燈を安立す
安隱涅槃の路なけん。
隨處に經法を說きたまへるも
故に知んぬ値遇し難きを。
能く諸の卉木を長ずるが如く
能く諸の福智を生ず。
能く衆の功德を生ず
惡趣に生ずるを毀破せん。
之を制するに鉤策を以てせん
不調をも善順ならしめん。
能く諸の怨敵を禦ぐ
能く破戒を防ぐ。
能く死屍を[四]漂はさず
能く諸の破戒を除く。
諸佛の導首たり
此を無價の珍と爲す。
律は[五]阿伽陀の如し

【四】本文に譬如大海水、能漂於死屍とあり。今、能漂の上に不の一字を補へり。此二句は西藏律に相當句なし。
【五】阿伽陀(agada)。毒を除滅する藥。

根本說一切有部毘奈耶

三藏法師義淨　制を奉じて譯す

卷の第一

毘奈耶序

大悲尊に稽首しまつる　能く一切を哀愍したまひ
面は滿ちて初日の如く　目は淨くして青蓮の若し。
佛は[一]調伏の家より生じ　弟子衆を調伏し
調伏して衆過を除きたまへり　[二]法中尊を稽首しまつる。
佛は三藏の教を說いて　毘奈耶を首と爲したまへり
我れ此教の中に於て　略して其の讃頌を申べん。
樹根を最と爲すが如し　條幹是に由りて生ず
佛、律を說いて本と爲したまへるは　能く諸の善法を生ずればなり。
譬へば大堤防の如し　瀑流も越ゆる能はず
戒法も亦是の如し　能く毀禁を遮す。
諸佛、菩提を證し　[三]獨覺、身心靜かに
及以阿羅漢は　咸律行に由りて成ぜり。
三世の諸の賢聖も　有爲の縛を遠離せんには

【一】調伏の家。佛は毘奈耶即ち調伏を以て始終したまふが故に調伏の家といへり。
【二】法中尊。佛陀調伏の尊なり。

【三】西藏律には「諸の獨覺の、淸淨なる牟尼の學處の心を持てる、又、功德を有する阿羅漢は、此因みな調伏なりと說きたまへり」とあり。

乘佛教興隆地たり、且つ此等僧徒の順行せし律たりしが故に、正に是れ大乘行者の律典なりと云ふべきである。茲に於て根本說一切有部律と稱へたる根本の意義は、愈以て深廣なるものありと云はねばならぬ。

附記

根本說一切有部律は難解なる律典とせられてをる。四分・五分等の舊譯諸律を讀みたる眼を以て新譯の有部律を見る時其感特に深い。律中に數多く出で來る地名人名に於て梵音のまゝに音寫せる室羅伐城とか鄔陀夷とかの如きは問題とするに足らぬであらうが、此等を譯して出してをる場合には殆んど見當がつかない。本律の譯註に於て、例へば淨妙王とあり、石砌城とある場合に、これが毘摩質多羅阿修羅王のことであり、德叉尸羅城であると斷定することは容易なことではない。或は本文に帝釋麗明經心悟解とある宋・元・明・宮本に齋精麗明經心悟解とせるが如き場合に、これが帝釋麗明……であると斷ずることは他に有力な文證がなければ許し得ないところである。幸に有部律に相應する西藏律藏のあるあり、又最近に其が檢索に便利なる大谷大學西藏大藏經甘殊爾勘同目錄の刊行せらるゝあり、更に寺本婉雅・櫻部文鏡兩師の甚大なる資助を仰ぐを得て、こゝに多くの難解處を明了ならしむるを得たることは誠に感謝に堪へない所である。茲に附記して永く兩師の甚深なる御厚意を謝する。

昭和七年十二月十日

譯者　西本龍山　識

迫力を感ぜざるを得ざるものがある。第三には隨處に大乘思想横溢せることである。卽ち菩薩六度圓滿、發趣大乘、因行、願力、發顯、觀法界、諸佛甚深境界、大菩提行、無生果、自利々他の語を隨處に見出すを得、更に發弘誓願稱我名號願罪消除得生善趣の稱名消罪思想を出せる如きは、これ餘律の所明と大に異る所でありて、これ律行の基礎に立ちて大乘高遠の思想を攝受し以て佛果菩提を實現せんとする、その意向を以て此の律を編纂せるものに相違なきを感受するを得るのである。第四に密教思想の豐富なることである。第二盜戒の下(張八・一六左)には「有主伏藏應レ來、無主伏藏勿レ來」の禁呪文、第三殺戒の下(張八・三二右)には「怛姪他蕃、敦鼻麗、敦鼻麗、敦薛……」の神呪文、同(張八・三六右)の起屍殺呪法、同(張八・三六左)の呪殺法、衆學法(張九・一八右)阿利沙伽他呪レ之三遍の文、破僧事(寒三・六六左)の十字秘密の法、同(寒三・六九左)印文秘字無レ不ニ該練一の文、藥事第六(寒四・二二左)の「毗娑囉他毗娑囉他毗娑囉他毗娑囉他復圖復圖路哥阿努廿撥窣……」の呪文、或は「蘇甌蘇甌蘇甌蘇嚧嚧……」の呪文等の如きは諸律には存しないのである。諸律には自呪・呪他の事なきにあらず、四分律(列四・六九右)には腹內蟲病を治し、或は宿食不消を治せん爲に誦し、外道を降伏せん爲に誦し、又は治毒呪、護身呪を誦するは不犯なりとあれば、修道敎化の妨となる如き難起れる場合には、誦呪を許してをり、又四分律(列五・七三右)に自護慈念呪として「毗樓勒叉慈、伽寃慈、瞿曇冥慈、施婆彌多羅慈、……今我作ニ慈念一除ニ滅諸毒惡一、從是得ニ平復一斷レ毒滅レ毒除レ毒南無婆伽婆」と唱ふるを聽してをるが、此律の如く毗娑囉他毗娑囉他等、又は蘇甌蘇甌等の如き大膽に密教眞言の其の儘を呪せしむる如きことは諸律に無き所である。これ密教儀軌の盛行さるゝに至りて、律典中に此を取り入るゝの必然に迫られたるが爲に、その必要に迫られてこゝに有部律の興起となつたのであらう。これ我國の密家に於ては特に有部律を學ばしむるに至り、「眞言の門に入りて有部を學ばざる者は、家に在りて父の誨を用ひず、國に住して王命を肯んぜざるが如し、豈に夫れ兆民子孫と云はんや、花洛漫畜の眞言行學の徒は頭燃を救ふが如くに應に有部律を學ぶべし、此れ高祖(弘法大師)本來の慈訓なり」(飲光尊者有部衣相略要妙瑞の序)と言へるが如くに此の律を傳持するに至り、かくて飲光尊者の正法律興立となれる所以である。

以上の興起因由の推定よりして根本說一切有部律なるものは、四分・五分・十誦の諸小乘律と同位置に在りつゝ而も此等諸律を遙に超越せるもの、卽ち小乘律にして小乘律にあらず。是れ義淨入幔當時、那爛陀・室利佛逝等の西方南海の地は大

を知りて稱揚讃德することをせずと難じ如來の妙色身等を讃じ且つ之を諷誦すべしとて西方禮敬の儀式を敍べ、三啓無常經、四百讃、一百五十讃、若しは社得迦摩羅（本生事を取りて詩讃をなせるもの）等を諷誦することは五天南海の通儀なり、此に依りて佛德師德の深遠なるを知り、舌根をして淸淨たらしめ、胸藏開通し、長命無病なるを得るも、而も斯美未だ東夏に傳はらずとて、讃詠の福利を說いて誦習すべきを勸めてをる。又東土の如き牀上にて禮拜することは諸國に存せず、氈席を敷くことも亦有るを見ず、これ敬はんとして反りて慢を成ずとし、尼師壇を禮拜の具とせる南山律風は甚しき妄斷にして「敷レ地禮拜不レ見レ有レ文」と難じ、正しく尼師壇の本制に遵じて臥具用とすべきを說示してをる。

以上は南海寄歸傳の一端を窺ふたに過ぎない。其の他燒身供養、出家作法、竊爛藥體、淨地結法等に於ても南山舊律の聖制に遵ぜざるを難じ、この根本說一切有部律を以て依據とせる西方の師資現行の僧風並行事を勸め、以て切々に東土律行の革新を要請してをる。

八、有部律興起の意義

說一切有部の律典としては十誦律が既に在るのに何故に根本說一切有部律を編纂せなければならなかつたか。前に敍べたるが如くに有部律は十誦律を增廣したものには相違なきも、單に阿波陀那（說話）本生を加へたるが爲に增廣したのではなくて、もつと必然的に增廣すべく迫られて根本說一切有部律の興起となつたものではないかと考へられる。これに就ては第一に根本說一切有部律と四分・五分等の諸律との律行上に於ける部別の不同を見究めるのが最も必要であるが、これは他日の對照研究に俟たねばならぬ。しかし前節の如く南海寄歸傳のあるありて、四分・五分等の舊律と根本有部律の新律との行事上の相違を見るを得れば、これによりて有部律興起の意義の一端を知ることが出來る。第二に阿波陀那本生の增廣についてゞある。諸律中僧祇律の如きは澤山の阿波陀那本生を含有してをるが、初の部分に多くして後の部分に至りては極めて少く、その平均を缺いてをるが、根本說一切有部律は律藏全體にわたりて阿波陀那本生を含み、且つ甚だ大仕掛である。今、到底此等本生譚の數を定むることは出來ぬが、毗奈耶に於ける入王宮戒の如き、或は特に有部藥事の如きに至りては藥事については極めて簡單であつて、其の他は殆んど本生因緣を以て充滿してをる。而して此等本生因緣譚なるものは、通じて有情の業因業果の應報思想を以て一貫してをる。此の事は僧祇律の本生譚を讀む時とは異りて一種の

ことをせない。然るに東土にては由來、食に淨觸の差別がない、此說を聞くと雖多く未だ儀を體し得ないであらう。而りに言ふに非ずんば詮なけんと雖にてをる又、食後の作法に於ても口に齒木を嚼みて淸潔ならしめ、豆屑を水に捻り泥と作して其の脣吻を拭ひ、次で蝶盃又は鮮葉を以て淨瓶の水を盛り、豆屑・乾土又は牛糞の屑を以て手の膩氣を去らしめて乃し淨を成ずるのであるが、これ則ち人識知すること罕であり、縱ひ知るとも護ること亦易きに非ずと諷示してをる。更に受齋法に於ても西天の法式としては僧を請じ供養するの法甚だ慇懃であるが、南海の十洲は更に慇厚を極め、國王も乃し尊貴位を捨てゝ自ら(三寶)の奴僕と稱して僧の爲に食を授くる程なるに、東土の供養方法は甚だ叮嚀を缺き、疏を遣して僧を請じ、又明朝に至るとも寺に來りて啓白せざる程なれば、卽ちこれ慇懃の情なきが致す所なる故に、よろしく門徒に請供の法式を敎ふべきであると誡しめてをる。

(3)便則法。律文に於ける上厠法及びその洗淨法に就て、百一羯磨卷八（寒五・六八左）に義淨は註して「身子(舍利弗便則法)制未レ被ニ東州一、蓋是譯人之疎、固非ニ行者之過一」と言ひ、又、雜事卷十六（寒一・六一左）に註して「但爲ニ昔諸律部文有ニ闕遺一、雖ニ復少傳一、未レ盡ニ其旨一……遂使ニ七百年中斯法未ニ備……」と述べてをる。卽ち彼は寄歸傳第二卷に西國の洗身法を詳述し、若し是の如くせずして他の禮を受け若しは他を禮せんには倶に罪禍を招き天神共に嫌ひ五天の衆共に笑ふであらう。幸に法に依ひて之を洗はんには、之を五六日する間に便ち洗淨せざるの過を辨ふるであらうと誡しめてをる。

(4)放生器法。有部雜事第十九卷（寒一・七五左）百一羯磨第八卷（寒五・六九左）に此制あり、諸律に此を記さず、これ濾水法よりの分出と見るべきであらう。有部雜事の義淨の註には、其放生器の法は但西國にて久しきより行ぜるも東夏には先來落漠たれば亦其の儀を委しくすべし、若し具に陳べずんば曉悟するに由なけん」とて其の製法を詳示し、次で「夫れ如來の聖敎は慈悲を本と爲す、所制の戒律は罪に性・遮あり、遮は輕く性は重し、性罪の內殺生は最初たり、是故に智人は理宜しく護を存すべし、若し此を將つて輕と爲さんには何んが更に重なる。若し能く作さんには現在に長命の果報を得、來世には當に淨土に生まるべし。且つ神州の地四百餘城あり出家の人は萬を計ふるあるも、濾水事に於て心を存する者寡し、……一々門に到りて口傳すべからざれば、冀くは諸の行人遞に相敎習せよ」と誡しめてをる。

(5)禮法。神州の地、古來禮佛稱名する

於二神州一」と結んでおる。

寄歸傳に記せる四十章中、破夏非小・對尊之儀・食坐小牀、乃至燒身不合・傍人獲罪の三十九章は、西方南海にての親聞せる律行を以て、舊律に依れる震旦行事の非違を示し、第四十條に至りて義淨の恩師たる善遇並に慧智禪師の行徳を稱揚し、南海の一隅に在りて往事を追憶して師恩の甚深なるを謝せるもの、寔に三藏の情懷偲ぶべく、且は舊律家に對して慇懃に一大修正を要請せるの心事、誠に欣仰すべきである。

今、此等親聞の行事三十九章の一々を述ぶる必要はないが、三藏が最も意とせる所と思はるゝ二三、即ち衣法、食法、便厠法、放生器法、禮法等について概要を述べ、以て根本說一切有部律の使命の一端を窺ふことゝする。

(1)衣法。四分律尼薩耆波逸提法第十一條に蠶綿(絹)を雜へたる敷具を禁ぜるにつき、道宣律師は此の條に蠶綿袈裟戒なる戒名を與へ、この敷具を以て法衣なりとせる其の獨斷を難ぜるものである。かくて宣師は法衣に絹絲を用ふるを禁止するに至れるを以て、寄歸傳第二に「凡論二絁絹一乃是聖開、何事强遮……五天四部竝皆著用、詎可下棄二易レ求之絹絁一覓中難レ得之細布上、妨道之極其在レ斯乎、非制强制即其類也」とて、聖制不遮の失あるべしと難じてをる。又、三衣の製法に於て宣師が開葉（法衣の葉上に渠相を開けるをいふ）せるを難じては、「五天並皆刺レ葉、獨唯東夏開而不レ縫、親問下北方諸國行二四分律一處上俱同刺レ葉全無二開者一、西方若得二神州法服一、縫合乃披、諸部律文皆云二刺合一」と述べて、法衣の葉上の渠相を達制なりと難じてをる更に褊衫服を著せるについては、「……咸乖二本制一……不レ稱二律儀一……非法衣服……必其不レ著極是佳事、自餘袍袴褌衫之類咸悉決須二遮斷一……而復更著二褊衫一實非二開限一」と非難し、東土僧風の不如法なるを痛論しておる。

(2)食法。食時に大牀上に跏坐して食するは非法なり、可しく西方の僧食時の如くに、手足を淨洗して小牀に踞し、雙足は地を踏み、前に盤盂を置き鮮葉を上に布くに遵ずべし。若し寒時に徒跣なること能はざるには、寒時に開して春夏時には制に順ふべきなりと述べ、以て常恒時の隨方を難じてをる。又、西方の道俗は噉食の法に於て淨食・觸食の差別甚だ嚴しく、內は既に一口を餐はんに即ち皆觸穢を成ずとし、外は一たび受けたる食器は重ねてもちふることなくして傍に置き食し了るを待ちて同じく棄つるなり。あらゆる殘食は餓鬼又は鳥等の應食者に與へて再び食はない。これ貧富の差別なく法爾の天儀として皆これを實行してをり餘餅を瓮中に覆瀉し、長(あま)れる膳を鐺內に反歸し、殘れる羹菜を明朝に食する如き

として推尙措く能はざらしめたる所以であらう。

【二】 道安の序には鼻奈耶廣律と曇摩侍諜の戒本と符節を合するが如しとあれば、曇摩侍諜の戒本なるものは建初元年寫の比丘戒本とは相違することになる。しかし道安がどの程度に調査せるものなるか頗る疑はしい。鼻奈耶廣律の尸叉闍賴尼は百十三を數へ得るものであるが、彼は百〇七尸叉闍賴尼と百十尸叉闍羅尼について云爲して百十三に言及せない。又於二百六十事疑礙三滯都訣然と記してをるより見るに、彼は鼻奈耶廣律の衆學法が百十三條なるを究めざりしものであらうと思はれる。若し衆學法百十三を調べたらんには二百六十戒と云はずして二百六十三事と云はねばならぬ。序の二百六十事の言は決して概數をあげたるものではないのである。

【三】 有部律十勝。一、聖敎殷富、二、律本詳悉、三、翻傳精備、四、西天所崇、五、依論適從、六、古德所依、七、部分無濫、八、學業易成、九、餘業可修、十、法式一定。(根本說一切有部衣相略要)

七、舊律と南海寄歸傳

義淨三藏はその南海寄歸傳の序に、「然由ニ傳授訛謬一、軌則參差、積ニ習生常ニ有下乖ニ綱致一者上、謹依ニ聖敎及現行要法一總有ニ四十章一分爲ニ四卷一、名ニ南海寄歸內法傳一……願諸大德興ニ弘法心一、無レ懷ニ彼我一、善可下量度順中行佛敎行上、勿下以ニ輕人一便非中重法上」と述べてをる。謹依聖敎とは根本說一切有部律であり、現行要法とは那爛陀等の中國諸寺及び室利佛逝等の南海諸寺に於て相承し來れる律行事をいふ。彼は入竺前に於て四分律に依れる法勵南山の律疏を精究して自ら明律者なる自負心を持ってをつたのであるが、一度西天耽摩立底國に渡りてその跋羅訶寺の法式並に那爛陀寺の嚴かなる律行を見るや、忽ちに古の明律者は今の迷律者となり果てたと自白しておる。(大正藏五四・二一三下末二)夫程に十誦・四分・僧祇・五分の諸律に依りて行事せる舊來の支那傳律、特に南山律興起以後の律行に對しては、尋常ならぬ疑惑と危懼の念とを懷いたのである。茲に於て彼は寄歸傳の序に「準ニ撿律文一則不レ如レ此、論ニ斷輕重一、但用ニ數行一、說ニ罪方便一無レ煩ニ半白一、此則西方南海法徒之大歸矣」と述べ、支那律行者の繁雜にして持犯輕重の判斷に際しては徒に論議を繰返せるを批議し、直に律文に準じて行ずること西方南海の學徒の如くすべしとて茲に四十事の行事を錄し、以て「閱レ此則不レ勞ニ尺步一可レ踐ニ五天於ニ短階一、未レ徙ニ寸陰一實鏡ニ千齡之迷躅一」と述べ、終りに於て「義淨敬白ニ大周諸大德一……所レ列四十條論ニ要略事一、凡此所レ錄並是西方師資現行著在ニ聖言一非ニ是私意一。夫命等ニ逝川一朝不レ謀レ夕、恐難ニ面敘一致レ此先呈、有レ暇時尋幸招ニ遠意一、斯依ニ薩婆多一非ニ餘部一矣。重曰、敬陳ニ令則一、恢乎大猷或依ニ聖敎一豈曰ニ情求一、恐難ニ面謁一寄レ此先酬、幸願繫轅不レ棄、芻蕘見レ收、追ニ蹤百代一播ニ美千秋一、實望齊ニ鷲峯於ニ少室一、並ニ王舍

三佛香本生譚（寒九・八七右末）の如きは十誦律並に諸律中に存せざるものであるが、わけて十誦律が鼻奈耶律を基本として增廣せりとするならば妄に此等を削除することは出來ない筈である。茲に於て深き疑問に陷入らざるを得ないのであるが、此等の例證によりて鼻奈耶廣律なるものは十誦律と何等かの系統を同じくするものではあらうが、しかし有部系なりと斷ずることは危險であると共に、十誦律は斷じて鼻奈耶律を增廣したものではないと云はねばならぬ。

かく考へ來りて十誦律と有部律との關係を見るに有部律は確かに十誦律の增廣であると言ひ得る。これは一々事例を出さずとも比丘尼戒に於ける二十僧殘法・三十三尼薩耆波逸提・十一波羅提々舍尼の如き戒條の增加、或は十誦律の四波羅夷戒緣と十誦律第五十七卷（張七・六右）以下の事緣とを拾ひあげて、有部律の四波羅夷緣との對照を試むる時自ら明らめ得る所である。或は波逸提第八十二條入王宮戒に就て、鼻奈耶廣律は入王宮十過失を擧ぐるのみなるに、十誦律には波斯匿王と末利夫人とは迦留陀夷を師として誦經せること、次に十種過失を擧げ、次に戒文解釋し、後に優塡王夫人なる舍彌婆提と阿奴跋摩（摩犍提の女）との爭ひ、舍彌婆提等五百人の燒死、入王宮隨閑等を記してをる有部律に至りては第四十四卷より第四十八卷まで五卷に亘りて多くの物語並に本生譚を含め、以て十誦律の記を核心として其の前後に種々の物語を增廣してをる夫故に義淨三藏は大歸、十誦に似たりと云つたのであらふ。これ十誦律を核心として廣汎なる有部律を編纂せざるを得ざる必然に迫られたるがためにこゝに根本說一切有部律の興起となつたものであらふ。しかし義淨は根本說一切有部律は大歸、十誦に似てはおるが、十誦は根本有部ではないとして貶斥してをるから、無論有部律が十誦律の增廣であるとか、或は十誦律が有部律より先に成立してをつたとか云ふ如き考は義淨の聽さゞる所であると共に、問題とするに足らない所であつたであらう。寧ろ義淨としては根本說一切有部律こそは根本律の律儀行事を明示した律藏であると確信せるものであつて、彼が此の律藏の行事を東土に實行せしめんとして南海寄歸傳を製作したるその高き熱意を見逃してはならない。夫故に根本說一切有部律とは、十誦律を說一切有部の末部の律、即ち枝末の說一切有部律なりとし、此に對して根本と名けたのでなく、說一切有部の行事の根基を示した律藏であるとの意を以て根本說一切有部と名けられたものであらうと考へる。これ實に廣汎なる有部律の興起せざるを得ざりし一大特徵でありて、又實に飲光慈雲尊者をして有部律の〝十勝

る、が、而も戒文の內容に於ては十誦廣律と大差はない。然るに鼻奈耶廣律の如きは上述の戒文並に僧殘法第十乃至第十三戒文、及び捨墮以下の各戒に通じて文義共に大なる相違を示しておる。これ現存の諸律は戒本を基礎として因緣廣解を施せるものでありて、そは僧祇律第二十二卷の終に於て法隨順なる語を釋し竟りて、「波羅提木叉の分別竟る」と述べ、有部律には十三僧殘法の終に於て「今問諸大德是中清淨不……」の文を置き、巴利律にも大廣解竟る（mahāvibhaṅgaṃ niṭṭhitaṃ）として戒本の註釋なるを示し五分律第十八卷・四分律第三十六卷布薩揵度に於て「餘者僧常聞」の語を出せるが如きに徵して、證し得るのであるが、鼻奈耶律のみは因緣廣解に緣りて戒文を作製せるものなりと斷じなければならぬ。鼻奈耶廣律の道安の序によれば、此の律は竺佛念の譯ではあるが鳩摩羅佛提の將來せる梵書に依つたのであるから竺佛念が任意に伸縮せるものでない事は明かである。とすれば梵本（胡本）に於て既に諸部廣律の戒文內容と甚しく相違せる且つ整理せられざる戒文の存せることも疑ひ得ない。されば整理せられたる十誦諸律より以前の成立なるは無論にして、若し結集當時の若しは部派分立以前の律の原型なるものが幾分にても想定し得らるゝとするならば、鼻奈耶廣律の如きものが諸律より以上に、その未整理なる點に於て寧ろ原型に近きものではなかりしかとも考へられる。而して鼻奈耶廣律中の因緣談の取扱ひ方と十誦律のそれとを比較することによりて、十誦律が初め此律を基本とし整理し增廣し、行事及び持犯相狀をも加へたものだとは考へ得られない。若し十誦律が鼻奈耶律を基本として增廣したものとするならば、鼻奈耶律中の因緣の重要なるものは十誦律中に引用してあらねばならぬ。例へば第三波羅夷戒緣の如き、薄佉羅の自殺、優鉢色比丘尼が調達に打たれて死にたりとなし、目連が執杖梵志によりて殺されたる爲に馬師・弗那跋の二人が師の爲に梵志を殺し、並に二人の本生譚を出せるが如き、或は第二僧殘戒に於て優陀夷に對し、「我前不下向二憂塡王一說中婬不淨上耶」とて、王と佛とが梵行に就て問答せるが如き、或は第四僧殘戒に於て阿難と旃荼羅女なる鉢吉蹄との誘惑の如きは十誦律中並に諸律中に存せざるものである。或は波逸提第三十六條にて外道に事へたる失梨蝺長者が世尊の一切智を試みんとて火坑を造り且つ食中に毒藥を混ぜるに緣りて「若比丘衆不レ唱私去レ會者犯者墮」と制せるが如き、こは十誦律にては第六十一卷因緣品第四に出づるも波逸提の戒因緣にはなく有部律にては目得迦（卷五・二七左）に出せり。或は尸叉罽賴尼（衆學法）中に引ける辟支

誹謗一者僧伽婆施沙としてをるが如くである。喩婆怒は yo pana（若又）の音寫である。しかし戒條の配列順位と特種の因緣譚の配置方法とによりて兩律は共に何等かの系統を同じくする律典なることは明かである。卽ち第一婬戒に於て四分・五分・僧祇・巴利の四律には毘蘭若婆羅門の記を出してをるが、鼻奈耶廣律と十誦律と有部律とは第一婬戒の下に出さず、而も鼻奈耶と十誦とは波逸提法第四十四條外道與食戒の下に出して有部律同戒下には出さず。鼻奈耶第八十波逸提戒緣に迦留陀夷阿羅漢道を得て九百九十九家を度するの記は、十誦律にも同戒下に同樣に出でてをるが、有部律同處には九百九十九家なる語なく、却りて十八億家を敎化せりとして十數個の彼が敎化事蹟を出してをる。此等の事例によりて鼻奈耶廣律と十誦律とは何等かの系統と同じくする律なることは明かである。然し仔細に檢する時果して前者は後者の如くに有部系なりや不やは尙疑はしく、且又後者は前者を增廣せるものだとは尙更斷じ難いそれは戒文が甚しく相違し、且又第二制第三制として補足せる所謂隨開戒文が缺けてをるからである。卽ち鼻奈耶廣律大妄語戒の如きは三の別緣を出して三制を示し、且つ十誦律等に共通する「除二增上慢一」の補足戒文が缺けてをる。尤も「若比丘若依二俗禪一起二神足一及自稱譽言二上人法一此比丘波羅移不受」の第三戒文は、諸律の增上慢なる補足戒文に相當するものではあらふが、鼻奈耶にては一戒中に整理せずして獨立戒文を形成してをる。第四波羅夷の如き重要戒文に於て、同一の有部系とするならば、斯の如きの相違あるは甚だ不可解の至りである。若し同一有部派なりとするならば、說戒會上に於ける戒本讀誦に際して三制中のいづれを讀みあげるのであるか、甚だ當を得ない事になるのである。或は僧殘法第三麁惡語戒に於て、十誦戒文には「若比丘欲盛變心在二女人前一作二不淨惡語一隨二婬欲法一說者僧伽婆尸沙」とあるに、鼻奈耶律には「若比丘婬意熾盛向二女人一歎二婬相娛樂事一惡語相向惡眼相視若大若小女人犯二僧伽婆施沙一」とあり。或は十誦律第七十八波逸提法に「若比丘不二恭敬一者波逸提」とあるを、鼻奈耶律にては「若比丘不レ得三高聲大喚擾二亂人一若擾亂者墮一」とあるが如くである。いかなる部派の律に於ても多少の譯語譯文の相異はあらふが戒文の內容に於ては大差はない。矢吹博士によりて紹介せられたる建初元年寫（西紀四〇五）の戒本の如きも、素朴なる譯文であり、諸律戒文に存せざる異句などを出してをり、その一百七衆學法なる點よりして曇摩侍譯（西紀三六八）の戒本なるべしと考へらるゝのであるから、鼻奈耶廣律より十五年以前に譯出された戒本であると想は

終りに於ても亦「初後讃歎乃是尊者馬鳴取ニ經意一而集造、中是正經金口所說事、有ニ三開一故云ニ三啓一也」とある。而して有部毘奈耶第二十七卷（張九・九左五）に相當する西藏律文に照合するに "Rgyud-chags gsum-pa yaḥi klog-par-bya" とありて三啓經に相應する語が出でてをる。かくて西藏律梵本と漢譯律梵本とは決して同一梵本とは云ひ得ないのであるが、而も此の語を共にすることによりて、これ義淨が故意に傳說に基いて無常經を三啓經と改稱し、或は並稱して無常三啓經とせるものではなく、正に梵本既に三啓經又は無常三啓經と記せるものなることを證し得る。從つて有部律梵本なるものは馬鳴以後の編纂であると斷じ得るであらうかくて前述の智度論に於ける盜戒緣起の記述に於て、又八十部律の記述によりて龍樹が此の有部律をも參酌せりと推し得る故に、この有部律なるものは馬鳴より龍樹に至る間の時代に於て編述せられたものと推し得るであらう。此の意味に於て本律に於ける三啓經の語は、極めて重要なるものと云はねばならぬ。而して龍樹が十誦律を依據としたといふ證は既に述べた所であるが（國譯律部十三、解題の四、五分律の組織）更に有部律をも參酌したりとするとも、十誦・有部の兩律の成立が同時代であるとは云ひ得ない。のみならず、確に有部律は十誦律より分出し增廣せるものなる故に、義淨がいかに貶斥するとも、十誦律は有部律以前に成立せるものであると云ひ得る。從つて根本說一切有部は薩婆多有部よりの分出であると云はねばならぬ。

【一】大谷大學西藏大藏經甘殊爾勘同目錄(No.975)によるに、西藏に傳はれる無常經には、所謂馬鳴の頌を添加してゐない。これ金口の聖說ならざるに因りて削除せるものであらうか。

六、鼻奈耶廣律、十誦律、並に根本說一切有部律

西紀三八二年竺佛念によりて譯出された鼻奈耶廣律卽ち鼻奈耶戒因緣經十卷なるものは、現存廣律中の最古譯である。十誦律は弗若多羅と竺佛念とにより西紀四〇四年に譯出されたのであるが、共に竺佛念が關係しておるにも拘はらず、譯文の上から鼻奈耶が素朴なるに十誦は極めて精練されてをる。これは竺佛念が翻譯の進境を物語るものではあらふが甚だ奇異の感を懷かしむる。例へば十誦律にて波羅夷不共住とあるを此律にては波羅移菩提阿薩婆肆とある。これ巴利戒文にて ayaṃ pi pārājiko hoti asaṃvāso 'ti とあるに相當し、菩提は hoti 阿薩婆肆は asaṃvaso の音寫である。或は第十三僧殘戒文に於て十誦律にては若又比丘……とせる所を喩婆恕比丘自心剛强不ㇾ受ニ

〈知而故問非ニ不レ知問一、時而問非時不レ問、有利故問無利不レ問、破ニ決隄防ニ斷ニ除疑惑一、爲ニ利益一故知レ時而問」とありて佛は是れ一切智人なるの意を暗示せるに應ずるものである（一切智人、一切智者、具一切智の語は毘奈耶第十卷又は有部藥事の初其他律中處々に出でたり）。僧祇律には一切智に相應する語あるも三たび房を起して三たび此を上座に與へたるを緣とし、外道雅なる言の代りに當來比丘なる語を以てせるより推して、こゝの智論の記は僧祇律を參照せるにあらざるは明かである。又五分律には如レ是至レ三の語も取樵人の語もあれど外道の記なく、四分律には如是至三に相當する語なく外道の記もなしされば智度論の一切智人の例證として達試迦の記を引けるは、此等種々の引證によりて有部律に依れるものと想定せざるを得ない。從つて有部毗奈耶律を以て龍樹已後の編纂になれるものなりとは云ひ得ない。尙ほ智度論第百卷の終に阿波陀那本生を含める律と此を除却せる律との二種ありと述べておる。この阿波陀那本生を含める律なるものは、龍樹が摩偸羅國毗尼と言へるよりして主として僧祇律を以て代表せしめたるものと考へらるゝのであるが、又如上の引證によりて有部律をも含むものと解すべきであらう。且又龍樹が含ニ阿波陀那本生一有ニ八十部一と言へるよりして前述の於餘十六事處及雜事處の文等に照合して有部律にも八十部ありと解し得るが故に、龍樹は有部律をも參照せりと解すべきであらう。

五、三啓經と有部律

三啓經とは無常經（Anityatā-sūtra）のことでありて無常三啓經とも言はれておる。有部律中には此の經名を出すこと其の數甚だ多い。即ち無常經としては有部毗奈耶第二十三卷（張八・一一 二左一〇）同第四十三卷（張九・八 四左一四）に出し、三啓經としては有部毗奈耶第二十三卷（張八・一一 三左一四）同第二十七卷（張九・九左五）、有部毗奈耶雜事第四卷（寒一・一 五右九）に出し、三啓無常經としては有部毗奈耶雜事第十八卷（寒一・六 九左末二）薩婆多部律攝第七（寒六・三 八左五）に出し、百一羯磨第九卷（寒五・七 三左一二）には「誦ニ三啓一時」なる語を出しておる。無常經を三啓經と稱ふるに至れるについては、義淨は南海寄歸傳第四卷（大正藏五四・二二七上）に次の如く述べておる。

「……所誦之經多誦ニ三啓一、乃是尊者馬鳴之所レ集置一、初可ニ十頌許一取ニ經意一而讚ニ歎三尊一、次述ニ正經一是佛親說、讀誦既了更陳ニ十餘頌一論ニ迴向發願一、節段三開、故云ニ三啓」

此の記によりて見るに、馬鳴以後に於て無常經を三啓經とも三啓無常經とも言ふに至れるものなるは明かである。大正藏經第八十五卷古逸部（一四五八上）には大英博物館所藏の燉煌出土本、佛說無常三啓經を出しておる。初の偈文中十一句は缺けておるが義淨譯と全く一致する。その

る程に五分律と相似せるものではない。彼が五分梵本は有部律と一も別處なしと言ふたのはあまりに過言であつた。次に義淨の南海寄歸傳卷一（大正五四・二〇五上）に「西國相承大綱唯四、一、聖大衆部分ニ出七部一、三藏各十萬頌、唐譯可レ成ニ千卷一、二、聖上座部分ニ出三部一、三、聖根本說一切有部分ニ出四部一、四、聖正量部分ニ出四部一……摩揭陀則四部通習、有部最盛、北方皆全有部、時逢ニ大衆一、南海諸州純根本有部」とありて、有部(Sarvastivadanikaya)と根本有部(Mūlasarvāstivadanikāya)との言葉の使ひ分けを爲せるによりて、或は南海佛教のみを根本有部とせるが如くに見ゆるも、然し百一羯磨の註（寒五・五七左）によるに南海佛逝と中國との沙門の軌儀は悉く皆別なしと記せるより見て、北方有部とはやはり根本有部を意味せるに相違なきものである。從つて彼は中國も北方も南海も悉く根本有部なりとして十誦律に適當の位置を與へず、根本有部律は十誦律と大歸相似たるも十誦律は根本有部の律に非ずと斥けておる。されば彼の立場としては根本有部律なるものは十誦律よりの分出、及び增廣せるものなりといふ事は許し得ないのである。

しかし龍樹の依用せる律は專ら十誦律なりしは既に前に述べたる如くであるが（國譯律部十三、解題細註參照）更に有部律をも參酌せる痕跡を認め得る。卽ち

十誦律盜戒緣起（張三・七七左）には

諸比丘隨レ所ニ知識一乞ニ索草木一各各自作ニ菴舍一止住、是諸比丘入レ城乞食有ニ取薪人一壞ニ其庵舍一持ニ材木一去、乞食還見卽生ニ憂愁一……是時衆中有ニ一比丘一名ニ達尼迦一……佛告ニ阿難一汝破ニ是達尼迦比丘赤色泥舍一莫レ使ニ外道譏嫌呵責一、佛現在世出ニ如レ是漏結因緣法一 とあり。

有部律盜戒緣起（張八・一四右）には、

時有ニ但尼迦苾芻一先是陶師之子、於ニ阿蘭若草室中一住、時但尼迦入ニ王舍城一於ニ可行處一次第乞食、時此城中牧牛羊人・取薪草人・正道活命邪道活命人、苾芻去後打ニ破其室一取ニ草木一去、但尼迦還見ニ其室破悉將ニ草木一卽便更造ニ新室一如レ是再三被ニ諸人等同レ前打破一、……諸苾芻白レ佛言、是但尼迦苾芻陶師之子自造ニ此室一、佛告ニ諸苾芻一可レ破ニ此室一由ニ此緣一故諸外道等謗ニ讟於レ我言、沙門答摩現在住レ世而聲聞衆中有下作ニ如レ是有漏喬法者上。何況滅度とあり。而して

智度論第十卷（大正二五・一三一上）には

字ニ達貳迦一作ニ小草舍一常爲ニ放牛人一所レ壞三作三破… 外道輩當言佛大師在時漏處法出とあり。

此文の三作三破の語に相當するものは十誦律になくして有部律に存する。又十誦律は諸比丘が菴舍を作りて取薪人に壞されたりとするも、有部律は但尼迦苾芻が再三新室を造りて牧牛羊人・取薪人等に壞されたりとせるは智論と一致する。而して智度論には一切智人の事例として此事緣を例證せるもの、十誦律には「知而故問」とあるのみなるも、有部律には

羯磨中具述二」とある故に、毘奈耶の譯出は百一羯磨譯出の後であるべきである。しかし斯の如くに譯出の前後に就て相違あるが如くに見ゆるも、刪綴し奏行する時日に於て相前後せる故に開元錄の記の如くになつたものであるかも計られない。

終に南海寄歸傳卷第三（大正五四・二一九上）に「西國出家軌儀咸悉具有二聖制一廣如二百一羯磨一、此但略指二方隅一」とあり。或は同第二卷（大正五四・二一四中、末六行）に具如二別處一とあり。これ百一羯磨等十卷（寒五・七五左）の略敎を云ふたものであるが、こゝに東夏僧衆の未だ知らざる百一羯磨の名及び、其中の文を暗示せるは不審である。或は南海に於て寄歸傳撰出以前に已に百一羯磨を譯出せるにあらざるかとも考へられる。

【二】因に石田氏の「寫經より見たる奈良朝佛敎の研究」には、その奈良朝現在一切經疏目錄（五五頁）に根本説一切有部毘奈耶等の名ありて藥事以下の七部を缺き、且つ摩竭魚因緣を列ねてをる。これ開元錄の記と相應せるものなるは注意すべきである。

四、智度論と十誦律並に根本説一切有部律

義淨三藏は南海寄歸傳卷一（大正五四・二〇六下）に於て、「凡此所論皆依二根本説一切有部一、不レ可下將二餘部事一見糅上於斯。此與二十誦一大歸相似。有部所レ分三部之別、一法護、二化地、三迦攝卑、此並不レ行二五天一、唯烏長那國及龜兹于闐雜有二行者一、然十誦律亦不二是根本有部一也」と述べてをる。これによれば、義淨は根本説一切有部律（Mūlasarvāstivāda-vinaya）なるものは十誦律（Daśādhyāya-vinaya）と大體類似せるも、而も十誦律は有部の正統なる根本律に非ずと偏斥してをるのである。のみならず義淨は百一羯磨の註（寒五・七六右）に於て、「其五分律於二食法中一有レ説二略敎一（梵云二僧泣多毘奈耶一）（Saṁkṣipta-vnaya）舊來諸人不三名爲二略敎一亦未レ閑二深旨一、然文與レ此殊、近者親撿二五分梵本一與二此有部一一無二別處一、但爲二前代譯有二參差一致レ使二其文有一レ異、冀後之學者極須三諦審觀二敎意一不レ得二雷同一」と述べてをる。これ根本説一切有部律と五分梵本とは同一にして別なしとの意なりと解すべきであらう。義淨が十誦律を根本有部ならずとし、また有部の分出三部（法護・化地・迦葉臂）の中にも攝せずして偏斥せるのみならず、根本有部律と五分律梵本とが同一にして無別なりと云ふに至りては、何を以てかゝる驚くべき錯謬を敢へてなせるか甚だ怪しまざるを得ない。よつて慈雲尊者は「恐梵本有二異本一耳」と會通を施してをらるゝが、この會通は何等の効果を齎らすものでもない。（解纜鈔、佛全一一四・九九上）。彼の傳ふる所によれば聖根本説一切有部より、法護部、化地部、迦葉臂部の三部を分出せりとする故に、化地部の五分律梵本とも多少の類似する所はあらうが、有部律が十誦律と似てを

醫藥・衣)と八法(迦絺那衣・俱舍彌・瞻波・盤荼盧迦・僧殘悔過・遮・臥具・諍事)と雜誦(調達破僧事と雜事六十法)とに相當するもの、十誦律にては西藏律の補特迦羅事と覆藏事とを僧殘悔法の一事に攝してをる點が相違せるのみである。今、毘奈耶卷第二十七に餘十六事處と記せるより見るに、此二を一とせるにはあらざるかとも考へられる。但し有部律攝卷第九(寒六・四六右)には若於二十七事、尼陀那目得迦處、增五增六增十六、摩納毘迦處、及於下餘經典與二毘奈耶一相應之事上而輕呵者……」とあり、或は律攝第十四卷(寒六・七四左)にも「是義有餘謂十七跋窣覩」とあるも、此等は雜事を含めて十七事とする故に、前出の毘奈耶の餘十六事處……とある文と相違するものではない。而して西藏律の有部毘奈耶と相應する處には十六事處の語なくして、「諸事、雜事、尼陀那、小事、五毘奈耶、六毘奈耶、毘奈耶母(目得迦)、其他律を具有せる諸經を讀む時……」とある故に、今十六事なるか十七事なるかは定め難いのであるが、前述の如く甘殊爾勘同目錄に據りて十七事であつたとするのが當然であらう。從つて毘奈耶といひ律攝といひ、何れも雜事を除いて十六事とする故に、或は算を違へたるものであるかも知れぬ。かくて義淨は雜事を除ける十七事中より藥事・出家事等の七部を譯出して、布薩・衣・拘睒彌・羯磨(瞻波犍度)・黃赤比丘・補特迦羅・覆藏・遮布薩・臥具・滅諍の十事を譯出せずして入寂せる故に、漢譯有部律は甚だ廣汎ではあるが不完本律藏といはねばならぬ。然し貞元錄編入の藥事等は總べて五十卷のみなる故に、開元錄卷九に「跋窣堵約七八十卷」との語あれば、義淨は有部律の全分を譯しつゝ、その寂後に於て布薩・衣・拘睒彌等の譯せる分を逸失したものであるかも知れぬ。

次に開元錄卷九に於ては薩婆多部律攝を久視元年(西紀七〇〇)に、毘奈耶と尼陀那目得迦と百一羯磨とを長安三年(西紀七〇三)に、苾芻尼毘奈耶と雜事と戒經と攝頌類とを景龍四年(西紀七一〇)に譯出したりとするが甚だ疑はしい。卽ち百一羯磨則處法の下(寒五・八左末)の義淨の註に「廣如二雜事第五卷洗淨威儀經具言一」とあるに由りて雜事の譯出は百一羯磨譯出以前であるべきである。同受日出界外の下(寒五・五二右)の註に「其事廣說如二目得迦第五卷中具述一」とあれば、目得迦の譯出は亦百一羯磨譯出より前である。目得迦と雜事とはいづれが前なるか後なるかは知れ難い。ともかく百一羯磨譯出より七年も後に雜事を譯せりとする開元錄の記は解し難い。

次に開元錄は百一羯磨譯出の前に毘奈耶を譯出せりとせるも、毘奈耶(張八・六四左)には「廣如二百一羯磨中一」と二箇處まで註を施し(張八・七八左)の義淨の註には「廣如二百一

arvāstivāda varṣavāsa vastu）一卷

根本說一切有部毘奈耶隨意事（mūlas=arvāstivāda pravāraṇā）一卷

根本說一切有部毘奈耶皮革事（mūla=sarvāstivāda carma vastu）二卷

根本說一切有部毘奈耶羯恥那事（mūl=asarvāstivāda kaṭhinacivara vastu）一卷

卽ち貞元錄に「右此上從二藥事一下七部共五十卷、並從二大周證聖元年一至二大唐景雲二年一以來兩京翻譯、未レ入二開元釋敎錄一、今搜撿乞入二貞元目錄一……」と記してをる。かくて高麗藏經には貞元目錄の如くに之を排したるものである。こゝに於て義淨の譯出律典は都合十八部二百九卷となる。こゝに於て百一羯磨卷十（寒五・七七左）に「比由二羯磨本一中與二大律二百餘卷一相勘爲二此尋撿一極費二工夫一後人勿レ致二遲疑一也」とある二百餘卷の語に相應すといふべきである。尙、開元錄卷九（大正五五・五六九上）には「淨亦於二一切有部律中一抄二諸緣起一別部流行、如三摩竭魚因緣等四十二經四十九卷一、既是別生抄經、不レ合レ爲二翻譯正數一、今載二別生錄中一、如三刪繁錄中具列二名目一……」とあり、その摩竭魚因緣經、尊者鄔陀夷引導諸人禮佛經等の九經は根本說一切有部毘奈耶中より、火生長者受報經、尊者善和好聲經等の三十三經は根本說一切有部毘奈耶雜事中より別抄して流行せるもの（開元錄第十六・大正五五・五九中）なる故に翻譯の正數とすべきでないと述べてをる。

こゝに藥事・破僧事・出家事等の七部と前の毘奈耶雜事との八事は四分律・五分律等の犍度分に相當するものであるが、有部律としての犍度分は此等八事のみではなくて、やはり諸律と同樣に尙多くの犍度を有せるものであり、義淨の將來梵本中に存在してをりつゝ譯出の暇なくして入寂せるものに相違ない。卽ち毘奈耶雜事第四十卷（縮寒二・九二左）に、受戒・褒灑陀・安居・隨意・諸事及び雜事・尼陀那・目得迦等を結集せりと云ひ、毘奈耶卷第二十七（縮張九・九右）輕呵戒學處に於て四他勝（四波羅夷）より七滅諍に至る中の一戒たりとも、毀語を出して對人に告げんには波逸底迦罪なりと註釋し、次で「如レ是應レ知、於二餘十六事處及雜事處・尼陀那處・目得迦等處一、及於二律敎相應經處一……」と述べてをるより見るに、正しく有部律犍度としては受戒布薩等の十六事及び雜事と尼陀那目特迦等より成れるを知り得る。次に之を根本說一切有部律を傳持せる西藏律に對照するに出家事・布薩事・隨意事・安居事・皮革事・藥事・衣事・羯恥那衣事・拘睒彌事・羯磨事・黃赤比丘事・補特迦羅事・覆藏事・遮布薩事・臥具事・滅諍事・破僧事の十七事と雜事（大谷大學西藏大藏經甘殊爾勘同目錄 PP 400-405, 414）とを列ねてをる。これ十誦律の七法（受戒・布薩・自恣・安居・皮革・

三、有部律典翻譯年次

義淨將來の梵本中、廣汎なる有部律典翻譯の種類及び年次に就ては、開元錄卷九と貞元錄十三とに詳記されてある。開元錄（開元十八年、西紀七三〇智昇撰）によるに三藏の翻譯五十六部二百三十卷の中、律部は左の如くである。

根本薩婆多部律攝 (mūlasarvāstivāda vinaya saṅgraha) 二十卷 尊者勝友集 或十四卷 久視元年（西紀七〇〇）十二月廿三日於東都大福先寺譯

根本說一切有部毘奈耶 (mūlasarvāstivāda vinaya) 五十卷 長安三年（西紀七〇三）十月四日於西明寺譯

根本說一切有部尼陀那目得迦 (mūlasarvāstivāda nidāna-mātṛkā) 十卷 或八卷 長安三年十月四日於西明寺譯

根本說一切有部百一羯磨 (mūlasarvāstivāda ekaśatakarman) 十卷 長安三年十月四日（貞元錄は長安二年）於西明寺譯

根本說一切有部苾芻尼毘奈耶 (mūlasarvāstivāda bhikṣuṇī vinaya) 二十卷 景龍四年（西紀七一〇）於大薦福寺翻經院譯

根本說一切有部毘奈耶雜事 (mūlasarvāstivāda saṃyukta vastu) 四十卷 景龍四年於大薦福寺翻經院譯

根本說一切有部戒經 (mūlasarvāstivāda vinaya sūtra) 一卷 景龍四年於大薦福寺翻經院譯

根本說一切有部苾芻尼戒經 (mūlasarvāstivāda bhikṣuṇī vinaya sūtra) 一卷 同右

根本說一切有部毘奈耶頌 (mūlasarvāstivāda vinaya gāthā) 五卷 尊者毘舍佉造、景龍四年於大薦福寺翻經院譯、先在西域那爛陀寺譯出、還都刪正、景龍奏行。

根本說一切有部毘奈耶雜事攝頌 (mūlasarvāstivāda saṃyukta vastu gāthā) 一卷 景龍四年於大薦福寺翻經院譯

根本說一切有部尼陀那目得迦攝頌 (mūlasarvāstivāda vinaya nidāna mātṛkā gāthā) 一卷 同右

右十一部一百五十九卷を出し、更に同處義淨傳に（大正五五、五六九上）には「又出說一切有部跋窣堵 即諸律中犍度跋渠之類也梵音有楚夏耳 約七八十卷、但出其本未遑刪綴遽入泥洹其文遂寢」とあれば、已に譯出せる犍度分相當のものがあつたに相違ないが、未だ刪綴せざりし爲に奏行せざりしものであらう。而して貞元錄（西紀八〇〇圓照撰）に於て左の藥事等七部五十卷（內元缺三卷）を列ねてをる。

根本說一切有部毘奈耶藥事 (mūlasarvāstivāda bhaiṣajya vastu) 二十卷

根本說一切有部毘奈耶破僧事 (mūlasarvāstivāda saṅghabhedaka vastu) 二十卷 內欠二卷

根本說一切有部毘奈耶出家事 (mūlasarvāstivāda pravrajyā vastu) 五卷 內欠一卷

根本說一切有部毘奈耶安居事 (mūlas=

るかは明示する處がない。在印二十有餘年、經廻せる所三十餘國、その中學界の中心地たりし那爛陀に居ること最も多く、求法高僧傳(大正五一・八中)には義淨自ら「住那爛陀寺十載求經、方始旋レ踵言歸ニ耽摩立底一、……所將梵本三藏四百部五十萬餘頌」と述べてをる故に、從つて根本說一切有部律の梵本も此處にて得たるものと想察して誤りなからうと思ふ。南海寄歸傳(大正五四・二〇五中)には當時四部通習せるも有部盛行の地たりといひ、又寄歸傳に記する所の律行も多く那爛陀に行はれたるを示してをることは、文中に「那爛陀寺大德多聞並皆乘輿……」等とあり、或は佛逝の行事と那爛陀行事と別異なしとあるに由りて知らる。次に西藏律は有部律と殆んど相似せるものであるが迦濕彌羅國律師(Jinamitra)により藏譯せられてをり、義淨も亦「北方皆全有部時、逢ニ大衆一」と云へるよりして、義淨が迦濕彌羅國に至り、それより將來せるにはあらざるかとも考へうる所であるが、義淨の行程を見ると經廻せる所三十餘國とあるのみにて迦濕彌羅國に入つた形跡若しは文献がない。南海寄歸傳(大正五四・二〇五中)、に廣如ニ南海錄中具述一とも、如ニ西方記中所レ陳矣(大正五四・二一一中)とも、具如ニ中方錄及寄歸傳所レ述(求法高僧傳、大正五一・五下)ともあれば、更に詳細なる旅行記がありしものゝ如く、此等の中に或は將來地に就ての詳細なる記述ありしやも計り難いが、今存せざる故に知り難ければ、今は那爛陀よりの將來と考ふるも大過なからう。尙又寄歸傳に「南海諸州有ニ十餘國一純唯根本有部」とあり、義淨こゝに滯在せること五年、其間に書寫の紙墨を廣東に求めて舶に托せんとせる際風便に禍ひされて一たび不本意にも廣東に歸り、再び佛逝に歸りて滯在せる故に、或は南海にて得たるには非ざるか、特に那爛陀よりの歸路大劫賊に遭ひて僅かに剸刄の禍を免れたりといへば、たとひ那爛陀より將來すとも皆劫賊に奪ひ去られたるを以て、佛逝にて梵本書寫せんとて紙墨を求めたるに非ざるかとも考へ得るが、求法高僧傳(大正五一・八中)に「於レ此外レ舶過ニ羯茶國一所將梵本三藏四百部五十萬頌、唐譯可レ成ニ千卷一權居ニ佛逝一矣」と述ぶる故に、正しく梵本は中印度那爛陀より將來せるものなることは疑なき所である。

註記。松本博士は佛典批評論(四三四頁)に有部律將來地について「假令それが師子島からであつたとしても……」とて、かりに想像を施してをらるゝが、義淨は師子島には渡つてゐない。義淨が何故に師子島に渡らなかつたかといふ事は一の疑問とすべきであらふと思ふ。密教的色彩を多分に帶べる中印度並に南海の戒律行事と錫蘭上座部律の律行とは甚しき相違ありし故に、義淨としては此に到る必要なしと考へたのではなからうか。

る間に再度の大劫賊に遭ひ、僅に剗刄の禍を免れて朝夕の命を存するを得、此より船に昇りてスマトラ島の北端なる羯茶國に達した。所將の梵本三藏五十萬餘頌、唐に譯せんに千卷を成すべく、擁して佛逝に居住した。(以上、西域求法高僧傳、大正五一・七下―一八中)。佛逝は僧衆千餘、學問を懷と爲し、並に多く鉢を行じ、所有尋讀せること乃し中國と殊らず、沙門の軌儀は悉く皆別なし。若しそれ唐僧にして西方に向はんと欲せんには、斯に留まること一二載して其法式を習ひて行くも亦佳なりとす(百一羯磨同上註)次で寄歸傳第四(大正五四・二二九下)には、「已達二室利佛誓一停住已經二四年一留連未レ及二歸國一矣」とあり。この室利佛誓とは佛誓(Bhoga)をいへるものであらう。次で永昌元年七月二十日(西紀六八九)、彼は心ならずも一度廣州に還りて諸の法俗と相見ゆるに至つた(求法高僧傳、大正五一・一一上)。これ彼がBhoga河口に往いて商船を介して書を附し、次で梵本寫經の紙墨並に雇手直(寫經生費)を求めんとて舶に昇りしに、折しも商主は風便を見て帆を擧げて高く張りたる爲に、下船の方途なくして餘儀なく歸還せざるを得ざるに至つた。而して十一月貞固(年四十)及び其弟子懷業(年十七)と、道宏(年二十二)法朗(年二十四)と共に滄海を越え、重ねて南海佛逝に歸りて經論を譯した。貞固は善導大師に還ひて彌陀の勝行を受け、又宣律師の文抄を讀み、首律師の疏を以て宗本とした人である。かくて天授二年(西紀六九一、宋・元・明・宮本には天授三年とす)五月十五日、大津師が永淳二年(西紀六八三)より數歲を經て佛跡を歷遊して此處に來れるに相會せるを以て托するに新譯の雜經論十卷、南海寄歸傳四卷、西域求法高僧傳兩卷を以てした。而して法朗は死し、懷業は佛逝を戀居して番禺(廣州)に歸らんことを希はず、即ち義淨は道宏と貞固とを相隨へて武后の證聖元年五月(西紀六九五)に五十萬頌四百部の梵本と金剛座眞容一鋪並に舍利三百粒とを齎して洛陽に還つた。時に義淨六十一歲であつて、これ實に二十五年の大行程であつたのである。一說には聖曆元年(西紀六九八)としてをる。爾來彼は譯經に專心し、先天二年(西紀七一三)七十九歲にして遂に寂した。根本說一切有部律二百餘卷は、かくの如くして彼によりて將來され、彼によりて譯出されたのである。

【一】燈禪師は幼にして父母に隨ひ社和羅鉢底國(シャム國のDvāravatī)にて初めて出家し、後唐使に從ひて歸り、玄奘の處にて進具し、數歲にして聖蹤を禮せんとて南溟を越えて師子國に到り、南印度に旅して耽摩立底國に至り、こゝに淹ること十二歲、梵語に閑なりき。倶尸城般涅槃寺に在りて寂す。(大正五一・四中)

二、梵本の將來

義淨三藏が將來した五十萬頌四百部の梵本は、三藏が何れより將來せるものな

ずして佛逝(Bhoga)に之き、停まること六月にして漸く聲明(梵語文典)を學び、王の支援を得て末羅瑜國(Malayu=今改めて室利佛逝Śribhogaとす)に至りて停まること兩月、夫より羯茶(Ka-cha)に至り、十二月に於て王舶に乘じて北行し、十日餘にして裸人國を東に望み見、夫より半月ばかり西北行して東印度の南界なる耽摩立底國(Tāmralipti)に達した。これ莫訶菩提(Mahābodhi)及び那爛陀(Nālanda)を去ること六十餘驛(六十由旬)の所にして、實に咸亨四年二月八日であつた。此處にて彼は玄奘の弟子大乘燈師(Mahāyāna-pradīpa)と相會し、留まること一歳して梵語を修め、燈禪師と共に道を西方に取つた。遇商侶に遇へるに因りて中天に詣らんとし、莫訶菩提を去ること十日行程の處にて大山澤の路險にして通じ難きあり、要らず多人相藉りて進まねばならぬ所に至りて時患に染みて身疲羸しい、商旅に隨逐せんとしたけれども及ぶこと能はず、五里を進むに百息した。其時那爛陀僧二十人ばかりと燈上人とは並に皆前に去り、唯獨り險隘を孤步せるに賊至りて上衣を撮り下服を捕へ、條帶をも亦奪ひ取らんとした。此時死を決し、本來の望を遂げずして體、鋒端に散ぜんかとばかりに謂ふた。又、彼國の相傳には「若し白色の人を得んには殺して天祭に充てんとす」と。既にして此說を思ふで更に慘念し、乃ち泥坑に入りて遍く形體に塗り、葉を以て遮蔽して杖に扶へて徐行し、夜、兩更に至りて漸く徒侶に及ばんとした時、燈上人の村外に長叫せるを聞いた。既にして相見えて一衣を授かり、池內に身を洗ひて方に村に入ることを得た。此より數日して先に那爛陀に到り、根本塔(Mūlagandha-kuṭī)を敬し、次で耆闍崛山に上りて疊衣處を見、後に大覺寺(Mahābodhi Vihāra)に往いて眞容像を禮し、此處にて山東の道俗贈れる所の絁絹にて如來等量の袈裟を作りて親しく披服しまつり、濮州の玄律師が托せる數萬の小羅蓋を爲に持して奉上し、曹州の安道禪師の依囑によりて彼名によりて菩提像を禮拜し、次で五體を地に布き想を一にして虔誠もて先に東夏四恩の爲に、次で普く法界含識に及びて龍華初會に慈氏尊に遭ひ並に眞宗に契ひて無生智を獲んことを願ふた。次で乃ち遍く聖跡を禮し、方丈(維摩の方丈をいふ、即ち毘舍離なり)を過りて拘尸城(Kusinagara)に屆り、所在に欽誠をさゝげ、次で鹿園に入り、鷄嶺(Kukkuṭapādagiri)を跨ぎ、爾來那爛陀寺に住すること十載、經を求めて後方に始めて旋りて言に耽摩立底國(有部百一羯磨、寒五・五七左には莫訶菩提及び室利那爛陀寺を去ること六十驛ばかり、ここより兩月舶を東南に汎べて羯茶國に到り、更に一月ばかりして末羅遊州——今、佛逝多國と爲す——に達せりとせり)に歸還せんとし(嗣聖二年、西紀六八五無行禪師と生別して——求法高僧傳、大正藏五一・九下)、未だ至らさ

根本說一切有部毘奈耶解題

一、譯者義淨三藏の入竺行程

根本說一切有部律の譯者義淨三藏は、法顯(西紀三九九—四一四まで十六年間)・玄奘(西紀六二九—六四五まで十七年間)と共に印度三大旅行者の一人として名高い。彼は玄奘三藏の入竺中、太宗の貞觀九年(西紀六三五)に齊州に生まれ、七歲にして神通寺の大德善遇法師に親侍し、十二歲の時師六十三歲にて寂せるを以て慧智禪師(宋・元・明三本には慧習とす)に內典を學び、十四歲にして釋門に入り、十八歲に至りて法顯の雅操、玄奘の高風を仰ぎて渡天の志を起し、二十歲に具足戒を受けて五稔の間精しく律儀を修習し、特に法勵律師の疏その義頗る幽深なるを崇び、兼ぬるに道宣律師の疏鈔に通じて持犯を識つた。彼が二十歲受戒せるの後、師は燒香し垂涕して誨へて曰はく、「汝、但堅心に禁を重んぜよ、初篇(重罪波羅夷犯婬戒なり)を犯ずること勿れ、餘の罪譜にして若し犯ぜんには、我當に汝に代りて地獄に入りて之を受くべし」と。この師としての代受苦の精神こそは、彼が南海室利佛逝に於て草せる南海寄歸傳の終に於て特に師恩の甚深なるを讃稱せる所以である。

彼は更に師の聽許を得て東魏に對法・攝論を、西京に俱舍・唯識を學び、遂に高宗の咸亨二年十一月(西紀六七一)、年三十七歲にして夙懷を遂ぐるを得て廣州より乘船した。これ玄奘三藏の寂後七年にして、その歸朝(西紀六四五)よりして二十六年目であつた。

義淨三藏には法顯の佛國記、玄奘の西域記に相當する大旅行記なるものがない。寄歸傳中の記を見ると彼に南海錄、中方錄、西方記なるものがあつたやうであるが傳はつてゐない。從つて彼の入竺行程を知るには、南海寄歸傳と大唐西域求法高僧傳と根本說一切有部百一羯磨中の諸處に彼が散說せるとを綜合して推想するより外に道がない。卽ち求法高僧傳(大正五一・七下)に「淨、以咸亨元年在西京尋聽、于時與并部處一法師、萊州弘禕論師、更有二三諸德、同契鷲峯、標心覺樹。然而一公屬母親之年老、遂懷戀於并川、禕師遇玄瞻於江寧、乃敦情於安善、玄逵既到廣府、復阻先心、唯與晉州小僧善行同去、……與波斯舶主期會南行……」と逃べたるは、乘船當時の狀況を想察するに充分である。善行は義淨の門人にして室利佛逝まで隨ひ去れるも、中土を懷ひ既にして痼疾に染みて返棹して歸つた。かくて未だ兩旬なら

目次

(本丁)　(通頁)

律部 十九

西本龍山譯

國譯一切經

大東出版社藏版